昭和五十八年
第一回定例会
（三月八日開会
四月十三日閉会）

日野市議会会議録

（第三号
第十二号）

日野市議会

昭和五十八年第一回定例会日程

三月　八　日（火曜日）　会期の決定、施政方針表明、行政報告、諸般の報告
三月　九　日（水曜日）　審査報告、議案上程、請願上程
三月　十　日（木曜日）　一般質問
三月十一日（金曜日）　一般質問
三月十四日（月曜日）　一般質問
三月十五日（火曜日）　一般質問、請願上程
三月三十日（水曜日）　審査報告、議案上程、請願上程
三月三十一日（木曜日）　会期の延長
四月　一　日（金曜日）　審査報告、議案上程、請願上程
四月十三日（水曜日）　議案上程

日野市議会会議録

昭和五十八年
第一回定例会

目次

○三月八日　火曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……1
議事日程……2
開会……3
会議録署名議員……5
会期の決定……5
施政方針表明……5
行政報告……6
諸般の報告……24
散会……37
……38

○三月九日　水曜日（第二日）

出席議員……39
欠席議員……39
出席説明員……40
議事日程……41
開議……45

（請願審査報告）　（厚　生　委　員　会）
請願第五七ー一八号　被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情 …… 56
請願第五七ー六六号　ダストボックス廃止に反対する請願 …… 57
（建　設　委　員　会）
請願第五七ー四九号　土地の境界線確定と生活道路の整備促進を要望する請願 …… 58
特別委員会審査中間報告 …… 58
（常任・特別委員選任）
日野市議会常任及び特別委員会委員の選任について …… 61
（一般・特別会計予算委員会の設置及び委員選任）
昭和五十八年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 61
（議　案　上　程）
議員提出議案第一号　日野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 61
議員提出議案第二号　日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会に要する経費の一部変更について …… 62
議案第四号　日野市環境緑化基金条例の制定について …… 62
議案第五号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 69
議案第六号　日野市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の制定について …… 75
議案第七号　墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 79
議案第八号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について …… 82
議案第九号　日野市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について …… 83
議案第一〇号　日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について …… 83
議案第一一号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 85
議案第一二号　日野市立地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 85
議案第一三号　日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定について …… 87
議案第一四号　日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 103
議案第一五号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について …… 103
議案第一六号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 105
議案第一七号　昭和五十七年度日野市一般会計補正予算について（第五号） …… 107
議案第一八号　昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号） …… 114
議案第一九号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号） …… 116
議案第二〇号　昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号） …… 119
議案第二一号　昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号） …… 122
議案第二二号　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号） …… 123
議案第二三号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号） …… 125
議案第二四号　昭和五十八年度日野市一般会計予算について …… 126
議案第二五号　昭和五十八年度日野市国民健康保険特別会計予算について …… 134
議案第二六号　昭和五十八年度日野市都市計画事業特別会計予算について …… 134
議案第二七号　昭和五十八年度日野市下水道事業特別会計予算について …… 134
議案第二八号　昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算について …… 134
議案第二九号　昭和五十八年度日野市受託水道事業特別会計予算について …… 134
議案第三〇号　昭和五十八年度日野市農業共済事業特別会計予算について …… 135
議案第三一号　昭和五十八年度日野市老人保健特別会計予算について …… 135
議案第三二号　準用河川の指定について …… 146
議案第三三号　市道路線の一部廃止について …… 146

議案第　三四号　市道路線の認定について　……　146
議案第　三五号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について　……　147
議案第　三六号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任について　……　148
議案第　三七号　土地の交換について　……　149
議案第　三八号　日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事（その二）請負契約の締結について　……　150
議案第　三九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について　……　158
議案第　四〇号　日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定の専決処分の報告承認について　……　159
（報告事項）
報告第　一号　交通事故（日野市豊田一丁目二十七番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について　……　164
（請願上程）
請願第五八ー一号　日野市程久保六〇四～一、他の土地の宅地造成反対の陳情　……　166
請願第五八ー二号　高山地区センター建設に関する請願　……　166
散会　……　166
○三月十日　木曜日（第三日）
出席議員　……　167
欠席議員　……　167
出席説明員　……　168
議事日程　……　169
開議　……　171
（一般質問）
浅川・多摩川の将来計画の進行状況を問う　……　171
竹ノ上武俊議員　過密、過大校とこれからの学区変更のすすめ方について　……　187
米沢照男議員　老人保健法実施に伴う医療費有料化と診療差別等による深刻な事態に市は積極的な対策を構ぜよ　……　191
谷長一議員　小中学校の校内慕力について問う　……　205
小山良悟議員　三中の超過密の超緊急対策について　……　216
小山良悟議員　専用水道問題について　……　229
小山良悟議員　南平台地区未舗装私道問題について　……　234
小山良悟議員　区画整理事業反対運動の対応について　……　236
小山良悟議員　市民の健康問題を問う　……　237
馬場繁夫議員　……　245
散会　……　247
○三月十一日　金曜日（第四日）
出席議員　……　247
欠席議員　……　247
出席説明員　……　248
議事日程　……　249
開議　……　251
（一般質問）
板垣正男議員　市内中小企業の振興策の前進のために　……　251
一ノ瀬隆議員　市民のための情報公開制度の早期実現を目指して　……　263
古谷太郎議員　義務教育の完全実施について　……　271
古谷太郎議員　公共下水道の整備を急げ　……　274

古谷太郎議員　市民の健康を守れ、特に老人医療について……315
古谷太郎議員　減税、特に都市計画税の撤廃について……313
古谷太郎議員　予算案について……309
小俣昭光議員　市営住宅建設と低所得者等対策について……308
橋本文子議員　固定資産税の公平負担について問う……304
橋本文子議員　国民健康保険について問う……297
橋本文子議員　一中、七生中の給食室増築に関して……292
橋本文子議員　小・中学校への入学通知を至急発送せよ……290
橋本文子議員　人工肛門、人工膀胱保有者に対する補助金をすみやかに予算化せよ……289
橋本文子議員　散会……283

○三月十四日　月曜日（第五日）

出席議員……321
欠席議員……321
出席説明員……319
議事日程……318
開議……317
（一般質問）
馬場弘融議員　仮称第二十小学校建設ならびに都市計画道路二・二・十路線具体化に伴う通学路及び周辺道路整備について……317
馬場弘融議員　自治行政における広報、広聴の役割りと「広報ひの」の現状について……321
古賀俊昭議員　またしても市職員組合の違法ストライキ（二月十八日）への対処を回避する市長の責任について……343
古賀俊昭議員　市役所をはじめ、市の公共施設には国旗「日の丸」の掲揚を……329
福島敏雄議員　第二次基本構想に基づく長期計画を早く策定せよ……321
福島敏雄議員　老人医療無料化に向けて努力せよ……329
福島敏雄議員　高齢者事業団の育成に市は最大限の努力をせよ……343
市川資信議員　高幡地域区画整理事業について問う……352
散会……365

○三月十五日　火曜日（第六日）

出席議員……371
欠席議員……376
出席説明員……386
議事日程……408
開議……409
（一般質問）
夏井明男議員　行政サービスの基盤整備を問う……409
鈴木美奈子議員　旭が丘の文化、福祉ゾーンについて……410
高橋通夫議員　市立幼児教育研究センターの建設について……411
川嶋博議員　青少年非行化対策について……413
旗野行雄議員　浸水対策について……413
旗野行雄議員　区画整理について……425
（請願上程）
請願第五八ー三号　百草園自治会内道路舗装に関する請願……441
散会……449
○三月十六日　水曜日（第七日）
出席議員……454
欠席議員……467
出席説明員……474

請願第五八ー　四号　七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願 …… 474
請願第五八ー　五号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願 …… 474
請願第五八ー　六号　優生保護法「改正」に反対する請願 …… 474
散　会 …… 474

○三月三十日　水曜日（第七日）

出席議員 …… 475
欠席議員 …… 475
出席説明員 …… 476
議事日程 …… 476
開　議 …… 483
（議案審査報告） …… 483
議案第　四号　日野市環境緑化基金条例の制定について …… 483
議案第　五号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 483
議案第　六号　日野市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の制定について …… 484
議案第　三七号　土地の交換について …… 485
議案第　三八号　日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事（その二）請負契約の締結について …… 485
（文教委員会） …… 486
議案第　三九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 487
（厚生委員会） …… 487
議案第　七号　墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 487
議案第　九号　日野市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について …… 487
議案第　一〇号　日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について …… 487
議案第　一一号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 487
議案第　一二号　日野市立地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 487
議案第　一四号　日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 487
議案第　一五号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について …… 487
議案第　一六号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 487
（建設委員会） …… 490
議案第　八号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について …… 490
議案第　一三号　日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定について …… 490
議案第　三二号　準用河川の指定について …… 491
議案第　三三号　市道路線の一部廃止について …… 491
議案第　三四号　市道路線の認定について …… 491
議案第　三五号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について …… 492
（一般会計予算特別委員会） …… 493
議案第　二四号　昭和五十八年度日野市一般会計予算について …… 493
（特別会計予算特別委員会）
議案第　二五号　昭和五十八年度日野市国民健康保険特別会計予算について …… 528
議案第　二六号　昭和五十八年度日野市都市計画事業特別会計予算について …… 529
議案第　二七号　昭和五十八年度日野市下水道事業特別会計予算について …… 533
議案第　二八号　昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算について …… 539
議案第　二九号　昭和五十八年度日野市受託水道事業特別会計予算について …… 544
議案第　三〇号　昭和五十八年度日野市農業共済事業特別会計予算について …… 544

議案第　三一号　昭和五十八年度日野市老人保健特別会計予算について　……544
会期の延長　……546
延会　……547

○三月三十一日　木曜日（第八日）
出席議員　……549
欠席議員　……549
出席説明員　……550
議事日程　……551
開議　……553
会期の延長　……553
午後三時十六分休憩後、再開に至らず散会　……553

○四月一日　金曜日（第九日）
出席議員　……555
欠席議員　……555
出席説明員　……556
議事日程　……557
開議　……561
（緊急質問）
「市職員組合の半日違法スト（二月十八日）参加者に対する給与支払にかかわる公金の違法支出の疑義について　……561
（請願取り下げ）
（建設委員会）
街路灯設置に関する請願　……583
（請願審査報告）
請願第五七ー四八号　……583
請願第五八ー　三号
百草園自治会内道路舗装に関する請願　……584
（文教委員会）
日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願　……584
遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願　……584
図書館の夜間開館に関する陳情　……584
中学校通学区域変更に関する陳情　……584
高幡台団地運動公園内テニスコート設置に反対の請願　……584
七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願　……584
（厚生委員会）
下水道化に伴う代替業務の提供及び補償についての陳情　……584
優生保護法「改正」に反対する陳情　……584
優生保護法一部「改正」に反対に関する陳情　……584
優生保護法「改正」に反対する請願　……584
高山地区センター建設に関する請願　……584
優生保護法「改正」に反対する請願　……585
（建設委員会）
水害等対策に関する請願　……585
私道舗装に関する請願　……585
高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願　……585
住宅環境保全に関する請願　……585
請願第五七ー五三号
請願第五七ー五八号
請願第五七ー六三号
請願第五七ー六七号
請願第五八ー　二号
請願第五八ー　六号
請願第五七ー二七号
請願第五七ー三一号
請願第五七ー三七号
請願第五七ー三八号

請願第五七ー四六号　下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願……585
請願第五七ー五一号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願……585
請願第五七ー五四号　日野市日野本町四丁目六番地、同七番地、同八番地、同十八番地の市街地整備促進についての請願……585
請願第五七ー五五号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願……585
請願第五七ー五九号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願……585
請願第五七ー六〇号　一・三・一バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願……585
請願第五七ー六二号　程久程六六二番地地域山林緑地保存に関する請願……585
請願第五八ー　一号　日野市程久保六〇四ー一、他の土地の宅地造成反対の陳情……585
請願第五八ー　五号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願……585
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件……585
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件……585
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件……586
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件……586
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件……586
（選　挙）
東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について……586
（請　願　上　程）
請願第五八ー　八号　滝合学童クラブ増築に関する陳情……587
（特別委員会審査報告）
日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会審査報告……587
（議　案　上　程）
議員提出議案第一二号　日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る関係人の告発について……588
会期の延長……597
延会……598
○四月十三日　水曜日（第十日）
出席議員……598
欠席議員……598
出席説明員……599
議事日程……599
開議……600
（議　案　上　程）
議員提出議案第　三号　都立高校の新設促進に関する決議……601
議員提出議案第　四号　大幅所得税減税の実施、景気回復、雇用安定を求める意見書……603
議員提出議案第　五号　中小企業の経営危機打開に関する意見書……604
議員提出議案第　六号　景気対策に関する意見書……604
議員提出議案第　七号　物価調整減税の実施に関する意見書……604
議員提出議案第一〇号　被爆者援護法早期法制化に関する意見書……605
議員提出議案第一一号　電電公社改革に関する意見書……605
午後零時三分休憩後、再開に至らず閉会……605

三月八日　火曜日　（第一日）

日野市議会会議録

第三号

昭和五十八年
第一回定例会

三月八日　火曜日　（第一日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（一名）

四番	小山良悟	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	加藤一郎	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	伊藤正吉	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	坂本金雄	君
清掃部長	大貫松雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	栗原莞次	君
書記	萩生田富司	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子　君

都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	高野隆	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	佐藤智春	君
教育長	長沢三郎	君
教育次長	小山哲夫	君
書記	平川雅弘	君
書記	串谷省三	君
書記	田野和	君

議事日程

一　会議録署名議員の指名
二　会期の決定
三　施政方針表明
四　行政報告
五　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第一から第五まで

昭和五十八年三月八日（火）
午前十時開会

午前十時九分開会

○議長（石坂勝雄君）　おはようございます。

これより昭和五十八年第一回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第七十条の規定により、議長において指名いたします。

十七番　黒川重憲君

十八番　古賀俊昭君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る四日の日に議会運営委員会を開催いたしまして、会期について審議をいたしました。お手元に配付されておる予定表のとおり会期は本日より三十日までの二十三日間といたしました。

本日八日は施政方針の表明、行政報告、諸般の報告でございます。

九日が審査報告、議案の上程、請願の上程でございます。

十日から一般質問でございます。四日間を予定しております。十九人出されておりますが、今回もぜひとも皆さんの御協力をお願いいたしまして四日間で上げさせていただきたい、とかようにに思うわけでございます。

それから十五日は一般質問でございますが、請願の上程、それから意見書、決議の締め切りが午後五時でございます。

十六日が常任委員会、総務、文教でございます。

それから十七日が厚生と建設でございます。

十八日が特別委員会。

それから十九、二十日、二十一日が休会でございまして、二十二日の日に百条調査の特別委員会を持たさせていただいております。

それから二十三、二十四、二十五日が一般会計の予算特別委員会を予定しております。

それから二十六、二十七日が休会でございまして、二十八日に特別会計の予算特別委員会でございます。

二十九日がまとめで、三十日に審査報告。あれば議案の上程、請願上程でございます。

以上のように決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御意議ないものと認めます。よって会期は、本日から三月三十日まで、期日二十三日間と決定いたしました。

これより日程第三、施政方針表明を行います。

理事者から施政方針の表明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　昭和五十八年第一回定例市議会の開会に当たり、新年度予算の大綱と市政に関する所信の一端を述べて、議員皆さんの御理解と御指導をお願い申し上げたいと存じます。

私は、昭和四十八年日野市長に就任以来、今日まで一貫して「憲法を市政に生かし、市民の命と暮らしを守る」「緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくる」ことを市政の基本理念として、政策の立案、施策の実現に取り組んでまいりました。今日までの約十年の期間には、財政危機を初め、多くの困難な事態にぶつかりましたが、常に議会の御指導と市民各位の御理解によって難局を乗り越え、行政施策の各分野にわたり、この時代にふさわしい市勢の進展を実現できましたことに感慨を持って感謝するところであります。

また、この期間は、日野市民にとって、高度経済成長期に生じた人口の急増と都市化への急激な膨張に対応し切れない社会資本のひずみや、都市整備の不均衡に対する開発優先の反省と価値観の変化などから、目指す都市像に市民意識が高まり、生活優先、市民参加の町づくりに精進した貴重な期間でもあったと思います。それは、おおむね第一次基本構想、基本計画に意図された趣旨に沿って、福祉の拡大、教育条件の充実、生活環境の整備など総合性ある町づくりを市民要求にこたえて、将来に向かい展望豊かな今日の状況を迎えているものと考えております。

ことし、わが日野市は、市制施行二十周年の記念すべき青年期に相当する年次を迎えることになりますが、市民とともに市政の進むべき指針となる第二次基本構想の議決をいただき、また、町づくりに対する市民自治の共同目標とすべき市民憲章の制定、なお、市民が共感を持って合唱できる市歌も製作されるなど、新たな市民参加のコミュニティづくりへの意識高揚に大きい期待を持つことができるものと思っております。

私は、市民生活、市民活動の豊かな営みのために、市民の先頭に立って、社会資本の充実と地域社会の発展に努めるよう、高い意欲と情熱を持って、本市のこの大切な成長期に対処する所存であります。

近年、わが国は経済の低迷が続き、国の新年度予算でも、昭和三十年以来と言われる実質マイナス予算となっております。税収減の穴埋めに膨大な国債を発行して、赤字財政と不況が同

時進行し、国民の願望とする所得減税はいまだ行方が不明な状況にあります。生活に身近な福祉や教育の予算は厳しく抑えられるほか、公務員に対する人事院勧告も凍結される状況の中で、防衛費の突出のみが目立つ財政運営は、過去の時代にとった財政政策のツケが今日に回ってきたものとはいえ、異常としか言えないものを感じます。また、地方自治体の財政運営の指針となる本年度の地方財政計画においては、伸び率〇・九％という史上最低のものとなっております。市の自主財源の根幹をなす市税においては、比較的恵まれているわけですが、法人市民税には頭打ちが予想される状況も出ております。

このような現実の中で、昭和五十八年度の予算編成には、一般経費の効率的運用と財源の重点的配分に努め、下水道事業を初めとする都市基盤の整備とともに、市民生活に活力と潤いのある町づくりを前進させるため、市民の健康と福祉の充実に最も意を注いだところであります。

歳入歳出予算の概要を申し上げますと、一般会計の総額は、二百四十六億七千万円で、対前年度比五・五％の伸びとなっております。また、特別会計の総額は百十三億三千万円で、対前年度比三八・二％の伸びとなっておりますが、これは、老人保健特別会計が加わったことにより高い率となったものであります。

次に、第二次基本構想に立脚するところの新たな新規施策について御説明申し上げます。

一、生きる喜びをつくり出す健康と福祉の施策について。

高齢者社会が進行する中で、老人福祉施策としては、老人憩いの家の建設を初め、老人農園の増設、中央福祉センターの冷暖房設備などが挙げられます。また、この二月より施行された老人保健法により、老人医療費の一部個人負担が制度化されましたが、何らかの助成施策を年度内に実施するよう検討を進めているところであります。なお、昨年、本市独自で制定した老人憲章を施策に生かすため高齢者対策協議会に意見を求めたいと考えております。

児童福祉事業としては、私立無認可保育園の保護者補助及び市加算補助の引き上げ、私立保育園にかかわる福祉法人施設改造費補助の限度額引き上げを行うなど施策の拡大充実を図っております。

障害者福祉の充実のためには、身体障害者、精神薄弱者への総合施策として、障害者福祉施設の基本設計、障害者（児）緊急一時保護と重度障害者入浴移送事業のほか、点字タイプライターの購入、手書き電話の設置、保健福祉援護のレベルアップ等、障害者施策の拡充を図ってまいります。

また、旧庁舎跡地には、新しく市民の健康センターと生活センターの機能を備える施設の計画を進めてまいります。

二、人間性をはぐくむ教育、文化、スポーツの施策について。

まず、用地の確保ができた仮称第二十小学校は、債務負担行為を含む予算をもって建設に着手いたします。

中学校では、第一中学校の給食室と食堂の増築、七生中学校の給食室、食堂の新設設計、三沢中学校防音壁設置を実施いたします。

私立幼稚園の公私格差に対する助成には、都の施策に合わせ、四、五歳児に対し月額五千円に引き上げ、三歳児についても助成を始めます。

第一桑園跡国有地の譲り受けの決定に伴い本格的なスポーツのグラウンド施設として四百メートルトラックの設計をもつ仲田スポーツ公園が本年には一歩進みます。四月一日より市に管理が移譲されますので整地の上、市民広場に開放いたします。また、多摩川、浅川の河川敷、廃川敷グラウンドの計画についても引き続き努力をしてまいります。

なお、市民の願いである都立高校の誘致については、その実現に向け強く運動してまいりたいと存じます。

三、緑と清流、便利で快適な調和のとれた町づくりの施策について。

北川原公園用地及び仲田緑地の買収に着手し、公園面積を確保するとともに、黒川公園の湧水場に遊歩道を整備し、程久保川についても、今後遊歩道の開設を図りたいと考えております。

また、市内を南北に分けて貫流する浅川を、市民の身近な公共広場とする親水計画、ジョギング、散策コースなど自然との触れ合いのため、浅川利用計画を促進してまいります。

八年間継続事業の根川改修は、本年度をもって認可部分を終了いたしますが、水路改修は引き続き計画的に実施し、用、排水路の整備と清流対策、水害対策を講じてまいります。

生活道路の新設改良には、三億四千万円を計上して、在来道路の拡幅、道路側溝の新設改良に力を注ぐほか、都市計画道路二・二・五号路線の実現のために事業認可を進め、また、国道一・三・二号線中央線架橋の開通による路線バスの延長を交渉してまいります。

防災対策につきましては、消防施設の整備、貯水槽の設置、防災無線の完備により、緊急配備の強化に努め、消防団員の報酬改善を図ります。

また、交通安全施設の整備を進め、駅前放置自転車対策として、駐車場の設置と規制のため、駅前の安全と秩序確保の条例を予定しております。

都市基盤の整備として、まず既成市街地や駅周辺の環境整備と防災化及び地域中小商業の振興を図る目的をもって土地区画整理事業の促進に取り組みます。

下水道事業につきましては、引き続き流域下水道事業の着手と公共下水道の認可申請に向け、本年は一歩前進を期しております。

黒川都市下水路は、最終年度を迎え、この完成によって集中豪雨の際の浸水禍が解消されるものであります。

緑化推進施策として、残り少ない市内の樹林地を保護し、緑地の確保を図るため新たに基金制度を設け、その果実によって将来にわたり、計画的な環境緑化に資するよう新年度として一億円を積み立てます。

四、産業と勤労者、消費者が共栄する活気ある町づくりの施策について。

近郊農業の育成として野菜団地の農道整備、農業用水管理補助の引き上げ、農業後継者財団の設立出捐金のほか、パート労働者の権利を保護する普及活動と設立三年目を迎える勤労者互助会事業の拡大充実を図り、商工団体の育成として商工会補助の引き上げを行います。

五、市民が主役の参加と連帯の町づくり施策について。

市民にとって文化活動の拠点、交流の施設となる市民会館は、市制二十周年を記念する事業として二カ年の施工計画をもって着手いたします。

コミュニティ施策としては、地区センターの設置、地区広場の整備を進め、市民の連帯運動、婦人活動の振興を図り、自治会に事務費の助成アップを行います。

青少年健全育成のため、一層、小中学校区のコミュニティ形成を支援し、地域と学校、家庭の連帯化を促進する考えであります。

さきにも申し述べましたとおり、本市は今年、市制施行二十周年の記念すべき年輪を刻みます。記念事業のほか、お祝い行事等、また、小中学生と各世帯に配布する記念品などの経費を含め四千五百万円を計上いたしました。

この意義深い年を市民の参加と連帯による自治意識の成長のため、また、触れ合いと思いやりの福祉の風土づくりのために、新たなスタートとなるよう期したいと思います。

よい都市をつくる条件として、一つ、主体性、二、総合性、三、市民性、四、創造性、五、実践性が必要であると言われておりますが、私もこの考え方に同感であります。日野市は、この条件を具備し、その能力を持っていると私は確信いたします。

本市では、昨年「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行いました。この平和都市宣言の意義を広く高揚する運動も進めたいと考えております。

終わりに、日野市政が目指す本来の目標である緑と文化の市民都市への限りない発展に向かって行政姿勢を正すとともに全職員の英知と努力を引き出し、市民のお力を最大限に借りて、懸命の努力をいたす決意を申し述べまして、議員各位の御理解ある御指導を心よりお願いいして、施政方針表明といたします。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの施政方針の表明につ

いて御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　この施政方針をいまお聞きし、拝見しました。これが恐らく広報に出るだろうと思うんです。そうしますと大変大きい誤解を市民に抱かせてしまう可能性がある点がたくさんある。しかし、その点で特に誤解といいますのは、発表の表現が間違っている表現。これは主観的な問題ですから、防衛費がどうだ、こうだということは私は申しませんが、しかし、これは、まず三点だけ質問したいと思うんです。

三ページ、重点的配分に努め、下水道事業を初めとする都市基盤の整備とともに――こう書いてある。下水道事業は大幅な減額であります、五十七年度に比べて。御承知でしょう。五十八年度予算は十四億円であります。五十七年度予算は十三億一千六百五十万円。一億円ふえたように見えてる。ところが、この間いただいた補正予算を見ますと、投資的経費四億六千万円が減額されている。はっきり言えば工事をしなかったのであります。この減額は都市整備部長に言わせれば五十八年度に繰り越されているということであります。そうすると実質的に三億円以上の減額になっている。いかにも力を入れているように書いてある、これには、二カ所にわたって。これは大きな誤解を招く。

同じような数字的な指摘をもう一つします。

六ページに、生活道路の新設改良には三億四千万円を計上して力を入れているんだということを言っている。とんでもないことなんです。私は、去年御指摘したんです。国から道路関係に使わなきゃならないという国庫交付金――補助金でありませんよ。交付金が地方道路譲与税七千四百万円、自動車重量税等取得税等の配分金三億五千七百万円が来ております。四億三千万円であります　以上になっている。四億三千万円道路改良、新設に使えという交付金が国から来ている。残念ながら、これ三億四千万円しか計上できませんでしたと書くことが市民への誤解を招かない方法であります。力が足りませんで、国からいただけるだけのお金も使いませんでした、予算に組むことが不可能でした、申しわけありません。わびなきゃいけない文章なんです、これ両方とも。下水道にいたしましても、道路新設改良にいたしましても、力が足りないので予算を組むことができなかったんです。今後努力いたしますと書かなければ、広報に載った場合に、われわれの税金一円も入ってないんです、これ。しかも余ってくる、一億円も。こんな表現の方法が、いかにも道路と下水道に力を入れているかのごとき欺満性を持った施政方針演説は、広報に載せられたら困るんです。市民が迷惑するんです。このことについて第一点を解明していただきたい。

第二点申し上げます。これも誤解招くから申し上げる。

七ページ、黒川都市下水路は最終年度を迎え、この完成によって解消されるものであります。これもそうなんです。市長さ

ん、おわかりでしょう。昭和五十五年度ですか、六年ですか、堀之内自治会、堀之内の農民諸君が私たちの農業経営ができなくなる、臭い水だけを流されちゃわれわれはまいるんだと言って、黒川都市下水路に対しては反対はしないけど、われわれの生活はどうなりますか、回答をもらいたいという自治会長名の陳情が出ているはずであります、市長さんの方に。まだ、回答すら出してない、回答すらいただけない被害者である堀之内の諸君が、水田が荒らされ、たんぼつくったって一俵か二俵しかできない。臭い水で悪臭が満つる、あの美しい堀之内に。それで解消できます、こう書いてある。実に無責任な表現と言わざるを得ない。被害者がいることなんです。加害者である日野市は被害者の市民諸君に対して回答すらしてない、二年にわたって。はい、そうですか、協力しますと、これ、言えますか、堀之内の諸君や上田の諸君が、農民はどうなるんです、殺してもいいんですか。現実にとれないんですよ。それを、いかにも解消されるものでありますと書いてある。これも大きな誤解を招くと思うのであります。

最後にもう一点申し上げる。

われわれは、日野市の核兵器廃絶・平和都市宣言は行いました。もちろん行いました。同時に健康都市宣言も行っております。行っているものを何で片方だけ抜いたんです、これ。

その三つの理由をちょっと説明してもらいたい。これは広報に載るから言うんです。誤解を招いちゃいけないから申し上げている、御注意しているんです。いかにも道路がよくなります、努力してますというように書いてあるんです。下水道の問題もそうです。それから、うそを言っちゃいけないから、誤解を招くといけないから、ひとつ、市長さんの本心を聞かせてもらいたい。以上三点。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま、ことしの施政方針という形で私の所信を申し述べさせていただきました。

いわゆる、ことし、また、今後に向かって日野市の発展のためにそれぞれ必要な事業に真正面から取り組んで、そうして生ずる問題は解決に努力をして前進をさせていこうという、そういう内容の所信表明のつもりでございます。したがいまして、いま御指摘のありました下水道事業にいたしましても、あるいは生活道路あるいは下水等の整備の事業にいたしましても、ことしの事業として、相当重点を置きながら取り組んでまいろうという、そういう気持ちの、あるいは方針の表明でございます。

したがいまして、誤解を招く、こういう御指摘でございますけど、私は、そのことは年々営々として積み上げておることでございますからして、特別に誤解をされるということはあり得ない、こう思っております。

それから、黒川都市下水路のことについても御質問がござい

ました。都市下水路というのは雨水排水を目的とする施設であります。下水道が――公共下水道が整備されるまでは一応処理された家庭雑排水等も受け入れないことには生活が成り立ちません。したがいまして、日野市内に都市下水路と呼ばれるべき下水がすでに幾つか完成をいたしております。これらに対しまして私も常にその下水の状況について現地の状況を視察するなどやってまいっておりますけれど、特別に地域から指摘をされるほどの大きな迷惑をかけておるというふうには思っておりません。一時の町づくりのさなか、人口急増の中でございますから、永久に解決しないということであってはなりませんが、雨水排水とともに生活排水をなるべく浄化したものを流すということはやむを得ない今日の置かれておる現実であります。したがいまして、黒川都市下水路の完成こそ市民は期待をしておりますが、下流の方に対する迷惑、迷惑が本当に実在するならば、これまでも話し合いはしてまいっております。今後も努力をしてまいります。そういうことによって御理解を得たい。このように考えております。

それから、平和都市宣言に伴いまして、健康都市宣言も行っておるではないか、こういう御指摘でございます。健康あるいは文化、こういうことはもちろん行政の大きな目標であります。ことしも特にまたそのことを、福祉とそれから健康に対します施策のことも強調いたしております。宣言は、もう申すまでもなくわれわれの市政の中に生きておる、このように御理解をいただければ幸いでございます。

不十分かもしれませんが、お答えといたします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　これは、一般質問じゃありませんので、私は、誤りが市民に伝えられる、非常に恐れているわけです。

いま、お話にいいですか、三ページにこう書いてあるんですよ。財源の重点的配分に努めて下水事業初め、と一番上に載っている。それが三億円減額なんです。だから、おかしいと言ってるんです。そうでしょう。

六ページもそうなんですよ。国から道路に、道路費用として使わなきゃならない、法律で決まってんだ、これ、法律で。その配分金が四億四千万も来る。ところが、日野市の道路予算全部見た。このほかに道路補修費が千三百六十八万一千円あります。側溝の改良費が二千二百三十三万円、これら合わせたって三億七千六百万円しかならないじゃありませんか。だから、もし言うなら、生活道路改良には国からの交付金が四億四千万円余来ておりますが、当初予算には三億四千万円を計上しましたと言うんならわかる。市税は一円も入ってないんですから。これは法律予算なんです、法律違反なんです、このままいけば。そこのところを私が言っているんです。ちっとも重点配分じゃ

ない。使わなきゃならないんだ、これ。そうですよ。

それから、黒川都市下水路ですが、これは、御承知でしょう。昭和四十年に吹上区画整理の排水を、雨水を、雨水ですよ、流してくれというんで、私が市長のとき始めて、四十三年ですよ、きっと、これ、でき上がったのは。ところが、不幸にして公共下水道が一つもできない関係もあって、あの中に豊田駅南口からあの下の方から全部家庭雑排水も入るようになってきた。そのため堀之内から上田へかけてのたんぼは三俵以上、一反とれる所がなくなっちゃった。農民はがまんしてます。十五年間もがまんしている。去年ですよ、谷議員さんも質問しましたが、あの中にたまってた――管に、雨水と称するものです――雨の水と称するものを清掃した。かい出した。会計検査院の検査があるからかい出さざるを得ないそうですが、かい出された先は大変だった。物すごい悪臭だ。現実に私も谷さんも呼び出された。そういう大きい被害を十五年間も与えながら、流されるのはあたりまえだなんていう発言は、いま、あなたはなさる。断じて許しません。もし、あなたがそのようなお考えなら、われわれは貧しい昔から百姓で生きている人の一人でも殺してはならないのであります。断固として反対します。そういうお考えはやめなきゃいけないんです。被害者が一人でもあるということは許されてはならないことなんです。それを、もうでき上がるかのごとく書いてある。これもうそじゃありませんかと申し上げたんです。

まあ、いいんです。これは見解の、あなたの御人格の違いとわれわれの、私の考え方の違いですから。やはり、市長は謙虚な立場で真実を市民に訴えなきゃなりませんよ。ごまかしちゃいけません。それだけ申し上げておきます。いいです。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　この施政方針の中で、私、一点だけ矛盾があるのではないかと思われるところがありますので、御指摘をして、それについて市長のお考えを伺いたいと思います。

七ページの四行目ですか、緑化推進施策として、残り少ない市内の樹林地を保護し云々がございます。そのために積極的に進める、施策をやっていく、基金をつくるというふうなことですね。で、これに関連をしまして、実は、この前段五ページですか、市民の願いである都立高校の誘致については、その実現に向けて強く運動してまいる。この二つの文章があるわけですが、なぜ、矛盾かといいますと、実は昨年の三月に私どもに、日野市がつくった緑のマスタープランというものが配付をされております。その中で、都立高校をつくろうとしておられる、あの南平のかなりの斜面のある土地ですけれども、そこは、まさに将来の緑の保全の地区として残しておかなければいけないということ、それから、将来の公園計画の中にちゃんと入って

おりまして、仮称の多摩丘陵公園というふうな形になっております。将来は、現在ある緑、森林というものを生かした市民の森公園というふうな形にしていきたいということが実は言われているわけです。

そこで、この緑化推進施策を積極的に進めるというならば、あの場所はまさに現在緑が十分残っているわけですから、公園として将来生かすための方向をとるべきだと思うんですけれども、五ページのところによりますと、都立高校の方も誘致を積極的にやる、ほかに用地はないようですからあそこに高校を建てる。緑がなくなります。この辺の矛盾を市長はどのようにお考えになっているか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　緑は生命の源といいましょうか、いろいろな意味で都市が（「緑が生命の源だなんて初めて聞いた」と呼ぶ者あり）密度が高まれば高まるほど緑に対する願望が強くなってくるわけであります。それを両立させようというわけでありますから、それを矛盾と言われるならば矛盾かもしれません。しかし、私は、それを矛盾でないように処理する方法を考えるのが、これが人の知恵だ、このように思っております。

したがいまして、日野市の発展を願う、あるいは市民の幸せを願う、（「具体的に答えてくださいよ」と呼ぶ者あり）教育の向上を図る、このことも行ってまいらなければなりません。そうでありますために、たとえば、これから緑化――環境緑化基金条例のことも提案をし、御審議いただくわけですが、一方に宅地開発あるいはマンション等の建設がございます場合に開発指導要綱に基づいての公共負担金をいままでちょうだいいたしております。その公共負担金は、これまで主として学校でありますとか、あるいは関連いたします幼児施設、ごみ処理施設等に影響があったわけでありますけど、今日になりますと、特にその使途について将来にわたっての意義を考えていかなきゃならないと思っております。そこで、緑の基金にそれらを積み立てるということが一方の減少に対して、一方のプラスになっていく、こういうバランスを考えるのが私ども日野市民の知恵ではないか、こう思っております。また、十分議論をして御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　全然かみ合わないんですけれども、じゃあ、具体的に伺います。

昨年の緑のマスタープランに書かれてある、この総合公園の一つとしての多摩丘陵公園、この計画はなしなのか。あるいは、あの南平の所は都立高校としては使わないで、ほかの所を都立高校用地としてお探しになって、あそこは、この緑のマスタープランの原案どおりに公園にしていくのか、どちらでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南平の開発公社が先行取得をいたしております用地の半分は都立高校用地にぜひ充てたい、このように願望いたしております。そして、一方には相当荒れておる状況ですから、公共施設を整備いたしまして、そうして、自然破壊を防止するとともに、また、緑の保全を図っていく、これが両立するわけであります。

それから、特にこれまで、あるいは面積上の計算等がございます、緑地、なるべく三分の一――三〇％保持しなさい、これも満たさなきゃなりません。たとえば、多摩川はもちろん一級河川でございますが、これは緑地指定してありました。しかし、浅川にはこれまで緑地指定がございませんでしたが、これは、これも緑地指定をしてまいります。そういうことで日野にはまだ緑の銀行は十分資金がある、このようにも思っております。

したがいまして、今後少なくも段丘地それから多摩丘陵――残されております多摩丘陵あるいは百草の地域、これらに対しましての緑の保全は、あるいは保存は、日野市民の一致する願望として、行政が取り組んでいくのが当然である、このように考えますので、よろしく御理解を賜りたい、こう思っております。（「もう、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　次に、古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　何点かにわたりまして市長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず、一ページ目ですが、真ん中ほどに十年間の期間には、財政危機を初めという記述があるんですが、この財政危機というのは、日野市のことなのか、それ以外のたとえば国のことを指しているのか、その点を、ひとつ、教えていただきたいと思います。

それから、その次の次の行に、この時代にふさわしい市勢の前進を実現できたということがありますが、具体的にどのようなことが前進したとして市長はお考えになっているのか、具体的に挙げていただきたいと思います。

それから、次のページ、これは、一つのたとえで市長は使っておられる言葉だと思うんですが、市制施行二十周年の記念すべき青年期に相当するということで、人間の生育にたとえて日野市をいま青年期だと規定しておられますが、真ん中ほどには、本市のこの大切な成長期ということで、また、青年期に対応する言葉が出ております。青年期と成長期というのは、また、これはひとつ人間の生育をたとえるならば違う認識があっていいと思うんですが、この辺に一つの整合性がないんじゃないかと思いますので、その点もお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つ市歌のことですが、市民が共感を持って合唱できる市歌も製作されるなどということですが、まだ、市

歌はつくられて間もないわけで、市民のほとんどの人が聞いていないんじゃないかと思うんです。なぜ、共感を持って合唱できると市長は独断されたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから次は、これは私が昨年の市長の施政方針表明のときにもお伺いをして認識の変更をお願いした件なんですが、例によりまして、事あるごとに市長は都や国の責任を云々とよく言われるです。これにも、そのことが何行かにわたって書かれております。防衛費の突出のみが目立つ財政運営というようなことがありますが、私は、今回の仲曽根内閣が初めて編成をしました五十八年度の予算案というものは、二十一世紀へ向けて厳しい財政事情の中、私たちが痛みを分かち合って、来るべき時代に向けての日本を築くといいうことで重点的に、効率的に厳しい財源の中で予算配分がなされたものだというふうに考えております。ですから、現に所得の少ない世帯への生活保護費の増額、また老人、障害者、また母子世帯に対する福祉の増額も行われております。それから、国民生活、国民経済維持のために欠くことのできないエネルギー対策費も増額をされております。また、総合安全保障の一翼を担います海外経済協力費、これも増額を見ております。そういうことで、市長の認識、私は違うんじゃないか、国民の大方の合意とは違うんじゃないかと思います。

また、防衛費の件なんですが、国家、民族の安全保障を考えるというのは国の政治の基本的な政策でありますから、国際的な常識から見て日本が行った防衛費の計上というものは決してそんなに私どもが防衛費突出といって一部政党が大合唱するような認識には国民は立っていないんじゃないかと思いますので、市長の考え方変更をされるべきではないかと私は思うんですが、その点も確認をしておきたいと思います。

それから、もう一つ、これは最後になりますが、五十八年度の重点施策を一項目から五項目まで並べて書いてありますが、昨年も同じような書き方で項目を連ねておられました。一番にあります、生きる喜びをつくり出す健康と福祉の施策について。これは、昨年度は三番目に命と暮らしを守る施策として出ておりましたが、今回、これが入れかわってトップにきた理由は何か、それもお伺いをします。

また、一、二、三、四と、こう並んでおりますが、三番目の項目は昨年度――五十七年度はトップにきておりました。これが、なぜ三番目に移動したのか、何か理由があればその点もお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　十年間の間に財政危機等の大きな困難があったという述懐をしておる部分につきましての御質問でございます。

四十八年、それから五十二年――五十二年、三年ごろ、まず、日本で石油ショックと言われる一番大きな経済危機があったことは申すまでもありません。特に、四十八年の際には一部の生活物資が市民生活の生活物資が窮乏をいたしました。それらに対して生活安全本部というようなことも行政として行われました。したがって、国の財政危機ということもありますし、地方自治が特に市民生活を守るという立場から一番近い距離の困難を受けた、こういう認識は持っております。特に、当時、超過負担と言われる、つまり、国の施策に対します地方の受託事業が多分に超過負担をさせられていた。これらに対します自治体の共通の立場から国にそれの改善を求める等いろいろなまた国も施策をされることによって危機を突破することができた、こういう事実でございますので、この財政危機という意味は、国は国なり、自治体は自治体なりに大変な受難であった、このように考えております。

それから次に、表明の中の一部分、この時代にふさわしい前進ということについての御質問であります。

四十八年から、ことし――五十八年にわたりますこの十年間というのは、まさにわが国の経済成長から低成長へと移行した非常に大きな変動のあった時期であります。そうして、いわゆる四十年代前半までにいろいろな経済――高度の経済成長の一つの裏返しといたしまして公害現象でありますとか、国民の必ずしも経済成長がすべて人の幸せにつながらない、あるいは憂うべき将来に禍根を残すという大きな反省もあった貴重な期間であります。日野市もそれに符節を合わせた形で人口の急増を受けとめながら、なお、自然の保護でありますとか、保全でありますとか、そういう面に市民の新しい目が開けたということ、あるいは開発指導要綱等をより克明に整備をいたしまして、将来の町づくりのために当然措置しておかなければならないいろいろな条件を行政指導として成立させた、こういうことであります。

挙げるとたくさんあると思っておりますけど、全体として、人口は十一万から今日の十五万にふえました。学校の数も、私、十年間に小中学校十校ぐらいふえた、このように記憶をいたしております。その他のごみ処理施設あるいは上水道の一元化――都水道一元化、あるいは下水道に対します将来計画を持って今日御理解をいただいております流域下水道と公共下水道を整備していくという大きな大方針も確立いたしました。それらのことはすべてこの期間に達成をした、つまり、この時代に日野市がとっておかなければならない必然的な取り組みであったということ。あわせて市民要求にこたえるだけの市のエネルギーを十分発揮した、こういうふうな意味を申し上げておる、このように御理解をお願いいたします。

それから、市制施行二十周年はまさに成人式の年でありますし

から成長期の頂点、あるいは青年期としての大きな活躍を期する時代、こういう意味で同意語に御理解いただいてよろしいと思っております。

それから、市歌が市民の合意と市民の了解と申しますか、これは議会で全会一致で決められたことはまさにこれは市民の合意の象徴である、このように申し上げておるつもりであります。また、そうあるべきだと思いますし、そのようにこれからも普及発展をさせてまいりたい、こう思います。

それから、防衛費のことを中心といたしまして認識が違うんではないかという御指摘もございますが、私は、一自治体の立場として見解を持っておるわけでございまして、できるだけ市民生活に一番密着をする自治体に財政力を豊かに注いでいただきたい、こういう観点からの一つの認識でございます。

それから、タイトルが、番号が入れかわっているのは、どういう理由か、こういうことなんですが、いずれも重要施策五本の柱と申しておりますが、そして、ちょっとこの文章の中にも触れておるわけでありますが、昨年議決をいただきました第二次基本構想のタイトルの順序がこういうふうになっておりますので、それに合わせたという、こういうふうに御理解をいただければ適当と思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は、最後の重点項目については、たとえは悪いかもわかりませんが、十年も二十年も大学の先生やっている方が毎年講義の内容が同じだ、たまには順序を変えないと黒板に書く講義の内容を生徒が見て冷ややかなやじでも飛ばされては困るというんで一項、一ページ目と二ページ目を逆に黒板に書くというようなこともあるのと同じような気がしながら読んだわけです。何かちょっとでも目新しさを出そうという市長の苦肉の策じゃないかというふうに受け取りました。

それから、これは私が一番言いたいことなんですが、この防衛費突出云々ということは本来施政方針の中には書かれなくても私はいいものではないかと思うんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）赤旗や社会新報にはこういうことがよく書いてありますから、市長は愛読しておられるかどうか知りませんが、私どもでも自由新報というりっぱな機関紙を出しておりますのでそれも読んでいただいて（笑声）バランスのとれた政治感覚を養っていただきたいと思うわけです。特に（「そのとおり」「公明新聞にも書いてあるぞ」「そんなもの見たことないぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）防衛費の予算や社会保障費というのは予算の金額自体が全く違うわけです。三分の一、社会保障費に比べて防衛費は三分の一程度ですし、その予算の金額の土台が違うものを比べて突出だとか、福祉が切り捨てだとかというのは余りにも短絡的な紋切り型の政治的な私は感覚じゃないかと

思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その点、ひとつ、市民のためにも認識を改められるよう強く私の意見言っておきまして、終わりたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いま、古賀議員さんが言われたとおり、五十七年度の施策方針演説にも同じこと、全く同じことが書いてあるんですよ、速記録見ましたら。こう書いてある――防衛関係の大幅な伸びは異常な事態と言わざるを得ません、こう書いてあるんです。ことしと同じことなんですね。それはいいんです。私はあなたの主観がここに出ているんだろうと思うんだけれども、同じ文章ということは恐らく何らかの指示を得て、こう毎年同じ文章載せるんだろうと思う。ここだけは来年は文章を少し違えてもらいたい。（笑声）事情が違うんですから……。この点だけ意見としておきます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　三点ほど質問いたしますが、一ページの中ごろと二ページの中ごろに、一ページには社会資本のひずみ、二ページには社会資本の充実ということがありますが、社会資本というのは、どういうことを意味しているんだか、漠然としてですね……。

それから、二番目に、いま古賀議員が質問したんですけれど、防衛のことですけれど、地方自治体では余りこういうことは出さなくてもいいんですけれど、出ているんであえて市長に質問いたしますが、この防衛費の突出のみが目立つ財政運営ですね、過去の時代にとった財政政策のツケが回ってきたというんだけれど、財政政策だけでこういうことになったんだか、どうだか。市長は、市民の命と暮らしを守ると言うんですけれど、やはり、そうしたことは国の独立と平和と自由を守らなければならないと思いますが、その前提として防衛はどうしても必要だと思うんだけれど、防衛は、これで見るとどうでもいいというような市長の考えのように思われるんですが、その点について。

それから、三番目ですね、三点目に、この五ページの三に緑と清流ということがうたってありますが、調和のとれた町づくりということが書いてありますけれど、果たして日野市で調和のとれた町づくりが市長がやっているか、どうか。この緑地の買収にしても多摩平緑地、日野台緑地、あるいは東光寺緑地とか、緑地についての漠大な費用をやって買収してますけれど、浅川の南において緑地を買収してくれというような請願も出てるし、また、何ですね、公園をつくってくれということもしばしば議会でも言われているわけですが、そうしたことについては全然取り上げないで、そうして偏った町づくりがこれで果たして調和のとれた町づくりと言えるか、どうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その点について御説明願いたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　社会資本という言葉を二カ所用いております。一般の通念といたしまして住民が生活する、特に都市に必要な教育、文化、生活環境、あるいは交通、いわゆる生活を快適に営むため、あるいは文化の水準をより高めるために、また個人の市民生活と申しましょうか、スポーツや、それから、いろいろな社会活動のできる、そういう条件、これらを総括して社会資本という言葉を議場で使われた方をお聞きしたこともあります。そういう意味で、それらを総括する意味の言葉でまとめましてこういう表現をさせていただいております。そのように御理解をいただくといい――社会資本の整備ということは、つまり町づくりそのものである、このように……。

（笑声）

それから、またまた防衛費の突出の用語のことでございますが、これは、私もかなりいろいろな新聞記事、その他拝見いたしておりますけど、一般的に国民の意思としてそのように受けとめられております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）私も、それに同感でございます。そういう意味でございますから（「平均的な日本人の生活感覚から見なきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）特別に何かイデオロギー的にとらえておるということではございません。国民感情というふうにおとりいただきたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

それから、調和のとれた町づくりということに対しまして東西南北施策が違うではないか、こういうことなんですが、私は、日野市を一市として、一地域としてまとめて、それぞれの特徴を生かしていく、それぞれのまた市民生活に寄与する施策をしていくということがとりもなおさず調和だと、こう思っております。南には――特に南のことを言われましたが、南には区画整理が実施できないものですから、そういう意味で、いま言われます公園でありますとか、あるいは市民施設をつくるのに用地の確保に不都合がございます。しかし、大きな多摩動物園もありますし、それから丘陵地がまだ相当緑も残っております。それが、また日野市の特徴にもなっておりますからして、私は、それらを特に一方に市内の開発を進めば一方にやっぱり緑、あるいは自然というものをそれだけ補っていく、それが、いわゆる調和である、このように考えておるところでございます。調和の意味はもっともっと広い市民の、いわゆる市民感情の融和でありますとか、それからコミュニティとしての地域のまとまりでありますとか、いろいろあると思っておりますけど、そういう意味では日野市はそういう条件をそれぞれ具備しておりますので、今後の努力によってますます調和が成り立ち、また南北の関係の交通改善も行い、また緑や清流の自然環境も人間生活を高度に保っていくために大変役立つ、このように考えております。そういう意味の調和を今後も努力をする、こういうことを申し上げておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　市長は、そう言ったけれど、私は、そうは思わないわけです。

この市の、やはり、多摩動物公園は都が費用を出してつくったわけです。私は、市の費用でもって日野市の全面的に均等に取り上げられる税金を使わなければならないということを、私は言っているわけなんです。（「そうなんだよ」と呼ぶ者あり）都が動物園つくったからあとはもう構わないというのはいけないわけですよ。浅川の南の方には公園という、公園らしい公園はないわけですからやはり市が買収してでも（「そのとおり」と呼ぶ者あり）用地があるのを買収しなければならない。それを、市長はてんとして受け付けていないわけですね。（「一つも考えてない」と呼ぶ者あり）それで果たして調和のとれた市政と私はいえないと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それと、やはり先ほどの防衛のことですけれど、市長は国の安全とか、そういうことを二の次にしていると思うんだけれど、そういう点についてお考えをどういうふうに持っているのか御説明していただきたいと思うんです。ただ、市民の生活さえ守ればどうでもいいということですね、防衛費は出していけないという、それは日本人としておかしい考えではないかと思う。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特に南の浅川寄り、南の地域のことで公共施設が不十分である、あるいは（「豊田には何もないよ」と呼ぶ者あり）市民生活に不便がある、あるいは不均衡がある、このようなことはいろいろな意味ではわれわれも解決をしなきゃならない大きな課題だとこのように思っております。したがって、一番橋通りを貫通させて利便を図る、あるいは、いま進行いたしております平山橋通りの完成、また今後南北関係の高幡踏切の開通でありますとかといういろいろな施策を通じることによって日野市民の特に南北という分け方での住民感情の一致をぜひ図っていきたい。これが大きな日野市の仕事である、日野市政の仕事である、このように考えております。そういう施策を持って一層調和を図り、市民の市民感情、あるいはお互いの交通関係、これをもっと密にしていこう、これが本来の調和のとれた町づくり、こういうふうに表現は下手かもしれませんが、意味は受け取っていただけたとこう思っております。よろしくお願いいたします。（「終わり」「防衛のことがある」「防衛のことがあるんだな、市長」「無理だ」と呼ぶ者あり）

防衛ということにつきましては、日本は憲法の定めるところによって世界の各国と和平を、和平友好を保っていくのが一番すぐれた施策だろうとこのように考えております。（「りっぱ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。
○十九番（市川資信君）　私が質問したいなと思うところを他の議員も申しておりますので、私は、その質問の各議員が言われた点と日野市の施政方針、あるいは予算との関連について、施政方針のこの内容から質問していきたい、かように思うんです。
　私も、昨晩、この施政方針を私じっくり読ませていただいて、非常に美辞麗句で、知らない市民が、古谷太郎議員の質問じゃないんですけど、読んだらすばらしい施政方針だなと思うんですが、どうしても私素直にこれを受け入れられない。私と市長との物の考え方が違うからそういうふうに思うんだろうかと思ったんですけれども、決してそうではない。そういった点を含めてお聞きしたいんですけれども、いわゆる、私は憲法の改憲論者じゃないんですけれども、決して憲法擁護とか、何か、あの憲法が制定された事態、いきさつというものは、そもそも占領下の手足を縛られた口も聞けない事態に制定されたものであることは周知の事実でありますし、なおかつ現在その憲法を、原法を翻訳したならば字句訂正が相当数多く出てくるというような憲法である以上、私は憲法論議を大いにしても結構ではないか、改憲論議をして結構ではないか、こう思うわけであります。
　そういった点が基本に市長の常に冒頭にこの施政方針に流れておるわけでございますけれども、私が一番素直にこの施政方針を読んで市長と物の見方が違うんだなと思う点について申してみます。
　ということは、私は、少なくとも市制二十周年、あるいは社会資本の充実、福祉、スポーツ等の拡充を図るという点については何ら異議を挟む余地はありません。それについては同感でございますけれども、いわゆる大局的に見た物の見方において、市長は少しミクロ的な国際視野においても、また国政においても感じを受けざるを得ない。なぜかと申しますと、日野市の財政、あるいは、いま論議されている防衛費の問題についても、防衛費のみが突出しておるという点についても、これは明らかに、たとえば欧米についてはＧＮＰの五％、アメリカにおいては一〇％、ソビエトについては一五％、こういう防衛費を組む中で、日本が一％、それも経済の最先進国の中にあってシーレーンを初めすべて防衛を他国に依存している中で経済を、成長をむさぼり今日来た中で一％になったからといってそれを突出ととらえるか、あるいは、まだ防衛費については足りないんだと思うかは見解の相違でございましょう。しかし、それを一たん立場を変えて見た場合、たとえば日野市議会にも出ておられます東芝さん、日野自動車さん、小西六さん、富士通さん、
（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これらは国際企業であります。国際企業がいま欧米に輸出をしようとするときに自動車にしても、テレビにしても、あるいは電子機器にしても、欧米では多

くの失業者を抱えてこれ以上輸出をされてもらっては困るんだというところへきている中で企業努力でその成績を伸ばしておる。そういったときに当然言われるのが、いわゆる防衛ただ乗り論である、こう指摘されるのは当然であります。そういう中にあって、ある程度の防衛費をわが国は自分で守るべきところは守るんだという姿勢を対外的にやはり指摘しなければおかしい、当然だと思うわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）
　で、たとえば日野市の予算をとって見ましても昨年度の予算が市民個人税が――市税が一億数千万減額されたのに対して六億六千万でしたか、法人市民税が超過した、これは、とりもなおさず日野市の財政というものが大企業法人に頼るところが非常にウェートが大きいということを示しているわけであります。
（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ということを考えるならば当然ある程度市長も余りミクロ的な物の見方でなくて、国際的視野に立った物の見方というものをするのは当然ではなかろうか、今年度も地方財政の伸び率が〇・九％という中で、日野市は前年比五・五％の伸びを見ている。これは何かといえば、やはり財源の裏づけがあるということも言えるわけであります。そして、借金のツケでどうの、こうのということもここにうたわれております。事実、あのオイルショック時に大量国債を発行して、欧米各国が増税路線をとったのに対して、わが国は増税路線をとらずに国債を発行して失業者をなくして企業の、いわゆる生産性を高めて経済――あの欧米が苦しんだときに、なおかつ苦しみながらも経済成長を遂げながら今日来て、そして何とかこの苦しい状況の中でやりくりしておるということを考えるならば、私はこの借金といえども決して国政にとってあるいはマイナスというのみにはとらえられない、大変、ある意味では経済的効果、あるいは適切な処置であったと私どもは見ているわけであります。
　そういうことを考えてみますと市長もぜひひとつ日野市の予算についても、もう今後は一日野市の予算ではなくて、国際的な視野に立った予算になっておるんだという現実の裏づけという認識に立って施政方針、あるいは行政を進めていっていただきたいと思う。その見解の点についてお話をいただきたい、かように思います。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　日本国が世界のすぐれた経済成長を遂げて国際社会、あるいは国際経済に大きな役割りを占めているということは日本人の大いに誇るべきところである。こういう認識を持っております。そうして、競争原理の中ですからいろいろな摩擦もある程度やむを得ないと思いますけど、やはり国際的にも大いに胸襟を開き有無相通じて、そうして、特にまだ飢えておる地球上の子供もたくさんあるわけでありますから、なぜ、そういう方向に経済大国と言われる国々が力を

注がないのか、そうして何か核戦略を通じて世界が動いているというふうな状況が果たして正常であるのか、このあたりに私には大きく疑問を持ちます。

もちろん、祖国、あるいは国土、これは大切でありますが、日本人が将来もっと世界に尊敬される地位を保つためには軍備、防衛だけでは成り立たないのではなかろうか。むしろ国際社会に飢えた子供、民族を救うとか、あるいは日本の余る能力、力をそういった平和のために注いでいく、こういうことこそ私は世界から尊敬をされる方法だ、とこのように思っております。

日野市の自治体が国際的な経済と全く無関係ではないことはもちろんであります。そういう意味におきまして本文にも触れておりますとおり、十年間のいろいろな困難にぶつかったけど、それを市民に御理解、議会の御指導によって乗り越えてこられたということを感銘を持って感謝を申している、こういう心境でございます。国民として、あるいは市民として努めておる、考えておりますことと、私が市長という公識の立場で行っていることと全く矛盾なく考えておりますので、いま、御指摘のことにつきましても十分これからも反省をし、勉強し、よりよい日野市の立場として努力をいたしたい、このように回答申し上げるところでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　市長の答弁、いまお聞きしたわけですけれども、少なくとも、先ほど申し上げた、私は、市内の業者以外にも幾つも国際企業が日野市内にあるわけです。そういった企業と日野市の予算とは密接な関連を持って裏づけをされているわけです。少なくとも国際企業は対外貿易について非常に厳しい環境の中で企業努力で現在企業を営んでいるわけでございますけれども、そういう苦しい立場にある中から日野市に大きな財源を潤してくれてることを念頭に置けばこの防衛費についてもあながちこういった施政方針のような表現でなくてもやわらかい表現で十分できたんではなかろうか、そういう意味において市長もますます国際的視野を高めていただいて、マクロ的物を見ていただく姿勢に移していただきたい、かように申し上げて、私は終わります。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって施政方針表明を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

次に、日程第四、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　さきの議会から今議会にわたります間の主要な事柄について行政報告をいたします。

なお、各事業部関係の事業につきましては提出をしております書類をもってかえさせていただきます。

行政報告の第一は、幼児教育研究センター建物の延期についてということでございます。

かねて旭が丘市有地に計画をしております福祉文化ゾーン構想の中心事業と言うべき幼児保育一元化の実践研究を重松鷹泰先生を中心とする幼児教育専門家グループに依頼をして進めてきたことはこれまでしばしば御報告を行っておるとおりであります。その目的のため、五十七年度事業として幼児教育研究センターの施設を建設すべく債務負担を含む二億一千六百万円の予算計上をし、承認をしていただいておりました。ところが、この研究センターの事業主体となる財団の設立と法人格の取得になお相当期日を要すること及び市内幼稚園協会の――私立幼稚園協会の完全な理解と調整に慎重を期するため、当面の方針を変更してこのセンター研究棟の施行を延期することといたしました。

保育一元化の研究課題については、当分の間、多摩平第一幼稚園と多摩平保育園を研究協力園として研究委託を開始したい考えであります。

また、旭が丘の市有地に園児定数枠の中で公立の園を新たに開園し、市民要求にこたえるとともに、それらの整備の上で研究事業の実現を期したいと考えております。これが幼児教育研究センター建物建設の延期について御報告でございます。

それから第二は旧庁舎跡地の利用計画についてであります。

旧市役所庁舎の取り壊しにつきましては、その理由と建てかえの目的を示して広報にも発表しましたが、この跡地利用については健康センター、生活センターの複合的機能を持つ市民施設を構想いたしております。現在、この構想に適応する機能と施設設計については関係部課の職員によるプロジェクトチームを設け検討を推めているところであります。適当な時期に関係団体や市民参加の意見調整を図って基本設計に入りたいと考えております。なお、本年度の前半は遺跡調査を行うことになります。

第三の行政報告でございますが、高幡方面との連絡バス路線の交渉経過についてであります。

市民会館の建設計画に伴いバス折り返し場が使用できなくなることもありまして、新たなバス路線について京王帝都電鉄と交渉を重ねてまいっております。高幡不動駅、日野駅間のバス路線を二系統とし、一系統は旧庁舎経由、実践短期大学、それから庁舎前を通過し日野駅に至る往復運行路線を設けるものであります。

七生支所、本庁舎間の連絡バスはいずれ廃止となりますが、代替措置として七生支所と庁舎の往来には無料券を発行するよう、ただいま検討中であります。今度、一・三・二都市計画路線の中央線架橋に伴いまして、このバス路線を市立病院及び豊田駅方面へ運行を延長するように要望をしております。目下の

ところでは確約までに進んでおりませんが、これからトップ交渉を含め十分このために努力をし、実現を期したいと考えております。

第四番目は桑園留保地の利用構想についてであります。

最近、国有地の処分促進の意向によりまして、国当局に用途を明示して申請するよう求められております。第一桑園跡地に残された留保地約三・四ヘクタールの利用計画について検討を進めておりますが、すでに買い受けの決定をしました仲田スポーツ公園と一体化させながら市民体育館及び児童文化センターと言うべき機能の建設計画を持って申請したいと考えております。この建設計画には今後広く意見を求めて市民生活発展の施設としてその実現に努力をしていく所存であります。

第五といたしまして、多摩川右岸秋川流域下水道の事業認可について御報告いたします。

多摩川右岸秋川流域下水道事業におきますところの都が施行する――都が担当して施行する八王子処理場と下水道幹線につきましては昭和五十六年十一月二十七日付で計画決定を見ておりました。引き続き事業認可の申請を昭和五十七年八月二十一日に行って今般五十八年一月二十五日付で下水道法の事業認可の通知を受けました。これから都は昭和五十八年度の事業に着手をいたしますので、ここに御報告いたします。

この秋川流域下水道事業の認可によりまして、日野市の三系統の流域下水道は、それぞれ事業決定の段階に入りました。引き続き公共下水道の認可を本年は申請をしてまいる、こういうことになりましたことを御報告いたします。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　次に、助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　二点にわたりまして、助役より行政報告を申し上げたいと思います。

第一点は、日野市遺跡調査会使途不明金に関する告発でございます。

日野市遺跡調査会使途不明金問題については、事件発生以来、遺跡調査会並びに市顧問弁護士等と協議し、その手続、証拠物件の整備等に努めてまいりましたが、今回、使途不明金の一部である賃金の重複経理の業務上横領行為が七百十五件、千四百九十八万二千八百円、このように判明いたしましたので、緊急にその捜査を促すため、三月七日、日野市長を告発人として前日野市遺跡調査会事務局長柳下　章を日野警察署に告発の手続をとったものでございます。これが第一点でございます。

第二点目は、市道松山二号線所有権確認等請求訴訟事件についての応訴でございます。

市が市道として昭和二十年代より三十数年にわたり維持管理をしてきた道路敷に、登記簿上の所有者（横浜市港南区、浅賀ミチ子でございます）が存することが、昭和五十二年に判明いたしました。したがって、市は一般的処理方法に従いまして所有者に対し、昭和五十二年寄附依頼を申し入れましたが、本件土地には九千万円の根抵当が設定されているため、返済額以上の額での買収でなければ応じられない旨の意思表示がなされ、これに対し、市は買収できない旨回答してきました。

この結果、昭和五十六年十二月に簡易裁判所に浅賀ミチ子が所有権確認調停申し立てがなされましたが、五十七年十月に不調に終わりました。

このような経過で、その後五十七年十二月に地方裁判所に所有権確認等請求訴訟として浅賀ミチ子より提訴がなされ、市は、五十七年十二月二十一日応訴することといたしましたので御報告いたします。代理人には市の行政相談を担当しております栗山和也、稲山恵久両弁護士を委任いたしました。なお、建設委員会へは事件の経過につきましては建設委員会へ御報告申し上げているところでございます。

以上二件を助役の行政報告として御報告申し上げる次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。中山基昭君。

○二十四番（中山基昭君）　市長から報告のありました一点目の幼児教育センターの建設の延期についてであります。

この構想や、あるいは施設の建設等については請願等も含めて多様な議論等もあることも承知をしております。しかし、一方では婦人の就労意欲の高まり、あるいは幼児期の芽生えをより豊かに育てる、こういう面から大きな期待も寄せられてきております。あわせて、この構想等は十年来にわたって模索をし、あるいは研究をしてきた、こういうものの集約した成果だろうというふうに私は考えております。特に、こうした新しい事業や施策等を実施する場合は、先ほど市長、幾つかの理由等申し上げましたけれども、当然と言えるような隘路、あるいは困難、こういうものが予測されるし直面するわけであります。したがって、これらを克服する、あるいは乗り越えて、こうしたものを、施策を、事業を進める、こういう努力が必要だろうというふうに思いますけれども、この辺が少し不足をしておるのじゃないかというような感じがいたします。

さらに予算との関連になるわけですけれども、やはり財政の計画的、効率的、重点的運営、こういうふうな面から考えましても計上された予算を全面減額補正をする、こういうふうなことは大変遺憾なことだろうと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがって、やはり予算の編成、あるいは執行等について、もっと確信と責任を持った運営、運用が必要だろうというふうに思います。この点もあわせて指摘をし、さらには見解等伺っておきたい、というように思います。（「そのとおり」

「だから、われわれは反対したんです」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　ただいま、中山議員が幼児教育センターのことにつきまして御指摘されましたことは、まさに、そのとおりでございまして、私どもの最も心を痛めたことでございます。

なお、事業といたしまして当面の方針を変更してと、このように申し上げておるわけでございます。したがいまして、現実的に日野市内にあります幼児施設、これらを拠点といたしまして研究活動には入りたい、このように予定をいたしております。ただ、委託先ということで期待しております法人格の成立が手間取っておりますために、大変残念でございますが、時間を要する、こういうことに相なったわけであります。また、一方に、こういった当然予期されるべき問題は早く克服しておくのが当然でございます。予算計上するからには、そういった、また背景の詰めがなされておらなければならない、これも御指摘のとおりでございます。ただ、一方に、まだ説明の不十分と申しましょうか、私立幼稚園関係の理解が得られてないということに大きなもう一つの課題がございます。

したがいまして、今回、たとえば父母負担の公私格差を解消するために大きく努力をいたしました。それから、だんだんと子供の数も減ってまいっておりますが、この減少が将来ともということでは私はないと思っております。人口の増加も当然今後も日野市の場合ありますし、それから、西の方向に幼稚園が必要であるということも言われております。その幼稚園を定数枠をふやさないような形で、つまり多摩平の第一幼稚園の定数を旭が丘にも移そう、こういうような考え方を持っております。そういう条件整備をして私立幼稚園の了解も十分いただき、期するところの事業が十分発展をできる、そういうことを一、二年努力をいたしまして、そうして幼児教育センター、日野市の大きな文化事業として行うべきだ、こういう認識に立ちまして、大変申しわけない次第ではございますけど、そのような経過を踏んでおりますことをお許しいただきたい、このようにお答えをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後　一時　　九分再開

○議長（石坂勝雄君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　　まず、幼児教育センターのことについてお尋ねをいたします。

先ほどの市長のお話では公益法人ですか、法人格を持った財団の設立に時間がかかっているというお話だったんですが、その財団の性格はどうなっているのか、私、よく報告も受けておりませんし、理解しておりませんのでお聞きをしたいと思います。

それから、研究委託を本年度やるというお話もあわせてあったんですが、財団の設立が行われていないにもかかわらず研究委託をするというのは、ちょっと理解できないものですから、その辺もお願いをいたしたいと思います。

それから、次に旧庁舎の跡地利用計画についてですが、これは、私、市の地域保健協議会の席上でも市長にちょっとお聞きをしたわけなんですけれど、この地域保健協議会から五十六年の三月に市民生活の健康づくりに関する答申というのが出ております。この中に保健センターをつくってもらいたい、保健センターをつくるべきであるという提言がなされております。これは地域保健協議会の席上、各委員も保健センターをぜひ日野市にもつくるべきだという意見で一致をしているようでありますが、また市議会の一般質問でも多くの議員から保健センターの建設の要望は大変強いものがあるわけなんですが、先ほどの市長の報告、それから広報に載りました市長のかこみの記事を見ますといろいろな複合施設になるというふうに書いてあります。生活センターも中に旧市役所跡につくるということですので、それだけの多くのものをあの狭い地域に詰め込むことによって中途半端な、また、まとまりのないものができては何もなりませんから、保健センターをあそこにつくるならつくるで、その目的に沿った、ひとつ、きちんと設備の整ったりっぱなものを私はつくるべきじゃないかと思いますので、この地域保健協議会の答申に基づく保健センターをつくる意思が、市長はあるか、ないか、その点をお聞きをします。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　先ほど行政報告で行いました幼児教育研究センターの施設の建設を延期したい、こういった内容であったわけでございます。

その理由に、研究所の事業主体となる財団の設立並びに法人格の取得がなお相当期間要するのでという一つの理由を申し上げているわけでございまして、この点、いわゆる重松グループの関係の方々がいろいろと関係当局等にも訴えをしてまいってきておられます。そして社団法人、あるいは財団法人ともに教育法人的性格並びに福祉法人的性格、こういうことを保ちたいという内容でございます。したがって、特に財団となりますと資金の調達――資金を必要といたします。こういうことがちょっと時間がかかるというふうになっておりますことで、研究そ

のものの小規模な取り組みはぜひいたしたい。したがって法人格を取るまで、あるいは取れないままでもそういった委託の関係は可能だ、このように、いまのところ考えております。その点もっと研究を詰めていこう、こう進めております。

それから、保健センターのことにつきましてですが、これは旧庁舎の地域に保健センター並びに生活センターの機能を持つ施設――複合施設をつくりたい、このように御報告をいたしました。

地域保健協議会にこれまで市民の健康づくりということで諮問をし、答申をいただいておりますその保健センターに近いものになる、というふうには見込んでおりますが、当時、地域保健協議会では、特に医師会では日野保健所周辺に将来医師会病院までも抱え持つような構想がございました。それに多少私どもも気がねをいたしておりましたが、最近では、この間の保健協議会でもお感じになったと思いますが、旧庁舎地域につくることで、場所としては賛同が得られるように思っております。そういうことで、特に今回の医療、老人保健等とのこととともあわせましてメディカル――医療に関する特に関係は将来病院の施設の拡充の中で取り組むべき部分があります。それから、旧庁舎部分に構想いたしますのは、ヘルスに関係するそういう分野をなるべく取り扱いたい。したがって健康増進、あるいはリハビリ、それから、もちろん集団予防注射とか、集団健診とか健康相談とか、そういうことは保健センターの当然の任務だと思っておりますし、御承知のとおり休日準夜診療所もあそこにあるわけであります。したがいまして、それらの機能の統一整備を刻々図りたい、こういった考えであります。あの旧庁舎の面積で四階、あるいは五階程度の建物は可能だというふうな建築法規上の一応の判断もございますからして複合機能をあわせ持って、しかも、それがお互いに効果を増幅し合う、こういった意味合いで構想――中身の構想を進めてまいりたい、このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　最初の幼児教育センターのことなんですが、いわゆる財団、社団、そのような形になれば公益法人ですから利益を目的としないわけなんですね。たくさんのお金が、それができればかかるわけです。その資金の調達の方法、それから、また支出方法はどういうふうに、いま、市長はお考えになっているのか。

それから、いま研究委託も法人設立前に可能だというようなお話があったんですが、だとすれば、私立幼稚園協会との話し合いは打ち切って合意を得られないまま見切り発車的にその委託をなさるつもりだというふうに判断せざるを得ないんですが、その点、そのように受け取っていいのか、どうか。話し合いを打ち切るということをお考えになっているのかどうか、その辺

とで回答とさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　それでは、研究委託費は五十八年度予算に何かの形で計上されているんでしょうか。いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もう少し状況の判断を固めましてから補正という形をお願いをしたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　やはり話し合いということもかねがね市長は強調して市政の中でいろいろな問題に取り組んでおられるということですから、まだ話し合いが継続しているものについて研究委託も可能だというのは私はちょっと軽率じゃないかと思います。その点をひとつ指摘をしておきたいと思います。

それから、これは、この二つの件は終わりますが、一つ、けさ市役所の方に参りましたら、大変びっくりするような話を聞きましたので、市長にお尋ねをしたいと思います。

庁舎管理に関することなんですが、昨日、午後五時ごろに市役所の四階の市長室のところに、ある方が見えてガソリンの罐か何かを持ってこられて、市役所に火をつける、爆破するぞとをひとつ確認をしたいと思います。

それから、いまの旧庁舎の跡地利用のことなんですが、広い面積でもありませんので、生活センター、それから何か広報によりますと不用品交換所のようなものも置かれるというようなことですが、いろいろなものを一度に狭いところに押し込めようとしても中途半端に、どっちつかずのものになるんじゃないかと思うんです。ですから、たとえば近隣で大変好評を博しております、府中ですか、府中の健康センター――保健センターというのは大変コンピューターも入ったり、りっぱな機械が幾つもありまして、即時にいろいろな健康診断のデータが出てくるというような設備を持って大変市民の間にも好評を得ているようでありますので、せっかくつくるならば何かに徹した保健センターとしてりっぱな機能をフルに発揮できるような、そうした設備にするべきじゃないかと思いますので、この点は別に回答いただかなくとも結構ですが、私は、そのように考えますのでお話をしておきます。

最初の幼児教育センターの件についてもう一度お伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどの御報告の中でも申し述べておりますが、地元の従来の幼稚園教育の施設として大きく貢献をしてこられております私立幼稚園協会とも十分了解を得て、いい仕事はいいスタートが大切だと思っておりますこ

いうようなことを言われた方があるようなんですが、市役所の、助役おられたかどうか知りませんが、市長もおられたかどうかわかりませんが、幹部並びに庁舎管理責任者として、どのように対応されたか、ひとつ、事実の経過をまずお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　事柄の本質が、教育行政とのかかわりの中から多少出てきている問題でございますけれども、庁舎管理的な点だけでお話申し上げますと、おっしゃるように、やはり五時前でございますけれども、鉄製のガソリンのタンクといいますか、それを持ち込んだようでございます。これは大変なことだということで、庶務の方も厳重に対応したようでございますし、私も教育の方へ参りまして、問題のもつれの根源になっている問題についての解決というか、話し合いというふうなこと等に尽力したわけでございます。本人も、そう本気なわけじゃございません。私の方から、そんなことしたらあなた自身が大変なことになるよ、いいかげんにしないか、やめとけ、こう言ったらば、要するに、われわれの方に一つの解決というか、そういう一つの行動を、助役――私の方には間に立ってくれというふうなこと等で、要するに事を静めたという形の中で、教育長、あるいは学務課長と話し合いに入ったわけでございます。その間、庁舎管理の方ではそのガソリンタンクなるものを厳重に保管したといいますか、見守ってたというような万一のことのないような備えはとったわけでございます。

　そういうふうな昨日の五時前後の状況でございまして、半分おどかしみたいな状況の中でそれぞれ教育なり助役なり、あるいは庁舎管理の庶務課長なりが対応したわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　事がここに至るまでにはかなりいろいろな経過があったんじゃないかと思うんです。ですから、市長に話がある、あるいは教育長に話があるというならば会って十分な話を積み重ねて本人の了解を得るような経過があれば私はそれでも納得できるんですが、ガソリンまで持ってきて、いまの助役の言葉をかりれば、半分おどかしじゃないかということなんですが、これに対して、もしおどかしだとすれば、きちんと、半分おどかしだということは半分本当かもわからないわけですから、万が一のことがあれば大変な事態になるわけです。ですから、本来話し合いを継続すべきであったならば、きちんとそれがいままでなされていたかどうか。逆に、おどかしであるとするならば、庁舎の管理者として、責任者としてきちんと、たとえば警察の方に通報するなら、する。しかるべき対応をしてよかったのじゃないかと思いますが、どちらのケースだとお考えになっていますか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私のところへ話が持ち込まれましたのは、昨年来教育の中でいろいろと御苦労され、対応され、話し合いを積み重ねた中で、なかなか一つの解決の方途が見出せないというふうな中で、助役――私のところへ話が来たわけでございますけれども、もともとは体育行政上の問題から出てきたわけでございますけれども、はっきり申し上げて、私の段階へ話が来たときは、そういう教育の、体育行政の問題で参ったわけではなくて、それが、さらにエスカレートしまして、より大きな形での人事問題として私のところへ持ち込まれたわけでございますけれども、本来的にそういう大きな人事問題として騒ぐべきことじゃございませんのでいろいろと話をし、大人になって解決の道を見出そうじゃないかというふうな話等もしてまいりましたし、教育委員会自体としても大変な御苦労されて説得等努めてきたわけでございますけれども、なかなか説得し切れなかったというのが実情の中でございます。昨日も教育委員会の中では鳩首協議をしていただきまして、昨日の対応としての方向を見出してくれというふうなことを申し上げまして、教育長の方でもそういうふうなお立場をとられて、昨日の問題は一応今後の要するに協議という中での約束で終わっているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ですから、いままで、確かにいろいろな個性のある方いらっしゃるでしょうから、対応には苦慮される方もあるかもわかりませんが、要するに、いままでその人を説得して納得をさせることができなかったということなんですね。だから、市が本来タッチすべきことでなければそれはもういいんですが、市の行政の部分にかかることであればやはり早期に、早く本人を納得させるための積極的な努力、対話といいますか、そういう話し合いをすべきであったと思います。しかし、そうではないとすればそのような物騒な物まで持って市役所の四階まで来て、それでおどかすような言辞を弄するようなことがあれば、やはり万が一のことがあれば、きょう議会どころじゃないはずですよ。また、新聞で別のことで大きく載らなくちゃいけないわけでしょ。ですから同じ革新市政の町田市でも忠生中学校のああいう暴力事件が起きましてからいろいろ論評されますけど、事態が大きく、事が起こってからではどんな対策を立てても、その労力というものは非常に大きなものがまた費やされますし、非常にむだなわけですよね。ですから、きちんと、これは危ないと思えば、しかるべきところへ私は通報してもいいんじゃないかと思います。

　日野市でも先ほど――先般、歯医者さんに対して何かおどかすようなことを言った方が、ちゃんとその方のお医者さんの通報で警察の方につかまった、という新聞も出ておりましたけれ

ども、市長も御存じの方だと思うんですが、そういうことで、何かあればきちんとそういうように対応すればいいんですよ。ですから、もし、その人が半分本気で、仮にやれるものならやってみろ、というような言葉のやりとりの中で、実際にガソリンをまいて火をつけたりしたらどうしますか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行男君）　先ほど来申し上げてますように、市それ自体が介入すべき本質の事柄でございませんでしたけれども、長い時間をかけて教育委員会の中で苦慮されている、というふうなことでございますので、仲介的な意味合いで私――助役として入ったわけでございます。

それから、ガソリンをまくというのは四階じゃございません。五階にまくんだというふうなことで、五階にガソリンを持ち込み、四階に（「市長室だけ無事ならいいわけ」と呼ぶ者あり）持ち帰ったわけですけれども、われわれの方としては、十分に職員も、庶務課の職員等も待機しまして、まかせないような体制もとりますし、おっしゃるような危険な状態というふうなことでしたら、早速にでも（「脅迫じゃないんだから」と呼ぶ者あり）消防、警察なり通報する（「そうだよ」と呼ぶ者あり）考え方は持っておりました。そういうことでございます。

（「なぜ、一一〇番しなかったんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　一度あることは二度あるかもわかりませんし、二度あることは三度あるでしょうし、また、こういう事態が起きるかもわかりませんけど、今度はどうされますか。同じようなケースが起きた場合、五階ならばいいといって、また四階から上へ上げられるんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。（「そんなことしたら六階に来ちまうぞ」と呼ぶ者あり（笑声））

○助役（赤松行雄君）　どういう対応でございましても、さっき申し上げましたように、本当に危険の迫るものでございましたら、さっき言いましたように、やはり非常の手段は考えておくべきだという考えでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私も、いま助役のおっしゃったことでいいと思うんです。ですから、本来、市が対応すべきことでなければその方に話をきちんと、これは私どもがタッチできる問題じゃない、ということをきちんと言って、なおかつ、そういうことが起きれば一一〇番でもすればいいんですよ。また、新聞に書かれて、日野市もいろいろ載っているからということで、何か事を穏便に済まそうというのはよくないんですよ。それを申し上げておきます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いま、古賀さんの質問と関連があるかもしれませんけど、この市長の報告の中で、旭が丘へ日野市は幼稚園をつくるんだ、という御報告がありました。私は、それをつくる、つくらないという問題以前の問題、はっきり言えば、日野市の私立幼稚園協会と話し合いがつかなかったがゆえに、話し合いをしなかったがゆえに、あなたの出された予算は流れてしまったんです。本来なら、市長引責辞職問題です。これは、自分が提案したものができなかった、済みませんでした、話し合いがつかなかった――いいかげん過ぎるんです。

しかし、今度も話し合いがついているのか、どうか、私立幼稚園協会との話し合いが。話し合いがつかないうちにつくりますなんていう、これはずいぶん軽率な発言をなさったと思うんで、その点をはっきりしておいてもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど、幼児教育センターをいっとき延長をするという御報告の中で、旭が丘に公立の幼稚園を開園をし、市民要求にこたえたいということも触れました。これは、同じ幼児教育の一環の中でありまして、このこと自体は、従来認められて、一般的にまた私立幼稚園協会としても異論のなかった経過もございます。

したがって、もちろんこれから話をいたしますし、特に定数枠の中で、ということも考え方の中に持っておるわけであります。そういう意味で、十分御理解を取りつけて、そうして日野市の公私立幼稚園の格差を是正する努力、また将来の大きな文化事業として、幼児教育の、一番人格形成の大切な時期に取り組む、そういう事業をやりたいというのが、本来の幼児教育研究センターの考え方でございます。一貫した考え方が生きておる、というふうに御理解をいただきたいと思います。したがって、地元の私立幼稚園の段階とは、十分意を尽くして御理解をいただき、その上で行うというふうに御理解を……。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　この問題は、いま幼児研究所の建設を延ばした。これは間違いなく私立幼稚園協会との話し合いがだめになった、だめであった、まとまらなかったということで、それはわかるわけなんです。その上に今度また了解なしにつくりますなんていうことになると、この幼児研究所が延ばしたのは何のことだか、よくわからなくなる。一回失敗したものを、またされるようなことは慎むべきである。なぜなら、それらの一億数千万円という予算、あるいは土地、何億という土地を遊ばせておくわけですから、その間は。市民にとっては、これは大きいマイナスです。税金だけのむだに、そのままほうってあるわけですから。その点をお願いしたいと思う。

次に、いいですか。行政報告の中で、この報告で私は非常に異常に感じたのは、契約案件です。五十件もばかっと出てきている。一体、当初予算にほとんど、しかも盛られているんです、

これ。十カ月遊んでいたのか、どうか、よく教えてもらいたい。こう、こういうふうに一遍に出されると日野市民は大変迷惑する。道路が至るところでもってちっぽけな仕事をしている。日野じゅう歩いてごらんなさい。五十カ所もやられたら大抵変になるんですよ、これ。なぜ、こんなふうに一遍にここ一月、二月に出さなきゃいけないのか。もう少し計画性を持ってやることができないのか。

第二点に聞きたいんですが、収入役に聞きたいんですけど、私どもは、資金計画を示してもらいたい、一年間の。この関連があるんだ、契約金にも。資金計画がないから、いつ、どこで、五十二億円も金を遊ばせておいて、これ、基金の金額です、貯金の額です、五十二億円。それをうまく使うのはやっぱり税収と、それから支出との関連の中でやらなきゃいけない。この契約、いま十二月から出始めたんですが、一月、十一月もありますけれども、まだ、ちっぽけな、何だか五百万だ、一千万だと本当にわからないのが五十も出ている。これ、計画的にできないのか、どうか、収入役に聞きたい。

建設部長、市長、収入役だ、これは。この点ちょっとお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、第一点の問題につきましてお答え申し上げます。

契約関係につきましては、私の方も計画的に取り組んでいくという形の中で、年間の事業を処理していきたいというふうには考えております。ただ、水路関係等につきましては（「それはやむを得ない」と呼ぶ者あり）御存じのように、どうしても端境期の問題に集中せざるを得ない、という状況がございます。したがって、道路側溝の改修、あるいは舗装――道路の舗装、こういう問題を含めまして、やはり対応する人員の問題もございまして、一応年間の予算が決まりました時点で、それぞれの担当を決めまして、年間平均に事業が遂行できるような仕事のバランスを考えるわけでございますけれども、そういう中で、やはり御指摘のように二月、あるいは一月というふうな関係に集中する点につきましては、確かにそういう傾向はございますけれども、事業全体の進行の中では支障がない、というふうな判断をしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。（「収入役は資金の計画は出さないのか、どうか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　行政報告の中には、資金計画というふうなことにつきましては、特に出してございませんけれど、この執行率というものが、一般会計の場合ですと、ここに出ているわけでございまして、これをごらんいただきますと、その状況がわかるわけでございまして、これは予算に対するものでございますから、歳計現金の面におきましては、確かに執行率が低い――歳出におきまして低い場合におきましては、歳入との比較の中でございますけれど、これを比較した中におきまして、低いところにおきましては、当然歳入の方が上回っているわけでございますので、資金的には余裕があるわけでございます。

先ほどの契約の面におきまして、確かに集中するということでございますので、しているということでございますので、この辺につきましても、私ども――収入役の立場では現在のところは執行の面におきましてその現金等におきましては賄える、このように判断しているところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ひとつ、こういうふうにいきなり五十件もちっぽけな工事出される。これ、業者の人もまいっちゃうけれど、市民もまいる。

それで、これを見ると今度の予算にもあるんだけど、用水の補修個所が毎年五十メートルから百メートルずつ十年にもわたってやっているんだ、一カ所を。こんな不合理なこと、なぜやる。ことしの予算見ても十六カ所と書いてある。それよりは二カ所なり三カ所なりきちんきちんと一カ所ずつ整理をつけてやるような方針がとれないのかね。こんなに五十メートルから百メートルの用水路の改修というのが十何件も、これ、出ている、ここにも、いま。やってますというかっこうづけるには一番いいでしょうが、やられる方の市民は迷惑なんです。毎年、毎年やられる、少しずつ。これ、何とかならないの、市長、どうです、これ。同じ予算使うなら有効に使ってもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもも質問の御趣旨はよく理解いたしますし、なるべくまとめて仕事は処理するのが望ましいとは思っています。ただ、用地の確保でありますとか、官民境でありますとか、いろいろ細かい処理すべきことが前段にあるわけでありまして、それらのことで建設部、あるいは土木課担当者はいろいろ事業の配分を行った中で、毎年、毎年促進を図っておるという一面の事情もあるわけであります。

御趣旨はなるべく尊重しながらこれから努力をいたしますので、御理解をお願いいたします。（「わかった」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に、日程第五、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

三月九日　水曜日（第二日）

本日の日程はすべて終わりました。
本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

日野市議会会議録

第四号

昭和五十八年
第一回定例会

三月九日　水曜日　（第二日）

出席議員（二十九名）

一番　橋本文子君
二番　福島敏雄君
三番　小俣昭光君
四番　小山良悟君
五番　谷長一君
六番　古谷太郎君
七番　馬場繁夫君
八番　馬場弘融君
九番　高橋徳次君
十番　旗野行雄君
十一番　一ノ瀬隆君
十二番　板垣正男君
十三番　鈴木美奈子君
十四番　川嶋博君
十五番　飯山茂君
十六番　夏井明男君
十七番　黒川重憲君
十八番　古賀俊昭君
十九番　市川資信君
二十番　藤林理一郎君
二十二番　竹ノ上武俊君
二十三番　米沢照男君
二十四番　中山基昭君
二十五番　大柄保君
二十六番　秦正一君
二十七番　奥住芳雄君
二十八番　石坂勝雄君
二十九番　滝瀬敏朗君
三十番　高橋通夫君

欠席議員（一名）

二十一番　名古屋史郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	加藤一郎	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	伊藤正吉	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	坂本金雄	君
清掃部長	大貫松雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	栗原尭次	君
書記	萩生田富司	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子　君

都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	高野隆	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	佐藤智春	君
教育長	長沢三郎	君
教育次長	小山哲夫	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

議事日程

昭和五十八年三月九日（水）

午前十時開議

（請願審査報告）

一　請願第五七―一八号　（厚生委員会）　被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情

二　請願第五七―六六号　ダストボックス廃止に反対する請願　（建設委員会）

三　請願第五七―四九号　土地の境界線確定と生活道路の整備促進を要望する請願

（常任・特別委員会選任）

四　日野市議会常任及び特別委員の選任について

（一般・特別会計予算委員会の設置及び委員選任）

五　昭和五十八年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

（議案上程）

六　議員提出議案第一号　日野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

七　議員提出議案第二号　日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会に要する経費の一部変更について

八　議案第四号　日野市環境緑化基金条例の制定について

九　議案第五号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

一〇　議案第六号　日野市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の制定について

一一　議案第七号　墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について

一二　議案第八号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

一三　議案第九号　日野市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について

一四　議案第一〇号　日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
一五　議案第一一号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
一六　議案第一二号　日野市立地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
一七　議案第一三号　日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定について
一八　議案第一四号　日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
一九　議案第一五号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
二〇　議案第一六号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について
二一　議案第一七号　昭和五十七年度日野市一般会計補正予算について（第五号）
二二　議案第一八号　昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号）
二三　議案第一九号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）
二四　議案第二〇号　昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）
二五　議案第二一号　昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）
二六　議案第二二号　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）
二七　議案第二三号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）
二八　議案第二四号　昭和五十八年度日野市一般会計予算について
二九　議案第二五号　昭和五十八年度日野市国民健康保険特別会計予算について
三〇　議案第二六号　昭和五十八年度日野市都市計画事業特別会計予算について
三一　議案第二七号　昭和五十八年度日野市下水道事業特別会計予算について
三二　議案第二八号　昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算について
三三　議案第二九号　昭和五十八年度日野市受託水道事業特別会計予算について
三四　議案第三〇号　昭和五十八年度日野市農業共済事業特別会計予算について
三五　議案第三一号　昭和五十八年度日野市老人保健特別会計予算について

三六　議案第三二号　準用河川の指定について
三七　議案第三三号　市道路線の一部廃止について
三八　議案第三四号　市道路線の認定について
三九　議案第三五号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
四〇　議案第三六号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任について
四一　議案第三七号　土地の交換について
四二　議案第三八号　日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事（その二）請負契約の締結について
四三　議案第三九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
（報告事項）
四四　報告第一号　交通事故（日野市豊田一丁目二十七番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
（請願上程）
四五　請願第五八ー一号　日野市程久保六〇四ー一、他の土地の宅地造成反対の陳情
四六　請願第五八ー二号　高山地区センター建設に関する請願

追加日程

一　特別委員会審査中間報告

二　議案第四〇号　日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定の専決処分の報告承認について

本日の会議に付した事件

日程第一から第四六及び追加日程第一から第二まで

午前十時四十二分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

審査報告に入る前に、理事者より発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。助役。

○助役（赤松行雄君）　お許しをいただきましたので、私の方から御理解を賜りたいと思います。御説明申し上げますので、御理解をいただきたいと思います。

昨日、助役の行政報告としまして、日野市遺跡調査会の使途不明金に関する告発を御訪告申し上げました。その節、遺跡調査会の告訴を含めて御報告申し上げるつもりでおったわけでございますけれども、大変な手落ちで欠落をいたしました。心から厚く陳謝申し上げる次第でございます。（「相変わらず不熱心だ」と呼ぶ者あり）

本日、遺跡調査会の使途不明金について、遺跡調査会七日、一昨日でございますけれども、告訴の手続をとりましたことを、つけ加えて御報告申し上げる次第でございます。

内容としましては、刑法二百五十三条によるところの賃金の業務上の横領行為でございます。七百十五件、金額にしまして、昨日申し上げましたとおり、千四百九十八万二千八百円でございます。これらの被害者でございますところの、日野市遺跡調査会が告訴人でございます。その代表者としまして、日野市遺跡調査会長の小山哲夫が代表者となっておるものでございます。

以上を昨日の行政報告につけ加えまして、報告させていただく次第でございます。昨日、大変な手落ちをいたしまして、まことに申しわけないと思っておる次第でございます。心から陳謝申し上げまして、御理解を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　質疑はございますか。馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　ただいまの遺跡調査会としての告訴及び昨日御報告になられた日野市としての告発、この件につきまして、新聞等の報道によりますと、警察の方では受理をしなかった、受けつけなかったというふうな報道がなされているわけでありますけれども、その辺の事情について御説明をいただければ、ありがたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えをいたします。ただいま馬場議員さんからの御質問でございますけれども、昨日の新聞を見ますと、告訴、告発状につきましては、正式な受理がされなかったんじゃないか、というふうな報道がなされております。それにつきましてのお答えでございますけれども、昨日は日野警察署の方へ伺ったわけでございますが、たまたま署長と副署長が不在でございました。そこで、私どもといたしましては、刑事課長並びに刑事課の係長に面会いたしまして、事情

を説明いたしたわけでございます。

したがいまして、日野警察署管内といたしましての意思統一というものが、その場においてできなかったということが一つでございます。

それから、それに付随いたしまして、今回の事件というのは相当大きな事件でございますので、警察署の方といたしましても、日野警察署管内だけで意思表示をすることに大変問題がある、したがいまして遭査二課の方との協力もございます。そういうことで、捜査二課との方の指示も仰がなきゃならんというふうな問題が一つございます。これが一番大きな理由だと思います。

それから、書類不備云々という問題でございますけれども、私どもといたしましては、日野市の顧問弁護士の方と十二分に連絡をとりまして、関係書類等を提出したわけでございます。その提出いたしました書類につきましては、特に不備の点ということの御指摘はなかったわけでございます。ただ、具体的にこういう問題につきましては、私どもが提出いたしました書類、つまり遺跡調査会の規約であるとか、被告訴人の経歴書であるとか、あるいはまた賃金の支払い明細書兼領収書、あるいは支払いの、要するに正誤表に伴う支給明細書、こういったものの提出はそれでいいんですけれども、ただ、具体的にこれを今度警察当局の方といたしまして捜査する場合には、その根拠となりますところの、たとえば出納簿であるとか、あるいはまた契約書であるとか、あるいは預金通帳であるとか、こういったものの書類の提出の必要性ということを言われたわけでございます。したがいまして、私どもといたしましては一応これらの書類を警察の求めに応じまして、至急整備いたしまして提出をいたしたわけなんです。

なお、この点につきましては、警察の方といたしましての考え方としましては、書類は正式受理じゃございませんけれども、私どもが提出いたしました書類は、一応お預かりをするということでございまして、後ほど管内でよく検討いたしまして、正式な回答をするということでございます。一応、告発状、告訴状は提出したというふうに御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　実にめちゃくちゃな、無責任な話なんです。私が検事なり署長なら、もちろん却下します。なぜなら、第一、森田会長が会長をやめること自体が、やめたと称しているだけだ。すでにその手続に全く違法行為がある、会則、規則上。

ですから、私どもは正しい立場に立っているがゆえに、森田会長はやめていないというふうに認識せざるを得ない。規則を守り、法律を守るということが民主主義の原点なんです。その

原点をじゅうりんして、小山君のような自分の補助職員に責任をかぶせて、あるいは下田君にかぶせて責任逃れをする態度は、道義的にはもちろん許されないが、もっと許されないことは、自分のつくった規則に違反して勝手に責任逃れをとる。それで会長をやめちゃって、私は知らんと。

私はきのうの報告で、市長が告発したというふうに聞きました。そうでしょう、助役さん。だから私は了解し、なるほどと思った。しかし、きょうの報告では、架空の、違法の、でっち上げの教育次長を会長代理に仕立てて、架空の仕立て上げた人が告発を出している。裁判の第一の争点になる（「それは告訴だ」と呼ぶ者あり）告訴だ。告発もおんなじだ。いいか、共産党はしっかりしてもらわなきゃ困る。こういう不正なことを平気で見逃すような監査委員であり、与党としてもしっかりしてもらいたいのは市長である。おかしいじゃありませんか。市長が告発するんならわかる。告訴するんならわかる。（「告訴は別にしたのよ」と呼ぶ者あり）この人は関係ねえんだよ。全く関係ない人なんだ。告訴にしてもだ、関係のない人が告訴をするということはおかしいんだ。堂々とやりなさい、堂々と。告訴も告発も市長がやるべきだ。会長がやるべきだ。当たり前じゃありませんか、そんなことは。（「正論だ」と呼ぶ者あり）そんなむちゃくちゃな、無責任な責任逃れでだ、もちろん市民諸君はよくわからない人が多いだろうと甘えているんだろうけれど、知ってる者はきのうの施政方針もおんなじなんだ。ちょっと読めば、調子いい。しかし、われわれから見れば、国から来ている交付金よりもうんと少ない道路の金が予算化された。情けない話じゃありませんか。

それはまだいいとしても、将来補正ができる。この告発は、勝手に責任逃れを去年七月にやっちゃって、この問題が明らかになってから、それで自分の補助職員に責任をなすりつけて、下田君になすりつけ、今度はこの間なったばかりの小山君になすりつける。告訴も告発もなぜ会長がやらないんだ。この点をはっきり教えてもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　昨日御報告申し上げましたのは、日野市が告発人となり、日野市長が告発の代理人——告発については、日野市長が告発人でございます。

それから、被害を受けました遺跡調査会につきましては、告訴でございます。告訴の方の代理人は、お説にもございましたように、被害を受けた遺跡調査会の、要するに代表者であるところの小山哲夫会長、こういうふうなことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　少なくとも良識のある、民主主義を守ろうとする議員及び市民は、会長代理が小山君であるということは全く認めていないんだ。なぜなら、規則違反で勝手

にでっち上げたもんだ。そういう、少なくとも違法な代理人を立てて、規則違反の代理人を立てて告発する、そこに市長の卑劣な行為があるんだよ。良心を持たにゃ、いかんのだ。自分のやったことは自分が始末する。そのくらいの気持ちがなかったらどうするんです、一体。どうです、市長。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　大分誤解をされているようであります。告発人は、日野市代表日野市長森田喜美男、この名前で行っております。以上です。あなたの誤解です。

○議長（石坂勝雄君）　　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　　冗談言っちゃ困る。自分の責任をはっきりさせにゃいかないんだよ。（「だから告発したんだよ」と呼ぶ者あり）だから告発し、告訴人は規則違反の人間だ。全く違反だよ、君。あなたは都合悪いから逃げちゃったんだ。しかし、逃げることができないんだ、規則は。この間、共産党の諸君はビラをまいた。つまらんことだ。彼らは規則を守ろうとしないんだ。いろいろ言いたいけれども、あなた方は都合が悪ければふたをする。その態度はけしからんのだぞ。

同じように私は市長の良心に訴えて、あなたがやったことをあなたが告発し、告訴する。当然じゃありませんか。そのことを、間違いでも何でもないんです。小山君は気の毒に。本当に私は気の毒だと思う。そのことだけを申し上げておきます。これは良心の問題です。本当に、終わり。

○議長（石坂勝雄君）　　ほかに。小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　　私は、別の観点から一言だけお伺いしたいと思うんですが、今回、日野市が告訴されたわけですけれども（「告発」と呼ぶ者あり）告発ですか――ところが、一応、書類不備もあって預かりというふうな形になったということでございますけれども、私はこの遺跡調査会の使途不明金の問題そのものが、もうすでに日野市の恥であります。さらにその恥の上塗りをしていただきたくないということであります。

私は、今回のこの預かりというふうな形、そして新聞に大きく報道されましたけれども、調査会が現在でも態勢が不十分で、告訴できるような態勢にすらないんではないかというふうに懸念するわけであります。今回のことも全く恥の上塗りみたいな形でありまして、告訴するなら、告発するなら、もっと慎重に対応して新聞に書類不備だとかいうふうな形で受け付けられなかったというのは、いままでのずさんな調査会の体質をそのまま象徴的にあらわしているような感じがしてならないのであります。市民の立場として、どうぞお願いですからこのようなみっともないことを、恥の上塗りをすることのないように、今後の行政に当たっても、調査会の運営に当たっても、慎重にやってもらいたいと思うんですが、現段階ですら告発する態勢にないんではないかというふうに懸念するんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今後、有効に機能すると思っておりますから、十分御指導をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　いいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　　毎回、毎回こういうことでやり合いをしたくないんですけれども、一言、発言しておきたいと思います。

古谷議員の先ほどの質問は、冒頭で、きのうは市長が告発したと思ったから発言しなかった、こういう意味の切り出しから質問が始まっているんですね。したがって、だれが聞いていても、あ、これは勘違い発言だなと、こう思われたと思うんです。その勘違い発言でありながら（「そのとおり」「勘違いじゃないんだよ、それが普通なんだ」と呼ぶ者あり）、共産党にあえて矛先を向けてくる、きわめて不当な発言であります。このことだけ一言言っておきます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　　遺跡調査会の会長は、私も森田市長であるといまでも固く信じているんですが、告訴状を持っていったのが、小山、今度の教育次長だということですので、ちょっとだけお尋ねをします。

市の顧問弁護士と相談をして、告訴状をおつくりになったということですが、遺跡調査会にいわゆる法務対策費といいますか、弁護士と相談をするような費用が計上されているのかどうか。遺跡調査会単独で、小山教育次長が告訴状をおつくりになったとは考えられませんので、その弁護士に対する報酬というものは、遺跡調査会でどのように処理をされたのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　お答えいたします。遺跡調査会の費用の問題の中で、弁護士等の支払いが問われているわけでございますけれども、御案内のとおり遺跡調査会は任意団体でございまして、その費用を生み出す能力がございません。したがいまして、今回の告訴に伴いますところの費用等につきましては、理事者並びに財政当局の方とも十二分相談いたしまして、財政の方から一応社会教育課の方にしかるべき費用の額を一応補助していただく、そういった中で遺跡調査会の方から弁護士、あるいはまた遺跡調査の告訴に伴いますところの費用を払っていきたいというふうに考えます。

○議長（石坂勝雄君）　　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　　いま、小山教育次長は任意団体ということをおっしゃったんですが、共産党のビラにも遺跡調査会は任意団体と書いてあります。しかし、市のお金が現

に教育委員会の方に来て、弁護士にも払われる。実質的には任意団体という表現は、少なくともできないはずなんです。市のお金、私たちの税金が使われて運営をされているということは、そのことだけでも明らかだと思いますので、申し上げておきます。

それからもう一つ、先ほど古谷議員、それから小山議員の発言ともちょっと重複するんですが、要するに警察の方に告訴状を持っていったときに、これは告発状もそうなんですが、受理をされなかったということで、新聞によれば出納簿、預金通帳、それから金の流れを示す書類が添付されていなかったということが書かれております。少なくとも警察に告訴、告発する場合、司法機関にする場合、これらの書類を添付するというのは当然のことです。何か形式的な書類の記載上のミスとか、名前が間違っていたり、そういうことであればわかりますが、捜査を依頼する、捜査を始めてもらいたいという依頼をする書類につけて出す、当然の書類がついていなかったということは、いまだ本気で市はこの問題に取り組んでないんじゃないかと言われても、仕方ないと思います。なぜ、これらの書類を持っていかなかったんですか。（助役、教育次長挙手）両方からお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　栗山、稲山両弁護士との対応につきましては、昨年の十一月以来から行っておるわけでございます。その中で、七百十五件の賃金の重複払いの中の横領につきましては、その長い期間において社会教育の方で大変な日数を重ねまして、重複計理の中の正当部分と、それから、要するに重複部分との区分けを行い、さらにそれをアルバイトの大学生等に実際に支払った金額と、あるいは受け取らなかった横領金額との区分けを、実際に証拠立てて行ってきておるわけでございます。これが大きな告訴の物証になっておるわけでございます。

それで、それ以外のものにつきましては、社会教育の方に出納簿等というものを備えつけておりますので、警察との協力という形の中で十分に補えるものと考えておるわけでございます。昨日、警察で預かるということについては、昨日の報告の中では、市の方としましては告訴、告発の手続をとりました、こういう報告をしておるわけでございます。市の手続としては、間違いない手続をした、こう思っておるわけでございますけれども、警察の方としては署長、副署長が留守だったということですので、端的に言えば、そういうふうな責任者不在という形の中で、預かるという形になったものと理解しておるわけでございまして、書類的には告訴、告発の手続としては、大きく手続を変えたものとは考えておらないわけでございます。一応、物証をそろえたものでございますので、十分に、要するに預かるなんというものじゃなくて、受理できるだけのものを備えた、というふうに考えておるわけでございます。（「遺跡調査会の方はどうですか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えいたします。ただいま、助役からも御答弁がありましたとおり、提出すべき書類といたしましては、両顧問弁護士と十二分に相談をし、連絡を取りながら、一応必要な書類は全部そろえたつもりで提出したわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたとおり、提出いたしました書類につきましては、何らそれに対する誤りはなかったというふうに、警察ではもう判断いたしております。

ただ、今後の問題の中で、当然受理した段階で警察当局の方で捜査をするわけでございますけれども、その際に出納簿であるとか、預金通帳であるとか、あるいは契約書であるとか、こういったような書類が必要なので、そういった書類も捜査の段階において提出してもらいたい、こういうことでございます。したがいまして、われわれとしましては捜査の段階におきましては、私はよく見ておりませんで、よく存じておりませんけれども、いずれにいたしましても、現在ありますところの遺跡調査会の預金通帳、あるいは出納簿、契約書等につきまして、それを捜査の段階において必要なので、整備をしておいてもらいたいということでございます。

それで、それにつきましては、現在教育委員会、社会教育課は受理されたものと思うという発言ですが、遺跡調査会の方にすれば、受理されるようにしたいと思うということで、同じ内容の告訴、告発状が警察に持っていかれながら、片方は受理されたと思っているし、片方は受理されていないという形で認識がされている。実にいいかげんなんですね。

また、一つ追加してお聞きしたいんですが、この出納簿、それから預金通帳というものは、私ども百条委員会で要求をして出していただいた資料が当初かなりのものがあったんですが、この中にも入っていたものですか。新たにこれは出したものなんですか。百条にも一度提出された資料と全く同じものですか。それとも、百条にも提出していない資料で、出納簿、預金通帳というものがまだあったんですか、どうなんでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えいたします。出納簿、預金通帳の関係についての御質問でございますけれども、百条委員会の方に出された預金通帳、あるいはまた出納簿等につきましては、私はよく見ておりませんで、よく存じておりませんけれども、いずれにいたしましても、現在ありますところの遺跡調査会の預金通帳、あるいは出納簿、契約書等につきまして、それを捜査の段階において必要なので、整備をしておいてもらいたいということでございます。

○十八番（古賀俊昭君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ですから一方では、市の方

の方には全部あるかどうか私は知りませんけれども、それらの点を整備いたしまして提出してまいりたいという考えでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　要するに、いまの森田市政下では、この問題は市政の刷新、また公正な私ども議員の目から見ても、少なくとも熱心に取り組んでいるとは思えないわけです。

私は、ですから森田市政だからこそこういう問題が起きたのか、こういう問題が起きるからこそ森田市政なのか、とにかく市民は、この問題を早く明らかにしてもらいたい、真相を知りたいと思っているわけです。ところが告訴、告発状をいざ出すとなってみると、また、このていたらく。全く不熱心だと言われても、仕方ないと思うんです。少なくとも、こういう公的な文書を行政機関が提出する場合に、先方の責任者がいなかったというのは、全くおかしな話だと思うんです。事前に連絡は取らなかったんですか、どうなんです。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　金曜日でございますので、四日の日に日野警察の副署長でございます石井さんに、朝の十時でございます。七日から数えますと三日前でございますけれども、金曜日の四日の日に、これは弁護士の指示もございました。前もって連絡しておきなさいというふうなことで、四日の十時に日野警察の石井副署長に、私は電話を申し上げました。前々から問題になっておりますところの日野市の遺跡調査会の不明金について、調査会及び日野市長から告訴告発を行います。九時半に日野警察へ参ります、よろしくお取り計らいといいますか、お会いしていただいた上で御処理をお願いします、こういう電話を四日の十時に行っております。これは弁護士の指示もございましたし、われわれの方としても当然そう考えておりましたので、四日の十時に石井副署長に行っております。（「警察の方が間違い。傍観しているところに問題がある」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　この告訴状、告発状を持って行ったのはだれなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　市の方は私たち理事者の中で、議会の都合もございますので収入役に行っていただきました。市の方は収入役を代表といいますか、七日の日に出ていただきまして、それから調査会の方は小山次長、それから課長、広瀬係長、そういうメンバーで、それから弁護士さんと、合計七名で行っているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　日野市長の名前をもってする告発ですから、市長が行くのがまず当然だと考えます。市長が行けなければ、行きたくないということであれば、少なくとも助役が行くべきじゃないですか。（「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり）どうでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　そのように当然、市長も私も考えておるわけでございますけれども、いろいろと抜けない用事がございまして、収入役さんにお願いしたわけでございます。これは、行きたくないとか何とかということじゃございません。用がありまして抜けられなかったので、やむを得ず収入役さんにお願いした、こういうことでございます。（「助役が行ける日に行けばよかった」「おかしなことを言う。収入役はそういう権限がないだろ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長の与党第一党である共産党が、あえてこの問題で熱心に取り組んでいるというビラをまくほどの、大問題なんです。また、私どももこの問題は解明しなくちゃ、市政に汚点を残す大問題であると、同じように考えております。この大問題よりもっと大事な、何か用事があったわけですか。持っていけないということは、市長も助役も何か用事がおありになったということを、いまおっしゃいましたが、これを上回る大きな用事というのは、何があったんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　代表者ということで、いろいろと御指摘をいただいておるわけですが、日野市を代表するのはもちろん市長でございますけれども、また、三役という立場でそれぞれの助役、収入役、この役目はございますが、やはり理事者という一名として日野市を代表する資格を十分持っております。

それから、当日はわれわれといたしましては、九時半から庁議を行いました。そういう意味で、別段、代表たる資格が欠けているとか、そういうことではございません。私どもとしては、日野市を代表するという意味で全く欠けるところはない、とこのように思っております。以上です。（「だれが行っても署長が応待しなきゃいけないと思うな」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いわゆる法律上の代理人ということで、助役が行かれたというのならわかります。その委任を受けて行ったというならば。しかし、この問題の性格からして、また告発する当人が森田市長となっているわけですから、本当に市長が行くべきなんですよ。しかし、どうしても行けないというならば、少なくとも女房役である助役が行くべきです。庁議があったら市長が出てもいい、しかし、助役は行けたはずでしょう。助役が行けないなら、市長が行けるはずだ。どちら

先ほど申し上げた、規則を勝手に変えて責任を補助職員に押しつけて処理させるという市長の良心、今後の収入役さんというのは、たとえば朝九時に、市民が税金を納めに参ります。そのときは、収入役はいなきゃいけない。いけないんですよ、法律的に。ですから収入役は常勤になっているはずです、法律上は。助役や市長は常勤じゃありません。地方自治法をよく読んでごらんなさい。全く仕事が違う。逆に言えば、市長の支出命令に対して収入役は拒否できます。助役はできません。補助職員はできないでしょう、部長や課長は。しおし、収入役はできる。市長命に反することもできる。そういう厳然たる立場にある収入役が、市長が行ってこいと言ったら、はいそうですかと。あんた、総務部長じゃありませんぜ。同時に、そういう考え方が市政の紊乱を招いている。きちんとやらなきゃいけない、そういうことは。一回よく、収入役の任務というものを読んでごらんなさい。（「そんなことないよ」と呼ぶ者あり）

何がない、もう一回言ってください。もう一回言ってごらんなさいよ。何を言った、いま。（「私語です、私語」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私語をね、あなたのおっしゃることを、それはあなた流の御意見でしょうけれど、当たってるところと当たってないところを、なにか非常に強要されるとかが行って、その手続は済ますべきです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

収入役は不思議に思いませんでしたか、この問題が舞い込んできて。（「自分の仕事じゃないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　いいですか、いまの答弁は。（「いや、答弁を」と呼ぶ者あり）助役。

○助役（赤松行雄君）　当日、繰り返しになりますけれども、九時半から庁議を開いておりました。庁議の際、私が庁議の中の進行役というか、主宰といいますか、そういう役目なもんでございますので、通常の理解ということで収入役さんにお願いしたわけでございます。おっしゃるとおりの考え方ということに立てば、当然それを置いても行くべきだったというふうにも考えておるわけでございます。

弁護士さんが法定代理人ということになりましての意味でも、栗山弁護士、稲山弁護士ですか、これに代理しているという面からいくと、いままでのような欠けているという考え方にはないわけですけれども、市自体の当事者といいますか、おっしゃるような意味では欠落をした点がございました。まことに申しわけなかったと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　これは重大な問題だから聞くんです。

いうことは（「当たってないとこを言ってください」と呼ぶ者あり）、いや、先ほど言いましたとおり、三役という日野市を代表する資格に欠けることはございませんと申し上げているわけですから、そのとおり御理解をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　だから私が言っているのは、収入役という仕事の職権なり、分限を申し上げている。市長がこき使っちゃいけないんです。そういうこと、非常に大事なポイントなんです、これ。教育長というのも、やっぱり厳然たる一つの立場がある。そういう分限というものを間違うと、市の行政は大混乱に陥る。だから収入役を留守にさせて、そしてわざわざ行かせる。そういう場合もあります。あるでしょう。しかし、少なくとも公式の場合には法律の立場を守って、地方自治法の立場を守って、各分限をわきまえて行動してもらいたい。

これ以上言ってもおわかりにならないでしょうから、お帰りになって地方自治法をよく読むように。監査委員、しっかりしろよ。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　ごく基本的なことを一点、御質問したいんですが、これは告発人である市長にお伺いしたいと思います。

私は百条委員会でないので、細かい事情はよく承知していませんけれども、いままで市長は私たちに対して、使途不明金は計理上のミスはあるにしても、おおむね会の目的に沿って使われているものと思う、こういう御説明であったわけです。ただいま助役の告発なり告訴状の内容の説明を聞きますと、業務上横領ということで告訴、告発したんだという説明でありました。

ということは、この使途不明金が私のために被告発人が使ったというふうな認識に立って、告訴、告発されたんではないかと思うわけであります。市長は、いつそのように認識を変えられたのか、現在そのように認識を改められたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の点がきわめて重大だと思っております。かつてこの事件が指摘されました当時、私も調査のために計理上のずさん、粗漏ということはあり得ても、まさか不正があるというふうには存じておりませんでした。

したがいまして、今回、同日付をもちましてきょう御提案することになる予定でございますが、その不明を深くおわびをし、自己けん責の処分をしております。そのことを御報告をする機会がございますので、その不明であったという点、それから大変議会はもちろんでございますし、あるいは監査委員の方、それから日野市の不名誉、市民各機関にかけておる不名誉、不名誉というよりも御迷惑、このことについての陳謝をする気持ち

を十分持っております。そういう心境でございますことを、質問がございましたので御報告をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　それでは、当初、おおむね使途不明金は会の趣旨に沿って使われたものと思っているということは、間違っていたということでございますか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう結果に相なりましたことを、きわめて私の不明な点であるというふうに、心からおわびをする気持ちでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はございませんか。なければこれをもって助役の遺跡調査会の告訴、告発に関する報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十三分休憩

午後　一時　八　分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の審査報告に入りたいと思います。

請願第五七ー一八号、被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　請願第五七ー一八号、被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情の、厚生委員会での審査の報告を申し上げます。

この陳情は、反核、反戦日野市民の会代表委員、本間　久さんからのものであります。戦後三十七年たっても法制化されていない被爆者援護法を早期に制定するよう、国会に向けて決議してほしいというものであります。

昨年六月の第二回定例会以降、五回の委員会で審議いたしました。この被爆者援護法の国会での審議の会議録、原爆被爆者対策基本問題懇談会の報告書などの資料が社会課より提出され、審議を重ねました。この援護法制定は当然であるとして、いち早く採択という声のある一方、原爆投下による悲惨きわまりない被爆者の犠牲に対しては、国家保障の見地からの配慮と対策が講じられるべきではあるが、一般戦災者及び死没者に対する施策との間に、著しい不均衡があってはならない。現行の原爆二法や、東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例、または被爆者のための援護法の設置、被爆者相談事業の改善と充実を

図りながら、一般の戦争犠牲者対策との調和を考慮しつつ、さらに国民の合意を求めていくべきであるとして、採択に反対の意見もありました。

国会における各政党の態度、意見などから、この陳情に対しての委員会での意見一致は不可能と判断いたしまして、採択することにいたしました。採決の結果、この陳情の採択に賛成する委員三、反対する委員三の同数となり、委員長採択で採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって請願第五七ー一八号、被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情の件は採択と決しました。

これより請願第五七ー六六号、ダストボックス廃止に反対する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　請願五七ー六六号、ダストボックス廃止に反対する請願の厚生委員会の審査報告をいたします。

この請願は、三沢台自治会長の山田専一さん外十三名から出されたもので、高橋通夫議員、黒川議員、馬場弘融議員の紹介であります。（「おれだけ名字で名前が入ってないぞ。黒川だけしか言わないじゃないか。名前も入れなきゃだめだ」と呼ぶ者あり）

袋収集にしてダストボックスを廃止することには反対であるというもので、昨年十二月二十一日に採択された請願第五七ー三五号、四三号、五二号とほぼ同じ要旨のものであります。清掃部長よりその後の経過を聞き、現在なおパッカー車に対応する新しいダストボックスを検討中であることが報告されました。全会一致、この請願は採択に決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七ー六六号、ダストボックス廃止に反対する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五七ー四九号、土地の境界線確定と生活道路の整備促進を要望する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　請願第五七ー四九号でございます。土地の境界線確定と生活道路の整備促進を要望する請願について、建設委員会の審査報告を申し上げます。

本請願は、昨年の十月八日、委員会に付託されたものでございます。請願者は、日野市日野三三〇ー五九番地でございます。小林功一さん外百六十名の方からの、道路、用水の整備がおくれているので改善をしていただきたい、という内容の請願でございます。

本委員会は現地調査も実施いたしましたが、願意に沿うためには、オリエント時計との境界確定が完了しないと実施されませんが、会社側は積極的に取り組む意向とのことでございます。また、このため地域の排水整備とともに、下水対策もしていただきたいとの要望もございました。

審査の結果、全員異議なく採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七ー四九号、土地の境界線確定と生活道路の整備促進を要望する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

お諮りいたします。特別委員会の委員長より特別委員会審査中間報告をしたい旨申し出がありますので、これを日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって特別委員会審査中間報告の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。本件を議題といたします。

初めに、農林水産省跡地利用対策特別委員会の審査中間報告を委員長より求めます。

〔農林水産省跡地利用対策特別委員長登壇〕

農林水産省跡地利用対策特別委員長（板垣正男君）　農林水産省跡地利用対策特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、昨年の第四回定例議会で桑園跡地の国からの払い下げについて、御報告いたしました。それに続きまして、市が計画しております日野市日野都市計画仲田緑地基本計画の一部変更がございました。そのことにしぼって御報告を申し上げたいと思います。

日野市が国に払い下げを申請しておりましたうち、払い下げが決定いたしました地区公園の予定地であります。面積三・九ヘクタールの計画が、昨年の三月、基本計画ができまして、議会にも配付されたとおりでございます。しかし、その後、市側の関係者の意見等を取り入れ、若干この計画内容の変更が行われました。

基本施設といたしまして、三百メートルトラックが予定されておりましたが、これを四百メーターのトラックを設ける陸上競技場に変えるというものでございます。もちろん従前の基本計画の趣旨は変わらないわけでございまして、三百メートルトラックを四百メートルトラックにするということでございます。このトラックの中でございますが、運動場として利用をするという趣旨から、サッカー場、ラグビー場、そして陸上競技場、こういう競技の使用ができる内容というものでございます。

管理の方法でありますけれど、開放型にするというものでございまして、特定の団体が利用していない時間、あるいは日時、そういうときには一般の市民がジョギング、キャッチボール、こういったものにも利用できるというものでございます。

今後の計画日程でございますけれど、五十八年の十二月、事業認可を取りまして、五十九年の二月に用地の取得を行う。五十九年度から六十一年度三カ年にかけまして、工事を行うというものでございます。市側からこのような説明がございまして、当委員会も確認し、今後計画どおり事業が進むことを要望してまいったわけでございます。

以上、仲田緑地での地区公園の計画の一部変更と、そして確定し、当委員会でも確認したことを中間報告として御報告申し上げました。

○議長（石坂勝雄君）　次に、廃棄物対策特別委員会の審査中間報告を委員長より求めます。

〔廃棄物対策特別委員長登壇〕

○廃棄物対策特別委員長（橋本文子君）　廃棄物対策特別委員会の現在までの調査研究について、御報告をさせていただきます。

当委員会では、市民の暮らしにとりわけ緑の深い台所などから出される可燃ごみの問題、及び危険物として排出されるさま

ざまの廃棄物問題、また、粗大ごみ等の収集方法について、きめの細かい検討を行ってまいりました。これらのうち粗大ごみにつきましては、従来、自治会管理のもとに三百十一ヵ所の置き場を設置して収集しておりました方法を、今度は完全に廃止いたしまして、昨年の十月一日から申告制に切りかえることができました。空き地が年々住宅地になり、都市化が進むことによって、用地の確保が困難になってきたという実情に加えまして、他市などから大量に捨てに来られていた節もあることなどから、ふえ続ける粗大ごみに関しましては、大変頭を痛めていたわけでございます。現在、電話一本での戸別収集に切りかえた結果、一日十件ほどの収集で処理されているとの報告を受けております。

なお、ダストボックスにつきましては、当初、ボックスを廃止したいという担当者側からの提案説明を受け、その理由としましては、道路上なので交通の邪魔になる、道が狭過ぎていまだにボックスの置けない地区もあって不公平である、ボックス置き場のことで絶えず市民からの苦情がある、傾斜地では特に危険である等々、基本的にはクレーン車による収集をやめる方向で検討を続けておりました。

ところが、クレーン車廃止に伴いボックスもなくしていくのだということに対しまして、市民側からの強い反対の声が上がり、必ずしもボックスの全面廃止は妥当ではないという論議が委員会の中でもなされるという経緯を見るに至ったわけでございます。これらを踏まえた上で、現在パッカー車に対応できるボックスについて、試作品をつくりながら鋭意検討を重ねているとの報告をいただいております。

また、一方では厚生委員会との合同で、去る七月十二日、羽村町の東京都市廃棄物処分場と、日の出町に予定の東京都三多摩地域廃棄物広域処分場の行政視察を行い、ごみ問題についての幅広い理解を得ると同時に、それぞれの町の御協力に対して心からの敬意を感じているところでございます。

以上をもちまして、当委員会の中間報告にかえさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　次に、市民会館建設対策特別委員会の審査中間報告を委員長より求めます。

〔市民会館建設対策特別委員長登壇〕

○市民会館建設対策特別委員長（鈴木美奈子君）

市民会館建設対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

昭和五十五年三月十九日に特別委員会が設置され、私どもは前委員会の後を引き継ぎ、五十七年の三月十六日から当委員会の活動が開始されております。市民会館建設も具体的となりまして、特別委員会にも設計案が示され、委員会としても定例会、また休会中の委員会の開催、市民団体との懇談、さらには五十七年の七月二日茅ヶ崎市、五十七年の八月二十七日昭島市、調

布市の市民会館の視察などを行ってまいりました。そういう中で、各委員から出されました市民会館建設の設計案に対しましては、大ホールの席数を幾つにするか、あるいは小ホールを幾つにするか、多目的に利用するのか、固定席がいいのかなど、さらには駐車場の確保がされているか、あるいは建てる位置の問題なども出されております。さらにはトイレの数、音響効果、舞台の広さ、どんちょう、喫茶室など、種々出される中で、最終的には当委員会といたしましては、大ホールについては千百四、そしてまた建設予定地といたしましては、市庁舎横の神明一―一二―一のところで、全会一致こういうところで確認されております。

また、いままで出されましたいろんな委員からの要望、意見などにつきましては、これから具体的に設計の中に入れていくという、こういう理事者側の報告もあり、私ども委員会としても全会一致で、こういうことで確認されております。

以上、中間報告といたします。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって特別委員会審査中間報告を終わります。

これより日程第四、日野市議会常任・特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の氏名につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおりです。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（米沢照男君）　議員提出議案第一号、日野市議会常任・特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日程第四、日野市議会常任・特別委員会委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第五、昭和五十八年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

委員の氏名はお手元に配付した印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日程第五、昭和五十八年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一号、日野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（米沢照男君）　議員提出議案第一号、日野

市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、地方自治法の条文との整合性を図るための一部改正であります。具体的には、お手元にも配付されておりますけれども、本則中「定数は」とあるのを「定数を減少して」に改めるものであります。よろしく御審議を願います。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一号、日野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第二号、日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会に要する経費の一部変更の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。（「提案者交代だ」と呼ぶ者あり）高橋通夫君。

〔三十番議員登壇〕

○三十番（高橋通夫君）　調査会においてはいろいろお骨折り願っておりますが、調査がだんだん進むにつれまして、いろいろと、特に速記あるいは翻訳、そういうのがかかりますので、今回、費用を増額していただくということでございますが、よろしく御審議のほどを。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二号、日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会に要する経費の一部変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四号、日野市環境緑化基金条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第四号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、緑潤う町づくりを目指し、緑地の保全と緑化事業を推進する資金を積み立てるため、日野市環境緑化基金条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは、ただいま提案されました議案につきまして御説明いたします。

提案理由につきましては、ただいま市長から申し上げたとおりでございますが、条文に従いまして御説明いたしますと、第一条は設置の条項であります。

第二条につきましては、積み立て額を定めておるものでございます。十億円を目途としておるということになっております。

第三条につきましては、積み立てた基金の管理について規定したものでございます。最も確実で、有利な方法によらなければならないということでございまして、これらは二項に掲げましてあるとおり、有利な有価証券等によって管理しなければならないような規定になっております。

第四条につきましては、その運用によって生じました収益を一般会計に計上して、この基金に組み入れるという条文でございます。

第五条は、繰りかえ運用の条文でございます。これは、いわゆる外部から資金の一借り等をする際に、外部からのかわりにこの基金を利用して一借りの代用に充てられるというような、確実な繰り戻しの方法・期間及び利率を定めた上での運用を決めておるものでございます。

第六条は、この基金の処分に関する規定でございます。ここに掲げてありますような目的に関する経費に充てるために、この基金の全部または一部を処分することができるということでございます。

第七条は委任条項でございまして、必要な条項を市長が別に定める、これは基金運用の上で、いろいろな条件に適合するようなものの必要が生じたときに、必要があれば、必要な事項は市長が別に定めて対応する、そういう付則条項でございます。

それから付則につきましては、この公布の日から施行することの決めでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　直接この条例とはかかわりがないかもわかりませんが、緑の保護、それから緑地の保全ということで、日野市でもいろいろ民間団体による活発な運動が繰り広げられているところなんですが、先日新聞を見ておりましたら、この運動を進めております日野市の自然を守る会が、日野市豊田の梵天山で雑木林を切るという会を開いたというのが出ておりました。この雑木林というのは、多分市が管理しているところではないかと思うんですが、自然を守る会の判断で緑を守るためにあえて再生をねらって伐採をするということは、これはいいかと思うんですが、やはり貴重な緑の資源を切るわけですから、専門的な立場での判断がやはり市の方にあってもいいのではないかと思うんです。市の方の管理の対象でなけれ

ばいいんですが、この梵天山の雑木林、市が管理しているものであれば、どのような対応をなされた後に雑木林の伐採をお認めになったのか。緑の保護ということで関連があると思いますので、一つお聞きをしておきます。

それからもう一点、これは市長に伺いたいんですが、緑をふやしていくということに関しては、これは国民的な運動として自由民主党でも今回、中曽根総裁の提案で国土に緑を、窓辺に花をということで、二月二十五日から国民運動を繰り広げることが決まっております。それで、市長の考え方なんですが、緑というものをどのようにお考えになっているか。たとえば航空写真で撮りますと、緑が確かに市の面積のうち何%あるかというのはわかると思いますが、そうした面積だけの拡大をねらっておられるのか。または、いままで日野市でもやっておられるような、苗木を一本一本無料で、無料といいましても税金が使われているわけですが、お配りになる、そうした運動の展開で済むと思っておられるか。

または公園、それからそういう緑地の施設を計画的に整備していく、そういうただ量的なものでなく、質的なものを同時に高めていく、町づくりの中で緑というものをとらえておられるか。どのようなお考えか、その点をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過日、自然を守る会が主催をして行いました雑木の更新、つまり芽立ちをよくするために十五年ないし二十年に一回更新をする、こういう一つのまた緑地保全の行事なんですが、私も当日参加をいたしました。

御承知のとおり、日野市の雑木林はかつて農業用の堆肥の給源地、並びに燃料用薪炭の供給をする場所ということで、農業の一体関係の中で維持をされてまいっておりますが、近年、それぞれ堆肥は使われなくなり、あるいは薪炭を必要としない生活様式になりましたので、保護されていましたいわゆる雑木樹林地が、荒廃の傾向にあります。特に二十年以上を余り過ぎますと、虫が入りましたりして風のために倒木になってしまう、こういうこともありますし、つまり芽立ちをするためにはぜひ伐採管理ということが一つの更新の手段になっております。そういう意味で、試みに梵天山の、市の区画整理によって確保しておりますその用地を充てた、そしてそこの雑木の数本を市民参加によって伐採をし、いろいろな解説を行った、こういう事業でございました。公園緑政課がかかわる事業でございますが、当日も新しい課長がその場には出席をいたしております。

それから、今回お願いをいたしております日野市環境緑化基金条例は、施政方針の中でも触れましたとおり、基金を積み立てて、その果実によって将来長く緑地の保全、それから緑化の推進、これらの事業が市民参加の中で行い得る仕組みをつくりたい、そのための基金を、なるべく長くない年度の中で積み上げたいということの趣旨でございますが、一方には緑地の売り物が出れば、なるべく段丘地等は積極的に買っていきたい、こういう基金にも充てる予定になりますので、目途は目途といたしまして、途中にもまた支出されていくという性格がございます。

それから、いま問われました、いわゆる緑といわれます今日の地球規模の課題、あるいは国土規模のいろいろな考え方、そして住民意識といたしまして、特に都市にはぜひ一方に自然地、それから緑地、いわゆる緑が市民生活の人間回復のようなことも含めて、あるいは教育のことも含めて、また健康のことも含めて、非常に重要だということが認識されております。量的にも質的にもそれらがより多く欲しいわけでありますが、都市となりますと、なかなか緑の保護、保全がむずかしいわけであります。これを積極的にやるということが、非常に公共度の高い問題として世界各国、あるいはわが国でも政党の政策まで進みつつあります。私どもの市は、幸い早くからその点に政策として着目をいたしまして、一応の成功を得つつ参っておりますが、なお、開発の圧力というものは絶えず一方に強いものがあります。

したがって、これまで開発指導要綱に基づく開発の際の負担などを求めておりますそのお金は、一方には開発が進んで人口がふえる、一方にはまたそれを緑地の保全、保護に使える、そういうバランスをつくっておこうというのが、この事業の大きな目的に、つまり原資をそういう形で求めるということも可能だというふうに考えているわけであります。

緑のことは公園の管理はもちろんであります。それから、特に日野市では自然林、雑木林、これらを積極的に守っていこうという市民運動もございますし、また、○・一平米運動というふうな、注目を浴びている運動もあります。環境庁、あるいは東京都、あるいは大蔵省財務当局もこの都市緑地の保護のために大変関心を持たれ、日野市はその一つの対象にもなっております。そういう意味におきましても、この事業を発足をさせて、そうしてしっかりした背景をつくっておきたい、このように考えております。

苗木を配ることももちろん、宅地、いわゆる家庭に緑や花をふやすという一つの施策になると思いますし、それから、特に段丘地の自然林、雑木林、これを積極的に公共用地に置きかえて守れる最大限の努力をいたしたい。このこともこの内容で対応できる、このような考えでございます。量的にも、質的にもということはなかなかむずかしいことでありますけれど、その量の面でも質の面でも努力をしていこう、こういう市民の合意の形で求められているものを実現をしていこう、こういう見解を持つわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　後段の質問については非常にていねいに答弁をいただきましたので、よくわかりました。
最初の梵天山の雑木林の伐採のことなんですが、当然、伐採したといえども市の財産だと思うんです。伐採されたその雑木は、後、どのように処理、処分をされたのか。新聞を見ますと、シイタケ栽培用のなにか菌を植え込むような作業をされたということですが、それは市の方で事業としてやっていかれるのか。市民の方に頒布をされたか、無料で配ったりされたのか、その辺ももしわかりましたら教えていただきたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　建設部長。
○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。いまお話がございましたように、シイタケ栽培のほだ木として参加した方たちの実習の材料としても使いまして、それを、数が限られておりますけれども、お持ち帰りいただいたということでございます。そういうことで、雑木を切るというような行事を自然を守る会が行いまして、用地は公園緑政課が管理しております市有地でございますので、その辺の事前調整は十分いたしました上で、行事が行われております。
なお、先ほど御質問がございました新聞報道等では、雑木林を切るということで、緑の保全をするという反面に雑木林を切るというふうなそういうタイトルで、大変誤解があったようでございます。生かすために切るというような意味で新聞報道されたということで、守る会の方にも、この点については行事を行う前にずいぶん照会があったというふうに聞いております。
そういう意味で、先ほども市長がお答え申し上げましたように、雑木林を今後やはり生かしていくという意味で、行事の一環として切った、こういうふうな内容部分でございます。
○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　これは当然後で、この条例は付託されると思いますので、この雑木林の件は委員会では議題にならないと思いますので、ここでもう少し聞かせていただきたいんですが……。
自然を守る会に参加をした人は、では市の方から無料で市の財産であるほだ木をいただくことができるわけですね。もし、自然を守る会に入っていない人が梵天山に行きまして雑木林を再生させ、そして守るためにはある程度伐採も必要だということになれば、自分で入って切り倒すというようなことは、本来あっちゃいけないんですが、もしそのように判断して梵天山に行く方があっても、その辺がはっきりしていませんと混乱を招くこともあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
○議長（石坂勝雄君）　建設部長。
○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。ただ、まんべんなく切るということじゃございません。学問的にも、

やはり間引きをするというふうなことで、後の植生を生かすというような考え方の計画的な中で間引きをしていくわけなんで、そういう点でこの行事が持たれたということと、それから、説明がちょっと足りませんでしたけれども、やはり雑木林の性格といいますか、果たす役割りが昔から燃料として使われ、また、先ほど市長がお答え申し上げましたように、農耕用の肥料としても貴重に使われたわけでございますけれど、そういう存在があった過去、それから現在は、ただ伸びるままにまかせておきますと下草が生えまして、そして雑木林の育成を阻害する、こういうふうな関係もございますので、そういう点で間引きをするための一つの、言うならばデモストレーション的な行事として守る会が行ったというふうなことでございます。
それから、今後こういう行事を持つかどうかにつきましては、守る会の方の考え方もあろうかと思いますけれども、限られた形の中での用地でございますので、その辺のところにつきましては、やはり組織的にそういう効果をねらった行事として続けていくという形ならば、許される範囲内で行いますけれども、個人が勝手に、それを切っていくというふうなことは、とても考えられないわけでございます。
それからもう一点は、守る会がこの行事を持つ場合に、参加者を募ったわけでございます。大変多数の方が参加をして、この行事そのものは非常に成功裏に終わったわけですけれども、必ずしも守る会の会員だけではございません。そういう趣味がある、あるいは雑木林を守っていこうという大変趣旨のある方たちも、守る会の組織とは関係なく一般市民の方、あるいはまた市外の方も市の広報等でごらんいただきまして、参加を願ったというのが内容、実態でございます。（「その中に議員はいたか」と呼ぶ者あり）
○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　はっきりさせておいた方がいいと思うんです。これからますますこういう条例ができまして、緑の保護ということで市民の関心が高まってまいりますと、自然を守る会のこのような行事に対しても、たくさんの応募者があると思うんです。希望する人はたくさんいると思うんですが、量は限られているわけですから、自然を守る会の行事に参加をした一般の人たちの希望者がもらえるということになれば、やはり何か基準がありませんと、市の財産をお渡しするわけですから、無料で配るわけですから、今後何かやはり一つの基準のようなものを設ける必要があると思うんです。有料で分けるということになれば、ちょっと問題があるかもわかりませんが、特に適当な庭があって本人がそのような趣味があれば、シイタケなんてやってみたいと思う人もたくさんいるんじゃないかと思うんです。
ですから、市長の方でもひとつお考えをいただきたいと思う

んですが、もらえる人ともらえない人が同じ希望しながら出てくるということは、市の財産を渡すわけですから、きちんとしたものは今後あっていいんじゃないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたまの試みの行事でございます。約三百人ぐらいの参加者があったようでありますが、今回のことはそれで一段落であります。今後は、たとえば福祉団体等にそのほだ木、シイタケを打ち込んだものを一つの事業としてゆだねる、そのようなことも考えられるわけでありますから、十分いろんな知恵を吸収しながら日野市民の生活に潤いを及ぼす、こういう役割りに寄与させていきたい、このように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　よくわかりました。では、一つだけ最後に確認をしておきます。

この伐採をしたほだ木は、自然を守る会がお金を取って一般の市民の方に配布をしたということはないわけですね。その点の確認だけ、最後にお願いします。有料で配布をしたということはないんですね。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。有料ということはないと思います。ただ、シイタケのほだ木などもございますので、その辺のところにつきましては、経理上の処理がどうされたかというのは、私も定かに知っておりませんけれども、参加費を取って、いわゆる何がしかの代償を取って与えたということはないと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　むしろ、そういう専門家といいましょうか、箇を所有されている人とか、要するに経験のある人、この方々に進んで参加をしていただいて、奉仕をしていただいた、こういう形をとっておりました。したがって、有料でとか、または謝礼を払ってとかいうことはなかったというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いまの古賀議員の質問ですが、山は、市長さんあなた個人のものじゃないんです。あなたがいいと思ってやられた、こう、いまお話であります。どこにも議会の議決を得たわけじゃない。予算書のどこにも出てない。その団体と契約もしてない。個人じゃないんです。私の山は私が、その団体にどうぞこういうふうにやりたいからといわれたときに、お使いなさいというならわかる。あなたの山をやられるんならわかる。そういう公私混同は慎んでもらいたい。

次に言います。この公私混同にこの条例を読んでみます。この条例を見ると、十億円という税金を勝手気ままに市長が使えるようになっている。条件だけはただ簡単に緑地の保全、緑地の推進に使う。というのは、積み立てるのは全部議会の責任なんです。第二条にも一般会計歳入歳出予算で定めると。運用の資金の処理も、利息の処理も第四条、議会の責任であり、議会も責任を持たなきゃしょうがない。使う方だけは自由自在に使っていいと六条に書いてある。先日も、都立高校の用地かのごとき美名をもって悪徳不動産屋の土地を買って、市民に重大なる損害を与えつつあります。今回、これは税金であります。こういうふうな、積み立てるだけは議会に責任を持たせて、議員に責任を持たせて、使うことは私の自由です。こんな勝手な条例は、まず見たことない。この点は慎重審議のほどをお願いします。回答は結構です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四号、日野市環境緑化基金条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第五号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第五号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市職員の定数を千四百一名に改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは議案第五号につきましての詳細説明を申し上げたいと思います。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。下段が旧でございます。上が新ということで、行政部門の職員のうち七百四十七名を七百八十六名に、三十九人の増員でございます。この内容につきましては、大きなものは日野市児童館の設置条例がございます。その中で、設置条例に十七施設ございますけれども、それの任用がえ、児童厚生員に任用がえするものが主な内

容でございます。それから、その他下水道課あるいは区画整理課、これらは事務事業がふえてまいりますので、それに伴います増員でございます。

それから、次の病院部門の職員でございますが、これが百七十三名を百八十一名にするわけでございますが、プラス八名でございます。これにつきましては、医師、看護婦等を八名増員してまいりたい、こういう内容でございます。

それから裏でございますが、教育委員会の職員の史員その他の職員三百四十一名を三百四十八名にするものでございます。プラス七人でございますが、これは大坂上中学が給食を開始することに伴います増員でございます。

合計いたしまして千三百四十七名を千四百一名、五十四人の増員となるわけでございます。

それを成文化いたしましたものが、議案の次にございます日野市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

付則といたしまして、この条例は五十八年四月一日から施行する、こういう内容でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○十九番（市川資信君）　職員定数の増員の条例なんですけれども、財政、あるいは財政の行き詰まり、あるいは人口のほとんど伸びてない状態の中で、職員だけが増員になるということなんですが、三多摩のいわゆる平均の市民人口に対する職員の定数と、全国の平均はどのようになっているか。もし、わかったらお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　行政改革という方向の中での提案でございます。慎重に対処した上での提案でございますけれども、末端行政を預かる状態の中ではこういう提案にならざるを得ない点でございますけれども、日野市の事務部門につきましては、二十六市の中で比較しますと相当窮屈な定数の中で職員に努力をしてもらっております。

それから、御存じのように日野市はサービス部門の多い市でございます。病院だとか保育園、幼稚園、これらはほかの市にもございますけれども、日野市の場合にはずば抜けた形での数ということで、市民のサービスをしておる、あるいは学童クラブも同様でございます。図書館も同様でございます。そういう施設を入れました二十六市での総体の数でまいりますと、日野市の定数はよその市より施設分だけ確かに多うございます。ですけれども、純粋の事務部門だけをあれしますと、事務部門においては相当窮屈な形で、施設部の増員分もカバーしているというふうな面もあろうかと思います。窮屈な形でそれぞれ職員が努力しているという面等もございますので、このような改正

になったわけでございます。

御質問に対しての答弁が余りに大まか過ぎて、大変失礼かと思います。御質問にお答えするところの数値的なものは現在作成中でございますので、総務委員会で御説明申し上げますので、お許しいただきたいと思います。考え方としては、そういう中から生まれたお願いでございます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　いま、その数値はないということですね。ではそれで結構です。できたらすぐ出していただきたい。（「はい」と呼ぶ者あり）

事務職については非常に窮屈な中でやっておる、そういうもので必要ならば、私はあえてそれほどとやかく言う筋合いじゃないんですけれども、しかし三多摩二十六市を見てみましても、図書館運営、あるいは学童クラブ、保育園、幼稚園とほとんどやってられる環境状態が一致してるんじゃないか、そんな大きな行政の差というものは最近、出ていないんじゃないか、こう思うわけですから、ひとつその数値が出ましたら見せていただきたい。それで結構です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　私は総務委員じゃないのでちょっと聞きたいんですが、三十九人の増員は、先ほどの説明ですと児童館の定員の増、こういうふうに説明されたみたいに聞いたんですが、違うんですか、これ。児童クラブ、学童クラブか、ちょっと教えてもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　児童館の設置条例に十七施設あるわけでございますが、それに職員を張りつけるわけでございます。正職を。それが三十九名中二十一名というウェートを占めている、こういう内容でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　一番大変なところが学童クラブの大半になるわけなんですけれども、詳細に申し上げますと、老人健康保健法の改正によりまして、社会課の老人福祉係が一名ふえます。それから健康課の中に、これは保健婦を一名、老人健康保健法関係でふえるわけでございます。それから区画整理が、万願寺、高幡、豊田というふうな形の中で実施段階に入っております。それで更地ではなく、市街化を取り巻いた形の区画整理でございます。技術職員を三名ふやしたい。

下水道につきましては、落川から南多摩排水区ということで実施段階に入っております。これについても技術職員を二名ふやしたい。

こういうふうな考え方のほかに、庶務課の中で電話交換手一名、ふやすわけじゃございませんで、従来委託業務でやった

ものを委託の職員が引き揚げましたので、直営化という中で職員の一名を確保したいというものも入っております。

それから、福祉事務所のケースワーカー二名ふえます。これにつきましては、こういう不況の中で保護件数が倍増しております。そういう状態の中で、ケースワーカー二名をふやしたい。それでないと対応できないという状態の中にございますので、二名のケースワーカーの増員をお許し願いたい。

それから管理課、これは土木の管理課でございますけれども、道路整備、台帳整備、こういう事務的な整理に一名をどうしてもふやさざるを得ない。

それから公園緑政課につきましては、ただいま申し上げましたように緑政的な行政の新展開というふうなこと等も考えて、これは職員の一名をふやすわけでございます。

それから電算事務が、いまの予算の中では予算計上されておりませんけれども、現在、各課の実情調査をやっております。ですから九月議会等には予算等をお願いしまして、実施段階に入るということで電算職員を一名どうしてもふやさざるを得ない、こういうふうなこと等を全部踏まえまして、いま御提案申し上げているところの学童クラブ二十一名を入れまして三十九名の増員になるわけでございます。（「合わないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　確かに説明ですが、まあ、人数はこれまたあれですけれど、学童クラブのこの二十一名というのは、現にパートでいらっしゃる方を本採用にする、こういう意味なんですか。前からいろんな問題があって、パートに二、三時間か四時間しかないのにどうする、おかしいとかいろいろあった、あの人たちを正規にする、そういうことですか。ちょっと教えてください。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　それでは、私の方からお答え申し上げたいと思います。おっしゃるとおり一つのクラブに二名ずつ、十七クラブございます。そこに働く、従来長期臨時といっていましたところのパート職員、二名ずつおったわけでございますけれども、各市順次正職化してきている、というふうな状況だけでお願い申し上げるわけじゃございませんけれども、一クラブどうしても一名は責任ある正職員を置かざるを得ない状況というふうに考えておるわけでございます。一つの市のそれぞれの十七の施設の中に二人のパート職員というふうな、パート職員だけでは責任ある管理ができない。

ですからお願いしましたのは、二名を正職員にするんじゃなくて、一名をここで採用の試験を実施しまして、その上での合格、不合格によりまして職員に登用していこう。それで、従来どおり二人要るわけでございますけれども、一名を正職員にし

 まして建物管理、それから子供の養育、それからいろんな金銭管理、それから子供におやつ等も給しておりますので、金銭管理、購入の責任とか、いろいろ出てまいりますので、市から離れたところの施設でございますので、一名だけはぜひとも正職員に、いま申し上げました事情から、正職員にして責任ある管理を朝からしていこうと。いままではおっしゃるとおり十二時から午後五時までのパートということで対応してきたわけでございますけれども、そうなりますと朝は、時間はちょっと遅くなると思いますけれども、そのかわり六時ごろまで管理してもらうと。

あと二十一名になりませんけれども、四名は十七園の中で休みとか何かいろいろ、生休だとか年休とかありますんで、四名はフリーで、休んだところへ行くような、たとえば児童館と十七の学童クラブへ行くフリーを四名置こう。だから十七プラス四でございますので、二十一名をお願いしたい、そういうふうな管理上のあれから正職化したい、こういうふうに考えておるわけでございます。ぜひともよろしく……。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いま、児童館の館長さんは、私の記憶では係長クラスの人が相当配置されているというふうに、相当年寄りの年功のある人ですね、本来なら当然課長になってもいいような方が結構館長さんをしている。

いま、十七館の児童館関係の正規の職員は何名いるんですか。これは部長かもしれないけれど。それで、これだけふやすわけだな、今度。いま何名いるんですか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　現在、児童館は三館ございます。各館に三名ずつ正職員を張りつけておりますので、九名ということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　それから学童クラブには正職員関係は、だれも行っていないわけ、現在のとこ。それを担当している職員はいないの。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　現在、学童クラブには正職員は張りつけておりません。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　市長の、職員をふやすということについての根本的なお考えを伺いたいと思うんです。

一点は、まず税収ですけれども、今年度ぐらいまでは何とか市民税収入もいいかもしれないけれども、国家財政の方を見ますと、来年あたりからかなり悪くなってくるんではないかということが見られます。そういうこともあって、さらに人件費の割合、これは五十六年度の数字ですと二五・七％、つまり自由

に使えるお金がどのくらいあるかというふうなことを調べる経常収支の比率というのがありますけれども、これが日野市の場合、五十六年度ですでに八〇％に近づいている。ということは、自由に使えるいわゆる投資的な経費といいますか、その部分の比率がだんだん減ってきている。そういう中で、いまかなりの増員をしていくということは、二年、三年たったときに日野市の財政がかなり硬直化してくる恐れが多分にある、そういう気がするわけです。

それで、毎年毎年こういう形で市長が職員の増員をしていくということについて、市長はどういうふうな先の見通しを持っておられるのか、大丈夫なのか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の趣旨は、われわれが最も心を痛めておるところでございます。毎年毎年これまでふやしてきたというわけではない関係で、今回、特にかたまってしまったという恨みがございます。もちろん自治体行政はなるべく能率的でなければなりませんし、それから、いろいろな事業の今後行政改革に匹敵する考え方を導入しなければならない、このように意識しております。

したがいまして、いま言われました放漫的な考え方は全くあってはならないことでありますし、厳しく戒めておるわけであります。今回は特に児童館関係の責任体制をつくるということが一つございますし、それから保健、医療関係で、これまで病院にはパートの形の医師が多いわけでありますが、これらを常勤の医師に置きかえていく、この努力もきわめて病院としては重要であります。それから歯科を開設しましたために、これまで大変窮屈になっております看護婦も、若干ふやすことが必要だと。それぞれ理由があるわけでありますが、私としては総定員の総枠は、決して伸ばすことはきわめて慎重にすべきである、このように心から考えております。したがいまして、毎年毎年とか、そういうふうには全く思っておりません。当面、どうしてもやむを得ざる事業の達成に充てる、そういう意味だというふうに御理解をお願いしたいと思います。

なお、今後、たとえば定年制ということもございますし、人事管理の面につきましては十分自治体としての合理的な経営ということを中心課題といたしまして、厳しく取り組んでまいりたい、このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　財政が硬直化する一番の原因は常に人件費であるわけですけれども、それがどうして大変かといいますと、人件費が多くなってしまったからあなたやめてくださいということは、言いにくいんですよ。ですから、ふやすときにはよほど慎重にふやしていかないと、いざ、もう余っちゃいましたということは絶対、特に自治体ではできないんです。ですから、よほど慎重にお考えをいただかなければいけないと思うんです。

さらに、病院等の職員の場合には仕方がないとして、特に児童館関係で申し上げますと、そういったいわゆるサービスをする職員、施設職員ですね、そういうものについては今後なるべく民間の委託といいますか、そういうものを持っていかなければ本当に大変なことになる。ますます地域の、小さいいろんな施設がどんどん出てきます。そういう場合に、とてもじゃないけれど首が回らなくなる、そういう状況が十分考えられます。そういう点で、施設職員について今後、民間委託を検討していくというふうな方向性があるかどうか、再度お尋ねします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後、たとえば市民会館の日常活動のための運営というふうな課題も発生してまいります。できるだけ軽量化ということもございますし、委託等の体制を確立いたしまして、そして委託で十分可能であるものはそういう方向に整備化していきたいと、心からそういうふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第六号、日野市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

「助役登壇」

○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。

議案第六号、日野市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由。本議案は、日野市職員退職手当基金の円滑な資金運営を図るため、日野市職員退職手当基金条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細については担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、議案第六号につ

きましての詳細説明を申し上げたいと思います。

新旧対照表を御参照いただきたいと思います。現在の条例につきましては、条文の後段、毎年度職員給料総額の千分の三以上千分の三十以内に相当する金額を積みたてるものとする、こういう条文を、基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める、こういう内容の改正でございます。こういう内容につきましては、市職員の高齢化が進む中で六十年からは定年制が施行される、こういう形の中で、現在の条例でいきますと、積立金に非常に退職の関係の基金が不足してまいります。こういうことで、一般会計予算の歳入歳出予算で定める、こういうことで弾力性を持たせる意味の改正でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

それから、その成文化したものが一部を改正する条例でございます。

なお、付則といたしましては、この条例は公布の日から施行する、こういう内容でございます。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私もよく理解ができませんので教えていただきたいんですが、これは、たとえば自治省や上級官庁からの指導等が何かあってこういうふうに改めたのか、市独自の判断か、その点伺います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　市の独自の判断でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　現在、退職する方には支払われているか。円滑に退職金の支給はできる状態にあるのかどうか。このままいけば、いつから払えなくなるという御判断でこの条例改正案を出されたか、その点、教えてください。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　現在の積立金条例でいきますと、毎年一億五千万ぐらいしか積み立てられないわけでございます。先ほど申し上げましたように、昭和六十年から施行されますと現行条例ですと三億円以内しか積み立てができないわけでございますが、これについていま想定されます六十年の三月の退職金の予定が約十三億円になりますので、これらについて事前に準備をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　その前の職員の増員のことも絡んでくるんですが、やはり民間では非常にいやな人員整理をやったり、それから資産の売却をやったり、この大変な時代を何とか乗り切るために非常な苦労をしているわけですね。

ですから、行政官庁だけが安易に増員をしたり、また、こういう退職される方の高齢化に伴って、条例を改正することによって対応していくというのはわかるんですが、もう少し厳しいひとつ視点がやはり市側、市長、特にあっていいんじゃないかと思うんです。退職金が払えなくなればこれは大変なことですから、やむを得ないとは思うんですが、市長のそうした厳しさというものがどうしてもいま私、先ほどの条例改正案のときにも感じられませんので、一体どこまで自分としては厳しく臨んでいくかという、何かその決意をお示しになる場合、基準のようなものが、どこかに歯どめになるものがないと際限なく、増員にしてもそうですが、対職員の管理ということに関しては歯どめがなくなるんじゃないかと思うんです。市長のそういう厳しさが私は足りないと思いますので、市長、何か御意見があれば伺いたいと思いますが、意見を言っておきます。（「議長、関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　いまの古賀議員に関連してつけ加えておきたいと思うんですが、私もいま、この新旧の退職手当基金条例を見て、内容が全然書いてないんで、恐らくそうだろうと十分予見していたんですが、私はかって一般質問でこの退職金問題に、あるいは給与問題に触れた質問をして、そのときに私はこういうふうな提言をしているわけです。いわゆる地方自治体、特に日野市の退職金の最高限度額が百十七ヵ月、六十九・五ヵ月の一般退職者等を含めて、このまんま推移、十年以降した場合に、日野市は退職金と給与だけで財政的に完全にパンクするではないか、という予言をしておったわけです。

はからずもそのときの答弁では、時の企画財政部長はだれだったか、まだ当分の間は大丈夫だと言っておったんですけれども、根本を直さずしてこれだけを直したって意味はないと思うんです。その根本の修正というものは、一体どういう形をとっているか、含めて答弁いただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　考え方のことでございますが、確かに御指摘の憂いを常に感じております。そして、法律改正に伴いまして定年制がしかれ、それから近い議会にわれわれも退職金の改正をする、減額改正をする、こういう提案も用意をいたしております。それらのことを含めまして、今後、厳しく給与関係と、つまり給与によっての硬直化ということにならないように十分な配慮をしていかなければならない、このことを十分御指摘のとおり、実務としても進める用意をいたしております。

なお、詳細につきましては助役から必要があればお答えをさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　補足でございます。退職金につきましては、市川議員さんの御指摘されるように、日野の退職金の最高は百十七ヵ月でございます。現状では二十六市中一番上になっているわけでございます。それで、昨年の春に自治省等からの指摘がございまして、ほかの日野市よりはるかに高いところは要するに百二十ヵ月以上のところは、みんな下げたわけなんです。それで指摘のない日野以下のところが残っていて、現在最高という形で残っているわけでございます。これについては厳しく受けとめ、用意もしておるわけでございます。六十年から定年制がしかれまして、それに伴って勧奨制度もなくなるわけでございますし、勧奨を前提としましたもの等もございますので、全体的にこの退職金条例の改正を、市長が言いましたように減額、あるいは広く世間と均衡するものに改めていくという決意を持っておるわけでございます。

それから人員の問題については、いま企業がいろいろと、やはり人をふやさない、減員不補充であるというふうな方向にございます。日野におきましても、今後はやはり厳しく、ここでふやすから安易にふやすということじゃございません。現場の職員がどうしても足らないということで対応するわけでございますので、今後はいろんな電算の、要するにオフィスコンピューターだとか、オートメーションだとか、そういうものの普及等によって、やはり合理化していく中においては、あるいは退職者の減員も不補充にしていくという厳しい形の中で、やはり今日の定員増も御提案申し上げておるわけでございますので、今後については、いま申し上げましたような厳しい対応策の中で、やはり財政問題、あるいは収支比率というものに対する対応というもの等も十分考えていく腹でおるわけでございます。

御理解賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　退職金問題は、実は私が町長、市長のころは職員と市長は同じでした。四年間やると、四ヵ月分の退職金をいただける、こういうことであります。

ところが、革新市政が調布、武蔵野市等で誕生して以来、市長の退職金がものすごく上がってきたんです。それにつられて職員の退職金も市長の半分程度になってきたわけです。これはもう恐ろしい変化であります。いわゆる革新市政というのは、もちろん職員も大事にする市政だというふうに宣伝しなきゃならない立場を理解した上で申し上げているわけですが、ただ、市長の退職金をまず上げるんです。それで次に、いま森田さんの退職金の条例を、これ、あなたは御存じでしょう。一年間勤めると何ヵ月もらえるか。職員は百十七ヵ月としても、四十ヵ年勤めたと仮定すれば二ヵ月分ちょっとですよ、そうでしょう。三ヵ月分にはならない。市長さんのは、それの倍もあるわけです。

こういうふうに、革新市政というのは確かに自分もいい、職員もいい、一番困るのは市民諸君であります。これを改めたのは鈴木俊一東京都知事（「そのとおり」と呼ぶ者あり）月給を半分に条例で減らす、それから退職金、美濃部さんは数億円の退職金を黙ってありがたくいただいているんだ。これもいかん。減らしていく。自分が減らさなきゃ、職員減らせなんて言えた柄じゃありませんよ。そんな、口で職員の方は何とかしますなんて、冗談言っちゃいけないですよ。ことしも五十六名ふやす、定員を。五十六人の定員増で四千万要るという、四千万ぐらいはいま市の職員普通です、退職金は。払うと二十億一千六百万円、この方々が六十になったときは当然定員増だけでも払わなきゃいけない。もちろん補充の人もおられます。ことしやめた方の定員を補充する、その方々にも払わなきゃいけない。そうなんです。

だからよく考えてもらいたいのは、御自分の退職金の方をまず気をつけてもらいたい。それじゃなければ、職員の退職金なんて言わないでください。職員が多いとは私は言ってんじゃないんです。できれば払ってあげたい。だけどその何倍も市長や助役の退職金が多い。助役は同じぐらいなのか、仮に勧奨退職ということで二倍と見れば。ちょっと多いだろうな、きっと。こういうふうな、理事者がたくさん取るようにまずしたんです、昭和四十三年ごろから。これはえらいことになるなと見ていたら、ダダダダダダダって上がっていった。それにつられて職員の方も上げざるを得なかった。この経過だけを踏まえて総務委員会で御審議のほどをお願いいたします。（「総務委員会付託反対」「即決」「委員会付託だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六号、日野市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第七号、墓地使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。議案第七号、墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由。本議案は市営墓地の設置規定等を定め、条例の内容を整備するため墓地使用条例の一部を改正するものでありま

す。

なお、詳細については担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　御説明申し上げます。議案第七号、墓地使用条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をいたします。

この条例は、昭和三十五年三月十二日に制定されたものでございまして、条例の目的、それから設置、さらには名称、位置の規定が設けられておりません。いわゆる条例の体裁を整えてなかったわけでございます。そこで、今回新たに第一条に目的、第二条に設置、第三条に名称、位置を定めることにいたしたわけでございます。

したがいまして、現在の第一条が第四条となりまして、以下を三条ずつ繰り下げて、第十七条が第二十条となるわけでございます。一条から三条まで新しく挿入された文言は、墓地使用条例の一部を改正する条例に書いてあるとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私も不勉強で、市営墓地があるということをよく承知していなかったんですが、（ボスター、いっぱい張ってあるじゃないか」と呼ぶ者あり）現在、墓地を購入するということは大変、一般の市民にとって非常に頭の痛い問題なんです。自分が死んだ後にどこに眠るようになるのかということは、非常に人生の最後の終着点を、自分はどこで眠るようになるかという、非常に不安を持って迎えるわけですから、市営墓地に、現在希望すれば入れるのか。また、入れないとすれば、お寺等で分譲するお墓の値段を見ますと大変高いんです。お墓を持つということはやはり市民の一つの、持ってない方にとっては切実な問題でもある、願いでもあるわけですから、市営墓地がほかにもまた計画されるような予定はないのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思うんです。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。新しく墓地の申し込みをされた方に、墓地の予定はあるかというお尋ねでございます。残念ながら現在満杯でございまして、そういう余裕がございません。

それから、さらに新しく市営墓地をつくる予定につきましても、現在のところ持っておりません。御了解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　私は、実はこれは私がつくった、

町長のころにつくった墓地なんですが、なぜつくったかといいますと、人口せいぜい四万程度になるだろう、五万ぐらいになるかもしれない（「見通しが甘い」と呼ぶ者あり）、それには墓地が必要である。そこで、墓地を二カ所火葬場のわきと、もう一つ豊田の善生寺の裏につくったわけですが、当初はまだ空いてたんです。申し込みを受けてもなかなかいなかったんですが、私ども墓地は大事なんです。当然いつかは墓地に入らざるを得ない。ですから私は六十四ブロックを墓地にしたらいいと思ったんです。ところが、それもいろいろと使われているようです。（「とんでもない」と呼ぶ者あり）六十四ブロックは私が計画し、私が平山の地主諸君を説得して市に買収をしたとこです。平山の地主には非常に御迷惑をかけた。

しかし、これがむずかしいとなると、ちょうど独歩の場所が穴があいている。（笑声）そこを平らにすれば使えると思う。（「高校誘致だな」と呼ぶ者あり）まあ、あれは高校誘致というのは共産党の空念仏というんで、だれも頼んだ覚えはないんですから。墓地なら、きっと公園として使えると思う。いずれにしても墓地をふやしてもらわなきゃいけないんで、市長どうです、墓地をふやす意思はありませんか、市営墓地を。いま、希望の場所を言いましたが。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去の都市計画が今日になって大変ぐあいのいい面、あるいはぐあいの悪い面、いろいろあるわけでありまして、物を先見することがいかに困難であるかということの、一つの例にも当たると思います。

いま言われました、たとえば平山台区画整理には、学校用地なんていうのは一つも用意されてなかった。中学校も小学校用地もなかった。（「だから六十四ブロックつくったじゃないか。だれがつくったんだ、あれを」と呼ぶ者あり）それはそれといたしまして、墓地の市民的な関心ということはきわめて高いと思います。よく調べたわけではございませんが、何らかの方法で、たとえば火葬場近くに祭場が欲しいということも言われております。あるいは、墓地をもし何らかの方法で、八王子の地域などに市営という形ではなくても求められる方法があれば、一つの考え方ではなかろうか、こんなふうにも思います。十分検討をし、お知恵もおかりしたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いま、市長は妙なことをおっしゃる。二万四千坪という空き地を、旭が丘区画整理の場合にはちゃんと残した。あれが六十四ブロック、第四中学校。いいですか、旭が丘小学校は工場用地から外した工場の一口をほとんどが当たっておるはずです。学校用地という名前はつけなかったけれども、二万四千坪という市の公共用地を残したことは事実だ。こういうことを度外視して、それをなに、学校に使って

るじゃありませんか、いま第四中学校に。あるいは保育園に使っている。市営住宅にも使っている。そうでしょう、中学で二万四千坪も使っちゃおりませんぜ。まだ五千坪残っている。だれが残した。（「古谷太郎が残した」と呼ぶ者あり）そのとおりだ。そういうことをおわきまえになって御発言願いたい。学校用地と名前こそつけなかった。

そういう、工業団地の中に市の保留地、市の所有地を残したわけだ。だから大変なんだ。それだけを申し上げておく。あなただけが得をしたんじゃないんだ。それだけ申し上げておきます。（「それは税収が大きいんだ、いま」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七号、墓地使用条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　提案いたします。案第八号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由。本議案は昭和四十年施行された日野市農業共済条例の条文を整理し、事業内容を明確化するため、日野市農業共済条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細については担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第八号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回改正をお願いいたしますのは、昨年の九月の議会におきまして御審議いただきました議案第六九号、日野市条例の左横書きと整備に伴う特別措置に関する条例の制定を受けまして、農業共済条例の簡素化と、模範条例に沿っての整理をいたしたものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、第六条でございますが、加入者からの掛金等の督促については、日野市税条例の定めるところといたしまして、文言の簡素化をいたしました。

さらに、模範条例によりまして、第八十九条の二項の勘定区分は第九十条に独立させ、それによりまして条文が漸次繰り下げとなっております。

第五条については、字句の整理と相なっております。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第九号、日野市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定、議案第一〇号、日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　議案の第九号から御説明申し上げます。

御提案申し上げます。日野市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由。本議案は日野市消防委員会の円滑な運営を図るため、日野市消防委員会条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、議案第一〇号の提案理由を申し上げます。

議案第一〇号、日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由。本議案は日野市防災会議の円滑な運営を図るため、日野市防災会議条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第九号、日野市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御

説明をいたします。

昭和三十三年の四月二十九日、条例第十八号によって制定いたしました消防委員会条例第三条を、新旧対照表に明示のとおり改正をお願いするものでございます。第三条に定めてございます委員会の審議事項を、消防署とあるのを消防署を含む市内の防災機関に改めます。

さらに第二項に、市の防災行政に関する重要事項を挿入するものでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたしたいと思います。

続きまして、議案第一〇号について御説明をさせていただきます。日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定でございますが、昭和三十八年七月二十五日に、条例第三号によりまして制定されました。日野市防災会議条例第三条第五項全般にわたりまして見直し、さらに実情に合うよう改正をお願いするものでございます。今回の改正は、第三条関係でございますが、防災会議の委員のうちで東京都の職員、東京消防庁、警視庁、あるいは指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の役員または職員を任命から委嘱に変更するものでございます。

それから第二点は、市内の防災協力団体の役員から市長が委嘱する項目を入れるものでございます。

それから第三点につきましては、東京消防庁の消防史員と消防長、消防団長と重複しているものを削除いたすものでございます。

それから第四点につきましては、委員の任期を全委員同一といたすものでございます。

以上、御説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　任命を委嘱に改めたる理由は、どういうことでしょうか。お教え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。東京都の職員、東京消防庁、あるいは警視庁、こういったところの職員につきましては、日野市長の任命権の及ばないところでございます。したがいまして、任命よりも委嘱の方が適当でございます。

それで、現在、条例は任命となっておりますが、実際に辞令をお渡しするときには委嘱状ということになっておるそうでございますので、より適切な委嘱の文字に変更し、さらに現在すでにそれを行われているわけでございますので、その実態に合わせたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九号、日野市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定、議案第一〇号、日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時五十六分休憩

午後三時三十分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一一号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二号、日野市立地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。議案第一一号、日野市地区センター条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由、本議案は百草地区センターの開設に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続けて御提案申し上げます。議案第一二号、日野市立地区広場設置条例の一部を改正する条例について。提案理由、本議案は「くまんどう地区広場」「なかい地区広場」の開設に伴い、日野市立地区広場設置条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

生活環境部長（坂本金雄君）　御説明いたします。

議案第一一号は、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本条例につきましては、昭和五十七年度予算で建築を進めてまいりました地区センターが、このほど竣工を見る予定でございますので、改正をお願いするものでございます。

市立百草地区センターの所在地は、日野市百草三九〇番地の一でありまして、借地でございます。敷地の面積は六百十八・二一平米、そこに延べ床面積百二十三・三三平米の鉄筋コンクリート平家建ての建物を建てております。このセンターの利用範囲は、百草並びに落川の上、下の一部、及び倉沢の一部地域を包含するものでございまして、この地区センターが市立の四十九館目の地区センターになるわけでございます。総工費二千六百五十万円でございまして、このうち都のコミュニティー施設補助を六百八十八万三千円いただいてございます。百草百八十一世帯、落川の上五百八世帯、同下三百九十二世帯、こういう方々が利用できる範囲でございます。

なお、これまでの地区センターとちょっと違いまして、鉄筋にいたしましたのは、この敷地が道路面からおよそ二メートルほどの高低差がございまして、そこに擁壁を築くか、あるいは建物を鉄筋にするかのどちらかをとらなければならないわけでございます。擁壁よりも建物を鉄筋化した方が費用が安く済みますので、鉄筋化に踏み切った次第でございます。

続きまして議案第一二号、日野市立地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本条例につきましても、昭和五十七年度予算で整備を進めてきました地区広場二ヵ所が、このほど竣工を見ましたので改正をお願いするものでございます。

一つは、くまんどう地区広場。所在地は南平八丁目十二番地の一〇にございます。代々木ゼミナールの付近でございますが、面積が千三百三十二平米、借地でございます。広場の整備内容といたしましては、ネットフェンス、車どめ等を設けまして、予算百六十八万円を投入いたしたものでございます。

なかい地区広場につきましては、所在地は日野市日野二九八〇番地でございまして、昨年でしたか、厚生委員の皆さんの御視察をいただいた場所でございます。面積九〇八平米、ネットフェンス、それから整地、隣接いたしまして用水がございますので、それを渡るコンクリートの橋、こういったものを整備いたしまして、予算二百八十八万円を投入させていただきました。この二つの地区広場を別表に加えさせていただくものでございます。

なお、名称につきましては、町名地番整理などで古い地名が失われていきます。そういったことから都市公園の名称をお手本にいたしまして、古い地名をとらせていただきました。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一一号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二号、日野市立地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第一三号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。議案第一三号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定について、提案理由、本議案は公共の場所等における自転車等の駐車秩序を確保し、市民の良好な生活環境の維持と安全を図るため、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは議案第一三号につきまして、詳細の御説明を申し上げます。

御説明を申し上げる前に、大変恐縮でございますけれども、条例の一番最後に別表がございますけれども、この別表の中で二ヵ所ほど御訂正をいただかなければならない点がございますので、おわび申し上げて御訂正をいただきたいと存じます。

別表第一の表中に、豊田駅南第一自転車等駐車場の所在地欄というのがございます。その所在地欄の中で、東平山三丁目五ー一〇の他と書いてございますけれども、この他を削除をしていただきたいと存じます。

それからもう一つは、同じく別表第一の表中でございますけれども、これも豊田駅の南第二自転車等駐車場の付記欄でございます。チョンチョンがございますけれども、これは削除していただく、こういう訂正でございます。

それからなお、御参考までに条例が制定された後の運用につきましての条例の施行規則を参考資料として御添付してございますけれども、こちらの方の第一号様式でございます。第一号様式の誤りが三点ほどございます。

一つは字の誤りでございまして、自転車等放置禁止区域とい

うものでございますけれども、この自転車の自という字が白いという字になっております。第一号様式でございます。御訂正をいただきたいと存じます。

それからなお、別表第二の放置禁止区域の括弧欄でございます。括弧欄に第四条第一号関係とございますけれども、この四条を三条に、それから一号を一項という字に御訂正をいただきたいと思います。

それからもう一点は、別表第二の放置禁止区域の表中の区域欄でございます。括弧して各表とも書いてございますけれども、この区域というのは、区域の下に括弧開く、各地番先から駅まで、括弧閉じる、こういうふうにつけ加えをいただきたいと思います。大変恐縮でございますけれども、御訂正をいただきたいと存じます。

それでは、条文を追いまして逐次御説明を申し上げたいと思いますが、御説明をする前に、自転車の放置状況の概要でございますけれども、すでに御承知のとおり、市内の各駅前に放置されております自転車は、約現在八千七百台ぐらいが推定をされております。したがいまして、これらの放置自転車の関係から歩行者の通行、あるいは付近商店の営業に支障がございまして、また美観上も、あるいはまた、一たん災害時の関係などにも危険性もありますので、今回、規制の条例を制定いたしまして、整備をしていきたいという考えでございまして、全国的に社会問題にもなっておりますけれども、道路交通法や、あるいは道路法等の関係法令集がございますけれども、この法令では対応できないというのが実態でございます。したがいまして、各自治体で条例を制定したいという動きがございまして、現在、全国では約二十の都市が条例を制定しております。

それから、二十六市では国立市と武蔵野市がこの二十市の中に入っておりまして、そのほかに私どもの市を含みまして、この三月の定例会に二十六市中約十市、町田市外十市が三月の定例会に条例制定の提案をするという予定になっておるようでございます。そして、自転車関係の条例を五十七年度中に制定している市が、いま申し上げたようにそういう状況の中にありまして、逐次各地方自治体が自転車の放置対策につきましては積極的に取り組んでいくというふうな姿勢が示されております。

それで、おかげさまで私どもの市も逐次駅周辺を主体にいたしました自転車置き場の整備をしてまいりまして、その整備状況から推しまして条例制定をして、禁止区域を制定するというふうな段階に踏み切ることがようやくできた、という判断をいたしまして、今回、条例制定をお願いするものでございます。

それで、第一条は目的でございます。第二条の定義では、第二項に自転車等としての定義づけをいたしております。

それから三条では、利用者のために註車場の設置に努めるということで、市長の責務が書いてございます。

それから四条では、自転車利用者の責任というものも規定をいたしまして、利用者は公共の場所等に自転車等を放置しないということを規定をしたいということでございます。

それから第五条では、建築面積が延べ面積三百平米以上の大規模店舗が新設あるいは増改築を行う場合は、敷地内またはその周辺に自転車の駐車場の設置に努めるということで、規定を設けたいということでございます。

それから六条、七条関係につきましては、小規模店舗につきまして市の施設への協力、あるいは自転車小売店に対する市の施策への協力を求めているものであります。

九条では、駅から約半径三百メーターの区域を放置禁止区域としたいという考え方でございます。これにつきましては、別にお手元に資料がお配りしてございまして、駅周辺を中心といたしました三百メーター以内の範囲内が、丸で囲んでございます。大変小さい地図でおわかりにくいかと思いますけれども、概略その地図で三百メーター以内ということで御理解を賜りたいと思っております。

それから十一条では、九条で定めました放置禁止区域内の公共の場所に放置した場合は、保管場所に移動いたしまして、保管することを定めたい、ということでございまして、第二項で禁止区域内であっても状況により同様の措置をとりたいというふうな規定でございます。

十二条は、十一条で移動保管した自転車につきましては、利用者を調査いたしまして引き取るように通知をする。また、利用者が確認できない自転車等につきましては、二週間告示をいたしまして、さらにそれでも利用者がわからないという場合には、さらに二カ月間保管をいたしまして、この間に取りに来ない関係の自転車等につきましては、廃棄物とみなしまして処分することができる、という規定でございます。

十三条では、市営駐車場を設置することを定めまして、別表で、先ほど御訂正いただきました別表でございますけれども、十二カ所の名称と位置を定めてございます。

それから十四条では、市営駐車場の利用手続の規定でございます。

十五条では利用料を定めておりますけれども、現在の段階では設置されている位置、あるいは三百メーターというふうな距離、それらを判断いたしまして、また、同時に有料化をしていく場合の管理体制の問題、これらにつきましては別表で定めております。十二カ所すべて現在の段階では有料と定める駐車場ではないというふうに判断をいたしております。駅の至近距離になかなか用地が求められないという現状がございますので、そういう第一段階的な考え方でございます。

それから、そういう考え方はございますけれども、十六条では利用料の納入方法、あるいは十七条では利用料の減免、それ

らの規定を一応設けておきたいという考え方でございます。
それから、十八条でも還付の規定を定めておきたいということではございますけれども、そういう考え方の案でございます。
それから十九条は、市営駐車場及び保管場所内で発生する損害、盗難等につきまして、市の責務規定を設けておきたいというものでございます。
二十条につきましては、駐車場内における放置自転車等の措置の問題。
二十一条では、民営駐車場の育成を図るために、設置者に対して助成の制度を定めておきたい、こういうような規定でございます。
二十二条は、施行規則への委任を定めております。
それから付則でございますけれども、付則は適用期日を定めておりますけれども、実際に適用を実施することにつきましては、事務的な面もございまして、施行規則で禁止区域の周知徹底、並びに標識の設置後でなければ放置自転車の移動、保管はしないという、十一条の規定の経過措置を規定をいたしてございます。
以上、大変雑駁でございますけれども、概略御説明を申し上げた次第でございます。よろしく御審議を賜りたいと存じます。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。
○十六番（夏井明男君）　お尋ねいたします。
第一点は、市営駐車場の中での事故の件なんですけれども、十九条の中で免責事項として、第三者の起因による損害もしくは盗難については、その責めを負わないというふうなことがあるわけです。それで、有料駐車場ということとの関係で、この辺、どの辺まで検討された上でこういうふうな表言になったのかということが一つと、それよりも大きな問題としては、今度駐車してはいけない、放置してはいけない区域が出ているわけですが、それの対応策として民営の駐車場の助成を図るということ、さらには市営の駐車場ということで収容していくということなんですが、この辺のバランスといいますか、その辺がどういうふうな経緯で進められていくのか。そういうことが条件整備がなくて一斉に禁止してしまうのか、その辺のことも聞きたいと思います。二点です。
○議長（石坂勝雄君）　建設部長。
○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。二点御質問いただいたわけでございますけれども、まず第一点の、十九条の市の責任事項でございますけれども、事故があった場合、駐輪場に置かれております自転車の事故につきましては、その責めを負わないというふうな規定でございますけれども、これは設置場所そのものに自由に置いていただくというふうなことで、一応整理人は置くつもりでございます。しかし、一日

中管理体制を整えていくというふうなことは、いまの段階では、ちょっとまだそこまで踏み切れませんので、そういう点で、やはり必ず施錠をしていただく、こういうふうなことで御協力をお願いするというふうな考え方の中で、こういう規定にしていきたいというふうに考えております。
それから、二点目の禁止区域内の対応策でございますけれども、たとえば民営駐車場も幾つか駅周辺にはございます。それらに対する助成措置の問題と有料化との関連の問題も、今後は出てこようかと思うんですけれども、それらにつきましては今後の検討課題になろうかと思いますけれども、民間の駐車場につきましては、大体月決めで一カ月千円から千五百円とか、そういうふうな決め方をなさっておられるようです。そういう点で、先ほどもちょっと申し上げましたように、なかなか駅の至近距離に自転車の駐車場が設けられないというふうな、非常に困難性がございます。こういう点では、やはり民間の駐車場に助成をいたしまして、できるだけ駅周辺あるいは駅の至近距離にも自転車置き場が設置される、そしてまた、それが民間経営の中で採算のとれるような、そういう形態に将来進んでいくというふうなことになれば大変ありがたい、というふうに考えておりまして、そういう面で、やはり民間の経営に対する助成を考えていきたい、こういうふうな考え方でございます。
○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。
○十六番（夏井明男君）　先ほどの市の免責事項についての質問で、ちょっと危惧する点があるんですが、要するに有料で利用しますと、たとえばかぎがかかっていても持っていかれる場合もあるだろう。それからまた、足をけがするとか、要するに利用の中でそういうふうな事故もあり得ると思うんですが、ただそこに置いていただく程度の料金しかもらわないという、料金の幅の問題もあると思うんですが、市民の人としては、お金を払ってそこへ置くんだという感情がありますから、そこでいろいろな事故があった場合には、当然、めんどうを見てくれるんではないか、というふうな受け取り方もされると思うんですが、実際、これだけ大きなことをしてきますと、具体的にいろいろな事故が出てくると思うんです。その辺について、これについては一切市の方では責任を負いかねるということをかなり周知徹底しておきませんと、無用な混乱といいますか、不信を招くんではないかというふうに思うんですが、その辺の対策といいますか、その辺のＰＲといいますか、ただ掲示板に書いてそれで事が済む問題ではないんじゃないかというふうに思うんですが、その点、お聞きしたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　建設部長。
○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。確かに御指摘のとおりでございます。しかし、先ほども御説明申し上げましたように、十五条で利用料を定めておりますけれども、

現在の段階では十二ヵ所の駐車場につきましては、有料化は考えていないということでございます。したがって、有料化に踏み切る段階におきまして、御指摘のように十分周知徹底を図らなければならないというふうに考えております。

そういう意味で、たとえば一つの例で申し上げますけれども、今月の末ごろには日野市の交通安全対策協議会も開催をいたしまして、春の交通安全週間の対策と合わせまして、この自転車問題等につきましてはいろいろ御意見も伺ってみたいというふうに考えております。

それからもう一つは、自転車の小売店の関係につきましても御説明の機会を設けまして、自転車を販売する場合の一つの御協力というふうなことも考えていきたい、というふうに思っておりますし、当然PRにつきましては、十二分に有料化に踏み切る時点でしていきたい、事前にそういう準備を重ねまして、周知徹底を図っていきたい、というふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　数点、お伺いいたします。前に一通り読んでみたんですけれど、よくわからなかったんですけれども、まず一点目は、既設店舗、大型店舗のことですが、大型店舗は、現在も既設店舗、営業している店舗も適用するというふうに判断したいんですが、それでよろしいかどうか。

それから二点目は、パーキング方式有料駐車場と、それと無料駐車場とがいま併設されているわけですけれども、ここにうたわれている八条から九条の有料とはパーキング方式を指しているのか、一般駐車場を指して言っているのかどうか。

それから、聞くところによりますと、まだ昨年の暮れにコイン方式の有料駐車方式が採用されて、いま運営されているわけですが、非常にその中に問題点が生じておる、ということを耳にはさんでおります。その問題点とは一体何かというと、百円のコインを入れる。入れるとかぎが抜ける。百円を入れて、かぎだけを持っていってしまう。知らない人がそこへ来て入れていくと、かぎを新しくつくって入れていくと、前のかぎで開けてその自転車をいたずらしたり、出してしまったり、自分の自転車と入れかえておいたりという事件がある。あるいは盗難まであったかどうかについてはわからないけれども、そういういたずらが最近何件か発生しているということも耳にしております。そういった経過がまだ数ヵ月ではありますけれども、経過を…。

まず、その三点をお聞きして、またさらにちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。まず第一点の問題にお答え申し上げたいと思いますが、大型店舗に対する自転車駐車場の設置の義務づけにつきましては、当然既設店舗も含んでおります。

それから二点目の、現在高幡不動駅前のパーキングエリアの問題でございますけれども、これにつきましては、この条例とはかけ離して考えております。したがって、先ほども申し上げましたように、別表の関係につきましては十二の駐車場が一応今回の条例対象の駐車場として規定づけをしていきたい、という考え方でございます。

そして、さらにはこのパーキングボックスの設置計画でございますけれども、これにつきましては、一応高幡駅前をモデルケースといたしまして、財団法人の自転車駐車場整備センターが現在経営、管理をしているわけでございます。それで、これらの方式につきましては、大変反響がございまして、三点目で御質問がございましたように、確かに管理上の問題点も若干あるようでございます。しかし、結果的に見ますと効果が大いに上がっている、というふうな判断を私どもはしておりますし、周辺の市などでもこのパーキングボックスの問題等につきましては、注目がされ、また先例として今後考え、検討していきたいというふうなお話も聞いておるわけでございます。

そういう中で、パーキングボックスの設置計画につきましては、さらにできるならば多少、拡大をして考えていきたい。これは財団法人の関係の管理は一応五年間ということで、市との協定といいますか、そういう取り決めがなされております。そういう中で、たとえば南平駅の中大寮の北側、約九十台の註車場が設置されておりますけれども、これについては、今回の条例の対象外から除いてございます。それは、やはりパーキングボックスとしての対象として考えていきたいというふうな考え方でございます。

そのほかに日野駅の西側の臨時駐車場にいたしておりました道路敷の一部の利用ということで、これもパーキングボックスの設置計画の中に今後考えまして、検討を加えていきたいというふうに考えておる次第でございます。

そして、パーキングボックスの問題点といたしまして御指摘のございました、確かに百円を入れまして鎖でかぎをかけまして、そして今度はそれを取り出す場合に百円を入れるわけですけれども、その場合にかぎを無理に外してしまう、そして個有化してしまうというふうなことで問題があるようですけれども、財団法人の方では、これは定期的に見回りをいたしまして、故障したものにつきましては逐次修理をしているというふうな現状のようでございまして、今後の管理運営上の問題といたしましては、もう少しそういう点を十分にしていかないと、せっかく設置しましたパーキングボックスにつきましても、故障が続出しまして、あるいはまた、そういう不正な使用といいますか、そういう点で管理体制が乱れていく、というふうなこともございますので、これらにつきましては、今後、御指摘いただきましたので、十分ひとつ財団法人の自転車パーキングの関係の管

理者とも十分協議をいたしながら検討を進めていきたい、というふうに考えております。

もう一つは……（「中村さん、いいよ、もう。それでわかった」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　余り丁寧過ぎても。私、そこまで聞いているわけじゃないですから。

私が聞きたいのは、いま部長がちょっとお答えになったんだけれども、財団法人という、いま言葉を使われたんですが、そうするとパーキング方式は日野市が指定した高齢者事業団の方々を日野市が派遣しているんじゃなくて、そのパーキング方式の、財団方式の方から回されている方々と理解してよろしいんですか。ちょっと、その点だけ。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　私、ちょっと勘違いしてたもんですから、その点。

財団法人でその管理運営をされているんだということを聞いたんですが、実はうちの近くなもんですから、私もよくそのところを通ったり、あるいは見たりしているんですけれども、一日三回ぐらい一時間ぐらい回ってくれといわれて、一日三千円ということでその人たちは請け負ってみた。ところが大変なことに、先ほど言ったように、中村部長はちょっと勘違いしているんですが百円を入れるとかぎが抜けてしまうんです。逆なんです。百円を入れるとかぎが抜けてしまうから、かぎだけ持って逃げて行っちゃうわけです。そうして、そのかぎさえあればいつでも置けるわけですから。それで、次に来た人が入れておくと、自分のかぎで開けてその自転車を外してしまうか、自分の自転車と入れかえてしまうかということで、そういう事故が再三続発したために、三千円でいま見回っている高齢者事業団の人たちは、朝から夕方までほとんど張り詰めで責任を負ってやっているわけですよ。三千円じゃ合った話じゃないということを聞いたんで、私は高齢者事業団から行ってるものだと思ったから言ったんですが、そこら辺の財団法人の方の管理運営は、一体どうなっているのか、そういった事故とあわせて。

それともう一つ、この最後のところに駐車禁止区域の番地が載っているんですけれども、これを高幡にたとえば当てはめてみますと、この番地ですと九小のところが抜けているんじゃなかろうかなと。一番置きたいところに抜けているんじゃなかろうか。もしそういったところに、では置いてもいいのかなというふうに私どもは理解するんですけれど、その点いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。それでは二点、御質問にお答え申し上げますけれども、まず第一点の、先ほど御質問がございました管理体制のオーバーワークの問題でございますけれども、これにつきましては、先ほどもちょっと勘違いを申し上げまして私も御説明申し上げたかと思いますけれども、パーキングボックスの利用する者が、たとえば大きく分けまして二つに利用状況があろうかと思います。

一つは、通勤に常時利用なさるということで、朝、駅に参りまして夕方お帰りになるときに外して帰る。

もう一つは、身の回りの買い物に見えられた方が、たとえば一時間なり三十分なり置く。

こういうふうな、利用状況が大きく分けまして二つあろうかと思います。そういう点で、前段の朝来て帰りにお持ちになるということになりますと、かぎを抜いて一日使うというでよろしいんですけれども、なかなか、もちろん通学の関係での学生さん、あるいは中学校の生徒さんなどもあろうかと思いますけれども、そういう点で確かに利用の仕方、あるいはあすこに大体二百六十三台でございます。現在、設置しておりますのは、そういう点で、利用が満杯ということもありますけれども、日によっては三分の二ぐらいしか利用されてないというふうな現状もあるようでございます。そういう中で、今後やはり区別といいますか、そういうものをしていきたいというふうな考え方が、もしできるならば検討をしてみたいというふうには考えております。

それから、禁止区域の番地の問題につきましては、これは条例の施行規則の別表にございますんですけれども、限界線を一応地図上で直径三百メーターといたしまして引いてみたわけでございます。それで、これが現実的にその時点の地域にどうなるかというふうなことにつきましては、さらに実態を調べまして、そして禁止区域の標識を立てるわけでございます。そういう意味で、たとえば高幡の別表の二枚目の中ほどに、高幡六〇〇番地とございますけれども、これにつきましては金剛寺の北の講堂、裏口ぐらいだというふうなことで考えておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても実情に合うような形の中で、区切りのいいところで禁止区域を定めていきたい、実態に合うようなそういう考え方を持っていきたい、こういうふうに考えてございます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　結構なんです。大変懇切に御答弁いただいて、かえって恐縮しておるんでございますけれども、たとえば高幡の話で恐縮でございますが、禁止区域の番地が書いてあるんですけれども、こっちの地図の方に中心から円形を書いたような、半径三百メートルとか、そういうふうに

した方がむしろ私は綱をかぶせられるんじゃなかろうかなと思うんです。これ、番地でいったらこれはもう本当にものすごい歯抜けになっていると思うんですよね。ですから、ちょっと老婆心ながらそれは申し上げたんで……。

さっき言った財団法人、高齢者事業団か財団法人か知りませんけれども、いずれにしてもいまそういうパーキングエリア方式で、朝から夕方までやっていて三千円という高齢者事業団の方々がもしこういった事情が続くとするならば、何らかの対策を講じなくちゃいけないんじゃないか、こう思うんで、一応そこら辺のところは考慮しておいてください。はい、結構です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　この条例案、付則によりますと四月一日から適用される、その予定でやるんだということでございますけれども、よく読みますと大規模店等の責務、小規模店等の責務、それから自転車小売店の責務、さらに自転車利用者の責務という形で、こうしなければいけませんよ、という形の条例になっているわけです。ということは、市長はいつも市民参加の市政といいますか、市民の声をよく聞くんだというふうなことをおっしゃられているから、あるいは手抜かりはないと思いますけれども、これらの責務がありますよ、といわれている人たちと事前の打ち合わせといいますか、特に地元の商店会だとか一般市民の方々へ、今度こういうふうになるんですよ、こうしていただくんですよ、というふうな話し合いといいますかね、周知徹底及び話し合いが行われているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。具体的にはしておりません。ただ、駅周辺のそういう環境の中で、やはり利用者の社会的な道徳といいますか、そういう現在の放置状況の中で一つの場所を定めまして、そしてそこに置いていただくというような形のものは、道路交通法からいきましても、やはりいろいろ、先ほども申し上げましたように、支障がございます。そういう点での協力責務、こういうものをやはり明確にしておきませんと、なかなか条例そのものが生きてこないという考え方でございます。

それで、先ほども申し上げましたように大型店舗、あるいは小規模の店舗、これらの既存の店舗、それから今後の駅周辺にできるそういう店舗に対しましては、別の角度から当然買い物客が十分利用できるような自転車の置き場をつくっていただく、こういうふうなことも、当然協力として求めていかなくちゃなりませんし、そういう点での関係につきましては、また今後ケース・バイ・ケースの中で十分ひとつ支障のないように考えていきたい、というふうには思っています。

それから責務という関係で、道路交通法の関係などもございますので、御説明では申し上げなかったわけですけれども、この条例案の制定の検討には、かなり長い間かけてやりましたし、それからまた各市の先例なども一応調べまして、条例の規定を設けるような形、それからまた市独自の考え方、そういうものを織り込んだつもりでございますし、道路交通取り締まりの所管署でございます日野警察署、それから全都的な問題でもございますので、日野警察署だけではなくて、本庁の東京警視庁の交通課、これらの点とも、この条例案につきましては一応事前に検討をさせていただいております。そういう中で、できるだけ実効の上がるような形の条例にしていきたい、という努力はいたしたつもりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　事前の打ち合わせがないということなんですけれども、非常に不満なんですけれどもこの件についてはいずれ後ほど、今度じっくりお話をしたいと思います。

ともかく、こういうものを条例化する際には、やはりまず住民がどういう気持ちでいるかということを聞くということ、それからそれを、条例が決まったからこうなったんだという形で出すんじゃなくて、今度はこういうふうな形になるんですよ、ということを事前に周知させるといいますか、そういう必要が十分あると思います。（「そうだ、いい質問だ」と呼ぶ者あり）そのことだけを申し上げておきます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　十三条に関係をして、一つお尋ねをいたしたいと思います。

自転車が市民生活に欠かせないものになってきているわけで、このような条例ができて、市民の方が自転車を心おきなく駅周辺にも置けるようになれば大変いいことだと思うんですが、自転車の駐車場に関しまして、国の法律で駐車場の整備、それから用地の獲得については補助がある、ということが書いてあるわけですね。昭和五十六年に制定をされて、五月から施行されました、いわゆる自転車法によりますと、十二条で、国は予算の範囲内において地方公共団体が都市計画事業案として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる、となっております。それで、この駐車場の建設、整備に関しまして、これは五十七年度の市の当初予算にも出ておりまして、また、補正にも出ておりましたが、単独の事業としておやりになったように思います。そこで、補助対象事業とならなかった理由を、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。確かに御質問のございましたように、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律ということで、昭和五十五年

の十一月二十五日、法律第八十七号が公布されております。そういう中で、国の助成措置が規定されておるわけでございますけれども、これらにつきましては、まだ条例制定、大変不勉強で申しわけございませんけれども、たとえば条例制定をした地方自治体を対象にするのかどうかというような問題が一つあろうかと思うんです。そういう点で、私どもの方は、いままで実態といたしまして、自転車の駐車場の設置につきましては、すべて一般財源で整備をいたしてまいりまして、五十八年度、後ほど御審議いただく新年度予算の中にも若干予算をお願いをしたいと思っておりますけれども、いままでの中で約一億五千万の経費をかけております。

やはり財源的には国の助成措置があるという法律もございますので、条例制定の条件化というふうなことにつきましては、今後よく調べまして、国の財源が充当できるならば大変ありがたいことでございますので、その点については、ひとつ十分研究させていただきたいというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私もはっきりした確証はないんですが、条文の中に都市計画事業として行うというふうな、これが一つの条件になるかもわからないと思いますので、いまの建設部長の御答弁で結構なんですが、要するに補助事業の対象になっているのであれば、私どもの税金が有効に使われて、少しでも市の方の持ち出しが少なくなればそれだけ市民は助かるわけですから、この補助制度をひとつ勉強していただいて、活用していっていただきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　数点質問しますが、先ほど建設部長が説明した中に、直径三百メートルといわれたんだけれど、市川議員も質問があったんですが、半径にした方がわかりやすいんじゃないかと思いますが、どっちなんですか。

それから、自転車等と書いてあるんですけれど、自転車のほかにもあると思うんですが、バイクとか小型のラビットとか、そういうのがあるんだけれど、そういう種類について、なお御説明願いたいと思います。

それからパーキングボックスのことなんですが、先ほど五年までというふうなお話なんですが、五年経過した後は、市の方でやるんだか何だか、その点をはっきり伺いたいと思います。

それからパーキングボックスで、百円で一日ということになっているんで、それを四、五日たっちゃって、そういう人は、なにか条件はどういうことになっているのか。

それから、十二条の二カ月以上経過したものを市で廃棄物で処分するとなると、どんな処分をするんだか伺いたいんです。

それから、今後、オートバイなんかについては結構放置してあるんだけれど、どういうお考えを持っているか。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。まず第一点の直径の三百メーターという御指摘でございますけれども、これは半径にした方がわかりやすいというお考え方もあろうかと思いますけれども、規則でございますので、条例が制定されました後にさらに、先ほどもちょっと申し上げましたように、現場、まあ原則的な考え方として一応このくらいの線を引きたいということでございますので、半径という表現、あるいは直径という表現は考えさせていただきたいというふうに思います。

それから二点目の、自転車等とはどういうことかという定義づけでございますけれども、これにつきましては規則の方でしたでしょうか、つまり二輪のいわゆるミニバイクですね、これは含んでおるという考え方でございます。

それから、三番目のパーキングボックスに対する市への移管の問題でございますけれども、これは財団法人の方では一応五年を目途という形の中で設置をして、五年を経過した後におきましては、それぞれの設置場所の市町村に移管をするんだというふうな考え方が原則的にあるようでございます。そういう点で、今後そういう時点が参りましたときには当然市の管理、こういうものになりますし、当然それは有料になりますので、関係条例の改正、そういうものも必要になってくるかと思いますけれども、現在の時点ではあくまでも財団法人の設置でやっておられるということでございます。

それから四点目の使用料の問題でしょうか、ちょっとよく内容が理解できなかったんですけれども、（「市の直営じゃないパーキングボックスの方なんですが、百円入れて一日ということになっているけれど、置きっ放しで四、五日経過してあるのはどういうことになっているのか」と呼ぶ者あり）申しわけありません。いわゆる一回百円ということなので、それは利用者の一つの利用の形態でございますので、時間が三十分でも百円、あるいは十分でも百円、一日でも百円というふうな形で、現在の構造上、非常に簡単なものでございまして、そういう構造の中で利用されているということでございまして、その辺の不均衡はあろうかと思いますけれども……。

それから、最後のオートバイでございますけれども、いわゆる排気量の関係があろうかと思いますけれども、いわゆるオートバイ、軽二輪とか、そういうことはたしか道路交通法の中で規定があろうかと思いますけれども、いわゆるオートバイ、通称オートバイにつきましては対象外でございます。というのは、これは当然道路交通法の中で取り締まるべき問題として、取り締まりは当然、警察署の所管になりますということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　二ヵ月を経過したやつのまだ回答がない。
○議長（石坂勝雄君）　建設部長。
○建設部長（中村亮助君）　失礼いたしました。それから処分の問題でございますけれども、これは放置という定義づけがどういう見解でいくのかというような問題がありまして、一応都の自転車対策協議会の中でも、いろいろ問題があったようでございます。そういう中で、統一的な見解を出していこうというふうなことがありまして、その中で二ヵ月というような一つの目安が整っておるわけでございます。
　それで、放置されているというのは置くべきところに置いてある自転車なら別ですけれども、道路上に放置されているというものは遺失物とみなされるというふうなことがございます。そういう中で、できるだけそれにつきましての判定というものは、やはり慎重に扱っていかなければならないとは思いますので、そういう幾つかの段階を経た中で一応廃棄物として処分をする。これは別に法律がございますので、そういう法律を適用した中での廃棄物の処分ということになります。それで処分をいたしますと、それは私どもの方の直接の所管ではございませんけれども、一応廃棄物の処分ということで、当然その処分した代金につきましては、公金として市の収入に入るという形の中で、そういう作業が行われるわけでございますけれども、そういう処理の仕方で対処していきたい、というふうに考えてはおります。
○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。
○三十番（高橋通夫君）　すると、これは何ですか、警察には行かないで直接市で処分して、たとえば廃棄物の処理場の方へ行って、どんないい自転車でも粉々にしちゃってそういうふうにやるというのか、そういう点をちょっと……。
○議長（石坂勝雄君）　建設部長。
○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。自転車の利用と、その使用の状態は確かにいろんな差がございまして、現在でもパーキングボックスを設置したときに一部旧庁舎の南側の中央高速道路の高架下に保管してあるのがございます。長い間、放置していきますと使用に耐えないというものも出てまいりますし、その度合いというのはいろいろあろうかと思います。しかし、一応処分としては廃棄物という形の中で処分をせざるを得ないということでございまして、その処分先等については、これは管財課の方での一つの処分的な判断もございまして、使えるものをそのまま廃棄物として処分してしまうというふうなこともあろうかと思いますけれども、それらにつきましては、細部のことでございますので、実際にそういうケースがあった場合には、またその処分の段階で当然考えていかなくてはならない、あと利用ができるかどうかですね、その辺の関係も考えていかなくてはならないと思いますけれども、あくまでも処分としては、廃棄物として決定したものを廃棄して処分するという、そういう処置をするということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）
○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　まず放置自転車という、いわゆる放置という定義づけ、いわゆるいかなる状況の自転車のことを放置自転車と市側は考えておられるのか、まずそれが第一点。
　それから、有料自転車、有料の駐車場、この有料にする気が本当にあるのかどうか、その辺、まずお伺いをしたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　建設部長。
○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。放置という定義づけといいますか、認定といいますか、そういう判断でございますけれども、放置そのものが（「書いてある」「書いてあるけどわかんないから聞いているんだ。第二条の三に書いてあるんだ、放置って」と呼ぶ者あり）はい、二条の三項でございます。自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあることというふうに規定をしたいという考え方でございますけれども、これは直ちに利用できるというような状態でないという状態であるという判断、これはちょっと置いてすぐ戻ってくるというふうなケースもあろうかと思いますし、そういう点で、そこに放置されている場所の問題もあろうかと思います。そういう点で、一応定義づけとしてはこういう形の定義づけをいたしたいとは考えておりますけれども、それの判断はやはり駅前周辺の放置自転車の整理というふうな意味からいきまして、たとえば道路上なり、あるいは歩道上に置かないというふうなこと、それは一時的なものかどうかということは別といたしまして、定期的にそこにしょっちゅう置かれるというふうなものは、やはり放置というふうに考えていかざるを得ませんので、そういう判断で対処していきたいとは考えております。
　それから、二点目の有料駐車場の考え方でございますけれども、これは有料駐車場に踏み切るという段階は、先ほども申し上げましたように、いまの段階ではそういう条件が整っていない、ということでございます。そういう点で、これは将来の問題として、もう少し条件のいい、駅の至近距離で非常に利用しやすいという、こういうふうな駐車場が設置できた段階で、有料という考え方を持っていきたい、というふうには考えております。
○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　第二条の三に放置として、

こう書いてあるわけですが、部長、これで意味がわかりますか。だから私はあえて聞いているんです。部長の答弁だって、何が何だかさっぱりわかんないような答弁ですよ。大体、この放置というのはどのぐらい自転車を置いておいたら放置になるんですか。一時間ですか、二時間ですか。あるいは一週間その場所に置いてあれば放置ですか、これは。何ですか、これ、自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態にある、何ですかこれは。さっぱりわからない。こんな定義づけというのは。もう少し、いわゆる放置自転車というもっとみんなにわかるような定義づけが必要ではないか、こういうふうに思うわけです。ただ放置自転車といえば、大体私どもの考え、概念から言えば、ああいうのを言うんだなとわかりますけれども、もう少しわかりやすく、わけのわからない条例じゃなくて、わかりやすく書いていただきたい、こういうふうに思います。

それから、有料のことが出ましたけれども、いまの段階では、有料の考えはないという答弁でございました。しかしながら、第十四条以上、十五条から始まって綿々と有料のことが書いてある。特にこの十五条のこと、何ですかこれは。利用料、市営駐車場の利用料は有料及び無料、としてある。無料なら利用料はないんですよ、これは。そうじゃありませんか。ずっとこの有料のことが書いてあるわけですが、有料にする気がないんならば、考えてないんならば、これらの条文は一切必要ないんではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

それともう一つは、先ほど夏井議員からも話ありましたこの第十九条の、日野市の免責のことでございますが、これも有料と絡んでくるわけですが、いわゆる有料にした場合の免責責任というのは、必ずそこに従事しておる、いわゆる管理をしていらっしゃる方、あるいは市側に必ず責任がかかってくる、こう私は判断しているんですが、その点もあわせて御答弁お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　確かに現在の段階ではまだ有料に踏み切れない段階の中で、有料規定というものを挿入した条例の制定という考え方は、少し早いかもしれませんけれども、条例そのものの制定の中で、やはり将来への一つの考え方をまとめて、その中でやはり有料化できるものは有料化をいたしまして対処していきたいという考え方の中で、条文上の整備をいたしたい、という考え方でございます。そういう意味で、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから、二点目の十九条の関係で、有料の免責でございますけれども、仮に有料にいたしました場合には、当然管理人も置かなければなりませんし、そういう点で管理上の責任というものも明確にいたしていかなければならないと思っています。

そういう意味で、市の免責事項につきましては、そういう点でのはっきりした考え方が出た時点で、有料にいたした時点で、当然十九条につきましては改正をいたしていかなければならない、というふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　この有料の問題、あるいは免責の問題は、これは建設委員会に付託をされると思いますが、ひとつ十分に協議をされていただきたいことをお願いしておきます。

そして、一言つけ加えさせていただきますが、私どもは自転車の有料について断固反対をしたい、この旨を一言つけ加えさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一三号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第一四号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第一五号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。議案第一四号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由。本議案は高幡福祉センターの移転に伴い、日野市立福祉センター条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

引き続きまして議案の第一五号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由。本議案は生活つなぎ資金の貸付条件と保証人の内容を改正するため、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御説明申し上げます。昭和四十一年条例第十二号、日野市立福祉センター条例の一部を改正いたしたいと思います。

第二条第一項中に、日野市高橋六九六番地の一というのを、これは高幡不動尊内の地番でございますが、高幡福祉センターの移転に伴いまして、日野市高幡八六四番地の四、これは潤徳小学校北西側の地番でございますが、それに改正をいたしたいということでございます。これにつきましては新旧対照表にお示ししてございますけれども、いま御説明をしたような経過でございます。

そして、新しく開設いたします高幡福祉センターにつきましては、床面積が二百九十一・四九平米、鉄筋プレハブ建てでございます。よろしく御審議のほどお願いいたしたいと思います。

引き続きまして議案第一五号、昭和四十八年条例第二十二号、日野市生活つなぎ資金条例の一部を改正いたしたいと思います。第三条に一号を加える。五、この条例による保証人をしていないということを加えるということでございます。

また、第四条の第二号中、市内を都内に、また第三号を区市町村民税の納税義務者であって、納期の経過している区市町村民税、都民税を完納しているということで改正をいたしたいということでございますが、この改正理由につきましては、第四条の二号でございますが、これは現在、市内という規定をしておりますが、保証人の条件がやはり市内居住から都内居住ということで、条件を緩和していきたいというぐあいに考えております。

また、第二点の前年度の区市町村民税の完納ということでございますけれども、現在は前年度の区市町村民税の完納ということで保証人の担保をしておりますけれども、現在のような規定でございますと、保証人が前年度の区市町村民税の納税証明をとる際に、四月、五月に保証人になるという場合には、六月十日に最終納期ということになっております関係で、非常に完納の納税証明が出ないという条件がございますので、これを改正いたしまして事務手続上、納期の経過している区市町村民税を完納しているということで改正をいたしたい。

これにつきましては、借りる者の利便を図るということと、事務の円滑化を図りたいということで、改正を御提案いたします。よろしく御審議のほどお願いいたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。谷長一君。

○五番（谷　長一君）　生活つなぎ資金について質問いたします。この生活つなぎ資金については、貸付審査会等の審査を経まして貸付が行われるわけでございますけれども、生活つなぎ資金の現在日野市で貸し出している件数です。それと、あと一つはその金額。

さらには、返還状態等、これはいまどのようになっておりますでしょうか。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　現在の御質問につきましては、現在、資料を手元に持ち合わせておりませんので、委員会等で御報告いたしたいというぐあいに考えております。（「結構です。資料をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　いま福祉部長は、鉄筋プレハブというのはどういうのかお聞きしたいんですよ。鉄筋プレハブの建物といいましたね。こういうの、なかなか高度の高い建物だと思うんですが。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　大変失礼いたしました。鉄骨プレハブの間違いでございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　つなぎ資金のことでお聞きしますが、今度の第四条なんですが、そうすると経過した、たとえば前にはずっとその年度を含まれたんだけれど、たとえば一期でも二期でもこれはその年に完納していればそれでいいということになるわけですね。途中で申請した場合、それでいいわけですか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　いま御質問のありました件につきましては、申し込みのありました時点で、納期が来ております税金を完納しておればいいということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一四号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第一五号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第一六号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。議案の第一六号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由。本議案は日野市立総合病院の使用料を改めるため、日野市立総合病院使用条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　議案第一六号につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第二条の使用料及び手数料の分べん介助料、日野市内居住者一胎三万五千円を四万五千円、市外居住者一胎四万円を五万五千円に改定いたしたいというものでございます。改定料につきましては、昭和五十四年に改正を行いましたけれども、その後、現在まで据え置きとなっておりました。その関係で、他の三多摩公立病院の介助料と著しい差が生じてまいりました。ちなみに他の公立病院では、そのほとんどが五万円でございます。以上のこれらとの均衡上の問題と、それからもう一つは市内の医院の先生方からもこの点の指摘、御意見が強く出されておりますので、今回、改定をお願いするという次第でございます。

なお、改定による介助料の増収分は、年間約二百七十件でございまして、金額にいたしまして約三百万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一六号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第二条の使用料及び手数料の分べん介助料、日野市内居住者一胎三万五千円を四万五千円、市外居住者一胎四万円を五万五千円に改定いたしたいというものでございます。改定料につきましては、昭和五十四年に改正を行いましたけれども、その後、現在まで据え置きとなっておりました。その関係で、他の三多摩公立病院の介助料と著しい差が生じてまいりました。ちなみに他の公立病院では、そのほとんどが五万円でございます。以上のこれらとの均衡上の問題と、それからもう一つは市内の医院の先生方からもこの点の指摘、御意見が強く出されておりますので、今回、

改定をお願いするという次第でございます。

なお、改定による介助料の増収分は、年間約二百七十件でございまして、金額にいたしまして約三百万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一六号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時四十六分休憩

午後六時　一　分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一七号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一七号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算第五号であります。補正額は歳入歳出それぞれ二億四千七百十三万九千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二百五十二億四千五十六万一千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいま提案されました補正予算第五号につきまして、御説明いたしたいと思います。

お手元に配付されております予算書をお開き願いたいと思います。初めに、五ページの繰越明許費から御説明していきたいと思います。

五ページの第二表繰越明許費でございますが、これは款八の土木費、都市計画費、仲田公園実施設計というタイトルになっております。三百メートルトラックを、先ほど農林水産省跡地特別委員会委員長より御報告がありました、トラックの変更に伴います繰越明許でございます。

それから款の十、教育費につきましては、中学校費、七生中学校特殊学級教室にかかわるものでございまして、地震対策の構造審査に時間がかかりましたために、繰越明許にいたしたいというものでございます。

第三表債務負担行為の補正につきましては、先般市長から報告がありました幼児教育センター（仮称）新築の取りやめに伴います補正でございます。失礼いたしました、延期に伴います補正でございます。

次、第四表地方債につきましては、地方債の額の決定に伴います補正の別表でございます。

次に十ページをお開き願いたいと思います。十ページから歳入でございます。市税につきましては、法人税でございます。三月調整見込みによりまして補正をさせていただくものでござ

います。

次の十二ページから十五ページまでが使用料及び手数料でございます。この使用料、手数料の補正につきましては、実績に伴う最初の補正でございます。

次に、十六ページをお開き願いたいと思います。十六ページから二十五ページまでは国庫支出金でございます。これらはいずれも額の決定に伴います補正でございます。あるいは、中の対象増減に伴う補正でございます。

次に、二十六ページから三十三ページまでが都の支出金でございます。やはりこれも同じように対象の増減並びに額の決定に伴う補正をさせていただいておるわけでございます。各項につきましては、特段に御説明申し上げることはございません。

次に三十四ページ、財産収入の款に入ります。財産収入につきましては、ここに掲げてあります説明欄のとおりでございまして、特に説明することはございません。これらの補正の要因といたしましては、予算当初からの内容と、たとえば例との違いとか、期間の長短等により補正額が発生したものについて記載しているわけでございます。

次のページの三十六、三十七ページの財産収入でございますが、これは説明欄に書いてありますように、日野二八六九の四、いわゆる高速道路残地の処分代でございます。

次のページの三十八、三十九寄付金につきましては、一般寄付、全体で十八件でございますが、それらに見合います補正でございます。

次に四十八ページ、諸収入でございます。これは四十四ページまででございますが、この中で、失礼いたしました、四十五ページをお開き願いたいと思います。諸収入の中で、四十四、四十五ページの欄にありますのは、競輪事業収入でございます。これが売り上げが減少のために減額補正になっております。

次は、四十八ページから市債になっておりますが、市債につきましては補助金あるいは起債の額の決定に伴います補正が主たるものでございます。内容につきましては、説明欄に記載してあるとおりでございます。

次のページ五十ページからは歳出でございます。歳出につきましては年度末契約差金、あるいは執行残、あるいは執行なし等の要因によりまして、ここに減額補正をするものが主なものでございます。ただ、その中で、たとえば五十二、五十三ページをお開き願いまして一番上段にあります区分で、一般管理費の中の三、職員手当等というのがございます。これらにつきましては、当初予算計上四・九ヵ月分が年度最終で五・六三五ヵ月になったために、その不足分を補正する、そういう内容のものでございます。

次に五十四、五十五ページをお開き願いたいと思います。その中の中段、六の財産管理費の中で十七、公有財産購入費がございますが、この減額につきましては、庁舎用地の買収を繰り上げてやったらどうだ、というふうな御指摘がございまして、繰り上げ償還いたしました。それの予算措置してありました分の残額を、ここに減額させていただくというものでございます。

次に飛びまして、社会福祉費の七十、七十一ページをお開き願いたいと思います。減額の中で最下段にあります十七公有財産購入費、これが増額でございます。これは、そこに記載されています物件の購入用の補正でございます。上が六十六平米、下が三百三十八・八五平米という用地でございます。

それから次は七十四、七十五ページ、これも公有財産購入費、最下段の方、下から二つございますが、たんぽぽ学童クラブ用地と、その下の南平六丁目こども広場用地、これはいずれも、上が五百十六・五〇平米ですか、それから下が二百五十六・三九平米、いずれも土地開発基金からの繰入金によって購入するものでございます。

それから次にお開き願いたいのは、八十二、八十三ページがございます。これも公有財産購入費、上から二段目、四百五十一万四千円でございますが、これは説明欄にありますとおり衛生処理場の用地取得でございますが、都有地との交換差金不足額を計上いたしたものでございます。

それから次のページの八十四、八十五ページは、市立総合病院補助金、これは退職手当相当分でございます。

次に九十四、九十五ページをお開き願いたいと思います。これも二段目、公有財産購入費でございますが、そこに記載されましているような物件の用地取得費でございます。

それから次のページの九十六、九十七ページ、これも上から三段目十七の公有財産購入費でございますが、これは減額でございます。これは根川改修用地ですが、用地取得を購入で予想しておりましたのが、借地となったために減額いたすものでございます。

次に九十八、九十九ページをお開き願いたいと思います。これは上から四欄目にあります区画整理費の中で、二十八の繰出金六千三百七十万九千円、都市計画事業特別会計の繰出金でございますが、神明上事業費と財源振りかえを行ったために減額するものでございます。

それから少し下がりまして、款の五にあります下水道費、これが減額が一億二百五十一万三千円という数字が掲載されております。これは流域下水道負担金工事費の未執行による減でございます。

次に百十二、百十三ページをお開き願いたいと思います。中ほどに備品購入費がございます。十八の備品購入費でございますが、これは三中分の増築分にかかわる備品の購入費でございます。

それから百十八ページ、百十九ページをお開き願いたいと思

います。目の二の幼稚園施設整備費、この欄の工事請負費、一億五千百二十万、これが市長より報告ありました幼児教育センター分の減額でございます。

それから飛びまして百三十二ページ、百三十三ページ、公債費でございますが、これは繰り上げ償還をするためにここに予算計上させていただいているものでございますが、中ほどの減額の分につきましては、これは予算で予定しておりました諸繰り上げ償還の金額がこれだけ余ったと。原因は、償還する対象債の変更による減額ということでございます。

最後は予備費でございますが、歳出歳入の計数整理上の予備費の補正でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　二点ほどお聞きいたします。七十九ページの委託料の十三なんですが、各診断関係の項目が全部減になっているんですけれども、これはどういうふうな理由であるのか、教えていただきたいと思います。

それから第二点としては、百二十一ページの幼児教育援助費のところの、負担金、補助及び交付金のところで、やはりかなり減になっているんです。たとえば私立幼稚園就園奨励費等が減になっているんですが、この辺の事情を教えていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。七十九ページの委託料、老人健康診断から予防接種までの減額の理由でございますが、当初予想いたしました受診者の数よりも減ったためでございます、ちなみに住民健康診断につきましては、千五百人を予定いたしておりましたが、それが千百人しか見えなかった。このように、予想よりも少ない方が診断を受けた、そういうことが原因でございます。

それから、その下の委託料三十九万七千円でございますが、これにつきましては野犬防止対策事業、これも予想よりも――失礼しました。これは増額でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　百二十一ページ関係の予算につきまして、御説明申し上げます。

これは歳入の二十一ページの私立幼稚園就園奨励費との関連でございます。対象人員の減、こういうことで、当初予算では千百五十一人を予算化してございましたけれども、実際は千二十七人、そういうことで、百二十四人の人数が減った関係で、こういう形で歳入歳出とも減額になった、こういう内容でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　診断の関係でちょっとお聞きしたいんですが、予定よりも少なかったということなんですけれども、市の方としては五十八年の施政方針の中で、市長も健康関係についてはかなり予算を投入して予算編成をしたというお話があるわけです。さらに診断、また、病気になる前の段階の方で力を入れているということなんですが、実際こういうふうに見ますと、予定よりもないという原因なんですが、ＰＲ不足だとか、健康のことでかなり関心が高いけれども、実際には足を運んで診断まで至らないというギャップが、現実にはどこの市もあるようなんですが、この辺についての分析といいますか、その辺のことがわかれば教えていただきたいと思うんです。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　百三十三ページ、公債費のところですけれども、財政対策債の償環のために九千六百十万円を新たに加えられております。それで、これ、当初の予算書を見ますと、財政対策債というのは完全な赤字債券ですけれども、これが九千六百十万円現在で残っているということは、これで財政対策債はゼロになったというふうに言えるのかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。ゼロになったというのではなくて、財政対策債は年々発行されますので、またことしの財政対策債事業がありますので、ゼロになるという形はお答えできないんで、残額が出るという形になると思います。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　それでは現時点でどのくらい残っておるかという数字を知りたいと思うんですけれど。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　まことに申しわけございません。ここにその資料を持ち合わせませんので、数字を明確にして資料でお送りしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　三十七ページの上の方に七

十九・五七平米を売ったわけですが、これは高速道路の用地というわけですが、前に市で買ったのを売ったと思うんだけれど、どこへ売ったんだか。

それから、九十五ページの上の方の公有財産購入費ですが、由木七号線の拡幅のために用地を買ったというんだけれど、買って幅が何平米ぐらいになったんだか。それでそれらはすでにもう舗装してあるかどうか。そういう点について。長さが何メーターぐらいですか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。まず三十七ページの、日野の二八六九の四番地の七十九・五七平米の関係でございますけれども、これにつきましては歳出との関係がございまして、いま御質問の二点目がございましたその下の、九十五ページでございますけれども、十七の公有財産購入費の中で、中央高速道路側道用地というのがございます。三千四百四十四万円でございますけれども、これとの関連がございまして、これは中央高速道路の南側の都道をまたいでおるところがございます。谷仲山のところでございますけれども、平野さんという石油販売所がございますね、あの一つ手前のところで、ここを東京都の水道局が第四次利根川水道改良計画の中で、現在、工事を進めておりまして日野ポンプ場がほとんどでき上がっております。このポンプ場から千三百五十ミリの送水管で日野に持ってきておりまして、あのポンプ場から増圧をいたしまして平山台の浄水場から八王子市へ通じておるわけです。それで、この千三百五十ミリの送水管が一本と、それからもう一つは八百ミリの配水管が多摩テックの前にできます日野の中部配水池、ここへつながるわけでございます。これの二つの水道事業の配水管の事業の中で、あすこのルートを考えまして用地買収をしたわけでございまして、これの関係について市の、先ほど企画財政部長が御説明申し上げました高速道路の残地分として市が売りまして、そしてさっき申し上げた　七十メーターですけれども、三・六メーターの幅で東京都の水道局が用地を買収して、管を二本入れたわけでございます。ほとんどこれの工事は終わっていまして、工事が終わった後の用地を道路敷にしたいということで、水道局の方と協議を進めてまいりまして、総務部の方と協定を結んだ中で、これを市道にしたい、それでその代金につきましては、補償費等を含めまして二分の一という形の中で、東京都と市が負担をいたします。そしてこの代替地も出しまして道路になるわけでございます。そういう意味の関係でございます。

それから二点目の由木七号線の拡幅用地でございますけれども、これはいま、やはり二・二・六号線の関係で東京都が平山橋を渡りまして、京王線を立体でまたぎまして、都道まで道路築造をいたしております。

それで、この道路の築造に関連いたしまして、在来道路の由木七号線が立体交差になりまして、下を通るわけでございます。この関係で四メーターにしたいということで、ある地主さんからこれを買い取りまして、市の方でいま工事を進めております。ほとんどでき上がっておりまして、約二十六・五三平米でございまして、幅は四メーターでございます。そういう関連の二本の道路の関係でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　七十九ページ、七番賃金のところです。百六十万の減額になっておりますが、この対象の看護婦の人数、及び一人いままで幾らだったのがどうなったのか、詳細に知らせてほしいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。この賃金につきましては、看護婦の賃金、それから予防接種にまつわる事務員の賃金が含まれております。そして看護婦につきましては百六十万一千四十七万のうち、休みの人が出まして、その休んだ人の分だけが減額になったわけでございます。休んだ人の人数につきましては、いまここに資料を持ち合わせておりませんので、後ほど詳しく報告をさせていただきますけれども、各種の予防接種事業、それからその予防接種事業にまつわる事務員の賃金のうち、休んだ人の分が百六十万円ということになっております。

なお、休んだ人が出ましても予防接種事業に支障はございませんでしたので、つけ加えておきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　昨日の市長の施政方針の中で、それに対する質問の中でも触れてありますけれども、幼児教育研究センター、これについて私は明らかにこれは市長の失政であるというふうに申し上げたいと思います。功を焦る余りに十分なる地元の関係者との話し合いもなしに、確たる理念もなしに当初予算に計上をした。しかもそれを市長の一つの今年度の目玉商品といいますか、目玉の施策の一つとして取り上げた。私どもは、この幼児教育研究センターについては無理がある、現状ではどうしても無理がある、これは外すべきであるという

ことで、当初予算の中で特に声を強くして、これについては反対をしてきたわけでございます。具体的には債務負担行為の約六千五百万、それから設計委託及び建設の請負工事費の約一億五千万ですか、合わせて二億二千万に上る大きな当初予算に掲げられた事業ができなくなる、もう明らかにこれは森田市政の大きな失政として残されるべきだというふうに考えます。これからこのような予算編成、特に当初予算の編成の中で目玉として挙げられた事業が、年度末になってできませんでした、取り下げますというふうなことが二度とないように、今後の予算編成の上で十分注意をしていただきたいということを申し上げて、私の意見としたいと思います。（「よし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一七号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一八号、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一八号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第三号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ一千五万九千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二十六億七千八百九十一万円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは議案第一八号、昭和五十七年度国民健康保険特別会計につきまして、内容説明をさせていただきます。本議案は、三月までの執行を見込みまして、ただいま提案理由にもございますように一千五万九千円の補正をさせていただいたわけでございます。

それでは、内容を簡単に説明をさせていただきたいと思います。まず六ページ、七ページをお開きいただきたいと思います。これは国庫支出金でございまして、療養給付費の国庫負担金でございまして、御承知のように療養給付費、医療費の百分の四十が交付に相なるわけでございます。医療費のアップに伴いましての増額収入でございます。

それから下欄の過年度収入は、備考欄にも書いてございますように、五十六年度の療養給付費の精算分でございます。つまり、この二千三百万が要するに療養給付が多かったという判断をしていただいて結構でございます。合わせまして一億七万七千円の追加の補正をお願いするものでございぃます。

それから八ページ、九ページは高額療養費の関係でございまして、当初見込みました数値よりも高額療養費が下回りました。その関係で、この款は減額補正でございます。高額療養費につきましては、歳出にもございますけれども、約五千万円のいわゆる支出、減でございます。それに伴います国庫の補助金が千二百五十万円の減額でございます。めくりまして十一ページがそれに絡みます東京都の高額療養費に対します補助金の減でございます。合わせますと五千万という数値に相なるわけでございます。

それから十二、十三ページでございますが、これは一般会計の繰入金減でございます。これは五十六年度の繰越金との関係を相殺いたしまして、繰入金を減額をいたしました。その関係で繰入現額は一億八千七百六十八万六千円という数字と相なったわけでございます。以上が歳入でございます。

十四、十五ページからは歳出になるわけでございますが、一般会計でも説明がありましたように、三月までの見込みを立てまして、それぞれ不用額につきましては減額をさせていただいたわけでございます。上欄の職員手当につきましては、先ほども説明がありましたように、職員手当の増に伴いますこの節だけが追加でございます。

めくりまして十六、十七ページも同様、減額補正でございます。

十八、十九ページの上欄でございますが、先ほども歳入で御説明をさせていただきましたように、療養給付費がアップをいたしました。その関係で不足を生じます一億三千七百万円を、ここに追加計上をさせていただいたわけでございます。下欄の療養費につきましては、四百万円の減額が見込まれますので、減額補正をさせていただきました。

めくりまして二十、二十一ページでございますが、これは歳入でも御説明をさせていただきましたように、五千万円の減額補正でございます。

二十二、二十三ページは助産費の減額でございます。予定いたしました助産費二十七件が予定よりも少なかったということでございます。

めくりまして二十四、二十五ページ、これも同様四十五万円の減額補正でございます。葬祭費を支出いたします対象十五人の減額をいたしたわけでございます。それだけ少なかったということでございます。

それから二十六、二十七ページは育児手当でございまして、

これも対象が減になったということで減額補正をさせていただくものでございます。

二十八、二十九ページの五十万円は、保険税の還付金でございます。いろいろ土地並びに所得等の関係から還付を生じまして、不足を生じます五十万円を追加補正をさせていただいたわけでございます。

めくりまして三十、三十一ページは、先ほども申し上げましたように、繰越金を予備費に求めておりましたが、ここで繰入金との操作をいたしまして、六千七百九十六万六千円の減額をさせていただいたわけでございます。

めくりまして三十二、三十三ページでございます。老人保険の拠出金でございます。百三十四万三千円が減額をいたしてございます。三月までの見込みを立てまして、不用額を減額させていただいたわけでございます。下欄は、少額ではございますけれども、事務費の追加五千円をお願いいたしたものでございます。

よろしく御審議をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一八号、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一九号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一九号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第四号であります。補正額は歳入歳出それぞれ三千六百四十四万六千円を減額し、歳入歳出の予算総額を十一億八千五百

四十七万六千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私から昭和五十七年度の日野市都市計画事業特別会計補正予算第四号につきましての御説明を申し上げます。

本特別会計は、区画整理事業を推進するに当たりましての経費を計上したものでございます。ただいま市長から提案がありましたように、今回の補正額におきましては歳入歳出ともに三千六百四十四万六千円の減となっております。

それでは、まず歳入の方から御説明を申し上げます。四十ページ、四十一ページをお開きいただきたいと思います。国庫補助金でございます。八百六十万の増でございますが、万願寺区画整理事業につきましては、国庫補助が増でございます。また、その下の豊田南地区の区画整理事業の調査にかかります国庫補助金でございますけれども、これにつきましても現況測量を実施するに当たりまして、途中で国の方に補助要望を行いまして、国の方から認められたものを今回補正で計上いたすものでございます。補助率は三分の一でございます。

それから、次の四十二、四十三ページでございますが、都補助金でございます。これは万願寺区画整理事業の国庫補助に対する裏負担でございます。二百万の増額補正でございます。

四十四、四十五ページをお開きいただきたいと思います。都の委託金でございますが、これは区画整理法の七十六条の認可事務を都知事から受託して行っておるわけでございますが、区画整理区域内の建築あるいは工作物の申請に対しましての許可の内容をこちらでチェックしている、それに対する事務費の補助でございます。

次が四十六、四十七ページの一般会計の繰入金でございますが、ここは六千三百七十万九千円の減でございます。これは、それぞれの事業の差金、あるいは国庫の増に伴いまして、一般会計からの繰り入れを減額いたしたものでございます。

次が四十八、四十九ページでございます。諸収入のうち一の保留地処分金でございますが、神明上の保留地処分金、これにつきましては、五十七年度に処分いたしました保留地は七区画ございますが、当初予算に計上いたしました額と契約額の差額を補正いたすものでございます。

それから最下段の三の雑入でございますが、神明上区画整理事業を行うに当たりまして、日野駅の下に二・二・四号線が都市計画道路として、現在完成しておるわけでございますが、この日野駅の下を抜くに当たりまして国鉄の方に事業の委託を行いました。これに対する清算金でございます。それと、清算に

伴う徴収金といたしましては百七十件ございますが、五年間の延納を認めておるわけでございまして、その中で当該年度約一千万の減が見込まれますので、これを減額を行ったものでございます。

次が歳出に入らせていただきたいと思います。五十、五十一ページでございますが、一般管理費でございます。上の十三の委託料につきましては、高幡、豊田の南地区の区画整理事業の業務を委託を行っておるわけでございますが、高幡につきましては、反対同盟ができまして、事業の進行が思わしくないという面から、ここでこういう調査を行うということは控えた方がよい、というような判断のもとに地区界あるいは土質調査、そういったものを翌年度に回したわけでございます。

それから豊田の方につきましては、環境アセスメント条例に基づきまして、調査を行っておるわけでございますが、これが丸一年かかるということで、翌年度分にかかる経費を減額し、五十八年度に見送っていくということで、減額を行ったものでございます。

それから下の工事請負費は、これは差金でございます。

五十二、五十三ページで、神明上の区画整理事業でございます。神明上につきましては、本年度をもって事業を終了するわけでございまして、三の事業費の十五の工事請負費は、そういう関係から街路を建設部の管理課の方に引き継いでいくことになるわけでございます。その引き継ぎに当たりまして、街路等の補修あるいは矢頭橋のペイントがはげた分の補修、そういった工事を行うことになったわけでございますが、街路の補修におきましては、個所の減に基づきまして減を行ったわけでございます。

それから二十二の補償、補てん及び賠償金は、これは埋設物等の補償の減でございます。

次に、五十六、五十七ページは予備費となっております。

以上、簡単でございますけれど、御説明を申し上げました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一九号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二〇号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二〇号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号であります。補正額は歳入歳出それぞれ三億三千八百八十七万一千円を減額し、歳入歳出の予算総額を八億五千三百十一万三千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号につきましての御説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出ともに、ただいま提案のありましたとおり三億三千八百八十七万一千円の減ということになっております。

それでは、まず歳入の方から御説明を申し上げます。ちょっと飛ばしまして七十ページをお開きいただきたいと思います。都の補助金でございますが、三百九十万円の減でございますが、これは南多摩処理区の公共下水道の管渠埋設に当たりまして、一部工事ができなかった個所がございます。これは上位計画との関連でございまして、本年度事業を行うまでに至らなかったものでございます。したがいまして、これに対する都の補助は単独補助となっておりますが、三百九十万円を減額補正をいたすものでございます。

次に七十二、七十三ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の繰入金でございますが、先ほど一般会計の方でも部長の方から御説明がございましたが、一億二百五十一万三千円の減でございますが、これは流域下水道の処理場関係の負担金、あるいは浅川処理区におきます公共下水道、あるいは南多摩処理区の公共下水道が、それぞれの理由はございますが、減額補正となってございます。これは、また後ほど歳出のところで御説明申し上げますが、それに基づきましてここに一般会計から繰り入れる分を減額いたしたものでございます。

次が七十八、七十九ページをお開きいただきたいと思います。

市債でございます。下水道債につきましては、一億九千五百四十万円の減額補正でございますが、説明欄に記載してありますように、公共下水道の管渠の埋設、あるいは建設負担金にかかります諸事業が、先ほど申し上げましたように実施に至らなかったということと、負担金の額の確定に伴いましての減でございます。実施に至らなかったその理由につきましては、同じく歳出のところでそれぞれ御説明を申し上げます。

二の都市下水路債でございます。黒川都市下水路整備につきましては、その六工事の工事費の額の確定によります減でございます。この中には差金も含まれたものでございます。

それと、神明上の都市下水路整備につきましては、これは増額補正でございますけれども、当初、私設水道管の移設分につきましては起債を含めておりませんでしたが、都との折衝によりまして、こういったものにつきましても起債対象になるということで、起債対象に含んだための増でございます。

それから、次が歳出に移らせていただきたいと思います。八十、八十一ページでございます。下水道管理費の維持費でございますが、ここで工事請負費五百万の減になっておりますが、これは樋管の個所の整備だとか、蛇かごの整備、そういう経費をここにのせてあるわけでございますけれども、これは主に台風の被害を想定して計上したものでございますが、十八号台風等によりましてもさまざまの被害が発生を、この樋管のところではなかったために減額補正をいたすものでございます。

次が下水道建設費八十二、八十三ページでございます。建設費でございますが、十三の委託料につきましては浅川処理区の実施設計の減でございます。これは処理場の関係で、処理場がまだ用地買収に今年度入れなかったということから、それに絡みまして、公共下水道の実施設計を延ばすように、という指示もございまして、五十七年度に実施をいたさなかったものでございます。これにつきましては、また五十八年度に実施をする予定となっております。

十五の工事請負費でございますが、一億二千八百十六万の減でございます。この減は、未執行分といたしまして南多摩の処理区の中の大栗三号の管渠埋設、あるいは金田土地区画整理事業の工事の減、これは南多摩処理区の二百三十二ヘクタール、現在、都市計画決定ですでに認可をとっておりますけれども、公共下水道の上位計画でございます流域整備総合計画、これは東京都の方で実施を行う認可をとることになっておるわけでございますけれども、多摩市との関連におきまして、この申請が非常におくれたということにかかわりまして、日野市の分につきましても、本年度は十一ヘクタールのみに認可がとどまる、そのためにそれ以外の地域を予定しておったところは実施ができなくなったというために、ここに一億数千万の減を生じたものでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

次に飛ばしまして、八十六、八十七でございます。都市下水路費でございますが、ここは工事請負費については差金でございます。以上、簡単でございますが、終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　質疑に入る前に、これ、訂正の正誤表かなにか出ているんじゃない、肝心なことを部長、言った方がいいんじゃない、何か出てたぞ。肝心なことを落としてるぞ。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　大変失礼をいたしました。訂正がお手元に正誤表という形でお届けしてございますけれども、一番最後の給料表でございます。これは給料の欄がミスがございましたために、この部分も差しかえをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　今回の補正、おしなべて言えるんですけれども、大幅な減額が多過ぎるんですね。特に下水道関係で言いますと、当初予算はたしか十三億あったと思うんです。それが結果的には八億五千万になっている。一体、市長は本気になって日野市の下水道をよくするためにやっているのかどうか、お答えをいただきたい。（「うまい」「異議なし」「革新市政だからもちろんやって」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　申すまでもなく下水道事業には大きな力を注いで、取り組んでおります。ただ、流域下水道という他市との関連もございまして、日野市自身だけの事業ではございません。したがって、それらが相ともに流通し合うということによって成り立つわけでございますので、そのような点に御理解をいただき、今後一層連携を密にし、東京都にも督促、督励をお願いをいたしまして、この事業に邁進をする考えでございます。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「よし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二〇号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二一号、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二一号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算第三号であります。補正予定額は、収益的収入支出それぞれ一億六百二十二万三千円を追加し、さらに資本的支出を四十万円追加するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　議案第二一号の病院事業会計の補正予算につきまして御説明をいたします。

九十五ページをお開きいただきたいと存じます。まず、収益的収入支出の関係でございますが、一億六百二十二万三千円の補正でございます。収入関係につきましては、医業収益のうちの外来収益の増額の補正でございまして、外来患者一日平均四百七十名を補正前に予定いたしましたが、実際の患者数を平均いたしましてさらに三十九名増になりますので、その増収分といたしまして五千六百二十二万三千円の増額補正をお願いするものでございます。

医業外収益でございますが、他会計補助金、これは一般会計よりの補助金五千万円でございます。

次に九十六ページ、支出の関係でございます。医業費用で給与費のうち給料、手当につきましては、一般会計と同様に期末手当等の支給並びに人事異動等に伴いますところの予算額の積算に誤差を生じておりますので、給与費の調整を行ったものでございます。

退職給与費の五千万円でございますが、永年勤続看護婦二名を含めました五名が、本年三月三十一日付をもちまして退職いたしますので、退職給与費五千万円の補正を、先ほどの収入にございました一般会計からの補助金でお願いをしたものでございます。

次の減価償却費につきましては、それぞれ五十六年度におきまして購入したものを整理したわけでございます。

次の過年度損益修正につきましては三十九万八千円の増額補正でございますが、これも実績によるものでございます。以上が収益勘定でございます。

次に、資本的支出でございますが、建設改良費、委託料で当初お願いをいたしました事務室の拡張工事設計監理委託料の四十万円の補正をお願いするものでございます。

なお、資本的収入額と支出額の差三千四百十二万五千円は、内部留保資金をもって充てさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二一号、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二二号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二二号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第三号であります。補正額は歳入歳出それぞれ五千百五万五千円を減額し、歳入歳出の予算総額を十一億六千百四十九万八千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　それでは議案第二二号、昭和五十七年度受託水道事業特別会計補正予算第三号について御説明申し上げます。

まず、歳入の方からでございます。百六ページ、百七ページの歳入の都支出金でございますが、これは水道事業受託業務に要する東京都からの委託金でございます。この委託金五千百五万五千円の減額については、他企業に影響され一部事業の計画変更、あるいは執行残等により減額されるものでございます。

次に歳出でございますが、ほとんどが三月までの見直しでございます。あるいは執行残等によるものでございますが、主なものについて御説明申し上げます。

まず浄水費の需用費の動力費でございますが、当初八千三百六十一万円でございましたが、七千六百五十万円で足りますので、その差七百十一万円を減額するものでございます。

次に、配水費の委託料の漏水修理でございますけれども、当初三百六十万円の予算でございましたが、二百二十九万六千円で足りましたので、その差百三十万四千円を減額するものでございます。

次に、百十ページ、百十一ページをお開き願いたいと思います。給水費の委託料のうち量水器引きかえでございますが、これは検定満期による引きかえでございます。五百七十七個少なくて済みますので、この額百七十万八千円減額するものでございます。

次に、百十ページから百十三ページまでの受託事業費、業務費については執行残等で、特に御説明するところはございません。

一番最後になりますが、改良費でございます。百十四ページ、百十五ページ。この水道改良費の工事請負費を千二百万六千円の減額でございますが、これは宅地造成関係の消火栓設置と配水管新設及びその他の工事差金でございます。

次に、備品購入費の量水器でございますが、見込みより少なくて済みました。これに相当する額、約二百二十二個の減額分でございます。

次に、水道建設費の工事請負費千九百四十五万二千円でございますが、これは平山五丁目三一番地から三二番地先の都道関係の二百二十六号線の工事のおくれのため、配水管の新設が翌年度にずれた、そういうことと、その他工事の差金でございます。

以上、主なものについて御説明申し上げました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ないものと認めます。よろしゅうございますか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二二号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二三号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

「市長登壇」

○市長（森田喜美男君）　議案第二三号の提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第三号であります。補正予定額は、収益的収入支出それぞれ九十三万二千円を減額し、収益的収入支出の予定総額を二千二百五十三万六千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第二三号、農業共済事業特別会計補正予算第三号について御説明を申し上げます。

百十七ページをお開き願います。今回の主たる補正額は、農産物共済勘定の百四万六千円の減額でございます。これは水稲にあって昭和五十七年中、幸いにも大きな被害がございませんでしたので減額補正するものでございます。その結果、共済事業会計は二千二百五十三万六千円と相なっております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二三号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二四号、昭和五十八年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第二四号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十八年度日野市一般会計予算であります。歳入歳出の予算総額は、二百四十六億七千二百三十万六千円で、前年度に比較して十二億八千七百三十八万二千円、五・五%の伸びとなっております。

歳入は、市税が六九・八%を占め、次いで国庫支出金、市債、都支出金で構成されており、一方、歳出を見ますと民生費が二二・一%、教育費が二〇・五%、総務費が一五・二%、土木費が一四・四%、衛生費が一〇・八%、公債費が一〇・一%の順となっております。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは昭和五十八年度一般会計予算の詳細を御説明いたします。お手元にあります予算説明書をお開き願いたいと思います。

まず、歳入につきまして御説明いたします。歳入については、説明書では十ページから市税になっております。十ページから二十四ページまでが市税でございます。市税全体の伸びといたしましては、七・八%でございます。ただ、それぞれの税目につきましての伸び率につきましては、固定資産税が七・五%、軽自動車税で一六・四%、たばこ消費税で一・八%、電気税一・四%、ガス税は減で六・九%になっております。なお、特別土地保有税も減の一三・六でございます。都市計画税におきましては八・七%となっております。

地方譲与税につきましては、二四ページの下段から次の二十六ページの上段まで、すなわち地方道路譲与税と自動車重量譲与税でございます。それぞれ記載されております金額につきましては掲載されておるとおりでございますが、この伸びは一一・三%になっております。

次に、款の三の自動車取得税交付金でございます。これは二六%の増でございます。

次のページ、二十八ページが地方交付税でございます。これは不交付団体、試算の結果、不交付ということで科目存置でございます。

次に、交通安全対策特別交付金でございますが、これは前年対比七・七%の伸びになっております。

次のページ、三十ページ、分担金及び負担金でございますが、これは五十七年度実績に所得増加の三%を見込んだというような数字の内容になっております。

二の土木費負担金につきましては、科目存置でございます。教育費につきましても、記載のとおりでございます。

次の三十二ページから三十九ページまでが使用料及び手数料でございます。これらの計上につきましては、年度実績を勘案の上、それぞれ説明欄に記載いたしてあるような計数等によって計上されているものでございます。

次の四十ページから四十一ページ。四十ページをお開き願いたいと思います。ここから国庫支出金に入ります。五十三ページまでが国庫支出金の範囲でございますが、これは一三・九%の減でございます。その減の主な理由といたしましては、四十ページの民生費の中の区分の二の老人福祉費負担金というのがございます。これが老健法の関係で今回から取られておりますので、これが五七・九%の減となっております。これらが大きな減の要素をなしているものでございます。

次に、五十四ページから七十七ページまでが都の支出金関係でございます。これは都支出金全体としては八・八%の伸びでございますが、最初のページ五十四ページにあります民生費都負担金におきましては、三角の減になっております。三千百六十一万五千円の減でございますが、これは、理由といたしましては区分の三にございます老人福祉負担金、これも先ほどの老健法の説明と同様、この関係で説明欄にあります同じ老人福祉費負担金の、㊕老人医療費というのがございます。それが老健法関係で、四千九百十六万一千円ばかりの減になっております。その関係で、この比較の上ではこの分におきましては減でございますが、全体といたしましてはそれぞれの説明欄に記載されておりますような計上によりまして、八・八%の増となっているわけでございます。

次に、七十八ページから八十一ページまでが財産収入でございます。財産収入につきましては、実績によって計上いたさせていただきました。

次に、財産収入の次が繰入金でございます。特別会計の繰入金でございますが、これは受託水道事業特別会計につきましては、退職金見合いの例年の支出による計上でございます。

それから都市計画事業特別会計の繰入金につきましては、五十七年度資金運用のために出した繰出金の一部が戻ってくるのを、歳入として計上してあるわけでございます。

それから款の十二の繰入金につきましては、下欄でございますが、市民会館建設基金、これを引き当てる分をここに計上させていただいております。

繰越金につきましては、前年同額を計上させていただきました。

諸収入、市預金利子等につきましても同様でございます。

それから、諸収入の中の八十六ページでございますが、説明欄に記載のとおりでございます。それぞれの元金、利子に対する額を計上させていただいております。

次の八十八、八十九ページの競輪、競艇事業収入でございますが、これは事業組合の資料に基づきまして五千万ほどの減額ということで、先ほどの補正予算でも申し上げましたが、その後の売れが悪いということで減額計上になっております。

次の九十ページは雑入でございますが、これはそれぞれ説明欄記載のとおりでございます。

九十二ページから九十五ページが市債関係でございます。対象事業に従って説明欄のように計上いたしてございますが、地方財政計画が一月の二十日ごろに自治省より通達がされております。予算編成後でありますので、幾分起債の充当率に変動がある予測が持たれております。たとえば、土木費の一般公共という記載の欄がございます。これは現在、充当率四〇%でございます。しかし、その予測では、年度末までに八〇%あるいは九〇%程度の起債充当率になるのではないか、そのような予測が持たれておるわけでございます。当然これらにつきましては、起債につきましては後々の補正の変動予想ということを御理解いただきたいと思います。以上が歳入の分でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。教育債の方の正誤表が出ているんじゃないの。

○企画財政部長（生野　清君）　はい、それはいま申し上げます。

正誤表につきましては、歳入の分につきましては九十二ページの最下段にございます第二十小学校（仮称）新築の欄がございます。正誤表をお手元にお配りしてございますが、対象額をそれぞれ正誤表に記載されておりますような額に御訂正いただきたいと思います。歳入につきましては、以上でございます。

（「額を言ってやったら」と呼ぶ者あり）額につきましては、四億二千百六十五万四千円が訂正額でございます。

それから、国庫補助金の方が二億一千八十二万七千円ですか、二一〇八二七〇〇〇でございます。よろしく御訂正をお願いしたいと思います。

それから、次は歳出でございます。歳出につきましては、最初九十六、九十七ページ議会費、九十八、九十九まで議会費特段に御説明申し上げることはございません。

主な歳出の部分を取り上げて御説明いたしたいと思います。

まず、百二十八ページ、百二十九ページをお開き願いたいと思います。財産管理費でございますが、二十五の積立金の最下段に環境緑化基金一億円が計上されております。

それから、次の百三十、百三十一ページの関係でございますが委託料、二十周年記念行事でございますが、市歌レコード作成、それからその一つ下に工事請負費としては、市民憲章石碑設置、二十周年記念行事等が計上されております。

それから百四十四ページ、百四十五ページをお開き願いたいと思います。十三の市民会館費の中の工事請負費でございます中段になります。四億五千九百万、市民会館新築の予算が計上されております。

それから百九十四、百九十五ページをお開き願いたいと思います。上から二欄目の役務費に、途中に手書き電話の予算が計上されております。

それから次の委託料に身体障害者緊急一時保護、あるいは重度身障者移送、あるいは身体障害者福祉センター設計等が計上されております。

備品購入費には、点字タイプライターの計上がなされております。

次は、二百四ページ、二百五ページをお開き願いたいと思います。そのページの工事請負費、旭が丘老人農園増設が、ここに計上されております。三百十平米ということでございます。

次に二百十四、二百十五ページをお開き願いたいと思います。工事請負費の欄でございます。中央福祉センター冷暖房給湯設備の工事請負費、及び一番下の段には老人憩の家新築等の予算が計上されております。

それから二百二十と二百二十一ページ、お開き願いたいと思います。地区センター新築、地区広場整備三ヵ所分、それぞれの予算、記載どおりの額が計上されております。

それから二百二十二、二百二十三ページの中で、十九の負担金、補助金及び交付金の中で自治会費、二百円より二百五十円になっております。二百五十円掛ける五万二千世帯が計上されております。五十円のアップでございます。

それから二百三十四ページ、二百三十五ページの関係をお開き願いたいと思います。一番上段の児童措置費の中の扶助費でございますが、四行目になりますか、民間保育所市加算分、千百円を千二百円ですか、一人当たりの単価アップを内容とする経費を、一般事業費の中に計上してございます。

それから六行下がりますと、嘱託医充実費というのが新規としてここに計上されております。六万円掛ける七、七ヵ所ということでございます。

それから二百九十八ページ、二百九十九ページをお開き願いたいと思います。し尿三次処理施設、し尿処理場脱臭施設新設のための予算がここに計上されております。

それから三百十ページ、三百十一ページ、上から二段目の投資及び出資金関係でございますが、東京都農林水産業後継者育成財団設立の基金を出資金として出すという、その予算が計上されております。これは各市割り当てによって拠出するものでございます。

それから三百十四、三百十五ページの関係でございます。中段の工事請負費、東光寺野菜団地農道整備の予算が計上されております。

それから次の欄の負担金、補助及び交付金、これは補助金の額を五十五万から六十万にアップしているものでございます。

それから三百三十六ページ、三百三十七ページ、お開き願いたいと思います。自転車駐車場設置費として、ここにあるような額を計上させていただいております。

それから三百四十二、三百四十三ページ、二段目の工事請負費でございますが、根川改修費、及び黒川親水プロムナード設置、これは二十周年記念事業として取り組みたいということでございます。

それから次のページの三百四十四、三百四十五ページ、最下段委託料でございますが、豊田駅南口再開発基本計画作成、豊田駅の南口を再開発の手法による開発計画ということで、計画作成の費用をここに計上させていただいております。

それから三百五十二、三百五十三ページでございますが、三

欄目の工事請負費の欄で、下からいきますと、一番下が太陽エネルギー灯設置でございます。これは二十周年記念事業として行いたいというものでございます。

その上が黒川公園湧水池遊歩道整備でございます。これは、黒川公園の整備事業の一環でございます。

それから三百五十四、三百五十五ページ、お開き願いたいと思います。一番下の段、公有財産購入費、仲田緑地と北川原公園用地の購入費用が、ここに計上されておるわけでございます。

次に三百六十四、三百六十五ページ、中段、二欄目の報酬です。非常備消防費の報酬でございます。この各消防の副団長さん以下ですね、それぞれに在来の額をアップしております。副団長さんが、九千円が一万円、分団長さんが五千円が七千円、副分団長さんが四千円が六千円、部長さんが三千円が四千円、副部長さんが二千五百円が三千五百円、班長さんが二千円から三千円、団員の方が二千円から三千円というふうに変更されております。

それから三百八十八ページ、三百八十九ページでございます。報償費の節の中で、最下段の方にございます市制二十周年記念事業というタイトルがありますが、これは小学生児童等に作品コンクール等をしていただくということで、参加賞その他のものの経費をそこに計上させていただいております。

次に飛びまして四百二十、四百二十一ページ、最下段、工事

請負費がございます。これに第二十小学校の新築工事費が計上されております。

それから次に、飛びまして四百二十四、四百二十五ページ、これもこのページ説明欄にありますとおり、委託料あるいは工事請負費等は、仮称第二十小関係の費用の計上でございます。

それから四百四十四、四百四十五ページ、最下段の委託料の三番目、七生中学校給食室新築でございます。七生中学校に給食室を新設するという費用でございます。

それから次のページ四百四十六、四百四十七、これは同じく三段目の十五工事請負費では、第一中学校の給食室新設の費用が計上されております。

それから、その同じページの節の十九、負担金、補助及び交付金の欄には、三沢中学校防音壁設置の工事費が、これは負担金として、京王でやっていただくための負担金として計上されておるわけでございます。

それから四百五十六、四百五十七ページ、ここは幼稚園費でございます。十九番の負担金、補助及び交付金でございますが、五歳児、四歳児、三歳児がございます。それぞれ四千円から五千円へ、それから三歳児につきましては千円から二千円という額の変更を計上させていただいております。

それから飛びまして四百七十四、四百七十五ページ、一番下の段の負担金、補助及び交付金五百万が計上されております。

この説明欄にありますとおり、安養寺本堂、市の文化財として建物を指定してありますので、それの改築に伴います補助金の計上でございます。

それから、あとほかには特段にございませんが、五百六ページ、五百七、公債費等につきましては、適宜お伺いした上での計上でございますし、諸支出金につきましては、土地取得費は科目存置でございます。

それから開発公社助成費につきましては、ここに掲載されておりますような額を本年度も計上させていただいております。

予備費は、前年と同額を計上させていただいております。

それから、これで歳出の方の説明は終わらせていただきますが、一番最初の方にお戻り願いまして六ページ、第二表債務負担行為の表がございます。それらにつきましては、全くその期間、限度額等そこに記載されておりますとおり、市民会館新築事業を初め、それ以下それぞれの限度額と施行年度をそこに記載させていただいております。

第三表の地方債につきましても、それら限度額の範囲内での事業計画遂行ということで計上させていただいておるわけでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

それから、申しわけございません、もう一カ所、今度は訂正の方を申し上げておきたいと思います。小学校の先ほどの金額のほかに二百九十七ページの節の区分欄中、旅費は九節でござ

いますが、十九というふうにミスプリになっておりますので、九に御訂正願いたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　一つだけお尋ねをしておきたいと思います。

六十八ページの都の補助金、農業費都の補助金の中の二番、農業費の補助金二千八百八十七万九千円、これに七十六ページにあります委託金の中で、農業費委託金十三万八千円を足した額と、歳出の方の三百十ページ、三の農業振興費七百六十九万七千円、それから農地費の二千百五十一万、これとの金額が合わないんですが、この辺の御説明をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。いま御指摘の数字の件につきまして、ちょっと私も確証を持ったお答えできかねますので、後ほど調べてはっきりしたあれをお送りしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　では、重ねてもう一点お尋ねしますが、六十八ページの農業委員会都の補助金、一の農業委員会補助金二十九万四千円、これが歳入の方では二百七十五万しかのってないわけですが、この辺の理由はいまおわかりでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　御説明申し上げます。歳入につきましては、東京都の方の意向で歳入を計上するケースが一般的でございます。はっきりしたことを調べないで御答弁申し上げるわけにはいきませんので、ただ、一般的な場合だけを御説明しておきたいと思います。

それで、実際の支出の方につきましては、日野市における事業計画で支出を組んでしまいます。そうしますと、歳入と歳出がアンバランスになる場合が往々にしてございます。このケースがそれであるかどうかはいまのところ確とわかりませんので、調べる時間をお与えいただきたい、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　後で、時間を改めてまた御答弁をいただきたいと思いますが、以上で終わります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　一つだけ、都市整備部長にお聞きします。三百四十五ページ、先ほど説明がありました豊田駅南口再開発基本計画作成、これはいわゆる都市再開発法に基づく再開発事業としての計上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

豊田駅の南口の再開発につきましては、これはまだ実施するということは結論を得ておらないわけでございます。実施するに当たってはどのような規模、あるいは施設にするかということを、この基本計画を作成するに当たりまして国、あるいは都の職員とともに検討に入っていくわけでございますが、その中で一応これから開発をするに当たっては再開発法に基づいて当然行うことになろうかと思いますが、それの基本計画を作成するために計上させていただいたわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　都知事選の費用のことですが、公営掲示板の借上料というのがあって、撤去があるんだけれど、つくるというのはちょっと見当たらないんだけれどどうか。

それから、三百十一ページの上の方の東京都農林水産業後継者育成財団、これについてちょっと説明願いたいと思うんです。

それから三百五十三ページの太陽エネルギー灯設置、これについて御説明願います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　選管のあれがいませんので、かわりに撤去の費用についてお答えさせていただきます。設置につきましては五十七年度内の事業でございますので、撤去は選挙が終わって四月以降でございますので撤去だけを、年度二つに分けて計上してあるという、そういうことでございます。（「すばらしいな」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

（「まだ質問に対して答えがありません」と呼ぶ者あり）建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、三点目のただいまの御質問でございますけれども、三百五十三ページの太陽エネルギー灯の設置でございますけれども、これは、いわゆる太陽熱を利用した時計でございます。中央公園と旭が丘中央公園の二カ所に、記念事業として一基ずつ二基設置したい、というものでございまして、太陽熱をバッテリーが受けまして、そして大体二百八十時間ぐらいの保有量があるわけでございますけれども、これは既製品がございまして、特に京都だとか、奈良だとか、そういう風致地区につきましては、つまり電線が要らないということで、大変風致上の関係で実際に活用されているようなケースがございます。今回、二十周年記念で二基設置したい、そういう計画のものでございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　明るさはどうですか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　これは、規格でいきますと、

二十ワット蛍光ランプで八時間ぐらいの保有量がございまして、電池容量が六十六ワットで十七・六ボルトでございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　さっき質問した農林水産業の後継者の回答をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　これは先ほど企画財政部長の説明の中にもございましたが、農林水産業の後継者の育成というのは非常に大事な問題でございますが、その育成の財団の設立基金として各市に割り当てられた額をここに計上させていただきました。これの法定果実をもって農林水産業の後継者の育成に当たる、そういう趣旨でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　総額はどんなことになっているか。各地区に割られた、各地から出した……。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　総額につきましては、後ほど調べてお答えさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二四号、昭和五十八年度日野市一般会計予算の件は一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後七時四十二分休憩

午後八時　十三分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第二五号、昭和五十八年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第二六号、昭和五十八年度日野市都市計画事業特別会計予算、議案第二七号、昭和五十八年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第二八号、昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第二九号、昭和五十八年度日野市

受託水道事業特別会計予算、議案第三〇号、昭和五十八年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第三一号、昭和五十八年度日野市老人保健特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは、ただいま上程されました議案の順序に沿って提案の理由を申し上げます。

議案第二五号は、昭和五十八年度日野市国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、前年度の二十六億五千四百二十六万円より二億八千百八十万六千円多い二十九億三千六百六万六千円とするものであります。

議案第二六号は、昭和五十八年度日野市都市計画事業特別会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、前年度の九億九千二百四万六千円より三億四千三百八十万円少ない六億四千八百二十四万六千円とするものであります。

議案第二七号は、昭和五十八年度日野市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、前年度の十三億一千六百五十万円より四億一千百六十三万六千円多い十七億二千八百十三万六千円とするものであります。

議案第二八号は、昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算であります。収入支出の予定総額を、前年度の十八億八千百四十万二千円より二億三百十六万三千円多い二十億八千四百五十六万五千円とするものであります。

議案第二九号は、昭和五十八年度日野市受託水道事業特別会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、前年度の十一億一千九百九十五万円より八千百六十九万円多い十二億百六十四万円とするものであります。

議案第三〇号は、昭和五十八年度日野市農業共済事業特別会計予算であります。本年度の収入支出の予定総額を、前年度の二千五十六万四千円より二百三十二万九千円多い二千二百八十九万三千円とするものであります。

以上、それぞれの議案につきまして、その詳細を担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めま

す。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは、議案第二五号の昭和五十八年度の国民健康保険事業特別会計の予算につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

ただいま提案理由にもございましたように、前年度と比較いたしますと二億八千一百万強の増額でございます。約一〇・六二%の増と相なっております。まず、予算編成に当たりまして、被保険者の数を三万九百三十人と押さえました。世帯につきましては一万三千一百戸、実績に基づきまして基本を立てまして、予算編成をさせていただいたわけでございます。

五ページの総括表をごらんいただきたいと思います。二十九億三千六百万のうち、その歳入の主なものといたしましては保険税と国庫支出金、都支出金、繰入金、その他と相なっておるわけでございます。

税につきましては、世帯並びに被保険者数の増に伴いましての増加でございます。保険税率その他につきましては、前年と変化はございません。

それから国庫支出金につきましては、一億八千九百万円の増となっておりますが、これは療養給付費のアップに伴いまして、国庫の支出金の増でございます。

都支出金につきましても、同様の関係から増になるわけでございますが、比較といたしましては減額をいたしておりますが、これは老人保健法の関係でございます。

それから繰入金につきましては、当初予算二億四千九百万昨年度でございます。先ほど御審議いただきました数値から見ますと、本年度は三億五千一百万、大幅に繰入金をいただいておるわけでございますが、国保運営上どうしてもこの数値がなければ運営できないということで、繰入金をお願いしたわけでございます。合計で二十九億三千六百六万六千円という歳入合計と相なっております。

下欄の歳出でございますが二款と三款、いわゆる保険給付費でございます。これは何といいましても国保会計の主な支出でございまして、全体の九六・七%をここで占めております。そのほかは総務費、いわゆる職員の人件費等でございます。そういうことで、本年度二十九億三千六百万円の予算編成をさせていただいたわけでございます。内容につきましては、付託委員会におきまして詳細に説明をさせていただきたいと思います。

大変簡単でございますが、以上をもちまして説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、五十八年度の都市計画事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

まず、五十八年度の予算につきましては、前年対比で三億四

千三百八十万の減となっておりますが、これは主な理由といたしましては、神明上区画整理事業が本年度をもちまして終了いたしました関係上で減になったものでございます。

四十二、四十三ページの歳入から御説明を申し上げます。国庫補助金につきましては、ここに記載してあります事業につきましての補助でございます。

また、都補助金につきましては、万願寺区画整理事業の国の補助の裏負担分でございます。

次に四十四、四十五ページの繰入金でございますけれども、二番目に神明上区画整理事業繰入金がございます。これは事業としては本年度終了するわけでございますけれども、残務整理が残ってございまして、それに職員一人を張りつけてございます。それにかかわる給与費の繰入金でございます。

次に四十八、四十九ページでございますが、諸収入のうちの雑入でございます。ここは同じく二番目の神明上区画整理事業の雑入でございますが、清算金の徴収金につきましては五ヵ年の延納を認めているわけでございますが、二年度目の歳入といたしまして徴収金を収入するものでございます。

次に歳出に入らせていただきます。一般管理費の一番下欄の委託料の中で、西平山地区の区画整理業務というのがございます。西平山につきましては、公団施行という形で現在公団との折衝を行っている段階でございますが、市といたしましても権利調査等の測量、そういった業務を行う必要がございます。したがいまして、それにかかわる経費をここに計上したわけでございますが、最終的に公団施行ということになりますと、これらの経費につきましては公団から将来負担金としていただく形になろうかと思います。

次に五十四、五十五ページの神明上清算事務費でございます。これは清算金として入りました金額を、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に五十六、五十七ページの下から二行目の使用料及び賃借料でございますが、仮道を設置するために八万平米の土地を借り上げる経費を計上いたしたものでございます。

次に五十八、五十九ページの事義費のうち委託料につきましては、これは万願寺区画整理事業の業務委託を新都市建設公社に行って業務を遂行しておる経費をここに計上させていただいたわけでございます。

以上、簡単でございますけれども御説明を申し上げました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

続きまして、五十八年度の下水道事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。歳入歳出ともに十七億二千八百十三万六千円を計上いたしました。

歳入関係から御説明を申し上げます。七十六ページをお開きいただきたいと思います。国庫補助金でございますが、公共下

水道の国庫補助金につきましては、南多摩の処理区の公共下水道の埋設でございます。

また、二番目の都市下水路につきましては、黒川都市下水路の整備、最終年度の行う経費につきまして国庫補助を受けるものでございます。

次に七十八ページでございますが、都の補助金でございますが、上の南多摩処理区につきましては東京都の単独補助金でございます。

二番目の都市下水路の補助金につきましては、黒川都市下水路の国庫補助金の裏負担としていただくものでございます。

次に八十二、八十三ページの市債でございますが、下水道債といたしまして公共下水道を推進するに当たりまして、ここに記載してあるような事業につきましての起債を行うものでございます。

都市下水路におきましても同様でございます。

次に歳出に入らせていただきたいと思います。八十八ページでございますが、下水道の建設費でございます。ここで十五の工事請負費でございますが、これは汚水管といたしましては大粟二号処理区、また、大粟三号の処理区の管渠を二千九百メーター、雨水管につきましては落川東排水区の管渠を四百三十メーター実施いたすものでございます。

十九の負担金、補助及び交付金は、ここに記載してございますような事業につきまして、それぞれ都あるいは多摩市が実施いたします事業に対しての負担金でございます。この負担金の最下段に南多摩処理場周辺環境整備費と載せてございますが、これは南多摩処理区の中の処理場を稲城市に設置してございますが、その処理場の周辺の環境を整備するために、各関連市が、または東京都がこれの整備費を総額で十四億円持つことがすでに決定されておりまして、これを四カ年間で支払っていくことになる、その初年度の経費でございまして、日野市の負担分は全体の中の二・一%に相当するものでございます。

それから、飛びまして九十六、九十七ページでございますが、都市下水路費の十五の工事請負費でございます。黒川都市下水路の管渠埋設といたしまして、最終年度の事業を行うわけでございます。この中には一昨年、事業として工事が一部できなかったところがございますが、その未執行の分につきましても、この年度で実施するために現在地主さん方といろいろ折衝を行っている段階でございます。そういった事業もこの中に含めて実施をいたすものでございます。

以上、簡単でございますけれども説明は終わらせていただきますが、初めの方に戻っていただきたいと思います。七十二ページでございます。債務負担行為でございますが、これは先ほど歳出のとこで申し上げました南多摩処理場の周辺の環境整備に対します負担分を六十一年度まで、限度額は二千四百六十九

万八千円を債務負担行為として、ここに計上いたしたものでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長、正誤表が出てるけれどいいかな。間違ってるところ、八十九ページのなにか実施が認可とか、そういうことが書いてあるけれど……。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　大変失礼いたしました。八十九ページの秋川処理区の認可設計でございますが、これを実施設計とここに記載してございます。認可に訂正していただくものでございます。よろしくお願いいたします。

それと、九十七ページでございます。上から二行目のところに六百八十七・三メーターを記載してございますが、これは七百九十五・二メーターの誤りでございます。慎んで訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　議案第二八号につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。まず条文の第二条、百七ページでございますが、病床数の百六十二床につきましては前年度と変わりはございません。

それから入院患者数につきましては、一日の平均入院患者数を百三十六人ということで、前年度より二名の増となっております。外来患者数につきましては、本年度は実績に基づきまして五百十人を見込み、前年度当初に比較いたしまして一日平均六十人の増となっております。

次に、百十一ページの実施計画書でございます。収益的収入及び支出でございます。収入支出につきましては、それぞれ前年度対比一六・六%の伸びとなっております。この主な理由といたしましては、歳入におきましては、先ほど申し上げました外来患者の増に伴うもので、これが三四・四%の増でございますけれども、そのようになっております。

医業外収益の他会計補助金につきましては、前年同様二億五千万円をお願いすることでございます。

次に百十三ページの支出でございますけれども、同様に一六・六%の増でございます。これは主といたしまして二の材料費二六・八%の増、経費一八・八%の増によるものでございまして、これらはいずれも諸物価の値上がり等に伴いましての増額となっております。

次に百十八ページ、百十九ページの資本的収入及び支出でございます。本年度は収入におきまして七五・七%の減、支出につきましては四八・九%の減となっております。これにつきましては、昨年度は電算機、また医療機械等の有形固定資産購入費の一億四千九百万円がございましたけれども、本年度は医療機械といたしま

して約二千万円の購入予定でございますので、大幅な減となっております。

この中で本年の事業といたしまして主なものを申し上げますと、工事請負費で玄関の改修がございます。これは正面玄関の改修でございますけれども、受付、会計、薬局の窓口が非常に狭いわけでございまして、大変患者の方に御迷惑をおかけしているという現状で、玄関の改修に伴いまして窓口の増設を図っていきたいということでございます。改修工事に要します費用は、約千五百万円を予定しております。

それから保育所の新築でございますけれども、従来からの保育所が老朽化が激しいので九百万円でこれを取り壊し、新築するものでございます。

その他といたしましては、病棟二棟に雨漏りがございますので屋上の防水工事八百八十三万円、補修工事を行いたいというのが主な内容でございます。

なお、資本的収入と支出に不足をいたします五千二十三万円につきましては、現年度分並びに過年度分の損益勘定留保資金により補てんさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、予算委員会におきまして御説明させていただきたい、かように考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長、やはり訂正が出ているんじゃないかな。百二十七ページ。

○病院事務長（佐藤智春君）　申しわけございません。百二十七ページの給与費明細書の二、給料及び手当の増減額の明細中、給料五千百四十六万八千円、誤りでございまして正しいのは五千百四十二万八千円ということでございます。

それから、三のその他の増減分三千七百二十一万一千円、これは三千七百十七万一千円の誤り。

それから、職員の異動にかかわる増額分三千五百七十一万三千円、これは、職員の異動にかかわる増額分といたしましては三千五百六十七万三千円。以上でございます。申しわけございませんでした。

○議長（石坂勝雄君）　水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　議案第二九号、昭和五十八年度日野市受託水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

本年度は前年度に比べて歳入歳出とも七・三％の増加となっております。五十八年度の事業運営に当たりましては、前年度同様計画目標の達成と、将来にわたっての配水基盤の強化を図りたいと考えております。

それでは、まず歳入から主なものについて御説明申し上げます。百三十二ページ、百三十三ページの水道事業委託金でございますが、これは受託水道事業の執行に見合う額が都から支出

されるものでございます。

次に歳出でございますが、百三十四ページの浄水費から百四十五ページの業務費までは、浄水場の維持管理及び配水給水等の業務運営に要する経費を計上したものでございます。

少し飛びますが百四十六ページ、百四十七ページをお開き願いたいと思います。水道改良費のうち工事請負費一億四百四十五万円でございますが、これは浄水場の受電設備の改良工事等の浄水施設、それから開発行為に伴う配水管の新設、消火栓の設置等の、配水施設関連の経費を計上したものでございます。

次に備品購入費の六千三百九十九万円でございますが、直径十三ミリから百五十ミリまでの量水器の種類、七千四百三十個の購入費でございます。

次に、水道建設費の工事請負費の二億八千七百六十万円でございますが、これは区域拡充に伴う配水管の新設、これが一億三千六百四十万、区画整理事業に伴う配水管の新設一億四千二百万、その他設備工事の経費を計上したものでございます。

以上、簡単でございますが、主なものについて内容を御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第三〇号、昭和五十八年度日野市農業共済事業特別会計予算について御説明申し上げます。

百五十一ページをお開き願います。本会計は、農業災害補償制度に基づきます共済保険の会計で、発生主義会計でございます。したがいまして、各事業も予定量となっております。第二条のとおり、水稲にあっては引受収量二十三万八千キログラムの予定でございます。陸稲にあっては二千百四十二キログラムというように、各事業とも予定量として記載されているとおりでございます。

それらに基づきまして計数を積み上げたものが、第三条の収益的収入及び支出となっているわけでございます。本年度は農作物共済勘定にあっては二百十九万五千円、家畜共済勘定にあっては四百七十九万三千円、園芸施設共済勘定にあっては百三十五万六千円、また、この事業を運営するための業務勘定は一千四百五十四万九千円と相なっており、総合予定額は二千二百八十九万三千円でございます。前年に比べまして二百三十万円の増となっております。

また、百五十三ページから百七十八ページまでにかけましては、実施計画及びその説明でございます。特に申し上げるところは百六十二ページの業務勘定でありますが、この財源構成といたしましては国及び都の補助金が六百七十六万一千円と、一般会計から七百二十八万七千円、そして共済加入者から四十四万七千円の財源構成となっておるわけでございます。

詳細につきましては、委員会でまた御説明いたします。よろ

しくお願いを申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

百八十三ページをお開き願います。総括表でございますが、本年度の予算歳入合計は二十七億八百九十八万二千円でございまして、前年度対比一二七七%、前年度五十七年度は二月一ヵ月分の計上でございましたので、約十二・七七倍の予算となっております。歳出についても同様でございます。

百八十四ページ、歳入のところを御説明いたします。医療費交付金といたしましては、支払基金の方から総医療費二十七億百十二万円に対しまして七割が参りまして、十八億九千七十八万四千円を計上しております。

また、審査支払手数料には七十五円の九万一千四百十六件、六百八十五万六千円を計上しております。

また、百八十六ページ、百八十七ページに国庫負担金がございますが、国庫負担金は総医療費の二〇%を計上しております。

百八十八ページ、百八十九ページにおいては都の負担金を計上しておりますが、総医療費の五%を計上しております。

百九十、百九十一ページにおいては一般会計繰入金、総医療費の五%を計上しております。

百九十二ページから百九十八ページに至りましては、繰越金等を計上しておりますが、科目存置でございます。

二百ページ、歳出の御説明を申し上げます。医療給付費につきましては、老人医療費負担金といたしまして、一人当たり三万九千五百五十五円の対象人員五千五百六十五人を十二ヵ月分計上おります。二十六億四千八十一万六千円を計上しております。

医療費給付金といたしまして、現金の給付分としまして五十三件の九万四千三百二十円、十二ヵ月分、六千三十万六千円を計上しております。

支払い手数料といたしましては、七十五円の九万一千四百十六件を計上しております。

ちょっと先ほどの御説明の中で、五千五百六十五人の対象人員については五十七年度の五%増の人員で見ております。

二百二ページ、二百三ページから二百四ページ、二百五ページにつきましては、科目存置でございます。

予備費につきましては百万円を計上させていただいております。

詳細につきましては予算委員会、特別委員会で御説明いたしたいと思います。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○二十九番（滝瀬敏朗君）　私、一般会計のもんですから、特別会計の方の関係で一点だけお聞きをしておきたいと思うんですけれども、いま、万願寺土地区画整理事業の中で仮道が行われているわけでありますけれども、あの道路は舗装はやるんですか、やらないんですか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。万願寺区画整理事業の仮道につきましては現在進めておりますけれども、また、来年度も実施をいたす予定でございますが、舗装をいたします。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　滝瀬敏朗君。

○二十九番（滝瀬敏朗君）　舗装をいたすというふうなお話でございますので、できれば、まだ私も事業認可が下りてないということはよくわかるんですけれども、たとえば排水ですね、水道あるいはそれに対する排水、こういうものも敷設をすべきではないか、こういうふうに思うんですけれども、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。万願寺区画整理区域内も含めまして、第一期工事で予定しております区域の公共下水道の事業の認可というものが、まだとれておらない段階でございます。したがいまして、これを五十八年度中できるだけ早い機会にとりまして、設計等も並行的に進めていきまして、それでできるだけ早い時期に同時施行をしていきたいというふうに考えております。

したがいまして、ことしはちょっと間に合わなかったわけでございますけれども、できれば来年度からでも間に合うところは同時施行でやっていきたいというふうに考えております。

それから雨水管につきましては、現在、雨水管が埋設される個所には同時施行という形で実施をしております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　滝瀬敏朗君。

○二十九番（滝瀬敏朗君）　わかりました。排水の方は下水管ということで了解をいたしますが、そういうことで了解いたしますが、水道の方はどうですか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　水道につきましても同時に施行するということが望ましいわけでございます。

ただ、水道につきましての都との負担金の問題がございまして、東京都では今年度、五十七年の四月一日から従来の水道の負担金というものを全面的に施行者である市が負担しろという

ようなことを、一方的に通告してきたわけでございます。この問題につきましては日野市だけでなくて、区画整理事業を実施いたします各市にも関連がございまして、水道局が申しております負担金をそのまま負担をいたしますと、莫大な経費になってまいります。

したがいまして、この折衝を東京都と関連市市長会を通じまして話し合いを継続してきまして、ここにきましてやっと線が出ました。それで、いままでよりの負担分とさほど変わらない負担分で計上することが可能になってまいりました。したがいまして、今後は水道管の負担分が決まりますと、同時施行で埋設をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。市川資信君。

○十九番（市川資信君）　私も一般会計なんで、大した質問じゃないんですけれど、一点だけちょっと病院事務長にお聞きしたいんですけれど、よろしいですか。

日野市立病院も夜間あるいは緊急診療体制をとっているわけですけれども、日野市民が入ろうと思っても入れないというような事態、あるいは日野市外の者が相当入っておるということも聞いておるんですが、そういう制度というものは日野市民を優先的にするとか、あるいは、いや、日野市民以外でも空きベッドがあれば当然どんどんやるんだというような体制なのか、その辺のところがちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　特に日野市民を優先とか、市外ならいけないとか、そういうことはないと思います。やはり患者の方がお見えになりまして、医師の判断ですぐ入院させなければならないという場合には、市内でも市外でもこういうことは特に差別はございませんので、やっておると思います。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　その辺に私もちょっと不可解な点を覚えたんですけれども。いずれにしましても市民の税金を相当多く一般会計から繰り出ししているわけですから、ある程度の市民、それは具体的な問題になるとむずかしいかもしれませんけれども、市民がたまたま緊急で行ったところが入院できなかった、それで指示されたところが八王子の病院だったということで行ったところが、途中が救急車でなかったために交通渋滞でどうにも身動きができなくて、八王子の病院に着いたときには瀕死の重傷になってたというふうな経過を私は聞いて驚いたんですけれども、そういうことが果たして、それで聞くところによると、あの病院は市民よりも市以外の人が大ぜい入っちゃってるから市民が入院できないんだというような、まあそれは市中のうわさですから、まともに全部聞かなくていいと思うんですが、そういうことも私どもには来るんですね、議員をしていればやはりそういう人の話も聞かなきゃならないし、どうなんですかね、たとえ二、三床ベットを緊急用にある程度は市民のために空けておいてもいいかなとも思うんですけれども、そういった見解について、何かあったらお答えいただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　ただいまの件でございますけれども、夜の場合でございますと、当直医の関係もございますし、場合によりますと当直医の関係で病状によりましてほかの病院に回っていただく、要するに第一次医療体制でございますので、第二次ということが診られない場合もございますけれども、原則的には日野市民、もちろんおいでになれば入院させる必要があれば当然入れなければなりません。そういうことで、満床ということはございませんので、ただいまおっしゃったような、日野市民は入れないんだというようなこと、そういうことは絶対ないと思います。御了解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　いま病院事務長の答弁は真実をおっしゃってるんだろうと思うんですが、私の聞いた話も事実でしょうから、あるいは外傷だったわけです。それはどの程度、交通事故だったのかどうか私は定かではないんですが、休日だったと思うんですが、対応できる医者がいらっしゃらなくてそういう指示をされたのかどうか、そこら辺のところも定かではないんですが、そういううわさがあったんで、できればそういうような対策をとっていただきたいと要望しておきます。結構です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか、なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二五号、昭和五十八年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第二六号、昭和五十八年度日野市都市計画事業特別会計予算、議案第二七号、昭和五十八年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第二八号、昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第二九号、昭和五十八年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第三〇号、昭和五十八年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第三一号、昭和五十八年度日野市老人保健特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第三二号、準用河川の指定、議案第三三号、市道路線の一部廃止、議案第三四号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。議案第三二号、準用河川の指定について。提案理由。本議案は根川上流の河川整備工事が完了したため、河川法第百条第一項の規定に基づき準用河川の指定区域を延長するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第三三号、市道路線の一部廃止について。提案理由。本議案は市道「宮子一号線」及び「多摩平四十五号線」の現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、道路法第十条第一項の規定に基づきその一部を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第三四号、市道路線の認定について。提案理由。本議案は「日野本町一号線」外六路線を道路法第八条の規定に基づき市道認定するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいま上程されました議案第三二号、三三号、三四号の三議案につきまして御説明申し上げます。

まず、三二号ですけれども、これは提案理由の中にもございましたように、根川の上流部分〇・五七キロを管理体制確立のために、今回新たに準用河川として指定をいただくようお願い申し上げるものでございます。この区間の上流、日野市大字日野十二番地先から多摩川の河口までの二・三七キロにつきましては、前回、昭和五十一年六月に指定を受けております。

次に、議案第三三号でございますけれども、今回、市道路線の一部を廃止するためのお願いを申し上げるわけでございまして、二路線ございます。

まず、宮子一号線につきましては仮称第二十小の用地内に入る部分を廃止するものでございます。

また、多摩平四十五号線につきましては、豊田北口駅前の都

営住宅の建設に伴いまして、都営住宅用地内に入る部分を廃止するものでございます。

次に、議案三四号でございますけれども、これは今回認定をお願いする路線、七路線でございます。この中で、大変申しわけございません、議案書の裏側のところの表が七つ載っておりますけれども、七路線載っておりますけれども、その一番目の路線名、次の起点というのがございます。日野本町一号線、その下の起点の欄に日野本町六ー一ー四とございます。これは六ー一ー七四の誤りでございます。大変申しわけございません。御訂正をいただくよう、おわび申し上げてお願い申し上げます。

それで、この日野本町一号線は、仮称これも第二十小の建設に伴いまして学校用地の北側に新たに築造される道路でございます。

それから、次の日野八十八号線から豊田百三十八号線までの六路線につきましては、宅地開発に伴いまして設置された道路を市に移管を受け、市道として認定をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三二号、準用河川の指定、議案第三三号、市道路線の一部廃止、議案第三四号、市道路線の認定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第三五号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。議案第三五号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について。提案理由。本議案は日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価を定めるため、日野市農業共済条例第五条第二項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第三五号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について御説明

をいたします。
本議案については、昭和五十八年度農業共済事業を運営するに必要とする事務費を共済加入者から賦課徴収するものであります。当会計は共済加入者からいただく賦課徴収金と国庫補助金、及び市からの補助金で事業が運営されております。単位当たり賦課単価につきましては、農業災害補償法に基づきまして農林水産省から出されます告示によって条例化されているものでございます。
以上、御説明いたしました。よろしく御審議を賜りますようにお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第三五号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。
これより議案第三六号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任の件を議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。助役。
〔助役登壇〕
○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。議案第三六号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任について。提案理由。本議案は、日野市農業共済事業損害評価会委員に欠員が生じたため、別紙のとおり選任いたしたく、日野市農業共済条例第百六条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。別紙を朗読いたします。
損害評価会委員、日野市西平山五丁目三一番地の一〇、氏名、横溝茂雄、昭和三年一月十九日生まれ、以上でございます。
よろしく御承認のほどお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三六号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第三七号、土地の交換の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。助役。
〔助役登壇〕
○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。議案第三七号、土地の交換について。提案理由。本議案は衛生処理場用地の一部と都有地を交換するため、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。
なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。
○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、議案第三七号の詳細を御説明申し上げます。
議案書の二ページでございますが、土地の交換について。交換の目的でございます。ここで、ちょっとミスプリがございますので、御訂正をお願いしたいと思います。交換の目的の中で、衛生処理場ごみ焼却炉進入路用地取得と書いてございますが、進入路という三字を削除していただきたいと思います。まことに申しわけないと思います。
それから、次の交換計画図の中にも進入路という字句が入ってございますけれども、これも削除していただきたい、よろしくお願いします。
それでは内容でございますが、交換による日野市が提供する土地でございます。これは別図の第三番に書いてございます面積でございますが、これが四百六・九〇平米でございます。価格にいたしまして三千二百五十一万一千三百十円、平米当たり七万九千円の土地でございます。これを東京都に提供する。
それから、東京都から日野市が取得する土地でございますが、これが日野市大字石田一九二番地の三四、これはナンバー二でございますが、ここに五百四十八・四三平米、この三角地でございます。これを日野市がもらう、そういうことで市有地と都有地の交換、こういうことで、これについての面積差、これは百四十一・五三平米日野市が余分にもらうわけでございます。それから価格につきましても八百六十二万九百四十円を市が余計にもらう、こういう内容でございます。
それで、ここで念のため申し上げますと、一と三の土地が動物管理事務所がここに建つ予定でございます。それから四と五が、将来焼却炉に充当される土地でございます。以上でございます。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。
○二十九番（滝瀬敏朗君）　土地の交換につきましては別段問題ないわけでありますが、焼却炉がここに建つということで、先般の都市計画審議会の際に質問をして、地元の方々と

の了解は済んでいるというふうなお話でございまして、了解をいたしたわけでありますが、実は動物の管理所ですか、犬の管理所といいますか、これが民家側へ寄ってくるわけですね。こういう中で、いままでかなり公害というものがあったわけでありますけれども、その点の配慮がなされているかどうか、一点だけお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　確かに犬の管理事務所が西側の方に移転されます。ということで、確かに地元の方に隣接するわけでございますけれども、都の方の衛生局の地元の説明によりますと、建て屋が鉄筋であり、要するに防臭ですね、それから犬の鳴き声、これを密封して外に出さないということで、先般、平塚にこういう神奈川県の施設がございます。地元の方たちをお連れいたしましてその施設を見ました。そうしたらこういうふうな施設だったら結構ですということで、地元の了解は得ております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三七号、土地の交換の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第三八号、日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事（その二）請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　御提案申し上げます。議案第三八号、日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事（その二）請負契約の締結について。提案理由。本議案は日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事（その二）の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により提案するものであります。入札の結果、一億二千九百万円で日本鋼管株式会社が落札いたしました。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　議案第三八号の詳細につきまして御説明申し上げます。

この工事は、既存のし尿処理施設を改造する工事でございます。工事の概要につきましては、別添に資料がございます。処理能力及び処理方式は五十キロリットルパワーデーでございます。それと六十キロパワーデーであります。この方式は低希釈二段活性汚泥処理方式でございます。一面、脱窒素方式とも言われているわけでございますが、これをこの方式によりますと非常に希釈水が少なくて済む、それから窒素が除去できると。これにつきましては水質汚濁防止法並びに東京都の公害防止法、防止条例第三十六条、これは地下水の揚水量の減少の勧告でございますが、これに対応できるようにする改良工事でございます。

業者の選定につきましては、昭和五十八年の二月十日、日野市指名業者選定委員会におきまして十社を選定いたしまして、昭和五十八年三月一日に入札を執行いたしましたところ、日本鋼管株式会社が一億二千九百万円で落札いたしました。入札の経過は、別紙の入札調書のとおりでございます。

なお、一番下段にございます粟田工業につきましては、入札時間に遅刻いたしましたので失格扱い、こういうことにしたわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。飯山茂君。

○十五番（飯山　茂君）　いま部長の説明を伺ったんですが、価格が余りにも差があり過ぎるんじゃないか。こういうことで確かなものができるのかということが、まず疑問を抱くわけです。

それで、私は五十七年の十月二十二日に指名委員会を多分設置した記憶があるんです。そして、業者を呼んで現場説明をして、そしてこれこれこういうものをつくりなさいということで、おやりになったと思うんです。そこで、出てきた金額が、多分私の記憶では二億五千万から二億七千万ぐらいの記憶でおりました。ところが、市もべらぼうな金額である、もう一回やり直すからこの設計を見直す、ということを聞いております。これで、そのときの業者が何社あったのか、この辺をまずお聞きしたい。

それから、今回の三月一日に指名入札をしたということで日本鋼管がいまの数字の一億二千九百万でお取りになったと。いま十社の中で三菱重工あるいは富士電機、そして荏原、これが大体やや二億七千万、あるいは二億四千万、そして二億三千万、こういう額であります。余りにも一億二千九百万に差があり過ぎるんじゃないか、こういうことではうまいものはできないんじゃないか、と私は思うんです。

そして、その次の数字がまた日本インカ一億三千七百万、それから山田工業というのが一億三千七百万、こういうふうに数値が大分違うわけですね。これで私はうまい仕事ができるのか、

まずこのことをお聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　以前の、確かに十一月の時点では、一応日野市の方で仕様書を書いたわけでございます。それによりまして仕様書見積もり、こういう形の中で業者が選定されたわけでございます。これは十社でございます。それで現場説明を行いました。それから設計の見積書を提出していただいたわけでございます。それで、その時点で私どもの方の予算額と設計見積もり金額が大幅に額の違いがございますので、再度指名委員会を十一月に開催しまして、この取り扱いをどうするか、こういうことで指名委員会で相談したわけでございますけれども、予算額に対します各社の見積もり額が非常に差がございます。こういうことで、これは一応中止、こういうことで決定したわけでございます。

それで、今回の経緯になるわけでございますが、今回は日野市の清掃部の事業課の方で、いわゆる低希釈二段活性汚泥法についての資料をいろいろ取り寄せまして、課長、係長、あるいは担当が設計をしたわけでございます。市独自で設計をいたしまして、今回の入札を執行した、こういう経緯がございます。

そういうことで、最初にたしか債務負担行為では一億五千九百万だと思いますけれども、債務負担行為がしてございます。それで、この範囲内におさまるんではないか、こういうことで担当課がいろいろ慎重に積算をいたしたわけでございますが、その結果、この予算の範囲内でできそうだ、こういうことで指名委員会を開催いたしまして、入札にこぎつけたわけでございます。それでたまたま日本鋼管が一億二千九百万円で落札した、こういう内容でございまして、この工事につきましても相当各入札金額には違いがございますけれども、いわゆる私どもの方では確実ないろいろ積算資料に基づきまして、積算をいたした金額でございますので、間違いなくこの工事は仕様書どおり施工される、こういうことは確信してございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　いま部長が御答弁されましたけれども、この前のときに富士電機が仕事をしているわけですよ。その富士電機があの処理場で仕事をしていて、今度の内容も十分私はわかっていると思うんです。その富士電機ですら二億四千万も出しているんです。

それと、先ほどお話がありましたように、粟田工業が遅刻をしたからと。裏を返せば、私はこんなばかくさいものには手は出したくない、こう言いたい。なぜならば、日野市から粟田に指名入札があるからいらっしゃい、全く日野市がばかにされているんですよ。私は、そう取らざるを得ない。これは企業関係でも全部そうですがね。ですけれども、これは逆に言えば日野市も粟田に対して私はある程度の罰を与えてやらなきゃいけないと思いますよ。そうでしょう。

いずれにしてもこの数字が余りにも違い過ぎるんでね、きょう質問しているんですけれども。これで実際にできるのかとお聞きしたいんですよ。前回のときにも二億五千万から二億七千万だという数字が出ていて、しかも今回、いま私が申し上げました三菱重工、あるいは富士電機、それから荏原、こういう水に強いメーカーが、やっぱりこの数字が出てこないんですよ。どう引っくり返しても、ところが一億二千九百万という数字が本当に合うのかどうか、もう一度それを部長、お聞きしたいんですがね。本当にこういうものでいいのか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　指名委員長をやっておる立場もございますので、御答弁申し上げたいと思います。

昨年の十月ですか、部長が言いましたように仕様書見積もりということで、それぞれ入札を願ったわけでございます。その際には、御指摘があったような大変高額な入札というふうな状況の中で、不調に終わったわけでございます。それで、二月になりましてから再入札、こうなったわけでございますけれども、清掃部それ自体としましては、市の今度は設計ということで、仕様書見積もりではなく市の設計ということ、それからこれに使いますところのいろんな電気的な機械、こういうものにつきましては全部吟味をいたしまして、それぞれの単価を厳密に積算しております。

それから建築単価にしましても、それからさっき申し上げました電気的ないろんなパーツにしましても、東京都と十分打ち合わせた中で間違いないパーツ価格、あるいは建設単価、こういうふうなことで課長の方から自信のある調査をしましたという答弁がございましたので、指名委員会としましては、二月に入りまして指名を行ったわけでございます。そういうふうなわけで、部長が言いましたように、この単価入札そのものは適正な、それぞれの単価の見積もり積算によって行われておりますので、十分監督してまいりますので、御期待を裏切らないような工事結果にするよう、指導していきたいと思っておるわけでございます。

それから粟田につきましては、三月一日ちょうど中央線の事故のある日でございます。事故に遭ったということで、私のところへ言いわけに来たようでございます。なぜもっと早く出ないんだというふうな、時間いっぱいに来るから多少の電車事故でそういうことになるんだ、というふうな注意はしておったわけでございますけれども、多少の電車、中央線の電車事故でおくれました、こういう言いわけに来ておるような次第でございます。これについては御指示がございましたとおりの、やはり今後処置を考えなきゃならないんじゃないだろうか、こう思っておるわけでございます。

基本は、厳密に単価の積算をやり、東京都と十分協議したということでございますので、誤りないものとしまして、第二回の入札を執行した次第でございます。御説のとおりの厳重な指導を行いまして、御期待に沿うような工事にしていきたい、このように考えておるわけでございます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　いま助役からの説明で、かなり理解はしたんですが、電気の、たとえば部品の吟味をしたとおっしゃるんですが、これは数字はちょっと計算しても一億四千万、それから富士電が一億一千万、そして荏原が約九千万、こんな、何をどう厳密にチェックをしようと、こんなに差がある数字の電気部品はないんですよ。私も技術屋だからこのことを言うんですがね。これで御理解いただく、その入札をやっちゃったんだから仕方がないけれども、御理解いただきたいということ、わかるんですよ、だけれどもこんなずさんな、これが一千万とか百万とかというんなら単位がわかるけれど、一億から違うんだ、これね。これじゃやはりちょっと、市がどんな、私は市の担当がどう図面を引いたのか、どうされたのか、いずれにしてもちょっと違い過ぎている。しかもメーカーだって、それぞれの、まあそれは人件費も要りますよね、そういうことも要るけれども余りにもちょっと差があるんじゃないか。

それからもう一つは、最後に私は言っておきますけれども、少なくとも前回のときに設計で十社を呼んだというんですよね、それで今回も十社ですよ。そうすると、一つの日野市のこの仕事をするために、少なくとも企業が最低十人ぐらいの仕事かかってるわけですね。そうすると、二百人かかってるということですよ。日野市のこの仕事をするのに。これじゃ全く、私は日本の産業の大きな、日野市が妨げだと思っているんです。それなら最初から随契でね、おまえのとこでやらせるよ、そのかわりしっかりしたものをやってこい、こういう私は発注の仕方じゃなきゃいけないと思うんですよ。いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　いろいろと考えさたられるところもあるわけでございます。十月に行いましたときは十社でございます。それから今回も十社でございますけれども、前の十社のうち七社が残っておるわけでございます。それで、前回の十社のうち非常に高額な入れたものは排除してございますけれども、それ以外の七社は、水業界というのは非常に狭いもんですから、その七社についてはそのまま入れておるわけでございます。

それから、このうち二社につきましては、すでに処理場の中でいろいろ工事をやられている会社でございます。十月の時点では工事の執行率が非常に低かったので、入札の規定に従いまして、この十社の中には十月のときは入れておりませんでしたけれども、三月の入札の状態の中では入札規定に従う九〇％以上の、すでに請け負った工事について完工率を示しておりますので、その規定に従って二社は入れたわけでございます。一社については全く新しいものでございます。非常に業界が狭いという考え方の中からいけば、おっしゃるような七社を二回目に入れたということ等もあわせて随契の方途ということも一つの考慮の範囲内ではないだろうか、というふうに考えておるわけでございます。御理解いただきまして、今後のこういうケースにおける参考にいたしたいと思っておるわけでございます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　助役、いま二社入ってるという、日本鋼管はいま入ってないんでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）そうでしょう。だから私はよけい聞きたいんですよ。少なくとも、いま二社入っている、あの仕事をずっと見ているんですから。私だったら、ああ次の仕事はこうだからこうだから、では損をしてもやれるかな、やらせてもらえるなと思うんですよ。私が入ってれば。ところが、いまここに、前に富士電が仕事しているんですよ。富士電の技術者は、いま発注されるものと自分のところのものはドッキングできる。うちならやりますよと。その富士電ですらこんな高い値段を出しているんですよ。だからおかしいといっているんですよ。私は富士電がやるんなら別に、ちっとも言わないんですよ。それはなぜかというと、同じような仕事をしているんだから。

ところが、二社入っているにもかかわらずほかの業者を、値段が安いからでしょうけれども、ただその値段が安いのは、うまく、どなたかもよく言っているように市民の税金を使っているんだから。だからそのお金を使って一億二千何がしのお金を本当にむだなく使ってほしいって私は言ってんですよ。

ですから私の言ってるのは、少なくとも、富士電がやるんならいいんですよ。同じ仕事してるんだから、いま。ところが全くいま入ってる業者じゃなくて、ほかから来た、こう言ってるんですからね。だから私はおかしいというんですよ。こういうことじゃ困る。いま助役も、いい勉強になったから次のときには十分検討するとおっしゃられてますからいいですけれども、ただ余りにも数字が違うんでね。これは少なくとも議員の皆さん幾ら知らないったって、この数字は目で見りゃわかるんですから。もう少し、本当に発注するときには検討をしてほしいということを要望しておきます。終わり。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　去年やったときは仕様書見積もりというふうなことでやったというんだけれど、今度はそういうことじゃなかったんですか。どういうことが違うんだか、

ちょっと説明していただきたいと思うんです。それがわかんない。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　前回のときには仕様書見積もりということで、私どもの方で一応仕様だけ決めたわけです。低希釈二段活性汚泥法ですよと。こういうことの中で仕様書をつくりまして、配管はここにするんだとか、ああにするんだというような形の中で、積算は特にしないわけでございますが、そういうことで仕様書で各十社を指名いたしまして、そこで見積もりを出させた。

今回の場合は、市のサイドで一応積算をいたしまして、たとえば積算の中にはいろいろ要素があるわけですけれども、そういうものを全部建設物価表から拾い出しまして、それで積算したものを入札にかけた、こういう、二回目の場合は、市の独自の積算によりまして入札を執行した、そういう違いがございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　ちょっとわかりにくいんですが、仕様書の場合は市がこういう材料を使ってここはこうやれと細かいものまであるんだけれど、今度のはそういうことをやらなかったということになると、会社によって目的を達すればいいということで、やり方が違うわけですか。内容が違っても構わないというふうなことでやったわけですか。その点をちょっと。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　この内容につきましては、担当の方が現地を全部調査いたしまして、こういうたとえばパイプとか、それから機械類、そういったものを建設物価、あるいはメーカー、こういうものにいろいろ問い合わせをしまして、それで実際の単価を抑えて積算をして、一億何千万という積算ができたわけでございますけれども、前回の場合には仕様書だけをつくって、業者を指名して業者の方にこういう低希釈二段活性汚泥法で処理しますよ、内容については現在の五十キロリットルと六十キロリットルの内部改造ですよ、こういうことで仕様書を出しまして、それで見積もりを取ったわけでございますけれども、今度の場合には、そういう内容について一々積算を市の職員がいたしまして、その総額がここにございますような形で一億数千万になりまして、その入札の結果が一億二千九百万、こういう形になったわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　いままでいろいろ公共施設について競争入札というのをやったんだけれど、まあこれは特殊な衛生処理場し尿三次処理というんで特殊な機械というか、工事であるので、そうした差があるのかもしれないけれど、余りにも差が大き過ぎるんです。いままでやった中には、それほどの差がなかったですね。これは半分に近いような大きな差があるというのは飯山議員の指摘するとおりで、これで本当にできるのかなというふうな心配があるのも当然だと思うんです。

ただ、これで果たして市が要望するような結果の優秀な、試験をして、なるほどこれはりっぱなものができるのかどうか。

また、耐久力ですか、それが、そういうのを何年ぐらいを見ているんです。持つ方は。ただ一時的にそういうのができればいいということになってるんですか。その点はどう思います。耐久力ですね。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　一応公共下水道の見合いを勘案しまして、大体十年ですね。今後十年ということで見ております。

そして、先ほどの仕様書、前回は仕様書の見積もりということで、仕様書を業者の方に出しまして、それで業者の方からこれに対しての大体金額は幾らということで、一回の見積もり合わせをやったわけです。そしてこれは五十七年度の債務負担行為で一億五千九百五十万七千ですか、債務負担行為をしてあったんですけれども、その時点でも債務負担行為をするということは、ある程度業者の見積もりということはそこでは徴したわけでございます。そういうことで、一応この工事はその当時、債務負担行為をする時点で大体一億六千万程度の予算ということでやりまして、それで先ほどから総務部長、それから助役の説明もありますように、前回のは仕様書見積もりということで業者の方に対して、こういうふうなものということの仕様書を、その提示の中で大体近く三億程度の金額が出たわけですけれども、余りにもかけ隣れているということで、今度は清掃部の中で設計をしまして、そうして実質的な金額を業者にもちろん示しまして、そして出たのがここにございます一億二千九百万の金額ということでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　これを素人考えで見ますと、同じつくるにしてもいい材料でつくれば高くつくし、そうでなく、通りさえすればいいというのを使えば安くできるという、また、見方によるともうけ過ぎているんじゃないかという業者もあるようにも見えるし、また、忠実にやってはこうだという、いろいろな取り方があるんですね。（「それが商いだ」と呼ぶ者あり）大変不可思議に思うけれども、またそうだなと思うし、なかなかこれはちょっと理解できないんですが。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三八号、日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事（その二）請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第三九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　御説明申し上げます。議案第三九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由。本議案は来年四月に予定されている日野市立仲田小学校の開校に伴い、日野市立学校設置条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては教育次長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、議案第三九号の詳細につきまして御説明申し上げます。本議案は、仮称二十小の設置に伴いまして、日野市立学校設置条例の一部改正をお願いするものでございます。

まず、校名につきましては、仮称二十小の開設準備委員会の第三部会におきまして検討いたしまして、数校の名前が教育委員会の方に提案されました。なおまた、先般開かれましたところの文教委員会におきましても、仮称二十小の校名につきまして御要望がございました。これらをたたき台といたしまして、去る二月二十八日に開催されました教育委員会におきまして協議いたしましたところ、ここにございますとおり日野市立仲田小学校が最もふさわしい校名だろうというふうな結論に達しましたので、校名を命名するようにお願いするものでございます。

なお、位置につきましては、仮称二十小の建設予定地の中心地点が日野市日野本町六丁目一番地の一〇に当たりますので、そのように代表地番をお願いするものでございます。

なお、施行の年月日につきましては、五十九年の二月一日になりますと仮称二十小の教職員の配置を考えなければなりません。そういった意味におきまして、施行年月日を昭和五十九年二月一日にお願いするものでございます。

なお、仮小二十小につきましては本年三月に本設計が終わります。そして五十八年度の予算におきまして工事費その他を計

上いたしまして、明年四月一日を開校する予定でございます。

以上でございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　読み方なんですが、なかた小学校なのか、なかだ小学校なのか。発音がはっきり聞き取れませんでしたので、教えてください。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　風邪引いてまして、声がつぶれて申しわけございません。「なかだ」でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の特例に関する条例の制定の専決処分の報告承認の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よってこの際日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定の専決処分の報告承認の件を日程に追加し、先議することに決しました。

議案第四〇号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案につきまして、私の提案の理由と意思表明をさせていただきます。

本議案は、三月に支給する市長の給与月額を百分の五十に減額することを内容とする日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例制定を三月五日付専決処分いたしました。よって地方自治法第百七十九条第一項及び第三項の規定により、御報告をするものであります。

遺跡調査会の使途不明金問題で、私は職責上の責任を痛感しております。みずからの不明をわびるとともに市の不名誉、市

議会、監査委員、その他の機関、市民にかけている御迷惑に対し深く陳謝いたします。今回、みずからを厳しく律する方法として減給処分を執行し、自己譴責の態度を表明したものであります。なにとぞ御理解をもって御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○十九番（市川資信君）　ただいま市長が遺跡調査の減給処分をするということを申されたわけでありますが、それに関連して私は一、二お尋ねしてみたいと思います。

まず第一点は、昨年五十七年の十一月十九日に、当時のいわゆる遺跡調査会代行をしておった下田庶務課長が柳下　章元社会教育課長あてに出した使途不明金の返還請求が出されたわけであります。その後の経過を聞いておりませんが、まず一点それをお聞きしたい。

それから、ただいま市長が申されました減給処分についてお尋ねします。ただいま市長は、職責上の責任、自己譴責の態度表明であると申されております。

先般、新聞紙上にも載っておりましたけれども、いわゆる市長の三月分の給与の五〇％の減額は、統括責任者としてみずから処分したい、こう態度表明があったわけです。統括責任者と申せば、当然私は市長の職責である、かように判断するわけであります。しかし市長は、先ほども古谷太郎議員が指摘されておりましたように、調査会の会長も兼務しているわけでございます。それらの責任の所在は、これに包含されてるのかどうか。あるいは、その調査会の責任については今後の発展次第によってはさらに自分でそれを考慮するのかどうかとお尋ねしたいわけであります。

まず、その点は質問の一点に置いておきまして、なぜならば私はこのような質問をするかと申しますと、いわゆる市長は遺跡調査会を自分が会長であって、規約をつくって今日参ったわけであります。その規約たるものは一体どういうものであるかと申せば、いわゆる監査委員が設置されておらないとか、あるいは兼務職を規制したいわゆる市長職と兼務して会長をされておった、あるいは遺跡調査会の中において柳下　章元課長は仕事が繁忙で、人手不足で、人員をもっとふやしてほしいというようなことを再三にわたって要求しておった、しかしそれらの要求に対しても何らこたえることなく、臨時職員をもって当たってきたという、いわゆる市長としての職責上の責任、人事権を持った統括的な責任もその中には当然私は含まれるだろうと思うわけであります。

したがって、ある意味においては柳下　章元社会教育課長は、それらの不備の規約に基づいた、こういったうわさが前々からあったわけでありますが、もっと未然に防げたんではなかろうか、事態がこれほど大きくならずに済まされたんではなかろうか、こういうふうにも思えるわけであります。それらをかんがみますと、やはりこの不備な遺跡調査会の規約と、それから監督の不行き届きと、いわゆる市長の責任というものは相まってはばからないものであろうと、私どもはそういう見解を示さざるを得ないわけであります。それらについて市長のお考えを、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま自己譴責の態度表明の方法として減俸処分をしたということと、それから責任を痛感をし、すずからの不明をわびるとともに、あわせて御迷惑をかけたことについて深甚の陳謝の意を申し上げたところでございます。

御質問の統括責任者としての責任、また、兼務をしている過去の会長としての役職、これらをあわせまして今回の自己譴責という内容に充てたつもりでございます。今後、また進展によりましてとるべき責任の問題が生じますならば、これもあわせて課題にしなければならない、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　市長は、現在のところにおいては統括責任者として、あるいは調査会の会長としての両方の責任をとったつもりである。このような見解を示されたわけであります。しかし、事と次第によっては今後、責任の拡大というものは発展していくだろうという見解だろうと思うんですけれども、私は当然だろうと思うんです。なぜなれば、何年か前だったのであります。日野市で電気工事の汚職があったときに、一体、市長はあの当時の担当課長をどういう処分されたか。係長に降格させて三カ月間の減俸、現在なおかつその係長は現状に復してない厳しい状態が続いているわけであります。そういった部下に対しては厳しい態度をとっておきながら、自分の責任の所在については余りにも軽んずる今日の態度表明に、私は不満を表明せざるを得ないわけであります。どうか今後の進展によって市長の重大責任、いわゆる私に言わせれば柳下　章元社会教育課長も、あの不備な規約のためにあえて落とし穴にはまってしまったといっても言い過ぎではないわけであります。この責任は、市長はどうしても逃れることはできない。ましてや市長自身もその調査会からは現在は自分自身はもう会長をやめておるという見解を示している中であって、ますますその責任所在は私どもには重大であるという表明をせざるを得ないわけであります。

それで、先ほどの一点を。

○議長（石坂勝雄君）　金額の請求した件を。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　第一点目の御質問に対するお答えでございます。昨年の十一月十九日でございますか、遺

跡調査会の代行であります下田課長の名前をもちまして、二千二十九万二千八百二十三円の弁償といいますか、請求を、元社会教育課長の柳下　章氏にお願いしたわけでございます。

それにつきましては、たしか私も当時いなかったんですけれども、書類等を拝見いたしますと、それに対する期限をつけまして回答を求めておるわけでございますが、それによりますと、その後、柳下　章氏からの回答によりますと、要するにその金額は私に請求すべき額に値しないということで、それに対しての申し出を拒否したということでございます。

そこで、遺跡調査会といたしましては、さらにその後、五十七年の十一月、十二月というふうに私は伺っていますけれども、いわゆる使途不明金のうちの賃金につきまして、社会教育課の職員並びにアルバイト等を使いまして、さらにその内容を精査したわけでございます。その結果がまだ全部出ておりませんけれども、三月七日に一応使途不明金のうちの賃金の中で、七百十五件の千四百九十八万二千八百円が、いわゆる横領金額に値するんじゃなかろうかということで、日野市長並びに調査会の会長名をもちまして日野警察署の方に訴えたという経過でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　私も関連して質問したいんですが、遺跡調査会と市との間に業務委託契約があるわけです。それに基づいて先般、精算書の提出要求が市から調査会に対してなされております。今回、いま調査会長が説明したように市長は告発人として、また調査会長が起訴人として、約千五百万の金額が横領されているということを現段階では認めているわけでございます。

したがって、契約に基づいて市から遺跡調査会へ出ている委託金が、その契約の趣旨にのっとって使われていなかったということを認めたということになると思うわけです。したがって、市長は調査会に対して契約の趣旨にのっとってその金が使われていない以上、返還請求をすべきだ、こう私は思うんですが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多分に法律的な判断を必要とする御質問だと思います。

ただ、いま返還請求をする、あるいは横領の事実を告発する、これは要するに契約の不履行、あるいは契約の修復ということを求める前段の手続になる、このようにも思っておりますので、そういう発展があり得る、このようにも思います。

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　そうすると、現段階では契約不履行かどうかまだ確定できないから、これからそういう事態もあり得るという御答弁のようですが、そのとおりに解釈してよろしいんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法律家の御指導、判断等を受けながら取り組んでまいりたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　それじゃ、現在の調査会長にお伺いしたいんですが、同じような趣旨で調査会は市からの業務委託契約によって補助された金を、正当の使途にのっとって使われていないということでありますので、同じく市に返還すべきだ、とこう思うんですが、調査会長はどう思いますか。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えをいたします。確かに契約を日野市長と遺跡調査会長の間でなされております。その毎年の委託料につきましては、精算した上で調査会の役員会等で議を経ているわけでございますけれども、しかし今回の事件の発生によりまして、そのうちの使途不明金が出たわけでございますので、これらの問題につきましては警察当局の方にいま訴えておりますので、それらの結果を待ちまして不明金等が出るならば、しかるべき方法でこれは精算しなきゃいかんというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長にお尋ねをします。いま自己譴責というお話がありました。市長は今回のこの内容を厳しいものだと思っておられるのか、軽いものだと思っておられるか、まずその点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一つの自己譴責の表現をする方法でございます。これにつきましては、私としてはみずからを厳しく律する精神に立っておる、このように申し上げたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　告訴、告発状によれば、柳下さんには千五百万からのお金の不正があったということで金額を認定して、また、遺跡調査会長代行の名前で現に二千万の返還請求も出ております。

しかも、今回の引責の金額を見ますと、三月分の給与の五〇％の減俸でありますから三十五万円余でございます。人には一千五百万、二千万のお金を認めていて、みずからに課す減俸という額はそれにはるかに及ばない額、非常に私はバランスが欠けていると思うんです。人には厳しくて自分には甘い、先ほど市川議員も言われましたが、一つの金額に基準が何かあっていいと思います。どこからこの額が割り出されてきたのか、その点をお聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。
○市長（森田喜美男君）　　このことに余りお答えをすることも不見識かもしれませんが、道義的責任という問題と、それから横領とかそういうことに対する返還とは趣旨が違うと思っております。私は現在は道義的な責任、そしてまた職責上の責任ということで、厳しくみずからを律する手段の表明をしておる、こういうことでございますので、御理解をお願いいたしたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　　今回の私どもの市政に対する信頼を裏切った行為は、革新陣営風に言えば構造汚職なんです。市長は遺跡調査会の会長として、この五十一年から五十四年の間は遺跡調査会の総括責任者で、事務局長柳下さんを指揮監督する立場にあったわけです。それが正しく行われていなかったということで、遺跡調査会長としての責任も同時にあるわけですから、ただ道義的な責任だけ云々といわれても私は納得、市民もできないだろうと思いますし、私もそうです。
　現に、今回の百条委員会では先ほど高橋議員から提案がありましたように、百五十万からの調査費用も使われております。こういう事件がなければ、このようなお金の支払いもないわけです。私はせめて半年ぐらいでも減俸されたらどうかなと思うんですが、全くそのようなお考えはありませんか。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。
○市長（森田喜美男君）　　これからも深刻に自分で考慮したい、このように思っております。
○議長（石坂勝雄君）　　ほかに御質疑はありませんか。
　なければこれをもって質疑を終結いたします。
　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。
　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
　これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第四〇号、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。
　これより報告第一号、交通事故（日野市豊田一丁目二十七番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。
　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。
　〔助役登壇〕
○助役（赤松行雄君）　　御提案申し上げます。報告第一号、交通事故（日野市豊田一丁目二十七番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について。本報告は、日野市豊田一丁目二十七番地先路上における交通事故について、専決処分により相手側と損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第百八十条第一項及び第二項の規定により報告するものであります。
　なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。
○総務部長（伊藤正吉君）　　それでは報告第一号の内容につきまして御説明申し上げます。
　まず、専決処分書でございますが、事故名は日野市豊田一丁目二十七番地先路上交通事故でございます。和解の相手方といたしましては、日野市東平山一丁目二番地三十、佐藤圭一。損害賠償額は三万一千五百円でございます。
　事故の概要でございますが、本件の事故発生日は五十八年一月十四日、十四時十分ごろ、日野市中央図書館職員の吉原秀雄の運転する図書館車が、日野市豊田一丁目二十七番地先に通りかかりましたところ、先方から大型車が来たために行き違いができなくなりました。こういう意味で、誘導員をつけまして車を後退させたわけでございますが、誘導員の制止の声がガソリンのエンジンに消されまして、それが運転手に届かなかった、こういうことで、後方に停車をいたしました佐藤圭一さんの車に接触してしまった、こういう内容でございます。これはもちろん公務中の事故でございますので、市が賠償責任を負うわけでございます。市は相手方と示談いたしまして、相手方に車両修理費の三万一千五百円を支払うものでございます。
　なお、この金額につきましては保険で処理したい、かように考えております。以上でございます。
○議長（石坂勝雄君）　　これより質疑に入ります。高橋通夫君。
○三十番（高橋通夫君）　　誘導をしていたという方はどういう人で、年齢は幾つぐらいだか。
○議長（石坂勝雄君）　　総務部長。
○総務部長（伊藤正吉君）　　誘導職員は田代といいまして、一応経験年数が四、五年の男子の職員でございます。以上です。
○議長（石坂勝雄君）　　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　一人前の男子の職員が誘導するのに、ガソリンの音で聞こえないような声を出したというのはおかしいと思うんだけれども、それで一人前の男といえるかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　これにつきましては私どもの方も十分図書館の職員にも周知いたしまして、これからは別な形で大声をあげまして知らせるように、周知を徹底したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　これは図書館の職員だけではない、全職員に各部課長を通じて徹底してもらいたい。今後再びこういうことのないようにしてもらいたい。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって報告第一号、交通事故（日野市豊田一丁目二十七番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

請願第五八ー一号、日野市程久保六〇四ー一、他の土地の宅地造成反対の陳情が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五八ー一号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第五八ー二号、高山地区センター建設に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五八ー二号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後十時十五分散会

三月十日　木曜日（第三日）

日野市議会会議録

第五号

昭和五十八年
第一回定例会

三月十日　木曜日　（第三日）

出席議員（二十八名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君
二十一番	名古屋史郎	君

欠席議員（二名）

二十番	藤林理一郎	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	加藤一郎	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	伊藤正吉	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	坂本金雄	君
清掃部長	大貫松雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	栗原莞次	君
書記	萩生田富司	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子　君

都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	高野隆	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	佐藤智春	君
教育長	長沢三郎	君
教育次長	小山哲夫	君
書記	串谷平	
書記	田野川雅	
書記	平省和	
書記	三弘	
		君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和五十八年三月十日（木）
午前十時開議

午前十時十二分開議

○議長（石坂勝雄君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十一名であります。

これより一般質問に入ります。

一の一、浅川・多摩川の将来計画の進行状況を問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（竹ノ上武俊君）　浅川、多摩川の将来計画の進行状況ということで市当局に若干の質問をさせていただきたいと思います。

いま、日本国内のみならず世界的規模で緑の問題、そしてまた、それと深い関係のある河川保護の問題などが大変大きな注目を浴びているところでございます。日野市民も、緑と清流ということについては深い関心がございますが、最近、特にまたこの方面の関心、また市民運動なども深まってきている次第でございます。

本日、取り上げる浅川、多摩川の管理自体は国の管理するものであり、また、東京都全域を流れているという点で東京都政、あるいは国政に要望しなければいけない点も多々あるかと思います。しかし、本日は、日野市の独自の計画、将来の方針、こういう立場からお聞かせをいただきたいというふうに思います。

第一点は、以前に私が質問をいたしました浅川系統である程久保川の緑の保存と川の浄化、こういうことについて、その後の日野市での取り組み、あるいは東京都との協調の中でどういう前進があったか、お聞かせいただきたいと思います。

第二点は、浅川、多摩川の現在の浄化の状況でございます。BODなど最近の動きというのはどういうふうになってきているか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、三点目といたしまして、浅川、多摩川には戦争直後にはたくさんの動物がいたということでございます。最近、数年間の日野市の自然保護団体の調査におきましてもカモなどを中心とする鳥類、そしてまた、ウサギなど、こういう動物が現在でも生存をしているという報告などがございます。こういう点について日野市ではどういうふうに掌握をしているか、また、それらの保護については何らかの方策を持っているか、お聞かせをいただきたいと思います。

第四点は、浅川、多摩川の魚類に関する質問でございます。最近の浅川、多摩川のフナなどを中心とする魚がふえている、こういう状況は大まかにはわかるわけでございますが、そういう魚類の生態の状況の動きについても、日野市としては研究をしているかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

第五点目は、釣り人の対策でございます。浅川、多摩川には大変な釣り人が朝から、また、季節によっては真夜中も含めま

して増加をたどっております。こういう釣り人対策について何らかのことを考えているとすれば、お聞かせをいただきたいと思います。その際に昭和五十五年に日野市が発表いたしました浅川利用計画、これとの関連で進行している問題があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

第六点目については、いままでの五点目の点と若干の矛盾を来しますが、しかし、これらをうまく調和しなければいけないという立場から河川敷利用のグラウンドなどの状況でございます。このグラウンドなどの計画がどういうふうに進んでいるか、さらに、将来はふやす方向にあるのかどうか、これらの点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

第七点目は、水害対策でございます。去年の台風被害など、こういう被害状況についての把握された結果、それから、今後の対策はどういうことを講じようとしているのか、日野市独自の問題、あるいは東京都や国との関係でお聞かせをいただきたいと思います。

第八点目は、浅川水系、多摩川水系の保全という問題でございます。日野市だけで保全をするということはもちろんむずかしいわけでございますけれども、日野市において特に浅川や多摩川の川岸をなるべく自然の状態で保存をしなければいけない、こういう点についてはどういう考えで日野市は取り組んでいるか、お聞かせをいただきたいと思います。

第九点目は、多摩川の川岸を利用して東京都などが道路をつくるという計画を発表していたことがございます。これは、多摩川の緊急用河川敷道路計画ということで東京湾から拝島橋の下まで貫通の道路をつくろうという構想がございます。これらのねらいと影響、こういうものについて日野市としてはどういうふうに考えているか、その後の計画はどういうふうになってきているかという点についてお聞かせをいただきたいと思います。

最後に十点目といたしまして、浅川利用計画というものが発表をされました。この浅川利用計画については市民参加という方向を貫いてはおられるものの、やはり一部専門家が絵をかいたというような感じがしないでもございません。この浅川利用計画を進めるに当たっても多くの市民団体、あるいは個人と市民参加という方法でこの計画を進めることが正しい発展につながっていくというふうに思います。そういう点で、浅川だけではございませんけれども、浅川には利用計画があるという点から、この浅川、多摩川などの今後の利用計画を進めていくに当たっての市民参加、これには、どういうふうに取り組んでいらっしゃるか。

以上、十点にわたってお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方の所管の中で幾つかお答え申し上げたいと思います。

まず第一点の浅川――失礼しました。程久保川の緑の保存と利用計画でございますけれども、これは私ども直接の関係ではございませんけれども、もちろん御存じのように程久保川そのものは東京都の河川管理の範疇でございます。しかし、市内を流れておるということと利水の関係、あるいは、それの自然の利用というふうな形につきましての関連の中でお答え申し上げたいと思いますけれども、緑の保存ということになりますと程久保川の流域ということを考えますとやはり水源のございます多摩テック中心のあの辺のところからの緑の保存、こういうふうなことと、それからその流域をずっとたどってまいりますと多摩川の合流点まで行くわけですけれども、その間の、いわゆる堤防管理道路の緑化の問題、これらにつきましては当然東京都との事前協議も必要でございますけれども、一部多摩川の百草地域等については多摩川の堤防敷の利用というふうな形の中で土木事業の中で緑化事業も進めておる個所もございます。そういう意味も含めまして今後やはり東京都と協議をしていく必要がありますわけですけれども、緑の保存という市の重要な施策の中での取り組みにつきましては十分やはり今後も促進していくような考え方を持っていきたいというふうに考えております。

それから、ずっと飛びまして五点目の釣り人対策と浅川利用計画の状況ということ、釣り人対策ということは除外いたしまして、それと十番、最後の浅川利用計画の進め方、市民参加の取り組み姿勢ということでございますけれども、浅川の利用計画につきましては、御存じのように親水計画を、親水公園を設置していこうということで五十一年ごろから御指摘のようにそれぞれの各分野の専門の先生にお願いをいたしまして、当時は都市整備部が担当いたしておったわけでございますけれども、その後、私どもの方で建設部が五十七年に具体的な計画の中で引き継ぎまして五十三年につくりました浅川利用計画調査報告書、これに基づきまして現在これの実施計画の策定につきまして五十七年の三月三十一日までという期限で実施計画の具体的な策定を委託してございます。これが間もなく上がってまいります。その固まった段階で、四月に入りまして、昨年の八月に正式に発足をさせました浅川親水都市調査会、これは日本の河川工学では第一人者と言われております東京大学の高橋先生などを中心としたメンバーで昨年の十月一日にも市の広報で掲載をさせていただきまして市民の方にもPRをしてございますけれども、この調査会を四月に開催いたしまして、先ほど申し上げました具体的な計画策定の段階をさらに煮詰めていただきまして実際の市の段階に移していきたいというふうに考えております。

以上、私どもの関係だけをお答え申し上げました。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　二点目の多摩川の浄化状況についてお答え申し上げます。

市内の十二の場所を特定いたしまして昭和五十年度からＰＨ並びにＢＯＤそれからＳＳ、こういった数値につきまして水質の検査を行ってきております。ＰＨは水素イオン濃度と申しまして多摩川、浅川の環境基準によりますと六・五から八・五ＰＰＭの間、この数値が高くなりますとアルカリ性の強い石灰性の水になるわけでございます。反対に、この値が低くなりますと酸性の水で硫黄等の水、こういうことになります。五十年から五十六年までの平均で、多摩川系は日野橋下を平均の数値で見てみますと七・五ＰＰＭでございます。したがいまして、先ほど申し上げました多摩川の環境基準六・五から八・五の中に入りますので合格点が出せるわけでございます。それからさらに浅川系統の新井橋下を見ますと同じように五十年から五十六年までの平均が七・九でございます。したがいまして、これも環境基準に納まっております。

さらにＢＯＤ、これは生物化学的酸素イオン重量と言われておりますけれども、この環境基準によりますとＢＯＤは五ＰＰＭということになっております。多摩川系の日野橋下では五・六ＰＰＭでございます。それから浅川系の新井橋下にまいりますと八・七でございまして、多摩川系、浅川系ともに環境基準を若干上回っております。

それからさらにＳＳ、これは水に溶けない固形物質ということで小さいごみですとか、水あかですとか、砂だとか、泥、そういった物が含まれるわけでございますけれども、多摩川系の日野橋下でございますと五・九、そして浅川系の新井橋下では一八・〇というような数値が出ております。で、この環境基準は五〇ＰＰＭ、五〇ＰＰＭということになっておりますので、このＳＳについても環境基準は満たしております。さらに、五十年から五十六年までの年次的な傾向につきましては数値が高くなったり低くなったりの繰り返しでございまして、大まかに申し上げますと横ばいの状況にある、こういうことが言えようかと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方の関連につきましてお答え申し上げます。

先ほど建設部長からも御答弁申し上げましたけれども、浅川利用計画につきましては浅川利用計画調査会という会を設けまして、この会の中で一応浅川の自然というものを残しつつ、どう利用を図っていくかという構想のもとに一応の調査報告書が提出されたわけでございます。これは五十五年の三月に報告書が完成いたしまして広報等でも発表をいたしたところでございます。

この計画には当然住民の方々にもある時点では参画をしていただかなければならない時点が当然あろうかと思います。また、考え方についての発表も行うという、という時期が当然必要になってくるわけでございますが、住民とともに考えていくという意味でシンポジウムというものも計画を今後行いますとともに市民の中からもこの調査会に参画をいただくという機会もあろうかと思います。当面は河川を利用ということにつきましての非常に具体的な専門的な立場からの判断をまず行わなければならないわけでございます。当然、河川管理者である京浜工事事務所の所長さん、あるいは課長も含めてこの会が成立しておりますので、そういう中で河川敷の利用というものが、どの程度できるのかという技術的な検討をまず行っていく予定にしておるわけでございます。

それから、第九点目の多摩川沿いの河川敷、あるいは沿道という、沿岸でございますか、これの利用した道路計画が東京都において過去につくられた経緯も私も聞いております。しかし、現在では、この道路を実現するかどうかといった点についての具体的な検討は行われておりません。東京都、あるいは関連市町の間で道路検討協議会といったものも持っておるわけでございますが、その中に具体的にこういうこの道路について、沿岸道路についてどうするかという具体的な課題はこれまでいま現在の時点では出ておりません。したがいまして、今後これの計

画をどう実現していくのか、あるいは推進していくのかという点については東京都の考え方というものはまだ関連市に対して説明が行われてない状況でございます。

それから、八点目の浅川、多摩川の水系の保全につきましては支川を含めまして現在の自然をできるだけ破壊しないように利用をしていくということで、国の建設省におきましては多摩川につきましてはすでにこの利用計画というものが作成されております。日野の地域におきましては大部分が自然のまま残すという計画になっております。現在、河川敷を利用して野球場が二面ほどございますけれども、それはそのまま利用をできる形態になっておりますけれども、今後、新たにそういう施設を河川敷の中にふやしていくということはこの国の計画の中には入っておりません。しかし、私どもといたしましては東光寺の堤防が築堤されますとそこに廃河川敷が出てくるわけでございます。約千ヘクタールの面積につきましては、市といたしましてはそこに総合グラウンド、あるいはソフトボールのできるような野球場数面をつくる計画で建設省の方ともお話はしてきております。ただ、この事業が非常におくれてきておりますのは東京都の谷地川の改修のおくれ、この谷地川の改修の工事がおくれた理由といたしましては上堰からの用水、それと下堰の用水との関連をどうするかという点で煮詰めが行われておったわけでございますが、下堰の取水堰、これを廃止いたしまして上堰から下堰の用水の方に導水するということで計画がほぼ煮詰まってきてございます。これを東京都の方で実施をいたしますと下堰のところの廃止ができるわけでございます。その時点では堤防が完成いたさなくても地主さんとの関係で話がつけばある程度の整備が行われることになろうかと考えております。以上でございます。（「そんなことやっちゃいないじゃないか」「魚類保護なんか答弁ないんだな」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　答弁漏れがあるようなんだが……。竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　魚類保護、その他については特に答弁ないでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　水害対策と、七点目の水害対策等についてお答えを申し上げるわけでございますけれども、動物の、要するに保護、あるいは魚類生態というものの保護、あるいは釣り人対策、これらのものにつきましては環境の浄化、あるいは自然の保護、生態の保護、こういうふうな形の中からの結果として招来されるものと考えておるわけでございます。言いますれば浅川の親水計画の進行とか、あるいは河川の保護、あるいは多摩川、浅川水系の保全、こういうふうな諸施策の成果として招来されるものと考えておるわけでございまして、そ

のように御承知願いたいと思います。

それから、水害対策でございますけれども、昨年の八月から十月にかけまして三回ほどの大きな豪雨、あるいは集中豪雨がございまして大変な農作物に対する被害とか、あるいは一部床上浸水等が出たり堤防の洗掘等が出たわけでございます。滝合橋のちょっと上とか長沼橋の橋の下、たもとだとか、こういう洗掘が出まして大変な御協力をいただき、関係機関の奮闘で万一のことがなくて済んだわけでございますけれども、多摩川につきましては築堤工事等保護対策が大部進みまして危険地域というものは二、三の地域にとどまっておるわけでございますけれども、浅川につきましては多摩川の河川の、要するに対策協議会というもの等に私も出席しておりますけれども、四十五年まで東京都の河川管理のもとにあったわけでございます。非常に物資の不足した時代の東京都の管理でございますものですから上に石積みしてございましても実際は堤防の中は多少がらんどうになっている、こういうふうな状況の中で、要するに洗掘が生じた、こういうふうな状況でございます。

四十六年から国の河川管理下にございまして、大丸の所長の見解によりますと、それら四十五年までの大変な時代東京都に管理してもらって大分老朽もし、資材不足の面もあって堤防としては浅川は二十五ヵ所ぐらいの危険地域が、地帯があるわけでございます。これらについては市の方からも、それから関係市からも浅川の早急な要するに河川管理の強化というものを申し入れておるわけでございますけれども、国の財政危機というふうなことで大変であるというふうな一つの問題点もあるわけでございますけれども、多摩川の、多摩川といいますのは浅川を含めた河川の対策協議会でございますけれども、それを通じて強力に水害を招来しない、浅川の強力な河川管理を要望してきているところでございます。

それから、最近の水はアスファルトを伝わって直に段地から浅川に流れ込む、多摩川に流れ込むというふうな状況の面もございます。これらについては河川管理者じゃなく市当局の問題等も含まれておりますので、全体的な水害対策として、対策としてとらえて対策を講じていく必要があるんだ、このように考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　再質問をしたいと思います。

第一点目に質問しました程久保川の件でございます。私は、先ほどの程久保川に関連する一般質問を行いました際に都市整備部長などに三点ほど強く要望をしたことがございます。その第一点は住宅地の中を通ってはいるけれども、緑をなるべく保存するよう東京都などと話し合いをせよ。それから、第二点目は水の質をよくするために何らかの工夫をせよ。第三点目とし

ては関連地主さんなど付近の方々との話し合いを民主的に進めながら程久保川の改修を進めるようにということをしておいたわけでございます。その中の緑を保存するという点について、きょうはもう少し聞きたいわけです。

市長の施政方針演説の中にも程久保川についても今後遊歩道の開設を図りたいというのがございました。これらの具体的な計画というものが本年度という形で進むものなのかどうか、そういう具体的な考えがあればお示しをいただきたい。

それから、程久保川の付近に若干の空き地、植樹公園といっていいかどうか、そういう部分などが今回の改修工事で出ているようにも思えるわけでございます。その辺について、日野市としてちゃんとつかんで東京都と話し合いをしているかどうか、実態をつかんでいるかどうかという点については担当部長から御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、第二点目の浅川、多摩川の浄化に関する問題でございます。確かに日野市が観測をされているという点は浄化につながる第一歩でございますので、ぜひ今後ともこれを強化していただきたいと思うわけであります。

しかし、浅川、多摩川に昔の清流を取り戻すということになりますと大変な事業といいますか、国民総動員であらゆる観点から浄化に努めなければいけない課題でございます。そういう中で、いまＢＯＤという数字が発表になりました。環境基準としては多摩川についても浅川についてもＢＯＤの五というものを基準にしているけれども、ＢＯＤについては、多摩川は五・六、それから浅川については八・七であるということでございます。

日野市に古くからいらっしゃる方は御存じだと思いますけれども、浅川、多摩川などにもヤリタナゴとかタナゴの類、あるいはウグイ、また、ドジョウの中でシマドジョウ、あるいはメダカ、ギバチ、あるいはカマツカ、また、戦争直後にはカジカなども浅川、多摩川で子供たちがとることができたということでございます。こういうものが住むにはどうしてもＢＯＤの基準でいきますとやはり二ＰＰＭぐらいまで近づかなければいけないというふうに思います。そういうことを考えてみると相当大きな規模と目標を持ってこの多摩川の、あるいは浅川の浄化に取り組んでいかなければいけないわけでございます。大体二ＰＰＭから五ＰＰＭまでの間におきましてはアユやウグイが生活をしていくことができるということになっているわけです。そういう点で観測するだけではなくて、この浄化ということについてもう少し積極的な対策というものをとっていただきたい。しかも、その対策を恒常的に、持続的に続けていくということをしていただかなければいけないと思うわけです。それらの対策というものについて担当部長の方では、どういうふうに把握し、また、今後、どういうふうにしていこうと思っていらっしゃるか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

三点目に言いました鳥類の問題でございますが、これは、バードウォッチング、その他でいま盛んに市民が参加いたしまして市民の中で世論が高まってきているわけでございます。そういう中で、やはり、こういうバードウォッチングの運動などに対してもやはり市もかかわってこれを大いに後援したり、あるいは立て看板などをつけたりして子供たちの教育上にも効果があるような、そういうさまざまな施策をすることが必要だと思います。そういうことによりまして市民全体の中に自然を守ろうという空気が出ていくわけでございますので、そういうことをぜひしていただきたいと思いますが、これらの点についてお考えがあるかどうか。これは野ウサギなどもいるということでございますので、こういうものができればずっと見ることができるような状態というものもやはり市としても研究する必要があるのではないかと思います。その辺についても御努力いただきたいと思うわけです。

魚類の問題でございますが、これも浄化が基本になってまいります。しかし、私は市の適切な部や課におきましてこういうものを専門にやはり関心を持って調査をし市民に情報提供していくといいますか、市民の自然愛護の気持ちを高める、そういう部門というものをつくっていく必要があるのではないかというふうに思うわけです。全国の市町村などを調べてみますと川に蛍を復活させるために市や町、村で大変な予算を使って取り組んでいるところも多いわけでございます。これはもちろん三多摩にも方々にございます。こういうようなことをやはりしていかないと市民の関心も高まらないし、ある意味ではレクリエーションというような方面ばかりが強調されていきはしないかという危険がございます。そういうことで私はやはり日野市の中で系統的にこういう問題を研究していく、こういうことが必要だと思いますので、その辺についてぜひ対策をとってもらいたい。市の考えを聞かせていただきたいと思うわけです。

いま、サケの放流運動、あるいはコイの放流、そのほかアユの放流、さまざまな試みがなされております。浅川や多摩川にとってはどういう魚などを放流するのが専門的な立場から効果的なのか、そういう点もやはり研究していかなければいけない。私は、そういう立場からの要望をしたいと思います。また、御答弁があればお答えもいただきたいと思う次第です。（「放流しなくても自然に生息するのが望ましいんだ」と呼ぶ者あり）

次に、釣り人対策と関連して一点お伺いしたいわけです。それは、浅川の親水公園大名淵のあたりの親水公園について具体化が進むのではないかというふうに市民が期待をいたしておりました。しかし、これはいろいろな事情で先ほど部長が、答弁いただいたように実施計画というものをこれから出してもらって、さらに具体化をしていくということでございますので若干

延びたような気がいたします。そういう、延びた理由は一部住民が反対するとか、いろいろなこともあると思いますけれども、そういうことに関連してもやはり市民参加ということで、こういう浅川利用計画が進む必要があるというふうに思うわけです。大名淵の付近の計画については現状ということで見通しとしてはどういうふうになるかということをお聞かせをいただきたいと思います。

また、河川の保全ということで部長などから答弁がございました。このことについて全国の市町村の中では自分たちの市を通っている川に単に堤防工事をするというだけではなくて二次林というものをつくっていくことによって何とか自然の形で川岸を守っていこうという試みなども方々でなされているようでございます。こういうことで二次林という立場から日野市としても建設省、その他と相談をしながらこういうことを進めていく必要があるのではないかと思いますが、そのようなことについては考えていないかどうか、これも御答弁をいただきたいと思うわけです。

また、全体に関連いたしまして、いま子供たちの非行などということも大変大きな問題になっております。ところが、全国のさまざまな研究や調査の結果では緑というものが子供たちの精神の発達に大変プラスになる、また自然の保護ということも大変効果がある、必要なものである、こういうふうに言われております。そういう点で私は小中学校、あるいは教育委員会、こういうところと市の行政が連携プレーをして自然保護、自然観察、また自然観察ができるための河川についてきょうは質問しているわけですので、河川を利用したそういう施設の提供、こういうものをいろいろと工夫された方がいいのではないかと思います。観察路というようなものをつくるのもいいかと思いますが、そこらについても市として総合的に考えていただきたいと思いますので、これらについても答弁があれば関係当局から御答弁をいただきたいと思います。以上、お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

まず、一点目の程久保川の自然の保護といった点についての御質問でございますけれども、昨年の本会議でも御質問がございましたように、そのときに私の方から御答弁を申し上げております。程久保川の廃河川敷、また、現在の改修された程久保川の沿線、そういった地域を利用しながらプロムナード的な散策路を私どもとしては計画し、つくっていく、そのために東京都とも交渉を行っていくということで御答弁を申し上げてございます。その後、東京都ともこの程久保川の廃河川敷、また、現在の堤防、そういったものの利用についての協議を東京都と行ってきました。その結果といたしまして、東京都では市が具体的な利用計画を定めて使用する場合には無償で対応するという、また譲渡するということでお話をいただいております。私どもは、それに基づいて具体的な計画の作成、実施計画の策定に入ることになっております。これは五十八年度の当初予算には間に合いませんで、できれば補正でその調査計画の策定のための費用を計上させていただきたいというふうに考えております。

で、この計画では緑道をつくる、また、その付近沿道に公園を配置していく、そして、多くの緑を植樹をしていくというような計画でも考えております。今後の調査等に基づきましてよりよい環境をつくるための遊歩道を作成していきたいというふうに考えております。

それと、大名淵の釣り場の問題でございますけれども、現在は大名淵でも相当数の人々が休みなんかを利用いたしまして釣り糸をたれているわけでございますが、ここの大名淵を改修するということになりますとどうしても河川敷を、河川をいじらなきゃならないという問題がでてまいります。それには当然建設省の方との相当な煮詰めが必要になってまいります。現状のままで御利用いただくのは、これは一向に差し支えないわけでございますが、釣り場としての整備を行いますと洪水対策等に相当のクレームが国の方から出てくると思います。そういう点を煮詰めながら、じゃあ、それにはどういうものをそれらの形でつくっていくかということについては都市調査会の中で十分検討をし、国の方の了解も取りつけて、それでつくっていきたいと考えておるわけでございます。

それから、堤防等利用いたしました二次林でございますが、従来の考え方といいますと堤防にはできるだけ植樹をしないでほしいというのが一般的な考え方であったように聞いております。これは、たとえば堤防に植えた木が根を張ってまいりますと台風時期にはその木が大きく揺れる場合に根っこまで影響してくるわけでございます。そういうことによって堤防が崩れるという懸念があるために高木等の植樹は行わないようにというような方針であったわけでございますが、最近の考え方としては堤防にもそういうものを、高木等も植えても差し支えないんではないかという考え方も出てきております。こういう点につきましても調査会の中で意見も出ましたし、また、今後の検討課題というふうに考えているわけでございます。そういう中でできますことは実施に移していくということで今後進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、再質問の中で幾つか私の方でお答え申し上げたいと思います。

いま、大名淵の関係につきましては、ただいまお答えがありましたけれども、その中で先ほど申し上げました浅川利用計画の中で具体的にはたとえば浅川の散策路の計画、これにつきま

しては具体的に今後煮詰めていきたいと思っておりますけれども、たとえば、浅川の堤防が水路等の関係でかすみになっている部分が幾つかございます。滝合橋の上流の左岸だとか、あるいは一番橋の下流の左岸、あるいは南平駅の北側の右岸、これらのかすみ堤をつなぐことによりまして先ほど再質問のございました学習活動の中での自然観察路の設置計画というようなものも今後十分考えられるわけでございます。これらにつきましては工作物との関係もございますので建設省との今後の調整という中で具体策があれば取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、動物類だとか、あるいは魚類の生態、それらの生息状況、これらにつきましては幸い日野の自然を守る会の中でそれぞれの専門の先生がいらっしゃいます。たとえば野鳥の関係等につきましては日本野鳥の会の副会長をしております高野先生もいらっしゃいますし、魚類の関係では、これも専門の先生がいらっしゃいましていろいろ多摩川、浅川の魚類の生態を非常に熱心に観察し研究をなさっております。これらのデータ等もまだいただいておりませんけれども、それらを集約した中で動物だとか、あるいは魚類の生態、また自然の中にそういう生息する野ウサギなどの生態などもまとめてみたいとは思っています。そしてロータリークラブなどでも河川をきれいにしようというふうな看板も設置されておるようでございますので、自然を保護という立場からは、ここに野ウサギがいますとか、あるいは、こういう魚類が住んでいますというふうな、そういう提示をすることがいいかどうかはいろいろ問題もあろうかと思いますけれども、そういう実態的な問題として把握してみたいというふうには考えております。

それから、もう一つ、先ほど助役の方の答弁にもございましたように、多摩川全域の関係市町村で組織しております多摩川河川行政連絡会というものが年四回ぐらい定期的に持たれておりまして、これらは建設省の京浜工事事務所を中心といたしまして沿岸の各区市町が、約二十団体ぐらいが参加をいたしまして多摩川の治水、あるいは自然保護というふうな関係の中でいろいろそれぞれの地方公共団体の要望などもその場の中で提供し合いながら情報交換を兼ねまして対策を検討をしておるわけでございます。その中でも五十五年の三月に建設省が策定いたしました多摩川河川環境管理計画というのがございます。これに基づきまして建設省も多摩川の自然保護に力を入れながら地域ごとのきめ細かい利用と保全策を推進していこうというふうな考え方を打ち出しております。これらの一貫性の中で今後、御質問のございました点等につきましては日野市の立場の中で私どもは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　先ほど多摩川系の日野橋

下のＢＯＤの数値を平均五・六と申し上げました。年度を追って見てまいりますと五十年度が二・五、五十一年度が三・六、五十二年度が五・二、五十三、六・七、五十四、六・一、五十五年が一〇・六、ここまでは数値がふえる一方でございましたけれども、五十六年からこれが急激に減る傾向を見せまして五十六年が四・三でございます。そしてさらに五十七も四・三になっております。日野橋下に限って申し上げますとこのＢＯＤの数値は確実に下がってきているわけでございます。公害防止の意味合いからこのＢＯＤをさらに低めるためには公害防止条例に決めております浄化槽の放流基準、たとえば工場では二〇ＰＰＭですとか、指定作業所では四〇ＰＰＭですとか、そういった基準がございますが、この基準をより守るように監視を強めてまいりたい、当面監視を強めてまいりたい、こういうことを考えております。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　それでは、最後に三点にわたって市長を含めた市当局のお考えを伺っておきたいと思います。

いま、国の方で三月の一日に緑化推進連絡会議というのができたようでございます。また、そういう方向を受けまして東京都では東京都緑の倍増推進本部というようなのがつくられております。これは国民世論を反映してそういうスローガンというものを打ち出したものというふうに思います。私は、東京都緑の倍増推進本部というものの設置の方針書、これをいただいて見てまいりましたが、要するに知事が本部長になって宣伝をするというようなことで具体的な内容というものが非常に乏しいことになっております。これに比べまして私どもが自然の保護というものを大きく運動化する、都民の中でもそういう運動が起こるということになってきた一つの支えになっていたと思いますけれども、東京都が昭和四十九年につくった緑の保護の、自然の保護の計画がございます。これは昭和四十九年の三月に発表された東京における自然の保護と回復の基本方針というものでございます。これを比較いたしますと昭和四十九年の東京都の計画というものは都庁の専門的な職員を中心としながら都民参加で大変総合的で、科学的な実行可能な形での詳細な方針となっているわけです。ところが、このときに設置された都条例、その他も読んでみると非常にいいことになっておりますが、そういうものを都民参加でやるということをぶち壊すような形で突如都知事が東京都緑の倍増推進本部ということで今後いろいろ問題を呼びそうでございますが、こういう方向で今後は政府も東京都も含めて緑という問題を考えている、こういうことになりますとやはりこのままでは多摩川や浅川の自然の回復、こういう点についても大変な危険が予測されるわけでございます。そういうことなので私は日野市において市民の力とタイアップし

て市当局が河川保護について相当重大な決意で取り組んでいかなければいけないというふうに思うわけです。

そういう考えから再度、第一点は魚類保存などについての市の姿勢でございます。これは、先ほどの部長の答弁ですと自然を守る会とか、そのほかの方々に頼ることだけみたいな答弁に聞こえたわけです。もちろん、そういうことじゃないと思いますけれども、そういう専門家に力を借りるのは大変重要なことでございます。それとともに私がきょうの質問で強調しましたように、市としての独自のやはり取り組み、研究、対応というものをすべきではないか。以前は、たとえば蛍の復活についても具体的な努力などがございました。やはり、こういうことも含めまして今後ともこういう点で市独自の私は対応策をもっと強めるべきである。この点についての市長なりの御答弁をいただきたいと思います。

第二点目は浅川利用計画でございます。これはもちろん専門家の計画でございますので大変科学的なものであるというふうには思います。しかし、たとえば、このリバーサイドプロムナードというような考え方にいたしましても、これがレクリエーション、こういう意向が私は主になっているように思います。そこでやはり先ほど部長の答弁でも今後努力するとございましたように、自然観察、自然保護という観点を重視したような形でやはり浅川利用計画を進めていただきたいと思うわけです。

その際、二次林の話がいま部長からございました。これは堤防に単に植樹するというだけではなくて私は河川に近い、まだ民有地や公有地などがあれば、そういう広い意味で川岸を保護するという観点でいまから長期的に見ていって二次林ということを手を打つべきだ、こういう考え方から質問をしているわけでございます。もちろん日野市にはそういう土地というのはもうほとんど可能性は少なくなっておりますけれども、まだ浅川、多摩川を全部歩くとそういう可能性もあるわけでございますので、川とつながった形での二次林、こういうところにまで目をよこして長期的な観点で河川保護していただきたい、こう思う次第でございます。これについても考え方があればお聞かせをいただきたい。

それから、最後の点は浅川の今度調査会をつくったということでございます。これのシンポジウムも近くやろうということでございます。私は、このシンポジウムなど市民参加のいい機会でございますので、こういうものには本当に広くあらゆる各界の方々を集めて大々的に行う、そのためには予算もかける、そういうようなことを望みたいと思うわけです。この点についても市長に考えてもらいたいと思います。

以上三点についてお答えを願います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、われわれの生活環境の面から自然を守るという視点に立っていろいろな質問、提言がなされたというふうに伺っておるんですが、幸いに日野市には河川があり、それからいろいろな水路があり段丘地、丘陵地も緑がある。こういうすぐれた特徴を持っておりますので、これをなるべく後世に守って存続をさせるということが行政の大きな仕事であるということはもうどなたも共通認識に立っておられるわけであります。そして狭い意味でこれは治水治山という山を治める、あるいは水を治める治水治山という問題に皆つながっておるというふうに思います。開発をかなりし尽くして、その結果、完成をし何とか努力をしようというのが今日の時期になっているわけでありますから大変矛盾をしていることになると思っております。しかしながら努力をしなけりゃなりません。したがって恵まれております多摩川、浅川の水系利用等が市民生活、いろいろな意味で日野市の安らぎの場になってくる、あるいは大きく言えば教育や福祉にかかわってくる、こういう認識が持てるわけであります。なるべく公共用地、空き地、これらには緑化を図りたいわけでありますし、またなお進んで民地も確保して、そうして緑を守ろうというのがたとえば環境緑化推進などの考え方であります。

それから、水に対しましては確かに浅川が南北――市内を南北に分けて貫流をしている、これは大変な自然の恵みでございますから、これをなるべく利用したい。浅川計画、浅川調査会、いろいろ検討してまいっております。しかしながら一たび洪水が出ますとなかなか堤内地につくった施設というものは余り有効にどうも使えない感じがいたします。そこで堤防を、つまり河川の両岸をなるべく遊歩道、あるいはジョギングコース、いろいろな意味で自然観察、自然との触れ合いの場にする努力をしたい、これがとりもなおさず浅川自然計画ということになるわけであります。先ほど建設部長がお答えをしておりましたかすみ堤の部分に何らかの橋かけるか何かそういうことになるわけですが、連絡路をつくって、そうして活用をできるようにしたい。そういうことが大きな今後の施策になると思っております。そのためにはまた後々弊害にならないような、そういう検討が必要でありますし、特にまた河川管理当局との了解、あるいは許可、そういうことが必要であります。そのためになるべくいろいろな意味の近づきをするという意味で京浜工事事務所の所長も入ってもらい、また、その一番河川、あるいは治水の専門家であります高橋　豊先生にそのリーダーをやっていただいておる。そういう意味で日野市は恵まれておるというふうにも思っております。ただ、すぐ着手できない、できるという段階にまでなかなか進まないところにいろいろ急がれる理由もあるわけであります。一層、市の中にそういう水路清流担当がございますが、これをもっと強化して、そして取り組みをしたい。こういうことを現実にやっていこうと思っております。

それから、河川の汚れというのはこれはもう生活雑排水そのものでありますからして、家庭にいろいろな注意をしていただくこと、清流フィルター等の利用、あわせてまだまだやるべきことがたくさんございます。それから、いま取り組もうとしております洗剤追放――洗剤追放運動、これがまた河川の浄化のためにどうしてもやらなきゃならない課題だと思っております。また、多摩川の場合は上流にダムがありますからして渇水期には多摩川には水がなくなるというふうなことも考えられるわけでありますから、何かやっぱり常時清流が流れるようにやっぱりこれには水を養ういわゆる涵養林――治水林と申しますか、そういうことが当然水道局等において行われております。その効果を今後待たなければならない点があると思います。

それから、自然地ですから鳥類、あるいは小型の動物、それからウサギだとかキジだとか水鳥だとかいるわけですが、これは自然環境がよければ、そう人間が特別に保護しない形で生息するのが一番いいわけだと思います。魚のこともいろいろ言われましたが、魚のその変化、汚濁に強い魚がだんだんふえているわけでありまして、やっぱり水を清くして、そうして少なくもコイ――コイはかなり汚水にも住めるという性質を持っているそうですが、コイがとってコイが臭くなく食べられるようになれば一応の成功だろう、こういうふうに思います。アユは住めるようになればなお成功ということになると思います。いずれ、都市という――中小都市という、しかも上流にずっと連なっている都市もあるわけでありますから、これらの上流、下流の関連の中でお互いの努力をしていく、共通認識、共通目的を持って努力をしていくということが大切だと思っております。そのために関連する市の協議会を、これはむしろ交通ということを重点にして考えられておりますけれども、それらのことも合わせていきたい。こう思っております。

多摩川には、多摩川の、特に河川敷には東光寺に期待をするというところが一つあるわけでありますが、下流の予定地はこれはもう大雨が降ると浸水をいたしますので、場所を変えるなり何なり考え方を変えなければならない、このように思っております。

いろいろ回答に不十分な点もあろうかと思っておりますが、以上のとおりお答えをいたします。

シンポジウムは、ことし行えるというふうに考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　全国的にもすぐれたというふうに、私、思いますが、今度、緑化推進施策として基金制度、これが河川も含め大いに市民参加で実っていくように期待をいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の一、浅川・多摩川の将来の進行状況を問うに関する質問を終わります。

一の二、過密・過大校とこれからの学区変更のすすめ方についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　過密、過大校とこれからの学区変更ということで質問いたします。残された時間の配分の点がございますので、質問も簡潔にいたしますが、答弁も簡潔にひとつお願いをいたします。

三中問題ということが発生をいたしまして広く市民の間でもこの問題は関心が高まり、また社会的な側面もあわせ重なってまいりまして大変ないま市民の関心を持つところとなってきております。市議会においても超党派という形で三中問題にいままでも、また今後とも当たるということもございますので、私は、きょうは簡潔に六点にわたって質問をしたいと思います。

第一点は、先日の本会議でも質問の中で申し上げました。また、そうして私ども議員に対して今後、私ども議員に対して二月の二十三日付で三中の教職員の全員の皆さんからの文書による要請、あるいはまたＰＴＡの役員会からの要請などが来ております。市当局にも届いておると思いますので三中に関連する緊急具体的な要望というのが六点ほど述べられております。特別教室の問題、運動場の問題、それから要望教員の問題、給食のための要員の問題、四月一日という時点を考えての積極的な対応、これらでございます。この進行状況について簡潔にお答えいただくとともに早急なる解決を図っていただきたいと思います。

第二点は、三中に続いて市内の小中学校で過密、また違った形では過大、こういう学校の今後の発生の見通し、こういうものがすでに予測されているならそれを指摘していただきたいと思います。

第三点目は、三中学区の問題でございますが、三沢台小の今度の新六年生、この後の学区のことなどについては早くから父母や学校当局が納得するような対応しなければいけないと思います。そういう御準備はいかがであるか。この点をお聞かせいただきたいと思います。

第四点目は、三中の杉野学園を中心と独立校建設の問題が思うとおりに進展しないという結果が出ました。こういう中で次なる独立校ということについて早急に建設をできる可能性があるとすれば最低何年ぐらいで開校見通しがあるか。そういう点について見通しがあるとすればお聞かせをいただきたいと思います。

第五点目が本日の中心的な質問の趣旨でございます。過去、将来にわたりまして学区変更についていつも市民と教育委員会、あるいは市当局との間でなかなか意見がその場になってから一致しないという例が多かったわけでございます。こういう点で今後の学区変更に対して過去の教訓を踏まえてどういう点に意

を注ごうと教育委員会などはしているか。その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

学区変更の問題を父母の中で論じる際にも、たとえば、あの学校は先生がいいだとか、校舎がいいだとか、グラウンドがいいからあっちに行きたいとか、いろいろな議論まで含めましてさまざまな教育要求、父母の立場からの学区変更に関する討論というものが行われてきております。しかし、私はそういう際にやはり必要な討論というのは学校当局、教育委員会、そして教職員、父母、これら三者、四者が一体となった本当に行き届いた教育というものはどういうものなのか、どういう方向でいけばいいのかということの一体となった連携、討論、相談、話し合い、こういうものが必要ではないかと思いますので、やはり、そういう点について市当局なり、あるいは教育委員会もその手助けをしなければいけないのではないかと思います。そういう点についても考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

そして、五番と関連がございますけれども、今後、長期的な人口動態などを見て学区変更を考える際のそういう計画があればやはり何年も前から父母が納得するような状態をつくり出していくことが必要だと思います。そういうことについても教育委員会としては配慮しているかどうか。

以上六点について答弁をいただきたいと思います。時間があと十数分ということでございますので、ひとつ、簡潔なる御答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

三中問題に関しましては議員の先生方にも大変御心配をおかけして申しわけなく思っております。二月二十三日の日の三中の教職員からの要請、あるいは父母からの要請、教育委員会の方へも届いております。教育委員会といたしましては、この三中問題について五十八年度四月当初の問題、それから五十八年度中三中が教育課程をやっていく時点の中での問題、それから、それ以降の問題と、こういうような観点に立ちまして対応しているわけでございますけれど、とりあえず四月一日時点においては新しく三中に入ってくる子供たちが一応三中の中で対応できるような形での処置並びに職員室等先生方の勤務に支障のないような最低限の準備、こういうものにつきまして現在手配を進めながら対応しております。

それから、三中の教職員の方から出ております要請等につきましても早急に仮設校舎等による特別教室、これは時間割り編成、その他の中で非常に時間割りそのものが組めないというような状況等も出ておりまして三月一日の日にも立川にございます西武建設事務所――都のですね、そちらの方に出かけていきまして建築確認や何かの点につきまして西武事務所の方の協力、あるいは了解等についてもお願いをし、四月早々着手をして五月の連休明けには、そういうような特別校舎等の対応についても処置をしていきたい。また運動場の問題等につきましてもこれは近接しております程久保小学校、あるいは高幡台小学校等にも教職員の方々でも検討していただきながら小学校の教育活動、これに支障がないような範囲の中で極力体育館とか校庭の問題等につきましても三中に対する協力体制、これを小学校の先生方も聞いてくださっております。なお、五十八年度中には三中につきましては特別教室の三教室の増築、あるいは各階にトイレをふやしていかなくてはならない問題、それから会議室の一応建設、これらを対応しながらやっていきたい並びにプールサイド並びに更衣室の問題等につきましてもいまの校舎の増改築の問題とあわせながら対応していきたい、こんなぐあいに考えております。

それから、二番目の市内の小中学校の過密、過大、これの見通しでございますけれど、現在、三中が一番深刻な状況になっている状況で小学校関係につきましては、いま一小、それから二小、滝合小、この三校が千名を越している学校でございます。で、一小につきましては五十九年四月、二十小が開校することによりまして解消いたします。それから、二小、滝合小につきましては千名を越しておりますけれど、五十八年度の生徒数が、二小で千六名、それから滝合小で千十三名と年々減少をしてきている。こういうような状況の中で将来の西平山地区の開発等が進んでいく状況があった場合にはそれに必要な小中学校の用地等については市の方にお願いしていきたい、こんなように思っています。現在、過大、あるいは過密校というような形で千名を越している学校といいますと小学校でいま申し上げました三校、それから日野三中のそれだけでございます。

それから、三番目の当面する中学校教育を保障していく上で三中の学区域の問題でございますけれど、私たちも実は杉野学園、市を挙げての取り組みの中で杉野学園の問題に一番期待をかけていた。しかし、杉野があいう状況になる中で、それでは第二の候補地、第三の候補地、こういう問題についても努力していただくことは結構なんですけれど、一つは五十九年四月、いまの、今度新しく六年生になる子供、これが来年中学校に進学してくる時点、これの保障、これだけは早急に打ち立てなくちゃならないということで三月末の一応用地関係の努力等について大変努力していただいているわけですけれど、五十九年四月開校というような準備が整わない、あるいは、それが六十年、六十一年というような先に延びていくというその状況の中では三沢中学の増築に踏み切らしていただいて、当初から――四月当初から三沢台小学校の子供たちについては来年度入学する中で三沢中学の方に学区変更をしていきたい、こう考えておりま

す。

それから五番目の杉野がだめになったときの次なる独立校。いま申し上げた中で一緒に御了解願いたいと思います。

それから、学区変更に対しての考え方、これにつきましては確かに日野市が急激に膨張したという中で大変無理な学区域の切り方をしている部分もあります。そんなことである程度児童生徒数が落ちついてきている。こういう状況の中で五十八年度予算では予備調査という形で一応五十万ほどの予算をお願いしているわけでございますけれど、その中で全市的な形の地名地番を基礎にした資料を整備したい。乳幼児の数等を各地名地番ごとに落としていって将来の状況等も含んだ資料を整備し、五十九年度で学区検討委員会というものを設置していただいて、十名程度の委員さんを考えているわけなんですが、学校代表、あるいは父母代表、学識経験者、こういう方々の中にその資料を基礎にしたもろもろの内容をお示ししてその中で十分話し合いをしていただき、そこでできた問題等についてはまた各学校、あるいは父母の方々にもお示ししながら市民、あるいは父母の合意の得られるような方向の中で学年進行というような方法をとってでもこの新しいこの学区域の見直し問題については手がけていきたい、こんなように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　四点目の今後の全市的立場からの独立校の可能性ということでは明確な答弁がございませんでした。答弁できない状況もあろうかと思いますけれども、全市的な観点での万願寺区画整理、その他との関連、こういうことも含めてやはり独立校を急ぐということを要望をしたいと思うんです。そして、もちろんそれに関する学区ということになりますと大変なまた問題も起こると思いますので、そういうものについて私は一年、二年、三年前からやはり徹底的な調査、ＰＲ、話し合い、こういうものをぜひしていただきたいというふうに要望したいと思います。

それから、三沢中、三中については予算面にあらわれた問題もございますので引き続き予算委員会でも御要望などをし、また質問もしていきたいというふうに思います。そして、何としても四月一日という点での最大限の努力、入学式ということを目標にした最大限の努力、これは物質的にできること、そうじゃない面も含めて最大限の私は努力をお願いしたいと思います。

それから三点目に要望したいのは、これは三中と関係がございますけれども、高幡台団地の公団所有地の利用の問題などについては自治会の考え方、あるいはＰＴＡの考え方、あるいはスポーツサークルの考え方と、いろいろとあるようでございます。こういう点についてもやはり手抜かりのないように事前に民主的な話し合いをしていただく。そしてまた住民から要望が出た問題は積極的に取り上げて具体化し解決をしていただく。

そういう立場から民主的な態度というものを教育委員会並びに過去の経験から企画部――企画財政部、こういうところにぜひ強力にお願いをしておきたいと思います。

今後も人口の動態、市内の開発の状況ではまた過大校が、あるいは過密の学校があらわれる可能性もあるわけでございますが、過大校という場合には教育実践の中でさまざまな解決の仕方もあるということも言われておりますけれども、過密となった場合にはなかなか解決がしにくいということがございますので、こういう点は先ほど教育長が言われました調査資料の整備によって事前に事前にとぜひ解決を図っていただくよう要望したいと思います。

以上でこの件の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の二、過密・過大校とこれらの学区変更のすすめ方に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後　一　時　七　分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

二の一、老人保健法実施に伴う医療費有料化と診療差別等による深刻な事態に市は積極的な対策を講ぜよについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（米沢照男君）　老人保健法実施に伴う医療費有料化と診療差別等による深刻な事態に市は積極的な対策を講ぜよについて一般質問を行います。

昨年十二月議会でわが党市議団の板垣議員が国民犠牲の臨調路線にせ行政改革に断固反対する立場を明らかにしながら老人医療の無料制度を継続してほしいという多くのお年寄り、老後保障を進める会の皆さんを初め老人クラブの皆さんなどの熱心な運動、そして要求を受けて一般質問を行ってきました。老人保健法が御承知のように二月一日から実施をされ約一カ月間経過する中でまさに老人切り捨ての実態が一層明らかになってきております。

私は、具体的な質問に入る前に高齢化社会を迎えた今日のお年寄りを取り巻く周囲の環境、情勢について若干触れてみたいと思います。

まず、革新森田市政がちょうどこの四月に十周年を迎えますので、この機会にこれまで日野市で実施されてきた老人の健康と暮らしを守るための老人福祉施策がどうであったのか、この

点について簡単に振り返ってみたいと思います。

日野市の老人福祉施策の主な点を列挙いたしますと、まず、老人専用相談電話の配置に始まり福祉バスの運行、理美容券の無料配布、さらに敬老拠出建築資金の貸付制度の実施や一人暮らし老人宅への火災報知器の無料配置、さらに入浴券の配布や一人暮らし老人、そして老人家庭への友愛訪問員の派遣、老人農園の開設、さらにはまた身体老人機能回復の助成、寝たきり老人に対してトイレつきベッドの貸し出し、入浴サービス、浴槽給付、訪問看護、無料貸しおむつの配布等々行ってきております。さらには老人契約旅館の実施とかデイケアセンターの開設、高齢者事業団の発足、老人家庭への家事援助、ゲートボールコートの開設、さらに五十七年度では老人の憩いの家の基本設計費が計上され、五十八年度にはその老人の憩いの家がいよいよ建設される運びとなっております。そうした数々の施策が実施される中で老人福祉に対する予算も飛躍的に増大してきております。ちょうど十年前、古谷　栄さんの時代でありますけれども、四十七年度、このときの福祉予算、選挙も控えているということもあって前年対比ではかなり大幅な増額予算が組まれましたけれども、当時は六千四百三十五万の福祉予算でありました――老人福祉予算でありました。これは当時の人口で割ってみますと人口一人当たり六百一円であります。今日どうかといいますと五十七年度、これは当初予算でありますけれども、八億八千百十八万八千円、この五十七年度四月一日の人口で割ってみますと六千九十円、十倍以上の人口一人当たりの予算計上になっております。この十年間、革新森田市政のもとで日野市の福祉行政、とりわけ老人福祉行政が飛躍的に前進してきたことは市民からも高く評価されているところであります。革新森田市政が市民の要求と期待にこたえて高齢化社会に対応して積極的な施策を実施してきているのがお年寄りを取り巻く前進面の一面であらうかと思います。

しかし、その反面、御承知のように高齢化を迎えた老人に対する周囲の状況、情勢はきわめて厳しいと言わざるを得ないと思います。軍事費を削って福祉、教育の充実をというスローガンのもとで昨年からことしにかけて全国的な運動が国民各層の間で広がりつつあります。福祉や医療、教育、社会保障などに大なたがふるわれて軍事費の大幅増額による軍備の増強、そして大企業奉仕を貫くための臨調路線にせ行政改革がお年寄りの切り捨てを突破口としていま強行されようといたしております。日野市が憲法を市政に生かし十五万市民の命と暮らしを守る立場から国民犠牲のにせ行政改革に断固反対をするという積極的な立場から引き続いて日野市の福祉行政を前進させていくこと、このことがとりわけ当面する重要な課題の一つであると確信いたしております。臨調路線がお年寄りにもたらす影響は単に老人医療だけではありません。御承知のように年金や恩給の支給

額は物価スライドをしない。そのために年々実質的に引き下げられる。こういうことが行われようとしておりますし、支給年齢の引き上げと支給基準の改悪もたくらまれております。さらには家庭奉仕員――ホームヘルパーの有料化などお年寄りの暮らしの実態を無視した形で押しつけが行われようとしているのが今日の老人を取り巻く厳しい情勢の一側面だろうと思います。こうした自民党政府の軍拡臨調路線の強行によって国民生活のあらゆる分野にわたって矛盾が拡大されつつあります。

その上さらに鈴木都政による臨調路線の先取りとも言われる、いわゆる（「そんなことない」と呼ぶ者あり）財政再建策によって都民にきわめて大きな犠牲と負担がしわ寄せられているのが現状であります。（「そうだ」「おかしい」「おかしくないぞ」と呼ぶ者あり）鈴木都知事は都財政再建という公約が一年早く達成した、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）こう暴言をしておりますけれども、それでは鈴木都政による財政再建の中身は何かと言えば、大きく言って三つの特徴に分けられると思います。第一の特徴は都民への負担のしわ寄せであります。この四年間で八十七種もの公共料金が引き上げられてきました。（「美濃部都政のときもそうだ」と呼ぶ者あり）その引き上げ額は五十七年度をベースとして約千七百億円、四年間の累積では約三千億円、一世帯当たり約七万円の負担増加となっております。さらに減税見送りによる実質的増税額は年々増加をし、都政全体の四年間の累積増収額は一兆八千七百二億円にも及んでおります。これがそっくり都民の肩にのしかかっているということがはっきり言えるわけであります。第二の特徴は減量経営による福祉、医療、教育など都民サービスの切り捨てであります。（「間違っている」と呼ぶ者あり）七十歳以上の敬老バスへの所得制限の持ち込みは（「当然」と呼ぶ者あり）鈴木知事就任後わずか二カ月後に実施されてきましたし、（「当然」と呼ぶ者あり）老人家庭向けホームヘルパー事業の有料化、障害者施設の建設の打ち切り、学童保育クラブ運営費補助の削減、（「当然」と呼ぶ者あり）福祉の切り下げ、切り捨ては数十種にも及んでおります。そのほか二千五百人もの教職員定数の削減や九千二百人もの一般職員の削減も行われてきております。（「配慮なし」と呼ぶ者あり）第三の特徴は区市町村への負担の転嫁であります。御承知のように鈴木都政はこの四年間に三多摩市町村に対する補助金の切り捨て、削減を強行し三十事業百一億円もの負担のしわ寄せを行ってきました。日野市もその一つの市であります。

以上、臨調にせ行革とその先取り鈴木都政による国民、都民生活への影響について簡単に触れましたけれども、高齢化社会に全く逆行するような老人保健法が実施をされ、その問題点が明らかになる中で老人クラブや各種集会、そして医療機関などで大変な騒ぎになっております。

二月一日からの老人保健法の実施に先立って厚生省は一月二十日に老人保健法の規定による医療の取り扱い及び担当に関する基準、もう一つは老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準。この二つの基準を告示をいたしました。それに伴い二月一日から老人に対する医療が実施をされているわけでありますけれども、その内容は簡単に言って、一つは無料制度から有料化に実施されたという点であります。具体的には外来患者は毎月四百円を負担するようになりました。入院は二カ月間毎日三百円がお年寄りの負担になる。こういうことであります。しかも、この収入は保険から医療機関に支払われる診療報酬から差し引かれる、つまり病院側には一銭の増収にもならない。こういうことから医療機関に老人の診療、治療を敬遠する。こういう傾向が出げるを得ない、大変お年寄りにとっては許すことのできないような切り捨ての内容になっております。さらに医療の大幅な制限、差別がこれによって持ち込まれたことであります。老人病院の場合、注射や耳、鼻、のどなどの措置は幾らやっても同じ値段、必要なときにも注射や処置ができない、こういう状況に仕向けられております。さらには心電図、超音波、脳波、コンピューター断層撮影など、これなどは月一回に制限をされております。必要があってもこうした治療ができない、こういうふうに仕向けられているわけであります。第三に入院規制、退院の促進であります。七十歳以上の人の入院は長くなればなるほど保険から支払われる診療報酬額が低くなる、安くなる。したがって医療機関にとっては手間がよけいかかって収入が減るという結果がもたらされます。したがって、いやおうなしに退院を促進せざるを得ない、こういう状況が持ち込まれております。さらに家族の都合で退院できないでいる患者に対しては医療機関から市長に通告をして強制的に退院をさせる。こういうことが医療機関、そして地方自治体の長に義務づけられたと、この基準では明記をされております。さらに老人健診の有料化の方向も打ち出されております。お年寄りにはほとんどの治療、これが手抜きをされる、年寄りにはほどほどの治療をやればいい、死ねばいいと言わんばかりの老人保健法の内容になっております。（「そんなことはないぞ、ちょっと言い過ぎだ」と呼ぶ者あり）

そこで、私の具体的な質問に入るわけでありますけれども、まず第一にきわめて問題な強制退院の問題であります。告示では、療養上入院の必要がなくなった患者に対しては速やかに退院の指示を行うと、ことさら強調し、家庭的事情による長期入院を廃する、こう明記されております。病院から市長に対して通知が行われた場合、市長が速やかに措置をし退院をさせなければならない、こうなっております。こうした気の毒な老人患者に直面した場合に市長として、また市としてどう救済措置をとるつもりなのか。その点についてまず一点具体的にお聞きをしたいと思います。

二点目は、入院が規制をされ退院が促進をされる中で在宅で療養する老人が急激にふえることが予測をされます。したがって、今日、日野市で行われている訪問看護制度——一人の保健婦と七人の看護婦で実施をされておりますけれども、この体制を速やかに強化する必要があると私は考えております。在宅治療老人患者がふえることが予想される今日、市としてこの訪問看護制度を引き続き充実をさせながら実施していこうとすれば当然体制の強化、内容の充実を図らなければならないと考えますけれども、この点について具体的にどう構想、計画をお持ちであるのか伺っておきたいと思います。

それから、三点目はお年寄りの健康を守る、そして早期発見、早期治療の立場からこれまで無料健診が実施されてきておりますけれども、日野市の場合、五十六年度実績でその老人健診の受診率が三二%であります。全都的には三九%だと言われております。ですから、日野市の場合、その受診率がかなり低いのが現状であります。そこで、私はこの受診率をもっと高める、少なくとも当面五〇%くらいの受診率には引き上げていかなければならないだろうと思います。入院が規制をされ、退院が促進されるという、こういう厳しい状況の中で、まず早期発見のための健診を積極的に行っていく必要があると思います。そういう点で受診率を飛躍的に向上させるための具体的な手だてが必要だと思います。この点について計画があれば伺っておきたいと思います。

四点目は老人の健康増進するための具体策でありますけれども、これまでにも日野市は積極的にお年寄りの健康増進対策を進めてまいりました。先ほどからるる強調しましたようなお年寄りを取り巻く厳しい環境のもとで、さらに一層日野市が独自で健康増進対策を進めていく必要があると考えております。十二月議会での板垣議員の一般質問でも触れられましたけれども、あえて私もここで一つの例を引きたいと思います。群馬県の下仁田町の例であります。ここでは国保加入者約八千人の一二%を占める老人の医療費が町が力を入れた生活向上対策の栄養教室の開催や老人生きがい対策の推進、ゲートボールの普及などで大幅に減少をした。そのために被保険者一人当たり千二百円の国保税の引き下げを決めた。つまり国民健康保険事業がお年寄りに対する健康増進対策によって黒字を生み出し、そうして国保税を引き下げたという一つの例であります。ここでは生きがい対策事業に特に力を入れております野沢菜漬けフレーム栽培などの農園が奨励をされております。それから竹細工木調の工芸教室、健康保持の点ではゲートボールが町内各所で行われている。日野市もそれに向けての取り組みがこれまで行われてきておりますけれども、いまの老人を取り巻く厳しい環境のもとでさらに一層力を入れていく必要があると考えております。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）むしろ、お年寄りを中心に市民運動的な背景の中でこうした具体的な対策を講じていく必要があると考えております。この点についての計画を伺っておきたいと思います。

五点目は医療費有料化に伴う対策であります。この無料制度の継続、今日の時点では有料化から無料化への制度の転換でありますけれども、御承知のように日野市議会ではその要求――請願を受けて全会一致で採択をし、市議会としての意思決定をしてきております。これを受けて森田市長も施政方針表明の中で老人医療費の一部個人負担が制度化されましたが、何らかの助成施策を年度内に実施するよう検討を進めているところであります。こう述べておられます。実施されて一カ月有余でありますのでこれから検討を進めよう、こういうことかと思いますけれども、今日の時点で先ほどからるる強調しました厳しい老人を取り巻く情勢のもとで地方自治体としてとりわけこれまでお年寄りの健康と暮らしを守るための施策を積極的に進めてこられた森田市長としてどういうお考えをこの時点でお持ちなのか、まず伺っておきたいと思います。

以上五点について御質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　お答えいたします。

ただいま御質問ありました老人保健法の施行に伴う二つの基準、すなわち厚生省の公衆衛生局老人保健部長名をもちまして五十八年一月二十日付で通達が出されておりますが、老人保健法による医療の取り扱い及び担当に関する基準及び医療に要する費用の額の算定に関する基準。この二つの基準が送付されてきております。東京――東京都庁――都を通じまして市の方に経由してきておりますけれども、この問題についての御質問だと思います。

まず第一点の強制退院、長期入院患者の老人の長期入院患者の強制退院についてどのように対応するかということでございますけれども、この基準によりますと、まず、この基準の中では老人保健法の精神を受けまして、一つには不必要な長期入院を是正する。できるだけ入院医療から地域及び家庭における医療への転換を促進するということがまず第一点にうたっております。二点目といたしましては投薬、注射、点滴等によって日常生活についての指導を重視した医療を確立するということが二点目でございます。第三点目といたしましては主として老人のみを収容している病院についてはそれにふさわしい診療報酬を設定して医療の適正化を図る。こういう点がこの二つの一つの基準の眼目になっておりますが、その中で入院患者については病状に照らして入院の継続の要否を適時適切に判断すべきだ。療養上入院の必要のなくなった患者に対しては速やかに退院の

指示を行うものとする、また、単なる家庭事情によって長期入院を廃するために患者はこれらの理由によって退院が困難であると認められるときは市町村長に通知すること、これは市町村長において家族に対する適切な指導、在宅サービス、福祉サービスの提供、老人ホームへの入所等の措置を講じるとともに速やかに退院を可能ならしめる趣旨であるということでございます。

それで、この点につきましては病院の指導は東京都の指導権限の中に入っておりますので、東京都としてはこの基準に沿ってやらざるを得ない、厚生省の照らした基準に沿って今後指導、各老人を抱える病院に対してはこのような指導をしていかざるを得ないというのが東京都の答えでございます。これに続きまして市町村が通知を受けて長期の入院患者が療養必要なくなったから市町村長、家庭の事情で家庭療養ができないから何とかしなさいということが出てきた場合にはどうするかということについては東京都に問い合わせをいたしましたけれども、まだ具体的にこれについては東京都の回答が明確になっておりません。係長会及び課長会が一月及び二月にこの問題についてなされておりますけれども、ここについてはこの二つの基準説明の程度を出ておりませんので、このような具体的な事例がどのように発生するかということについては今後の問題だろうというぐあいに考えております。したがって、このような問題が出てきたときに市としての受け入れ体制がどのような形に対応できるかということについては私どもとしては鋭意このような困難が生じないように対応していくつもりでございますし、また東京都ともよく協議を重ねましてこの問題の処理に当たっていきたいというぐあいに考えております。また各市とも十分にこの点については連絡を取りましてできるだけこの点についてはそごがないようにいたしていきたいというぐあいに考えております。この基準につきましては老人病院に対する、関する部分については実施が四月一日ということになっておりますので、まだ具体的に発生した事例というのは私どもとしては経験しておりません。

また、第二点の訪問看護の対象者増をどうするかということでございますけれども、これにつきましては日野市におきましては日野市の医師会の御協力によりまして訪問看護を進めております。現在、先ほど御指摘のありましたように八名の看護婦と保健婦でこの訪問事業を進めておるわけでございますけれども、対象は六十五歳以上の寝たきり老人ということで私どもは二月まではやってまいったつもりでございます。しかしながら、新老人保健法の公布によりましてこの寝たきりの訪問事業も一応新しい保健医療の体制の中で組み込まれるという体制の中で保健事業として老人保健法の包含する中で対応していかなくちゃならなくなってきた、こういう状況でございます。現在五十

八年一月一日現在では訪問対象者は百八十九名ございます。これに対して、私どもといたしましては八名で月二回の訪問をいたしておりますので平均しまして一人二十三人を受け持つということで、これにつきましてはかなり現状で過密な状態だ、こう言わざるを得ないという状況でございます。これについては今後数人の増員を計画しておりますし、できるだけこの過密状況を緩和しながら今後の対応をいたしていきたい。特に、第一点の御指摘がありましたような老人病院からどのような状況が出てくるか、ちょっとわかりませんけれども、それらの問題に対しても対応できるような体制をできるだけ早急につくっていきたいというぐあいに考えております。この保健事業については国の通達の内容といたしましては保健事業としては五年計画で整備せよ、特に医療センター及び保健婦の確保等については五カ年計画というのが出ておりますが、できるだけ早く対応できるような体制については市の体制を考え、また、その訪問事業の内容についても十分検討してまいりたいというぐあいに考えております。

第三点の老人の無料健診につきましては生活環境部の方でお答え願うことといたしまして、第四点の老人の健康増進対策、特にゲートボールに重点を置いた健康増進を図れということでございますけれども、これにつきましては現在日野市では三十万余の予算を五十七年度に組みまして対応してきたところでございますけれども、さらに健康増進等の重点を前進させる観点から、これも一層積極的に進めていきたいというぐあいに考えております。また、その他の老人の健康増進対策も積極的に考えていきたいというぐあいに考えております。

五の――五番目の医療費の有料化に対応する無料化についてはどうするかということでございますけれども、これについては市長の施政方針演説の中にもうたわれておりましたところでございますけれども、現在、一部負担の無料化については国の強い指導、補助金等のカット、あるいは国保事業に対する干渉、あるいは補助金のカットというような形の対応が国から出されてきております。また、この問題の処理に当たりましても事務量の問題――増大の問題、この問題についても決して容易な問題ではないというぐあいに考えております。現在、老人医療の中での対象人員は五十七年度におきましては五千三百人、大体一人平均一・三人の件数で私どもとしては対応しておりますけれども、大体年間で七千円近い件数の対応をいたすということもございますので、この辺の事務量の問題等も抱える問題でございます。全国の自治体では何らかの形の無料化が部分的には進んできているということで、現在のところ先般問い合わせをいたしましたところが二十六市町村で何らかの一部負担なりの対応をいたしてきておるということでございます。その方式につきましては名古屋市等の健康管理手当の上乗せ、あるいは障

害者、あるいは住民税非課税等の対象者を特定するものというものが現在幾つか散見される状況でございますけれども、本市では現在、今後は老人保健の老人福祉の施策の関連の中でどのような対策が最も適当か今後とも十分な検討を重ねていきたいというぐあいに考えておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。

四点目の老人健康――失礼しました。三点目の老人無料健診の内容充実についてのお答えでございます。老人保健法のねらいは健やかな老後を迎えるための病気の予防、そして早期発見、治療、リハビリテーション、こういったものの一貫したサービスを提供することでございまして、老人医療の部門と、それからヘルスと言われます保健の部門の二面性を備えているわけでございます。

保健の方につきましては健康手帳を交付いたします。その結果を記録するなどして医療と日常の健康管理に役立たせる。それから健康教育を行います。これは健康についての自覚を高めて正しい知識を広めるため保健学級など一定の人数で健康教育を行うものでございます。それから健康について個別にいろいろな相談を受ける健康相談という事業がございます。そして、さらには三点目の御質問にございます健康診査――循環器とがんを中心にいたしました健康診査の事業。それから不幸にして脳卒中などにかかられましてその後遺症で体の不自由な人に対しては機能の維持回復と日常生活の自立を助けるために機能訓練を行います。それから在宅で寝たきりの人などに対しては保健婦などによる訪問指導を行っている。こういったヘルスの面では六つの事業があるわけでございます。

三点目の御質問の健康診査はこの六つの事業の一つでございますが、五十六年までは福祉部の社会課で扱っておりましたが、五十七年度から生活環境部健康課で扱うことになりました。その実績を申し上げますと、対象者九千八十三人のうち一時診査を受けられた方は三千六十九人でございます。受診率は三三・七%になろうかと思います。この受診率の低さを先ほど御質問の中で言われておりましたけれども、全国平均を見ますと受診率の平均が三二%でございます。したがいまして、わずかながらでございますけれども、日野市の受診率はこの平均を上回っている、こういうことが言えるわけでございます。で、一時診査で多少疑義のある方は第二次検査に当たります精密検査を受けるわけでございますけれども、日野市のお年寄り二百十一人が受けております。さらに医院まで行けない、病院までいらっしゃれない、そういう方のために訪問診査を行っておりますが、十一人の方が受けております。

で、ただいま申し上げましたとおり、一般診査と精密診査の二とおりに分かれますが、一般診査の方につきましては目で診

る診察――視診、それから聴診、それから栄養の状態、それから浮腫と申しまして、浮き沈みの浮くという字に腫瘍の腫でございますが、腎臓の機能の検査でございます、むくみを。それから尿の検査を行います。血圧の測定をする、こういったものが一般診察の診査の中に含まれているわけでございます。

私どもは従来の老人福祉法によるこの老人健康診査は今後新しい老人保健法に包含されてまいります。そして老人保健法による保健事業として行わなければならなくなるわけでございます。日野市におきましては、いままでのこの診査の水準を落とすことなく、そして六十五歳以上の方が病院とか医院に個別方式で参って――集団方式でなくて個別方式で病院や医院に参って受診できるような、そういった具体的な方法につきまして問診票を含めましてただいま医師会と協議中でございます。いままで以上にりっぱな水準でこの健康診査を続けてまいりたい、このように考える次第です。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　再質問をいたします。

一点目の強制退院に対する受け入れ体制でありますけれども、今後、そうした事態が起きたときに具体的にどうするかという点では今後の問題としてまだ具体的な対策、救済措置は考えられていないようでありますけれども、少なくとも退院したいけども、退院できない状況でお年寄りが入院している。こういう対象者を病院側が市長に通知をする。市長は速やかに措置をして退院させなきゃならない。こういうことになるわけであります。その退院させたお年寄り患者をどうするかが問題になるわけですけれども、その点について具体的にこうするという点がまだ方針として打ち出されていない現段階でありますけれども、その姿勢として、あるいは考え方として、これは市長から伺っておきたいわけですけれども、つまり退院できる状況にあるけれども、退院できない入院患者。相当深刻な家庭の事情がある。これは常識的に考えてそう思われるわけです。それを退院させてその困難な家庭事情にあるその自宅に単に送り届ける、こういうことでは問題の解決にならないんだろうと思います。その点についてまず一点市長に伺いたいと思います。

これは、部長の答弁では今後東京都と協議をしながら検討したいという意味の答弁でありましたけれども、相談、検討するまでもなく、そうした対象のお年寄りに対してどうするかという一つの考え方はこの時点でもしっかりとあっていいんじゃないかと思います。その点、一点、まず再質問をいたします。

それから、訪問看護体制の強化でありますけれども、これは積極的に対応できるように体制を整えていきたい、こういう意味の御答弁をいただきました。これは、ぜひ部長答弁にありましたように具体的には保健婦、そして看護婦を増員を図る。そして、きちっとした即応体制をとっていくということがどうしても必要でありますので、この点はひとつ抜かりなく計画的に、ひとつ即応体制がとれるように準備を進めていただきたいと思います。

それから、三点目の老人健診、現状どうやっているかという点で具体的な答弁をいただきました。私が先ほど御質問したのは冒頭質問の中でるる指摘しましたように大変お年寄りの取り巻く環境、情勢がきわめて厳しい。そういう中でなおこの老人健診というのは特に早期発見という点で重要な事業であります。御答弁では三三・七%の受診率だそうですけれども、もう少しこの受診率を高める努力ができないだろうかと思います。この老人健診は現状どういう公募が行われているのか。この点も含めてお答えをいただきたいと思います。

それから、四点目の老人健康増進対策ですけれども、これもゲートボールコートの増設を初め、その他の増進対策も積極的に進めていきたい、こういう答弁がありました。これは言うまでもなく大変総合的な健康増進対策、早期発見、早期治療、そしてリハビリも含めた総合的な対応が必要なわけでありますけれども、日野市もゲートボールコートが増設をされる中でかなり町を歩っていてもあちこちでゲートボールをやっている状況を目にいたします。大変お年寄りの健康には重要な取り組みの一つだと思いますけれども、さらに具体的な積極的な取り組みが必要だろうと思います。その点についてゲートボールコートを増設をして奨励をしていくということ。そのほかに、この時点で具体的にこういう対策をしていきたいということが中身として、まだ具体的に持ち合わせてないということかもしれません。今後の課題も含めて、もう一度この点はお答えをいただきたいと思います。

それから、医療費の有料化に伴う対策でありますが、御答弁にありましたように、全国で二十六の市町村が無料制度を何らかの形で継続をしているということであります。日野市でも、くどいようでありますけれども、議会としてもきちっとした意思統一がされております。そしてまた、その背景には多くのお年寄りたちの熱心な粘り強い運動が今日まで続けられてきている。こういう切なる願い、要求があるわけであります。積極的にひとつ要求にこたえた御答弁をいただきたいと思います。これは市長から答弁をいただきたい。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　第三点目の健康診査についてのお答えからさせていただきます。

この健康診査、老人健康診査のやり方は先ほど御答弁申し上げましたように、対象者九千八十三人全員の方に郵送で老人健康診査記録票という一種のカルテのようなものをお送りいたしてございます。その記録票を持ちまして希望するお年寄りは付近の医院、あるいは病院に出向きましてそこで健康診査を受け

ていただく、こういうことになるわけでございます。したがいまして通知を発送したこの九千八十三人の三三・七％――三千六十九人の方が一時診査を受けられた、こういうことでございます。

おっしゃるとおり、確かに率は低いのでございますけれども、被保険者の本人ですと、これは会社でやれますし、それから通院をなさっている方もこの健康診査には恐らく行かれないんじゃないか、こういうようなこと。それからさらに一流の大会社になりますと本人だけでなくて家族の健康診査もやってくれるというようなことも聞いております。そんなような事情で各自治体とも三二％ぐらいの受診率にとどまっているんじゃないかと思います。もちろん私ども、この三三・七％に満足しているわけではございません。今後もさらに受診率を高めるべく普段のPR、その他の方法を検討いたしまして高める方向にもってまいりたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ゲートボール等健康増進対策を積極的にということでございますが、老人保健法の精神そのものが医療費の抑制と、それから健康管理等一貫した医療体制の確立ということでございますので、私どもといたしましてはゲートボール等健康増進対策については積極的に取り組んでいきたい。

具体的にお答え、現在のところではできませんけれども、取り組んでいきたいというぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　昨年、老人保健法が制定をされ、本年二月一日から施行される段階に入ってまいりまして大きなこれまでのならわしに対して変化が生まれてきております。それに、対応にまだなれない、あるいは対策が成熟しない。それらのことでいろいろ不安と、それから論議を呼んでおるところでございます――だと思っております。そうして老人保健法は確かに精神としては一面には近ごろはやりの言葉であります自助自立のたてまえをとって、そして健康に努め医療費の支出を削減していく。考え方としては一つの論理に当てはまっておるわけでありますけど、なかなか具体的に、まだ特に自治体に求められておる地域の施策が不完全であります。まだ多くの確立しないわれわれにもまだ戸惑いが残っておるところでございます。それで、いま質問されましてなかなか明快なお答えのしにくい点が多いわけであります。ただ、考え方というふうに言われますので、考え方ということでお答えをしなければならないと思っております。

一番目の一種の強制退院という形になった方をどのように受け入れる仕組みをつくるかという、最近、この老人のいわゆる老人寮ということに対しまして在宅ケアでありますとか、ある

いは地域のボランティアによる地域ケアでありますとか、そういうことも一つのいい姿だというふうには言えますけど、必ずしもそれがまた家庭の事情、住宅の事情、あるいは家族構成の事情、いろいろなことで無理なつまり受け入れ体制がないままのケースが起こり得るというふうに特例としても考えられるところであります。いままで一般的にはよく特別に老人ベッドと申しましょうか、ナーシングホームとか、余り医療に偏らない形の看護、看護婦、つまり看護によるそういった病院といいましょうか、いわゆるナーシングホーム、このようなのが先進国にはあるというふうには聞いておりますが、まだ、われわれの周辺にはそういう姿までには至ってないわけでありますけど、こういう方向を選ばなきゃならない。そういうことがやっぱり考えられるところだ、このように思います。制度化できるかどうかは、いまのところわかりませんけど、何か、そう考え方を導入すべきだろう。そういうことがまた市立病院等にも一つの事業として、事業の分野として設けなければならないかもしれない。そのために、いま用地の確保、あるいは改築、それらのこともあわせ考えておるというふうに、時間のかかる言い方ではありますが、もっと手早いことも考えなければならない。このことをあわせお答えをする次第でございます。

それから、いわゆる医療の一部個人負担、これに対する従来の無料化施策を継続せよという日野市議会の議決もございますし、特に日野市ではそういう運動が強く求められている、こういう経過がございます。聞くところによりますと他市では余りそういう運動がないというのでちょっと不思議に思うわけですが、私どもの市長同士の話の中でも市によって特徴があるようでありますが、日野市は特に請願も三とおりが出されましてそれぞれ議会でも議決をされております。したがいまして、私も施政方針でも申し述べておりますとおり、遅くも九月議会あたりには施策を固めて提案もしなければならない、このような心構えでいるところでございます。国の指導、あるいは上乗せに対しますいろいろなことも言われておりますから、なるべくそれらとその抵触しない形で施策を考えていきたい、このように日野市としてはぜひ実施したい。何らかの方法を実施したい。こういう考え方でございます。多少の考えはないわけではありませんけど、もう少し具体化を固めました上で御相談もし、していきたいと思います。

それから、高齢者対策協議会という要綱に基づきますこれからの高齢者施策をやっぱりいろいろな各方面の意見を聞き、施策化することが大切だと思っておりますので、これとの協議会の発足も近いうちに行いまして、そうして御相談をし、御意見もいただきながらやっていきたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　最後に意見を述べて質問を終わ

りたいと思います。

無料制度の復活については九月を目途に検討を進めるという御答弁をいただきました。すぐに実施してほしいという気持ちで運動を進めておられるお年寄りの皆さんには不満な回答かと思います。しかし、行政側もさまざまな医療機関との関係、実務をどう具体化するか等々実施に当たっての具体的な詰め、検討が必要だろうというふうに思いますので、この点については了としたいと思います。

御承知のように、いま日本全体が高齢者化社会に向けて大変寿命が延びてきております。男七十四歳、女七十九歳、まさに高齢化社会であります。人口に占める高齢者の割合は年々高まってきております。ざっと一割が六十五歳以上のお年寄りで占められている、こう言われております。まさに日本は世界でもトップクラスの長寿国になっております。しかし、長寿であるということと健康であるということは必ずしも一致しません。厚生省の調査でも平均寿命の延びとともに国民の有病率は一九五五年千人当たり三十七・九人であったものが、一九八一年では千人当たり百三十・五人ということで有病率は三倍化をしております。今日、高齢期を迎えている皆さんの多くは言うまでもなく青春時代に赤紙一枚で侵略戦争に駆り立てられる。そして戦後は焦土と化したこの国土の復興、建設に邁進してきた。高度成長期には日本の経済の成長のために身を粉にして働いてきた人であります。まさに今日の日本をつくる上で積極的な役割り、貢献を果たしてこられた方々であります。この老人お年寄りたちに対して国が責任を持って幸せな老後を保障していく、このことは当然であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

しかし、いま自民党――中曽根内閣のもとで進められようとしているいわゆる臨調路線はお年寄りを切り捨てる。こういう老人保健法の実施、これを突破口として日本全体の医療制度を全面的に改悪しようと企てております。許すことのできない悪政がいま強行されつつあるわけであります。したがって、いま政治的には余り関心のないお年寄りも含めていまみずからの命、健康を守るために運動に立ち上がっておりますけれども、こうした多くの人たちの運動は突き詰めていけばこうした悪政に立ち向かっていかなければみずからの命も守れない。こういう立場に置かれているんだと私は思います。（「オーバーだよ」と呼ぶ者あり）こうしたきちっとした国の責任を果たさせるという一側面を持った（「日野市政を正せ、まず」と呼ぶ者あり）運動を進めながら同時にまた日野市も（「そうだよ」と呼ぶ者あり）自主的、自発的にお年寄りの命と健康を守るための施策をこれまで積極的に進めてきましたけれども、さらに一層こうした具体的な施策を力強く進めていただくことを心から期待をし、また当面する課題での一層の取り組みを強めてくださるように最後に強調して、私のこの質問を終わりたいと思います。

（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって二の一、老人保健法実施に伴う医療費有料化と診療差別等による深刻な事態に市は積極的な対策を講ぜよに関する質問を終わります。

三の一、小中学校の校内暴力について問うについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔五番議員登壇〕

○五番（谷　長一君）　青少年の暴力、これは校内暴力でございます。これにつきまして質問をさせていただきます。

この小中学校の校内暴力につきましては新聞、または週刊誌を見るたびに目に触れないときはないと言ってもよいくらい非常に多く行われていることは皆さんもよく御存じのとおりであります。これらの問題も非常に悪質きわまりなくなりまして、また青少年のこの行い等がいかに世論を騒がしているかということが、これは国政におきましても言われるようになりまして、これらの暴力行為等は政治問題までにも発展したと言っても過言ではないと私は考えております。それらの観点に立ちましてこの日野の小中学校の校内暴力についてお伺いするわけですけれども、この小学校の、または中学校の校内暴力、これらは日野警察等にお伺いしまして一体どうなっているのかというようなことも伺ってみたこともありますけれども、これらにつきましては傷害、いわゆる恐喝、刑法犯については幾らか減っているというふうに考えてもいいじゃないかというようなことも言われました。が、しかし、この生徒の、また先生に対する暴力行為、これらも日野市の中においては行われているようであります。また児童が先生――児童生徒が先生に対して行う暴力、さらには児童と児童間の暴力行為、それらが非常に多くというまでには至っていないでしょうけれども、これは考え方によれば多くと言ってもよろしいんじゃないかと思います。それらが発生しているわけです。それで、どういうわけでこれらの暴力行為が発生しているかということもまた改めて考えなければならないんじゃないかと考えております。また学校等へ行きますと、その学校の、しかも義務教育であります小中学校の授業が一部においてはしっかり行われていないと言っても私は過言じゃないと思うんです。事実、行きまして授業等を見ておりますと四十人もいる生徒の中で授業を受けている生徒というのは数人と言ってもいいくらいの場面を私は見たこともあるのであります。これらのことを考えてみますと親にとりましては児童は就学をさせる義務、これがあるわけなんです。それにもかかわらず、一体先生はどのような考えを持ってこの教育をしているのか。本当に教育の現状、現実を見て憂えないわけにはいかないというのが実態であったのであります。また、そういうことを考えてみまするとこの学校の校長の貨管理督が本当によく行われているのであろうか。一体また校長がリーダーシップを発

揮して一体これじゃあ、とってもやれないんじゃないか。そのリーダー的な存在価値というのは薄らぐような気がしたというのも私の見た目では考えられたわけです。そこで、どういうわけでこのリーダーシップがとれないかというようなこともまた深い原因がそこにあるのではないかというふうに思いました。そういうことを考えてみますとこの校長対教師、または教師間の連帯、これは、または連携ですね、これがどうなっているのかというふうにも考えたわけです。そういうことから、さらにこれを発展させて考えてみますと、この教師と生徒、それから父母の信頼、これは非常に大切であるのではないかと思うんです。そこいらの点につきましても私はこれからどのようにしていったらよいかということも考えさせられたわけであります。さらには最終的にはこれらを一貫して考えてみますと一体この学校内の暴力をどのようにしてこれから防止しなければならないかというようなことも考えた次第であります。

以上のような観点に立ちまして、小中学校の校内暴力について八点を質問いたしたいと思います。

まず第一に、第一点としてこの事件件数ですね。刑法犯、または、その他補導等。

第二点として、この教師の児童生徒に対する暴力、それから児童生徒の教師に対する暴力、児童と児童、または生徒と生徒間との暴力、または、それらの発生の動機ですね。

第三点として、各学校とも授業がしっかり行われているかどうか。さらには自宅研修等はあるのかどうかということです。

第四点として、各学校の管理がよく行われ、学校長のリーダーシップがとれているかどうかということです。

それから第五点は、校長対教師、教師間の連携はいかんということですね。

第六点は、教師、生徒、父母の信頼感はどうなっておるかということです。

第七点、学校内での事件を学校、教育委員会では包み隠していないか。

第八点、校内暴力等を防止する策はあるかどうか。（「ある」と呼ぶ者あり）

以上についてお伺いいたします。（「谷さん、水飲めよ」と呼ぶ者ある）かぜ引いてるんです。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

いま谷議員さんの方からもお話がございましたように中曽根総理もこの問題に関して内閣を挙げて取り組みたい、こういう発言をなさって、総理府、あるいは警察庁、文部省等それぞれあらゆる対応をとっていますが、なかなか具体的な形で、これが決め手だというその具体案がなかなか出てこない。それほど

現在の子供たちを取り巻く社会と申しますか。この中に非常に問題点が多々あるということ、これは御指摘のとおりだと思います。先日も、これはお隣の町田市、（「町田革新市政」と呼ぶ者あり）忠生中学という学校で一人の先生が（「過密中学校」と呼ぶ者あり）生徒を刃物で刺してしまったというようなショッキングなケースがあって（「日野も気をつけないと」と呼ぶ者あり）この問題、（「共通点が多過ぎる」と呼ぶ者あり）これは二月の十五日の事件なんですが、その翌日十六日の日に二十六市の教育長が全部集まったわけです。その席にも都の方からも担当の部長がお見えになって現在の東京都の教育問題、これは二十三区二十六市挙げて実際現在の子供たちの非行問題に対応していかなくてはいけない。いつ、どこで、そういうようなケースが起きないともわからないような状況を抱えている学校がどこの地区にも幾つか存在している。

で、具体的に日野市の問題に入りますが、日野市の方で、いま谷議員さんの方からの御質問のように、どの程度こういう非行問題等で補導されているケース、日野警察に、それはどれくらいあるかというような御質問です。

で、この件については五十七年度二月までの——四月から二月までの実数でございますけれど、市内の小中学生で日野警察で補導を受けている子供が小学生で十四名、中学生で百三十三名ございます。で、その主な中身というのは、これは万引きだとか、あるいは自転車だとかオートバイですね、これを置いてあるのを乗って逃げちゃったとか、こういうケースが大部分なんですけれど、先ほど御質問にありました、いわゆる暴力事件といいますか、この問題が、それではその中でどれくらいのケースを占めているかと申しますと日野署の、日野警察の扱いでは十件。傷害とか、あるいは暴行、恐喝、こういうような関係での暴力事件が十件ございます。それから、各学校から教育委員会の方に上がってきているケース、上がってきている、報告されているケースは十九件ございます。で、これは学校から教育委員会に事故報告という形で上がってきているケースにつきましてはさらに教育委員会から東京都の方に報告をとっております。

この十九件の中身でございますけれど、いわゆる子供同士の暴力行為、これがもう大部分ですが、十七件。それから、対教師に対する暴力、これが学校から正規に教育委員会の方へ上がってきているのが二件。こんなような内容でございます。

で、これの発生動機で、どういうことでこういうような暴力行為というものが行われるのか。いろいろなことで教育委員会も学校当局も分析するわけですけれど、まず一つは子供同士の力関係の表示と申しますか、一般的な言葉で言うとよく番長争いというような言葉で言われるわけですけれど、そういうような子供同士の力関係の表示、こういう中で暴力行為が起きてく

るというケース。それから教師が厳しくしかったときに、それに対してかっとなりやすいような性格といいますか、それが今度はほかの学校内の施設等にやつ当たりしていくような破壊行為、こんなような形で子供の性格が少し厳しく教師の方がしかったときに逆にかっとなりやすいような性格。それから横浜のケースにも出ておりますように弱い者いじめといいますか、そういうことで自分よりか力のない子供、あるいは教師の場合も、どちらかと申しますと講師の先生とか、あるいは臨時に学校に来てくれている先生、そういうような方に向かっていく場合もあるんですが、立場の弱い者に対する暴力、それから回りからおだてられると挑発に乗りやすいような性格。それから話し合って問題解決をしようとする、そういうようなあれを身につけていない。こんなような内容の中で、いずれにいたしましても発生動機というのはいろいろ暴力行為を起こす時点の発生行為というのは各人それぞれ多様です。

で、こういうような暴力行為が起きたときの、三番目の問題点の中で谷議員さんの方から御質問が出ておりますように、よく学校で果たしてちゃんとした教育が行われているのか、しっかりと学校では授業というのはやっているのか。それから自宅研修というような形でちょっとそういうような突っ張っちゃっているような生徒を学校へ来させないで家庭に閉じ込めておくみたいな、そういうようなケースはないのかというような御質問でございますけれど、日野市の場合、授業研究というものについては、これは予算も相当つけていただいて、学校によってはきわめて熱心にこの授業研究を進めていっていただいている学校、いずれにしても子供たちによくわかる授業ですね、よくわかる授業をやっていかなくてはいけない。こういう形で成果を上げている学校もございます。また、一方、確かに御指摘のように教師の結束する力と申しますけれど、なかなか一つの問題に対していろいろな形で意見が出てまとまりがなかなかむずかしいというような学校も確かにないわけではございません。いわゆる子供の問題一つ取り上げても非常に熱心な先生が中心になって子供たちに対応する。それで、ほかの先生方が傍観者的な立場をとっているということでは校内暴力というのは決してよくなりませんので、その辺に対する学校の学校長以下先生方の意思統一、これをぜひ各学校ごとに確立していくという方向で現在懸命に取り組んでいるというのが現状でございます。

で、自宅学習というような観点からいきますと、これは日野市の場合二件ほどそういうケースがございます。いずれも家庭の方から申し入れがありまして、そういう暴力行為を起こした後子供自体がいろいろ興奮しているので一週間ほど自宅でやっぱり落ちつかせたい、こんなような申し入れが出ておりますけれど、いずれも二日ないし四日ぐらいの間には学校の方に登校してきている。長期にわたって自宅研修をしている、そういうようなケースは日野市の場合には現在までございません。学校での指導というのはやはりあくまでも義務教育ですから、いま言ったような教育の切り捨てみたいな形で手に負えないということで、これは学校から家庭任せみたいに家庭の方へ逆に押しつける、こういうようなやり方というのは誤っておりますので、その辺についてはいずれにしてもいろいろ問題の子供も含めて学校で指導に当たっているというのが現状でございます。

それから、学校長のリーダーシップ、いわゆる学校管理というのはどうなんだということでございますけれど、確かに一部校舎内に落書きをかくとか、あるいは器物を破損する、そういうような行為があったときに、それが故意の場合は、日野市の場合は本人に弁償を求めています。故意に学校の器物を壊すとか、あるいは壁をスプレーみたいなもので汚すとか、そういう者に対しては弁償を求めております。なお、その破損個所というものをそのままにしておきますとだんだんだん学校が荒れてくる原因になりますので極力その破損個所は小さいうちに修理に努めております。それからなお清掃活動等も先生方も一緒に、子供たちと一緒に清掃に立ち合って指導していく、こういうような面についての取り組みについて力を入れております。最近、これまた別の意味で明るいあれですが、大坂上中学の子供が、自分たちの校舎のへいを汚された。その清掃から、さらに町の中にある落書きとか、そういうものについても自分たちの手できれいにしていこうじゃないかということで学区域の中の一応クリーン作戦的な形での行動をとられたとか、あるいは日野二小のPTAが学校、児童とタイアップして日曜日の一日、自分の地区内のごみを片づける。そういうような作業に一日を一応勤労奉仕したとか、こういう話も新聞等でも取り上げてくださっているわけですけれど、私も大坂上中学の生徒会にはあの後私じきじき生徒会の皆様へということで激励の手紙を送り、ぜひ、それが三日坊主にならないで日野市全域の学校で大坂上中学をならって各中学が立ち上がっていかれるような努力を続けていただきたいというような文書等も生徒会の方へ出したわけですけれど、いずれにしても、そういうような形で破損個所等の修理についてはなるべくそれが大きくならないうちに手だてをとっております。

それから、校長のリーダーシップ、これにつきましても校長会、あるいは教頭会、その他生活指導主任会、そういう中でよく話もし、また学校の方にもいろいろな角度から働きかけておりますけれど、まず何といっても教師の自覚というものですね、これをぜひやっぱり教師集団という中できっちり身につけて子供たちに対してもらいたい。よく学校で子供たちの髪型とか、あるいは服装とか、いろいろ決まりがあったり先生方が指導しています。ただ、子供たちというのは、これは先生のお説教だけでなかなか直る問題ではない。いわゆる教師の後ろ姿を見な

がら育つということわざにあるように、先生方自身のやはり髪型とか、あるいは服装とか、そういうものが子供たちにいろいろな形で影響を及ぼしていく。それらの点についても職員会、その他の中で十分討議しながら学校としての対非行問題に対する結束した形の対応をとっていただきたい。こういうような形での指導もし、また校長さんも先頭に立って実践活動に努めていただいております。

それから、校長と教師の連携、教師、教師間の連携、こういうものはどうか。これは、いま申し上げましたように、まず考え方がばらばらで、ある先生は非常に子供たちに対してもそういういたずら、その他を見て見ぬふりをして通り過ぎる。ある先生は極端に厳しく子供に対応する。そういうような形でなくいろいろな具体的な事例研究等も取り上げながら教師間の意思統一、対応できるような研修、こういうものについては十分指導——生活指導主任会等を通しながらやっております。

それから、教師、生徒、父母、この信頼関係の問題でございますけれど、これらについても非常に現在のように価値観が多様化している、こういう中で必ずしも相互理解というのはむずかしい。若いお母さんとか、それから先生の方も若い。そういう中で昔と違いまして、なかなか昔のようにこれまたことわざになりますけど、三尺下がって師の影を踏まずみたいな、そういう世の中じゃございませんので、やっぱり父母と教師の共通理解というもの、こういうものをぜひ打ち立てていただきたい。そういうことで相当各クラス、あるいは学校でもいろいろな形で学級通信とか、あるいは学校通信とか、そういうものを家庭に出し、あるいは地区懇談会だとかＰＴＡの会合とか、以前よりか学校訪問の回数をふやすとか、そんなような形で学校の指導方針というものを父母の方々に理解してもらえるような手だて、こんなことについてもやっております。

それから、学校で起きたいろいろな事故という、あるいは事件というものを学校や教育委員会は包み隠しているんではないか。いまの事態の中でこの非行防止関係の問題は単に学校だけで解決できるような問題ではない。いわゆる広く地域社会ですね、これもかかわって解決の線を模索していかなくてはいけない。そういう中で決して学校内のそういう問題を包み隠すというような、以前はそんな空気もあったかもしれませんけれど、最近では非常にそういう面での隠して表ざたにしないで何とか内々で解決しようという問題は徐々に改まってきております。教育委員会の方にも事故報告という形ではきちっと事故があった直後には報告が寄せられている。こういう状況の中で何とか生徒個人のプライバシーというものはこれは守っていかなくちゃなりませんけれど、そのプライバシーというものを守りながら連携を進めていっている。こういう状況でございます。

この校内暴力を防止できる策があるのかということで、これ、

冒頭申し上げましたように非常に大きな問題で、確かにこの問題そのものになってまいりますと、いまの学校で対応できる問題はどうなのか、家庭で対応していかなくてはならない問題はどうなのか、社会はどうなのかと、いろいろ出てまいりますけれど、非常に現在のように学歴社会と申しますか、こういうような状況の中で、まず学校側には教育とは何なんだ。教えるという、これが教育でなくて、教育というのは教えるのと育てるというのですね。二つの側面を持っているわけで、教えるだけだったらこれは塾でもどこでもできるわけなんです。で、最近の傾向が偏差値教育。点数ですべての子供を評価していく。こういう形の中で教師の教育というものに対する考え方、あるいはとらえ方、そういうものをやっぱり学校としては当然追究していかなくてはなりませんし、それから家庭においてもこれも私よくＰＴＡのいわゆるお母さん方との話や何かの中によくこれも世間で言われるんですけれど、過保護、それから過期待、過干渉といいますが、余りにも子供たちが核家族の中で大事に育てられる。大事に育てられるということはいいことなんですけれど、それがあり余って過保護であり、それからお母さんが必要以上に子供たちの世話をやき過ぎる過干渉。それから子供の能力以上のものを期待をする、それは過期待。こういう問題の中でなかなかその辺の問題について父母と教師の対話のこれらの問題の対応をやっていきたい、こう考えています。それから社会、これにつきましては確かに成人社会の犠牲といいますか、よく青少年協議会等でもポルノ雑誌の問題だとか、その他いろいろな問題がよく出ます。そういう中で確かに高度経済成長の中で培われたかどうかは別として物質優先の物の考え方、こういう中で非常に子供たちが甘やかされて育てられ、自分でがまんをするとか、あるいはしんぼう強く対応できるとか、そういう面が非常に薄れていっている。それらの問題等についてはこれからも教育委員会当然学校教育を中心にして全力を挙げて取り組んでまいりたいと思いますけれど、それとあわせて各級各会の協力なしにいまのこの青少年の非行問題というのは学校で何とかすれば解決がつくというようなままやさしい問題でないということも含めてお話をして、いまの答弁にかえさせていただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　そうしますと、再度質問させていただくわけでありますけれども、この中学の事件で百三十三と、それからあと一件は小学校が十四件。それで暴力は十件は中学生だけだということなんですけれども、昨年と比較して、ただいまのは五十七年の四月から本年の二月までということですけれども、日野市において教育委員会に上がった報告では、つかんだところではふえているのか、減っているのかということをお伺いいたします。

それから、教師の自覚ということなんですけれども、一体教師が自覚するような指導をどのような形で行っていらっしゃるかということをお伺いしたいんです。

それから、あと一つは学校だけで解決できる問題ではない。家庭、社会等の協力等がなければこれはできない問題だということになりますと、学校、これは教育基本法ですね、それには示された教育目的というのは単に学校教育のみではなく家庭教育も社会教育も含めて広く国民全体の教育というような規定があるということになっておりますけれども、この学校教育の目的について学校教育法に明らかに示されているわけですけれども、この家庭教育、または社会教育を現在、または将来、どのような形でその小中学生のこれは非行化と校内暴力、非行が非行者だから暴力行為に走るんだということになりますと当然、それ非行とあわせるということになると思いますけれども、考えを伺いたいわけです。これはどうしてかと申しますと、いわゆる家庭教育というのは私はここに考えてみまするとこれは当然小学校の義務教育というのは就学の義務はこれは子供にあるのではなくて親にあるわけです。そうしますと当然保護者の責任ということになるのではないかと私は考えております。そこで家庭教育は一体どうあらねばならないかということも考える必要があるんじゃないかと思うんです、その際。そうしますと私たちもこの家庭生活をしていますとその家庭生活の自然の中から、それらの自然に受ける、いわゆる何と申しますかね、無意的な――無意識的に教育をやっているんじゃないかと考えますね。そうしますと学校や何かにおいては一つ意図を持って、目的、そしたりまた計画等を立ててその意図に沿ってその目的を達成するようにというようなことがいわゆる計画的教育というか、意図的教育というか、それらのことをねらうということになるわけですけれども、ここでは、この家庭教育というのは親たちの生き方、あるいは生活態度が基礎になってさまざまな生活様式に伴ってそれなりに親と子の触れ合い、それらの中の雰囲気からつくり出される。そこで成長する子供たちが人間形成を徐々にしていく間にその根源的な形成作用。この人間が成長するに及んで、及ぼす影響、これは非常に大きいのではないかと思います。そういうことによって日常生活をしている上でその知識や技能が自然に子供に伝えられ、またあるべきものやまた高いものへの意識というのは自然に目覚めていくんじゃないかと考えております。

そこで私たち、まして学校の教師と違いまして家庭教育は、これは親ですから愛情に満ちた期待と、いわゆるどうやれ、こうやれという責めというものを持ってそれを通して子供たちに非常にやさしい気持ちで当たる。または、ときによれば非常に強く当たる。そういうことによって、ときには子供たちが、ああ、こうしちゃいけないんだというような心の中から出てくる

拘束を感じ、しかも、こうだというような義務的意識等も自然に親を、家庭を通して出てくるんじゃないかと考えているわけです。そういうことによって将来の人格の形成としての良心そうしたりまた道徳意識などが基礎づけられるのではないかと考えるわけです。そういうことになると、いわゆる教育の根源というのは非常に占めるウエートというのは家庭教育というのは十分になされていないというような場合には人間が人間として成長していくためにきわめて家庭教育の何回も言いますけれども、占める割合というのは重要な基礎の人間形成をしていく上には絶対に必要なものじゃないかと考えております。

そこで先ほども申しましたように、この教育基本法に示された教育の目的。そうしますと今度は日野市も庁舎に掲げられておる憲法を市政に生かすというようなことは、教育基本法は日本国憲法のその精神に基づいてわが国が教育の基本的理念、さらには指導原理を規定しているものであると私は考えているわけです。それですから、この点においてはひとつ市長にお答えを願いたいんですけれども、いわゆる教育基本法、これは、いわゆる私たちが小さいときには、古いこと言って申しわけないんですけれども、教育勅語があったんですね。そうしますと、これはいわゆる教育基本法が憲法の精神に基づいてつくられているということになれば当然私たちが小さいときに教育勅語があったというのと同じであって、これをいかに教育に、または基本法の精神を生かしてこれを推し進めていくかということが私は大事じゃないかと思うんです。そうしますと、またもとに戻り、前後しますけれども、社会教育というのもこれまた家庭教育と相まって非常に大きなウエートを占めていくというふうに考えられるわけです。それらの点について一体これから教育委員会では先ほど申しましたように現実の問題、それからさらには将来等を展望しまして家庭教育、社会教育をこれからどのように推し進めていくかをお伺いいたします。（「むずかしい」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　一番の御質問の昨年とことしと比較してみて果たして子供たちの暴力行為等、そういうものがふえているのか、減っているのか。確かに総数では減っているんです。総数では減っているんですけれど、暴力行為というのは逆にふえている。日野警察あたりで取り上げているケースの中でも暴力行為については昨年度よりかふえていて総数では減っているというのが現状でございます。

それから、二番の教師の自覚を高めるためにどういう指導をやっているのだ。確かに教育委員会の方も指導主事というものを中心に相当学校との連携、これはとっております。で、最近入ってこられる先生方、この先生方に対しての宿泊を含めての研修会とか、その他いろいろな形で一日も早く教師という職業

になれて、それで教師という立場で教育に対応する、そういう点についての研修等は新任研修等というような形で毎月行われ、または宿泊研修等も踏まえながらやっておりますけど、最終的に自覚の問題ということになりますと、これはなかなか個々のやはり考え方の問題になってまいりますから、自分で教師の世界に入ったけれど、どうも教師というものになじめなくて何年かで教職を去っていかれる方もあります。私、よく義務教育というのは新任の先生に言うんですけど、子供が先生を選ぶ、学校を選ぶということができないんだ。義務教育という中で学区域というものがあって、ここの学区域の子供さんはこの学校へ行きなさい。学校へ行けば今度は校長さんから担任の先生が発表になる。ですから新卒の先生であろうともう教師になった以上その日から一人前の形で父母も子供たちも教師という形でのあれを先生方に要求してくるんだ。それほど厳しいあれに皆さんたち、立ち向かっていかなければならない、そういう使命を持って学校へ入ってきたんだから少なくとも子供が学校を自由に選べ、担任の先生を自由に選べる、そういう状況でないってことを先生自身自覚してやってほしい。これは毎年日野市に入ってくる先生方には訴え、またお願いもしております。で、そういう中で、中には先ほど申し上げましたようにどうしても教師というものに性格的に合わないという先生もありますけれど、それなりにがんばっていただいているということは、これは私言えると思うんです。相当遅くまでやってます。この非行問題でも、あるいは家出の子供を追って真夜中まで連絡を取ったり、その他やっている。そういう実情を一応御理解願いたいと思います。

それから、三番目の学校、家庭、社会の協力という、確かに、ここが、ですから中曽根総理も非常にむずかしいというところの一番帰着するところであって、ただ、これは市の方針でもあり教育委員会の考え方でもあるんですけど、開かれた学校、これをぜひ実現してほしい。開かれた学校というのは単に校庭だ、体育館だ、あるいは家庭科の教室だ、そういうものを開くだけでなくて、先生自身、昔でいえば、よく伝統のある学校がおらが学校ということで地域社会の人たちが、うちのじい様もばあ様もその学校を出てったんだという、学校がかもし出している伝統というか雰囲気、そういうものをぜひ一日も早く各地域地域の学校で学校というものをつくりあげていっていただきたい。その地域におけるコミュニティセンターという形で地域の人が本当に学校は敷居が高くて入りにくいというあれでなくて、学校自体に地域の方が来られるような、そういう雰囲気をつくっていただきたい。これは五十八年度、重点的に私やってまいりたいと思っております。全力を挙げて学校と一緒になってこの開かれた学校というものを、この開かれた学校づくりに全力を挙げたい。それが実質的にはこの非行防止、あるいは暴力防止

の一つの決め手になるんではないか、こう考えております。（「市長、答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の今日の教育の現状、これは申すまでもなく制度的には教育基本法が背景になり、教育基本法はまた憲法の理念から普遍されている、こういう一貫した内容であるというふうに思っております。そして、やはり国際的な平和、それから国内的にも、あるいは地域的にも民主主義が尊重されること、なお人権の尊重、こういうことで社会は成り立つべきものだ、こう思っております。多少高度成長期の、いわゆる物に対します、あるいは労働に対します価値観の座標が変わってきておるのがかなり子供の性格に、あるいは行動に影響してきている、そういうこともあり得ると思います。したがいまして、私どもは、いま教育長がお答えしておりますとおり、やはり地域社会としてまず基本的に健全であるということ。そうして大人の生活行動がやはり子供にも十分敬意を持たれるといいましょうか、あるいは大人がやっぱりかがみといいましょうか、そういうことになるはずでありますからして、そういう生活態度が大切である、こういうことが地域社会にみなぎりますならば、私は教育はりっぱに健全に維持されるに違いない。そういう地域社会をつくることがまた大きい業績の克服、行政の目標である。コミュニティのセンターとして学校を位置づけるということはきわめて重要である、このように考えておりまして、教育長も申しておりますとおり、もう少しこれを制度化したい、権限の範囲を学校長だけにやっぱり課したんでは学校もどうしてもかたくならざるを得ない面があると思います。そういうことをいま前回の庁議でも特に教育長にお話をして、そうして、いわゆるコミュニティセンターになり得る学校の管理のあり方というものはどうすればよいか、これを十分詰めてくださいというふうにお話をしたところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　それでは最後に、教育長も開かれた学校ということで五十八年度は全力投球をするということでありますし、また、市長はこの教育基本法の精神にのっとりまして民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉を貢献しようということをいま述べられたわけでございます。これは確かに根本においては教育の力にまつということになることになりますけれども、やはり精神というのはしっかり持ってもらって、私はこの教育の自主性というものをあくまでも尊重していただき、これからも学校教育には特に力を注いでいっていただきたいというふうに尽力をしていただくことを心から切望しまして意見としてこれを述べ、終わります。（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって三の一、小中学校の

校内暴力について問うに関する質問を終わります。
お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時　十　分休憩
午後三時三十八分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
四の一、三中の超過密の超緊急対策についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。
〔四番議員登壇〕
○四番（小山良悟君）　ちょっと体調が悪いもので……（「谷さんでさえ水飲まないのに」と呼ぶ者あり）
それでは通告に従って質問させていただきます。
日野市当局、教育委員会の一貫性のないでたらめな教育行政のために市立三中の超過密状態を解消できるめどがいまだに立たないことはまことに残念至極であり悔やまれるわけであります。今回の問題は子供たちや父母の皆さんを初め大ぜいの市民に大きな迷惑をかけております。このことはかかって市長に責任があるのであります。しかるに迷惑をかけた市民に謝らなければならない立場にありながら、逆に教育現場の混乱の責任を議会や父母に押しつける言動、発言を教育長や、あるいは学校長が繰り返してきたことはまことに遺憾であります。改めて適切な指導を求めるものであります。
ところで、三月三十一日の用地確保のタイムリミットを前に新設校に対するあきらめムードが出てきましたが、結果的に新設中学校を建設できないとなれば市長はまたもやお得意の法律違反を重ねたことになります。教育基本法第十条二項に教育行政は教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならないとされております。教育をする場である学校などの施設確保には全力を挙げねばならないことを明確にこの法律は打ち出しているわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）さらに学校教育法第二十九条及び四十条にも市町村はその区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小中学校を設置しなければならないとはっきり学校の設置義務をうたっております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）また地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十八条では、地方公共団体の長は教育委員会の申し入れをまって教育財産の取得を行うものとすると立法化されております。このようにいろいろな法に照らし合わせてみると学校設備の不十分さが許されるべきではないことが明白であり、市長の法律違反もまた明白であります。責任感の強い、きわめて正常な感覚の市長であるならば自発的に責任をとって退任するでありましょう。しかし、

責任感のかけらもなくただただ権力の座にしがみついていたい市長はどんな責任を追及されてもその場しのぎの対応をし言葉巧みに言いわけをして居座り続けると思いますが、森田市長はどちらのタイプか、みずから言明していただきたいと思います。まず、第一点お願いします。
○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。（「そんなことないぞ」「核心をついている」と呼ぶ者あり）
○市長（森田喜美男君）　御指摘の法令、その他に大体適合して今日までの教育行政は進められてきておる、このように確信をいたしております。（「そのとおり」「違反は新自由クラブだ」と呼ぶ者あり）
○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。
○四番（小山良悟君）　ただいま市長は市民の負託に真剣にこたえる約束をしてくれましたので、やる気満々の市長に三中の過密の解消策について提言しますので直ちに実行して三中の生徒、ＰＴＡ、教職員に長い間、過密状態のままで迷惑をかけてきた罪滅ぼしをしていただき一日も早く三中を正常な教育環境にしていただきたいのであります。
さて、新設中学校用地確保のタイムリミットを前にしまして、午前中の教育長の答弁によると予定どおり学区変更をし三沢中の増築に踏み切るということであります。また、三中については四月早々に仮設校舎の建設に着手し五十八年度中にはプレハブの特別教室を三教室建設、そしてトイレもふやしプールサイ
われわれ市民の負託にこたえる決意があるかどうか、ここで再確認をし、約束をしておきたいのであります。その約束がなければ次からの提案ができないので、市長が引き続き市政に本当に情熱を持って当たる決意でいるかどうか。もう一度ここで確認させていただきます。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　所信表明の中で明確に（「そうだ、あなたは休んだんだ」「そうだ」と呼ぶ者あり）（笑声）情熱と深い意欲を持って市政に臨む、先頭に立ってがんばるというふうに表明をさせていただいております。
○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。
○四番（小山良悟君）　はっきりした責任感の自覚表明がなかったようであります。ということはまだやり続けるということだと思いますが、（「もう少しつき合えばいずれわかってくるよ」と呼ぶ者あり）やめる気がない以上、市長としての職責を情熱を持って当たり市民の負託に真剣にこたえてまじめにわれわれの要請にこたえていただかなければならないのであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）森田市長は本当に情熱を持って市政を担当しておるのか、私は最近非常に疑わしく思っているわけでございます。

ドを大きくする予定だということであります。運動場や体育館は隣接する程久保小、高幡台小の協力を得て借用していきたい、以上のような計画を発表されました。

私は、この計画には大変な不満なのであります。仮設校舎というのは結局プレハブ校舎だろうと思いますが、特別教室もプレハブでつくるということでは全く納得できないのであります。プレハブ教室はむしろなくさねばならないのであります。教育環境を悪くするだけであります。またプールの問題ですが、プールサイドを大きくしたからといって一体何の解決になりますか。小手先の対応と言わざるを得ないのであります。運動場や体育館の利用は隣接する小学校の施設を拝借するということですが、移動するにも時間がかかりますし、第一落ちついて根の張った教育ができると思っているのか。行政当局の感覚を疑わざるを得ません。

したがって、この計画案は全く認めるわけにはいかないのであります。真っ向から反対を表明し代案を示して行政当局の考えをただしていきたいと思います。

教育環境を正常化するためには当面の三中に対する具体的な、現実的な対策を緊急に施す必要があることは当然のことであります。と同時に抜本的な過密解消は新設中学校を建設するしか方法がないことは自明のことであります。したがって、新設中学校用地の確保には今後も気を引き締めて全力を尽くしていただきたいのであります。

さて、ここに三中の教職員から出された過密解消の要望書があります。市長も恐らく読んでおられることだろうと思いますが、教育課程の問題、生活指導の問題、設備施設の問題をそれぞれ項目別に指摘されております。私は、この要望書を読みもっともな指摘であると思うので何とかこの要望書にこたえる策がないものかと私なりに検討いたしました。この要望書に沿って対応策を提言していきたいと思います。

まず過密状態を解消するためには学校用地の拡大が前提になります。そこで直ちに取り組んでいただきたいのは三中に隣接している公団の用地を確保していただきたいのであります。この分の面積は約五万五千平米あります。この用地が確保されれば過密解消のめどが立つのであります。したがって要望書の中で特に施設設備の問題提起に対して検討したいと思います。

一点目は校庭、体育館、プール、いずれも狭過ぎて物理的に飽和状態を通り越しているという問題ですが、公団の用地確保によって校庭も広くでき、プールももう一つつくることができます。また体育館については増築も可能であります。新設中学校ができますとプールとグラウンドは不用になってくるんではないかと心配されるかもしれませんが、この時点でプールとグラウンドは、新設中学校が実現した時点で新しくつくったプールとグラウンドは市民プール、市民グラウンドとして市民に開

放すれば、日野市は私が提案した健康都市宣言をした町でありますから健康維持のためのスポーツ振興策の一つとしてその意にかなうことでもありますので市民に大歓迎されるでありましょう。プール建設費用は現在約三千五百万必要とされていますが、市長の積極的な決意を期待するのであります。

次に二点目として、どの教科も特別教室及び設備が足りない。三点目として視聴覚教室や会議室さえもない。四点目は保健室も千三百名に対し一室で、かつ養護教員一名ではとても対応し切れない。

五点目として職員室もすでに二つに分けなければならないような過密状態に追い込まれているという問題提起でありますが、この問題の対応は本建築により校舎を増築することであります。仮に五クラス増築しますと文部省基準で一億一千四百万程度建築費用がかかります。これに対する国庫補助の問題でありますが、この工事に国庫補助を受ければ新設中学校建設の際はこの五クラス分の補助が受けられませんが、その前の出血を覚悟の上で勇断すべきであると考えます。新設中学校ができた際、教室が余るのではないかと懸念されるでしょうが、特別教室として余裕のある教育が可能になり、また、新設中学校を小規模にして調整し配慮していけばよいと考えます。教育はすべての市政に優先すべきであると思うので、仮に多少教室が余ることがあってもそれをむだと考えてはいけないのであります。余った教室をもてあそぶのではなく積極的に有効活用して本当に充実した教育を目指すべきであります。

四点目の養護教員の不足ですが、これは直ちに要望どおり一名増員してやるべきであります。

さて、六点目のプレハブ教室では隣の教室の声が突抜けで落ちついた学習ができないという問題ですが、プレハブ教室は普通教室に使用しないで保健室とか図書室とか適切な配慮をして解決していただきたいと思います。

以上、もろもろの提言について要約しますと、まず公団用地を市に移管する手続をとり用地確保すること。そして、その用地を整備し校庭を拡張すること。その上でプールをもう一つ建設し新設中学実現の際、このグラウンドの一部とプールは市民プール、市民グラウンドとすること。さらに本建築により教室を増築すること。プレハブ教室については利用目的を考慮して使用すること。そして養護教員は一名増員することであります。

以上の対策を緊急に講ずることによってきわめて異常な教育環境の中で大きな犠牲を強いられている生徒たちを救うことができるのであります。この将来ある生徒たちを救えるのは森田市長、あなたしかいないのであります。父母や教育委員会が救えるのではありません。まして議会が救えるわけがないのであります。ただただあなたの決断にかかっているわけであります。いま三中のかわいい子供たちが悲鳴を上げております。また、

お母様たちが心を痛め泣いているのであります。そして、われわれ議会も嘆いているのであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）賢明な市長にはこの声が聞こえないわけがありません。どうか、ひとつ、この問題をできるだけ積極的にできるだけ早く積極的に取り組んでいただきたいのでありますが、まず市長の勇気ある答弁、頼もしい決意の答弁をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　三中対策につきましていろいろと御配慮、御苦心をかけておりますことを申しわけなく思いつつ、ただいまの提言は私どもがすでに検討を行った結果、断念せざるを得ない、こういう結論になった、そういう場所でございます。つまり隣接いたします、まだ公団管理の樹林地相当面積あることはもう早くから目をつけました。そうして本来の東の方に新設校をいろいろと用地確保に努力してみてもなかなかタイムリミットに合わせる結論に到達できませんので公団との交渉それから東京都の都市計画上の折衝、また国に対しますこれらの折衝も都を通じて行っていただいた経過がございます。本来、今日樹林地を大伐採をするとか、それから大造成をするとかということは望ましいことではありませんが、学校のためにはということも特に考えまして、いま申し上げたようないろいろな交渉をやってみましたけど、明確に一団地造成をされている高幡団地、この中で特にあの団地が特徴としていますとおり一団地経営でありますから公園という配置を行わない、全体が公園の中に建物が存在をするというふうな形態で造成をされております。そうして、その地図上の地形並びにその面積、これらが都市計画法上の決定――規格決定の中で行われておりますので新たな造成ということには承認されないという結論でございます。したがいまして、次なる方策ということにならざるを得ないわけでございます。そのことにかわることがありましたらまたお答えをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　市長の答弁は私は全く予想してたとおりでございます。私も一年生議員でございますが、二年目でございます。いまの答弁で、はい、そうですかと引き下がるわけにはいかないのであります。市長の答弁はすでに以前から私は聞いているわけであります。あの公団の高幡台団地の公団の用地は都市計画法に基づいて都市計画化決定されているんで無理なんですという、いわゆる行政のしゃくし定規の答弁を聞いているわけであります。しかし、私は、きょうここでこのようなことをあえて問題提起するのはそのことで引き下がるんでは私は全く恥をかきにここに出たことになるわけで、私なりに調べてその上でこれは市長の決意次第でできると判断したから私はここで一般質問して取り上げ、わざわざここで発表しているわけであります。そんな簡単な、何といいますか紋切り型な

答弁で事が済むと思っては困るわけであります。もう市長が本当にやる気がない、ないんだということをこの答弁でもあらわしているわけで、先ほど私と約束したことは情熱を持って今後の市政にも当たると市長は言明したではありませんか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）あなたは全然本気になってやる気がないのであります。

あの高幡台団地が都市計画法の第十一条の八項で一団地の住宅施設として都市計画決定されているということは私は承知しております。したがって都市計画法の第八条十二項で都市緑地保全法第三条の規定による緑地保全地区になっていることも承知しております。簡単にできないことは百も承知で申し上げているわけであります。しかし、同じ都市計画法の中で第二十一条で都市計画の変更ができることにもなっております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これはなかなか簡単にはいきませんけれども、従来の例でも、たとえば道路を敷くということで都市計画の決定を変更した例もございます。また緑地の部分をほかに移して都市計画を変更した例もあります。そして今回この問題を取り上げるに当たって私は東京都及び建設省にこの問題についての可能性を打診しました。東京都も検討に値する提案だと思います。建設省も事態が事態ですから可能であると思いますという返事を私はいただいているんであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）国もできると言っているんです。法もできると言っているんです。やる気がないのは市だけじゃありませんか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）森田市長の決意によって大ぜいの三中の子供たちが救われるんです。あなたのこれまでのでたらめな教育行政が多少なりとも軌道修正できるチャンスなんです。このチャンスをぜひひとつ生かしていただきたいんです。森田市長も何年市長をやってきておられますか。十年もやられた市長ですからあなたの経験は豊富でございます。政治家としてもりっぱでありましょう。あなたがやる気ならばできることです。改めてこの件についてのどう取り組むか、見解をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も、この教育行政につきましてはこれまで優先的に考えまして十年間という期間を振り返ってみますと少なくも中学校四校、それから小学校六校――第二十を入れるならば七校。こういう建設をしてまいっております。したがって、教育に対する熱意、熱情というものはそれなりに日野市では特別にそう支障がなかったということでお認めがいただけるというふうに思っております。

いまの御指摘は、これはわれわれがすでに十分検討し交渉済みということでございますので、いまさらそのことを持ち出す、そういう回答はいまのところできかねます。しかしながら、なお、そういうふうにおっしゃいますからには再度当たってみる

ということもしなければならないかもしれません。しかしながら、そのことを提案をＰＴＡの方にした際にも、何を言うかと、過大の上にも過大にする気か、こういうふうに言われたこともあります。それから市民団体側から残り少ない緑の大伐採をしたり、あるいは大造成をするということはちょっと認められがたい、このように思っております。したがって、異例な方式ではありますが――異例な方式になるその方法はやっぱり断念すべきである、こういう結論でございます。

今後の方策につきましてはやはりいっときは三沢中学に学年進行方式の学区変更をせざるを得ないと思っております。その次に次いで決して新設校を断念するということではなくて具体的に可能な方法で取り組んでまいりたい、このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　市長の答弁の前段ですが、過去に小学校、中学校それぞれつくってきた、教育に情熱を欠いたということはないというふうな話でありますが、市長であればそれは学校をつくるのはあたりまえなんです。そんなことあえて言うところにおかしいわけであります。いま、まさに問題にしているのは、いままでりっぱに学校をつくってきた、それは当然の義務であります。先ほども私は申し上げましたように教育基本法や学校教育法であなたがそれを設置する義務になっているんです。当然のことをしていることをあえてここでそれを言いわけの材料に使うということは全く納得できないのであります。いま、まさに問題にされているのは三中をつくらない、過密の解消しなかったから問題にされているわけであります。

そして、先ほどこの問題について市当局が公団、あるいは都、あるいは国に対して可能性を模索したけれども、不可能ということで断定したから取り上げない。強いて言うならば検討してもやぶさかじゃないけれども、云々というふうなことでございますけれども、そこら辺とところにいままでのたとえば杉野短大の用地交渉についても市長の答弁では熱心に交渉しているということでありました。ところが、杉野短大の用地確保を最終的に断念した二月の半ばごろですか、そのときに杉野の副理事長が最後に言った言葉が私は印象的であります。杉野の用地を一カ月や三カ月期限を切ってさあ返事してくれ、さあ返事してくれというんでは対応できないんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）もう少し時間があればというふうな意味のことを副理事長がおっしゃっております。私は、あの言葉にうそはないというふうに感じたわけであります。つまり何を言いたいかといいますと口ではいろいろ熱心にやったとか、やってますとか言いますけれども、現実に本気になってこの問題に取り組んでないということをあの副理事長の言葉であらわされる、証明されていると思うのであります。

したがって、今回の公団用地の確保についても住宅公団では何も全部一遍に移管しなくてもいい、将来的に年次計画で最終的に全部あの道路を含めて緑地の部分を移管するという約束があればとりあえず緊急に必要な部分だけ緊急に移管するということもやぶさかじゃない、公団側もそういう好意的な判断をしているわけであります。東京都の担当部局も可能な話として私にむしろ勇気づけるような話をして、話をいただいているんであります。国だって――建設省だって過去にもそういう都市計画の決定の変更した例もあるし、今回の場合も、場合が場合だけに検討に値する提案だと思いますというふうに言っているわけであります。これだけ材料がそろっているわけですからあえてここで過去に交渉したけれども、だめだったからということじゃなくて、どうか、ひとつ、ここで改めてこの問題に取り組んでいただきたい。再度お願いしたいと思います。

それから先ほど緑地の件で価値ある緑を伐採すること云々というふうなことを言っておりましたけれども、緑地保全法にしても、この緑地の問題は本末転倒してはいけないのであります。人間のために緑地があるのか、緑地のために人間があるのか、そこら辺とこをよく考えて物の優先順位というものを考えて判断して法律を運用していけばよいと私は考えます。また実際そういうふうな状況であるので十分に対応――法律的にも対応できるんではないかという見解を上部官庁が示しているわけですから、どうか、ひとつ、改めてこの問題について私のきょうの提案に対し真剣に取り組む約束をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょう。もう一度答弁をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま問われるからお答えしなければならないわけですが、すでにわれわれが十分交渉し（「そんなこと聞いちゃいないよ」と呼ぶ者あり）検討し結論として無理だという結論に達したところでございます。

それから、責任のある行政機関同士の交渉を別の形で何か指摘されているということについてはちょっと私も疑問に思いますが、もちろん、いま、あなたの提案に責任を持つお答えは不可能でございます。しかし、われわれの機関同士のそういった確認は改めて検討するというよりも、もう一遍われわれの判断になぜ、じゃ、そういう相応が伝わったかという点は確かめてみたい、このように思います

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　それをきっかけにでもいいですから、ひとつ、この問題について私も今後都に対しても、あるいは国に対しても引き続きこの可能性について追究していきたいと思います。可能性があるのに市長がもしそれを怠ったということであれば私はそれらにまた覚悟を決めて市長攻撃を、もう市民の先頭に立ってやらざるを得なくなるわけでありますから

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ひとつ、その辺のところを心してこの三中問題の過密について取り組んでいただきたい、このように思うわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　いいですか。小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　いや、ちょっと待ってください。

教育長にちょっとお尋ねしますが、先ほど教育長が学区変更でやらざるを得ない。三沢中学の増築してということで三中に対する対策については、たとえばプレハブの教室をつくるというふうに言っておりました。で、プレハブの教室というのはこの三中の教職員の皆さんからも問題提起されているように非常に環境――教育環境がよくない。それでもあえて私は先ほど提言した本格校舎つくってやるよりもプレハブ教室にしなきゃならないという教育長としての考えはどういう観点からでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

特別教室をプレハブでというのは、これは五十八年度中に当然三中についても本建築の増築をしていかなくてはいけない。ただ、学校の工事関係になりますとどうしても設計委託、それから工事、こういう問題をめぐりまして八カ月とか九カ月というような日時を必要とする。ところが、三中の場合、学校の教育課程をこなしていく上で、たとえば理科室なら理科室がそこで子供たちが理科の実験をするというときに現在ございます理科室だけではクラスとクラスが、こう、かち合うというか、時間割りの上でそういう関係の授業配置が非常にもうむずかしくなってきちゃうということでとりあえず本建築ができる間、これはプレハブであってもそういうものを対応しておかなくてはいけない、こういうことで、これは学校長並びに三中の先生方とも相当いろいろな角度から打ち合わせをしました。その中で午前中の竹ノ上議員の質問にお答えしたように、仮に市長の専決処分であったとしても四月早々からプレハブの特別教室、これは本校舎の完成まではセットしていただきたい、こういうことで三月一日の日も私、立川の都の西武建設事務所の方に建築確認関係の問題や何かを含めてお願いにいった、こんなような事情でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　もう一点お伺いします。体育館や運動場を隣接する小学校――高幡台小学校とか程久保小学校の協力を得て借りてやるという状態といいますか、それからプールサイドの――プールの問題でプールサイドを大きくするということにどれほどの過密解消の効果が出るというふうに考えているかですね。

それから実際先ほども指摘したように本当に小学校のグラウンドなんかを借りにいって根の張った教育ができると思っているのかどうか。むしろ私は先ほど提案したように公団の用地を広げてグラウンドを広くし、そしてプールをもう一つつくって十分な教育環境の中でいままで大きな犠牲を強いられてきた三中の子供たちに報いてやるべきじゃないかというふうに私は考えるんですが、政治的な判断については市長がすることですけれども、教育を預かる責任者の立場でこの点についてどう考えるか、御答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私たちも将来の問題と当面している中学生の対応、こういうものを考えていかなくてはならないわけでございまして、現在三中に入学してくる子供、あるいは、ここ何年か三中で勉強していく子供、この子供たちの中学校の教育をどんな形で保障してあげるかということが一番先決の問題なんです。したがって、いま小山議員の方から指摘されております三中の校地が拡大することができるという方向ならば当然拡大していただきたい。このことは今回学区変更等の問題を打ち出す前に、先ほど市長の方からも話がございましたけれど、果たして公団用地等の中にある三中の校地そのものが拡大できるのかということで対応したけれど、都市計画法とか緑地保全法とか、いろいろな法律がその中に絡まっていて校地の拡張というのがむずかしい、あるいは、できない。こういう話を聞いた上でもう最後の最後のやむを得ない方法としていま三中に勉強している子供たちの条件を何とか緩和する方法として学区変更による三沢中への対応、こういうものを打ち出したわけなんです。

したがって、現在の三中の状況から申しまして、午前中ちょっとお話をした程久保小学校、あるいは高幡台小学校、ここの体育館やグラウンド、これを小学校の子供たちの教育課程、これに妨げにならない範囲でお借りするという話をしたわけですけれど、この問題につきましては主として中学校の時間割りの中に組み込まれておりますクラブ活動、これは全校の生徒が一斉に動く時間帯が決められているわけです。あと、放課後あたりの課外活動等は三中のグラウンド、あるいは、その他体育の時間とは先ほど言ったようないろいろな時間割りを学校当局が組んでいく中で体育館を使ったり校庭を使ったりやれるわけですけど、クラブ活動だけは全校の生徒が一斉に活動を起こす。その際に非常にいまの三中だけでは対応できない。で、三中の先生方も程久保小または高幡台小の体育館、あるいはグラウンドが週に一回そのクラブ活動やる日にお借りできるような対応をしていただければ学校の方としては一応それらの施設をお借りしても、片道三分ぐらいで生徒は高幡とか程久保の小学校へ行かれるので、その辺の話し合いを小学校の方にもしていただきたいというような話もございまして両小学校の先生方にも話しかけをいたしまして一応三中の現状の中での協力、これをい

ただいた。こんなような状況で、これは確かにグラウンドが広がり、その中で思う存分子供たちが対応できるという条件が整備されればそれにこしたことはないわけでございまして、ただ、それが、たとえば東京都とか建設省だとか、いろいろなところとの交渉、あるいは手だて、それから造成、こういう中で一年も二年もそういう期間がかかってくる、時間がかかってくる間、いま現に三中に入ってくる子供たちの教育をどう保障するかという観点からいきますと最大限の手だてを教育委員会としてはしてあげなくてはいけない、こういうところから先ほどの隣接する小学校の問題等も話題に出したわけです。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　いまの話聞いておっても、そのグラウンドの利用にしてもまことにもうせつない話でありまして、本当に三中の過密対策に本腰を入れてもう抜本的な改革をして方向づけするというふうな話がなくていかにも場当たり的な小手先のしのぎをしているわけでありまして生徒がかわいそうでなりません。その辺のところを、ひとつ、市長も教育長もいたく感じていただいてもっと父兄が、あるいは子供たちが安心して、市はこういう対応をしてくれるんだ、こういう形でこの過密の対策をして――過密の解消をしてくれるんだということが理解できるように肌で感じられるようにそういう根本的な問題解決の姿勢を打ち出していただきたい、強く願うものであります。

　先ほど教育長が、できることなら公団の用地を譲り受けてグラウンド広げるにこしたことはないというふうな話もありました。市長にもう一度この件について、しつこいようですが、答弁を求めますが、もし都や国が可能であるというふうに判断されましたら私の提案を取り上げていただけるかどうか。都や国が可能だと言ってもやる気がないのかどうか、この点をひとつ御答弁いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどお答えしたとおりでありまして、もうすでに十分検討済みということであります。

　行政機関同士が責任のある話をしたのと、あなたがどっかで聞いておいでになったのとなぜ相応があるのか、その点は確かめる、こう言っておるわけです。（「回答になっとらん」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　私は、市長にいわゆる政治的な答弁をいただくんじゃなくて誠実な答弁をいただきたいわけでありまして、私は何もむずかしい答弁を求めているわけじゃありません。仮の話で結構です。仮の話にも答えられないということではないと思いますが、仮に東京都や国が可能だというふうにあなたはすでにもうだめだということで、それはあなたの熱

意が足りなかったかもしれない、あるいは手続の方法が悪かったかもしれない、いろいろ理由があるかもしれない。それによって不可能になったかもしれないんです。そういう前提もあるわけですから、仮に国や都が可能ですよということを言ったらこの問題を改めて取り上げてくれるかどうかということを質問しているんですから、そのことにストレートに答えていただきたい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）再度答弁をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もう昨年の五月、六月ごろ、このことにつきましては十分当局と打診をし不可能であるという結論を明白にいただいております。（「その話はわかっているんですよ、それを求めているんじゃないです。私の質問に答えてください」と呼ぶ者あり）でありますから結論といたしましては過大――過大校ですね、ますます過大にするということが果たして適切であるかどうか、物事の判断はそのあたりもやっぱりなすべきだと思っています。その提案に対して、当時父兄からはそういうことは、よくそういうことを言えるものだ、こういうふうなことも言われたことがありました。余り期待をされては困る、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　いま市長は大変な誤解をしております。私は、過密、過大校をますます大きくしようということでこの問題を提起しているんじゃないんです、提案しているわけじゃないんです。新設中学校は一刻も早くつくるべきだという大前提があります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

　それから、いま六年生がさらに進級しまして、進学しまして三中が千三百名になるわけです。それに対する緊急対応も必要であります。その緊急対応として三中は物理的に校庭の面積が広くならなければ当面の対応もできないから私は申し上げているんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）当面の対応をするために公団の用地を確保してグラウンドをつくりプールをつくってください。これは先ほども言ったように新設中学校が二年後にできたらできたでいいんです。その時点で市民プール、市民グラウンドとして開放せよと言っているわけなんです。

　それから教育長が言いました。この一杯のコップに二杯分の水を入れるといったって不可能です。こういうことを言いました。だから、私はそれを言っているんです。それならば二杯の水を入れる二杯のコップを用意しなさい。これを言っているわけなんです。とりあえず、どういう形にせよ三中は過密の状態がここ三年ぐらいも続くわけですから、それに対する対策を余りにもみじめったらしい小手先な対策をするな。もっと本格的に根本的な解決を図って父母の要請にこたえ子供たちの期待にこたえていただきたい、こういうことを言っているわけなんです。そのために本格校舎もつくり、そしてプールもつくってく

ださい、グラウンドも広げてください、それができるまでには半年、あるいは一年かかるかもしれません。その間の緊急対策としてのプレハブ教室もやむを得ないでありましょう。それから隣接の小学校のグラウンドを使うのもやむを得ないでありましょう。しかし、それが一体何年続くのか、二年も三年もそういうことをやらされるんではかなわないのであります。そのことを私は申し上げているわけですから過密をさらに過密にしようとか、過大をさらに過大にしようという意味で申し上げているんじゃないです。あくまで新設中学校をつくるべきである。

市長も先ほど新設中学校をつくるのはあきらめてないというふうなことをおっしゃっておりました。通告に出してないかもしれませんが、本当にその熱意があってやっているかどうかを確かめたいので一つ質問いたしますが、第二候補地になっている三沢台小学校付近の関係地主及びトータルの面積を調べておいてくださいというふうな、調べてありますか、調べてなければ調べておいてくださいというふうに用地課に頼んでおきましたが、もうすでに調べてありますでしょうか、わかったらお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ調査をしていただくのも結構でございますけど、やっぱり行政の責任はわれわれが担当いたしますことでありますし、助言をいただくのは結構でございますけど、余り無理なことをいろいろと言われても、これは困るわけであります。

いまの御提案はどういう意味だかちょっとわかりませんけど、三中対策ということは現実的な問題として一つのまたタイムリミットもございますからしてその範囲の中の最大限の努力で対処させていただきたい。それに次いでまだ新設校の問題ということにも十分努力をしなければならない、こういう現実をわれわれは固く認識として持っておる、このようにお答えをさせていただきます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　行政のやることに助言はいいけれども、口出しするな、いろいろ調査するのは勝手だけれどもというふうな市長の答弁でありますが、まさに森田市長の体質をあらわしたような感じがいたします。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）あなたは私どもが口出ししなくてもいいように、調査をしなくてもいいようにきちんとやっていれば何も私どもだってよけいなこと言いたくないんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ふざけてもらっちゃ困りますよ、あなた。（「そうだ」と呼ぶ者あり）何を言っているんですか。私だって市民に選ばれた議員ですよ、市民の代表です。あなたは市民に負託されて行政をやっているわけでしょう。（「そうだよ」「とんでもない話だ」と呼ぶ者あり）どうか私どもがよけいな口出しがしなくても済むように（発言する者多し）……。

○議長（石坂勝雄君）　御静粛に願います。小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　りっぱな行政を担当していただきたい。じゃあ、私は今後何も言いませんが、それでは市民の負託に十分こたえる市政をやっていただけますか。（「三中のためになる質問をしてくださいよ」「してるじゃない」と呼ぶ者あり）

私は、この三中問題に関して市側の取り組みがいかにもう欺瞞であったか、いまだもって小手先の対応しか考えてない。全く情けない思いであります。一体この憤りをどこへ持っていったらいいんでしょうか。肝心の市長がわかってくれない。このことの問題解決できるのは森田市長しかいないんです。私ども議員が三中の視察に行きました、過密の状況を見てくださいということで。しかし、私はもうつくづくこう思ったのです――われわれがここへ見にきて市長がいない。市長に理解してもらえなくて何の力になれるんだろう。市長に来てもらいたかった。市長にあのどでかい市長室で執務しておりますけれども、あの三中の教職員の部屋で一日、あの何ていいますか、倉庫みたいな部屋で一日執務してもらいたい。どんなに窮屈な思いしているか肌でわかると思うんです。

この三中の問題については本当に納得いく解決できるのはあなたしかいないんです。教育委員会がやれるわけがないんです、できないんです。議会ができないんです、やれるわけがないんです。あなたがやらないのなら私に市長の権限をいただけませんか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）（笑声）そうも言いたくなります。

どうか、ひとつ、この問題は私の問題の提起の仕方が下手だからかもしれません。あるいは質問の仕方が悪いかもしれませんが、（「そんなことない」と呼ぶ者あり）しかし、本当に真剣な問題なんです。私以上に真剣なのは父兄なんです。そして深刻なのは子供たちなんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そのことをよく忘れないで今後の問題に対処していただきたい、このように強く要望して、この件の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって四の一、三中の超過密の超緊急対策に関する質問を終わります。

四の二、専用水道問題についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○四番（小山良悟君）　次に専用水道の問題について質問いたします。

鹿島台、三井台、第一武蔵野台、第二武蔵野台地区は三恵設備株式会社が水道管理者となっている専用水道地区でありますが、これらの地区から都水道切りかえ要望の声が高く、すでに昭和四十三年ごろに請願が出されていますが、今日の長きに至る間、大きな進展が見られておりません。そこで、この問題に

関する現状をとりあえず部長の方から簡単に御説明をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　それでは、いま御質問がありました専用水道地区についての一般的な問題と現状と、それに対する対策等についてお答えいたします。

市内には、いまお話がありましたとおり鹿島台、ほか八カ所の――鹿島台、七カ所ですね、鹿島台団地、ほか七カ所の専用水道の地区がございます。そのうち長銀団地においては本年度配水管布設が完了いたしまして、夏期には都水に切りかえが可能になりました。その他自治会で管理しております豊田荘と豊田団地がありますが、ここにおきましてはすでに外周――外回りです。外周には配水管が布設されておりまして一部の人は都水に切りかえしております。自治会といたしましては全戸都水に切りかえるべく準備に入っておるわけでありますが、現段階ではまだ全戸の意見が一致しておりません。市といたしましては全戸一致が見られたときに都水道に切りかえのための工事に着手できるような対策が整っております。

都水切りかえに当たっては特に問題がある地区は、いまおっしゃいました三恵設備工業の管理する鹿島台団地、三井団地、第一、第二、第三武蔵野台の五つの団地であります。この団地にお住まいの市民の方は都水切りかえについて要望、あるいは請願が提出されてまいりましたが、専用水道管理者との問題及び住民意思の不一致等によりましてそこに進展が見られておりませんが、水道部の対応といたしましては都水切りかえ条件が整ったときは直ちに工事に着手できるよう準備に入る体制にあります。つまり専用水道管理者の廃業と住民の意思確認した上でございます。

水道部の計画では当該地区への配水には布設配水場、これは三沢浄水場でございますが、そこからの配水量の関係から能力的に限界があります。したがいまして、現在建設中の程久保給水場から送水する計画であります。この給水場は本年六月に完成いたしまして夏期までには浅川以南の平山地区及び南平の地区に給水を開始する予定でございます。この給水場からは送水管によりまして動物園の付近を通りまして当該地区、つまり、この五団地の下のところでございますが、そこまで送水管布設工事を行いまして、これによって送水できる見込みでございます。昭和五十九年度以降になると思われます。なお、この五団地につきましては既設の施設、これは配水管とか受水槽でございますが、都基準には適合しておりませんのですべて都の負担で布設がえをすることになります。布設延長はおよそ一万七千メーター、総事業費は七億から八億に上ると思います。大規模工事となりますので単年度の工事は困難と思われます。したがいまして、現在専用水道の廃止、住民の意思決定が見られた場合でも全く――見られた場合でも全地域の都水切りかえには三年から四年先になると思われます。

また都水切りかえに当たりましては配水管から各戸へ給水管を布設いたしますが、これはすべて個人負担となります。なお宅地内の装置につきましては一定の耐圧試験をいたしまして不良なものがあればこれらを改造いたします。その改造費についてもすべて個人負担になります。

以上が専用水道地区の現状と問題点であり、また、これに対する水道部の対応計画であります。

なお、配水管布設が、配水管の布設をいたしますときは道路すべて私道でなく公道ということになります。したがいまして、第一、第二、第三団地、その三つの武蔵野台団地でございますが、まだ私道が多いのでそれを公道に布設がえをしなければならないということでございます。そういう場合にはすべて市の方に寄附していただく、そういう条件になっております。一応概観を申し上げます。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　水道部としての対応は着々と進んでいるということがよく理解できます。

市長にお伺いしますが、専用水道問題に関して地域住民、三恵水道、それから開発行為をした鹿島建設、そして市当局、この四者の問題解決に向かってのそれぞれの位置づけ、立場はどう考えているか、見解を伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　専用水道の将来公共水道化という課題につきましてはもう何年来あるべき方法、方向を見定めつつ地元との、また協議もある程度進んでおります。地元にも水道対策委員会等の組織もつくられておる自治会もございます。

原則的には、いま水道部長がお答えをしたとおりでございますが、しかし、また市民生活の立場から言いますと市としてのいろいろな援助をする施策も必要だと思っております。それから、三恵水道さんはかつては親企業の指示と申しましょうか、早く水道事業を廃止したい、こういうふうな考え方もあったやに見ておりますけど、今日そのとおりであるかどうか、その点がちょっと問題であります。しかし、地元と約束をされているのは、つまり六十年には専用水道は廃止して、そうして都水道に切りかわる、三恵水道としてもそのことを地元との何か、こう、約束ができておるということがありますので、そのことを基調に考えております。つまり営業権を持って固執されますと困るわけですが、必ずしも営業権をどの程度主張されるか、これの処理の問題が第一段階としてまた必要だと思っております。

東京都水道局に対しましては特に市内の専用水道の市民生活に及ぼす水圧の低下でありますとか、火災時の給水の能力の不

足でありますとか、いろいろな不安がありますからして、なるべく早く確実な、しかも現実に切りかえられる方法で公共水道に切りかえていただく、これをむしろ奨励する立場だ、こう思っておりますので、ある程度の助成のことも考え、また融資の背景等のことも用意をして、そして整然と申しましょうか、順序よく二年、三年の間に切りかえていきたい。それから水道局に対しましては先ほどちょっと言いかけましたわけですが、それの処理は市として十分努力いたしますのでよろしくお願いをします、なるべくお急ぎを願います、このように申し立てております。大分工事が進み、給水能力が確保されつつその工事が進んでおりますからしてその実現は比較的近い、つまり六十年の前後のことだ、このように思っておりますので（「そんなことは何もならない」と呼ぶ者あり）担当者とも（「あなたの考え方は甘い」と呼ぶ者あり）（笑声）担当者を定めて検討も進めております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　三恵水道の社長と私は先般会いましたんですが、初めて会ったんですが、聞きしにまさる大人物という感じでございましたんですが、この都水道移管に当たって、本人も六十年のころをめどに移管したいんだということは言っているけれども、それについてはいろいろなやっぱり条件を出しているようであります。そのことがネックになりまして水道当局の対応が着々進んでいるにもかかわらず肝心のことがネックになりましてわれわれ地域住民が困っているわけであります。

どういうことかといいますと、われわれの地域住民の意思統一を図るにしても、あれは、この切りかえについては個人負担でありますので、その負担の経費の積み立ての計画を立てるにしてもめどが立たなければ立てようがないわけです。それから意思の統一もなかなかしにくいんです。大体何年ごろというふうなあいまいもことした目標ではとてもそういうことはできないわけで、そこら辺で、そこで私は今回取り上げたことはこの確かなめどをこの段階で立てていただきたい。三年後、四年後解決するにしてもかかる費用がとにかく個人負担が一万や二万じゃないわけですから、かなり前から長期間にわたって積み立てをしないとその経費負担には耐えられないわけであります。そこで技術的な問題については水道部当局が着々と進めておりますけれども、いま、ここでネックになっておるのは、もうまさに政治的な問題だけなんです。その政治的な問題が一番もうむずかしい困っている問題なんです。

そこで市長に、市長でも助役でも結構ですが、理事者側から責任ある立場の方が三恵水道と一体都水道移管についてどのような条件を、考えを持っているのか、正式に話し合いをしていただき、そして、それが市としてできる相談なのか、できない

相談なのか、いろいろ調整をしていただいてわれわれ地域住民に確かなめどを示していただきたいと思うわけであります。三年あるから、四年あるからということは目標としてはそうですけれども、その以前に地域住民が確かなめどを立てなきゃならないことを十分理解して早速にでもひとつ三恵水道に交渉してぜひ、どんな考えで、どういった形で移管してくれるのかを把握していただきたいと思いますが、その件についていかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地域のこの住民の方の水道対策委員会等もできている団地がございますからむしろ三者の関係で話を切り出したい。それでめどを明らかにしていこう、この方が的確だろうという、いま感じがいたしております。早速取り組むように方法を考えようと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　三者というのは三恵水道と市当局と住民ということですか。（「もちろん、そうだ」と呼ぶ者あり）それじゃ、具体的にひとつ次の議会でまたこれを取り上げることのないように次の議会までにはひとつ何か一回ぐらい交渉した、話し合いの場を持ったということをぜひお約束をしていただきたいというふうに思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

それからもう一つ、この水道管の配管するについては公道にだけということに一応なっているわけですが、将来的に市道に移管できるところについては何ら問題ないわけですが、たまたま行きどまりといいますか、市道から二十メーターなり三十メーターなり入り込んで行きどまりになっているような私道があるわけです。これは市道の移管にできない状況にあるわけなんですが、こういったところの不幸な立地条件といいますか、ところにある方々に対してのある程度の配慮というものを考えていただけるかどうか、その点についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。（「それはもう当然考慮」「考慮なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本来の水道行政は、配水管は公道に布設するというのがたてまえになっておりますが、本市の場合、地域によりまして公道化のできてない、非常にまた困難な状況の地域があります。これはまた別の扱いで取り扱わないと住民サービスに不公平が出るということにもなりかねません。そのあたりがむずかしいところでありまして都ともまたこのことにつきましてはきちんとした協議をしておかねばなりません。（「東京都が全面負担」と呼ぶ者あり）努力をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　都市計画税も平等にとられているわけでございますし、ひとつ、その辺ところを十分に御配慮を

いただきたいと思います。そのことをお願いして、この件の質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって四の二、専用水道問題に関する質問を終わります。

時間延長をいたします。お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定しました。

四の三、南平台地区未舗装私道問題についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○四番（小山良悟君）　次に南平台地区の私道の未舗装の問題について質問をいたします。

南平台地区は約二十年前に開発された住宅地でありますが、この地域の一号通り、二号通り、それから十号通り、十一号通りの四つの通りの私道がいまだに舗装されておらず、また不動産業者の非常識なかけ引きで、いつ舗装できるか、全く見通しが立ってないのであります。

そこで先般市長に非公式に問題解決の要請をしましたところ悪徳業者に屈服せず強硬手段でも問題解決にかかる――まことに頼もしいお答えをいただきましたが、いろいろ検討しますと市長が考えている強硬策は、これは最悪、最終的な手段として、この強硬策は後々の維持管理及び最終的な財産処理に問題を残すのではないかと懸念されますので、その心配が全然ないというんでしたら直ちにやっていただきたいんですが、そういう心配があるならば次の提案をし、検討していただきたいと思います。

御存じのように南平台地区は決して恵まれた環境の住宅地とは言えないのであります。（「了解」と呼ぶ者あり）その上、公共施設は全くありません。そこで不動産業者が底地権寄附の条件として出している南平台中腹の八百七十二平米の土地を市で買い取って南平台の地区の地区広場、あるいは子供たちの運動場なり何らかの地域の施設として提供していただきたいのであります。買収条件はもちろん市街化調整区域でございますから市街化調整区域としての相場で当然であろうかと思いますが、不動産業者とこのことを積極的に交渉して、これによって底地権を寄附していただき舗装を実現していただきたいのでありますが、合法的で、かつ地域住民にとっては二重の喜びとなりますので、ぜひ御検討いただきたいのですが、この提案についてはいかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方からお答え申し上げますが、ただいま御指摘のございましたこの南平台住宅地の道路につきましてはまだ未舗装部分が残っていることは事実でございます。

それで、ここの住宅を築造いたした時期というのはちょうど十年前の――二十年前でございます。三十七年から四十年にかけて造成された団地でございまして当時はまだ宅地造成に関する関係法規といったものが整理されておりませんで当時は建築基準法による道路の位置指定によってこの団地が開発されたものでございます。そこで現在の道路――私道につきましても現在の宅地開発におきますと、その管理者というものを明確にいたしまして、それで、その帰属関係も明らかにしておくわけでございますが、そういう状況でございましたので管理者というものが設定されておらないで私有地になっておるわけでございます。そこで、これらの道路を舗装するに当たりましては当然そこの底地権を持っております住民の方々、あるいは現在この管理を行っております会社は株式会社田園信販と申す会社が管理を行っておりますけれども、寄附をしていただいて、その上で市の道路として舗装するということで建設部の方でもそういった関係についてはいろいろ折衝を行ってきたわけでございますが、この田園信販の親会社に当たるのかと思いますけれども、株式会社田園企業というものがございます。こちらの会社の考え方では現在会社で管理しておりますこの団地にすぐ隣接いたしております市街化調整区域の中に先ほど御指摘のございましたように八百八十二平米の市街地を持っておりますこれを開発させれば道路部分の底地は寄附をするというようなことを申しておるようでございます。しかし、私どもの方の市街化調整区域の線引きは、こういうことによって変更をするという考え方は現在持っておりません。また、これを解除することによりまして他にも影響することが非常に大きいというふうに判断をしておりますので、こういう条件で私どもがこの面積の相当部分を市街化区域に編入がえをするということは考えておらない状況でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　いわゆる市街化調整区域を線引きし直しをしてくれという業者の条件をのめないことは私もそれは十分理解できるわけであります。ただ、そのことにこだわってますとこれから先もこの問題については解決できるめどは全然立たないのであります。

ですから考え方を変えましてこの調整区域の線引き見直しを別にしまして、それとは切り離して、あの南平台地区には公共施設が一つもない、だからちょうどこの田園企業が持っている八百七十二平米のこの用地を市で買収してこの地区の皆さんに地区広場とか、あるいは子供の運動場とか何らかの形で地域の施設として提供したらどうか。そのことと、いわゆる未舗装の

ことは切り離して考えたらどうかということを申し上げるわけです。そうすることによって事態が進展するんではないか。何らかのやはり策を見つけ出さなければ毎年毎年同じような考え方で私どもはそういう要求に応じるつもりはありませんという答弁を繰り返していたんでは行政ははかどらないのであります。

ですから、何年かのいわゆる懸案事項となっている問題については角度を考えて問題解決を図る考え方が大事であります。したがって、ここの問題については切り離して線引き見直しの、業者の言う線引き見直しのこととは切り離して現在の開発行為であるならばこのぐらいの用地は当然業者としても無料で寄附しなきゃならないところなんです。それを業者は市街化区域にしてくれという虫のいい話をしているわけですからせめて市街化調整区域の値段は安いけれども、市街化調整区域でこの用地を市の用地として買おう、それによって次の、二次的な効果として、じゃあ、現在未舗装になっている私道の底地権を寄附しようという形になってくるんではないかという可能性を期待するわけでありますから、そういう意味で提案しているわけなんです。あくまで切り離して考えていただきたいと思うんです。そういった考えに立っての解決方法ということではいかがでしょう。もう一度ひとつお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

市街化調整区域の中にある宅地につきましてはいろいろ建築上の問題、都市計画上の問題で制限がかかっております。したがいまして、この土地をどうしても手放したいというような場合には当然行政庁に対しまして買い取り請求ができるわけでございます。公拡法に基づきまして市に対しまたは都に対しての買い取り請求を行っていくことが可能であるわけでございます。したがいまして、会社側といたしまして、そういう希望がございましたらば手続をとっていただき、私どももそれに基づいて検討をするというふうになろうかと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　いずれにしましても、この未舗装の問題については市長も最終的には強硬手段をとってもというふうな約束もしておりますけれども、いずれにせよ新年度内には何とかひとつ解決するめどをつけていただきたい。このことを強くお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって四の三、南平台地区未舗装私道問題に関する質問を終わります。

四の四、区画整理事業反対運動の対応についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○四番（小山良悟君）　もう時間がなくなってきましたので、簡単にいたします。

区画整理の問題ですが、高幡土地区画整理事業に対する反対運動が高幡不動駅北側地区、高幡不動南側地区及び南新井東側地区の居住者から出ております。

大局的に見れば区画整理は実施せざるを得ないと私も思いますが、しかし、だからといって現在展開されている反対運動を無視するわけにはいかないのであります。私は思い切って計画を白紙に返し、改めて住民の納得いく計画と事業推進を取り組んでいただきたいと思うのですが、市長自身はこの反対運動をどのように受けとめ、また、今後どのような対応をされていくのかお考えを示していただきたいと思うんです。

関係部長については建設委員会でたびたび伺っておりますので、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市は幾つも区画整理事業をこれまで実施してまいっておりますが、高幡には高幡に、つまり区画整理事業を施行しましょうということの呼びかけは比較的新しいわけであります。つまり時間的に理解の度合いがまだ不十分なわけであります。ということは、これはもちろん行政側の努力も今後大いに必要といたします。

いま御提案になったような気持ちである程度の時間はかかるかもしれませんけど、十分いい町づくりの意味を特に区画整理方式ということを御理解をいただく努力をして、そして、ぜひ皆さんの納得の中で施行できるようにしなければならない、このように考えております。したがって、いま、おっしゃる白紙に戻してというその気持ちはとうといというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　反対運動の状況から考えまして、もう市長が直接出向いていってこの事業計画について理解、協力を求める段階にきているんでないかと私は判断いたしますので、一番の反対運動の腐心は行政に対する不信感がもう底流にあるわけでありますので、それを取り除くには市長自身が出向いて情熱を持って皆さんに理解を求め協力をしていただく必要があろうかと思いますので、どうか、ひとつ、早い機会にそのことを実施していただくことを要望して、この件の質問を終わります。（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）終わります。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって四の四、区画整理事業反対運動の対応に関する質問を終わります。

五の一、市民の健康問題を問うについての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。（「がんばれ」「余りがんばらなくていいぞ、短くていいぞ簡単で」「長々やるんじゃないぞ」「時間が長けりゃいいってもんじゃない」「そうだ」「内容で勝負だ」と呼ぶ者あり）（笑声）

〔七番議員登壇〕

○七番（馬場繁夫君）　それでは通告に従いまして市民の健康問題についての質問をさせていただきます。

国民の健康に対する意識は最近急速に高まり、東京都の主婦の調査でも七五％が日常の関心事として健康問題を挙げ、家計や経済、あるいは教育に関する関心度をはるかに超えており、日野市民の最近の意識調査でも健康や医療に対する関心度の高さは周知の事実であります。

昭和五十六年三月、日野市地域保健協議会より市民生活と健康づくりに関する答申が出されておりますが、その中で日野市民の健康の特質としては、いまのところ六十五歳以上の老齢人口は五・五％ぐらいでそれほど高齢化は進んでいない状況にあり、地理的、環境的な条件はかなり良好で、市民の民意尺度成長率も高水準であり健康状態も良好であり、全国的に見ても日野市は生態学的にも社会学的にも標準を上回る田園都市と評価してよく、新生児、乳児、周産期、それぞれの死亡率が低下するとともに全体の死亡率も年を追って下がっており市民の有病率は横ばいであるが、一方、成人病による受診率は高まりつつあり、悪性新生物、心脳血管系疾病による死亡率は少しずつ増加を示し人口の急速な高齢化とともに数年後には厳しい対応が迫られるであろうとの指摘がございます。そこで、私はこの協議会の答申を中心に市民の健康について数点にわたり質問したいと思います。

健康で快適な生活を営むための基本は、自分の健康は自分で守ることは当然でございます。したがって市民が個人の立場でできる健康管理としてはまず食生活の見直し、体力づくり、そして健康診断が考えられます。このような健康管理を日常的な習慣とするよう努力することはもちろんでありますが、行政においても健康についての正しい知識、情報の提供や市民への啓蒙に努めていくことが重要であり、市民の健康への関心にこたえ援助していくことこそが基本的な事業であることは周知の事実でございます。

そこで質問の第一点といたしましては市民の健康状況を広く知っていただくための健康白書をまとめられてはどうかと提案するものでございます。

市民の健康管理は日野保健所、各医師会を初め、そのほか関係機関との緊密な連携のもと母子保健、学校保健、成人病対策、老人保健、難病検診、障害児健診、婦人のための医学講座、薬の相談事業など、それぞれの領域において実施を見ているところでございます。これらの健康管理事業は主として疾病の予病と早期発見、早期治療と社会復帰を目標としたものであると言われております。これらの諸事業の整理体系化の課題を残し、さらに老人保健法の実施化を抱える状況を踏まえながら、ぜひ検討すべきものがあると考えます。

特に家庭の主婦については定期的な診断の機会を失いがちであり全国的に見ても健康診断の受診率は低く、健康には深い関心を見せながら健診事業そのものへの関心は薄いことがうかがわれ、子宮がん検診など一部に受診率の高いものもありますが、内容、実施方法にも検討を加える時期に来ていると思うのであります。

そこで第二点目の質問といたしまして総合的な健康診断制度の導入であります。たとえば主婦の誕生日の日に受診通知を発送して近くの病院で診断する制度等であります。都下の市によっては実施を見ていることでありますので実施に向けて努力をしていただきたいと思います。

そこで最近の健康水準は平均寿命の伸長に見られるように著しく改善されてきたと言われております。自分の健康は自分で守るという自覚と認識を持つことを基本として、単に疾病の予防や治療対策にとどまらず健康な人に対してよりよい健康を確保し、また高血圧、肥満等のいわゆる半病人に対しては疾病に陥ることを防止し、国民すべてが健康な生活を送れるよう努力いたしておるところでございます。このことは市民においても個人、同好会団体でのスポーツ運動を盛んに行っているところからも十分うかがい知るところでございます。たとえば毎月の広報のスポーツ欄等を見ますとハイキング、ジョギング、マラソン、テニス、野球、バレーボールなど多彩であります。これに対応して市として体育館、野球グラウンド、テニスコート、プールなどの施設を提供し、あわせて小中学校の学校体育館を開放していることも十分承知しております。

第三点の質問といたしまして、過去数年にわたってどのような努力を払ってきましたか教えていただきたいと思います。

ところで、市長は昭和五十八年度施政方針表明の中で昭和五十八年度の予算編成には市民の健康と福祉の充実に最も意を注いだところでありますと述べ、さらに本格的なスポーツのグラウンド施設として四百メートルトラックの設計を持つ仲田スポーツ公園が本年には一歩進みます。四月一日より市に管理が移譲されますので整地の上、市民広場に開放します。また、多摩川、浅川の河川敷、廃河川敷グラウンドの計画についても引き続き努力してまいりますと述べております。

以上の点を踏まえ第四点目の質問といたしましては、意を注いだ結果が具体的に予算面上どのようにあらわれておりますか御答弁をいただきたいと思います。

特に具体的な問題といたしましては学校開放についての質疑が過去何人かの議員より積極的な推進を図るようにとの提案がありました。私も同意見でございます。そこで問題になりますのは学校施設の管理運営、保安の関係であります。私は、ここでは学校の施設に限定してお聞きいたします。

第五点の質問といたしまして、窓ガラス等の破損に対する予

算措置はどのようになっているのでしょうかということでございます。

第六点目の質問といたしましては、これは提案でございますが、学校開放に伴う事故防止対策上、さらに学校内の生徒の事故防止のためにも強化ガラスの利用を考えてはどうかと思う次第でございます。承知のとおり強化ガラスとは普通の板ガラスより三ないし五倍の強度を持ち割れても粒状になるのでその形状による危険度は非常に減少します。板ガラス協会の調査によりますと住宅用として強化ガラスの使用されているところは居間、応接室、洗面所、浴室等であると報告され、さらに現在、全体としての普及率は〇・三%程度で普及にブレーキをかけているのは材料費と施工費の割高のためのようであります。住宅より学校用としての方が普及率が高いのは、たとえばサッカーボールをぶっつけても大丈夫なことから防球ネットをつくらないで済む点と安全性の面より重要視されているようであります。学校並びに公共施設に対してこのような強化ガラスの普及はその安全性の関心度と予算は反比例関係にありますが、強化ガラスの普及現状と将来の施設計画においてどう考えておりますか、お尋ねいたします。

市民の健康対策としての治療及び増進の施策として東洋医学の応用が最近一部で強く認識されつつあることは周知のとおりでございます。

第七点目の質問といたしまして、提案でありますが、はり、きゅう、マッサージ治療について国民健康保険の対象としてその利用を高めるべきであると考えておりますが、どうでありましょうか。また、この実施が早急には困難な状況にあるならば、せめて、あんま、マッサージ、はり、きゅう利用者に対する助成制度の対象枠を拡大してはどうかと考えますが、この点について御答弁をいただきたいと思います。

健康の定義は身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態で、単に疾病や病弱でないということではないとされており、従来精神的面からの研究はおくれてきたと指摘されているところでございますが、この点を踏まえますと都下の数カ所の市ではすでに実施を見ていますが、市民休暇村の将来の施設計画、また施設をつくるお考えがあるかをお聞きいたします。

以上につきまして御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　幾つかの御質問のうちから初めの一点目と二点目についてお答えを申し上げます。

一点目の御質問は健康白書をつくったらどうかというユニークな御提言でございます。

白書の作成になりますと各行政の分野にまたがっております健康行政、あるいは保健行政、衛生行政、そういった各種の統

計を用意しなければならないわけでございます。健康と関連のある社会体育の部門、あるいは学校生活と健康の部門、余暇活用と健康、あるいは乳幼児、小中学生の健康、老人、御婦人、勤労者、そういったような幅広いデータをそろえまして健康との関連を総合的に分析をする必要が出てこようかと思います。さらに集めたデータの種類、編成についても検討を加えなければなりません。こうなりますと非常に長期にわたりまして膨大な仕事量になるわけでございます。この健康白書の作成を現在の健康課のスタッフが直営でやるとなりますと先ほど申し上げたように日常の健康行政の傍らこれを片づけるということは非常にむずかしいことである。このように申し上げて御了解をいただきたいと思うわけでございます。

それから第二点の総合的な健康診断の件でございますが、先ほど例に出されました都下の都市の例は十八歳から六十四歳の主婦に誕生月を記念してと申しますか、お祝いしてと申しますか、健診を行っております。対象は十八歳から六十四歳で高校卒業生の女子から㊎が適用になる年まで御婦人だけでございます。そして内容は問診、聴打診、尿検査、血圧、血液検査、こういうようなものを診査をいたしまして健康に役立てているわけでございますが、広報で呼びかけをいたしましてはがきで応募した者につきましてこの診査を行っている、こんな話を聞いたことがございます。

日野市におきましては昨年度総合的な一般健康診査を行っております。千二百人の方がこの診査を受けております。五十八年度につきましてもこれをさらに発展させるべく一時検査一万五百人を対象にいたしまして予算化をしてございます。三十五歳以上の方につきましては集団方式で診査を行います。これは市内の小学校の体育館をお借りいたしましてその体育館でもって診査を行う予定でございます。それから六十五歳以上の老人の健康診査につきましては先ほどの米沢議員の御質問にもお答え申しましたが、個別方式によって健康診査を行っていきたい、このように考えております。市内の二カ所の小学校の体育館をお借りしまして診査の項目も老人健康診査の項目よりも多くて精度も高いものであります。どのような検査をするかと申しますと尿の検査ですとか胸部のエックス線検査、それから血圧の測定、心電図の検査、聴打診、血液の検査、こういったものを一通りやりまして、このデータを数字であらわして受診された方にお知らせをする。そこで異常が見つかった場合には二次検診を受けてくださいというような御通知を差し上げるわけでございます。いま申し上げた診察項目は普通の人間ドックの日帰りのドックに十分相当できるような精度の高いものでございます。なお六十五歳以上の老人の健康診査につきましても個別でやってまいります。三十五歳以上の集団方式もいま申し上げたように現状では学校の体育館を借用してやると将来にわた

りましてこの受診者が多くなりますと体育館ではとても間に合わないというようなことも出てまいります。そういう場合には老人のようなやり方で個別的に医院、病院に行く、そういうような方法も取り入れてやっていきたいと思っております。さらに六十一年度目標といたしましては、五十八年度一万五百人の対象を一万七千九百人に広げまして受診率も三〇%台から五〇%台にまで高めたい、このような年次計画を立てております。

以上、一、二点について御説明いたしました。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　お答えいたします。

三点目に五十八年度においてどの程度のスポーツ等の健康対策が予算化しておるかというような御質問でございました。また過去にどのくらいの蓄積をしてきておるかというような御質問でございますが、五十八年度に予算化しておる老人健康に寄与する市の施策といたしまして、ここで若干の御報告をいたしまして、これも過去数年間にわたって蓄積された結果として御理解を賜りたいとこういうぐあいに考えております。

五十八年度の老人スポーツといたしまして、先ほど米沢議員にも御説明いたしましたが、ゲートボールに対する予算を五十八年度には二十八万七千二百六十円組んでおります。これは年一回十月に老人が参加いたします数が約五百六十人。対象は老人クラブの加入者を対象といたしましてゲートボール大会を実施しております。また老人農園の予算を本年度百八十万一千円組んでおります。現在までに四カ所、面積にいたしまして二千九百七十八・八八平米の老人農園を設置しております。老人クラブに対して、これを貸し付けておりまして貸し付けクラブはクラブの団体数は十一団体、貸し付け老人クラブの会員数は千五十名がこの対象となっております。また健康読本の配布をやっておりまして、これは予防対策としていろいろと健康の管理の内容について簡単に、わかりやすく書いた健康読本を配布しております。七十歳以上の方に五千七百十名を対象といたしまして敬労金の支給時に配布しております。七十四万七千五百円を計上しております。また、その他一人暮らしの入浴券の助成に百七十六万七千九百九十円、老人理美容券に六千二百三十二万六千八百六十円、健康管理手当に三千四百二十六万円等、また寝たきり老人に対しては百五十万円等を計上しております。また高齢者の就労対策といたしまして高齢者事業団には一千八百三十二万円の補助金を出しております。また今年度から老人クラブの事業対象がスポーツ、奉仕、それから教養の涵養ということでよその老人の健康管理も含めた対応を老人クラブとして活動内容として考えろということになっておりまして、この老人クラブに対しましては各連合会に六千円ずつ四十一クラブ、単位老人クラブに一万三千円ずつ十二カ月分、また会員には百三十円ずつ毎月交付しておりまして、総額で一千二百七十二万

六千円を計上しております。

簡単でございますが、概要を申し上げました。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　学校開放に関しましての御質問に対するお答えでございます。

学校開放につきましては御案内のとおり日野市内に在住、あるいは在勤、在学する人たちを対象といたしまして特にスポーツの振興、あるいはまた体力の増進、親睦の和を深める、コミュニティづくりをつくる、そういうことを目的といたしまして昭和四十六年度から市内の小中学校のグラウンド、体育館、プールが学校の業務に支障がない限りにおいて開放するということで日野市の小中学校の学校施設の開放に関する規則をつくりまして運営管理を行っているわけでございます。そして、それに対する利用の団体でございますけれども、これは個人貸し出しはしてないわけでございます。いわゆるスポーツを愛好する団体に貸し出しをしているわけでございます。

具体的に申し上げますと、十名以上のスポーツを愛好する団体で、その中には成人を含めた、管理者を含めている団体ということで、教育委員会の方に登録いたしまして、そして、それを教育委員会が審査いたしまして団体として認めた場合には使用許可証等与えまして貸し出しをしているわけでございます。で、それに対する管理運営の問題でございますけれども、これにつきましては従来は学校の各開放校にいたしましては市の方で委嘱いたしております管理委員を置いたわけでございますけれども、その管理委員がなかなか教育の方で捜しましてもなかなか適当な方がいらっしゃらないということで、五十七年の四月一日から先ほど申し上げました実際に利用する団体の責任者が使用から終わるまでの間をいろいろな管理等につきまして責任を持たせて貸し出すというふうに一部使用方法を変更したわけでございます。

そこで、それに対するガラス等の破損があった場合、それをどういう形で市の方では考えているのかということでございますけれども、これにつきましては一応利用者がガラス等を破損、あるいは学校施設を棄損した場合には弁償するという規則がございます。したがいまして、利用団体にそれらの棄損等に要する費用を負担させ、速やかに学校の運営に支障がないように修理等してもらうというふうになっているわけでございます。

それに対しましてのガラスを強化ガラスにかえたらどうかというふうな御要望でございますけれども、私どもが過去いろいろと利用状況等見てまいりますとほとんどガラスを破損したという例はございません。また学校側からもそれに対する苦情等もございませんので、いまのところ、われわれといたしましては将来学校開放に伴いましてガラス等の破損の件数がふえた場合は強化ガラス等のことも考えなければいかんと思いますけれ

ども、現時点におきましての破損件数が少ないということでございますので現時点におきましてスポーツ開放に伴うガラスの破損につきましては強化ガラスを使うということは考えておりません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは私の方から第七点の御質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思います。

第七点の御質問は市民の健康対策ということで、はり、きゅう、マッサージ、こういう点について国保事業としての取り上げをどうかという御質問でございます。で、このはり、きゅう、マッサージ、それから柔道の整復術、これは現時点でも国保の事業といたしまして入っております。ただし、はり、きゅうにつきましては非常にむずかしゅうございまして、柔道の整形整復術につきましてはほとんどのものが療養の対象になっておりますけれども、はり、きゅうにつきましてはほとんどこれが認められておりません。で、はり、きゅう、マッサージの、いわゆる療養費の支給対象というのはどういうものがあるかといいますと、いわゆる慢性の病気でございまして主として神経痛とか腰痛とかということが主でございまして、この疾病にかかっている方がはり、マッサージ、あるいはおきゅうという治療を受けられるようでございます。もちろん、この申請がございますと私どもの方の国保といたしましてはそのまま支払いは困難でございます。当然その資料は審査会の審査に付すわけでございます。そうしますと、その審査会の方からはこれを認められないというのはほとんど返ってまいります。

で、このはり、マッサージといいますものは、いわゆるお医者さんにかかれない、お医者に、何といいましょうか、すべての疾病はお医者さんで、いわゆる治療してもらうんだという基本がございます。そういうことで、いわゆる治療の手段がない場合、はり、マッサージについては療養費が支給できるとはありますけれども、返ってくる内容を見ますとやはりこれはお医者さんにかかるべきであるということで、いわゆる認められません。したがって療養費の支給をいたしてないのが国保の会計でございます。後刻御審議いただきます療養給付費の療養費の中、ことし二千万円の――二千四百万円計上いたしておりますが、こういう金額の中からその支出がなされるわけでございますけれども、はり、きゅうにつきましてはそういう状況でございます。

助成につきましては、これはまた別途の考え方で検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民休暇村の御提案は大変夢のある仕事だと思いますが、しからば、どういうやり方がいいかということにつきましては今後研究をいたしたいと思います。

でき得れば地方の過疎村等で何か縁組みができて、そうして子供たちも行けるような所があれば夢のある事業になれるんではないか、このようにいまのところ伺った次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○七番（馬場繁夫君）　健康白書につきましては市民の健康状況を広く知っていただき健康増進に役に立つよう健康白書の作成を何とかいろいろ厳しい状況があるでしょうけど、検討して早急にできるようにしていただきたいと思います。

また市民休暇村につきましても非常に精神的な部分の健康面というのは非常におくれていますので何とか市民の皆さん、また市の職員の皆さんもそういう心のゆとりを持ってその部分からの健康管理ができるためにも市民健康村建設に向かっての積極的な検討をお願いしたいと思います。

強化ガラスにつきましても板ガラスに対する事故防止のために、特にアメリカでは一九六〇年代に国が安全なガラスを使わなきゃならない、そういう個所を義務づけまして、またヨーロッパの各国においてもその基準をつくりまして安全ガラスの使用を進めている事実があります。また強化ガラスとか合わせガラス、または保護フィルムを張ってガラスの飛散を防止して、またそのエネルギーを目的とする方法もありますので、今後、日常の危険防止のため、また安全対策のために積極的にこの強化ガラスの公共施設、また学校に利用することを前向きに検討をしていただきたいと思います。

また、先ほどはり、きゅうについての国保の問題ありましたけど、現在、日野市におきましても六十五歳以上の身障の老人につきましては助成がありますけど、もう少し半病人という方もいらっしゃいますし非常に東洋医学の、西洋医学に比べてまた別な効果というのがありますので、その辺につきましてもう少しまず助成の枠を広げて多くの老人の方が本当に体の痛みを訴えている方もたくさんいますし、何とかそういうもので救われるものがありましたら非常に老人の方も喜ばれると思いますので、そのような助成の枠を拡大できるようにその辺についてもお願いしたいと思います。

以上をもちまして、その辺につきまして強く要望しまして市民の健康問題につきましての一般質問を終わらせていただきます。（「りっぱ」「内容がよかった」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって五の一、市民の健康問題を問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時三十六分散会

三月十一日　金曜日　（第四日）

日野市議会会議録

第六号

昭和五十八年
第一回定例会

三月十一日　金曜日　（第四日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簇野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（一名）

二十番	藤林理一郎	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	加藤一郎	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	伊藤正吉	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	坂本金雄	君
清掃部長	大貫松雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	栗原莞次	君
書記	萩生田富司	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇　三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子　君

都市整備部長	結城邦雄	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	高野隆	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	佐藤智春	君
教育長	長沢三郎	君
教育次長	小山哲夫	君
病院長	竹内真純	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷省三	君
書記	串田和	君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和五十八年三月十一日（金）

午前十時開議

午前十時十二分開議

○議長（石坂勝雄君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十一名であります。

一般質問に入ります。

六の一、市内中小企業の振興策の前進のために、についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（板垣正男君）　市内中小企業の振興策ということで一層施策を前進させていただきたいと、こういう期待を込めまして質問を行います。

今月の八日総理府が発表いたしました一月の労働力調査結果によりますと、完全失業者数が前年同月に比べまして、三十一万人増の百六十二万人になったことを発表いたしました。この失業率は、二・八％に達したということでございまして、一九五九年三月の三・四％に次ぐ二十四年ぶりの高水準になったと新聞でも伝えております。これを季節調整値で見ますと、完全失業率というのは、二・七二％で、一九五三年から開始されましたこの調査史上最高を記録したそうであります。この完全失業者数の急増は長引く不況のもとで中小企業の倒産、大企業などの人減らし減量経営が進み、自民党中曽根政府が推進する軍拡、国民生活優先の臨調路線がこれに拍車をかけているということでございます。御承知のように今日、日本の経済状況は、国民にとって大変深刻な状況にあります。私がここで経済論を展開するまでもなく十分理解のできることでありますけれど、しかもこの不況が長期であり、また深刻であるという点でもかつてない事態だと言わなければなりません。いま申し上げましたように、失業者が史上最高を記録するというような大変な失業率を生んでいるわけでありますが、この失業者の被害とあわせまして、最も多くの被害痛手を受けているというのも中小企業にほかなりません。倒産の統計を見ましても一千万円以上の借金で倒産するケースを見ても中小企業が九八％以上を占めております。中小企業で働いております日本の労働者、これは一体どのくらいあるかということで調べてみますと、日本の労働力人口が五千七百万人、中小企業者、商工業者が千二百五十万人約二二％、中小企業で働いている労働者をあわせますと四千万人に近い数に達しまして、日本の有業人口の六六％、三分の二が中小企業関係者だということであります。これは大企業関係者よりも圧倒的に大きな比重を占めているわけでありまして、そういう意味では景気対策の第一の問題として、中小企業対策ということに一段と力を入れていかなければならない政府の責任があると思うわけであります。中小企業基本法が制定されまして、ことしで二十年経過いたしました。この間歴代の政府自民党のもとで、この中小企業基本法の精神に立ってどの程度の力

が込められて対策が講じられたか、さまざまの分野から見ることが必要でありますけれど、私は一つのことに限って例を挙げてみたいと思います。それは先般国会におきましても、日本共産党の不破委員長が指摘しましたように、たとえば中小企業向けの技術改善費補助金というのがございますが、この中小企業向け技術改善費補助金が始まって今日まで支出された総額が六十五億円だということが政府の答弁でも明らかにされました。これは非常に低い額でもあるわけでありますけれど、たとえば五十六年度三菱重工に渡している補助金が実績で三十八億円、日立に渡しているものが三十七億円、この二社の一年分だけでも七十五億円に達しております。この二十年間に中小企業に支出いたしました技術改善費補助金が六十五億円でありますから、いかにひどい格差の補助金が支給されているかということが一目瞭然でございます。政府の中小企業に対する施策が大企業との比較においても、このように大きな差があるために日本全国の自治体が中小企業、あるいは地域産業に向ける力の入れ方というのもおのずと限界があるわけであります。翻って日野市の中小企業の実態は、どういうものになっているか見てまいりますと、たとえば日野市の産業構造七十八統計資料などを引用して申し上げますと、増加を続ける日野市の事業所数ということで統計がございますが、他市との比較で見てまいりますと、昭和三十五年を百といたしますと、日野市の場合は五百九十二、三多摩二十六市平均が二百八十二ですから、二倍以上のふえ方をしております。二十三区では百七十、東京都全体で百八十という数になっております。従業者数の増加を見てまいりますと、日野市の人口の伸びと全く同じ伸び率を示しております。これも昭和三十五年を百といたしますと、人口で三百五十一、従業者数が三百四十七これを三多摩各地との比較では、日野市が三百四十七、二十六市が平均で三百一、二十三区で百五十一、東京全体では百六十二という数値になっております。非常に事業所がふえているということでありますが、中小企業特に五人未満の常雇いの企業の場合どうかということで見てまいりますと、日野市は事業数の占める割合が六一・四%、二十六市では五八・二%、二十三区では五五・一%、東京全体で五五・四%、こういう割合になっているものであります。商業関係だけを抜いてまいりますと、これも際立ってふえております。昭和四十三年商店数が八百二十五軒であったものが、五十四年では千六百九十一軒と大幅にふえております。従業者数も四十三年では二千八百六十九人、五十四年では六千六百二十五人、約三倍近いふえ方をしているわけであります。こういうふうに統計資料を見てまいりますと、日野市の人口の増加に合わせまして事業所の数、そして従業員の数も同じように増加を見ているということがわかるわけであります。こうして見てまいりますと、人口急増に追いつくべくさまざまな公共施設やいろんな施策がこれま

で行われてきたわけでありますけれど、中小企業向けの対策というものもそれに合わせて力を入れてきてもよかったんではないかという見方もできると思います。もちろん中小企業対策独立させて、それだけに力を入れるというわけにはもちろんまいらないわけでありますけれど、この十年間の日野市の中小企業関係の事業所数の増加や従業員の増加というものを見るならば、もっともっと力を入れた対策を講じなければならないと、こう私は考えたわけでございます。

そこで、具体的な問題について質問を行っていきたいわけでありますが、これまで革新市政のもとで、中小企業向けの施策が行われてまいりました。最近では、勤労者互助会を発足させまして多くの勤労者が加盟し、その事業も進みつつあるわけでありますが、五十八年度に新しく行おうとする施策が予算案の中にも当然盛られているわけでありますけれど、それらの特徴点について担当部からひとつ説明をいただきたいと思うわけであります。

二点目に、市内の業者に対する物品の発注がどの程度の割合を占めているかということをお伺いしたいと思います。件数、金額、市外との発注割合こういったものについて説明をいただきたいと思います。

三点目に、町づくりの問題から中小企業、あるいは商店の対策というものも考えていく必要があるんではないかと思います。今年度の予算案の中にも区画整理事業がございます。高幡、あるいは豊田駅周辺それぞれ計画されているわけでありますが、これらの町づくりや区画整理事業はどちらかというと、いわゆる町づくりの面からの計画立案というものが行われてきたと思います。交通道路こういったところに主眼が置かれた点もなきにしもあらずという印象でありますけれど、既存の商店の振興という点からどう計画にこれらの関係者の意見やあるいは要望が反映されているかということを見てまいった場合、ややもするとそれらの声の反映が少なかったんではないかという懸念を持っているものであります。ですから、主要なこうしたいわゆる商店街を形成すべく地域の町づくりを進める上でそこで営業を行う事業者、あるいは従業員こうした人たちの営業という面からの声を反映させる必要があるんではないか、このように考えるものであります。区画整理事業ということではないわけでありますが、一例として申し上げますならば、豊田の北口駅前の商店街ある部分でございますが、カラー歩道が行われました。このカラー歩道の敷設といいますか、設置といいますか、このいきさつについては私は何も聞いておらないのでありますけれど、このカラー歩道によって商店街の雰囲気などを少しでも購買力を誘う、あるいは商店の店の模様と一致させると、こういう意図があるとするなら、こういうカラー歩道を市内の商店街にもっと適用させていくということも一つの案ではないかと思

うわけであります。甲州街道の日野駅から立川方向にかけまして、両側は商店街を形成しております。約二メーター以上あると思われますが、歩道が設置されております。御承知のようにあの歩道ができて以来今日までコンクリートの歩道板といいますか、（「平板」と呼ぶ者あり）平板といいますか、あるいはブロックといいますか、こういうものによってつくられておるわけであります。こういう歩道板をもう少し工夫を行って商店街の希望などを取り入れたものに変えていくことができないかどうかというようなことでございます。町づくりの面からだけではなくて商工業振興策ということから考えをお伺いしたいと思います。

四点目に、結論的に申し上げますと、審議会を設置するということでございます。中小企業関係商工業行政の中で、市長の諮問機関ともいえるものがまだ設置されてないのが実情ではないかと思います。広く業者の意見を集約する、生の声をこの審議会でいろいろと論議する、中小業者といってもいろいろさまざまでございます。商店、工鉱業に携わる事業主、また一人親方と言われるような職人の人たちもおるわけであります。そういう人たちの声を集約するような審議会を設置いたしまして、市側に反映させる、このことがいま重要ではないかと思います。特に私が最初に申し上げましたように、市内の事業所、従業員が非常に急速な勢いでふえているということになってまいりますと、行政機関だけではなかなかこれらの多様化する意見要望等を集約し切れない点があるのではないかと思います。審議会を設置いたしまして、関係者の意見を反映させていくことが重要だと思います。以上四点について質問を行いました。逐次答弁をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

第一点目の五十八年度予算案についてでございますが、これは後刻御審議をいただきます来年度予算書の中に、盛ってございますものを御紹介申し上げたいと思います。

大別いたしまして商工会育成振興の施策、それから融資事業、助成事業、商工団体との連絡強調などの事業が盛ってございますが、具体的に申し上げますと、育成振興施策として、市から商工会に八百万円の予算を出す予定でおります。これは昨年度七百万でございましたので、プラス百万アップの金額になっております。この補助金につきましては、商店街の研修講座、商店街全体の顧客をいかに集めたらいいか、顧客の吸引力を高めるために商店主を中心とした研修事業、または広告セミナー、広告のつくり方とか、研修とかそういったもののためにこの補助金を使っていただくわけでございます。さらに、土木作業主

任者技術講習会というようなものも計画されておりまして、市内建設業に働く作業員に労働災害の防止を含めた研修をやっていただくと、こういうことが主たる内容になっております。

それから、二番目に産業祭りでございますが、例年の産業祭り商工会補助金昨年並みの八十万円でございます。このほかに本年度は市制二十周年を迎えますので、それを記念いたしまして、市内の工業製品の展示を来年度に限って行ってみたい。そして、企業の技術の水準がどの辺のところにあるのか。そういったことを市民一般の方に広く認識していただきまして、社会教育の一環としても大いに意義あらしめたい、このように考えているわけでございますが、そのために二百万円の予算を計上させていただいております。これにつきましては、商工会、工業部会が中心になりまして、工業部会の会員以外の大企業、それから会員以外の方にも呼びかけをいたしまして、現在すでに出品をしてもいいという意向の会社が何社かございます。これを二日から三日ほどの日程で大工業展と銘打ったものを市制二十周年記念事業の一環として行う予定でございます。

それから、従業員の対策の方でございますが、事の単独事業といたしまして、中小企業に働く従業員のための勤労者互助会を設立したことはただいまの御質問の中にもございました。本年二月を会員増強月間といたしまして、役所側から企業の方に出向いて会員の獲得に当たりました。およそ二百名ほどの新しい会員がふえましたので、いままでの千二百名とあわせて千四、五百名の会員の方がいらっしゃることになります。こういった互助会の充実、福利厚生面の充実、そして、中小企業の顧用の安定と従業員の定着化をねらうための予算として、一千七百万ほど計上してございます。それから、融資事業でございますが、融資のあっせん制度がございます。これは運転資金、設備資金、それから緊急資金というように分かれておりまして、昨年五十七年度に運転資金を三百万から六百万、それから、設備資金は六百万から一千万に増額をいたしました。そして、さらにそれに対する金利を減らすべく現在市内の金融機関十一行と交渉中でございます。現在の金利八・〇％を十一行に七・七％に下げてもらえないか、こういうお願いをいたしまして、一部の金融機関からはそれに応じる返事ももらっております。この金利も歴史的に見ますと、九・二％から八・五％、さらに昨年の四月に八・〇％に下がり、さらに本年四月からは七・七％でお願いするようになります。これにつきましては、市から金利補助がございますので、七・七％のうち一・五％は市でもって金利を立てかえております。したがいまして、借りる方は六・二％の金利を払えばいいということになるわけでございます。そのほかに助成事業といたしまして、先ほどお答えいたしました商工会への補助八百万、それから商店街が装飾灯、商店街の照明のための装飾灯の電気を定額で補助する予算、これが九十五万二千

円ほど計上してございます。昨年度よりもアップをしております。それから、商工会との連絡会議でございますが、定期的に持っております。月に一回連絡会を持ちまして、商工会との情報交換を行っております。それから、さらにその際に、大型店対策五百平米以上の大型店対策についても連絡会議を持っているわけでございます。以上が後刻御審議をいただきます五十八年度予算案の中に盛られております商工関係の予算でございます。

続いて第三点の町づくりの問題から商店の問題を考えていく必要があるという御質問のうち、私どもの方でお答えできるものについてお答えをいたします。

日野の商店はもう皆さん御承知のとおり、八王子とか立川という大きな大商業圏を持つ中にはさまれまして、立川の商業圏八王子の商業圏がダブっている重なっておるとこういうようなことで非常にその振興がむずかしいわけでございます。加えまして商店街の中心になりますへそと申しますか、そういうものが三つに散らばっておりまして、日野、豊田、高幡不動三カ所に散らばっていると、そういうようなこともありますし、非常にむずかしい面があるわけでございます。大きな駅ビルをつくりましてその中に商店街が入りましたり、あるいは地下街に商店街が一遍に入る、そうしますと商店街同士の結束も非常に強いものがありますが、日野の商店街はどちらかというと自然発生的にできまして、そういった結束もいま一歩の点も感じられるわけでございます。これからの商店街、あるいは商店の発展のためにはもう個々の商店が幾ら力を尽してもこれは限りのあることでございまして、商店会、あるいは商店街として一致団結して結束してその繁栄のために方を注がなければならないような段階だと思います。そういう意味で日野市内大小三十二の商店街がございますが、この商店街に年次計画を持ちましてモデル商店街をしてまいりたい、こういうような考えを部内では持っております。各商店街の中から地域的分布に配慮しましてモデルを選び、御質問の中にございましたカラー舗装、歩道でございますけれども、そういったものを施す。それからアーケードをつくる、そして、さらに買物だけの目的でなくて、それ以外の目的でもその商店街に集まってこられるようなできれば小公園だとか、それから、市民の憩いの場になるような小さな広場とか、そういったものをセットいたして買物客以外のお客もそこに集まれるような構想を持っているわけでございます。年次計画によってできることならこれも一カ所ぐらいずつ実現をさせていきたい、このように思っております。

それから、審議会の設置でございます。先ほどお答えをいたしましたが、商工会の中に官公庁連絡会という委員会がございまして、そこの委員会が月に一回ずつ私どもと連絡調整の会議を持っております。審議会というお話でございますが、その審議会とその官公庁連絡会とダブるような面があるかないか、ダ

ブるような面が出てまいりますと、これはむだなことにもなりますので、そういったようなことも考えて今後検討をさせていただくということで御了承お願いしたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方から三点目の町づくりと中小企業との関連につきましての都市整備に関連いたします区画整理事業、あるいは市街地再開発事業、そういった面からのお答えを申し上げます。

先ほど御質問ございましたように区画整理事業につきましては、豊田南、高幡の計画を現在進めているところでございますが、この中で、商店街をどう整備をしていくかと、また、どうセットしていくかということにつきまして、この計画の中で、当然検討を行っている段階でございますが、地域の商店街の方々とはこの点につきましてもすでに再三にわたって協議を行ってきております。たとえば豊田南の区画整理事業に絡みましては、モール街という構想を持っております。このモール街をどうつくるのか、またはどの辺に道を設けたらいいのか、こういった点、あるいは逆に駅前を市街地再開発を行いまして商業をビルの中に入れていくといった構想も一面に主張される方もございます。そういう構想をどう区画整理、あるいは市街地再開発の中で取り入れていくかという点につきましても、商店街の方々ともいままで再三にわたってお話をしてまいりましたし、また、商工会主催の研究会という中でも私どもの方とお話をしているわけでございます。また、高幡につきましても、高幡不動周辺の商店街の方々ともお話をすでに行ってきております。今後高幡につきましては、その事業の進行に基づきまして、さらに突っ込んだ話し合いというものがなされていかなきゃならないというふうに感じております。また、日野駅につきましては、日野駅のすぐ前、甲州街道の反対側でございますが、森町の整備ということにつきましても地域の住民の方々とまず整備に当たっての協議会をつくろうということに現在なっております。来月議会が明けましたら早々にこれを準備会を発足いたしまして、その中で具体的な検討を行っていくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　第二点目の市内業者の発注の割合の件でございます。これにつきましてお答え申し上げます。

市内の中小企業の育成につきましては、ふだんから私どもの方では育成について心がけているわけでございます。ただその前提といたしまして、よい品をより安く、こういう前提があるわけでございます。それでこれにつきましては、契約関係につきましては、教育長に対する契約等の委任規則がございます。これは一件需用費関係については十万円以下、それから、備品

購入関係については、一件三十万以下、これにつきましては、教育長さんの方に委任してございます。それ以外の件の割合でございますが、五十六年度におきましては、件数で六六%、金額では三八%を市内業者の人が受注してございます。それから、五十七年度の上半期につきましては、件数で七〇%、金額にして四三%の方が市内業者に発注をしてございます。これの品目別のことでございますけれども約二百品目が市内業者に発注してございます。失礼しました、二百品目中百二十五品目でございます。それが市内業者に発注してございます。パーセントにしまして六二・五%でございます。それから、市内業者の方が七十五品目、パーセントが三七・五%こういう割合でございます。また、金額的なものを申し上げますと、発注件数が五千八百五十でございますが、そのうちに三千八百五十二件、金額にして十九万二千七百九十三円、これが市内でございます。市外が約二千件でございまして三十一万二千円でございます。それから、五十七年度の上半期につきましては、発注件数が二千百十八件、そのうちの九百八件これが市内業者でございまして、金額的には十万一千円程度でございます。それから、市外業者につきましては、四二%でございますが、十三万六千円少々こういう内容でございます。それから、工事請負関係につきましては、先般の行政報告でも申し上げましたとおり、十一月から二月までの間につきまして、五十件の工事請負を発注してございますが、この金額が九億四千七百七十一万円でございます。そのうちの三十四件につきまして、市内業者が請負ってございます。このパーセントが六八%、金額にして四億六千七百万円でございます。それから、市外業者が十六件のパーセントが四三%、約四億八千万円こういうような内容でございまして、金額的には市内が六八%ですね、指名の割合が、市内でございます。市外が三二%こういう内容になってございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　いまの総務部長の答弁で物品の発注の金額は、単位が間違ってはおられませんか。十九万とか、二十とか、という単位じゃないんじゃないかと思うんですけれど、総額なのか、一件当たりなのか、その辺のところはっきり言っていただきたいと思うんです。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　大変失礼しました。単位の違いでございます。改めて申し上げますけれども。

五十六年度の分につきましては、五千八百五十件でこれが五億五百十四万三千円でございます。そのうちの三千八百五十二件これが一億九千二百七十九万三千円、これが市内業者が取ってございます。それから、市外業者が千九百九十八件の三億一千二百三十五万円でございます。読みかえていただきたいと思います。申しわけありません。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　これは参考までに教育委員会にお伺いしておきたいんですが、小中学校の給食用で納入しております牛乳の納入業者は雪印が行っているとこのように伺っているんですが、年間どの程度の納入量と金額になっているか、おわかりだったら教えていただきたいと思うんです。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えいたします。

小中学校の児童生徒、それから教職員に対します給食用の牛乳でございますけれども、一日平均で申し上げますと、総本数は平均二万三千本でございます。発注業者は御指摘のとおり雪印日野工場でございます。それから、それに対します一年間の歴年度でございますけれども、五十七年の一月から十二月にわたりましての一年間の本数でございますけれども、小中あわせまして三百二十二万四千四百二十四本でございます。それから、金額にいたしまして、九千八百八万六千九百七十八円ということでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　いま担当部長から説明ありましたようにこの四、五年市側も努力してまいりまして、市内業者に対する物品の発注が高まってまいってきたということがほぼわかるわけでありますけれど、件数にして三分の二、しかし、金額にいたしますと非常に少ない三分の一程度ということになるわけであります。一億九千万からの納入ということになるわけであります。いま、教育次長が説明しましたように小中学校のミルクの納入が雪印乳業日野工場一社だけで三百万本からの納入を行っている、金額にしても一億円近い納入金額になっているわけであります。市内の業者に発注する約二億円近い総額の半分一社で占めているということにもなるわけでありまして、私はこういうところに一つの大企業納入と中小商業業者の受給の割合というのが違っていることが明らかになるんではないかと思います。ミルクの納入は日野市を経由するということではないわけでありますので、直接の行政指導の対象ではないかもしれませんが、日野市内の小中学校の給食に関する納入がこういう実態のもとで行われているということになるわけであります。政府の官公需の発注割合も現在三七%程度が中小企業関係の発注だということであります。日野市の場合物品納入に限っていま質問したわけでありますが、これは三八%、大体政府の中小企業発注割合と同じぐらいの割合になっているということでございます。ですからこそもっともっと工夫をして市内業者への発注が可能ならしめる、これが一つの中小企業対策ということにもなってあらわれてくるわけであります。よい品を安く納入させる。これは大前提でありましょう。しかし、単純

にそのことだけを追求すれば、大企業は安く納入するという利点を持っているわけでありますから、結果は大企業有利になるということになっていくわけであります。それから、発注の手続これも非常に複雑な手続をしなければならないという声もあるわけであります。必要な書類や記載等が完備していなければならないことは、これはもう当然なことであります。それを守りつつそう多くの手のない中小業者に納入の機会を与えるというところを私はもっともっと工夫する必要があるんではないかと思います。そういうことを先ほど四点目に質問いたしました審議会で大いに論議を行い、どういう手続ができるのか等についての御意見やまた市側の説明、そこでの一つの工夫された結論を得るということも行うことができるんではないかと思うわけであります。たとえ審議会がなくても市内業者への物品納入の割合をもっと高めていただく引き続く努力を行っていただきたいと思います。五十八年度の新しい施策については、先ほど部長から説明がありました。後刻予算委員会等でも詳しく審議を行ってまいりたいと思います。

三点目の町づくりの問題でありますが、私はきょう提起したのは、幾つかの面からの取り組みということは当然あるわけです。しかし、一例に限って提起を行ったわけでありまして、カラー歩道のことを考えていくなら、比較的できやすいことではないかと思うわけでございます。生活環境部長の説明の中で、日野市の商店街といいますか、商工業の発展のしにくい条件が述べられました。立川や八王子にはさまれているという立地条件があるわけでありますが、しかし、そういうことは、ここで最初から論議を行っても余り意味がないわけでありまして、あるいは駅ビルをつくるかどうかというようなことの論議ではなくて、もっと現実に即した日野の町に合った商店街の振興というものを考えていく必要があろうかと思います。ある人の説によりますと、縦のデパートではなくて、横のデパートだというふうに考えるならば、町づくりの地点、中小商工業者の振興ということを考える上で一つの地点になるんではないか、こういう説をとなえていた人もいるわけでございまして、そう立川やあるいは八王子のような大企業を誘致するとか、あるいは駅ビルをつくらなければ商店の振興を図れない、こういう考えでなくても、私はまだまだ対策を講ずることができると思うわけであります。さらに、審議会の問題でありますけれども、現在官公庁連絡会というのが月一回持たれているそうでございます。これは重要な役割りを果たしていると思いますけれど、先ほど例に挙げましたように急速な事業所数の増加、また、従業員の増加、それが従業員五人未満の事業所数が六〇％以上占めているというこういう小規模な商店やあるいは事業所数を対象とするなら、もっともっと広く意見を反映させるという機会を持つことが必要なんではないかと思います。一人親方と言われるような認識でおります。そして、特に今日経済不況の中で、確かに失業傾向が増高する、あるいはこの経済金融等の行き詰まりで倒産や事業の廃止が行われる、こういう非常に厳しい、また激しいこの経済界の変貌と申しましょうか、あるいはこの状況に適合するための努力がそれぞれに競争社会の形で行われておるわけであります。でき得べくは、われわれの行政の範囲で、手の届く、あるいは発注をするこれらのものはなるべく地元に一たん契約となって支出され、それがまた市内を潤し、いろいろな意味で一つのエネルギーになって、また再拡大されていく、このことが望ましいわけでありますが、なるべくそれに沿うふうに今後の努力をいたしたいと思っております。ただ経済行政という範囲には、特に利害関係も多いわけであります。過ってまたそれが利権にまでかかわるようなことになっては、これはまた行政の姿勢にもかかわってくることになります。それらを公正に図りつつ業界のいろんな御意見も聞いて、いま御指摘の審議会、協議会、いままでもやってまいっておりますけれど、なるべく御意見を聞いていきたい、このように思っております。そして、一つの例ですが、たとえば商店街の魅力を多くするためにたとえばモール街構想、あるいはカラー舗装というようなこともあるわけでありますけれど、これも基礎的な構造は行政が行いましてもその上で活躍活動していただくのはやっぱりその関係の方々に依存することになります。商店街の健全な発展

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市の規模がだんだん成長いたしまして、一方に大きい消費者層、また、その消費に物資を供給をする関係の業務、また広く社会に産業として大企業から中小に及ぶまでいろいろな形の産業形態があり、また、消費形態があり、伴う経済形態があるわけでありまして、それがだんだんいま日野の市内の中でも発展成長過程にある。こういうふうに見ておるわけであります。ただいままで、私どものこの市行政のレベルといたしましては、余り大きく産業経済行政にまでは能力が及びませんでした。主としてまた大きくは国の施策、特に金融でありますとか、物価の政策でありますとか、そういうことは広域に行われる性格のものでありますし、それから、どちらかといいますと、経済行政は都県レベルが大きくかかわっておる分野でありまして、まだ市町村自治体としては力の乏しい。確かにこれからの取り組みが大切であるというふう

ということが、そういう際にきわめて重要でありますし、例に出されました豊田の駅前のカラー舗装は、これは東京都の都道管理の了解を得て、そして、その基礎的な施設の上にそのまた商店街の今度はアイデアとして経費負担をして行われたこういうことでございます。そうあるべきものだろうと思っております。いろいろなお知恵をお借りしながらその関係の業界の方、従業員の方も相当数の市民層に当たりますからして、十分生活の保障、発展をいただけますように、そして、また中小企業の安定のためにもやっぱり労働条件がまた安定しているということも重要なことでございますので、勤労者互助会にも十分行政の立場からも御援助、指導してまいりたい、このように考えております。地域社会としてやはり活力があるということが何よりも重要でございます。いろんな意味でなるべく地元の消費は地元から供給をするとこういう形が望ましいと思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　今後大いに担当部局やまた市長においても検討を進め活力ある日野の商業中小企業の振興を図っていただきたいと思います。

最後に、私は意見を申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

中小業者の営業にも、また消費者にも大変大きな影響をもたらします間接税の導入の問題について、一言触れておきたいと思います。

最近財界や大蔵省などが盛んに所得税減税と抱き合わせた大型間接税の導入を図ろうという方針を打ち出しております。これは形を変えた一般消費税であることは間違いないわけであります。市議会におきましても過去一般消費税導入の反対する意見書を政府に提出いたしまして、日野市議会としても意思表示をしてまいりました。一般消費税は、一九七九年の総選挙で国民から猛反発を受けまして、国会でも一般消費税によらざる財政再建という決議が衆参両院で可決されております。これは地方議会の意見書の提出とあわせて国会でもそうした意志が決定されたわけであります。にもかかわらず、財界や大蔵省のこうした一般消費税導入の発言やあるいは商品方針が国民や地方住民に対する重大な挑戦ということにもなるわけであります。一般消費税はどんな形を変えようとも低所得者層ほど負担が重いという特徴を持っております。また、物価を全般的につり上げる中小企業者は値段に上乗せできないために身銭を切ってでも税を払わなければならないというような危険性もあるわけであります。これは天下に鳴り響く悪税として国民から強い反対を受けているものだけにわれわれ日本共産党は断固として反対を行っていく態度を表明いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって六の一、市内中小企業の振興策の前進のために関する質問を終わります。

七の一、市民のための情報公開制度の早期実現を目指してについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔十一番議員登壇〕

○十一番（一ノ瀬　隆君）　十一番、日本社会党の一ノ瀬であります。

八十年代自治体の潮流と言われる情報公開を昨年六月に続いて取り上げ質問させていただきます。

私は昨年の第二回定例会で情報公開制度の導入は民主主義の国では避けられないものである。住民の利益のために不可決である市政参加には、市政の情報が必要であり、それには情報公開が前提になり、情報公開制度を他市に先駆けても実現するために努力すべきであることを主張したのであります。私の質問に対して、制度化の準備は具体的に進めていないとの答弁がありました。その他の質問にも十分答えていただけませんでした。しかし、情報公開の必要を認め、この実現に努め、地方自治の面目を保っていきたいと市長の前向きの姿勢が示されました。そこで、私は今後情報公開の制度化の推進のために努力するよう要望したのであります。もともとこの公開制度は、行政のいやがるものであり、こういう問題こそ特に議会側が市民と一緒に市当局をむち打ち前進させなければならないものとして、半年ないし一年たってまた質問主張を繰り返したいことを申し上げたのであります。その約束に従ってきょう再び質問するものであります。情報公開は一人企画課、あるいは庶務課、文書係に任せ得るものではなく、市全体として取り組むべきであることを申し上げ、前回各部長、教育長、事務長にそれぞれの部所での実情などのお答えを期待したのでありました。そして、今後の機会にもさせていただきたいと考えています。

さて、その後情報公開に関する動向は、山形県の金山町に続いて静岡県蒲原町、大分県緒方町で条例が制定され、福岡県の春日市では全国の市でのトップを切って一月三十一日の臨時市議会で可決成立しました。近くの三鷹市では、二月一日プロジェクトチームにより研究報告書をまとめ、来年十月実施を目指しています。そのほか来年実施を目指して情報公開制度研究委員会を先月発足させた川崎市、昭和六十年実施を目指し、情報公開問題研究会の第二回会合を持った横浜市など新聞をにぎわせています。神奈川県や埼玉県を初めとする、県レベルより情報公開で一歩おくれをとっていた市町村でも、このような前進が見られるところです。昨年十一月二十一日の朝日新聞には、一面トップに地方自治協会の情報公開制の提言が大きく扱われていました。住民のための情報公開制度を目指そうと提言したのであります。このような状況の中で、日野市はどうなってい

るのでしょうか。昨年の十一月三日八王子市の中央大学で情報公開の公開講座がありました。情報公開の権威である奥平康弘東大教授と、ことしになって一月四日の朝日新聞の「人」という欄に紹介されていた神奈川県の情報公開条例の実施に取り組む県情報公開準備室長の吉原弘治さんの講演でありました。息子や娘のような若い学生の中に一人入って聞いてきましたが、この奥行きの深い情報公開についての理解はまだまだできておりません。私の情報公開についての勉強の一環としても、きょうは質問させていただきたいと考えています。前回から九カ月たって日野市で情報公開がどのように指導したか、まず前回からの関連で質問いたします。

質問一、その後日野市においての情報公開制度は、いかに検討されたか。

質問二、情報公開制度実現に向けてのプロジェクトチームはつくられたのか。今後はどうか。

質問三、市全体の情報ないし文書の保管・管理は、その後どのように前進したか。

質問四、日野市での情報公開制度の実現はいつになるのか。

以上まず質問させていただきます。御答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思います。

その後情報公開制度がいかに検討されたかという御質問でございます。

私どもといたしましては、研修に参加という形の中で、情報公開制度というものが持っている諸問題についてのただいま勉強をしているところでございます。

二点目のプロジェクトチームはつくられたかという御質問でございます。このプロジェクトチームにつきましては、ことしの四月以降につくる計画になっております。

次の三点目は総務部長の方にお願いするとして、四点目の情報公開制度の実現はいつになるのか　これはここでいつという年数を明言することはちょっと困難だと思います。ただし、チームができまして、いわゆる公開のために必要な手続を踏んでいく中で、おのずから見通しが立つものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　市全体の情報ないし文書の保存・管理はその後どのように前進したかとこういう内容についてのお答えでございます。

まず市全体の情報は、文書の保存・管理については、いつ情報公開制度が導入されましても対応できるような管理体制の拡充に努めてまいりたいと考えております。これは端的に申し上

げますと、ファイリングシステムの徹底浸透でございます。御承知のように情報公開を支えるものはファイリングシステムであると言われております。この点を強化していきたいと考えております。ファイリングシステムとは、文書の発生から活用、保管、保存、廃棄に至るまでの一定の法則によって管理する文書管理の方法でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　この九カ月もう少し前進させてほしかったと思います。昨年の六月の私の質問に対して、市長は先ほども述べましたように、さすがに革新市長らしく情報公開に積極的な態度を表明しました。その中でこんなお話がありました。議事録によりますと。それから、現在執行中のといいましょうか、進めつつある中間的な未確定の情報というようなものは、場合によっては、情報たり得えない、そういったものもあるように思います。実は、ここが非常に重要なことだと考えるに至りました。一昨日、馬場弘融議員が自転車駐車条例の提案のときに発言しました。条例項をつくる前に市民の意見を聞くべきだと言っていたと思います。それには政策形成過程等の情報の公開ないしは提供が必要なのであります。この情報が政策情報と呼ばれているものであります。こういった情報馬場議員の指摘で言うなら、自転車駐車条例をつくろうと計画決定をした時点の情報でしょうか。市民がこの情報を知り得て駅前に自転車が置かれない方がいい、こんなところまで置けなくなっては困るといった意見が出てくることが期待できると考えます。情報公開制度でまず考えられているのは、普通公文書など結果としての情報のようですが、この政策情報こそ重要だと言われてきています。現に、中野区では、情報公開に関する基本案をまとめ、その中で、公文書に限らず、事業の計画の段階でも公開するを骨子の一つとしています。公文書公開から脱して情報公開を前進させた中野区は、プライバシーに関する情報についても検討しています。プライバシーに関する情報は、原則として非公開だが本人に公開の請求権を認める。第三者の請求は認めないが、区がプライバシーの保護などを理由に公開を拒んだときでも請求者は、第三者機関に不服を申し立てることができるというものです。不服を申し立てれば審議をして公開の是非を区長に述べるシステムになっているということです。情報公開の制度化でプライバシーを守ることも非常に大切なことだと思います。十日前の二月二十八日の新聞にも報じられていましたが、都市経営総合研究所で、全国の市長を対象とした情報公開についてのアンケートを取りました。六百五十一市長中二百二十の市長が回答しています。森田市長は回答者の中には入っていませんでしたが、ここで示されたものの一つに公開しても一般市民の利用はないだろうという意見があります。確かにすでにこの制度を敷いている町でもその利用は、ほとんど

ないと聞いています。ここに広報の活躍の場があるんだと、私は考えます。広報みずから情報の提供の武器であると同時に情報公開の道しるべでなければならないと思います。広報によって公開されるべきこんな情報があるのだと知らせなければいけないのではないか。ましてや先ほどの政策情報こそ、その最初は広報によらざるを得ないと思います。自転車の駐車の条例を考えているんだよということを聞くのは、広報でしかないと思うのであります。情報提供の最大の武器である広報は、また、情報公開でも力を発揮することになるはずです。このようなことを続けることによって、必ず情報公開制度は市民の多くに利用されるようになると私は思います。そうならなければ市民参加の市政はいけないと思うのであります。

市長は、市政図書室をこの情報公開制度の出発点にしたいと考えているようです。確かにこの市政図書室は、近隣になくりっぱで周りの市からも利用者が多いと聞いています。しかし、現在のこの図書室は、市政の参考になる図書は置かれていて、情報公開の対象になる市政そのものの情報はきわめて少ないと思います。前回の質問でも申し上げましたように情報公開制度の実施は、相当大規模なものになるはずですし、市政図書室のみを考えるわけにはいかないのではないでしょうか。以上申し上げたことを市長に質問いたします。

質問一として、政策形成過程での情報、すなわち政策情報の公開についてどうお考えでしょうか。

質問二、プライバシーに関する情報の公開についてどうお考えでしょうか。

質問三、公開制度と広報との関係についてどうお考えでしょうか。

質問四、情報公開制度の運営と市政図書室との関連についてどう考えていますか。以上市長に質問しますが、そのほか情報公開制度早期実現に向けての新たな意欲なども含めていただければ幸いであります。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政情報の公開という原則の振興といいますか、発展は、これは民主主義行政の根幹になる、そういう性格のものだと思っております。したがいまして、情報の公開制度が内容をよく整えて、そして一つの住民サービスの制度として、いつでもどのような情報でも求めに応じて提供できる、こういう姿はきわめて望ましい、こう思っております。それで、いま都道府県段階におきまして、あるいは市町村段階におきまして、それぞれの取り組みがそれぞれの団体におきまして進められております。私どもの市といたしまして、私も内部的にも話すんですが、情報公開の取り組みが日野市の立場として見れば、他の事業のこの進歩先取りというような面から見ると、一歩手おくれの状況にある、これではならないとい

うふうには督励、督促をしておるところでございます。いま、その政策形成の過程等につきましては、御承知のとおり、日野市は、統計資料等につきましては、積極的に相当な資料を印刷物として公開をしてまいっております。それから、議会、あるいは私どもの対話、市民相談、いろいろな形で市民要求に沿って、またその資料の提供もなるべく整った形で納得のいくようにしていきたいというふうには考えております。また　それを実施しておるつもりであります。一面にプライバシーの保護ということもございますし、これから、電算化システムを導入いたします際に、言われるところのプライバシーに対する思いがけない粗漏があってはならない。これも重要でございますので、これについては、審議会を設ける、こういう審議会の編成にいま指示をいたしておる状況でございます。

それから、行政情報と広報の関係ということは、きわめて密接な関係があるわけでありまして、できるだけこの情報をなるべく広く予告をいたしまして、そして意見もなるべく出していただける機会を設けておる、このように思っておりますけれど、なかなかそれが完全に機能していない、こういう御指摘もあろうかと思っております。特に、市政図書室という珍らしい施策といいましょうか、情報公開の現実的な方法をすでに行っておるわけであります。そして、ここを窓口にしてどのような情報の要望に対しましても、最大限に内部で調整調達いたしまして提供をできる、また、そのようにいたしたい、もっと充実をさせなければならない面も感じております。いわゆる条例を制定して制度化するという公式の作業がございますので、そのことにつきましては、いま企画財政部長がお答えをしたとおりでございます。御指摘にあるいは御指導に対しまして、必ずしも前進の度合いが十分でない、こういうこともあるわけでございますけれど、今後着実に、また慎重に取り組んでいきたい。またいかなければならない。時代的な課題である、このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　ありがとうございました。

市民のための情報公開制度の早期実現を目指してがんばってくださる市長に深く敬意を表するものであります。

情報公開、情報公開といってこの市に公開すべきどんな情報があるのか具体的に知りたいと考え前回も質問いたしました。しかし、明確なお答えをいただけませんでした。九カ月前から予約済み、九カ月前から予約済み、いや、私の方が勝手に言っていることではありますけれども、今回こそ具体例を挙げていただきたい。うちの部には、うちの課にはこんな情報があり、これは公開できるが、これはこういうわけで公開できないのだというようなことを各部所で説明願いたいのであります。前回私が申し上げた情報公開の事例を繰り返しますと保育園の入所

基準、入所決定経過の公開、市立病院での患者へのカルテの公開、入札に関する請負業者の指名基準、入札結果の公開、市議会議員の出張報告書の公開、各種審議会の議事や議事録の公開、教育委員会の議事録の公開などでありました。これらを参考にして各部長、教育長、事務局長に次に申し上げる質問を中心にそれぞれの部署、部、課などの状況をお答えいただきたいと思います。あわせて情報公開についての意見、今後の考え方、さらには政策情報についてなど触れていただければ幸いです。

質問一として、現状は情報ないし文書をどのように保管しているか。

質問二は、保管、整理をしていない情報、たとえばすぐ捨ててしまうような情報にはどんなものがあるか。

質問三、これらの情報のうち広報によって公開されているものはどんなものがあるか。

質問四、広報によらないが、求めに応じ公開していたものはどんなものがあるか。

質問五、いままで公開されていない情報にどんなものがあるか。

質問六、公開制度が発足したら、公開可能と考えられるものはどんなものがあるか。

質問七、公開制度が発足しても公開不可能なものはどんなものがあるか。以上ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　各教育長を初め、各部長にお答えしなさい、こういうお求めでございます。応じなければと考えておるわけでございますけれども、九カ月前からの予約と言われましてもその準備が十分できていない面もございますので、私の方から総体的にお答え申し上げたいと思います。

非常に情報公開につきましては、市長から指摘を受けるまでもなくおくれぎみと、あるいはこれからプロジェクトチームをつくりまして御期待に沿う情報公開を試験していくというふうな状況の中にあるわけでございますので、ただいまいろいろと御質問いただきました細かい問題につきましては、用意も必要でございますし、それから、組織的、制度的な情報公開制度への取り組みという中からお答えをすべきものもあるわけでございます。そういうふうな状況の中でございますので、細かいお答えはできないわけでございますけれども、市の中でのやはり各部、課の熱意ある取り組みというもの等もその一端を申し上げまして、御理解を賜りたい。細かい回答につきましては、六月のまた一般質問等でお答えを申し上げたい、こう思うわけでございます。それで、市政の図書室でございますけれども、ごらんになっていただきますようにいろんな市民の歴史的な資料とか統計的な資料とか、いろいろと取りそろえてございます。これは市政図書室、あるいは図書館の要するに熱意ある収集活

動というもの等が相まってできているわけでございますけれども、各部課のそれぞれの協力によってでき上がっておるわけでございます。一年保存の文書とか、あるいは三年とか、五年とかそういう文書を各部や各課が廃棄しないで市政図書室、あるいは図書館本館と要するに連絡を取りまして、それをそれぞれの分類に応じてファイルし、かん詰めにし、日野の一般的な議事とか、あるいは老人の福祉だとか、一般福祉とか、いろんな分類にしまして、その場いまお話ございましたそのままで廃棄するような情報だとか、あるいは一年保存だとか、三年とか、五年、従来ですとそのまま廃棄していたものを要するに図書館、あるいは市政図書室と各部課が連携を持ちまして、要するに廃棄しないで、あそこに統計資料とし、あるいは歴史的な資料とし永久に継承していこう、こういうふうな形で努力しておるわけでございます。そういう点各部長、教育長に御質問ということでございますけれども、六月には用意ができるかと思いますし、ここではそういう熱意を持って取り組んでいるという点を評価いただきまして、市長が言いました事実上の熱意ある情報公開が実際は市政図書室で始まっています。ただ、これが文書管理規程の六十九条、これだけでやっているわけなんです。各課が保存文書を廃棄する場合、廃棄しないで行政指導として、市史編さんの資料だとか、あるいは要するに市民への一般資料として関係機関へ移管しようとこういう条項だけでこれだけの成果が出ているわけなんです。そういうわけでございますけれども、これからは要するに情報公開に関する組織だとか、あるいは管理的な規定だとか、こういうものを私もできないながら先頭に立って情報公開の実現に努力いたします約束をいたしますので、私のとりとめない回答でございますけれども、そういうふうな経過をとって、いまのところ足がかりというものがついておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　現状につきましては、ただいま助役の方から報告されたとおりでございます。ただ、御質問の中で、政策形成の過程の公開をどうするかという御質問がございました。それに絡ませて補足説明をさせていただきたいと思います。

情報公開の最も骨子になるものは、市民の開示請求権をどう設定するかということでございます。いわゆる市役所が持っております、さまざまな情報を市民サイドから開示請求権という法的な根拠のもとに公開を迫る、それを認めろという相互関係を成立させることが情報公開制度でございます。それで、その中には当然公務員に課せられました守秘義務、あるいは税務上の問題、あるいは個人のプライバシーに関する部分、その点については、われわれは、いわゆる服務規程によって拘束されておりますので、公開することはできないわけでございますが、

その他政策形成に関しましては、その政策の形成されていく過程の中で、要求があればいつでも公開できるようなシステムを組まなければならないと思います。ただいま助役が御説明申し上げましたのは、そういうシステムづくりのためにどういう隘路があり、どういう機関が必要かということをいま勉強をさせている段階でございます。その段階が過ぎますればチームをつくりまして、個々の隘路に対する対応策を設け、公開への過程を踏み出したい、このように考えているわけでございます。

当市におきましては、政策形成の課程は、わずかではございますが、たとえば町づくりというような広報のコラムがございます。その中で、具体的な例で申しますと、旧庁舎跡地の利用方法等につきましても、すでに市長がこんなことをしたいというような政策の素案的なものを一応市民の方々に御報告申し上げてあるわけです。これから、たとえばこの旧庁舎跡地等につきましても、プロジェクトチームがすでにできておりまして、そういう市長の公開の後で、われわれが今度はそのことについての具体的な素案づくりをしていくと、そのようなわずかではございますが、情報公開的な側面を持った制度を現在日野市では持っております。それを法的にどのように位置づけていくのかが、これからの課題だというふうにとらえております。よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　実は、先ほど申し上げました各部長などに質問したいという一問から七問までの項目を示して昨日正午に皆様方にお配り申し上げたのであります。きょうそれぞれの部でわずかな時間でありましたけれども検討していただいて、きょう私の質問に対して回答してくれると信じていたのでありますけれども、非常に残念であります。助役、そして企画財政部長の発言で了解せざるを得ないと思います。質問の時間配分が狂ってきましたけれど、さらに続けさせていただきます。実は、もっともっと情報公開について研究し、言及してきたかったのであります。市政図書室に入荷したばかりの本で、ぎょうせいという会社で出している地方の時代実施シリーズナンバー七で、市民参加の町づくり、各地での試みと情報公開という本をお借りし読ませていただきました。この本であります。磯村英一監修、坂田期雄編集のものであります。非常にいい本だと思いますので、関係職員はぜひお読みいただきたい。そして、情報公開制度確立の役に立たせていただきたいと思います。この本のほか清水英夫、東洋大教授の情報公開、三浦恵次　明治学院大学教授の情報公開と自治体広報、今橋盛勝　茨城大学助教授などの書いた自治体と情報公開などを読むことは読みました。これらから吸収し、ぜひ実行してもらいものも多くありましたが、抽出し消化し発言するには力尽きました。能力不足のゆえに時間が足りなかったために一回りも二回りも小さい一

般質問となったのは遺憾であります。他日を期して情報公開の前進のための努力をお願いしながら、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって七の一、市民のための情報公開制度の早期実施を目指してに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩
午後　一時　八分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

八の一、義務教育の完全実施についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

〔六番議員登壇〕

○六番（古谷太郎君）　この義務教育、これは非常に大事なことでありまして、大体大きく分けると、国の仕事、都道府県の仕事、そして、市町村の仕事、大きく分けた場合に国の場合には、外交いわゆる国民の生命を守るということ、それから言論の自由と思想の自由を守る、いわゆる郵政関係というような仕事が根本的な仕事だろうと思います。　都道府県は、やはり警察、いわゆる国内治安を守る、これは非常に大事な仕事だと思う。それでは、市町村は何をやるか、市町村は何といっても義務教育であります。この義務教育を守るということは、これはもう市町村の明治以来の一番大切な仕事でございますので、今議会におきましてもたくさんの議員さん方が日野市の子供たちを守れということで質問をされて、また意見も述べ、希望も強く打ち出されてきたのであります。この義務教育について私も微力でございますけれども、できるだけ御協力申し上げたいという立場から質問をさせていただきたいと思うのであります。

ちょうど昭和五十五年の第四回の議会で石坂勝雄議員が、この問題を大きく取り上げておられます。大変内容もある、実にりっぱな質問でございました。特に過大校、第三中学校の分校、いわゆる新しい中学校をつくるということについて市長の意見を求めているのであります。これに対して市長は、このように答弁しております。ここに速記録があるんですが、この中で、これを見ますと、こういうふうに言っているんですね。質問内容は、いまもう非常に三中は困っている、しかし、十年たつと、あるいはいまの社会増を考えない場合には、いま幼稚園の生徒が減っているから、あるいは生徒が減って学校の教室が空くよ

うな場合があるかもしれない。市長の考えはどのようなお考えであるかという質問なんです。これに対して市長は、このように答弁しております。現在の過大校第三中学をそのままにしておくわけにもいきませんので、何とか新設校をつくらなければならない。これが現状であります。現在の実情に対処することが、将来仮に学校が多過ぎるような状況になった場合にもこの間学校は、地域のコミュニティーセンター等に使えばりっぱな施設として使えるんだ、だから、どうしても新しい中学校をつくるんだと、非常に前向きの姿勢で答弁をしているわけであります。これも選挙前だったかもしれない、これは私の推定ですか、あるいはこれは昭和五十五年の十二月ですから、こういう市長の約束、これは私も議会も高く評価したいのであります。

そこで、私どもは、昨年の市長と議長の命令によりまして百草、倉沢の地域四カ所の候補地を歩かせていただきました。この中で、私どもが一番入手がむずかしいということをすぐ感じたのは杉野学園のグラウンドでありました。これはむずかしい、あとの三カ所は努力をすればできる。しなければこれは困難でございますが、すればこれは可能性がある。なぜこの杉野学園の用地がむずかしいかと言いますと、これは昭和三十四年なんです。倉沢の山奥であそこの場所へ行くことすらできないような場所でした。その山奥に学校を持ち込もうという倉沢の地域の方々の熱望と、杉野学園の方々の御好意これによりまして、

あの地域に杉野学園が用地をつくったのであります。現在は日本信販だとか、百草団地ができて比較的バスも通うようになっておりますが、あの当時は全くございませんで、第一境がどこなのか、入って行ってどこの場所なのか、私も言われましたので参りました。何といっても民家からはるかに離れて奥の方にある。それからずっといろいろの経過がありましたが、買収がたしか昭和三十七年に終わったと思います。あれ以来杉野学園の理事の方々は非常に苦労をされて、あの山を切り開き、谷間を埋めてグラウンドをつくられたのであります。恐らく二十年という毎日毎日を杉野学園の理事の方々は、あんな場所を買わなきゃよかったというような思いにかられながらきっと造成を行ってきただろうと思うんです。昔からよく難産の子供はかわいいと言います。杉野学園の理事の方にとっては、二十年という苦労の結晶を簡単にこれは手放さないだろうと私は感じたのであります。こういうふうな中で、杉野学園の方は私の予想どおり残念ながら非常に困難であるというふうな御回答であったということであります。私は杉野学園の理事の人たちの心情を考えるときに、やはり当然そうであろうと思います。だれだって苦労した場所、いろいろと思い出の多い場所これを簡単によこせと言っても、はいそうですかというわけにはいかないだろうと思うんです。他の三カ所については、これはもう努力次第です。やりようもある、そこの場所の山を持たなきゃならない

というふうな地主さんはそう多くない。山をかえることによって可能でもあるでしょうし、ところが、残念ながらただいままで、ひとつも杉野さんが苦労したところだけを目につけてやっておられる。非常に遺憾に思います。実は、私はそういう観点から視察から帰った翌日すぐに用地課長及び用地課の係長に私の意見を申し上げておきました。君たち用地課というのは実際に買収に各民家の個人のおうちに行かれるのに活動できる人員は、何人いるんだということを聞いたのであります。三名です。全職員は女子が二名で、男子が四名だそうでありますが、女子二名はむずかしいと、一人は主査で管理等もやらなきゃならないから三名、この三名で三カ所、四カ所をやるとすると、〇・八人であります。とてもできない。特に一月か二月でまとめろ、そんなことはとてもむずかしい。相手は杉野を除いた三カ所であります。そこで、私は課長と係長さんに言ったんです。市長にも助役にも言っておきなさい。三名ではできません。この三カ所同時に折衝に入らなきゃいけない、一月末までにとか何とかいうときでありました。だから、私は言ったんです。東京都には不動産協会という業者の大きな団体がある、日野市にも日野市不動産協会がある。この日野市の二十数社の会社の皆さんに協力を求めなさい。いま、だれでもそうですが、私も若干の土地の管理は私の知っている不動産会社の方にもうお願いするんです。自分では、とても法律もわかりませんし、よくわ

からない。恐らくみなどなたもそうだろうと思います。土地を持っている限りは。ですから、そういう方々の協力を得なければなおできない、ということを申し上げましたが、残念ながらこれは市長さんの取り上げるところとはなりませんでした。まあ、市長さんは杉野さんのところをいただけば一番確かに早いんです。もう二十年もかかって造成したところですから、しかし、一番むずかしいものを一番だけに目をつけているということは、全く困難であるという結果がここにいまあらわれつつあるわけです。この四カ所をせっかく私も回ったんです。ひとつこの石坂議員に二年前に御回答なさいました言葉を胸に秘めひとつよく心にとめていただいて、この速記録は議会の方にもあるし、市長室にもきっとあるに違いありませんから、やっていただきたい。義務教育もすらできないということは情けないことなんです。いままでの用地買収というのは、私たちが残した遺産を食いつぶしてきたに過ぎないのであります。ですから、そういう面では楽だったんです。おそらく市長が実際に手がけたというのは三沢台小学校と程久保小学校くらいではなかろうかと思います。しかし、それすらもかなりラッキーであっただろうと思います。いよいよ遺産がなくなってまいります。自分のお力で自主自立の市の政治を行わなければならない時期に入っているわけであります。だからひとつ、ぜひひとつあなたのお力を一〇〇%発揮して私も協力することにやぶさかではありま

せん。特に議長さんは非常に協力的であります。こんなに協力的な議長さんは全国にいないと思います。そのような方を議長にいただいているんですから、ひとつよく考えてやってもらいたい。なお、続きましてちょっとその件について関連がありますので、教育長さんにお聞きするんですが、この間第三中学校へお伺いしましたところが、恐らくこれ教育委員会も出したというんです。要請書をいただきました。この中で、私一番困ったなと思ったのは、これを読んでいると忠生中学校と同じような状況なんですね。生徒の状況は。校長先生も言っておられました。一カ所崩れたらもう総倒れです。締まりがつけません、千三百人にも生徒でこういう施設では、だからとにかく崩れないようにしなきゃならないので苦労しております。崩れないためにはどうしたらいいかといいますと、職員室ぐらいは一カ所にしなきゃなりません。これはもう職員会議もできないんですまともに、この問題はどうなさる。これは一番大事な問題だと思うんですこれ、崩れるか崩れないかの、この点を御回答願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

古谷先生も御一緒に三中の実情をごらんになっていただいて、特に職員室、職員室が先生方の机でほとんどもう入らないようなその状況になっている。この問題に関しまして、私たちの方でもさらに来年度に三名の先生が日野三中ではふえます。ですから、さらに先生のいす、机を職員室に三体入れなくてはならないということで、いろいろ施設の方も協力をしていただきまして、五十七年度年度内の仕事といたしまして、施設整備費の差金を使いまして、とりあえず職員室のすぐ隣が講師の先生方のお部屋並びに書庫だとか、あるいは先生方の更衣室関係のような形で使われている。あそこの講師室、これを物置や書庫を別途増設いたしまして、それらのものをそちらに移して、すぐ隣の講師室ここに先生方の職員室のスペースをとりたい、こういうことで、やはり職員室が二カ所に分かれるということは、非常に学校管理上、学校運営上むずかしい点を醸し出しますので、これにつきましては、年度内に整備をしたい、こう考えています。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　次へ入ります。その二の方へ。

○議長（石坂勝雄君）　八の二、公共下水道の整備を急げについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○六番（古谷太郎君）　公共事業たくさんありますが、私は、いまきょうは二つだけ申し上げたいと思います。

これは、非常に福島議員さんもこの前質問されておったんですが、いわゆる生活道路です。日野市の三・五メートル以下の

日野市道は、福島議員さんも言われたとおり、十三万一千七百十四メートルであります。これは、八十二年去年の日野統計であります。このうち驚くことには、二・五メートル以下、いわゆるあぜ道のような道路が九〇％を超えています。二・五メートル以下が十二万四千五百二十六メートルであります。ですから道が悪いわけです。長ぐつじゃなきゃ歩けないわけです。私も先日長ぐつで市役所へ参りましたら、どろがついているからよく洗いなさいと市の職員の方に御注意をいただきました。でこに洗い場があるのかなと思って探したんですが、表にしかありませんでしたが、やはり道路が悪いんですから、洗い場も明示しておいていただかないと、実は入ってきたら言われましたので、本当です。事務局に聞いていただけばわかりますが、この十二万四千五百二十六メートル、これに対して、昨年この道路を四メートルに広げるために福島議員さんの調査がここにあります。三百六十メートル直しました。五十七年度に、四メートルに広げたんです。これは福島議員さんの調査であります。そこで、私はことしはもっとりっぱにできるだろうと思って、実は五十八年度予算の内容をちょっと土木課で聞きました。これは配付されております皆さん方に。そうしますと、道路新設改良五カ所、このうち三つが四メートル以下であります。一、二、五、この三つの道路を直す。この道路の直す改良の延長の長さが三百やっぱり六十メートルです。去年と同じなんです。

福島さんがあれほど強く主張し、市長も来年はもっとやりますと、建設部長も市長も約束された。しかも、お金は来ている、国から来ている四億六千万円、道路に使いなさい。われわれの税金なんか一円も使わなくてもできるんです、もっとはるかに何倍も。

そうしますと、非常に簡単に考えて日野の生活道路が市道が四メートルに全部なるには四百年かかるわけなんです。江戸幕府が長いといっても二百五、六十年、これはもう、豊田、日野、もっと言いたいのは四メートルにしないと公共下水道が入れられません。雨水管も入れられないんです。一メートルの道路に側溝をつけて雨水管を入れてそれはできないんです。ですから、これからいっても、もう公共下水道は四百年先にならないとできないとこれは間違いない。ところが、非常にうまくできている、公共下水道は千八十年かかる、去年私が計算すると日野の場合は、だから、まあ道路の方が四百年ですから先にできるだろうと思います。これは数字ですから、決してはったりは私は言いたくない、間違いない事実を申し上げている。市長はなぜこのようになさったか、去年の御答弁では、建設部長も市長も来年度はもっとはるかに努力すると回答しているですが、何かのお間違いじゃないですか、零が一つ足りないとか。ただこの図面を見るとそれしかないんです。これでは学校へ生徒が通えないですよ。本当にそうなんです、きのうのように雨が降りま

すと。だから、せめて通学路ぐらいは四メートルなりにしていただく、それから、その二・五メートルとか、一・二メートルの道へ車がこのごろ入ってくるどうしても、だからこわいんです。その点福島さんへの回答も含めて、ひとつ市長なり建設部長の回答を求めます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　御指摘がございましたように、昨年の五十六年度の決算のときにもいろいろ御教示をいただきました。そういう線の中で、私どももこれからの将来の特に地域の生活道路という関係につきましては、鋭意取り組むという強い覚悟を持ったわけでございます。

ただ、用地の関係等の関連もございまして、すぐ急に予算化するというような形の状況がなかなかできませんので、御質問の中にもございましたように、五十八年度につきましては、五本の改良を含めました新設改良費が予算の中で、一応お認めいただくよう現在お願いしているのが現状でございます。そういう中で、今後やはり必要な御指摘のような在来道、特に旧市街地の道路につきましては当然見直しをしていかなくちゃなりませんし、昨年十二月の福島議員さんの御質問の中にもいろいろ御指摘もございました。そういう中で、確かに財源と予算それらのバランス的な問題もございます。しかし、用地を取得するという点で、ある程度見通しがついた時点でないと予算化もできませんので、今後は御指摘をいただきながら、また御指導をいただきながら、できるだけひとつ地元の皆さんの御協力という中で用地確保に努め、そして、用地確保ができた時点で、やはり予算をお願いしたいということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　従来農村であり、それから、道路は農道という意味で、その延長は確かに十二万メートルというふうな数字が出るわけでありますが、その中には区画整理等によりまして、そして、いわゆる区画街路の整備をやっていくという一番本格的な手法で改良を進めてまいっておることは御承知のとおりだと思います。それから、現在もまだ赤道、農道そういう形で用が足りているという地域もあるわけであります。その延長を計算するならば、相当大きいものだと思っております。したがいまして、今日の生活道路になるべく優先しなければならない条件を持つもの、それから、すでに市街地化して、そして、できるだけ道路のこの拡幅整備を行わなければならない、こういうことを優先をして取り組んでおるわけでありますが、たとえば現道二メーターのものをやはり基準としては四メーターには拡幅変えをしなければなりません。その際に、原則としては、寄付をしていただいておる。それからやむを得

ざるものは、買収の形をとりながら、しかも原則になるべくかなうような用地の取得をさせていただいておる。このようなまた交渉に相当手間暇がいるわけでありまして、必要な度合いに応じまして、やっていっているというのが現実でございます。道路のこの整備ということは、何百年の歴史の上にいろいろな農業上の利便、あるいは同じ農業にいたしましても、水田あり、畑ありでございます。日野市の発展はまたそれらをいろいろな形で変化を求めつつ進んでおります。土木事業、特に道路並びに下排水の整備に努力をしようといういまの行政姿勢は御指摘のとおりでございまして、条件整備をしながらやってまいる、こういうことが私どもの取り組み姿勢というふうに御理解をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　この点に関連してちょっと私道です。私道の舗装についてちょっと聞いておきたいんですが、日野台の柳町の皆さんから前から言われているんですが、あそこへ入っていきますと大変に道が悪い。なぜかと聞きますと、建て売り住宅のときに買った。しかし、一部三・八メートルとかいうような場所があるんだそうです。そのために市は四メートルにしろと言うんだ。しかし、四メートルにするには、建て売りのときに買った人のうちの塀を壊さなければならないとかなかなかむずかしい理由があって意見が一致しないんだ、困っているんだとこういうことなんです。ところが、日野市では、三・五メートル以下が十三万メートル以上もある。二・五メートルから三・五メートルの市道は大体舗装されています。見ますと。私がいま指摘したのは、二・五メートル以下を指摘しているわけなんですが、こういうふうに三・五メートル以上ある、私に現に使っている道路、これは一つ市の方で引き取って舗装するなりすべきだろうと思うんですが、これは、三・五メートルでこれは分けてあるんだね、建設部長、だから日野市では、三・五メートル以上というのは大きな最大の道ということになるんだよね、分類からいくと、そうなんですよ。三・五メートル以上と、三・五メートル以下、二・五メートル以下、一メートル以下というふうに分かれているんです。そういう面では三・五メートル以上あれば、四メートルということにこだわらないで、いわゆる市長の建設部長への指導要綱を変えてみたらどうかと思うが、いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　道路法に準拠いたしますと、街路は、四メーター以上が原則であり、また望ましいわけでありますが、現実の問題といたしまして、いま御指摘のような四メートルに達しない道も私道の形の中でも相当あります。したがって、望ましいのは四メートル以上になるべく拡幅をする。そのまた幅員を取っていただく、私道の場合でも、そのことの

お願い、御指導はいたします。しかしながら、それが整わなければ、その助成をしないとかそういうことではございません。地元の共通の利便のために補償制度も設けておりますし、それから、私道といえども、なるべく通過道路的な性格のあるものは、むしろ市がかわって行うとか、あるいは一〇〇%の補助もいたしますという原則は設けております。(「大柄議員さんひとつ思い出してください」と呼ぶ者あり)柳町のお話も出たわけですが、柳町の場合は、過去のこの開発の事情が非常に今日の生活に不便にできております。私道でもあってもしかも途中でとぎれている、こんなようなことがありまして、地元の代表されます方々とこれまでも苦労を共にするような気持ちで意見交換をやり、また、地元の御協力をお願いをいたしております。したがって、なるべく公道化できるもの、それから、どうしてもこの買収等によって地域の利便を図らなきゃならんものはそのようにいたしますということも、お話をいたしております。地元のやっぱり意思決定と申しましょうか、お互いの道路という生活に一番密着した関係もございますので、十分地元の意見を尊重し、われわれもできるだけの原則の努力を申し上げまして、そして、特に不在地主と言っては失礼かもしれませんが、やっぱり地域に生活をなさっていらっしゃらない地主さんにも大きな御理解をいただきたい。このようなことをいままでもやってまいりましたし、今後もあそこの努力に応じまして御協力は申し上げたい、こう思っております。

○議長(石坂勝雄君)　古谷太郎君。

○六番(古谷太郎君)　道路のことは、とにかくいつも頭の中に四百年かかるなということを頭へ置いといていただきたいと思うんです。これを三百年にしよう、二百年にしてやる、百年にしてやる、できることなら十年にしていただきたいんですが、そうもいかないでしょうけれども、百年くらいはたてば直るぐらいにぜひ、ひとつ考えていただきたいと思うのであります。

　実は、私は今度の補正予算を見て一番腰を抜かしたのは、公共下水道なんです。公共下水道の予算を当初は、十三億円組んでございました。ほとんどが国と東京都の持ち出し金、あるいは起債ですが、ところが、これをばっさりと削ってきました。最後の補正で工事ができませんでしたという理由であります。四億六千万円工事費を削ってきたんです。これはびっくりしたんです。千八十年かかる千年以上かかる、この十三億円全部やったとしても、そのすべての工事の五億円を削っちゃった。まあ事情を聞きますとわかることもあるんです。なぜかというと百草、落川の十一ヘクタールの工事については、多摩市の都合で一部工事ができない面があったんだ、これは多摩市の都合だから、これはやむを得ないでしょう。あるいは秋川の処理場の負担金もちょっと認可がおくれたから一部出さなくて済んだ。ところが、市長は、去年の議会で、この議会、三月の議会で、「ことしは下水道元年にいたします」と言ったんです。元年だから僕はことしから五十七年から始まって千八十年このままいくとかかりますよと申し上げたわけです。「もう三回言った」と市長が言ってるんです、この速記録によれば、「毎年毎年元年にしようと努めてまいります。今度三回目です。三年目だと、今度は本当に下水道元年であります」。こう言っているんです。これは市川議員に対する回答なんです。この元年の年にばっさりと工事費を削っちゃったわけです。これで他の都合でやるなら仕方がない、ただ一番私は下水道元年と聞いたときにああこれだと思った、このことを指しているんだなと思ったんです。あそこに金田の区画整理を三沢でやってます。区画整理と同時に公共下水道を入れていくのが、一番やりいいんです。だから、多摩平はそうしたんです。いつか一ノ瀬さんが、おいでになりませんが、いないとき言っちゃ申しわけないけれども、速記に残るから申し上げておきますが、多摩平の下水道処理場は、日野市の施工であります。決して日本住宅公団がやりましたとかいうんじゃなくて、斉野次郎町長さんと私とに受け継がれてつくり上げた処理場でありますが、同じようにやはり下水道は区画整理の道路を舗装しないうちに入れていく、公共下水道を入れていかなければ、いまここへ公共下水道入れろ、これ入れろとなると、今度は道路をみんな壊さなければいけないんです。もう一回。大体四割かかるんです、工事費の四割。舗装復旧費というやつは。だから、たとえば百億円かかるものを公共下水道をそのまま入れていけば六十億円でできちゃうわけです。だから、金田のあそこに入れますという予算が組まれたんです。去年。これだと、これが下水道元年という市長の言うことだなと思ったんです。これも全部削っちゃったんです。これはですね、二百五十ミリ管といいまして、これは補助金がつかないんです。だから一般単独事業です。金がなければ貸してくれますよ、運動すれば。だけど、日野市には、金があるんです。どういうお金かといいますと、もう御承知だと思いますけれども、公共施設建設基金といいますか、この基金が公共施設建設基金一月三十一日現在で十八億九千七百七十二万五千三百四十円、十九億円ものお金がプールされております。こういうお金を使ってやらなきゃいけない。しかも金田の地域の入れる公共下水道の費用は八千三百万円であります。このお金から出せばいいんです。ただまあ国庫補助金がつくものは、やはり国庫補助金をいただいてやった方が得ですから、だから、それは当然そうすべきですが、その点私は実に腰を抜かしてしまった、なぜ抜かしたかと言いますと、いま万願寺区画整理が始まっております。そうして、ことしももう道路をどんどん、いわゆる街路と

いいまして、六メートルとか、四メートルとか、五メートルとかいう幅の狭い道路をつくっております。その道路をつくりながら公共下水道も入れていくのが一番安上がりであります。どうせ国庫補助金がつかないんです。だから、ことしも又予算を見ますと、万願寺区画整理の地区内には、たくさんの道路がつくられようとしております。こういう道路の新設を行うところへ、公共下水道を同時に敷設していく、そうすると十年後に万願寺区画整理ができたときには、道路も舗装され、公共下水道も入っている、こういうことになるわけです。ところが、いまのように神明上区画整理のようなやり方をやりますと、ここには公共下水道が入っておりません。ですから、下の私の方の部落はいつでも悪臭が漂うのであります。困っているんです、きたなくて。しょうがないんです。用水を入れちゃっているんですから、これはもうがまんにがまんを重ねているんですけれども、だからこういう過ちは繰り返しちゃいけない。だから、市長は去年、金田区画整理いま続行中だから、あそこにとにかく約二千六百九十メートル、この道路ができたんです。その道路へ入れて、僕は四月にこの予算を議決しましたから、そのときはまだ道路が舗装されてなかったんです、金田の。ところが、この間行ったらもう舗装になっちゃっている。そのうちにこの補正予算書が私の手元に来たんです、皆さんと一緒に、そしたら、その予算削られちゃっている、何ということをするんだろうと思ったんです。元年がまただめになっちゃったわけです。ことしはむずかしいのかよくわからないんですけれど、この点私の意見が間違っているか、市長の削った方が間違っているか、市長さんと私と意見が違うようですから、回答を求めたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方から御説明を申し上げます。

金田区画整理事業、それから、万願寺区画整理事業につきましての下水道を整合して入れるという点につきましてのただいま御指摘があったわけでございますけれども、私どもといたしましても、区画整理事業を推進するに当たって同時にその街路を築造する段階で先行的な投資にはなろうかと思いますけれども、合わせて公共下水道、汚水管並びに雨水管を埋設するという基本的な考え方は持っておるわけでございます。そういう考え方のもとに、実は今年度の五十七年度の予算の中でも、金田区画整理事業が大分軌道に乗ってまいりました。ということから、できれば道路築造と合わせて下水道の埋設を行いたいということで予算計上させていただいたわけでございます。しかし、これが御指摘のように執行に至らなかったという面があるわけでございます。これの一つの大きな理由といたしましては、私ども公共下水道を推進するに当たりましては、事前に下水道法

の認可を取りまして、それで認可を取ったところを施行するという形で進めております。しかし、金田につきましては、実は、この地域につきましては、私ども努力したんでございますけれども、五十七年度に事業の認可が取れなかったというわけでございます。この理由といたしましては、公共下水道の上位計画に当たっております流域下水道整備総合計画というものがございます。これをまず計画の変更の手続を行っておかなければならなかったわけでございます。その後に、公共下水道の都市計画の決定並びに認可という手順になってくるわけでございますが、私ども公共下水道関係につきましては、認可を先に取ったわけでございます。と申しますのは、流総計画におきましても東京都の方で、同時にやっていただけるということでそういうふうにしたわけでございますが、実は東京都の方のこの流総計画の変更手続が多摩市の公共下水道関連の関係で非常におくれております。私どもの当初予算に計上する段階では間違いなく五十七年度には大丈夫であるという確証も得ております。また、私、または担当課長とともに南多摩の開発本部の技官のところまでまいりまして、この点については、くれぐれもお願いします。やりますということで予算計上いたしたわけでございます。しかし、結果的に見まして、流総計画は五十七年度、現在は変更の申請を出しておりますけれども、この事業に間に合わなかったというために施工ができなかった、ただこれには国庫補助金も都の補助金もつかない二百五金というのは関連なかったので、こちらの方で勝手にどんどん進める可能性はあったわけでございますけれども、事業を進めるに当たっては、やはり手順を踏んでというふうに私ども考えました関係上、そのような結果になったわけでございます。

それから、万願寺につきましても、現在、仮り道、並びに区画街路が本工事として、進んでおります。この中でも私ども同時に施工するということで考えておりますけれども、実は、この万願寺区画整理区域の下水道の認可というのがまだ取れておりません。これも処理場の用地の買収の遅延ということから、東京都でまだ認可というのを認めてくれておらないわけでございます。私どもできるだけ事前に認可を取った上で実施をするということで考えておりますので、こういう結果になったわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　あのね、部長さん、市長もよく聞いておいてください。

これは、あなたは去年答弁で五十七年度上期に申請を出し、許可を取りますと言っているんですよ。だから、これがいわゆる日野市の下水道元年を約束したわけです。ところが、残念ながらこれがだめだったとこういうことで、元年じゃなくなっちゃった、またゼロ年になったわけです。ところが、この事業に間に合わなかったというんです、これ国庫補助金も都の補助金もつかない二百五

十ミリ以下の下水道管公共下水道管、この起債はね、緊急を要するものということになるんです。補助金がつかないんですから、これは三年以内に使われなきゃいけないという原則がある。ところが、万願寺区画整理にしても区画整理というのは五年から長いものは十年かかるんです。神明上だって十年以上十五年もかかっている。ですから、三年以内なんていったらそれは無理なんです。そこで、市ではできなければ、それは三菱銀行なり市中金融機関から借りればいい。借りてやるという方法があります。もう一つの方法は幸いなことに日野市は、公共施設建設基金というお金がプールされています。これが今度の予算を見ますとさらにふえまして、四億円ふえるんです。二十三億円になります。この三月三十一日で、これだけのお金がプールされている。万願寺の区画整理と金田と両方やったって二億円あればできるでしょう。やる気になればできる、できるところから手をつけなければいつまでたっても千八十年が二千年といってもできません。特に私が申し上げているのは、この公共下水道事業というのは、国では昭和六十一年には打ち切るようになります。ような予定で進めてきているんです。特別な措置を昭和五十一年に出して、十年間に全国の公共下水道を五〇％整備するという大目標を立て補助金も大幅にふやして、建設省は法律改正までやってこの事業を進めてきております。公共下水道の事業を。ですから、日野市はその間何もしないで居眠りしてたんです、五十一年から。元年元年とも言わないで、元年になったのは昭和五十六年からでしょう。五十五年か。それもまたことしも元年じゃなくなっちゃった。ゼロになった。まだ事業認可も取れてないといま部長が言う、しかし、事業認可が取れなくても枝管だけはできる、これはやらなきゃいけない。枝管をやっておけば、本管は後で楽です。特にもう区画整理なんか舗装されちゃうんだ、この神明上みたいに、旭が丘がそうです。あれは入ってないんです公共下水道が。区画整理では公共下水道は入れません、雨水管は入れますけれども。ですから、なぜかというと、公共下水道というのは別の事業なんです、これ。特に補助金がたくさんつくし、いろんな利点がありますから、どこだって区画整理から切り離してやっているんです。だからこそ、私はいまやっている、区画整理をやっている、進行中のものから入れなさい。もう過去の過ちは問いません。この十年間、間違っていたんです。だけれどもしようがないここまできちっちゃ、だから、ひとつぜひとも千年も千五百年もいま下水道元年だからこそ千八十年なんです。元年でなくなりゃ無限にいつまでたってもできるかわからない。それでは市民の皆さんがお気の毒なんです。ぜひひとつお金はたくさんある、ただ仕事をやるかやらないかです。借金してやるというほどのこともないでしょう。枝管ですから、ひとつこの点を強く御要望を申し上げておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって八の二、公共下水道の整備を急げに関する質問を終わります。

八の三、市民の健康を守れ、特に老人医療についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○六番（古谷太郎君）　最初に病院の院長先生がお忙しいところおいでになっていらっしゃいますので、先お願いしたいと思いますが、実は、この前の議会で三月の議会で秦議員さん外たくさんの方々が市立病院を何とかしなきゃいけない。鈴木美奈子さんは駐車場がないじゃないかと言ってきれいな声を張り上げて市長に訴えられておられました。そこで、私は、ところが市長はこういうふうに答えております。実は、ことしは用地を確保するんだ。そして、いまある駐車場のところと、それからあの一帯にかけてあそこへ新しい病棟をつくります。こういうふうなことで用地手当に全力を尽したいんだということを言っておられました。現在その手当の状況はどのようになっているか、教えていただきたいと思うのであります。これは市長かな、市長だろうね、病院長じゃないでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このたびの議会でも触れたと思っておりますが、病院の整備のためには、やはり用地が狭隘である。そのために隣接をする用地の取得を交渉するそうした作業はかなり進んでおりますので、進んで買収の手続を急ぎなさいというそういう指示はいたしております。（「もうちょっと細かく事務長わかるか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　おっしゃるとおり、市立病院の狭隘ということから、実は、私どもの方からは市の方へお願いをいたしまして、土地の買収につきましては、市の開発公社の方へ依頼しているとこういう状態でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　事務長にお聞きしますが、何平方メートルぐらいの土地、場所はどこの予定で進めているか。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　病院の道路を隔てました西側に六千八百二十五平米、それから、北側の方に七千九百八十六平米、（「七千」と呼ぶ者あり）七千でございます。七千九百八十六平米ばかりの土地でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　約一万四千平方メートル、大変よいと思います。この土地が入れば、いまの駐車場も空きますし、新しい施設ができるわけです。幸い院長先生がおいでになっておられますが、ここに建てるいまの駐車場が空きますので、来年度当然建築に入るだろうと思うんですが、これは市長さんの方もそういうふうな御回答をなさっておられます。いまの駐

車場の敷地は大体二千平方メートルはないんじゃなかろうかと思うんですが、しかし、それにしてもかなり大きい病院の施設をつくることが可能になる。大体その構想はもしおありになったら、大体こんなものを希望しているんだというものがあれば、院長さんの方からお話願えればありがたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　病院長。

○病院長（竹内真純君）　お答えいたします。

ただいま敷地の問題が出まして、私どもは、具体的な問題には入っておりませんが、敷地が果たして売ってくれるかどうかということもまだ問題がありますし、はっきりとした時点で具体的な問題に入りたいと思っておりますが、私の考えといたしまして、今後の日野市の人口増、その他から考えますと、大体二百五十からできれば三百と思っておりますが、三百が無理であれば、二百五十程度の病室をつくりたいということと、それに付随しまして、高度な施設をするということで、日野市の中核病院として恥しくないようなものが私は大体でき上がるんではないかというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　この建物、いま二百五十ベットというお話ですが、前から市民の皆さんから強い希望がある。CTとかいろいろ新しい検査機能機械それらの設備を置く場所がいままではなかったから、だめだったということですが、こういうふうなものを含めてどのくらいの面積があれば、二百五十になるんでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　病院長。

○病院長（竹内真純君）　どのくらいの面積と申しましても、機械もどんどんと多くなってまいりますので、一概には申し上げられませんが、大体私どもの考えですと、いま一番前に出ております二階建ての一番古い建物、あれを取り壊しまして、あそこに高層のと申しますか、日照権、その他ありますので、この前私どもが試算したところでは、五階ぐらいまでは何とかなるんじゃないかというふうに考えておりまして、そこに主とした建物を建てるということになろうと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　これも病院長さんにお聞きするようになるかもしれませんけれども、毎年日野市では、病院の機械を新しくしたり、古いのを取りかえたりということで七千万から九千万程度の資本的経費の支出が行われております。ところが、本年に限ってそれが二千万円という非常に少ない金額になっておる。病院の方では来年度大きいことしは土地を買うから、その資本的支出の要求をしなかったのかどうか、この点をちょっと教えていただきたい。あるいはしても削減されちゃったのか。

○議長（石坂勝雄君）　病院長。

○病院長（竹内真純君）　お答えいたします。

昨年まで相当多額の機械を入れるということについてやってまいりまして、いままで非常に少なかったものがある程度戻ってまいりました。できてまいりました。今度入れたいと思っておりましたCTというふうなものも実はあったんでありますが、土地がございません。どうしてもこの前もお話いたしましたが、CTを入れるんであれば、講堂をつぶす以外にないということで、講堂が病院からなくなるということも非常に大きな問題でありますので、講堂をプレハブでもいいから敷地内に建てようかというふうなことも考えましたがいまでさえ駐車場が少ないということで困っておりますし、容積率からいいまして、それを建てるだけの余裕もございませんので、一応五十八年度につきましては、残念でしたが、一応見送ると申しますか、というふうなかっこうになったこともありますし、ある程度のものも入れたかったのですが、市の方の財政の絡みもありまして、一部はあきらめたところもございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　その予算要求したけれど、切られてしまったという機械というのは、金額にしてどのくらいなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　病院長。

○病院長（竹内真純君）　言えば切りがないんですが、私どもも赤字を抱えた病院でありますし、そんなに大きな市に負担をかけるということも、病院としても非常に心苦しいということでありまして、実は、医療機械を五十八年度に入れたいということで各科の一応要望を私の方へ取りまとめました。それはやっぱり一億ぐらいございます。それはCT以外です。以外にそのくらいございました。しかし、それは余りにも高額であるし、五十八年度は起債がむずかしいということにもなりましたこともありまして、そういうふうな二千万ということになりました。病院としては、非常に残念なんですが、五十八年度はそれでやって、五十九年度には、CTその他を入れるところをつくるようにしていきたいというふうに私たち希望としては思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　院長さんの非常に苦しい御答弁でございましたが、私は、とにかく機械や検査器具が古くなって悪くなる。もし間違った検査の結果が出たようなことになりますと、場合によると命にかかわってくるわけであります。まあ大変大きな金額の一億円かもしれませんが、私はこういうところにもこの公共施設の二十三億円の中から一応立てかえておいても出してもいいじゃなかろうか。あるいは税収の余分があれば最優先に病院の基本的経費の方に出していただく。とにかく命がなくなっちゃうんですから、少しでも助かる人が、たと

えば一億円の器具をいろいろ入れれば、一人でも二人でも救われたとすれば、私はもうそれでいいんじゃなかろうかという気がするので、院長先生ひとつあきらめないで。予算というのは、政治は本当に不公平なんです。力の強い方へ行っちゃうんです。流れていく。だから、市民会館の方へすっと流れちゃうと片方の方がだめになる。どっちだって必要だろう。こういうことなんです。力のある方へ流れていっちゃう。だから、力がない人は声を高く叫ぶ以外方法がないので、院長さんひとつ高らかにこれはなければ死ぬかもしれませんというような場合には、ぜひ入れていただきたいことを希望しておきます。お忙しいところどうもありがとうございます。

次に、もっとお聞きしようかと思うんですが、時間の関係がございますので、院長先生、ちょっとこの次に、また大いにお願いいたします。ありがとうございました。（「御苦労さんでした」と呼ぶ者あり）

次に、老人、お年寄りの医療費の関係でちょっとお聞きしたいんですが、老人保健法が成立しまして、とにかく予防センター、検査センターをつくらなきゃならない、五年以内つくらなきゃならないという法律規制もあり、進めなきゃならないわけであります。

第一点にお聞きしたいのは、市長はこの前の三月の議会で、七生地区に病院が足りないんだ、医療機関がない。だから、そこに南部の地域に医師会からも病院を何らかの形でつくってくれという話がある、これをまず構想化したい。まず実現したい。その次に保健センターを考えましょう。こういう回答をしております。これは石坂勝雄議員及び福島議員の御質問に対してでありますが、この点はどうなってますか、ちょうど一年、一ノ瀬君は、九カ月と言いましたけれどもたちましたので、どのような進展を見せたか、期待しておりますので御回答をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この議会の初日に、行政報告の中で、そのことに一応の報告はいたしました。地域保健協議会に南部の医療体制をどう考えるべきかという諮問をいま出しております。そして、特に医師会のお考え方は、日野保健所の周辺に相当な必要面積を確保してあの地域に設立をしたい。保健センターを含む医師会病院と申しますか、そういう構想が持たれておりました。現実的に考えましてなかなか近い年月の範囲には、用地の確保もそうでありますし、医師会病院という構想もまだまだ未熟であります。たまたま他力本願ということではありませんが、医王病院という百二十ベットを予定する民間病院が、現在府中に本院があるわけでありますが、日野市の南部南平に進出をしたい、こういう計画が市の協力を求めながら進められております。それには救急体制もつくってもらうというふうなことも伴いまして、医師会では、了承をされ、多分これは実現されるというふうには思っております。そういうことがありまして、ちょっと医師会に現実的な保健センター構想をちゅうちょいたしておりましたが、この二週間ほど前に保健協議会を開いていただきまして、そして、旧庁舎に保健センターの構想を持つことをお話をいたしました。おおむね了承されるようであります。その際に、もちろん交通の便を取りながらということで、南の方の方も賛同されたという意見もございます。それで、特に健康増進、いわゆる集団健診、あるいは健康相談、予防注射トリハビリ関係、こういう個人個人と申しますか、常時医療機関と併設しなくてもできるような分野、これを旧庁舎地域に、そして、特にやっぱり医療機関、あるいは病院施設これを必要とする分野は、これはやはり市立病院の組織の範囲にこのように考えて、そのことを去る議会の初日に御報告した。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　なぜ私がこの質問をしたかといいますと、まず七生地区に病院をつくるんです。その次に予防健康センターを考えます。こういう答弁になっているから、病院ができないのに旧市役所の跡に予防健康センターをつくるということになりますと、これは医師会の了解とか、いろいろの問題で特に議会の了解を得なきゃいけない。そういう点で、御質問申し上げたわけであります。両方とも同時に来年でき上がると大変うれしいと思います。

次に、この老人の方々の医療関係、老人対策について申し上げたいんですが、先日、米沢さんは、何かいい議会の図書館にも置いてないような資料を倉の中から引っ張り出して何か言っておられたんですが、老人福祉というのは、大体半分が国と都の補助金なんです。半分はもちろん市が持ち出さなきゃいけない。自分の親のことなんです。本当は全部自分の親のことですから、日野市が持つのが当然なんですが、やはりお金の関係もあるだけかもしれませんが、約半分国からいただいて七億円という予算を組んでいるわけです。ですから、国の方は大変だと思いますが、ところが、老人医療費についてはもっと大変なんです。ことしのこの予算書を見ますと、二十九億円、日野市の老人医療費の予定支払額、二十七億七百九十七万円、それで、その中で、日野市の持ち出しというのは、一億三千六百五万一千円となっております。もっと強く考えて、日野市の健康国民保険からの基金への繰入金を考えますと、二億はかかりませんが、二億は持ち出しておりません。でも二億持ち出したといたしましても、二十七億円の医療費の中の八%に過ぎないのであります。自分たちの親の健康を守るために九二%ほとんどがよそさまのお力をお借りするというふうなことは、私は間違っちゃいないかと思うのであります。ですから、先日、われわれも

三分の一ぐらい持つべきじゃなかろうか。これは医療費という関係だけではなくて、予防費にしてもいいんですけれども、あるいは無料の費用を負担するのが当然です。お医者さんにかかったときの費用のお立てかえした分を市が差し上げる。たった五、六千万円の費用で済むわけです。この程度のことは、当然じゃなかろうかと思っているわけでありますが、この点につきまして、すでに議員さんの何人かから御質問がございました。日野市でも何としてもそれを実現するように老人医療費の無料化を実現するようにしますということを施政方針演説という最も大切な市の市長の基本原則の中でうたってまいりました。具体的にどうするかという問題があるということです。しかし、現にもう二十六もの市町村が老人医療の無料化をやっているわけですから、名古屋市でもやってます。この近くでもやっているところはたくさんあります。ですから、これは当然おやりになると思います。その際、私はお願いしたいのは、できるならばこの二月一日からのお年寄りのかかった費用についても考えるというふうにしていただきたいと思うのであります。なぜなら、そのことをどこまでさかのぼっていただけるか、市長さんの月給、あるいは職員の月給はよく一年前にさかのぼって十カ月、何カ月分も追加で払う場合が多いのであります。ですから、医療費の場合も、もう払っちゃったからもうだめだというふうになさらないで、お払い始めた二月一日からずっと市長さんの構想が明かになるまでの期間は受取だけは持っていてくださいよというふうにお年寄りの方にお願いしておかないと、あるいはなくしたり、あるいははいただかないでそのままうっかりしちゃったりするような方もいるかもしれません。これは、なぜかといいますと、医療費の税金の申告にまいります。私も去年ちょっとお医者さんにかかったんですが、その受取どっかへ行っちゃった、きっとどっかで燃しちゃったんだろうと思うんです。だから、これがないとだめなんですね。取りに行けばいただけるでしょうけれど、そう額の多いものじゃございませんでしたがやめました。しかし、これは多かったら私もきっと取りに行っただろうと思うんです。だけれども取りに行くなんていうことは大変御迷惑かけるし、お医者様の方にも、前もってそういうことがわかっていれば、実は、私は知らなかったです。医療費が所得税から減額になる、申告のとき、知らなかったから、うっかりしておった。いままでやったことないんです。そしたら今度はＮＨＫが盛んに朝、税金を安くする方法なんていうのを放送してくれまして、あっそうこれがあるんだなあと思って、あのときの医療費はどこへしたろうと思って探したけれども見つからなかったわけです。同じようなことがきっとお年寄りの場合にもあり得るかもしれない。市長さんのお考えを聞かせていただきたいと思うのであります。さかのぼって何らかの方途を講じてあげましょうというお答えが返ってくることを期待した

いと思います。（「それは無理ですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会の初日に行わさせていただきました所信表明の中で、日野市が特に老人保健制度の施行によって医療費の個人負担が発生した、これに対する無料化制度を継続してくれという要望がきわめて強い、このことにつきましては、議会でも請願採択をされておりますので、国のあるいは都の上乗せをすることは、かなり厳しい行政指導の中ではございますけれど、何らかの方法を検討をしたい。このようなことは表明をさせていただいたとおりでございます。その範囲内で今年中に施策の一部分でも実現するよう努力をしたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　本件につきましては、お年寄りの方々の大きな夢と希望でありますと同時に、議会の議決も得ていることでありますから、早急な実現をお年寄りに安心していただけるようなときが、一刻も早く来るように希望しておきます。次に入ります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって八の三、市民の健康を守れ、特に老人医療に関する質問を終わります。

八の四、減税、特に都市計画税の撤廃についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○六番（古谷太郎君）　実は、この問題については、やはりここにおられる石坂議長が昭和五十五年に質問されておられます。このときに市長は、こう答えている。将来は一部受益者負担金というものを取りたい。それまでは都市計画税を積み立てておくような形にしたいというようなことを言ってます。二年前ですから、あるいはお忘れになったかもしれませんが、これは非常に大事なことであります。実は、幸い私は市民の皆さんの税金で二回二カ所の行政視察に行かせていただきました。私の行ったのは、公園と森、都市計画、特に公園と森を緑を求め、清らかな流れを求めて行ったわけであります。一つは、岩国市であります。飯山さん錦川の川はきれいだったですよね。市街の真ん中を流れております。同時に今度は秋田に参りました。秋田の真ん中を旭川が流れております。とてもきれいでした。ただ寒いところですから凍っておりました。氷の上に汚水や紙くず一枚ございませんでした。空きかんもありませんでした。そして、日野と同じように隣の町との境には雄物川が流れております。秋田は。日野は多摩川が流れております。日野の浅川は、岩国市の錦川のように秋田市の旭川のようになる日はいつだろうかと、いつも考えております。ただいまの公共下水道ができなければ、この元年が始まらなければ、いつになるかということは、私も予測がつかないのでありますけれども、この両市とも非常に都市計画なり、公園が進んでおります。秋田

のような古い町、二十四万幾らの人口の超密な町でありますけれど、これは大体が水田地帯、一人当たりの公園面積は、六平方メートルであります。日野市と比較していただければ一番よくわかる。非常にりっぱな公園、しかも、このほかに公園墓地もあります。いま、約四千の墓地がつくられ市民の要望にこたえて、毎年約千ずつ分譲されております。この両市とも都市計画税を取っておらないのであります。このことは、前に岩国市については申し上げました。しかし、今度は僕は秋田市は取っているだろうと思ったら取っておりませんでした。ただ公共下水道の一部負担金を市民から受益者負担、いわゆる工事が始まっているところに限りいただいております。一平方メートル当たり百七十円、これも値上げしたんです、おととし。昭和五十六年に値上げした百七十円に、それまでは八十円、これならば、百七十円を五年年賦で払うんです。公共下水道五年かかる、そういう予定でやっておるわけです。五年年賦で払う、だから月に一平方メートル当たり二十四円払うわけです。二十四円じゃありません。三十四円、これならできます。百坪の土地というと三百三十平方メートル一万円ずつ五年間払えば、公共下水道が完全に使えるようになるわけです。都市計画税は納めないわけです。私は、この秋田や岩国市の方式を当然日野市も採用してほしいと思うのであります。時間がありませんから、この前もこれを申し上げました。希望だけにとどめておきます。次に

五に入ってください。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって八の四、減税、特に都市計画税の撤廃に関する質問を終わります。

八の五、予算案についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○六番（古谷太郎君）　時間がありませんのですが、きょう皆さんの手元に入ってますが、全国市議会旬報です。二月二十五日号、これに地方財政計画というのが掲載されております。これは、今度の国家予算の地方関係の財政計画が明示されております。この中に、国の補助金は十兆八十七億円、都道府県や市町村に出しますよと出ております。これからいきますと、日野市住民一名に対して、約十万円、全国民に一人十万円の地方の補助金が何らかの形で出る。この十兆円の内訳は、半分が投資的経費であります。公共下水道をつくったり、道路をつくったりいろいろあります。約半分は義務教育だとか、民生や保護とか、お年寄りの医療費だとか、いろいろあります。そこで、私はこれをいただいたのでこの日野の予算を見ました。そうしますと、たとえば十万円としますと、日野市は十四万六千人ですから、百四十六億円国庫補助金が来るだろうと思って見たんです。そしたら、国の国庫補助金、交付金いやびっくりしました十九億円、こういうふうなものを見ると、たとえば十万円の半分でも五万円でもいいんです。五万円でも七十三億へ国から

日野市へ来れば平均なんです。この財政計画からいくと、私は、財政部長、あるいはまた市長、助役一層の努力をされることを特に希望したい。こういうものを見るにつけ、なぜ日野市だけは損するだろう。私も税務署へ行ってちゃんと国税を申告して納めてまいりました。月給取りの方は、毎月毎月源泉徴収されております。そういう税金からいってこれだけの金額が明らかに国会でこの間予算を通過してます。当然これは全国の市町村なり、都道府県にばらまかれます。ぜひひとつ何とか他市並みにこれは地方交付税は入っていません。お願いしたいと思います。

時間がありませんので、最後に申し上げたいんですが、とにかくこの質問の中で、特に私は市長さんにお願いしたいのは、いろいろなことが言われてまいりました。しかし、この質問というのは、意見というのは、これは十五万市民を代表しておりますし、市長さんや部長の皆さんには、大変に栄養なんです。ホルモン剤であり、ビタミン剤であり、薬でもあるわけです。また、飯でもあり、パンでもあり、肉でもあるわけです。ですから、おいしい市長さんにほれ込んでいるべたぼれの方もおられます。そういうべたぼれの方は、あばたもえくぼというんです。それはもうおいしい牛肉と、とろのお刺身を差し上げるでしょう。そのときはにこにこされるのも結構です。しかし、毎日毎日がきょうの春の風のように暖かくて居眠りが出てぼやっとしているような質問ばかりじゃないんです。春風駘蕩としている質問だけではないんです。一生懸命やろうという人は一生懸命やるんです。皆さん、市長さんはもう古希を過ぎておられます。私の子供は三十八歳です。ここにいる議員さんと同じなんです。市長さんは、私より十以上上ですから、お孫さんから御意見をいただいている気持ちになっていただかなきゃいけないんです。孫が夢中でお願いしている。いつも孫がチョコレートだけ持ってくるわけではないんです。お父さんいまの時代はこうなんです。おじいちゃんどうですかと言っているわけです。それをつっけんどんにされては孫がかわいそうであります。子供のことです、こういうふうな私はもう六十一であります。だから、市長さんには兄貴分ぐらいのつもりで言っておりますが、しかし、多くの諸君は、私の子供と同じであります。あるいは孫に当たるような方もいずれは出てまいります。どうかひとつそのことを十分聞いておいて、肉もとろもいいですよ。だけど薬もあるということを覚えておいていただきたい。ホルモン剤もあるということ、そのことを強く申し上げたい。特に、きのうのように馬場議員さんなんかは、ホルモン剤なんです。ビタミン剤です。小山さんのは良薬なんです。特効薬なんです。そういうのを恐らないで、おれは薬は嫌いだというようなことは言わないでいただきたい。このことを申し上げると同時に、実は、私はここにいる多くの部長や課長の中から、こういうこと

を聞いているんです。市長さんは十年前にはとてもよくわれわれと話もしてくれたし、指導もしてくれた、何か自分のおやじのような気がしていた、しかし、いまはどうしてああ変わっちゃったんだろうというふうに私に話しかける多くの職員がおります。私は十年前の森田市長さんは知らない。二十五年前は知っております。だけれども、よく昔からとにかく座に慣れ過ぎるとどうも何とかということがあります。中堅職員の言っていることは大切だと思うんです。どういうことなんだと聞きましたら、とにかくがんこになりましたよと言うんです。こういうことは長としては、余り好ましい評判ではありません。あなたのかわいい係長、課長、あるいは部長、これらの方々の話もゆっくりと聞いてあげて、そして行政が円滑にぐんぐん推進するようにしていただきたい。そうしませんと、道路は千年、五百年たってもできないかもしれない。下水道も千年も二千年もかかってしまう。都市整備部長だってやりたかったんです。やりたかったけれど、できなくなっちゃった。何か理由があるに違いないんです。出藍の誉れ高い子供や孫がいるということを御記憶されて私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって八の五、予算案に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時三十七分休憩

午後三時　十　分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

九の一、市営住宅建設と低所得者等対策についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔三番議員登壇〕

○三番（小俣昭光君）　市営住宅建設と低所得者等の対策について質問いたします。

政府の住宅対策予算は、軍事突出、国民生活犠牲、臨調にせ改革路線の強行型の性格をそのまま反映してきたものとなっています。その特徴は、第一にこれまでの持ち家政策の中心的役割りを果たしてきた、住宅金融公庫の個人融資住宅、公団の分譲住宅などの建設計画戸数を大幅に削減していること、しかも国民に狭くて住環境の悪い住宅と住宅ローン、高い家賃などの高負担、さらに高い地価など現在の深刻な住宅不況を引き起こした重要な原因の一つともなっている。持ち家返上政策を基本的には続けながら、その量的水準をも大幅に後退させている。

第二は、公的賃貸住宅の大幅家賃値上げを定期化し、国民にこれまで以上の高負担を押しつけ、勤労者が安心して入れる適正な家賃制度を後退させ、民間住宅並みの市場原理を導入し、家賃の面から公的賃貸住宅の性格を変質させる方向に進もうとしている。そのために家賃が高いところでは、九万円になるところもあり、せっかく入居しても高い家賃で夜逃げも多く、団地をつくっても空き家が三万五千戸もあると言われる。一方では、空き家募集は東京では三十倍、全国で二十五倍も応募者がいる実態を見れば、多くの国民や都民は住みよい低家賃の公共住宅を望んでいるのは明らかである。東京都での公共住宅は、住宅総数の九・七%に過ぎず、イギリスの三三%、スエーデンの四〇%、オランダの三〇%に比べきわめて低いものです。住宅の質にしても、歴代自民党政府の持ち家政策は、公営住宅は必要最小限建てればよいという政策のもとで、狭い住宅が供給された。都営住宅は、二十三万戸五・七%のうち建てかえなければならない木造住宅は、全体で二万八千戸、簡易耐火住宅三万二千戸、鉄筋中層住宅のうちにふろ場がなく狭い住宅として改善が必要とされている住宅は四万五千戸も存在している。それなのに鈴木都政の計画では、全部の改善が終わるまで四十五年もかかる予算しか組んでいない。都営住宅建設でも革新都政時代年平均九千六百戸、鈴木都政の年平均四千九百戸と革新都政時代の半分しか建設していません。この日野市では、統計日野で見ますと、昭和五十五年では住宅に住む普通世帯約四万五千世帯、その内訳は持ち家は二万一千世帯四八%、借家は二万五百世帯四六%、そのうち公共住宅が七千五百世帯一八%となり、市営住宅については、五十七年度で八カ所四百二十戸となっています。この日野市でも公団に申し込んだが入れない、都営、市営にもなかなか入れないという声を聞きます。

そこで、具体的に四点についてお聞きいたします。

勤労者が安心し、住みよい市営住宅建設計画をお聞かせください。

二番目として、第一種市営住宅の入居者基準にも入れない方のために第二種住宅の建設計画はあるか、お聞かせください。

三番目としては、障害者のための住宅、いま市営住宅五戸ありますが、これからの計画を、お聞かせください。

四番目として、母子、父子家庭がふえていると思います。母子、父子住宅の計画はあるかお聞かせください。以上四点について答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、四点につきましてのお答えを申し上げたいと思います。

まず市営住宅の保有戸数でございますが、いま御質問のように、日野市では四百二十戸保有してございます。そのうちの身

障者用といたしまして、五戸保有しているわけでございます。これは都下二十六市中三番目の保有戸数でございます。御存じのように川原付住宅につきましては、四十戸の木造平家建てを五十三年から五十五年の三ヵ年で六十七戸に不燃中層住宅に建てかえをしたわけでございますが、残り一棟分がまだ建設に着工できない状態でございます。これは万願寺の区画整理の関連の中で、今後建築していきたい、かように考えてございます。現在、昭和三十三年から、三十五年にかかりました向川原市営住宅でございますが、三十二年から、失礼いたしました。三十六年にかけまして向川原住宅で木造の平家建てを百三十三戸建設してございます。これを六十一年度から二百四十戸の不燃中層住宅に建てかえていく方針を現在立ててございます。これにつきましては、非常に問題点もございます。と申しますのは、現在市営住宅は、二十四戸の向川原の市営住宅の中で、二十四戸除却してございますけれども、それが虫食いな状態なわけでございます。これらをやはり入居者の理解を得ながら、一カ所に寄せ集めまして、それで、その跡に建設計画に基づきまして、建築してまいりたい、かような考え方でございます。

それから、二点目の問題点といたしましては、一団地計画というふことで、いわゆる進入路の拡幅の大きな問題もございます。これらにつきましては、一応建設部とも連携を密にいたしまして、今後取り組んでまいりたい、かように考えてございます。

御要望の二種市営住宅の建設につきましても、目下具体的な計画段階には入ってございません。先ほど申し上げたような理由でございますが、そういう意味で明確なことは申し上げられませんが、市営住宅の建てかえの計画の中で、考慮していきたいと考えております。なお、それまでの対応といたしましては、市内に都営住宅がございますが、二種用の住宅が六百八十七戸あるようでございますが、それらの中で、なるべく地元に優先するような割り当てを都の方に働きかけていきたい、かように考えております。

それから、障害者住宅につきましても、現在、五戸保有してございますけれども、建設当時にいろいろ収入状況、あるいは身体の障害の程度、こういうものがいろいろございまして、しばらくの間空き家という前提もございました。これらもいろいろ経験したわけでございますが、これらにつきましても、身障者の意見等も十分反映した中で、身障者の住宅の建設に取り組んでいきたいと考えております。

それから、母子専用住宅でございますが、本市には母子専用住宅はございません。これらは、先ほど申し上げた建てかえの計画の中で、低所得者層の御世帯についてもその対応を考慮していきたい、かように考えてございます。それまでの代替と申しますか、言葉は悪いわけですけれども、母子世帯につきましては、一般の市営住宅の空き家募集の中で、別枠で母子世帯に

ついての割り当てを別枠で募集しておる現状でございます。以上です。（「父と子」と呼ぶ者あり）父子住宅につきましても、この計画の年度に合わせまして考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　向川原市営住宅を建てかえるという形で、市営住宅を建設していきたいという答弁ですが、建てかえだけでなく、ほかの地域も当たってぜひ市営住宅を建設していただきたいというように思います。そして、全体として、先ほどの都営住宅の住居改善で見ても、都営住宅は十万戸はこれから住居改善しなければならないというのと、国の設定した居住水準が昭和六十年全世帯が満たすべき最低居住水準及び半数の世帯で達成すべき平均居住水準に対して、東京都の場合最低居住水準に達していない世帯は、二二・六%がある、全国的に見ても下から三番目、さらに平均居住水準に達していない世帯については、七四・七%もあります。全国最下位という立ちおくれたものとなっている。東京における住宅事情が劣悪なこと、東京では特に地価の高騰が要因となって、都民が適切な水準の居住を確保することが容易でなくなってきており、都民が負担、限度いっぱいの努力を払っても、家族構成に見合う広さと良質な住環境の確保は、ますますむずかしくなっています。そこで、第一種住宅の入居基準の収入制限を大幅に引き上げることにより、入居対象者を広げながら供給をふやす必要もあります。第一種住宅の入居基準を大幅に引き上げることはできないか、お答えお願いいたします。

二番目として、障害者住宅、いま五戸ある障害者住宅浴槽が使いづらいということが言われております。この問題についても居住者の意見を聞きながら改善できないかどうかお聞かせいただきたいと思います。

また、三番目としては、自民党政府の悪政の中で、生活困窮者がふえているのが実態です。また、福祉事務所に相談に来る人たちの中でも住宅相談もふえていますので、第二種住宅の条例をぜひ生かしてくださるよう再度お聞きいたします。この問題については、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　一種の基準を下げること。身障者の浴槽の改善。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　まず、一種の住宅の収入基準の引き下げでございますが、これにつきましては、公営住宅法に基づきまして、準拠いたしまして、それで計算が積算されるわけでございます。こういう意味でそれについては、現在の条例どおりにせざるを得ない、こういう現状でございます。

それから、高幡の身障者の浴槽の改良でございますけれども、これにつきましては、実態を調べたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　あと総括して市長の方からお答えがあろうかと思いますけれども、骨子的なことについて、私の方からお答え申し上げたいと思います。

第一種の入居基準、それから、身障者という区分における入所基準の要するに引き下げというものにつきましては、総務部長が申し上げましたように、公営住宅法に基づくところの取り扱いでございますので、日野市独自の取り扱いということについては、いろいろと議員さんのおっしゃる、要するに住宅事情とか、あるいは所得の不況による影響という状況の中で十分理解できるわけでございますけれども、日野市単独で日野市がつくった要するに公営住宅といえども、公営住宅法の適用の中にございますので、一種の住宅についての入居基準の引き下げ、あるいは身障者という特別な基準の設定はございませんので、そういう取り計らいは非常にいままでむずかしいという中で、対応してきているわけでございます。ただ、向川原の住宅につきましては、大分老朽化してございますので、その中での実質的な取り扱いということについては、老朽というふうな意味合いで、多少の考慮を加えた取り扱いはしておるわけでございます。基本的にはそういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでも市営住宅の将来展望といたしまして、日野市の希望といたしましては、千戸ぐらいは持つべきであるという考え方でおります。しかし、実際に今日土地事情が御承知のとおりでございますので、新しい土地を確保していくわけにはなかなかまいりません。そこで、老朽化したもの、あるいは平家建てのもの、すでに既存のものを建てかえることによって数もふやし、環境整備をし、今日の住宅条件の内容を整えていきたい、このように考えておるところでございます。順序として、向川原に取り組んでおるわけでございますけれど、この一団地という都市整備的な用件を具備いたしませんと、認可になりません。そして、またこの市営住宅は、ほとんどよその市では余り積極的に取り組み姿勢もない状況もございますけれど、本市といたしましては、勤労者の施策ということも対象といたしまして、しかも、わりあい財政的には、国の手厚い援助もある事業でございますので、できるだけ実現をして進めたい、ただ住宅政策というほどにはなかなかなりませんので、住宅政策といたしましては、やはり都営住宅の日野市民向けの四〇％ありますから、これらに準拠する。いま都営住宅もそれぞれ建てかえ計画がございますし、用地が確保されているところもございますので、これらをなるべく促進をするそういうことと合わせて住宅を求める方々に行政としての寄与もしなきゃならない。このように考えております。ただ、御質問にもあります。いわゆる福祉施策的なもの、あるいは家賃の所得幅、これらに現実的には相当矛盾がございまして、なかなか

現実に沿ってない、こういう面もあります。これは、国に制度の改正をお願いをし、そういう手段によって、そして、なるべく福祉施策にも当てられるとともに入居基準の所得幅を現実的なものに改める必要がある、このことも痛感をいたしております。なかなか遅々として進みませんが、まず向川原にいまいろいろと手続を進めております。そういうことも込めまして、今後手持ちの市営住宅をより市民に効果のある施策を進めなければならない、こういう時期にまいっておるということを痛感いたしております。御質問がありましたらまたお答えいたしますけれども、以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　第一種市営住宅については今後も建てていくということでの回答だったと思います。

第二種について、いま生活苦、あるいは特に母子家庭の問題のお母さんが相談に来る、そういう人たちは、一種住宅にも入れない基準、収入しかないという中で、何とかしてほしいというような要望があります。その中で、市営住宅条例の中にも第二種住宅が条例化されておりますので、ぜひ、この向川原市営住宅の建設の中で、二種住宅の条例をぜひ生かしていただいて建設していただきたい。そのことも強く要望しておきます。そして、勤労者が住宅ローンに苦しむ、あるいは環境が悪く危険な造成地を入手して、公害や災害や交通事故、遠距離通勤では体もたまらない。市民生活を守るためにも住みよい住宅を多く建設することが、また民間住宅の家賃値上げを抑える力にもなります。また、これから家を持とうとする方のためにも家の建築費を抑える力にもなりますので、市民要望を受け、積極的政策と位置づけていただくよう強く要望いたしまして、私の質問を終わらさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって九の一、市営住宅建設と低所得者対策に関する質問を終わります。

十の一、固定資産税の公平負担について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔一番議員登壇〕

○一番（橋本文子君）　固定資産税の公平負担について質問をさせていただきます。

ここに日野市の要綱集がございます。この要綱集の中に日野市保険医療機関が診療の用に供する家屋の部分に対する固定資産税の軽減措置要綱という項目がございます。軽減措置の対象となる家屋の部分につきまして、次のようにうたわれております。

第一条、軽減の対象とする診療の用に供する家屋の部分は、診療室、手術室、処理室、臨床検査室、X線室、調剤室、分娩室、検査室、病室、消毒室、準備室、事務室、看護婦室、患者用食堂、待合室、宿直室及び薬品倉庫など診療の用に供する部

分並びにこれに接する廊下などの部分とするという規定がございます。さらに、その軽減の率といたしまして、第二条に、軽減措置の対象となる部分について固定資産税一〇〇%の軽減を行うものとするという要綱でございます。

実は、私この要綱を読みまして、どうも税金不公平じゃないか、この固定資産税が不公平じゃないかというふうな疑問を持ちましたので、今回の質問をさせていただくわけでございますが、日野市保険医療機関に対するその固定資産税一〇〇%軽減の措置要綱はいつごろからこれはつくられ始めたものなのでしょうか。これ第一点お伺いしたいと思います。そして、同要綱は何を根拠にしてつくられたのでしょうか。これが二点目でございます。さらには、三点目といたしまして、三多摩の各自治体で日野市と同じように一〇〇%減免しているところがほかにありますでしょうか。また、減免率の異なる市があれば、それぞれ現状をお知らせいただきたいと思います。まず以上三点の質問をさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは、ただいまの御質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思います。

ただいまの御質問は三点ございます。第一点は、軽減はいつから実施をいたしておるかという御質問でございます。これは非常に歴史が古うございまして、昭和二十五年、つまり税制改正シャープ勧告の時点で、日本のいわゆる地方税法が大幅に改正に相なりまして、そのときにまねましたのが、現在の固定資産税でございます。その時点から軽減措置が行われております。実は、その昭和二十五年に東京都の方で各市町村並びに都税事務所といいましょうか、そういう機関に副知事名で通知をいたしたものがございます。これは昭和二十五年の十二月の二十一日付でございますが、その内容を見ますと、健康保険事業が社会保険保障制度の一環としてある程度の公共性を有するということが一つでございます。それから、二番目としましては、保険医が医師の願い出によりまして、これらの制度の確立を図るために若干の保護が必要であるということ。それから、保険診療の利用者が激増の傾向にある。こういう三つの要素から副知事名でそれぞれの機関に通知をなされております。いわゆる通達がなされておるわけでございますが、これに基づきまして、当市は、その当時三〇%の軽減措置をいたしております。東京都におきましても、そのような三〇%の措置をいたしておるわけでございます。その後、昭和三十八年に至りまして、当市の日野市のことを申し上げるわけでございますが、医療施設の減免に関する陳情が医師会から市議会に提出をされまして、三十九年に議会で採択になっております。その採択をされた時点で三〇%から五〇%に相なっております。その後約十年を経過いたしました四十八年に、御承知のように老人の医療制度等の問題が出てまいりまして、いろいろと医師会にお願いをすることが生じました。そういうことから四十八年度から、これをさらに五〇%から一〇〇%に減免をいたして現在に至っておるわけでございます。減免をいたしました、いつからかということに対しまして、お答えをさせていただいたわけでございます。

それから、二番目の御質問は、何の根拠でこの減免をいたしておるかということでございます。御承知のように固定資産税は、地方税法にのっとり、あるいは市税条例によりまして賦課徴収をいたしておるわけでございますが、地方税法の三百六十七条、それから、市税条例の七十一条に根拠をいたしております。市税条例の七十一条には、その他市長が認める特別な事由という事項がございます。この項によりまして、医師の診療に要する部分の固定資産税の減免をいたしておるわけでございます。つまり、市長の裁量事項であることは間違いございません。そういう第二点のお答えは、以上のようにさせていただきます。

第三点目の御質問は、三多摩二十六市中における、状況はいかんという御質問でございます。まず一〇〇%の減免をいたしておる市でございますが、当市も、もちろん先ほど申し上げましたように一〇〇%でございます。そのほかに一〇〇%は、町田、保谷、国立がございます。国立は、当市と全く同じ状況の減免でございますが、町田、保谷につきましては、固定資産税、この都市計画税も加えまして、一〇〇%の減免をいたしてございます。それから、田無が八〇%、これは固定資産税、都市計画税あわせてでございます。それから、立川市が七〇%、同様都市計画税もあわせての中の減免でございます。そのほかの十七市におきましては五〇%、これは、固定資産税と都市計画税を含めたものでございます。二十六市につきましては、そういう状況でございまして、東京都は、現時点五〇%という減免をいたしておるようでございます。

それから、御質問にはございませんけれども、この他市の状況でございますが、いま申し上げましたような減免状況でございますが、八王子市の状況をちょっと申し上げますと、八王子市は、現在五〇%でございますが、これには内訳が、何%とかいろいろ細かくありますけれども、大まかに五〇%でございますが、市議会の方に対しまして一〇〇%の減免をするようにという請願がなされておるそうでございます。このことにつきましては、目下継続審査ということで、私の方もニュースをいただいておるわけでございますが、キャッチいたしておるわけでございますが、そういう他市の状況でございます。それから、先ほど、昭和二十五年のシャープ勧告のときに、副知事からそういう通達が出たということに加えまして、やはり国の方でもそういう措置をいたしておるようでございます。そのことは現在も続いておるわけでございますが、昭和二十九年に、いわゆ

る租税特別措置法によりまして、いわゆるお医者さんの所得に対しましては、いわゆる二八％課税でよろしいというような法律が、昭和二十九年にできておるようでございます。これもいまのこの減免と大体似たような感じで国の方も処置をされておる。しかしながら、国の方ではその後いろいろ税制調査会等の関係から若干の法律改正はなされておるようでございますが、国の方でもそういう優遇措置をしているというのが現状かと思うのでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　せっかくの御答弁でございますが、いま、おっしゃった中に、勘違いはないでしょうか。つまり、この一〇〇％の減免措置をしたのは、四十年ではございませんでしょうか。昭和四十年だというふうに私は思っているんですが、いつごろから考えられたのかということを私は伺ったんで、いつからそれを施行なさったかということはわかっているんです。いつごろから考えられたかということを聞いたわけで、いま、おっしゃった中に、二十五年にそのシャウプ勧告で、社会保障の一環として考えられ始めたというふうにおっしゃいましたね。そして、実際には、三十八年度に陳情を受けて五〇％にしたと、そして、四十八年に一〇〇％になったというふうにおっしゃったと思うんですが、いかがでしょう。ちょっとそこのところ。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　そのとおりでございます。最初が三〇、それから、三十八年の時点で三〇から五〇、四十八年度から一〇〇という減免措置でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　部長、これ御存じでしょか。これは。ここに、この要綱は、昭和四十年六月三十日から施行すると書かれているんですが、四十八年と四十年じゃえらい違うと思うんですけれども、どういうことでしょう。そこのところもう一度。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　いま、御指摘の点は、ちょっと私もその書物は存じておりますけれども、そこの数値が四十年という数値は記憶がございません。後刻調べてみたいと思いますけれども、私の方の記録では四十八年度から、一〇〇ということになっておるわけでございほす。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　それじゃ、全くこの要綱がうそだということになるんです。いまの御答弁そのままお受けすると、これじゃとても……。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市民部長、あのね、その辺がはっきりしないと、やっぱり恐らく質問者は続かないと思うので、

暫時休憩。（「私の手元の資料では四十八年ということです」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時五十分休憩
午後四時十九分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　大変貴重な時間を御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

それでは、先ほど休憩前に御質問ありました件につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

橋本議員さんの御質問は、要綱集に昭和四十年六月三十日から施行する、それは第二条に一〇〇％とあるんではないかという御指摘でございました。まさに要綱につきましては、そのとおり記載されております。私どもの方の校正ミスがこの要綱にございまして、要綱集付則の二項の次に三項を加え、この要綱は昭和四十八年度から施行するという項目が校目ミスで脱落をいたしております。おわびさせていただきます。それで、現時点では、昭和五十六年の三月に、すでに日野市固定資産税都市計画税減免基準という一つの基準を定めております。現時点では、この基準を使って事務を進めておるわけでございまして、将来に向いましては、この要綱をどういうふうにするかということについて、あるいは削除の方向でいくか。今後検討をさせていただきたいと思います。要綱集の九百七十六ページにございます基準で目下事務を進めております。したがいまして、要綱につきましては、くどいようですが、削除の方向で検討をさせていただきたい、かように思うわけでございます。大変御迷惑かけまして申しわけないと思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　不備の文章で配付されて、どの要綱を見ても同じ文字が出ているわけですね。一冊だけじゃないんですよ。本当にいまの部長のお話でほぼ私は了解いたします。

再質問させていただきたいんですが、もし、この要綱がないとしたら、この医療機関から固定資産税額がどれだけ徴収できるものなのか。この適用されている額というのは、一体どのくらいあるのか、その総額を一点伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、昭和二十五年から現時点まで来ております関係で、その累計をした数値は、いま持ち合わせございませんが、昭和五十七年度におきますところの減免状況についてのみお答えをさせていただきまして、御了解を賜りたいと存じます。

五十七年度におきます減免状況は、八十九件で九十二棟、棟数にしまして、九十二棟、面積にいたしまして、一万三千八百五十八平米、税金の額にいたしまして、六百九十六万一千八百七十円となっております。もう一度申し上げますと、六百九十六万一千八百七十円、そういう数値と相なっております。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　先ほどの部長の答弁の中で、この要綱は地方税をもとにしてつくられているという答弁がありました。三百六十七条、この地方税の三百六十七条を見てみますと、固定資産税の減免となっておりまして、市長村長は、天災、その他特別の事情がある場合において、固定資産税の減免を必要とすると認めるもの、貧困により生活のため公費の扶助をうけるもの、その他特別の事情があるものに限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができるとうたわれているわけです。ここにある条件というのは、三つなんですね。つまり、天災その他の特別の事情ということと、貧困であるということと、あるいはその他として特別の事情と規定されているわけですが、この三点を当てはめるとすると、ほぼこの三番目の特別の事情というふうに私は読み取るわけですが、この特別の事情というのは、どのような事情で、この要綱に特別な事情を用いられているのか。そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　いま御質問されましたとおりでございます。減免の基準は、地方税法並びに市税条例七十一条の規定、その他とおっしゃられましたが、そのとおりでございます。その理由はいかんという御質問でございます。先ほども昭和五年の副知事通達の点でちょっと申し上げましたが、いわゆるその当時のお医者さんに対します、いわゆる診療報酬いわゆる非常に手間がかかる保険医になっていただくということから、いわゆる公共性があるんだということが、大きな一つの理由だと私は思います。私もその昭和二十五年のころ、たまたま地租税から固定資産税に変わりましたときに、事務をいたしておりまして、よくこのことは知っておるんでございますけれども、お医者さんもいわゆる保険医といいますか、そういうことを嫌いまして、キャッシュ収入で私はやるんだというようなお医者さんもございまして、よく承知しておるわけで、そういう意味から副知事通達も公共性があるということで、通達がなされたんだろうと私は思うわけでございます。そういう意味

で現在まで公共性がある、公共性を要するんだということから、減免の措置をとったということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　公共性とおっしゃるんですが、公共性ということでいくと、必ずしも医者だけじゃないんじゃないかと思うんですね。ですから、理由としては、大変希薄ではないかと私は感じています。いま、国民の暮らしは大変やりにくくなってまいりました。国の五カ年計画の中でも、大変軍事費が大きな額を予定されておりまして、中曽根内閣が誕生して以来、軍国化への道がますます赤裸々な形であらわれている現状でございます。さらには、その憲法、あるいは刑法、優生保護法などのその改悪をたくらむ中で、戦争への道をただひたすら歩み続けているというそういう中にあって、本当にゆとりない国民の暮らしが税金で、つまり納めた血税が軍事費にばかり向けられて私たちの福祉も教育も、時代を担う子供たちの教育も全く省みられていないという中で、せめてその日野市の固定資産税ぐらい平等であってほしい。強い人だけが優遇されて、弱い人は何をしてもいつだって締めつけられるというそういう国や都の政治の中で、せめて日野市だけは、弱い人にしっかりと目を向けてもらいたいというふうに思うわけです。この固定資産税、医師に対するこの優遇、市長の見解をぜひとも伺わせていただきたいと思うんですが、御答弁お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このことにつきましては、過去にも多少論議があったという記憶を持っております。地域のこの医療に関しましてかかわるいわゆる公共性、これが相当強く大きいという医師会、特にこれは日本医師会から流れておる思想だというふうに思うわけであります。それで、日野市もその考え方、あるいは医師会との交渉の中で、そういう措置がとられてまいったというふうに理解いたしております。今日は多少また情勢も変わっておりますし、御指摘の趣旨も一つの御意見だというふうに考えます。したがいまして、今後どのような御指摘に対する変更をとっていくかということは、十分検討しなければならない課題であるとこのように承っております。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　私の主張に対しまして、ある程度はわかるというふうな市長の御答弁でございました。時代は絶えず流れています。十年前に、あるいは二十年前にこうであったからそれをいつまでも固執するという必要はないというふうに私は考えます。やはり合わなくなったものはどんどん削除して捨てていくということも大事なことではないでしょうか。以上をもちまして、この第一番目の固定資産税の公平負担について問うという質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十の一、固定資産

税の公平負担について問うに関する質問を終わります。
十の二、国民健康保険について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。
○一番（橋本文子君）　二番目といたしまして、国民健康保険について質問をさせていただきます。
本年度の第三回定例会におきまして、提案されていた国民健康保険税の値上げにつきまして、私はどうしても賛成できませんでした。むろん日野市の国保税が他市に比較して安いことは十分承知しております。しかし、安いからというだけで値上げの理由にはならないのではないかというふうにも考えるわけです。昨年の十二月分の国保関係の医療費については、東京都の指導のもとに保険者から被保険者に対しまして、レセプトの通知が行われました。このときのやり方といたしましては、被保険者の中から二割の人が無作為に抽出されました。そして、十二月中に当人の分として、医療機関に支払われた医療費の明細が直接被保険者に通知されたわけです。しかし、私はこの東京都の指導の仕方については、大変疑問を感じています。つまり、レセプト通知の内容を事前にまず医師会に知らしめておくということ、そして、その上でたった一度だけ単発的に実施しただけで医療費の不正請求がチェックできるとは考えられないからでございます。とは申しましても、私はその日野市の医者がすべて水増し請求をしていると断定しているわけではありません。
むしろ、レセプトの通知を全体の二割だけでもいいと思います。毎月恒常的に通知することを実施する中で、日野市の医師会は、不正請求どころかなかなか正直によくやってくださっているのだということが証明できることを私は望んでいるわけです。被保険者が各自のかかった医療費について納得のいく実態が見えたとき、そして、そのことに基づいて現在の国保税ではとても賄い切れないということがわかったとき、私はむしろ率先して国保税の値上げを支持していこうと考えています。そこで、質問をいたします。
いま、私の述べてきたことに対して、どんな見解を持たれるでしょうか。それが一点です。
さらには、被保険者へのレセプト通知を実施する気持ちがおありでしょうか。
第三点目といたしましては、もし予定をお持ちでしたらどのような方法で実施をされるのでしょうか。以上三点についてまず御答弁願います。
○議長（石坂勝雄君）　市民部長。
○市民部長（加藤一男君）　ただいまの国保に関連いたしましての御質問お答えをさせていただきたいと思います。
第一点の問題は、いま、いろいろと述べられたことについてどんな見解を持っているか。大変むずかしい御質問でございます。私どもといたしましては、いま、おっしゃられたように、

当日野市の医師会並びに近隣市はもちろんのことでございますが、医師団につきまして、そういう不正のような水増し請求ということはあり得ない、そういうふうに信じておるわけでございます。
第二点の問題は通知でございますが、これは厚生省の方から少なくとも年一回ひとつ通知をしたらどうかというそれをしております。したがいまして、東京都といたしましては、五十六年度に当初始めまして、五十七年二回目を実施いたしたわけでございますが、この通知は引き続き一回程度はいたしたい、こういう気持ちを持っておるわけでございます。その通知の予定でございますが、年度当初というわけにはいきませんで、どうしても五十七年と同じように恐らく五十八年の十二月分を五十九年の一月ごろ、あるいは二月ごろそんな予定をいたしておるわけでございます。できればたくさんの通知をいたしたいわけでございますが、現時点では、年一回の通知というふうに予定を立てております。
○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。
○一番（橋本文子君）　相も変わらず厚生省指導の年一回ということしかお考えになっていらっしゃらないという御答弁でございますが、年に一回だけやって本当にレセプト通知をする目的が達成できるのでしょうか。私はそうは思いません。毎月それこそ恒常的に二割でも一割でもいいんです。同じ人ではなくて無作為に毎月毎月違う方に実施して初めてレセプト通知の目的が達成できるわけですよ。年一回だとしたらそれは何のためになさるんでしょうか。年一回だとちょっと私理由がわからないので、その御説明を願いたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　市民部長。
○市民部長（加藤一男君）　お答えをさせていただきます。
いま、御指摘のようにできれば毎月の分を通知するのが好ましいかもしれません。しかしながら、いわゆる事務量の問題、あるいは経費の問題等から考えまして、なかなかむずかしゅございます。じゃ、一回ではその目的が達せられないんじゃないかという御指摘でございますが、私ども担当といたしましては、一回でも少なくともこの通知にございますように、いわゆる受診年月日、あるいは受診者のお名前、どういうような状況で入院したか、通院したか、その日数はどのくらいか、あなたの医療費はこのくらいかかりましたという御通知を一回差し上げるだけでも、やはり被保険者の方に十分御理解をいただけるものだとこんなふうに信じておるわけでございます。
○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。
○一番（橋本文子君）　いまの御答弁はからずも一回では足りないというふうなニュアンスに聞こえる部分があったわけですが、一回でも、一回でもやった方がいいんだと、やはり

回数が多い方がいいんだというふうにその裏側の言葉を私は受けとめるわけですが、事務費とおっしゃいますけれど、事務量、事務費、もしそのために必要な事務量がふえて人がどうしても足りないということでしたら、そのあたりはそれこそ内部でいかようにでもなるでしょうし、経費の問題にいたしましても、たとえば昨年の十二月に実施されたときのかかった経費は多分八十五万ぐらいだったというふうに記憶しているんですが、昨年のその十二月のとき、小金井市の例ですが、ほぼ人口も変わりないと思っていますが、その小金井市で、同じような二割の人にレセプトの通知をして、その前後つまり十一月までの保険料と一月以降の保険料と比較したとき、あるいは前年のその十二月と比較したときに四千万の保険料の出る額が減ったと、四千万減ったというふうな話を伺っているわけです。つまり、やる側の姿勢いかんでは八十五万の事務費をかけても四千万の黒字になるんだとこれはもう大変な問題だと思うんですよ。そういう話を部長お聞きになったことはないでしょうか。そして、信じているとおっしゃってね、先ほど、だからやらないんでもいいんだっていうふうなことなんですが、信じていらっしゃるなればこそなおやってね、そのきちっとやっているんだというところむしろあかしをしていただいた方が市民の皆さんの疑問にもこたえられるというふうに私は思うものですから、そういう意味でも別の目的が達成できるんじゃないか。そのことでぜひとも、もう一度お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　ただいまの御質問の中にございますように私どもの方の医療通知の経費は、おっしゃられるとおり、その程度の事務費で終わっております。しかしながら、これを毎月ということになりますと、どうしたって職員の増を求めなければなりません。そういうことからして、いまその一回を予定いたしておりますということをお答えをさせていただいたわけでございます。なお、小金井の例をとりまして、その通知をしたところ、すぐ翌月から四千万円の医療費が減額になった、こういう御発言でございますが、私はそうは思いません。私どものレセプトの通知を見ておりますと、その月々によりまして、かなり違います。四千万や二千万円の相違は出ることはございます。正直申しまして、それはどういうことかというと、御承知のようにことしは非常にかぜが多くはやりました。それがはやったときは、診料報酬がぐんとふえてまいります。平月ですと国保の支払いが一億七、八千万円で足りるんでございます。ところが、かぜがはやったときは、どうしても二億をオーバーいたします。そういう結果が出ておりまして、通知の結果もございましょうけれども、必ずしもそうだとは私は思えないと思います。そういうことで、その被保険者の体の状況ですね。それによってかなり左右されると、そういうふうに

思っておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　見解の相違であろうと思います。一般に民間企業の場合、普通の会社では、その会社ごとに大会社では健康保険というのがありますね。そして、そこでは必ず通知がされております。さらには公務員の共済組合の場合を考えてみましても、一人一人にあなたの医療費は何月には幾らかかりましたという通知がされているわけです。国保についてだけその制度がないわけです。この民間の場合にしても、公務員の場合にしても、ずっとかなり前からやられているんです。つまりそれをやることで、やはり経費が違ってきているということなんですよ。もし、それがね、むだなことだったら、事務量がふえるだけでむだなことだったら決して民間の会社はやらないと思います。そんなむだなことはしないと思います。公務員の共済組合の場合だって私は同じだと考えています。ですから、これはやはりやった方がいいんです。やっていいから皆さん続けていらっしゃるのだと思うんです。その共済組合にしても、会社の健康保険にいたしましてもね。私が本当に問題に思うのは、会社の健康保険を適用される人、あるいは共済組合の適用を受ける人皆さん現役で働いている人ですから、若いんですね。ばりばりなんですよ。そういう方たちは、つまり保険料がまあ無理をすれば値上げをどんどんされても払える状態の方々なんですよ。それでも安く上がるようにということで、努力をしていらっしゃる。国民健康保険の場合を考えてみますと、ほぼ現役をもう終わられてお年寄りになった方、あるいは中小の企業でその健康保険が自分の会社でできないというふうな方、こういう方が国民健康保険を利用しているわけです。ですから、多分平均年齢を考えたときに、民間の場合でもほぼ三十六、七歳が平均だと伺っておりますし、当市の職員の場合でも共済組合の加入している方の平均年齢は三十七・〇五歳というのが、これは五十七年四月一日のデーターですが出ております。多分国民健康保険を平均年齢出すと、高い数字が出るんじゃないかなというふうに思うわけです。それは御答弁願わなくても結構です。ですから、この国保だけが例外になっているというだけでもそのレセプトの通知を実施するという理由は十分成り立つというふうに私は考えます。これをやらずにおいて赤字だからというのでね、安易に値上げをされるというのでは、やはり片手落ちだというふうに思いますので、私の強い意見でございますが、今後近いうちにこのレセプト通知の検討をいただく中で、ぜひ実施をされますよう強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十の二、国民健康保険について問うに関する質問を終わります。

時間延長をさせていただきます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定しました。

十の三、一中、七生中の給食室増築に関してについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○一番（橋本文子君）　それでは、第三番目の一中、七生中の給食室増築に関しましての質問を行っていきたいと思います。焦点をしぼります。

つまり給食に石けん洗浄を考えているかどうかという問題でございます。合成洗剤の追放が叫ばれ始めまして、十数年の月日が立ちました。しかし、まだ一般的には合成洗剤は圧倒的な力で主力の座を占め、人類の生命を脅かし続けているというのが現実でございます。しかし、当日野市におきましては、市長の大変心強い御判断をいただきまして、昨年合成洗剤追放の依命通達が助役名で出されました。そして、引き続きましてつい先ごろは二月の二十四日の日でございましたけれども、日野市の講演で七生公会堂におきまして、きれいな水と命を守る合成洗剤追放三多摩集会というのが行われたわけでございます。当日は、前日の雪にもめげず大変多くの方々の御参集をいただきまして、三百人近い人たちが合成洗剤追放への新たな決意をしたところでございます。

そこで、質問をずばりさせていただきたいと思います。一中、七生中では食器洗浄に石けんを使用する予定がおありでしょうか。もしあるとしたら、洗浄器は石けん用のものをお使いになられるのでしょうか。また、食器の材質にはどんなものを考えておられますか。以上三点とりあえず質問させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

五十八年四月、この四月から大坂上中学校で中学校給食が開始されます。引き続いて五十九年には日野一中、それから、中田小学校、それから六十年四月には七生中を予定しております。これらの新しく給食を開始する学校につきましては、内部に給食準備委員会というものを設けまして、教師、それから栄養士、調理員、それから技術職員、これらの方々の参加していただいた上で、専門的な立場で設計の方をお願いしております。その専門的立場の中で、一つは職員の労働条件の改善、これは高温多湿の調理室の中で作業をするわけですから、何としてもそういう面での職員の健康問題これを考えてあげないわけにいかない。それに伴ってそういう中で施設をどういうように手だてしていったらいいかということから、施設面での給排水、それから熱湯を相当多量に使いますので、そういうような方向での洗浄器の設置ということで、給食室のスペースそのものを広く取

るように設計し、石けんによる洗浄が行われるような形で設計の方を取り組んでおります。それから、食器の材質等につきましても当然食器が腐食することのないような方向についての材質の問題、これを給食準備委員会の中で検討している、こんなような状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　大変前向きな御答弁をちょうだいいたしましてありがとうございます。

昨年の十月ごろから、京都で学校給食のやはり石けん洗浄が実験指定校七校指定される中で、ずっといろんな試みをされてきているようでございます。その中で、やはり形なんですが、いままで従来合成洗剤ですと一槽式というつまり洗いおけ一つだけある一槽式というのが使われていたわけですが、それを使うと大変いまも教育長の御答弁でもあって、私はうれしく思ったんですが、労働条件が過重になってくるわけです。ですから、二槽式にぜひともやっていただきたいなというふうなことを考えておりますし、さらにはその食器の材質などにつきましてはアルミニュームなど使いますと、それが腐食したときに溶け出してくる物質が神経を冒すということで、この前の公会堂で行われた集会のときに講師の方が大変危険性を訴えていらっしゃったものですから、そのあたりもぜひともお考えいただきたいなというふうに思いましたので、一言つけ加えさせていただいております。合成洗剤のつまり催奇形成とか、発がん性などについては、前回も私は一般質問の中でやらせていただいたので、もうきょうくどくどとそれを申し上げる気持ちはございません。子供とあそこで働く労働者の方々の命を守り、そして、環境をこれ以上汚染させてはならないというふうなことを考えるものですから、いまの御答弁のような方法で強力に推し進めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。以上でこの三番目の質問は終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十の三、一中、七生中の給食室増築に関してに関する質問を終わります。

十の四、小、中学校への入学通知を至急発送せよについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○一番（橋本文子君）　三月九日の朝日新聞でございますが、その中に、こういう記事がございます。「信念実り普通中学校入学へ」というタイトルで、東京都足立区で悩性麻痺児の金井康治君が養護学校から普通学校への転校を求めていた問題で、足立区教委は八日、就学指導委員会と教育委員会を開き康治君の中学進学を期に普通中学校への入学を認めることを決めたと書かれてあります。これ大変私は読んだときにすばらしいと思いました。そのすばらしいと申しますのは、たとえば障害児の問題かかわっていますと、小学校ではまあまあ結構でしょう。でも中学校になったらもうだめですよということで、

ほぼ親が無理やり説得させられて子供も一緒にあきらめさせられるというのが、日野市だけではなくて全体的な傾向があるわけです。その中で、小学校では大変苦しい戦いをこの金井康治君というのはしてこられたわけですが、中学生になるときに進学するときに、今度は普通の中学校へ入れてあげますよという教育委員会の結論が出されたということで、そういう意味で私はとてもいい記事だな、いいこれは判断をされたなというふうに読んだわけです。この日野市の問題に移るわけですが、二月に入ってもまだ小学校への就学通知とか、あるいはまた中学校への入学許可が出されていない障害児がたくさんいたと思います。ですから、その子供たちについての質問をさせていただきたいと思います。

第一点目といたしまして、一月三十一日現在の小学校就学児、あるいは中学進学する子供について日野市全域での総数をまずお知らせいただきたいと思います。それぞれ何人ずついたのかということ。

それと、二番目に同時点におきまして、就学相談、あるいは進学相談の名目で就学、進学の通知が出されなかった子供の数これが二番目の質問でございます。

そして、三点目といたしましては、その後きょうまでの経過の中で、進路が決定した児童、幼児についてのこの進路別の内訳と、まだ決定されないで宙に浮いている子供の人数を明らかにしていただきたい、この三点についてまず質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

一月三十一日時点ですね、就学相談委員会の方で相談ケースということで対応した子供さんの数は、全部で四十六名ございます。その内訳でございますけれど、新しく小学校の一年生に入学する子供さん、これは二十名対象者がございました。それから、措置がえ相談ということで、小学校から中学校に上がる時点、あるいは学年の途中で高学年に進む中で、普通学級から身障学級に移るとか、そういうような形での措置がえの相談のケースが二十六件ございました。新しく一年生に上がってくる子供さんの相談の状況の中から普通学級への入学、これを措置した子供さんが六名、それから、身障学級へ入学を措置した子供さんが七名、それから立川の養護学校へ入学されたお子さをが二名、八王子東の養護学校へ入学されたお子さんが三名、これは御父兄の希望で猶予という形のお子さんが二名、合計二十名が新しい一年生の内容でございます。それから、一年生以外の相談の状況でございますけれど、普通学級にそのまま受け入れるという形で措置された子供さんが小学校では一名、中学校では三名、身障学級の方に措置がえをした子供さんが小学校で二名、中学校で九名、都立の養護学校へ転学をされた子供さんが小学校で二名、中学校で四名、都立の八王子東養護学校に措置がえされた子供さんが小学校で一名、中学校にはございません。その後相談継続中という方が、中学校で三名ございました。その累計が二十六名というような数になっているわけです。新しく一年生に入学する子供さんの入学通知につきましては、二月末時点で全部発送が終了しております。中学校関係につきましても一名を除きまして全部就学の通知が発送されているわけでございますけれど、中学校の一名についてだけ、これは小学校の六年間母親がずっと付き添って普通学級での学習を進めてきた、今度中学校の普通学級へ進むというその時点の中で、先ほどもちょっと橋本議員さんの方からも話がございましたけれど、中学校の担任の対応問題、小学校と違いまして、教科担任制のような形で毎時間毎時間先生が変わるという問題等のケース、その他から受け入れる中学校の校長先生との話の中身が延びまして、三月九日時点で御本人の希望どおり一応普通中学の方で、小学校に引き続いて受け入れる、こういうような形で内容が決定して就学通知を発送したということで、現時点では、進学通知が届いていないお子さんというのは一名もございません。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　そうしましたら、身障学級の子も含めて通知が出されたということですね。三月九日に普通学級へ決められた、これが最後の方だったようですが、これは私が通告をした後ですね。平山台の身障学級にいた子供たちが七生の身障学級へ入りたいという親たちの希望がかなり強かったと思うんです。ところが同じ身障学級なのに入れられない、入れてもらえないというふうなことで、たとえばある人は、学芸大の付属の養護へ入られたり、あるいは泣く泣くしようがないからということでいまも御報告の中にありましたが立川の養護へ行かれたというふうな話を直接聞いているわけですね。ですから、私は親がこうしたいんだというんだったらそれを曲げてどうこうしようと思わないんですけれども、本当に身障学級へ、せめて身障学級へ入れたいんだ、あるいはどうしても普通学級へ入れてほしいと親が強い希望を出したときに、どうして日野の教育委員会では、無理やり何回も呼び出す中で、説得をしようとなさるのか。そこのところをやっぱりきょう一点伺っておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　平山台小学校の今年度卒業される子供さんこれ全部で七名ございました。いまお話のありましたように、そのうち立川の養護学校に一名、学芸大学の付属養護学校に一名、それから、七生中学の身障学級に三名、それから一名は、これは引越して千葉の方へ家庭の関係で転居されたので、この方は平山台小学校を終えた上で中学への進路と

いうものを決めなかった、それから、もう一人これも途中で八王子に転居されたということで、八王子の方の相談ケースに入っていますので、卒業生は七名といいましても、結果的には五名の子供が身障学級または養護学級の方に進学される、こういうケースになっているわけです。この立川の養護学校、あるいは学芸大学の付属養護学校、これらの問題につきましては、確かに就学相談委員の方々と父兄の方々でいろいろ話し合いが行われて最終的には父母の方々の了解の中で、立川養護、あるいは学大の付属養護、これに進学されたというように私は受け取っているわけです。なお、養護学校が適当であるというその方向を就学相談委員会の中では打ち出したお子さんの中で、御父兄の方がぜひ七生の身障学級の方に進路を決めていただきたいということで、話のあったお子さんもいま七生身障学級の方に三名と申しましたけれど、そういうその状況の中で、父母の方との話し合いの中で、七生身障学級の方で、一応受け入れる手続を取ったということで、一応内容的には立川や学大付属に行かれた方々については、父母の方が全く不本意といいますか、いま橋本議員さんがおっしゃったように了解をしないのを教育委員会が強引にそちらに押しつけるような形で措置をしたというようには受け取っていないわけなんです。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　いつものように多分平行線になるだろうと思いますので、私はきょうは一応どういうふうな数字になったのかということを伺って余り多くは言おうとは思っていません。ただ、きのうの谷議員さんの子供たちの暴力問題なんかの質問がございましたけれども、いつも弱い子供たちが切り捨てられていって、強い者だけが大いばりでもてはやされてそういう教育のありようが、私はやっぱり子供たちを暴力へ駆り立て、あるいは非行に走らせているというふうに考えるわけです。昨日の御答弁では大変私が聞きながらね、こんなに障害児を無理やり切り捨てるやり方をしていて、おっしゃることとちょっとちぐはぐじゃないかなというふうに、つまり聞きながら、何か絵に書いたもちじゃないかな。そうじゃないんじゃないかなと思いながら、本当に私は涙が流れました。きのうの谷さんとのやりとりを聞く中でね。もっと本当にね、子供の教育を考える、子供を育てるということを考えるんだったら、通信簿だけじゃないんですよ。だから、数学についてこれないから、あるいは読み書きができないから、この子は普通学級へは置いておけないんだというそのたった一つの物差しで子供をはかっていってしまう。そのことに大変問題があると考えているわけです。きのうのお言葉の中で、たとえば多様化された価値観というふうなおっしゃり方をされたわけですけれども、むしろ、私は現在は画一化されてきているんじゃないかと思うわけです。昔の方がずっと子供の見方は多様化されてました。そ

れこそ以前にも私申し上げましたけれども、それこそボスはボスなりにいばる場がありましたし、足の早い子はそれなりに認められていきましたし、ただ受験しようと思うときに、体育やあるいは音楽とか、あるいは美術とかそういうものはほとんど尺度にならないわけですよ。数学、国語、英語、理科、社会、それらだけを重要視する教育のありようが結局いまの受験戦争をどんどんエスカレートさせて、子供たちは全くゆとりがない暮らしをしているのを御存じだと思うんです。子供がいま学校から帰ってきて、それこそ私よく見かけるんですが、バス停のところで、お母さんが塾の道具を持って待っているわけです。すると、子供が学校から帰ってくるその途中をつかまえて学校の道具を受けて塾の道具を渡して、バス停のところで送り出すんですね。そういうふうに親を駆り立てているのは、やっぱり受験戦争があり、その中で、親も子も振り回されているというふうに私は考えているわけです。どんなに障害を持っている子でも、どんなに知恵がおくれている子供でも同じ一人の人間として、命の重みは同じなんだということでね、温かくともに生き合っていくそういう学校をね、せめて義務教育のうちだけでもきっちりとやっていただきたい。お母さんがどうしてもうちの子は養護でなきゃ困るんだって強引におっしゃるならそれはそれで仕方がないと思うんです。それはそのお母さんが、やはり責任をもってお育てになることですから、でも親御さんがどうしても普通学級へ入れてほしいとか、あるいはせめて身障へ置いてほしいとか、おっしゃられたときに教育相談なんかなさらないでください。その気持ちをくんで、それではわかりましたと、一言で済むと思うんですね。これからの教育相談はそういうありようでやっていただきたいと強い要望をさせていただいてこの質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十の四、小、中学校への入学通知を至急発送せよに関する質問を終わります。

十の五、人工肛門、人工膀胱保有者に対する補助金を速やかに予算化せよについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○一番（橋本文子君）　人工肛門、人工膀胱保有者に対する補助金を速やかに予算化していただきたいということで、質問をさせていただきます。

近年の科学の著しい進歩に伴いまして、市民の暮らしも大変複雑になってまいりました。食べるもの、使うもの、あるいは住むところに至るまで化学物質がはんらんしている中で、残念なことは原因のわからない直腸がん、子宮がん、膀胱がん、潰瘍性大腸炎等にかかる人が大変ふえてきたと聞いております。そのために人工肛門、人工膀胱の保有者が年々増加していることも事実でございます。この方々は絶えず下腹部に袋をつけていらっしゃるわけです。不規則的な排便、排尿が行われるもの

ですから、周囲に臭気が漏れるんじゃないかというふうな必要以上の神経を使いながら、すり減らしながら暮らしている方が大変多いということも伺っているわけです。ですから、人前に出ることも極力避けるようにして、うちの中で、ひっそりとこもりがちになりやすいんだというふうなことも聞いているわけでございますが、その絶えず排せつされ続けている便や尿を器具や装具で受けるという処置をしているものですから、手術後の暮らしも大変なわけです。病気は治ったけれども、下腹部につける袋が一日平均三回ないし五回ぐらいの回数で取りかえられているという現状があるとか、特に下痢をしたときなんかには、十回以上も取りかえなければいけないというふうな実態も伺っています。これらの器具とか、その装具につきましては、いまのところ健康保険の対象からはずされているものですから、すべてが自己負担で賄われているんですね。費用が大体一カ月平均二万円ぐらい、多い人では四、五万かかる方もいらっしゃるそうです。以上のような理由で、昨年の第三回の定例会へ向けて補助金要求の陳情が互療会から出されましたし、同時に私からも国に向けての意見書を出させていただいたわけですけれども、皆さんの大変御理解のある御選択をいただく中で、通していただきました。この要求行動が三多摩の各自治体に向けて一斉に行われたものですから、東京都としても五十八年度の予算の中で、補助金が組まれたというふうに伺っております。この点についての詳細な情報をまず一点お伺いしたいと思います。

そして、二点目に伺いたいのは、当日野市では、この五十八年度の中で、どのような対応をしていただけるものなのか。以上御答弁お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　いまの二点についてお答えいたします。

まず東京都では、どのようになっておるかということでございますけれども、東京都では、この人工肛門及び人口膀胱等についての補助金の予算化を五十八年度でやっております。要綱等についてまだ未整理でございまして、これについてまだ説明が私どもの方になされておらないという状況でございます。東京都の方で伺っておりますのは、概略の内々の話では一万円程度を限度に補助をしたい。これについては二分の一が都で持って、あとは市町村負担というようなことで、現在要綱を検討中であるということでございます。まだこの要綱については、市の方へは提示されておりません。これについては、東京都は国がいずれかは、これは五十九年度と聞いておりますけれども、法律改正をする、そして、日常の用具等の中での対応するか、あるいは医療費の中で対応するか、まだはっきりしていませんが、法律改正を行って補助の対象にしたいということを考えておるということでございますので、都としては、厚生省との整合性等を考慮しながら、現在要綱を急いでつくっておるということでございます。市といたしましては、これについてはまだ予算計上はしておりませんけれども、早期に都の様子決まり次第、予算を補正等でお願いをしたいというぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　東京都も五十八年度に予算化されて、まだ要綱ができていないということで、この要綱ができてくれば、市としてもすぐ対応したいというお答えでございますので、大変前向きな状況のようでございますので、この質問は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十の五、人工肛門、人口膀胱保有者に対する補助金を速やかに予算化せよに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二十二分散会

三月十四日　　月曜（第五日）

日野市議会会議録

昭和五十八年
第一回定例会

第七号

三月十四日　月曜日　（第五日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子君	十六番	夏井明男君
二番	福島敏雄君	十七番	黒川重憲君
三番	小俣昭光君	十八番	古賀俊昭君
四番	小山良悟君	十九番	市川資信君
五番	谷長一君	二十番	藤林理一郎君
六番	古谷太郎君	二十一番	名古屋史郎君
七番	馬場繁夫君	二十二番	竹ノ上武俊君
八番	馬場弘融君	二十三番	米沢照男君
九番	高橋徳次君	二十四番	中山基昭君
十番	旗野行雄君	二十五番	大柄保君
十一番	一ノ瀬隆君	二十六番	秦正一君
十二番	板垣正男君	二十七番	奥住芳雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	滝瀬敏朗君
十四番	川嶋博君	三十番	高橋通夫君
十五番	飯山茂君		

欠席議員（一名）

二十八番　石坂勝雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	加藤一郎	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	伊藤正吉	君
市民部長	加藤一雄	君
生活環境部長	坂本金雄	君
清掃部長	大貫松雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	栗原莞次	君
書記	萩生田富司	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子　君

都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	高野武隆	君
水道部長	土方智彦	君
病院事務長	佐藤春郎	君
教育長	長沢三夫	君
教育次長	小山哲	君
書記	串谷平和	君
書記	田野川省三	君
書記	平雅弘	君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和五十八年三月十四日（月）

午前十時開議

午前十時十三分開議

○副議長（大柄　保君）　本日は議長が所用のために席を外しております。副議長の私が務めさせていただきます。お願いいたします。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十三名であります。

一般質問に入ります。

日程第一、一般質問を行います。十一の一、仮称第二十小学校建設ならびに都市計画道路二・二・十路線具体化に伴う通学路及び周辺道路整備についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔八番議員登壇〕

○八番（馬場弘融君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

仮称第二十小学校につきましては、名称についてはすでに仲田小学校と決定をされたわけでありますが、昭和五十九年四月開校を目途に、新年度予算の可決をまっていよいよ工事に入ることになります。この開校に至るまでいろいろ御努力をいただきました　市並びに教育委員会当局に対しましては、学区域内に居住する議員として、そして市民の一人として、この機会に感謝を申し上げておきたいと思います。

しかしながら、新しい学校への通学路の確保と、その安全性の問題、さらにこの近くを通る予定の都市計画道路二・二・十路線、二・二・十一路線の具体化に関連をしまして、周辺地域への生活道路整備の問題、これらについて四点ほど質問をしてまいりたいと思います。

まず第一点でありますが、学校建設工事は恐らくこの六月ごろから始められると思いますけれども、その際、ダンプカーなどの工事用車両が頻繁にこの地域を通過するわけであります。そこで、これら工事用車両の通過につきまして周辺住民、特に老人、児童、幼児、これらに対する安全対策をどのように考えておられるか、伺いたいと思います。

と申しますのは、工事用車両が通るのは将来二・二・十路線となります高木歯科のところから東町地域に至る桑園跡地の東側の道路だと伺っているわけでありますが、この道は大型車が通るにはかなり狭い。大型車同士のすれ違いは、まずできません。その上、歩道もガードレールの設備もないからであります。しかも、東町や今朝ヶ島地域の住民が日野駅方面に出る唯一の道であるために、自転車を含めて人の通行量が非常に多いのであります。これらに対し十分に安全性を確保できるのか、これが第一点であります。

次に第二点は、二十小への通学路、これはどうなっているかという問題であります。学校の南側は桑園跡地でふさがれていますから、校門は東側と西側につくられることになります。

そこで、まず東側、つまり東町方面からの通学路でありますが、実は現時点ではたんぼのあぜ道以外には道がないわけであります。幸い新年度予算には二十小関連ということで、東側道路築造費として二千二百四十万円が計上をされております。そこで、この東側からの通学路は具体的にどのようなコースで、どのくらいの幅になるのか。さらに、安全性はどうかについて伺いたいと思います。

次に、西側からの通学路につきましては、狭いながらもこちらはすでに道があります。しかしながら、二・二・十一路線の一部である十六メーター道路、これを除けばいずれの道も歩道やガードレールの設備を備えておりません。しかも二十小のすぐ北側の多摩川べりに、建設会社の資材置き場といいますか、砂利置き場のようなものがあります。ですから、通学路になるべきこの狭い道を、現在すでにかなりの回数でダンプカーが通っております。現状のままで通学路にするのは危険だなという感じを持つものであります。

ちなみに、昨年十二月の議会で承認をされた第二次基本構想によりますと、安全で便利な交通体系という項目の中で、道路の整備は人と車の流れを分離して、こういう文章が見られます。その辺も踏まえて、西側からの通学路の整備のために道路の拡幅、歩道、ガードレール、カーブミラー、あるいは信号の設置など、どのようなお考えを持っているか伺いたいと思います。

さらに、東側、西側合わせてこの二十小のスクールゾーンの設定についてはどのようにしていくのか、伺いたいと思います。以上が第二点であります。

第三点、これは少し先の話になりますけれども、参考までにお聞かせをいただきたい。将来、二・二・十路線及び二・二・十一路線が完成をいたしますと、二十小の学区域は交通量の激しい二つの幹線道路によって、四つに分割をされてしまいます。児童の通学にとっては、かなり危険性が高まると思います。そこで、将来の危険性の増加、これを踏まえた通学路安全対策を考えておられるかどうか、基本的認識の問題として伺っておきたいと思います。

最後に第四点でありますが、これは二十小とは直接関係はありませんが、二・二・十路線具体化に伴う周辺の生活道路の整備についてであります。これもやはり第二次基本構想を参照いたしますと、道路は都市計画道路などの幹線道路を骨格として道路網を整備する、こういう文章があります。これを踏まえて質問をいたします。

実は、この二・二・十路線、もちろん都道でありますが、これは昭和五十五年三月に事業認可を受けていたわけでありますが、諸般の事情からかなりおくれておりました。ようやく昨年あたりから用地買収が進み、地元でも関心が高まってきております。さらに東京都としても、新しい長期計画に基づく将来の

モノレール路線にも関連をするため、多摩地域の南北交通の主軸として積極的な推進を図っていると聞いております。

ところで、市内の道路事情につきましては、都心へ向かう通過交通ばかりが発達をし、市民が市内を回るには実に不便な状況にある。これは市長もよく御承知のことだと思います。ですから、この二・二・十路線がまた立川や多摩、町田などの南北通過道路としてのみ役立つものであるならば、そして地元の人にはかえって迷惑をかけるというのであるならば、何にもならないと考えるのであります。具体的には、東町地域はこの道路によって東と西に分断をされてしまいます。しかも多摩川の提防の上を通って立日橋につながるわけでありますから、平面道路でないところが出てくる。つまり、提防から数十メートルにわたって、かなり土盛りをする部分があるのであります。道路と堤防にはさまれたところは、排気ガスのたまり場になるかもしれない。日照などの面でも不都合が出るかもしれません。つまり地元の人たちは、こうした表にあらわれない犠牲を強いられるのであります。

そこで、こういった都市計画道路、幹線道路をつくる際には、基本構想にもうたってありますように、それと並行をさせる形で周辺の生活道路整備を行い、地元が受ける不利益を少しでも緩和すべきだと考えるのであります。

そこで、具体的に二・二・十路線を骨格とした周辺の生活道路整備の計画を持っているのか。たとえば、地元の住民とよく話し合いをしてミニ区画整理というようなものができないものかどうか、伺いたいと思います。

以上、四点についてお答えをいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいま御質問のございました前段の三点につきまして、お答え申し上げたいと思います。

まず第一点の、仮称二十小の建築中の工事用車両の通行安全対策でございますけれども、御指摘がございましたように、国道二十号線からいわゆる二・二・十号線を通りまして、桑園地内に入りまして、それから二十小の建設現場までというふうな一つのルートで、当然工事中には大型車両の通行が行われるというふうに予測をされます。したがいまして、建設工事中につきましては交通事故、あるいは砂じん公害、また路面の損傷等の発生が予想されますので、これらにつきましては工事開始前には道路法の四十七条の二の規定がございますけれども、これの使用の許可申請が出てまいります。そういう中で、当然交通の関係の所管でございます日野警察署、あるいは道路管理者、これらの意見をつけまして、この通行については許可をするという手順がございます。

したがいまして、一般的には交通事故防止のために必要個所に保安要員の配置、あるいは土砂の路上への落下防止、また落下物のある場合には路面の清掃、それから道路施設が破損された場合の修復というふうなことで、いろいろ制約を加えながら、十分交通安全のために徹底的な指導をしていきたいというふうに考えております。

それから、第二点目の周辺通学路の整備の問題でございますけれども、まず東側、東町方面への通学路につきましては、お話にもございましたように二十小の東門が設置されますので、その東門からいわゆる二・二・十号線までの通学路の整備というのが、まず第一点考えられるわけでございます。これにつきましては、町内で二十小建設につきまして総合的なプロジェクトで検討がなされておりまして、まだ用地交渉などの関係も出てまいりますので、一つの案として六メーターの幅員で桑園の用地北側に沿いまして、通学路を一つ整備しなければならないというふうに考えられるわけでございます。それで、これにつきましてはすでに測量に入っておりまして、近々関係地主さんの御了解を得ながら現況測量をして築造に入りたい、開校までには当然間に合わせなければなりませんので、そういう計画を進めております。

それから、西側の関係の通学路の整備でございますけれども、これにつきましては、確かにお話もございましたように一中の西側から多摩川へ抜ける道路、西側には要するに区画整理事業の中で拡幅もなされておりますけれども、現道四メーターで、一部歩道がございます。それで、学校に接しようとする桑園の西側の用地関係につきましては、これは五メーターにしたいという計画で、これもすでに学校設計の中で考慮されるように準備をいたしております。つまり、桑園の用地側に一メーターセットバックいたしまして、現行の四メーターを五メーターにして道路整備を図るというものでございます。

それから、スクールゾーンの設置の考え方につきましては、これは教育委員会との関係もございますので、全体的な中で教育長の方からお答えいただければと思っております。

それから、三点目の二・二・十号線、あるいは二・二・十一号線ができた場合の安全対策でございますけれども、これにつきましては御心配のように確かに幹線道路で二・二・十号線が南北に、それから二・二・十一号線が東西に、それぞれ幹線の基幹道路として抜けるわけでございます。そういう中で、周辺のあの地域の道路整備ということは、当然これに合わせまして考えていかなければならないというふうには思っておりますけれども、全体的な構造そのものが具体的になりました時点で、当然安全対策という点で計画を進めていきたいというふうには思っておりますけれども、先ほども御質問の中にございましたように、当然安全のための歩道、あるいはガードレール、ある

いはまた横断歩道部分の信号機の設置、それから通行車両等のスピードの規制、あるいは通行上のこれらの標識を表示いたします道路表示、それからカーブミラー、このような交通安全のためのいろんな設備がございますけれども、これらにつきましてはそれぞれの現場の中で十分検討をさせていただきまして、安全対策の確保に努めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

以上、私の方からお答えを申し上げました。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方から関連のございます三点目と四点目の御質問について、御説明申し上げます。

まず、三点目の御質問でございますけれども、二・二・十号線、あるいは二・二・十一号線の完成時における地域の、地域を四つに分割される、それに伴う通学路、あるいは交通安全対策といった点についての御質問でございますが、この道路につきましては、現在、東京都の施行ということで二路線を計画をして、一部二・二・十については用地買収等にも入っておるわけでございますが、これらの道路の完成に伴いましては、確かに御指摘のような交通上の問題点が出てくるわけでございます。その点につきましては、今後東京都とも十分この計画の段階におきましても、施工中の段階におきましても協議をしながら、安全対策等についても十分煮詰めた上で対策を講じていきたいというふうに考えております。

それから四点目の、地域の生活道路、あるいはミニ開発という区画整理事業の計画はあるかといった点についてでございますが、東町の地域につきましては二・二・十、二・二・十一号線によりまして、幹線道路としては完成がされるわけでございますが、地域の生活道路的なものにつきましては、今後十分私どもとしても検討を加えていかなきゃならないわけでございます。その点につきましては、東町地域の自治会の方からも現在、地域の整備ということについての請願も提出されておる中で、私どもは今後この地域についていかに開発をしていくか、生活道路をつくっていくかということについて、地元の自治会を中心といたしまして十分協議を行っていきたい。そういう中で今後の開発を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。スクールゾーンの設置関係の問題でございますけれど、現在開設準備委員会を通しましていろいろ検討しているわけでございますけれど、最終的には道路事情等も配慮した上で、日野警察の方と十分連絡をとりながら、できるだけ日野警察の方でも承認していただける部分については承認していただけるような手だて

をとってまいりたい、こう考えております。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　少し再質問をいたします。

第一点は、東側の道路についてですけれども、先ほども申し上げましたように、桑園跡地と接して南北を通る道路が、一番狭くて危険性が高いというふうに思うわけです。将来、この道が二・二・十路線として完成をすれば問題はなくなるわけですけれども、それまでの間、桑園跡地側を少し削り込んで、仮の歩道をつくるというふうなことはできないだろうかということであります。すでに仲田公園になる部分については、公園になるまでの間、地域の広場的なものとして暫定使用をするんだということも伺っておりますから、これはそれほどむずかしい問題ではないと思うんですけれども、この点についていかがでしょうか。

○副議長（大柄　保君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。確かに御心配があるわけでございまして、東側の通学路、先ほど申し上げましたように、六メーターの幅員で当然歩道設置も考えるわけですけれども、それらの関連の中でのやはり二・二・十号線の現況は、確かに御心配のようなことがございます。

したがいまして、用地の関係がございますけれども、仮の歩道設置等につきましては今後検討をしてみたいと思っております。検討をさせていただきたいというふうにお答え申し上げたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　次に、教育長あるいは教育次長になるかもしれませんが、お答えをいただきたいと思うんです。

いま、二十小開設準備委員会というふうなお話が出ました。これは教育委員会内部だけの機関なのか、それとも先生とか地元の住民とか、そういうものを加えた機関なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、児童の交通事故の状況についてですけれども、たとえば新しい小学校がつくられた、その後に事故がふえたとか、そういうふうな状況がこれまでにあるかどうか、お答えをいただきたい。この二つをお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。開設準備委員会と申しますのは、教育委員会の庶務課、それから学務課、並びに建設部の施設、土木、こういうような関連の中で、一応新しい仲田小学校をつくるまでの学区域の問題とか、あるいは通学路関係の問題とか、その他含めながら検討しているということで、地元の父母の方たちの代表をその中に交じえて行われているというような状況ではございません。一応その検討がで

き上がった時点の中で、説明会等を通しながら父母の方々には了解していただくような手だてをとってまいりたい、こう考えております。

それから、新設校ができたために交通事故等が起きてきているケースはどうかということでございますけれど、最近建てられました東光寺小学校あるいは三沢台小学校、その他新設校ができて、特段そのために児童の交通事故が生じている、そういうケースはございません。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　それから二・二・十路線及び立日橋、この建設について東町地域に対する事前の説明会といいますか、打ち合わせ会、こうなりますよというふうなことが持たれているかどうか。これはぜひ周辺生活道路の整備の問題とあわせてお答えをいただきたい。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方からお答え事し上げます。東町につきましては二・二・一号線の整備も関連いたしまして、東京都が主体でございます関係上、東京都が主体となりまして地域に対する説明会は、これまで行ってきております。今後、二・二・十号線あるいは二・二・十一号線の整備に合わせまして、地域の生活道路あるいは開発といった面につきましては、今後自治会を中心とした地域の住民の方々と、十分私どもの方として話し合いを行っていき、ある合意ができました時点で計画に移していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　それでは最後に、教育長及び市長にお考えを伺いたいと思います。

まず教育長でございますが、二十小の通学路の安全について、手抜かりはないですねということであります。特に新しい学校がつくられる、児童を中心に人の流れが大きく変わるわけであります。なれない道を通るということで、地元の父兄にはこの学区の変更への不安感を抱く向きもあるやに聞いております。その辺も含め、ぜひ教育長の、任せておいてくださいという心構えを伺いたいと思います。

次に市長にいたしましては、先ほど申し上げた第二次基本構想との関連から伺います。繰り返しになりますけれども、道路は都市計画道路などの幹線道路を骨格として、道路網を整備する、編成する、こう基本構想の中でうたっているわけであります。そこで、この二・二・十路線に伴う周辺の生活道路の整備について、市長は積極的に取り組む意向を持っているかどうか。これは単に二・二・十路線に限らないと思います。たとえば、多摩平地区を横断する一・三・二路線、これも中央線こ線橋が完成をいたしますと、通過道路としての性格が非常に強くなり

ます。これらに対しての地元住民への配慮とも関連をしてくると思いますので、この辺を踏まえて市長のお考えを伺いたいと思います。以上、お願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。交通安全関係の問題につきましては、児童生徒の交通安全に対する指導、そういうものを含めまして最善を尽くしていきたい、こう考えております。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いまの御質問、二十小の建設に伴って、あるいは二・二・十、二・二・十一都市計画道路の、また、いずれ伴う建設について、事前に将来の交通安全等、あるいは生活道路等の関連を期して御指摘があったわけであります。

二十小をつくるという意味は、まさに一小の過密化の事情もありますが、それよりももっと国道二十号線、この激しい交通路をなるべく子供たちの日常の通学路から分けたい、こういう発想が最優先するものだというふうに考えております。つまり、その思想が示すごとく、いずれできます都市計画道路に対しても十分交通安全のことはもちろん、地域の市民生活の根本に伴って市民生活を守る立場から、すべての発想を、施策を行っていくということは、基本構想に示す原則のとおりであります。

特に二・二・十といういわゆる立日橋、これは一方には市内の都市下水を、特に雨水を排除する意味で大変期待をかけておる路線であります。ぜひ早期な完成いたしまして、市内の雨水の排水に特に重点を置きたい。こういう問題の解決の手段に当たるものであります。

それから、特に将来構想としてすでにかつての二十二メーターの幅員を当局の要請に沿って二十五メーターに計画変更をした、こういったいきさつもあります。つまり、広域の通過路にも一面には協力しなければなりませんし、それに伴って生ずる市民生活に及ぼす弊害は、これはあらかじめ除去できる配慮を込めておかなければならないと思っております。

したがいまして推進協議会等の加盟市には入っておりますけれど、市といたしましては市民の立場に立って何が有利であり、何が不利である、これの見きわめは十分行って、イエスとノーの態度も厳然と仕分けていく、こういう考え方であります。以上です。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　どうもありがとうございました。特に市長には、二・二・十路線及び立日橋、この関係についてどういうふうになるのかということ、ぜひ地元への事前の説明といいますか、説得、これを持っていただきたいということを強く要望いたしまして、この件の質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十一の一、仮称第二十小学校建設ならびに都市計画道路二・二・十路線具体化に伴う通学路及び周辺道路整備に関する質問を終わります。

次に十一の二、自治行政における広報、広聴の役割りと「広報ひの」の現状についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○八番（馬場弘融君）　憲法第九十二条及び地方自治法第一条に、地方自治の本旨に基づいてという表現がありますが、これはある地域における公共事務は、その地域の住民の意思に基づいてなされるべきである、ということを述べたものであります。

さらに、民主的権利による地方自治を確立するには、いわゆる団体自治と住民自治、この両面が備わっていなければなりません。すなわち自治体は民主的な基盤に基づく体制を整えただけでは足りない。最高の政治権力が民主的な基盤の上にあるということと、それに基づく強大な行政上の権力が民主的に運営をされるということは、必ずしも同一ではないからであります。今日では、むしろ民主的な運営、つまり住民自治の方がはるかに重要な意味を持つものでありまして、その意味から自治体広報の役割りが問われなければなりません。そこで質問に入る前に、自治体の民主的運営にとってかなめの行政技術である自治体広報につきまして、概略触れておきたいと思います。

自治体における広報とは何か。広報とは、自治体が住民の信頼を得るために行うコミュニケーションの回路であります。片足を役所の側に、もう一方の足を住民の側にかけたブリッジとしての使命を担うものでありまして、いわば住民と自治体との接点であると思います。実は、この広報という言葉でありますが、これは比較的新しい日本語であります。第二次大戦後、日本の政治体制、行政機構が根本的に変革をされたわけでありますが、その日本のあらゆる制度改革に大なたをふるったＧＨＱ、これが戦争中アメリカで発達をしたＰＲ理論、これを踏まえてＰＲ、つまりパブリック・リレーションズという言葉、そのあり方を日本に導入したのであります。そしてこのＰＲの訳語として定着をしたのが「広報」という言葉であります。ＧＨＱは憲法、地方自治法が施行された昭和二十二年五月三日以降、全国の自治体に対しまして積極的にパブリック・リレーションズ・オフィス、直訳をすれば公衆関係課、いまふうに言いかえれば広報課ということになりますが、これをつくるようにと指導をいたしました。ＧＨＱがこのようにＰＲ、つまり広報を重視したのは、戦前の日本の政治が寄らしむべし知らしむべからずといった、全く上意下達の体制にあったものを、民主的な住民主体の行政に変えなくてはという強い意思のあらわれでありました。いかに広報技術というものが重視されていたかがわかるのであります。

GHQの強い進めによって、昭和二十四年ごろまでには都道府県単位まではほぼ全国の自治体に、あるいは広報局、公聴局、そのものずばりの公衆関係局などが設置されるに至りました。さらに下って昭和二十七年四月のサンフランシスコ平和条約発効のころになりますと、市町村レベルの自治体にまでこの広報課、あるいは係が定着をしてきたのであります。しかし、自治体広報にとって言わば創世期といえるこの時期に、現在にまでつながっている大きな弊害も定着をしてしまったのであります。つまり、お知らせ型広報、後追い広報の定着であります。もちろん戦中戦前の正しい情報すら伝えられないといった状況から思えば、格段の進歩ではあるわけですが、本来のPRのあり方からはほど遠いものといわざるを得ません。しかし、昭和三十年代後半からは、ようやくPRの持つ二面性、つまり広報と広聴、これを合わせることによって本来の広報活動ができるのだ、こういう認識が高まってまいりました。そして今日では行政の複雑化に伴い、広報の役割りもますます重要になり、新しい方法が模索をされているところであります。

それでは、現在の自治体広報のあり方及びその課題はどこにあるか。自治体の仕事には、大きく分けて二つの側面があります。一つは、住民を規制し、制御し、誘導をする役割りであります。

もう一つは、住民にサービスを与えるという役割りであります。この二つの面での住民の不満を克服し、住民の望む方向を見きわめること、これが広報の技術であるといえるのであります。

ところが、日野市のように急激な人口増を経験した自治体の場合、特に激しいわけでありますが、行政自体が巨大化し、複雑化するとともに、その内容もかなり高度化してきております。要するに行政がわかりにくくなってきている。今日の住民は、自治体の行政内容について驚くほど理解がないものであると言った学者さえいるのであります。

そこで、広報の前提条件としては、住民と自治体との間に共通の場を多くつくることをまず心がけるべきであります。それには、まず第一に住民に知らせる。行政の持っている情報をできる限り住民に伝えるということでありまして、これは先般、一ノ瀬議員が取り上げておられた情報公開制度とも関連をするものであります。ちなみに、こういうことが正面切って言えるということは、日本がいかに民主的な国であるかを如実に示すものでありまして、ソ連を中心としたいわゆる共産圏諸国では全く不可能であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

第二点は、広報は行政から住民への一方通行であってはならない。住民からの不満や要望を吸い上げる、いわば広聴機能というものが不可決であるということであります。要するにツー・ウエイ・コミュニケーションということであります。

第三点は、いわゆる政策広報とか、拡大広報への前進を図るべきだということであります。政策広報というのは、新しい施策を計画中のある段階で発表し、自治体の意向を住民に伝えておく。そして住民に批判と評価の機会を与える。さらに、その民意をもとに計画そのものを修正し、最終案を決定する。こういった、言わば問題提起型の広報、フィードバック型の広報であります。この政策広報が特に必要とされるのは、基本構想に基づく長期計画を決定する場合や、区画整理、駅前再開発などの都市計画を推進する場合であります。政策広報の方法としては、たとえば武蔵野市のように市民会議をつくったり、住民参加によるプロジェクトチームをつくるなどが見られるのであります。

また、拡大広報というのは、ある施策についてただ住民を説得するだけにとどまらず、その施策への住民の共感、さらには支持を取りつける。そして施策を推進させようとする世論を醸成する、こういう広報の行き方であります。

最後に第四点、これが日野市の場合、最も重要なポイントかもしれません。つまり、広報は首長に直結する機能を持つものであるにしても、決して首長個人の宣伝機関になってはいけないということであります。

続きまして、広報に使われる媒体について少し申し上げておきます。広報媒体としては、五つの分類ができるかと思います。一つは人間。つまり職員一人一人がすでに自治体にとっての広報メディアであります。

第二に電波。これはテレビ、ラジオ、有線放送などであります。

第三は映像。写真や映画、スライドなどであります。

第四は造形メディア。これは展示会や催し物、あるいは広報車などであります。

そして最後に印刷メディアがあります。この中にはポスターやチラシから、いろいろな白書、あるいはパンフレットなどの不定期刊行物も含まれますけれども、大切なのは定期刊行物としての自治体発行の広報紙であります。

市町村の広報、広聴活動の実態調査、昭和五十六年版がここにありますけれども、これは日本広報協会がまとめたものでありますが、また、東京都がまとめた区市町村広報、広聴活動のあらまし、これらを見てみますと、都下二十六市の場合、広報媒体別予算構成は印刷物が八四・五%を占めており、その中でも広報紙の占める割合が圧倒的に多いのであります。日野市の場合も同様、いや、それ以上に広報紙の占めるウエートが高い。ですから日野市の場合、広報といえば「広報ひの」といっても差し支えないと思います。このことを前提として申し上げておきます。

さて、ようやく本題の広報ひのにたどり着きましたが、ここ

に日野町広報の第一号があります。昭和二十七年八月十五日の発行で、当時の町長さんは斉野次郎さんであります。この第一面に、町広報創刊に寄せてという町長の文章が載っています。この中で「知らしむべからずではいけない。町で行っているいろいろなことについて御報告しなければならない義務を持つわけであります。町報発行の企てもこのためであります」こう言っている。御報告であります。先ほど来申し上げてきましたように、日野の場合もまずお知らせ型だけの広報としてスタートをしたということであります。ちなみに、このころは隔月の十五日発行、つまり年六回の発行でありました。

さらに昭和三十三年三月、七生村との合併により新しい日野町となり、以後、多摩平団地の建設等で大幅な人口増を見ることになります。このころの町長さんは、御存じの古谷太郎町長でありますが、当時、昭和三十五年から毎月発行の広報となっています。配布方法も自治会に頼る方法から、新聞折り込みという方法に変わっております。さらに、広報車の購入も行われている。

昭和三十六年には広報発行規程並びに細則も作成され、これは途中、訓令というふうに名を変えてはいるものの、今日までつながってきております。

そして昭和四十二年、有山　崧市長の時代に、初めは特集号とか、お知らせ版として出されていたものが正規化され、毎月二回の発行という今日の形がつくられたのであります。

そこで今日、つまり森田市長誕生以後の広報ひのの内容であります。毎年の広報予算をたどってみましても、大体平均以上の支出を割いているようでありますし、写真やカットもわりと多く、比較的読みやすい。総体的にはよい広報だと申し上げたいと思います。具体的に申しますと、広報の最後のページに毎号置かれているみんなのメモ帳という欄、これは数年前に行われた市民意識調査によっても、一番読まれている、ありがたいと思われている欄であります。それから、十五日号に必ずある第一面の日野市の人口欄、その下の満一歳という赤ちゃんの顔写真がある。さらに消防署や警察署、保健所など、市内にある官公署との連携に基づく欄、救急病院や図書館の欄、さらには点字広報、テープ広報の存在など、細かく見ていきますと優れた点が非常に多いんです。改めて広報担当職員の優秀さと御努力に、御苦労さまと申し上げたいところであります。

しかし、不満な点も幾つかあります。その第一点は、具体的な編集方針の問題であります。それは、広報ひののスタートからの欠点だと思いますが、つまり広聴関係記事の不足です。市民の参加が少な過ぎると思います。もっと数多くの市民、隠れた市民のありようを伝えてほしい。投書欄を見ても、同じ人の記事が目立ちます。もっと写真を有効に利用し、縁の下の力持ち的な市民の姿を取り上げてほしいと思います。

次に第二点、これは先ほど課題のところで申し上げましたが、政策広報、拡大広報という面での弱さであります。具体的に申し上げます。

昨年の五月一日号、教育のページであります。ここにありますけれども、紙面の約六割ほどを埋めて、日野市幼児教育センター建設計画がスタートという記事が載っております。さらに細かく読みますと、「教育の分野でことしから始める大きな事業に、幼児教育研究施設の建築と運営があります。今年度当初予算に、約一億六千万円の建築経費が計上されています」こうあって、さらに、「研究施設の敷地は旭が丘にある市有地が予定されています。研究施設は市が建設しますが、経営は公益法人に委託します」こう書いてある。

ところが、議員各位も御承知のとおり、今議会冒頭の最終補正予算によって、この件についての予算は全額カットをされてしまったのであります。市長のお言葉によれば延期ということでありますが、単年度会計の原則から廃止されたということになるわけであります。なぜこうなったのか。理念の不完全さはともかくとして、市民、特に幼児教育に現に関与している市民に対する事前の説明不足、打ち合わせ不足であります。要するに市民の声をよく聞かないで、勝手に新しい施策を始めようとしたからであります。過去一年ほどの広報ひのを見ましたけれども、こういった幼児教育センターをつくりたいんだ、それはこういう内容のものである、御意見があれば伝えてほしいんだ、こういう記事は全く見られないのであります。突然、新しい施策を打ち出し、しかも初年度で設計から建設まで進もうとした背後には、市長の強い意向があったのでありましょうが、それにしても広報紙の使い方としては落第だと思います。

次に、やはり昨年の九月一日号、ここにありますが、四ページ、五ページを全部使っている。ごみの収集方法が変わります、こういう記事があります。これもいま言ったことと全く同じです。事前の市民へのＰＲや説明が十分なされていないのに、突然、こうなります、こうしてくださいという一方的な記事であります。これでは、住民からも反対運動が起こって当たり前だと思います。結果をくどくど申しませんけれども、ことしの三月一日号、一面の記事のとおり、家庭ごみの収集方法を再検討、ということになってしまったのであります。広報は、もっと上手に使わなければいけません。ほかにも指摘すべきところが見られるわけでありますが、この面では、以上二つだけを申し上げておきます。

最後に第三点、これが最も大切なところでありますが、市長の個人的宣伝のにおいが鼻につく、ということであります。昨年一月一日号からことしの三月十五日号まで、合わせて三十号あるわけですが、このうち何と半分の十五回、市長の顔写真が御自分の文章とともに、常に第一面に載せられているのであり

ます。町をつくる市長室からという欄でありますが、市長の文章だけでも半分というのは多いかなと感ずるわけでありますが、顔写真までこう毎月載せるというのは、行き過ぎだといわざるを得ません。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）さらに調べてみますと、もっと驚いた記事がありました。

昭和五十二年四月十五日号の記事であります。森田市長二期目の選挙、投票日の二日前の広報であります。私はこれを見て、憤りを越えました。悲しいというか、一人の日野市民として恥ずかしさを覚えました。形としては新年度予算の特集となっているわけでありますが、いつもより四ページふやしている。その内容は、だれが見てもこれは選挙運動用のビラです。そう言わざるを得ない内容であります。その年度の予算に全く関係ないことが、たくさん載っているんです。二期目の森田市政は何をやるかという、まさに確認ビラそのものであります。

以上、長々と申し上げましたが、不満点を要約しますと、一つ、広聴機能が弱い。

二つ、政策形成に結びつける政策広報が弱い。

三つ、市長の個人的宣伝の臭いがする。この三点であります。

そこで、これらを踏まえてまず市長にお伺いをします。一体市長は、自治体における広報をどのように考えておられるのか、じっくりお聞かせをいただきたい。第一点。

それと、広報ひのをよく読んでみますと、どうも広報担当者の意向と全く異なる記事が割り込む、そういうことが多々あるようです。そして、そういう記事が先ほど来申し上げておりますような問題のある記事となっている。一体、市長はどの程度この広報の編集に関与しているんでしょうか。あるいは、すべて市長決裁なんでしょうか。これが第二点。

さらに第三点として、いま最後に申し上げた個人的な宣伝ということについて、特に選挙前の広報、この辺についてどう思っているか、ぜひ伺わせていただきたい。

第四点は、部長に伺います。広聴機能の弱さ、政策広報の弱さを踏まえて、現在の広報ひのの編集方針、あるいはその理念といったものをお聞かせいただきたい。

さらに第五点として、これからの課題にも関連をしますが、ダストボックス問題、あるいは幼児教育センターにおける広報のあり方、これらに対する反省点をお聞かせいただきたい。

以上五点、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　行政広報の本来のあるべき姿について、日野市の行政の中から、スタートから今日のようにいろいろと御意見がございました。いわゆる自治体広報としてのあり方の二面性、つまりお知らせと、また公聴という形の市民参加による、そういう往復の連携をとりながら、なるべく自

治の本旨にのっとって機能をさせ、発展させるものである、こういう御意見には全く同感でございます。未熟な点、それから機にまだ満たない点、いろいろございます。編集方針、あるいは発行回数、取り上げます記事等、苦労はしながらまだまだ御指摘のような努力が必要か、このように存じております。広報のことをどう考えるかということは、そのように考えておるわけでございまして、今後ともひとつ御指導をいただきながら努力をしてまいりたい、こう思っております。

なかんずく公聴手段、これは広報だけではないわけでありまして、すべての市民相談、あるいは私どもの対話集会、それらがある程度の機能を果たしておると思っております。

また、いま考えてなお残念と思っておりますのは、過去の議会に日野市のコミュニティー的な発想から学校区を範囲とする市民会議、当時、マイタウン市民会議という言葉を使っておりました。これの提案を申し上げたことがありますけれど、これは二十二万円というお茶代だけの予算を計上したものでございましたが、そのようなことは日野市には早過ぎるというのか、何かちょっとわれわれの説明不足のために承認をされなかったことがあります。そういう施策がもっと進んでおりましたら、もっともっと公聴機能が達していたんではなかろうか、このように思っております。

しかしながら、いろんなことに屈せず、いわゆる民主主義の原則に沿って自治体の市民の要望、それからそれを取り上げて行政が市民活動、市民運動の事務局となる、そういう立場で臨んでいくことは、かつて私は有山市長から教えられた尊い教訓である、このように思っております。（「市長の名前が違う」と呼ぶ者あり）

それから、特に二点につきまして、幼児教育センターの取り扱い方、あるいは生活ごみの収集に関する取り扱い方、これらにつきまして、確かに大きなミスと申しましょうか、広報、公聴上の不完全な点をあらわしております。これらにつきましても十分今後反省をしながら、もっと、つまり中止をしている（「広報以前の問題だな」と呼ぶ者あり）、延期をしているという意味は、市民の公聴手段によって得られた情報をより高く位置づけておるというふうに御理解をいただき、今後の十分な納得と調整の中で、いずれ実現をしたい、事業を廃止したとか、やめたとかいうことにならないように努力をしてまいりたいと思っております。

それから、ちょっと残念な御指摘だと思うんですが、広報に対して市長の個人的な宣伝が強過ぎる、こう言われます。私はそういうことはないと思っておりますし、より市民の方々と近親感を保ちながら市政というものをお互いの課題としてやってまいりますのには、むしろ必要なことではなかろうか。直に対話をするということも同じでございます。（「いままでしてい

ることに議会で指摘されているではないか」と呼ぶ者あり）

それから、五十二年の広報のことをおっしゃいましたが、ちょっと資料を見ないと思い当たらないのですけれど、発行日が何日ですか。（市長に資料提出）――別段そういう意識を持って行ったということではなくて、その年その年の予算上の施策を市民にＰＲするということは、ちょうど議会が終わった次の号に載せるというのが従来の慣例だと思っております。いろいろ御指摘も十分反省をいたしながら、今後御指摘にもとることがないように、また市民の意向によく沿っていくように、今後とも努力をしなければならないということをお答えにさせていただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　四点目と五点目についてお答えいたします。政策、要するに立案の過程に関する広報記事の弱さ、そういう御指摘でございます。それに対する対応はどうかということでございます。

私は、住民自治を達成するために議員さん御質問の中で、あるいは前文の中で述べられたように、ツーウエイシステム、これが必要であることは深く認識しているつもりでございます。問題は、いわゆるツーウエイシステムは言葉を直せば参加の理論ということにも置きかえることができるはずでございます。その参加の理論の中でとかく問題になりますのが、声の低い市民の方々がいらっしゃるということでございます。それらをどう取り上げていくかが政策形成、あるいは政策を討論する際の一番大きなネックになっております。今後、日野市の広報につきましては、そういう声の低い市民の方々の声をどうして拾い上げるか、そういうところに力を置いて考えていきたい、そのように考えております。（「毎年、意識調査やったらどうかな」と呼ぶ者あり）

五点目につきましては、すでに反省点を市長が述べられておられますので、（「ああ、反省してるの」と呼ぶ者あり）われわれとしては当然市長の言葉どおりでございますが、これを五点目につきましても四点目の内容とかかわり合いがあるわけでございます。いかに政策が形成されるかということが明確に市民の間に通じせしめられておれば、御指摘のような問題は起こらなかったというのは、理論的に当然考えられるところでございます。今後、そのようなことのないように、ただいま四点目で申し上げましたように、声の低い人たちの声を拾い上げる方法について、今後十分に取り組んでいきたい、このように考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　いま市長の中で、一つ答弁漏れだと思うのですが、編集にどの程度関与しているか、すべて市長決裁なんですかという質問があったんですが、これ、お答えいただきます。（「検閲反対」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　広報の編集方針につきましては、大きい基本に属するようなこと、それから一年間の記事の配分に関するようなことと、一年間のまた市の行政執行、行事、事業等々関係がございますから、そういう編集計画というものはもちろん担当者が企画をいたします。そして、私もそれの相談にものりますし、指示もいたします。

それから、もちろん毎月の発行でございますし、回数をふやしたいという意見もありますけれど、なかなかその体制をつくるのにも検討を要しておる状況がございます。

特に昨年は教育関係、あるいは市民のよりもっと生活に市民参加の寄与を得たいというふうで、そういうページを取り上げてまいっております。最終的な決裁という、いわゆる役所式の決裁は、当然別に従って行っております。（「じゃだれがやるんだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　お答えは不満ですけれども、また後ほど時間がちゃんとあればやりたいと思います。

再質問につきましては、具体的な編集の問題から入っていきたいと思います。まず公聴、あるいは市民参加の紙面づくりという点でありますけれども、これは部長にお答えをいただくと思いますが、先ほども引用いたしました市町村の広報、公聴活動の実態調査報告書、これから全国各地の優れた企画をちょっと挙げてみたいと思います。

市民全般の参加ということでは、東大和市が市民記者制度、静岡県島田市など非常に多くの市が市政モニター制度を採用し、定期的にレポートあるいは写真を載せています。

婦人の参加という面では、お隣り立川市のエプロン特派員、板橋区のママさん特派員などは、読みやすくて引きつける記事を書いております。横浜市の、いやあごくろうさんというコーナーは、日ごろ目立たない仕事をしている方、陰の力を前面に出す企画で、人情味の感じられるものであります。

また、子供の参加という面では、お隣り多摩市の子供のページなどがあり、八王子市や青梅市などでは、子供広報ぎんなんとか、子供広報おうめを特別に発行をしております。

これらの企画の意味は、住民参加を投書欄だけに頼ると、どうしても投稿マニアといいますか、一部の市民の声ばかりが登場をしてしまう、この欠点を補うだけでなく、市民が書いたレポートだということで、多くの市民の興味を呼ぶというところにあるのであります。いま申し上げたような例で検討しているもの、できそうなものがあるかどうか、まずお答えをいただきたい。

また、次に、私がいろいろ調べた範囲では、板橋区の広報が

非常にいいんです。引きつけますし、読みやすい。内容もある。これ、とても参考になると思うんですけれども、特に第一面の扱い方、もっと思い切って写真を使って市民の声を土台とした記事にできないだろうか。

一つ例を挙げます。この広報いたばし、五十四年六月のものですけれども、これは「愛それはめぐり合い」若いカップルが載ってますね。どういうことかというと、これは結婚相談室の紹介なんです。結婚相談員とか結婚相談所の紹介なんです。ところが、結婚相談所をお使いくださいとは書かないんです。この写真ですよね。さらに、この記事の土台になっているのは、結婚相談協力員の談話です。その談話から記事をつくっています。パッとこれを読んだときに、何かなという感じをまず持つと思うんです。しかもこの男女、これは実はこの広報の三号ぐらい後でわかるんですが、実はこの結婚相談室で結ばれた男女を使っているんです。それを三号、四号後の記事で、ちゃんとこの二人の記事として載せているんですね。とても読みやすいし、親しみが持てるんです。

さらにもう一つ、五十五年四月のやはり広報いたばしです。これは国民年金の特例納付の、もう間もなく終わってしまいますよ、納めましょうという記事なんです。でも、そういう書き方はしません。この大きく書いてある写真のおばあちゃんですね。この方が、入ってよかった、私は入っていてよかった、いま国民年金をもらってますと。入っていてよかったですねということが、まずおばあちゃんの声として、写真として載っているんです。それで、二十五年前の私の写真があって、それをもとに、こういうものだから入っておきましょうねという記事がある。実にすっとこの記事の中に入っていけるわけですね。

（「やはり自民党らしい」と呼ぶ者あり）

いいですか、これらは広報ひのの現状をよく見ますと、冒険かもしれない。でも、できないでしょうかね。（「革新ではちょっと」と呼ぶ者あり）要するにいかによい内容が書かれてある広報であっても、大抵たくさんの広告のビラ、広告と一諸に新聞に折り込まれて配達されます。ですから一目見て、あれ何かな、そういうものがないと、表紙にはこういうことがないと、パッと捨てられてしまう。そういうことが非常に多いんです。その辺を踏まえまして、まず部長にお答えをいただきたいと思うんです。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

まことに適切な御指摘だと思います。といいますのは、読ませる広報という課題でわれわれも同じ内容のことを、市長などと話し合ったことがあるからでございます。広報は、私そのときに感じましたのが、いわゆる安物売りのビラの中にまじった広報は、一行も読まずに捨てられる可能性が高いということです。

これは自分の、うちの体験からもそんな感じがするわけです。それで、おいしい広報というふうな表現で、そのとき私は市長と論議した記憶がございます。いわゆるそれが議員さんの御指摘の読ませる広報という内容になると思うんです。

モニター制度等につきましては当市でもやっていたことがございますが、それにかわるものとして自治学園というような、そういう形の中で市民の方々に政策形成の過程や何かを御理解いただこう、あるいは行政を御理解いただこうという努力をしているつもりでございます。いま議員さんが挙げられましたいろいろな、エプロン特派員とか、あるいは市民記者、これはアイデアだと思います。市民記者等につきましては、可能性が十分考えられるところではないかというふうに、ただいまお聞きした範囲内でそのように感じております。

それから、編集の方法としてもっと写真を多く、それから写真に言葉を語らせる方法ですね、そういう方法を考えろという御指摘でございますが、これらにつきましてはわれわれもいろいろと論議している過程にございますので、今後の課題として検討させていただきたい、そのように考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　部長に、次に政策広報という点で、お答えいただく時間がないかもしれませんが、申し上げておきます。

広報ひのでも、一つ実は政策広報をやっているんですね。五十七年の一月一日号、市民会館建設計画がスタート、皆さまの御意見をお寄せくださいというのをやっているんですよね。市民会館でやっているんだから、本当は幼児教育研究センターでも、ごみの問題でも同じことができたはずなんですね。それを言っておきます。

それから、また広報いたばし、これすごくいいんですよ、本当に。これにもう一回戻りますが、都市計画道路再検討素案まとまる、という記事がありますね。都市計画道路再検討素案まとまる、これを読みますと「一年以上前から再検討を進めていました、それで、この再検討の経過は、その都度広報いたばしで知らせてきました、さらにこの素案はたたき台ですから、これに対する区民の広い意見を求めたいんです」というふうなことが書いてあるんです。ですから、またさかのぼってみたんです。そうしたらありました、ちゃんと。半年前に、「都市計画道路の再検討中間報告が発表されました、ぜひあなたの意見を出してください」と、半年前にやっているんです。しかもこのときに、都市計画道路再検討の手順ということがきちんと書いてあって、順番に手順が書いてありまして、いまどの段階にありますということまで、きちんと教えているんです。もうみごとな住民参加です。（「見習ってほしいね」と呼ぶ者あり）

絵にかいたような政策広報なんですよ。ぜひ部長、こういうふうなことも広報ひのでもやってください。これだけ申し上げておきます。多分これは、後ほど福島議員が質問されると思いますけれども、長期計画、これをつくるには不可決の方法だと思うんです。その辺を踏まえて、ぜひ念頭に置いていただきたいというふうに思います。

あとは市長に伺います。ごみの問題は三月一日の広報で、変更になりましたというふうに市民に対する弁解を書いたからいいんですよ。ところが幼児教育研究センター、これもまたずいぶん大きく書いちゃったんだけれども、一時取りやめになっちゃった。大きく発表したんですから、延期になった、あるいは取りやめになったという記事を載せた方がいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか市長。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すでに行政報告でお話を申し上げておりますとおり、幼稚園公私立関係の調整のこともございますし、そして何の目標を持って保育一元という方向を目指すかということの理解をもっと欲しいというふうに思っております。いろいろな意見も伺っておりますので、そういうふうな手だてをとりつつ幼児問題の、特に市民の理解と、それから私立幼稚園協会の理解も十分得て、そうしていい仕事はとにかくみんなの協力によって成り立つということを実現したい、このように思っております。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　その意味合いはわかるんですが、私が申し上げているのは、ことしつくります。ことし始めますって、これ「広報ひの」に書いちゃってるんですよね。いいですか、研究施設は市が建設しますっていうの書いてあるんですよ。これを読んだ市民は、まだつくらないじゃないかということを聞かれたときにどうするんですかという意味なんです。だから具体的に、ことしはやりませんということを言うべきだと思うんです。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　計画変更の行政報告をこの間やったわけでございますから、引き続き市民に対するＰＲ、理解を得る手段をとってまいります。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　次に、広報についての編集の決裁といいますか、この問題。全国の各市の決裁を調べてみました。ほとんどが部長ないしは課長決裁で終わってます。革新町田市、ここでも課長決裁だと伺いました。一生懸命やっている職員がつくっている記事を、市長がそれほど見て直したりする必要はないと思うんです。もっとお任せをするということができますか、市長。どうですか。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の決裁規程というのがございますから、その中で検討してみます。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　では、この点については要望だけ強くしておきます。広報の担当職員て、非常に優秀ですよ。ですから自由に、任せて広報ひのをつくらせれば、もっといいものをつくります。どうか余り関与をなさらないように、これだけ強く要望しておきます。

次に、個人的な宣伝云々の問題です。これ、市長はなにか不満のようでしたが、過去の議事録を調べたんですよ。そうしたら、いいのが出てきました。五十三年第四回定例会一般質問で、一ノ瀬　隆議員がちゃんと指摘しているんですよ。いいですか。市長の顔写真ばかりが載せられる現状を打破すべきだと思います、こう言っているんですよ、そうでしょう。与党の議員からもきちんと指摘をされているわけです。ですから、具体的に市長、この顔写真の登場回数を削ったらどうかと思うんです。年五回以下にできませんか、どうですか。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういうことが主題では私はないと思っておりますが、要するに市民の方々といかに近親感をつくり出すかということが、行政の執行のためにきわめて重要だということを論ずべきだと思っております。（「くやしかったら市長になれ」と呼ぶ者あり）

したがいまして、そのような考え方で、あちこちから情報をいろいろいただいておりますが、そういうことが市民のなにか、先ほど言われました鼻をそむけるというようなことにも全く該当してないということだけは、申し上げておかなければならないと思います。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　具体的に、減らしませんか。もう一度。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これから考えてみます。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　それじゃ最後に、五十二年四月十五日の宣伝ビラ的な、選挙ビラ的な広報ですね、これはいまお見せしましたから十分市長が了解いただいたと思うんです。このような選挙前の宣伝ビラ的な広報、もうおつくりになりませんね。明確にお答えください。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なにか意図をするように見られることは、私も望むところではございません。

したがって、行うべき議会の議決に伴いますその時点は、いったん議会の議決をいただいたものについては、速やかに実施をしていくというのが基本的な考え方でございます。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　ぜひ、市長、いまの問題は、ことしつくりますと言ってるんですから、ことしつくるべきだと思うんです。

ろいろな政策の紹介をする機会であります。それを外すということは、またこれもおかしいんではないか。私の個人的な宣伝だと思われる、そういうことであってはならないとは思いますけれど、本来の市民に対します、ことしの仕事はこういうふうになりますという紹介は、当然行うべきだろう、こう思っております。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　そんなことを言っているんじゃないんですよ。毎年確かにこの時期は予算ができる時期ですから、予算関係の記事がちゃんと載っているんですよ。それだけなら私、何にも言いませんよ。毎年と同じことやっているんなら。それプラス四ページなんですよ。しかも、まさにこれは確認ビラ、おんなじです。だから市長、言っているんですよ。こういう確認ビラ的なものはもうやりませんか、ということを答えてください。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　さっきお答えをしていると思っていますが、そういうなにか誤解を招くようなことは、むしろ私の望むところではございませんので、そのように考えます。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　それでは、最後に市長に申し上げておきます。広報ひの、これは日野市という地域社会におけるコミュニティー意識、ふるさと意識の表現でなければいけないと思います。それには市長が常日ごろ申されているように、真の市民参加、政策形成過程への市民参加がなければならないわけであります。そしてさらに、市民が広報ひのに求めるのは役所の弁解ではなく、まして市長の宣伝ではありません。役所の機能がどのように障害に突き当たり、それをどう乗り切り、乗り越えていこうとしているか、それらを含めた役所の具体的な動きであります。その報告は市長にとって不利な場合もありましょう。しかし、それにはおかむりしていては、ますます広報ひのの存在理由を低めてしまうのであります。不利なことでも、あえて市民に知らせるという態度こそ、十四万八千日野市民の信頼をかち取る最良の道だということ、そしてそうすれば広報ひのは確実に日野市政を先駆けるものになるであろうということを強く市長に申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）（「よし」「よかった」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　これをもって十一の二、自治行政における広報、広聴の役割りと「広報ひの」の現状についてに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩
午後　一時　十四分再開

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に、市長より発言の申し出がありましたので、これを許します。　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと発言をお許しいただきまして、御報告いたします。

本日、午後、町田市前市長青山藤吉郎市長の町田市公葬がございます。本日は本会議でございますので、日野市を代表する立場をもって収入役に出席をいたさせました。そのために理事者席に収入役がしばらく不在にいたしますことを御了承お願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（大柄　保君）　それでは一般質問に入ります。十二の一、またしても市職員組合の違法ストライキ（二月十八日）への対処を回避する市長の責任についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔十八番議員登壇〕

○十八番（古賀俊昭君）　一般質問を行います。私は昨年の六月議会でも、自治労加盟の職員組合が違法ストライキをやったことに対して、市長に任命権者として厳正に対応すべきだと質問をいたしました。市長は例によって組合ストは市長のあり方が適当ではないという程度の甘い認識を回答されたのであります。そして、何ら服務規則については、市長が最高の責任者でありながら厳正な措置はなされなかったのでありました。今回、このときから一年を経ずして長時間にわたる今回のストライキであります。市民の目からすれば法律を破り、市民に迷惑をかけて省みない市職員組合の理不尽なもろもろな態度と甘え、そして自己過信、また、市長の職員組合とのなれ合いによる責任回避は、断じて許すことのできないものであります。今回も市民の声を代弁して質問をいたします。

まず最初に、総務部長にお聞きをいたしますが、今回のストライキの規模、そして組合との交渉の経過、また、組合が何を要求してストをやったのか、そして参加入員、時間等についてもお答えをいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○務総部長（伊藤正吉君）　それでは、四点につきましてのお答えを申し上げたいと思います。

まず四点の中で相前後するかもしれませんけれども、一応目的でございますが、これにつきましては人事院勧告の完全実施

という闘争目的でございます。これにつきましては憲法の二十八条でございますか、いわゆる勤労者の権利がこれに認められているわけでございます。その例外措置としまして、地公法の第二十四条六項これは勤務条件法定審議でございます。これは労働権を制約されている代償措置ということと、それから同じく地公法の十四条、これは情勢適要の原則でございます。これは団体交渉及び団結争議権が制限されている場合についての、やはり代償措置、それから同じく地公法の第二十四条三項ないし五項、これにつきましては均衡の原則、こういう形を行われているわけでございます。これらがいま申し上げているのは、いわゆる労働基準法の第二条に基づきます勤務条件の団体交渉、こういうことの代替措置として認められているわけでございます。

また、さらに地公法の第二十六条につきましては、給料等に関する報告の勧告ということで、人事委員会の勧告制度が、こういう代償措置としてなされているわけでございます。これらにつきまして、一応組合側としては五十七年の十月十三日、都人事院勧告で平均四・五%の減給勧告がなされたわけでございます。これに対します完全実施を目的としたストライキでございます。

それから経過につきましては、二月四日から延べ七日間、五十数時間にわたりまして組合とも事務折衝、あるいは団体交渉を持ったわけでございます。そのうち、特に二月十七日におきましては、都下二十六市の市長会が開催されまして、これについてその対応策をいろいろ市長会で協議されたわけでございます。これまでにつきまして一応協議を持って市長会の会長と、自治労の都本部の三役との交渉をしたわけでございます。これらにつきましても、やはり人事院勧告の完全実施、こういうことの進展が見られない、こういう形で二月十八日の始業時からストに入った、こういう経過でございます。

それから参加人員につきましては、八百八十五名でございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　時間はどうですか。

○副議長（大柄　保君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　申し落としました。時間につきましては、八時半から十時五十九分まで、これにつきましては一応ストライキ、その後は職場集会に切りかえて十一時半に終わっております。以上です。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭。

○十八番（古賀俊昭君）　要するに市役所の職員のほとんどが参加をして、半日、午前中いっぱい職場を離れたわけであります。つまり、これだけの大規模なストライキが行われれば、市民への影響も大きかったということは十分予想できるのであります。

そこで、二点についてお伺いをしますが、学校現場がその第一であります。学校給食もストライキによって中止になったようでありますが、いかなる対応をなされたか。

そしてもう一つは、市立病院であります。病院の窓口ではたくさんの外来患者が毎日、当然来ておられると思うんですが、このストの影響はどうであったのか。この二つについてお聞きをします。影響についての質問であります。

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。学校関係につきましては給食問題、これが一番影響を受ける問題でございますので、今回のストライキにつきましては、市当局から出ました内容を添付した上に給食実施校、これにつきましては特に給食材料の購入、こういう問題がございますので事前に措置をしなくてはならないということで、十六日付で各学校長に対しまして、十八日の給食については家庭の方に弁当持参で登校するようにという連絡をとり、万全の対策を講じていただきたい、こういうような形で教育長名で通達を出してございます。

○副議長（大柄　保君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　御質問にお答えいたします。十八日のスト関係、病院側の対応ということでございますけれども、当日は医師につきましては、全員午前午後待機をするということにいたしました。それから看護婦につきましては休日体制、それから保安体制というものをしきまして、全員で看護婦二十六名おりました。

そういうことで、御承知だろうと思いますけれども、病院の関係でございますけれども、前日に比較的大きな雪がたしか降りまして、翌朝はまだ道路に相当雪が残っておりました関係で、通常の日よりも患者数は少なかったということが言えるだろうと思います。そういうことで、産婦人科あるいはエックス線等の検査をあらかじめ予約をしておった患者の方につきましては、全員診療を行ったということでございます。それから、外来で急を要する患者、特にお年寄り、それから非常に感じといたしまして苦しそうな方につきましては、中に入っていただきまして診療をしていただいたということでございます。

それから、私どもも実は玄関に立ちまして事情を説明をいたしまして、あしたでもいいよとおっしゃっていただいた方々には、お帰りをいただいたということでございまして、対応できなかった方が私の感じでございますけれども、六十人から七十名ぐらいおいでになったんじゃなかろうか、このように思っております。

それから、当日病院といたしまして、この日に診療を行ったものは午前午後を合わせまして百四十二名でございます。その

うちに小児科、整形外科、耳鼻科につきましては、当初より午後の診療がございましたので、これが約三十名、合計、それを差し引きますと午前午後で百十名ばかりの方の診療を行った、こういうことでございます。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ストの問題に関しては、私は先ほど申しましたように六月でもいろいろ法的な根拠、ストは法律で禁止されているんだということも何回も申し上げております。ですからこの件に関しては、議論は今回は控えたいと思うんですが、いまの教育長の話でもわかるように、現に学校給食は実施されておりません。ですから給食費がどのように措置されるかということも、あわせて私はお聞きしたいんですが、それと同時に、市役所の窓口でも多少はやはり混乱があったんではないかと思います。そして、何よりも大きいのは病院であります。いまの病院事務長のお話では、窓口に来た方六、七十人の方はお帰りになったということであります。

　また、行政報告、私どもに先般配られた市立病院の診療状況というものを見ますと、一日当たりの患者数、これは外来ですが十一月が五百十三人、そして十二月が五百二十七人、ことしの一月が四百九十五人、いずれも五百人前後であります。そして、いまの病院事務長のお話ですと、合計をして百人余の方の診療が行われたということですから、およそ四百人の市民の診療が行われなかったということであります。市長はさきに述べられた施政方針の表明の中で、特に昭和五十八年は市民の健康と福祉の充実に最も意を注いだと表明をしておられるんでありますが、これで市民の命と暮らしが守っていけるかということであります。今年度においてすらこのていらくでありますから、来年度において市長はこれだけのことを約束をされましても、私どもはとうてい信用できないのであります。診療を希望しながら受けられなかった方、おなかが痛かった方もありますでしょうし、頭が痛くて来られた方もあるでしょう。かぜでお困りの方もあったと思います。これらの方がお帰りになったというこの現実を、市長はどのようにお考えになるのか、その辺をお聞きします。

　そしてもう一つは、このストに対する処分を何か検討しておられるか。市民にこれだけの影響が出たわけでありますから、どのように処置をお考えになっているか、それをお答えいただきたいと思います。（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　前段につきましては、後で市長の方からお答え願いたいと思います。

　後段についてお答え申し上げたいと思います。二月十八日のストでございますけれども、二月四日から徹夜だけでも四日いたしました。そういう形の中で、全力を傾注しまして人勧の凍

結というのは代償措置ではございますけれども、五十七年度については異例なる処置というふうなことで、国家公務員並みの対応ということを職員にるる求め、努力してまいったわけでございますけれども、市長会も含め、十六日の朝から市長会の役員会がございました。十七日は市長会の全体会という中で努力をそれぞれの市、あるいは市長会全体として努力をしたわけでございますけれども、不幸にして二月十八日早朝からストライキに突入した、それでスト中におきましても団交を継続しまして、いろいろとスト回避の努力説得を試みたわけでございますけれども、いま総務部長からあったような事態になったわけでございます。この点の努力については、それなりにお聞き届けいただきたい、このように存ずるわけでございます。

　それで、労使の関係でございますけれども、いま御報告しましたように、統一要求、あるいは統一回答、このような事態に入ってきております。それから各市の対応にしましても、もう一騎打ちというふうな時代ではなくなりまして、市長会それ自体やはり連合会というふうなものをつくるような、組織ではございませんけれども各市協議を重ね、連携し、結束し、強固な組織に当たる、こういうふうな時代になってきても、努力等もさらに重ねてきておるわけでございます。そういう状況でございますので、処分につきましては、いま関係各市と、それぞれ議会中でございますので、議会の要するに時間等を考慮しまして、各市と今後の処分については協議していく、こういうことに相なっておるわけでございます。これにつきましては、それなりの御理解を得たいと思いますけれども、このような結束して当たるという労働関係に入ってきているものですから、二十六市一致して、その中に結束と、それから組合に対しては二十六市全体としての説得成果というものがあるわけでございます。二十六市それぞれ国家公務員と同じように対応できる状態ではないんだ、そういう行政ではないんだという一つの説得性を二十六市の結束の中に求めており、その中から組合の納得というものを引き出している、こういう状況でございますので、処分につきましても各市と協議を重ねた上で、処分というものについての結果を見出したい、このように考えておるわけでございまして、早々によその市から助役間の相談をしよう、こういうふうな状況になっておるわけでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）その上で対応いたしたい、このように考えておるわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　スト当日の給食費の措置の関係の問題でございますけれど、この問題につきましては二月末の校長会の席上でも検討いたしまして、三月の給食日数を一日ふやし、卒業生のお別れパーティー的な面も含めながら措置をとりたいという学校と、それから内容を充実させて、一食百

八十円でございますけれど、その分を内容を充実させることによって振りかえるというような方法をとる学校、いずれにしてもそれぞれの学校長の方から父母の方にその旨を文書で伝えて対応したいと。ですから学期末でございますので、ここで一食百八十円の返金という形は避けたいということで対応しております。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公務員あるいは地方公務員にかかわらず、国民、市民に奉仕すべき職責に立つ立場といたしまして、スト行為はまことに遺憾であります。理由がいかようにせよ、その主張と行動は、やはり公務員という立場に立って判断をされるべきものだ、このように私といたしましてはみずからの信念とし、また、そのような指導をいたしてまいりました。

今回の場合、残念ながら異例な形をとった結果になっておるわけでありまして、特に東京都市長会の立場として、東京都自治労本部とも十分誠意を尽くした交渉も、ちょうど十七日の夜から朝にかけまして徹夜をもって接触をした、そういう経過もございました。

また前後を通じましての交渉の場におきまして、特に市民に迷惑をかけないということと、それから市民の理解を得ることによって初めて目的が達成できる、そういう性質のことでありますから、十分そのあたりの配慮を尽くすようにという指導もいたしております。御指摘のことはすでにわれわれも大いに感ずるところもありますし、それから組合側にもかなり理解をする能力を持たせつつあります。当日の迷惑が最小限におさまった、最小限の範囲でとどまったということで、市民に対してはまことに申しわけない、このように思っております。今後もその基本姿勢を保って、そうしてよく指導してまいりたい、このように思っております。

後の賃金カットのことはもちろんでありますし、いわゆる問われるところの処分という問題につきましても、いま助役も答えておりますが、これまた実例判断も要する部分であります。より一層規律の厳正を確保しながら、二度とこのようなことのないように対応してまいりたい、このように心から市民におわびをして、お答えをする次第であります。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長が幾ら市民に対しておわびをするとおっしゃっても、現に、先ほど申しましたように病院の窓口でお帰りになった方がいらっしゃるわけです。ですから、広報にも書いてあります。先ほど馬場議員が広報のことを取り上げていろいろ質問なさいましたが、広報にも命と暮らしを守ると書いてあるんです。しかし、市立病院に来た方の診療ができないでは、暮らしを守り命を守るということは言えないんじゃないかと思うんです。空念仏なんですよ、市長のおっしゃることは。

それで、特にいま、組合に対して指導もしてきたとおっしゃったんですが、去年の六月のストライキのときは大体三十分前後のストであります。市長がストライキをやらないようにと指導をされたということなんですが、今回は午前中いっぱいですから三時間半、二百十分、大体七倍の今回ストライキが行われたわけです。市長が熱心に、市民に迷惑をかけるからストをしないようにという指導をやってきたとおっしゃるんですが、事態は七倍悪くなったわけです。市長が本気でそれをお取り組みになったのかどうか、非常に疑問に感じます。

それからもう一つ、重ねて市長にお聞きをしますが、いま私たちは小さな政府をつくる、むだのない自治体、行政組織をつくっていくということで、お互いに国民が痛みを分かち合うということで、行政改革に熱心に取り組んでいるときであります。ところが、日野市では今議会に、市長は現在千三百四十七名定員の職員を千四百一名にふやす、つまり五十四名の職員の増員を提案してまいりました。もちろん市民サービス、また行政の方に対する要求を確実に満たしていくためにはどうしても必要な人員であれば、当然これは確保していかなければならないことはわかります。しかし、多摩二十二市の中で最も日野市は長時間にわたるストライキをやったわけであります。市民の感情、通常、普通の人の立場から考えて、これだけ人員をふやすならば職員の大幅な増員とストライキ、どうしても納得できないと思うんです。この辺の素朴な市民の感情に対して、市長はどうお答えになるか、その辺の、ひとつお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　職員に、あるいは職員組合の一定の団結権との関連におきまして、われわれは少なくもなれ合ったというふうな状況はございません。（「七倍悪くなったんですね」と呼ぶ者あり）主張する理由もないわけではないわけでありますが、しかし、それはもっと別の手段で行わなければならない。たとえば、人事院勧告は、人事院勧告の完全実施ということは、すでに国会で論議をされている。そうして全野党が共同して一兆円減税の所得減税の問題と、それから人事院勧告の完全実施を求めている、これに国民的大きな支援を注ぐべきであって、一自治体ずつが別々に市長部局のみにそのことを求めても、これは運動の形としては必ずしも十分なものでない、このことを常に説得をいたしておるわけであります。

しかし、また、組合には全国組織があり、あるいは東京都組織があり、それなりの戦術、運動があります。それをまた交渉という形で、そうして了解をし合うための努力をするというのが、先ほど申し述べております市長会としての共通の態度、あ

るいは各自治体としての当然の自治的立場による一定の判断、このようなことで交渉経過を保っておるわけであります。その題材――今回の運動目的には特に特殊な理由もあるわけでありまして、当然日本国の憲法、あるいは国際的なＩＬＯの条約、いろいろな近代的労使関係というものがおのずからあるわけでありますから、やはりそれはそれに沿って全面的に行われるべきものである。しかし行政の窓口とか、いま指摘されますような病院現場でありますとか、学校の給食であるとか、こういうところにはなるべく主張を少なくしていくというのが、また市民自治の中の大切な課題であります。なにか物差しで計って七倍とか何倍とか言われてみましても、これはそれぞれの（「物差しじゃないんだよ、時間じゃないか。ばかみたい」と呼ぶ者あり）　交渉をする課題も違うわけでありまして、今回は特に異例であったということではわれわれも認めておるわけであります。異例は許さないということを認めているというか、そのように表明をしているあなたの説に沿っておるわけであります。

そういう中で、われわれ自治体は市民の生活、あるいは福祉、利益を守るために当然の努力をしていかなければならない、共通認識にそれを推し進めるために努力をしている、このように御理解をお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ですから、市長にはこういう異例の事態が起これば法律によって懲戒権も与えられておりますし、市民生活を守るためにその権利を正しく行使していただきたいと思うのです。法律によったそういう裏づけもあるんですから、心配をなさらないで自信を持っておやりいただきたいと思います。ただ、組合から支持をされて市長に出ておられますので、いろいろつらい点はあるでしょうが、やはり市民の立場に立って市の行政を行っていただきたいと思いますので、申し上げておきます。

次に、助役にちょっとお聞きをしますが、先日新聞に助役の記事が出ておりました。二月十八日のストの後に日野警察に行かれて、強制捜査をやめてくださいと陳情をなさったようであります。

先日、遺跡調査会の公金の不明事件の告発のときには、本来市長か、もしくは助役が行くべきでありますが、この責任を回避をして、人に押しつけて収入役を行かせて事を済まされました。しかし、今回のストの件に関しては、どういうわけか進んで助役が警察に行っておられます。一千五百万円以上の損害を市と、そして市民に与えたこの事件の解明については人任せで、違法ストライキの対応については市の方から飛んで警察の方に行かれる。普通の人の感覚では、これは逆ではなかろうかと思うんです。市長の感覚をひとつお聞かせをいただきたいと思います。いや、助役のお考えです。お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　二月十八日の夕刻でございます。確かに警察に参上しているわけでございます。これにつきましては、十八日の午前に、日野よりまだ長いストライキのところは近隣の市でございますけれども、日野のストも長い方の部類でございます。

それで、警察の公安といいますか、警備の係の方といいますか、大ぜいストライキをやってます反対側の中央公園の方の歩道に大ぜいの公安職員といいますか、警備係署員といいますか、方が大ぜいいるわけでございます。やはりそういうふうな同じ行政機関としまして、職員がストライキやったことについて警察に大変な迷惑をかけたというふうなことで、警察の方には参上しているわけでございます。そうして参上した中で、いろいろと反対に状況を聞かれたわけでございますけれども、そういう状況の中から、ふだんはおとなしい組合幹部なんだけれども、今度の場合には隣りの市で大変いい相場が出たというふうなこと等で、大分勢い込んだようだというふうな話はちょこっとしましたけれども、警察からはストライキ被害についてほとんど聞かれました。病院がどうだ、学校がどうだ、それから保育園がどうだというふうなことがほとんどでございまして、私の方からはスト当日、公安職員といいますか、警備係員、署員といいますか、大ぜい見えたという点で、行政体として御迷惑をかけたあいさつに行きました。その中で、いろいろと聞かれた中で受け答えをした、そういう状況でございます。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　そうすると、新聞の内容というのは逆のことが書いてあるということになるんですね。強制捜査はやめてくださいとおっしゃったと書いてあるんです。いま助役のお話ですと、お礼に行ったというお話ですね。

また、ちょっと続けますと、革新系市長の日野市のように警察の捜査には協力しないと強行に拒否をする市もあったということで、市長や助役というのは考え方は、多分私は一体に仕事をなさっておりますから同じだと思うんですが、新聞の記事は違うんですか。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　警察に行きました当初の理由は、行政機関同士として迷惑をかけたという組合のやったことについての釈明に参ったわけでございます。その中でいろいろ聞かれた、そういうことでございます。

それから、捜査について協力をしませんということは申し上げておりません。そういうことは、要するに警察の捜査については市として当然協力すべきですということは申し上げており

ます。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　この新聞が何か特定の政党の機関紙とか、その他の団体の機関紙であれば、私は別に取り上げないんですが、ちゃんと多くの国民、市民が読んでいます一般中央紙でありますので、あえて取り上げて聞きました。

いままで私が申し上げたことは、地方公務員のストライキなどのいわゆる争議行為は、地方公共団体の正常な事務、事業の運営を阻害する行為として、地方公務員法ではっきりと禁止されているということを申し上げたわけです。また、この公務員の争議行為が全面的に禁止をされている地方公務員法の規定は、憲法にてらしても、最高裁の判断でこれは反しないんだということがちゃんと定着をしているということも、これは前回も申し上げましたし、多分こういうことは市長も助役も十分御承知だろうと思いますので、今回は論議をしなかったわけであります。

とにかく、今回の半日に及ぶストで市立総合病院の外来者数を見ましてもわかるように、明らかに市民生活に実際の害を与えております。とても正当な組合活動ではない、組合活動の範囲を逸脱したものであるといわなければならないと思うのであります。この点をよく御承知をしていただきたい。市長は、かねてから世界の平和や、そしてまた地球の環境を守るということで、非常に御熱心に反核平和ということに取り組んでおられるようでありますが、この点も結構かとは思いますが、御病気をなさって市立病院に来られた方の命も、ぜひ守っていただきたい。まず足元からの守備をお願いをしまして、私の質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十二の一、またしても市職員組合の違法ストライキ（二月十八日）への対処を回避する市長の責任についてに関する質問を終わります。

次に十二の二、市役所をはじめ、市の公共施設には国旗「日の丸」の掲揚をについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○十八番（古賀俊昭君）　通告の件名によって再び質問をいたします。私、議会に参りましてから丸二年になりますが、この間、会派や委員会等の研修で、行政視察で多くの自治体にお邪魔をしました。そしてほとんどの市が、庁舎はもとより市の施設であるたとえば清掃工場や体育館、市民会館などで必ず国旗掲揚のためのポールも置いておりまして、ちゃんと国旗日の丸を掲揚している。そのことをつぶさに見てまいったのであります。仰ぎ見てまことにすがすがしい光景でありました。

ところが、なぜか日野市では日ごろ本庁舎はもちろんのこと、そのほかの公共施設でも一部の例外を除きまして、日の丸はことさら無視をされているようであります。国旗日の丸を市役所

などの市の施設に、常時掲揚をしていただきたい。私は一般質問の場で、ぜひ市長にお願いをしたいと思いまして、この件を取り上げたわけであります。

しかし、考えてみますと、自分の国の旗を自分の国の中で掲揚していただきたい、どうでしょうかとお聞きをし、お願いをするということは全くおかしな話であります。何も外国の旗を、ユニオンジャックや、星条旗を日野市に立ててくださいと私はその実行を迫るのではないのであります。恐らく外国ではどこでもそうでありましょうが、地方議会で自分の国の旗を市役所などの公共施設に掲揚すべきなどという、当たり前過ぎる議論が、また、やりとりが行われているなど、全く考えることすら、想像することすらできないのであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）外国では社会体制のいかんを問わず、国の中央から地方に至るまで公共の建物には、間違いなく国旗は堂々と立てられているのであります。ところがわれわれのこの日本は、全く不思議なことにこの当たり前のことが行われない。必ず決まってヒステリックに反対する人がいる。この日野市もまさにそのとおりであります。特に革新を名乗る自治体ではこの傾向が顕著で、国旗日の丸にいわれのないへ理屈をつけてこの美しい日本の旗を否定しているのであります。よく防衛論議などで、世界の常識は日本の非常識、日本の常識は世界の非常識といわれますが、この国旗につきましても全く同じことが言えるのであります。質問を具体的に申し上げる前に、国旗日の丸の歴史と由来について、少々述べてみます。

日の丸のルーツをたどると相当に古く、いまから約千三百年前にさかのぼるのであります。「新日本紀」という文献が残っておりますが、この中に天武天皇が大宝元年（七〇一年）の元旦に朝儀を行った折に、日曜日の日、日をかたどった旗が使われたとあり、記録としてはこれが最も古いものであります。また、「太平記」には元弘元年（一三三一年）、後醍醐天皇の笠置山行幸のとき日の丸を用いたとあります。また、日蓮上人のマンダラにも日の丸がしるされているのであります。

戦国の武将である武田信玄、上杉謙信、豊臣秀吉、伊達正宗、加藤清正なども好んで日の丸を揚げております。それからシャムに渡って大活躍をした山田長政も、日の丸の旗を使っております。いまＮＨＫテレビで徳川家康が放映されておりますが、家康も日の丸の旗を使っております。貿易船である朱印船には、航海のとき日の丸の旗が高々と掲げられていました。また、三代将軍の家光のときに、次第に多くなる外国船と自分の国の船を区別する必要から、紀州、尾張、水戸の御三家で相談した結果、日の丸を幕府のマークにすることが決定されました。寛永十一年（一六三四年）のことであります。

それでは、この徳川幕府の旗印となった日の丸が、いかなる経緯で日本の国をあらわす旗となったか、そして大東亜戦争後

から今日までの流れを見てみたいと思います。

本来、自分の国の旗の成立の経緯や意義については、当然義務教育の早い段階で子供たちに教えられてしかるべきですが、戦後三十有余年、自民党政府や文部省の事なかれ主義と反国民的教育団体日教組の不当な教育現場支配のため、全くこれが行われてきておりません。現に私の経験からしても、日の丸について否定的な教育は受けましたが、小中学校を通して日の丸について教わった記憶は皆無であります。そこで、私は当然教わるべき権利を（「りっぱな先生に教わって幸せだ」と呼ぶ者あり）日教組等によって奪われたわけでありますから、自分自身で、国旗日の丸の掲揚と普及を目的に運動をやっているところの資料をもとに勉強をさせていただきましたので、市長を初め皆さんにも聞いていただきたいのであります。（「結構です」「日本人じゃないぞ」と呼ぶ者あり）

嘉永六年（一八五三年）六月、神奈川県浦賀に四隻の黒船が突然あらわれ、日本じゅうが大騒ぎになりました。しかし、この時期、アメリカばかりが来日していたのではなく、ロシアのプチャーチンやラックスマンなど世界の各国の人が訪れています。これらのことから、世界の国旗がすぐわかる国旗事典とも言うべきものが必要となり、幕府は万国旗章図譜という本を緊急出版したのであります。

一方、嘉永六年、参勤交代を終えて薩摩に帰った藩主の島津斉彬は、すぐ江戸と大阪に警護の兵を出し、八月になると水戸藩主徳川斉昭とともに二百年にわたる大船建造禁止令の解除を求める進言を幕府に提出するなどして、列強諸国の来航に対する対策を進めておりました。そして、ついに幕府は斉彬や水戸の斉昭の熱心な運動に動かされ、九月十五日付をもって大船建造許可がおろされたのであります。日本は鎖国によって西欧に二百年のおくれをとってきましたが、これからは自由に大きな船がつくれるようになる、そうすれば外国船との区別を示すために日本の船印が必要となると考えた島津の斉彬は、早速大船十五隻の建造許可申請を幕府に提出すると同時に、日本の総船印は太陽の船印、日の丸を制定してもらいたいとの陳情書をつくり、江戸老中阿部正弘にその願い状を提出するため、側近の、いわゆる秘書課長に井上庄太郎という人がいましたが、この人に東京への出張命令を出したのであります。この申請書は、十二月五日江戸城下辰の口の阿部正弘の上屋敷に届けられました。日の丸についての個所を現代語訳すれば、おおむね次のようになるのであります。

お願い。外国の船と間違われないようにするため、白地に朱色の日の丸の旗をつくり、外国船と同じように帆柱に掲げたいと思います。こうすれば、難破した場合にほかの港に入るとき便利です。また、ふだんの航行にも使用したいと思います。嘉永六年十一月六日、松平薩摩の守と記してありました。

翌嘉永七年（安政元年）正月の十六日、ペリーは旗艦サスケハナ号以下七隻の黒船を持って再び日本へやってきて、わが国に通商条約の締結を迫ったのであります。つまり、開港を迫ったわけです。開国か攘夷か、幕府の中でも議論が対立しましたが、結局は三月三日日米和親条約、いわゆる神奈川条約を結んだのであります。その結果、日本は伊豆の下田、長崎、そして函館に港を開くことになりました。このように目まぐるしく時世が動く中で、幕府はさきに薩摩から出されていた大船建造を認める決定を出しましたが、日の丸を総船印にする件については、しばらく待つように、いわゆる継続審査の通知をしたのであります。

そこで、出張中の井上庄太郎は打開策を求めて、国学者として名高い水戸藩主徳川斉昭の思想にも大きな影響を与えた藤田東湖を訪ねたのであります。藤田東湖は、庄太郎という若者が一薩摩藩の立場を離れて、一途に日本の現状と将来を憂える若くて頼もしい男だと感心をし、率直に考えを述べたのであります。

私たち温帯地方で生活をする日本人は、強い熱帯で太陽の光をきらって生活しようとする人たちとは違って、太陽の光に感謝して生きてきた、そのあらわれが聖徳太子の言われた日出るところの国であり、日の本の国などの古い日本の呼び方である。この呼び方をストレートに形にあらわしたのが、島津公から出された日の丸の総船印だと思います。

形の意義については、日の丸の丸は、始めもなく終りもない円満と平和をあらわしている。白地は広い空間、すなわち大自然、太陽の輝きに感謝する人間の真心と愛情をあらわしたものであると理解すべきである。それにもう一つ、人間も生物も太陽の絶大なエネルギーによって生き、栄え続けているのですから、人々が希望する繁栄もこの中に含まれることは申すまでもないと言ったのであります。東湖は庄太郎に丁寧に答えて、最後に、人間は大自然とともに生きているのですから心清らかにして英知を働かし、大自然の真心をつかんでそれを実行すべきことが大切です。特に国として大事を決めるときには、一層大切なことであると結んだのであります。

島津斉彬は、阿部伊勢守から江戸へ出てくるようにと求められて、神奈川条約が締結される三日後の三月六日、江戸の薩摩屋敷に着きました。すでに庄太郎は日の丸の見本を柳田竜雪という絵師に書かせて用意していたのであります。日の丸の色は朱と紅色の二種類をつくったのですが、斉彬は朱色の方が太陽に近いとして、この日の丸の見本を水戸の斉昭公に、なお、尾張、宇和島、肥前などの大名へは、絵を書いて届けるように業務命令を出したのであります。このようにして配られた日の丸の旗の見本は、水戸の斉昭公を初め大変好評であったのですが、幕府においては反対意見が多く、なかなかまとまらなかったの

であります。

そこで、意見の一致を図るため、老中阿部正弘は造船係の勘定奉行と目付役、それから勘定吟味役の三人からなる検討委員会を設置させて諮問したところ、全国の総船印は中黒に、幕府が日の丸の旗を使い、各藩は藩の紋章を使ってはどうかという答申を出してきたので、阿部伊勢守はこれを幕府の政治参与である水戸の徳川斉昭に意見を求めました。斉昭は「源氏の印である中黒を日本の総船印にすることはよくない。幕府で日の丸を使っているが、日本では幕府以前から多くの日の丸が使われてきている。今度のことは国が始まって以来大切なこと、日本の国をあらわす日の丸を総船印に、中黒を幕府の船印とする方がよい。また、人間には知性、感情、意思がある。われわれ日本人は遠い昔から大自然、すなわち道理に丸く溶け合った生活を目標としてきた。そして太陽を生物の中心として敬愛し、国名も日の本の国と名づけて呼んでいるのである。日の丸は、こうしたわれわれ日本人の考え方を一つにして日本の国をあらわそうとしたものである」と、熱情あふれる意見を述べたのであります。

斉昭は嘉永七年（一八五四年）六月二十九日と七月一日と続けて江戸城に登城し、阿部伊勢守に会って自分で描いた日の丸を見せながら、何度となく重ねて説き聞かせました。その結果、阿部伊勢守はついに同意を示すに至ったのであります。安政元年（一八五四年）七月九日、この決定は徳川幕府老中阿部伊勢守正弘の名で大目付に伝えられ、七月十一日諸大名あてに、今後大船には外国船と間違われないように日本総船印は白地に日の丸の旗を使用すること、と全国に布令を出したのであります。安政二年（一八五五年）二月二十三日、薩摩藩が幕府の許可を得て初めて建造した西洋式蒸気船昇平丸は、鹿児島湾を出発し三月十八日、無事江戸の品川港に入港したのですが、その船尾には総船印制定後初めて掲げられた日の丸の船印があり、見物に集まった人たちの目に鮮やかに映ったのであります。

安政三年（一八五六年）七月、日米和親条約によりハリスがアメリカ合衆国総領事として下田に来航し、日本駐在を幕府に迫りました。幕府は結局駐在を許可し、ハリスは下田の玉泉寺に駐在することになったのであります。ハリスは、翌安政四年六月には下田条約を結び、本当の目的である日米通商条約を結ぶため、日本に海軍、陸軍の力がないことを幸いに一方的な強引な外交を進め、安政五年（一八五八年）六月、幕府との間についに日米修好通商条約を結んだのです。日本にとっては全く不利な条約でしたが、中国ではアロー号事件が起こり、清国が英仏連合軍に破れるなど、力のない日本はアメリカの要求をのむ以外になかったのであります。この日米修好条約の十四条に、都合によっては日本政府よりアメリカのワシントンにて本書を取り交わすとあり、そのため幕府は使節をアメリカに派遣することになったのであります。しかし、このとき使節団が乗る船はポーハタン号というアメリカの船でありました。これを聞いた、皆さんも御存じの勝海舟は、日本の船で日本人の力でアメリカに渡るべきだと幕府に訴えて、やっと遣米使節団の護衛と一行の食糧や雑用品を届けるという名目で、航海が許されたのであります。その船が咸臨丸であります。

万延元年（一八六〇年）一月十三日、咸臨丸は遣米使節の乗ったポーハタン号より一足先に浦賀を出発し、一路アメリカへ向かったのであります。出航以来大波に揺られ、あわや難破寸前という咸臨丸でありましたが、帆柱に立てられた日の丸の旗のもと乗務員必死の働きで三十七日目の二月二十六日、サンフランシスコに入港したのであります。遣米使節はサンフランシスコから首都ワシントンへ行き、大歓迎を受けたのですが、使節一行が通るブロードウェイの大通りには軒並みに日の丸とアメリカの旗が掲げられていました。この日の丸こそ外国の地で掲げられた最初の日の丸であります。五月十七日ホワイトハウスでブカナン大統領との会見が行われ、条約文に続いて国際習慣に従い、日本国国旗とアメリカ合衆国国旗を取り交わしました。遣米使節団はまさにこのために波頭を越えて太平洋を渡り、アメリカに来たのであります。遣米使節団が万延元年アメリカにおいて掲げた日の丸の旗に続いて、文久三年（一八六一年）今度は遣欧使節団がヨーロッパで日の丸を掲げ、さらに文久二年小笠原父島にわが国の領土であることをあらわすために、日の丸を掲げたのであります。

このように日の丸は掲げられるようになったのですが、当時は法律用語が整理、整備されていたわけではありませんから、日本をあらわす国旗を総船印という言葉で呼んでいました。明治に入っていろんな制度の見直しが始まり、これまでの総船印という言葉を国旗という言葉であらわした方が一番適切であるということがわかり、それにまた寸法や国旗の掲揚の仕方も決めて、明治三年（一八七〇年）一月二十七日、有名な太政官布告第五十七号を布告したのであります。日本が世界の一員となるための必要性から国印が考えられ、そのデザインを決めるために先覚者のすばらしい英知と必死の努力があり、祖先たちが遠い昔から太陽を尊んできたことが、みごとに日の丸という国旗にまとめられたということができるのであります。

ところが、日本が戦争に破れた昭和二十年八月十五日から、国旗日の丸の受難の時期が始まり、今日まで続いているということを私たちは今日指摘しなければなりません。皇居の真正面、現在の第一生命ビルに連合軍総司令部（G、H、Q）を置いたマッカーサーは、国旗日の丸を法令で禁止こそしませんでしたが、国旗を掲揚する場合は一々申請をして、許可をとらなければならないとしたのであります。昭和二十二年五月二日、市長の好きな日本国憲法が施行される前日ですが、日の丸の掲揚が

皇居と国会議事堂と最高裁判所、そして首相官邸の四ヵ所に限ってGHQは許可をしないでも掲揚していいという布告を出しました。この時期によく日本に主権があったかなかったか、自由な意思があったかどうか議論があるところでありますが、この一言を見ても日本に自由な意思決定ができる権限などなかったことが、よくわかるのであります。そして昭和二十三年九月十四日、十二祝祭日ある、この祝祭日には、許可を受けなくとも日の丸を掲げてもよいことになり、昭和二十四年一月一日のGHQマッカーサーのメッセージ及び覚書によって、やっと自由に何の規制も受けることなく掲揚できるようになり、私たちの日の丸は、やっと私たち日本人自身の手に戻ってきたのであります。日の丸は、さまざまな変遷と時代の大きなうねりの中からよみがえったのです。

日の丸の歴史と私の考え方を述べてまいりましたが、この私の考えと歴史の重みをもとにして、市長に以下の点について質問をいたします。

質問の第一は、森田市長の旭が丘にお宅があります。大変りっぱな広いお屋敷ですが、お宅には、森田喜美男家個人として国旗日の丸をお持ちになっているかどうか、お伺いをします。これが一点目であります。

次に、市長は昨年六月の第二回定例会で、私の質問に答えて次のように答弁なさっております。日の丸は国の旗だといわれ、君が代は国の歌だ、そういうふうに一般的には言われておることも承知しております。こうお答えになったのであります。これが市長の国旗日の丸についての認識ですが、一般的には言われておることも承知しておりますというのですから、一般はそうなんだが自分は別だとおっしゃったのではないかと解釈もできるのです。

それでは、国民はどう考えているか。つまり、市民の考えであります。世論調査を総理府でやったものがありますので、御紹介をします。日の丸は国旗としてふさわしいか、ふさわしくないか、アンケートを調査したものであります。集計を見ると、ふさわしい八四%、ふさわしくない四%、わからない一二%、圧倒的多数の人たちが日の丸を支持しております。そこで確認をしたいのですが、市長がもしこのアンケートの回答者なら、圧倒的多数の八四%の日の丸支持の回答を出されるのか、それともふさわしくないという圧倒的少数四%の側に立たれるのか、御回答をいただきたい。これが質問の第二であります。

次に、私は一度も確認していないんですが、市役所本庁舎では国民の祝日に関する法律で決められた祝日には国旗日の丸を掲揚しているということも聞いたんですが、これを市民の皆さんが大ぜい市役所を訪れる平日に、つまり毎日掲揚するお考えはないか、これが三番目の質問です。

四番目は、市には本庁舎のほかにも多摩平支所、また七生支

所、市立総合病院、福祉センター、図書館、それに幼稚園、保育園、小中学校など多くの諸施設がありますが、これらの市民施設にできれば毎日日の丸を掲揚していただきたいとお願いをしたいと思いますが、もしだめなら、せめて法律が決めた祝日だけでも国旗を掲げるべきではないかと思いますが、お尋ねをします。これが四番目の質問です。

五番目の質問は、この本庁舎ですが、市役所の建物に毎日正面玄関のポールに日野市の記章の入った旗と、そのほか二枚のペラペラな布きれが掲げられております。また、二階の組合事務所のベダンダには組合の旗が連日、確実に立っているのであります。ところが、国旗掲揚のためのポールは、どこを探しても見当たりません。市長は新庁舎を建設なさるときに、特に指示かなにかなさってこの国旗掲揚のためのポールをつくらせなかったのか。もし、いま国旗掲揚をしようとすれば、すでに満杯でありますのでできないわけであります。ポールが余っていてあえて掲げないというなら、市長の政治姿勢からしてわからないでもないのですが、日の丸のためのポールすら認めない市役所は、日本広しといえども日野ぐらいではないかと思うのですが、まことに不思義な話です。市長にこの点をお伺いします。五番目です。（「市民会館につけろって」と呼ぶ者あり）あ、それは次に聞きます。

次に六番目の質問です。これから審議を進める昭和五十八年度予算には、市民会館の建設予算がのっておりますが、市民会館には国旗掲揚のためのポールが設計の中に入っているかどうか。また、市長は市民会館が完成した後、日の丸の掲揚の意思があるかどうか、これをお聞きをします。六番目であります。

七番目の質問をいたします。本来、本庁舎には毎日国旗日の丸を掲げるのが世界の常識であり、国民の常識であり、そして市民の常識だと思いますが、残念ながら今日まで森田市長はこの常識を無視し続けております。そこで、私どもは市長がこの常識を実行してくださる日まで、暫定的にでありますが、私どもの議員控え室のベランダから（「とんでもないことを」と呼ぶ者あり）市民の皆さんにも十分見ていただけるような大日章旗を立てたいと考えておりますが、市長に何か御意見があればお伺いをしたいと思います。（「もう、あきれたわ」「異議なし」「いいぞいいぞ」と呼ぶ者あり）

以上、七点について質問をいたします。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。（「格調の高い答弁頼むよ」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　質問でありますから、正しくお答えをいたしたいと思います。

日の丸といわれ、日章旗といわれ、また国旗といわれる日の丸は、私らが子供のときから育ってきた大変胸に熱い感情を持

たせるシンボルであります。そして、いま大変誤解をもって、あるいはイデオロギーみたいな立場でみずからの説に立った質問がございましたが、私はどうしてこのような質問が出てくるかと疑問すら感じております。

私は幼時のときから日の丸に対します認識は、これは特に国の定めた祝日、あるいは何か門ある日、こういうときにこそ日本国民のといいますか、日本民族のすがすがしい、あるいはお互いの同胞であるというシンボルとして用いられるということには同感であります。そして今日、たとえば庁舎の屋上に、あるいはいかがわしい場所にまで乱用されているということは、むしろ尊敬の念に（「日野警察にあったぞ」と呼ぶ者あり）冒すものがあるんではないか、このように言ってもよいと思っております。私のうちにもいわゆる日の丸を所持いたしておりまして、一年に定められております民族的な慶祝の日にはちゃんと掲揚いたします。見に来ていただいても結構でございます。

それから、日野市の公の施設の立場においても、私は同様だというふうに思っております。たとえば会社の旗、つまり企業の旗と国旗と同じ高さに掲げると、一体どういうセンスであろうかと、不思議にすら思うわけであります。（「そんなところあるか」と呼ぶ者あり）至るところにそれが見受けられるんではないでしょうか。そういうことで、御認識をひとつ新たにしていただきたいと思っております。領域を離れた海外の航海においても船舶が日の丸の旗を掲げる、あるいは外国に駐在する日本の公館が日の丸の旗を掲げる、これでこそ日の丸は生きるんであります。（「わかっているんだよ」と呼ぶ者あり）わかっておれば、それで結構です。

したがいまして、当市におきましてもそういう思想信条に基づきまして、公式の日にはきちんと掲げております。ポールがないといわれますが、ポールはあるわけでありまして、三本のポールに平日はわれわれの自治体のシンボルである日野市の市章、これを染め抜いた旗を一番中央に置いて、ひらめかせております。それにわれわれ市民の共通の願いである緑を取り戻そう、それからまた清流を取り戻そうという、それを象徴する（「空念仏象徴じゃないだろうな」「すがすがしいさわやかな旗だ」と呼ぶ者あり）色彩の旗が掲げてあります。これこそ日野市にふさわしい姿だと、私は心から考えております。そういう回答をもちまして、十分その他の御質問にもお答えになっている、このように思います。

私的な考えをもって事を律するなんてことは、私どもには本来ないつもりでございます。そのように御理解をいただいて、回答といたします。

○副議長（大柄　柄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　森田市長も自宅にはちゃんと日の丸を持っておられるということですから、その点は、まあ当たり前のことなんですが、ほっとしました。私どもの市長ですので、市政の内容の善悪は別にしまして、やはり日の丸ぐらいは持っておいていただきたい。このことだけは、最初にお聞きしたのもそのような理由ですので、よかったと思っております。

二番目の質問、市庁舎の方に日の丸の旗は毎日立てる意思はないということわかったんですが、アンケートの方の回答は、どちらの方にされるかというのはよくわからなかったんですね。これをちょっと、もう一度再質問をします。

それからもう一つ、市民会館の方に国旗掲揚のためのポールをおつくりになるのか、また、毎日掲揚されるお考えはないか、それも具体的に回答がありませんでした。

それから、議員控え室の方から暫定的に大日章旗を、せめて日野市で毎日日の丸が掲げられるまでは私どもがかわって、市長にかわってですよ、やりたいという気持ちでお聞きしたんですが、それについての御意見はなかったんですが、なければ結構ですが、再質問をします。

それから、先ほどいかがわしい場所等にも日の丸が云々というお言葉があったんですが、これは日の丸を扱っているその人個人の質の問題であって、日の丸自身には何の責任もないことですから、誤解のないようにしておいていただきたいと思います。どういう場所かはわかりませんが、私、官公庁にはちゃんと立っているのをいつも見ますし、ほかのいろんな施設、式典等にも掲げられているのを数多く知っておりますので、何を指していかがわしいとおっしゃったのか、よくわかりませんが、もし具体的にお答えがあれば、その点も含めて再質問とします。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　余り公式の場で言う必要のないことは、また個人的にお話をさせていただいて結構でございます。

ただ、われわれの一番祖国、あるいは民族、これの中に意見の相違をつくり出す一つの動機として国体という形と特に結びつけようとか、あるいは国家権力と結びつけようとかする、そこに私は論議が生まれてくる部分があると思います。そういうことにならないように、われわれの平和を願う民族の象徴として、この日の丸の問題は扱っていくべきだと心から思っております。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　別に私はお聞きをした議員控え室の件は御回答なかったものですから、黙認をしていただけるというふうな感触も得ましたので、検討してみたいと思います。

それから、アンケートのことはお答えついになかったんですが、やはりふさわしいと思うか、ふさわしくないと思うか、は

つきりできるはずです。何か非常に心に引っかかる、何かお考えがあってあえて回答を拒否されるのか、その辺がよくわからないんですが、私がるる先ほど日の丸というものの歴史、経過も述べましたので、そのことに立って私はお聞きしておりますので、市長との見解、また哲学、歴史観、そういうものをいろいろ含めて違えば、これはもういたし方のないことですから、次の質問に移ります。

それから、一つ言っておきたいと思うんですが、市役所の建物には三つの旗、いわゆる市長が先ほど言われた市の旗、それからほかの二枚の布きれの旗と、そのほかにも組合の旗が毎日立っているんですね。（「あれが一番高い。一番上だ」と呼ぶ者あり）高さからすれば一番高いところに立っているわけなんですね。こういうことは、ひとつ是正されなければ、市長、一つの庁舎管理上の問題も前に指摘したことがありますが、取り組んでいただきたいと思いますので、この場をかりて言っておきます。

それから、これは市庁舎の施設ではないんですが、豊田駅の北口に都の所有地でありますが、国旗掲揚搭、ポールが立っております。これはお聞きしますと市制施行を記念をして、市民の有志の方が豊田の駅頭にもぜひ日の丸を立ててもらいたいということで、市制施行を記念して当時の古谷太郎市長に寄贈されたものであるそうであります。ところが、日の丸が私が日野市に来まして豊田駅からいつも通勤等で電車に乗っておりましたので、よく知っておりますが、一度も日の丸が立っているところを見たことがありません。五月だと思うんですが、年に一度こいのぼりか何かがつるされております。幸いここは都の土地ですから土地については問題ありませんが、使用目的をちゃんと国旗を立ててくださいという市民の方のお願いに従って市も受け取ったものですから、もしその目的に沿った使用がないのであれば、されないのであれば、寄贈された方にお返しになったらどうかと思うんです。

また、この市のポールは当然市の財産として登録されているはずでありますが、聞くところによりますと市の財産にもなっていないそうでありますので、使用目的に沿って御使用にならないのであれば寄贈してくださった方に市長はお返しになっていいんじゃないかと思いますので、お考えをお聞かせいただきたい。

副議長（大柄　柄君）　市長。

市長（森田喜美男君）　多摩平の豊田駅前、ロータリーがありまして、そこにポールが立っております。これも私は市長に就任当時、担当者をしてあれはどこの所有であるか、どこの所管であるかということを問うたことがあります。登録がされてないということで、つまり不明な施設ということになっております。

私は、何かやはり子供たちに子供の日の機会を期して、その成長を祝う、こういう気持ちを表現したいと思いまして、幼稚園と保育園にこいのぼりを、もちろん公費でありますが、配置し、そしてまた用途不明のポールにはこいを毎春掲げてまいっております。最近、聞くところによりますと建物が建ってビル風が変わったということもあるようでありますし、ポールそのものがかえって危険をはらむということがあるそうでございまして、担当者に聞きましたところ、近くポールは取り除きたい、こういうことであります。返して受け取ってくださる方があれば、大変これはありがたいことだ、こう思っております。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　与党の皆さんはそのような発言を聞かれると非常に喜んで小躍りされるでしょうが、やはり一つの居直りの回答だと思うんです。ちゃんと目的を定めて市が受け取ったものですから、市長はきちんとその目的に沿って、日の丸を立ててくださいということでお願いをして市民の方が出されたものですから、受け取った以上はきちんと目的に沿って使っていただいてしかるべきだと思います。取り壊しとかどうのこうのというのは、二次的な問題です。余り居直らないで素直に答えていただきたいと思うのです。

市長の日の丸に対するお考えを聞いていますまでおりますと、さきの戦争による影響というふうなものが何かあるのではないかと思うんです。これは、多分日の丸を認めないという日本にいるごく少数の人たちも同じではないかと思うんですが、市長は大東亜戦争のころはたしか中国大陸、満州ですか、そちらの方にいらっしゃったようであります。この日本が中国大陸へ今日学者の言うところの進出をしているとき、市長を支えておられる共産党や社会党の方の言われる侵略です。市長が共、社の言うところの侵略の一員として大陸に行っておられた当時、何か国旗に関して今日の見解をお持ちになるような経験か、きっかけとなるようなことがあったのではないかと思いますが、何か鮮やかな御記憶がございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。（「言ったら戦犯になるぞ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は若いころ、アジアの平和ということの当時の宣伝をまともに信じて、そうして軍人ではありませんが産業の平和部隊と申しましょうか、産業を奨励、指導する立場で大陸に参っておりました。その間、当時の侵略はいかに理由なきものであるかと申しましょうか、勝手な名目をつけたものであるかということも経験をいたしました。日本人であるということの一面の立場と、それから侵略行為に加担をする立場の矛盾も大いに感じました。敗戦後、引き揚げという非常に異常なといいましょうか、私の人生では最も厳しい経験の試練をいたしまして、その際、これまでの考え方に大いに

反省をいたしまして、今後、国に帰りましても別段どれだけの役が果たせるかは別といたしまして、生涯を通じて平和の仕事、あるいは民主主義の仕事、あるいは地域社会に自分たちの交わる範囲でも、いわゆる共存共栄と申しましょうか、そういうお互いの気持ちの触れ合う、そういう社会になってほしいという気持ちを終始持っております。そういう気持ちに立ちまして、最小限の手元の子供の育成でありますとか、あるいは近隣とのおつき合いの中でその気持ちは貫いておりますし、今日、市長として地域社会に奉仕させていただく立場におきましても、全くその気持ちの延長ということで臨んでおります。問われるような、何か特定のイデオロギーに偏しておるというふうに、質問の内容から見ると思われているようですが、それは全く誤解である。日本国民、あるいは日本の日の丸の旗ということにつきまして、私がきょう申し述べたとおりでありますので、それを正しく受け取っていただくようにお願いをいたします。

（「市長の言うとおりだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長はいま、中国大陸に行っておられたとき平和部隊の一員として行っておられたというようなことを言われたんですが、平和部隊も行ってたんですから、中国へ。市長が言っておられますから、その点よく御承知をしておいていただきたいと思います。

また、日本が戦争に敗れましたのは一九四五年、昭和二十年の八月十五日、中華人民共和国、いまの中国ができましたのが一九四九年の十月一日、天安門で毛沢東が建国を宣言してからであります。日本が戦争に敗れたときにはなかった国であります。そのことを、ひとつよく御承知をしておいていただきたいと思います。

日の丸の問題に返りますが、日の丸はすでに社会体制の、国家体制のいかんを問わず、現在多くの国々の人が日本の旗である、日の丸は日本の旗だと認めております。国際会議でもそうです。また、オリンピックなどもそうでした。そうした国際行事や、また国や政府要人の公式訪問のときには、日本の国旗として日の丸がちゃんと掲げられております。お互いの国の国旗を通して世界の国の人たちとの友好と平和が養われているのであります。国内を見ても、最初に言いました世論調査の結果が示すように、日本の国旗は日の丸がふさわしいという方が八四%であります。圧倒的な多数です。国民が答えている点からしても、これが健全な国民感情であろうと思います。

ドイツのヒットラーやイタリアのムッソリーニは、政権をとると、いままで使っていた国旗を使用しなくなりました。しかし、敗戦後の国民は戦前からの国旗を正しいものとして復権させて、国の再建の第一歩をしるしたのであります。

このことは、国旗の持つ真の意味をよく、性格をあらわしているものと思います。日の丸は戦争と何ら関係はありません。日本人の自然観、文化観、そして心情、これをありのままに象徴化したのが日の丸です。世界の常識、市民の常識が、この日野市では森田革新市政であるがゆえに非常識であることのこの不自然、かつ反文化的な状態が一日も早く終えんを迎えて、緑と清流の町、日野市の澄み切った青空に、市庁舎を中心に、すべての市の公共施設で国旗日の丸がへん翻と翻る日を熱望し、また、その日の間近に接近していることを確信して、私の質問を終わります。（拍手）

○副議長（大柄　保君）　これをもって十二の二、市役所をはじめ、市の公共施設には国旗日の丸の掲揚をに関する質問を終わります。

次に十三の一、第二次基本構想に基づく長期計画を早く策定せよについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔二番議員登壇〕

○二番（福島敏雄君）　それでは、第二次基本構想に基づく長期計画を早く策定してほしいという立場で、質問をさせていただきます。

私は、この三月議会を迎えまして、議員としてちょうど一年が経過したわけであります。この一年間は、ただ一筋に市民の要望を市政に反映することと、私自身が考えます町づくりのために若輩の身も省みず、市長を初めとする理事者、職員の皆さんに問題提起をしてきたところでございます。こうした問題提起が、果たしてどの程度昭和五十八年の予算に反映されているかと、興味深く予算書を見たわけであります。心強く思いました。道路新設改良費は、昭和五十七年度一億九千五百十二万四千円でありましたけれども、五十八年度予算案を見ますと、三億四千六十七万四千円と、かなり大幅にふえております。

さらに、身近な課題ではありますけれども、カーブミラーも昨年の五十本から百本という形に、倍増になっております。

（「さすが革新市政」「やることが小さい」と呼ぶ者あり）

その他、他の議員の指摘した内容も予算案の随所に織り込まれていることが確認できたわけであります。もちろんすべての内容が予算に反映されているわけではありませんが、少なくとも議員の問題提起は真剣に受けとめ、対応しようとする姿勢が強く感じられることに一定の評価をするところであります。二年目を迎え、新たな気持ちで幾つかの問題を提起させていただきますが、いままで以上に前向きに対応されることを、まずお願いを申し上げておきます。

さて、日野市民の要望にこたえた町づくりを進めるためには、行政と議会はいま何をすべきなのでしょうか。住んでいる地域、職業、性別、年齢などの違いによって、何を最優先にするかの違いはあっても意識調査の結果、あるいは市長と市民の対話集会、そういうものの中から、十分住民の要望はすでにつかんで

いるというふうに判断をいたします。したがって、いま必要なことは財政との整合性を考慮して、いかなるステップを踏んで町づくりを進めるのか、そのステップ、いわゆる年次計画を策定することだと考えます。

昨年の十二月議会において、第二次日野市基本構想を設定をいたしました。昭和五十八年度予算案は、第二次基本構想に沿って考えられたことは、市長の施政方針表明でも明らかでありますが、解決すべき課題は来年度以降に多く積み残しているわけであります。市民は、積み残された要望がおおよそでもいいから、いつごろ解決されるのかを知りたいわけであります。たとえば、東光寺の河川敷のグラウンドはいつから使えるようになるのか、栄町、新町地区に文化施設はどの程度のものがいつごろ建設されるのかを知りたいわけであります。そうした市民の期待にこたえるには、どうしても行政分野ごとの長期計画を早く策定することだと思います。

そこで質問でございますけれども、第一点目は、基本構想は文字どおり構想であります。構想に基づいて、具体的に何をするかという基本計画、私は表題では長期計画といわせてもらっておりますが、これをいつまでに策定するのか、これをお聞きいたします。

それから質問の二点目でありますけれども、その基本計画はどのような手順で策定されるのかということであります。

（「それが一番大事だ」「そこだ、そこそこ」と呼ぶ者あり）

手順には幾つかの段階があると思いますが、まず第一段階として、庁内の計画はだれが、いかなる方法で策定をするのか。あわせて、議論が出ておりますけれども、市民参加はどのような形で進めていくのか。三番目に、議会はどういう関連を持つのか。いわゆる基本計画を策定する手順について、市の見解を示していただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

基本計画、いつまでに策定するかという、まず一点目の質問でございます。私どもといたしましては、作業の内容を詰めまして、五十八年度後半から五十九年度へかけて完了させたいという意向を持っております。時期につきましては、その期間内に完了させたいということでございます。

二点目に、その策定の方法、手順はいかんという御質問でございます。まず一番初めには、御質問の方がおっしゃったとおり、庁内での計画討議ということをする手順になると思います。庁内での討議の場といいますのは、現段階の、現況の把握ということについて、まず行わなければなりません。現況の把握、各町々別の公共施設の普及度等、そういうようなものを精査いたしまして、日野市内における公共施設の普及度の現況をとらえることから始めたいと考えております。その上で、その不均衡を補正していく政策張りつけを行い、具体的な予算の張りつけという手順になるかと思います。それらの作業を考えますと、五十九年前半あたりまでかかるように施行されるわけでございます。

それから、その計画に対する市民参加の問題でございます。この市民参加につきましては、素案が固まる段階で市民参加を考えていきたいと思っております。この参加のあり方でございますが、これは前に百人委員会とかいろいろございます。それらをそのままではなくて、やはり技術的分野、あるいは科学的分野、いろいろ範囲がございます。それらを勘案した中で、適当な方々に参画していただきたい、そのようなものを考えていきたい、このように思っております。

それらの計画案がある煮詰まりの段階に達したところで、議会の方々に一応、法律事項ではございませんが、御相談いたしたい。これは全協とか、いろいろな場合があると思います。それらの場面で、あるいは議会の方々におかれましても特別委員会等ございますので、そういう席上での討論をお願いいたしたい、このように手順としては考えております。以上でございます。（「事後承諾はだめだよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（副島敏雄君）　ちょっと確認をさせていただきたいのがあるんですけれども、私は素案のたたき台をつくるということで、庁内の計画はだれが、だれがというところがあるんですけれども、どういう形で進めるんですか。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　失礼いたしました。だれがに当たる部分には企画財政部が担当になり、そのもとにプロジェクトチーム、要するに各部課からそれに対応する職員を集めてのプロジェクトチームをつくる。これは日野市だけではなくて、ほかの市でそのような事業を行う場合に、いつもとられているところでございます。なるべく広い範囲の職員を参加させたい、そのように考えております。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（副島敏雄君）　ちょっと質問の、これからしようとする意図を先取りされたような答弁だったんですけれどね、プロジェクトチームになるべく多くの職員を参加させるということですか。

○副議長（大柄　保）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　説明が舌足らずで申しわけございません。具体的に言いますと、プロジェクトチームを構成する場合に課長メンバーでのチーム、あるいは係長メンバーでのチームと、いろいろつくり方がございます。私の意

向としましては、そういうふうな課長、係長というふうな職階的なものを考えずに、要するに適応能力ある職員を集めてという意味に申し上げております。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（副島敏雄君）　それでは、市長に質問をさせていただきます。大したことありませんので。（「大したことないこと質問しちゃだめだよ、福島さん」と呼ぶ者あり）

市長の施政方針表明の最後を読ませていただきますと、日野市政の本来の目標である緑と文化の市民都市への限りない発展に向かって、全職員の英知と努力を引き出し、市民のお力を最大限にかりて懸命の努力をする、と述べられております。私は、これこそ行政の基本であると感銘を受けたわけであります。そして、全職員の英知と努力を引き出すには、日野市の十年後を展望した長期計画、基本計画の立案に全職員が参加をし、考え方を提案してもらうことが非常にいいテーマだというふうに考えるわけでございます。

若干、具体的に申し上げますと、市庁舎へ入ってまいりまして市民課、ここでどういうような形で問題点があるかというふうに、私なりにちょっと考えてみますと、やはり市民課は、いまこれから改善しようとするような問題は、市民サービスの向上、こういうものがあると思います。具体的に言えば、現在七生支所、あるいは多摩平支所で用の足りない部分、本庁に来なければできないというようなこともあるわけでございまして、あるいは動く窓口車、こういうのもあるわけです。したがって、それらを本庁とオンラインで結ぶというようなことによって、市民サービスの向上を図っていこうじゃないか、こういうものをある程度目先の基本計画というものに置いたとするならば、それにはやはり市民課の職員の皆さんのいろんなアイデアを出していただくということが、非常に効果的だというふうに考えるわけです。

それから、たとえば資産税課、隣りを見ますれば、これは財政と財源とは無関係ではありませんから、各年度ごとの財源見通しを出す。

それから保険年金課、ここで言えば、問題としては現在国民年金で任意加入の方々の脱会というのが、ふえていくような感じです。というのは、現在の国民年金が将来的にどういう展望を持ち得るのか、掛け金は高くなるけれども、それほど給付が完全に可能なのかどうなのかというところに、市民は不安を覚えている。そういったようなものに対する方向づけを示すというようなことは保険年金課でありますし、あるいはさきの議会で否決されましたけれども、国保の税体系のあり方、こういったようなものと、医療費の削減とか、こういったようなテーマを考える、これは目先のことでなくて、十年先を考えていく、そういうテーマが保険年金課にはあると思うんです。

それから、二階に上がりまして健康課に行きますと、議員の皆さん方も非常に問題提起の多い、やはり今後の予防医療の体系の確立、こういったようなものを十分検討していただく必要があるんじゃないか。

それから、産業経済課を見てみますと、これは日野市の観光はどうあるべきか、あるいは今後の農政はどうあるべきなのか。現在、専業農家の方々の実際にやっている人が非常に高齢化してまいりまして、後継ぎがいない、非常に少なくなってくる、こういったような実態認識の上に立って、これからの農政はどうあるべきなのか、こういうものを考えるのは、やはり産業経済と、あるいは農業委員会、こういったような方々との連携プレーがどうしても必要だ。

それから生活課については、これはコミュニティーのあり方、たとえば一つとっても、現在地区センターが年一館ずつポツンポツンとできますけれども、十年後にはどうしたらいいのか、こういうようなことは当然考えておかなきゃいけない。あるいはハードの施設だけではなくて、その運営の仕方、ソフト面についてもいろいろ考えていく必要がある。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

それから、その隣りの公害防災課、これはやはり生命を脅かす要因の把握とその対策。たとえば水害、火災、がけ崩れ、こういったものの要因を洗い出して、その対策を考える。

こういうのがずうっとあるんですけれども、もっと言いたいんですけれども、たとえば社会課、老人福祉の展望、非常にこれからは高齢化が進んでおりまして、ネットとして六十歳以上の人口、年五百人ぐらいふえると私は推定をしております。そういう状況の中で、これからの老人福祉はいかにあるべきなのかというようなテーマも重要なことだと思いますし、いま市内に偏って設立されております福祉センターというようなものは、市内にはどう配置したらいいのか、こういうようなことは、ぜひ社会課あたりでやっていただく必要があるんじゃないか。

それから児童課におきましては、やはり公園の配置でありますとか、保育園がこれからどういう地域に、どれだけ必要なのか。たとえば現状を言いますと、日野市の中でも非常に措置指数の低いところで入園できる保育園と、旭が丘、多摩平のように措置指数が満点、一番高いところでも入れないという実態、こういう実態にどう対応していくのかというふうなことは、毎年毎年実務で追われて大変なんでしょうけれども、これは方針を出していただく必要がある。

福祉事務所も同じようなことが言えるんじゃないかと思う。

それから、問題は三階です。これは道路、下水道、緑の保護、区画整理、やはり都市基盤の整備、このことについてぜひ、あすこで働く方々が現状の把握と問題点の整理、方向づけを行う、こういう必要があろうと思うんです。

それから、四階に行きますと企画課、ここでは全体のまとめをやるというふうに、いま答弁がありましたけれども、それはそれでいいでしょう。

それから五階におきましては、これはやはり、いろいろこれも議論がありますけれど、これからの幼稚園、小学校、中学校、これの配置計画はどうなのか。この辺は先日教育長の方の説明の中に、なにか委員会ができて検討するようなことの話がされましたけれども、やはりそういうような課題の方向づけがあろうと思うんです。

それから教育委員会、体育館、非常に要望の強いスポーツ施設の配置、こんなようなことがあるわけであります。

したがって、これは前段でございますけれども、前置きでございますけれども、企画財政部長の答弁ですと、企画財政部がまとめの中心になって、プロジェクトチームをつくります。それでプロジェクトは課長とか、係長とかに限らず有能な人材をそこからピックアップします。こういう話なんですけれども、私はやはり基本計画をつくるというのは、一種の現在の日野市の改善計画だと思うんです。民間ではこういう改善、提案制度というものは盛んになっているわけでありますけれども、民間ではもちろんその目的とするところは、やはり利潤の追求、それから品質の安定性、そういったようなところでございますけれども、日野市の場合を考えたら、それはコストダウンということもあるでしょうけれども、むしろ市民生活、市民サービスの向上ということに焦点をしぼって、職員の皆さんからいろいろ提案してもらう、これが非常に必要だと思いますんで、いま言ったような、私は提案をすぐやれというわけじゃありませんけれども、基本構想に基づく基本計画を策定するには、そして市長が施政方針表明演説で、全職員の英知と力を結集したい、こう言っているときに非常にいいテーマだと思いますんですが、そういうプロジェクトチームでやるんでなくて、少なくとも係、あるいは課の中で、現状の課題と今後の方向づけというようなものをまとめてもらうように指示するお考えはないかどうか、お聞きをしたい。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの行政姿勢をどのように市民の日常生活、あるいは将来の町づくり、自治の発展に結びつけていくかということが一番重要でございますので、その手法として、要するにみんなの意見を聞く、市民の意見に立った行政が事務当局となるような、そのような関係でやっていきたい、これにはいままでもそうでございましたし、これからもそうありたい、こう願っておるわけであります。

しかし、なかなか思うとおりにばかりは行ってない面もございまして、それらの点でいろいろと御指摘、御指導もまたいただいておるところでございます。

それで、ただいまの御提言はまことに私どもを鞭撻をしていただく、あるいは職員にもやる気を起こさせる、そういう意味で貴重だと思っておりますので、もっとこれを具体的にどのような仕組みをつくっていくかということで、検討させていただきたい、このようにお答えをいたします。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　いま、市長の方からそういう方向も検討してみたいという答弁でしたので、私は信念として、こうやるべきだというふうに考えますので、ぜひそういう形で進まれることを要望して、この質問を終わりにしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十三の一、第二次基本構想に基づく長期計画を早く策定せよに関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「「異議なし」と呼ぶ者あり」）

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午後三時　五　分休憩

午後三時三十六分再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問十三の二、老人医療無料化に向けて努力せよについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○二番（福島敏雄君）　それでは、二点目の質問に入ります。

この問題につきましては、市長の施政方針表明、それから米沢議員、古谷議員の一般質問によりまして、市側の考え方がかなり明確になりましたので、私は重複をできるだけ避ける形で何点か質問をさせていただきたいと思います。

質問の一点目は、老人医療の無料化を進めるに当たって障害になっていることは、米沢議員の質問に対する答弁で、一つは国の強い指導、それから二つ目が事務量の増大、こういうふうに答弁されているわけでございます。それでは、これらの障害を克服するにはどのような手段が考えられるのか。また、いままでいろいろ検討をされてきたんでしょうけれども、その検討の成果について御説明をいただきたいと思います。

それから質問の二点目でございますが、無料化の障害となっているものの中に、財源の問題はないのかということであります。老人医療の無料化を日野市単独で実施するとしたら、どれだけの財源が必要になるのか。いままでの制度で市が負担していた部分もあるわけですから、実質どれだけふえることになるのか。特に人口の割合の増ということも、先行きも見なければ

いけませんので、向こう五年間の年度別のこれは推定になると思いますが、必要金額を教えていただきたいと思います。以上、二点でございます。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

まず第一点の、老人医療費の無料化の障害となる主要な点は、国の強い指導と事務量にあるということになるかということでございますけれども、私の方といたしましては、現在、国の方でこの問題について指導を受けている状況ではございませんので、具体的にどうということではございません。

しかしながら、先般米沢議員の御質問にもお答えをしたように、すでに全国で二十六市町村で何らかの形の一部負担の無料化なり、あるいは公費負担なりを進めているという状況の中で、これに対する厚生省なり国の指導がかなり強くなされるのではないか、また、国としてはかなり強い意思でこれに対応してくるのではないかということが、いろいろと喧伝されております状況の中で、やはり国としてはかなり強い態度で臨んでくるのではないか、一定のそれに対する抑制措置も講じてくるのではないか。これについては、私ども詳しくその対応策について存じておるわけではございませんけれども、やはり国なり、あるいは都なりの補助金のカットの問題とか、あるいは国民健康保険財政に対するしわ寄せ等が考えられるのではないかというぐあいに思っております。この辺のところが大きな問題として、われわれとしては実施するかどうかという問題については、検討しなければならない問題の一つではないか、というぐあいに考えております。

また、事務量の問題も決してなおざりにできない問題を含んでいるというぐあいに考えております。五十七年度の老人医療の対象人口は、私どもの把握では総数では七千六百人というぐあいに把握しておりますが、毎月老人一人平均受検件数が、お医者さんにかかる件数が約平均一・三二ということでございますので、約八千円以上の件数の事務をやはりわれわれとしては対象として考えていかなきゃならんだろう、これについては今後、入院費の一部負担あるいは外来者の入院一部負担というような形での問題を対応していくということになりますと、これらの医療件数の数がやはり事務量として、われわれとしては対象として考えていかなきゃならんというぐあいに考えております。現在の社会課の職員で対応できるかどうかということについては、若干危惧をもって考えておるところでございます。

また、医療無料化の手段としては、どのような方法があるかということでございますけれども、これも先般お答えをした状況の中で、たとえば健康管理手当の上乗せとか、あるいは一部

負担の補助であるというような形の施策が、他の市町村あるいは特別区等でとられている、あるいはとるということが打ち出されておるという状況でございますので、このような手段が考えられるのではないかというぐあいに考えております。

二番目の、無料化の障害には財源はどうなのか、具体的に財源はどのくらいかかるか教えろということでございますけれども、この点に関しては、私どもとしては老人医療制度の対象者を、現在五十七年度の基数を七千六百名というぐあいに抑えております。五十八年度には都の人口推計、あるいは国勢調査等を勘案いたしまして、五十八年度の推定数を八千六十五名、約六・一%の増でございます。それから五十九年度は八千九百三十名、これにつきましては一〇・七%の増、六十年度には九千八百名、九・七%アップ、六十一年度には一万三百四十名、五・五%の増、六十二年度には一万八百八十名、五・二%の増ということで基本数字を抑えて、それに対して医療費がどのくらいかかるということで、医療費の積算をしたものを掛け合わせて、私どもは医療費を算出いたしましたんですが、五十七年度はこれの医療費が二十九億八千二百二十五万六千円、五十八年度が三十四億六千九百九十九万三千円、五十九年度が四十一億九千四百百二十一万九千円、六十年度が五十億三千百十二万三千円、六十一年度が五十八億一千四百七十五万九千円、六十二年度が六十七億七百八十一万四千円ということで、推計をいたしました。これは毎年度、前年度の一〇%ということで増を見込んでおります。

これに対して総医療費の一部負担金は、各患者なり老人医療対象者の一部負担金は、総医療費の〇・〇一六%が国の提示数字でございますので、これを掛け合わせますと五十七年度は四千八百四十九万一千円、五十八年度が五千六百四十二万二千円、五十九年度が六千八百十九万八千円、六十年度が八千百八十万六千円、六十一年度が九千四百五十四万八千円、六十二年度が一億九百六万九千円ということで推計いたしております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　ちょっと再質問させていただきますけれども、まず一点目の、老人医療無料化に向けて障害になっていることということにつきましては、国の強い指導が考えられる、いまのところまだそういうことを打ち出していないために、直接はないけれども考えられる、それで事務量は増大するということが大きな柱だったと思います。

それで、それに対する対応策として何を考えているのかなということについては、健康管理手当の上のせとか、いわゆるいま二十六市が実際にやっておられることについてのみのお話でありまして、日野市として主体的にどうも検討している経過が出てきてないように思いますので、さらにこの辺のところをも

う少し明確にお聞きをしたい。

それから、財源の問題についてでございますけれども、確かにこの金額を聞けば一部負担金の総額というのは、昭和六十二年になっても約一億だ、五年先を展望しても一億あれば日野市が利子的に一部負担金を肩がわりできる、こういう推定値が出ているわけでございますんで、財源的には何ら問題がないと私も判断をいたしますが、そういうふうにきめつけてよろしいかどうか、御見解をいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　具体的に日野として無料化へ向けての検討をしてないんじゃないかということでございますけれども、現在、それについては検討中でございます。しかしながら、まだ申し上げるような段階に至っていない。また、他市の状況等も正確に資料として、私どもデータとしてつかんでおるという状況ではございませんので、もう少し時間をいただきたいというぐあいに考えております。

また、財源等についてはどうかということでございますが、これについては私の方からはお答えちょっといたしかねるんで、しかるべきところで、企画財政部なりの御判断の中で検討していただきたいというぐあいに考えております。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　では、財源に関してのあれは再度、ほかの基本的な考え方とともに市長にお聞きをいたします。

確かに、いままでの本議会を通じまして、きょうの質疑を通じてもそうでありますけれども、老人医療を無料化にするということの障害は、一番の障害は国の強い指導がありそうだ、ここに尽きるように思います。したがって市長の見解を伺うわけでございますけれども、国の方針に逆らって無料を続けたら、国からのペナルティーをかけられるのではないかというふうに考えるわけでありますけれども、市長として重要なことは、地方自治の精神だと思うんであります。住民が要望をし、議会が全会一致で決めたこの願いを尊重いたしまして、私は自治体の中で実現していくことが何よりも優先させるべきではないかというふうに考えるわけであります。地方自治尊重の精神を絶対譲ることのないというふうに確信する次第でございますけれども、この辺につきまして市長の決意を聞きたいということと、先ほどの一部負担、五年後に一億だと、市の負担が。この辺につきましての御見解をあわせて伺いたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　老人保健法の制定は、これは国民の負担をなるべく公平にし、特に国民健康保険に老人医療の負担を、別の特別会計に移したという表の変化がありますし、それから期するところは、要するに健康事業、健康施策、

健康行政を高めて本来の生きがいでありますとか、あるいは人の健康ということの尊さというものを強調し、単なる医療の支えだけではないんだということを示し、保健行政の地方自治に対する期待をしている、こういう形にはなっております。

しかし、だんだんと国の施策が政令等で示されるにつれて、老人の入院を追い出すような結果にもなりかねない。何かむごい現実の問題も出るやに批判をされております。これは社会的に非常に動く状態にまだある情勢ですから、やはり一定の見定めはしなければならない。このような中で、一点や二点だけのことのみではなくて十分な判断が必要である、このように思っております。

ただ、保健行政はこれからもちろん充実してまいらなければなりませんが、必ずしもまたすぐ対応できるというものばかりでもないわけであります。全体のバランスということを十分配慮いたしまして、いわゆる施策の意図します目標に正しく対応し、また、効果をまつべきだ、このように思っております。自治体の自主性ということもそういう意味で重要だと思っております。もうしばらく、これまで答弁いたしておりますとおり、状況判断の時間をいただいて、九月の議会ぐらいには姿勢を打ち出したい、このようにお答えをしているとおりであります。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　いま、市長の方からは答弁をいただいたわけでありますけれども、特に財源については触れられませんでしたので、私の見解で間違いないというふうに私自身判断をするわけでございます。

それで、ただいま市長の方からも見解が示されましたけれども、遅くとも九月議会にこの件については何らかの提案をする、考え方としては国の指導に定着しない何らかの形、それで実質的に無料化につながるものを提案する。それで、その他の項目としては高齢者対策協議会、こういったような声も聞きたいということを、先日の米沢議員の質問に対して答えられているわけであります。きょうお聞きいたしましても、確かに克服すべき課題というのはむずかしいという感じを私もしたわけでございますけれども、老人福祉の最大のポイントであります医療制度の充実、お年寄りの不安を取り除いて健康で生活していただくためには、何としても無料化に再び戻すことだというふうに考えます。

さらに、いま市長も一部触れられましたけれども、老人保健法の改正の中で、有料化とセットの形で七十歳以上の老人の別扱いということがあるわけでございます。改正前はすべての日本人、赤ん坊から老人まで平等に健康保険の給付が受けられる。これが今回の改正後は七十歳以上の老人は健保の給付から別扱いにされているということで、確かに老人の方々の診療のあり方というものについて、これから幾つかの問題点が提起されて

くるんじゃないかと思うんです。それで、私といたしましては、できるだけ老人保健法の改正された内容がもたらすであろういろいろな要因を、ぜひ担当課の方では洗い出していただいて、それに対応する市の援助政策といいますか、こういったものの確立をぜひお願いを申し上げたいと思います。

非常に簡単でございますけれども、以上、意見を申し上げましてこの項の質問を終わりにいたします。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十三の二、老人医療無料化に向けて努力せよに関する質問を終わります。

次に十三の三、高齢者事業団の育成に市は最大限の努力をせよについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○二番（福島敏雄君）　それでは、高齢者事業団の育成に市は最大限の努力をすべきではないかという観点に立って、質問をいたします。

高齢者社会への対応は、自治体において見逃すことのできない大きな課題であります。日野市の年齢別人口分布を見ましても、着実に高齢化が進行しております。統計日野'82によれば、昭和五十一年と五十七年の対比が載っておるわけでありますが、六十歳以上、五十一年が八千七百六十九人、全体の人口の中の六・九%であったものが、昭和五十七年には一万二千十五人、八・二%と、七年間で人数では三千二百四十六人、三七%もふえております。

反面、四歳以下をとってみますと、五十一年が一万三千九百三十人、全体の人口の割合の中で一一%でありましたけれども、昭和五十七年は一万五百七十一人、七・二%と、七年間で三千三百五十九人、二四%減少しております。四分の一減少していることになります。この傾向は、平均寿命の伸びと出生数の減少から、さらに進行するのは明らかであります。こうした情勢変化が行政に与えるであろうもろもろの要因を分析し、対応策を固める必要があることは、だれもが認識しているところであります。

それで、本日はその中から直接的な課題として、老人福祉の大きな柱である老人の生きがい対策、その中でも仕事を通した生きがい対策の柱であります高齢者事業団の育成について、市側の見解をお聞きしたいと思います。

日野市の高齢者事業団は、昭和五十四年二月に設立され、現在では五百四十人の会員を擁するまでになっております。六十歳以上の方々の四・五%が入会していることになります。設立されてから四年間、関係者の努力によって着々と前進、発展してきていることについては、十分敬意を表するところであります。しかしながら、本格的な高齢化社会を前にして、いまこそ高齢者事業団の問題点を整理し、一つ一つ解決していく努力を国、都、市、そして事業団が力を合わせて進めていく必要があると考えます。

昭和五十七年五月に、東京都高齢者事業団振興財団が発行しました高齢者事業団の「センター構想」の中に、高齢者事業団のこれから検討すべき課題が提起をされております。その内容は、一つとして、組織運営上の課題。二番目として、事業活動上の課題。三番目として、現行法制上の課題。四番目が財政運営上の課題の、以上四つの項目から成っております。

それで、第一点目の組織運営上の課題の中では、これも四つありまして、まず、自主的運営を確保すること。二番目が会員の連帯、共助の実を上げること。三番目が地域社会との結びつきを強めること。四番目が、事務局の事務処理体制を確立することが指摘をされております。その中で、地域社会との結びつきを強めるためには、住民層との組織的な協力関係を確保するよう不断の配慮が必要であるとして、具体的には各界代表との定期的な会合、関係行政機関との連携強化などの必要性を強調しております。

そこで、質問の第一点目でありますけれども、日野市としては、行政として高齢者事業団の育成のために、どのような方針を基本的に持っておられるか。また、連携強化のために年何回ぐらい事業団と協議する機会を持っているのか、この辺をお聞きをいたします。

さらに、実務処理体制を確立するというこの中では、事務局職員を事業規模に見合って確保するとともに、資質の向上、育成に努めること。さらに労働条件、労働環境、福利施設等を整備する必要があるとしております。

そこで、質問の第二点目でございますが、事務局職員の労働条件についてお尋ねをいたしますが、職員の給与水準はどのような形で決められているのでありましょうか。また、その給与水準は、年齢別比較において市の職員、あるいは同じようなところだと思いますけれども、たとえば日社協の職員、こういう方々との比較で、どの辺に位置づけされているのか、教えていただきたいと思います。

同じく実務処理体制の確立の中で、事務所、作業室、機材の確保が指摘をされております。

そこで、質問の第三点目でございますが、現在は旧庁舎跡のプレハブに事務所を構えているわけですが、老人福祉のかなめである高齢者事業団の事務所、作業室はそれなりのたたずまいが必要だと考えます。したがいまして、将来構想があったら教えてほしいと思います。

次に、事業活動上の課題に関してであります。この中では、やはり四つ提起されておりますが、まず一つは、会員の方々の就労ニーズの把握と積極的対応、二番目に社会の需要把握及び開拓、三番目に会員の技能向上、四番目に就労に伴う基準の整備の四つが提起をされております。これを簡単に言えば、事業上の中で会員が望む仕事が実際にあることと、依頼した事業主

に結果として満足してもらえるかどうかだ、こういうふうに思います。

そこで、質問の四点目でございますが、日野市高齢者事業団の就労率は昭和五十六年度で四二%であります。これは、月に一日でも働いた会員が全体の四二%ということであります。月に一日でも働けば、その月、就労したとみなすわけであります。したがいまして、反対に言えば六〇%近くの人が、会員でありながら月に一日も働いていないということを意味するわけであります。これは仕事量が足りないせいなのか。あるいは、会員が希望する仕事と依頼される仕事の内容が合わないために、むしろ会員の方から断っている結果から生じているのか。この就労率四二%の原因、それから対策もありましたら、お答えをいただきたいと思います。

続いて、就労に伴う基準の整備の面から質問をいたします。この項では、受注から契約に至る手続と、契約方式の整備の必要性が強調されているわけであります。

そこで、質問の五番目でございますが、日野市と事業団との間の単価契約は、どのようにしてやっているんでしょうか。基準の決め方とか、契約期間とか、交渉の仕方とか、その辺につきましてお聞きをいたします。

質問の六番目は、財政運営上の課題についてであります。この中では公的助成の必要性が叫ばれております。昭和五十六年、五十七年、五十八年度、数字を申し上げます。昭和五十六年度、国は七百五十万円の補助金を出しております。都が七百二十八万、市が二百二十四万、合計千七百二万であります。昭和五十七年度は国が七百五十万、都が五百六十六万、市は若干ふえまして四百三十万、千七百四十六万が合計であります。昭和五十八年度につきましては、予算書から調べたわけでありますけれど、国が若干ふえて八百三十万、都も若干ふえて五百九十万、市は前年より若干減って四百十二万、合計千八百三十二万円であります。

私は、国、都に比べて市の負担が少ないように感じるわけでございますけれども、この助成金をふやすことができないのかどうか、お聞きをいたします。

以上、六点質問をいたしましたので、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの六点にわたる御質問にお答えいたします。

まず一点の、日野市において高齢者事業団の育成は行政としてはどのような育成方針なのかということでございますが、また、何回市と協議をしているかというようなことでございますけれども、私どもといたしましては、日野市高齢者事業団の定

款がございますけれども、そこに目的がうたってありますように、あくまでここにうたってある目的に記されていますように、一般雇用になじまないが働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながらその知識、経験、希望に沿った就業機会を確保して生活感の充実、福祉の増進を図るということの目的のために、市としてはその方針に沿って育成をしていきたいというぐあいに考えております。

特に就労機会と生活感の充実といいますと、生きがいとの結合の事業団ということでは、新しい内容を持った福祉事業団というぐあいに私どもは把握をしておりますので、このような今後到来する高齢化社会の中で、この事業団の果たすべき役割りは大変大きいものではないかというぐあいに考えておりますので、その健全な発展には最大限の力を注いでいきたいというぐあいに考えております。

また、それに伴いましてどのくらいの連携プレーをしているかというようなことでございますけれども、現在、福祉部長及び社会課長、及び企画財政部の財政課長は、高齢者事業団の参与という形で関与しています。これにつきましては、特別に会議等については規定されたものはございませんけれども、必要に応じて相談を受ける、あるいは相談するという形で、相互の関連を保っていくということでございますので、私どもはそのような中で高齢者事業団との接触をしております。現在は定例的な、定められた会議というのはございません。しかしながら、必要に応じて年三回から四回、こちらから伺っていろいろなお話を伺う。また、高齢者事業団の事務局あるいは会長さんも、理事長さんも私どもの方　来られて、相互の交流をしているという状況でございます。

第二点の、事務局職員の労働条件及び給与水準はどのようなものであるか、これは年齢比較で市と日社協とを比較してみたらどうだということでございますが、これにつきましては、高齢者事業団の給与体系というのは、あくまで市の基準とは関係なく都の基準を使って、都の基準に準じた形で定めております。これは当初、都と市が協議いたしまして定めたものでございます。基本的には都の給料表に準じて使用するということでございますので、その健全な発展には最大限の力を注いでいきたいというぐあいに考えております。

また、それに伴いましてどのくらいの連携プレーをしているかというようなことでございますけれども、現在、福祉部長及び社会課長、及び企画財政部の財政課長は、高齢者事業団の参与という形で関与しています。これにつきましては、特別に会議等については規定されたものはございませんけれども、必要に応じて相談を受ける、あるいは相談するという形で、相互の関連を保っていくということでございますので、私どもはそのような中で高齢者事業団との接触をしております。現在は定例的な、定められた会議というのはございません。しかしながら、必要に応じて年三回から四回、こちらから伺っていろいろなお話を伺う。また、高齢者事業団の事務局あるいは会長さんも、理事長さんも私どもの方　来られて、相互の交流をしているという状況でございます。

第二点の、事務局職員の労働条件及び給与水準はどのようなものであるか、これは年齢比較で市と日社協とを比較してみたらどうだということでございますが、これにつきましては、高齢者事業団の給与体系というのは、あくまで市の基準とは関係なく都の基準を使って、都の基準に準じた形で定めております。これは当初、都と市が協議いたしまして定めたものでございます。基本的には都の給料表に準じて使用するということでございますので、市の基準と比べますと比較できないという状況がございますので、若干それを前提に御理解の上、御判断願いたいと思いますけれども、市の場合には、入所する際には年齢と、それから経験等を勘案をして初任給をつけるということをやっておりますので、都の基準の場合には年齢的な上積みといいますか、年齢的な配慮をしていないということを聞いております。これは、東京都の内情につきましては、詳しく給料表の適用については私ども関与しているわけじゃございませんが、そのように聞いております。

したがって、たとえば市の場合には二十五歳から三十歳ぐら

いには、生活年齢というものを一〇〇%なり、あるいは五〇%考慮した給料表を適用するという形になりますと、たとえば三十五歳、あるいは三十八歳というような場合には、市の方が、初任給において若干高くなるというような問題は、やはり若干あるんじゃないかと思います。ですから都の基準を高齢者事業団は適用しております関係で、そういう点では初任給適用の際にやはり比較すれば同しではないということは言えるのではないかと思いますが、これについては当然昇給間差とか、あるいは東京都の場合には三カ月短縮とか、あるいはその他六短とか、いろんな短縮をやっておりますので、内容的には市の一年一号俸という形とはまた若干違った適用をしておりますので、そういう点では何年かたてばまた変わった給料表の適用になってくる、こういうふうに聞いておりますので、やはり基準が違うということで御理解願いたいというぐあいに思います。

それから、過去の経緯でございますけれども、市と都が協議して定めた際、適用した給料表を現在使っておりますが、その後にいろいろな各市ともこのような形で高齢者事業団の給料表の適用はやっておりますが、若干のばらつきが出てきております。そのために、現在各市の二十六市の部長の代表が、これには検討委員会というような形のものを組織しまして、現在検討を重ねておるということでございます。これについては、先々どのような結論が出るかということはまだわかりませんけれども、そのような形での検討がなされているということでございます。

日社協についても、同しように東京都の基準を適用しておりますので、若干、その適用の仕方については高齢者事業団とは異なった点もあるかと思いますけれども、基本的には同じような基準で、それに準じてやっているということでございます。

三番目の、事務処理の将来構想はいかにということでございますが、現在は、先般旧庁舎の改築計画等が出ておりますが、旧庁舎の改築計画の中で、その中に組み入れられるというぐあいに私どもは考えておりますので、その中で将来は事務局が活動していただくようになるんじゃないかというぐあいに考えております。

質問四の就労率の問題ですが、年平均四二%は低過ぎるんじゃないかということでございますが、この就労率の四二%の原因につきましては、すでに日野の状況等については高齢者事業団等で実態調査をしたデータはとっておりません。たまたま東京都の高齢者事業団の方でまとめた、高齢者就業実態調査報告書が五十六年の十月に出されておりますが、その中でこれについての幾つかの調査をしておりますので、これに沿って概略の御報告をしたいと思います。

高齢者事業団に組織されている高齢者のうち、健康な会員というのは全体の六七・五%である。それで薬を定期的に飲んでいるけれども、働けるときがあるという会員は二二・四%だということでございますが、病気がちでほとんど働けない会員が約五%ある。また、病気で長く寝ている会員が〇・六%いるということでございますので、常時会員登録はしているけれども働けない状態の会員が五・六%いるということでございます。

この中で、なぜ就労率が下がるかということでございますけれども、まず第一は、事業団以外の仕事を持っているという形で就労しない会員が二四・四%いる。また、希望する職種の仕事がないという方が二二・七%いる。第三には、健康にすぐれないので働けないというような人は一五・九%という形でございます。その他、先ほど申しましたように、会員登録はしているけれども全く働けない状態の人が五・六%ということでございますので、やはり希望する職種と、現在就労しているという状況の中で、実質的には四二%の就労率になっているということでございます。今後、これは仕事の幅を広げる、あるいは仕事量をふやすという形で努力をするということを私どもは高齢者事業団とも現在話しておるところでございますけれども、なかなか先ほど申しましたような状況でございますので、就業率を引き上げるということがなかなかむずかしいという状況でございます。

第五番目の、就労単価契約はどのようにして定められているかということでございますが、これについては過去、財政課と社会課と高齢者事業団との三者で協議をして、定めてきております。五十八年度については、たまたま五十七年度と同額ということで財政から高齢者事業団の方にお話をしたという経緯がございますけれども、基本的には三者の協議で定めていきたい、今後ともそのような形を守っていきたい。五十八年度については、たまたま三者の協議というのはまだなされておりませんけれども、そのような形で進めていきたいというぐあいに考えております。

それから、財政上の援助についてはどうか、あるいは低減しているんじゃないかということでございますけれども、これにつきましては数字を示されたとおりでございますが、若干私どもの数字を申し上げますと、五十四年度に高齢者事業団が発足されております。その際に、東京都総収入が八百六十万、五十四年度には総収入が、総補助金でございますね、総補助金の収入が八百六十万七千円でございました。それの一〇〇%とも東京都から出ております。五十五年度になりまして、千五百十八万九千三百八十五円のうち、都から一千八十八万九千三百八十五円、市から四百三十万出ております。五十六年度につきましては、千七百二十四万七百十八円のうち、国から七百五十万、都から七百二十八万二千六百三円、市から二百二十四万二千百十五円、五十七年度になりますと、総補助金が千八百三十五万七千円のうち国が八百三十万、都が六百三十五万六千円、市が

三百三十万一千円ということでございますので、若干市の補助金は昨年から、五十六年度から比べますと伸びてきているというぐあいに思います。

しかしながら、東京都の方は逐次低減をしてきております。これは、東京都の方は特別補助なり、激減緩和の措置の補助金が逐次減ってきておりますので、その分を市の方で肩がわりをしてふやしていかなきゃならんということで、五十六年度から五十七年度にかけての決算ではそのような数字になって、百十万ばかり市の持ち出しがふえてきている。今後とも東京都の激減緩和なり、特別措置が東京都の方からは減る傾向にございますので、これはこの二、三年のうちに激減化の措置、あるいは特別措置が減ってきますと、市の方での持ち出しがだんだんふえてくるということでございます。

また、国からの補助金も、これは育成期間というのを国は数年間という形で言っておりますので、いずれかはやはり減ってくるんじゃないか。こういうことで、市の方の持ち出しが今後はふえてくるんじゃないかというぐあいに考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　私といたしましては、高齢者事業団センターの「センター構想」、こういう本の中に高齢者事業団としての克服しなけりゃいけない課題というものの中から、市に当てはまりそうなことを聞きましたので、実情にミートしないことを聞いているかもしれませんけれども、若干見解を申し上げますと、特に第一点目の質問の中で、福祉部長、社会課長、財政課長が参与として入っているけれども、会議は実際に高齢者事業団の方々との定期的な会合の制度はありません、用事があるときに双方で行ったり来たりしています、こういうことで果たしていいのかなという感じがいたします。むしろ、定期的に問題点を相互に解決する努力をするためには、この回数をもっとふやしていく、こういう努力をぜひ進めていただきたいと思います。

それから、二点目の事務局職員の労働条件ということの中では、なかなか丁寧に答弁されましたので、はっきりわかりかねるんですけれども（笑声）　要するに高齢者事業団の職員は、都の職員の基準に準じてやっているので問題はありません、こういうふうに私は理解をするわけですけれども、たとえば、こういった高齢者事業団としての問題点の中に、職員の賃金の決め方については問題があるんで、これからはうまくやっていかなきゃいけないよと書いてあるわけですから、そういう面をぜひ考慮して、本当に日野市は問題ないのかどうなのか、ぜひ綿密に調査をして、必要であれば手を打っていただきたいということであります。

事務所、作業室の将来構想につきましては、旧庁舎の改築に

組み入れていきたいという答弁でございますので、そういうことなら結構だろうというふうに、私自身は思うわけであります。

それから、就労率四二％の原因と対策ということでありますけれども、私が聞きたいのは、ここは再質問させていただきますけれど、仕事がないから待っててくれと言っているのか、その辺のところをちょっと説明していただきたいんですけれど。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　いまおっしゃられた、希望する職種がないから待ってるんじゃないか、あるいは働かないんじゃないかということでございますが、確かにそのような状況も、先ほど申し上げました第二点に希望する職種、自分の希望する職種に該当しないもので就労しないということがございましたので、それを細かにまた申し上げますと、高齢者の方々の一番の希望される職種というのは、一般事務、たとえば浄書とか、あて名書きとか、そのようなものでございます。また、二位は単純労務といいますか、室内作業とか、掃除とか、雑役とかいうのでございます。また、三位は屋外の除草というような傾向でございまして、女性の場合には若干異なりますが、屋内の作業が一位。それから個人サービス、たとえば留守番とか子守りとか、老人の介護というようなものは二番目でございます。このようなものが果たして十分にあるかといいますと、必ずしも御老人の御希望どおりにはございませんので、必ずしもそれがすべての就労率の低下ではございませんけれども、その辺のところは実際に対応しかねる御希望もあるかというぐあいに考えております。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　では、私なりにいまの答弁を要約します。

要は一般事務、あるいは軽作業、こういうふうな入会している方々の希望する職種が多いです。そういう職種については、その会員のニーズを充足するだけの仕事量はありません、こういう答弁ですか。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　そのとおりでございます。それに対応できるだけの仕事が見当たらない場合もあるんじゃないかと思います。（「対応しなくちゃいけない」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　私は、高齢者事業団の運営の中で一番聞きたかったのは、やはりこの辺のところでございます。老人の方々がこれから一番初めのあれは何もまくら言葉で私は申し上げたんじゃなくて、人数、どんどんふえるわけです。

五年たてば三割も四割もこれからふえていくわけです。そういう状況の中で、高齢者事業団をどう運営していったらいいのかということを考えたときに、いまでさえ高齢者事業団の会員の方々の求める仕事と、実際に受ける仕事に食い違い、ギャップがあるというのが大きな問題じゃないかと思うんです。私自身は。

したがって、そういう面に対して、ぜひいろいろ中に入って実情を調べてやっていく必要があるし、市の方から言えば、たとえば私自身は市の一般事務とか、そういうところではお金は確かに出し方少ないですけれども、仕事を供給していくということで、相当尽力をしていただいてることについては理解をするわけですけれど、これだけじゃ、この高齢者事業団は成り立っていかないというのは、なにか目に見えているような感じがするんです。したがって、いろいろ関連の行政機関、あるいは民間にも、私も民間の企業に働いている中で非常にあれなんですけれども、そういうようなところにいろいろ働きかけるというのは、やはり高齢者事業団独自がやることになるかもしれませんけれども、むしろ市の方が対応していくという必要があるんではないかというふうに思うわけなんです。

したがって、この辺につきましては市長の御見解を伺いたいんですけれども……。

失礼しました。市長ですから、もう一回あわせて助成金の増額につきまして御見解を賜っておきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢者事業団が発足いたしましてから、五年ぐらいになるというふうに思っております。この高齢者事業団という考え方は、当時の東京都が元大河内教授、この方は国の社会福祉審議会、社会保障審議会、これのまた委員長もされているというふうに承知しております。要するに労務対策という考え方ではなくて、高齢者の生きがい対策として発足した制度であります。

その後、国もまたこの施策を取り上げたといいましょうか、今度は東京都でも労働経済局、特に労働関係の行政分野が事務当局で発展をさせてきたわけですが、労働省が国の施策として対象とする行政分野に取り入れております。そして、本来これは法規のない、むしろ労働行政あるいは福祉の施策、これらの善意に基づく中間的なところを新たに開発をしようという、崇高な考え方が伴っている経過があると私は信じております。今日、いまの御質問ですと、就業率が低いということは、あたかも職業安定所的に職場の開発が不十分ではないかというふうにもとれるわけですが、必ずしもそうではないわけであります。

（「そういう意味じゃないんだよ」と呼ぶ者あり）会員になっているということが、いわゆる仲間意識にもかかわりまして、そうして人に友人として会ったり、地域地域の（「会員というだけで……」と呼ぶ者あり）いや、会員というんです。高齢者事業団の登録されている方は会員なんです。（「会員になってるだけでは足りないんです」と呼ぶ者あり）そういう役割りもおのずからあるわけでありますから、率が低いからということで一方的に評価するわけにはいかない、こういう面もあります。

したがいまして、当初の発足の精神をなるべく尊重しながら健康と生きがい対策、つまりこれからの高齢者社会に向けて、その経験と能力を社会に参加していただく、こういう形で援用すべきでありまして、いま、いろいろと御指摘がございました中で、もちろんこれは市の重要な行政施策の、特に高齢者施策の事業といたしまして助長、発展をさせ、市民の理解の中でりっぱな地位と地歩をつくっていく、このように取り組みてまいりたいと思っております。したがいまして、当然必要な助成は行う考えでございます。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　確かに高齢者事業団の内容の理念について、市長からいまお話をいただいたわけで、そういう理念であったかなというふうに、私の認識が甘かった点、ちょっと反省をするわけでございますが……。ただ、やはり仕事を通じて生きがい対策を求めるというところに、高齢者事業団の意義がある。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ただ老人の方々が相互交流なり、集まりの中で生きがいを見出すというのは、やはりゲートボールだとか、あるいは福祉センターにおける趣味の交流とか、こういう別個なことも存在するんではないかなというふうに、私は考えるわけでございます。

したがいまして、やはり高齢者事業団というものが仕事を通じての生きがい対策だというところに立って、仕事をしたいという人は、本当にお金のために必要だというものは、まあ職業安定所的ではないよ、こういうふうに言われるんですけれども、その辺のところはもう少し踏み込んで、やはり仕事を広めていくということは、考えてもらってもいいんじゃないかなという見解を持つわけでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

それで、さらに何点か要望を申し上げますけれども、そういう観点に立って、ぜひ市の担当部課の皆さん方は高齢者事業団の会員の方々、あるいは事務局を運営されている方々との定期的な会合を、ぜひ数多く進めていただきたい。

それから、会員の技能向上ということにつきましても、これも先ほどの論理からいきますと若干食い違いがあるかもしれませんけれども、会員の技能を向上させるという観点から一つの何らかの考え方が出てきてもいいんじゃないか。現在、市としては恐らく会員の技能向上というものについての取り組みはなされていないと思いますけれども、側面からバックアップしていく必要があるんではないかというふうに考えます。

最後に、市の助成金でございますけれども、私、先ほど申し

上げた数字が福祉部長の答弁と大分食い違っておりまして、再度勉強しなきゃいけないかなと思っているわけでありますけれども、いずれにいたしましても仕組みがよくわかりませんので、こういう割合でいまのところはトップに市で補助しているのかなという感じがして、その後、だんだん市の持つウエートが多くなるよという答弁だったかもしれません。しかしそういう考え方でなくて、実質的に補助金をふやしていくというふうな考え方にぜひ立っていただきたいということを申し上げまして、この項の質問を終わりにさせていただきます。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十三の三、高齢者事業団の育成に市は最大限の努力をせよに関する質問を終わります。

お諮りをいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定をいたしました。

次に十四の一、高幡地域区画整理事業について問うについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔十九番議員登壇〕

○十九番（市川資信君）　ただいま大柄　保副議長から通告質問のお許しをいただきましたので、高幡地域区画整理事業について通告質問をさせていただきます。この通告質問については、建設委員会のメンバーの方々に三つの請願を御審議いただいて、大変お世話になっておるわけでございますが、私も近隣に住んでおりますので、この地域についての質問をこれからさせていただきたい、かように思います。

五十六年の五月二十八日であります。高幡踏切対策特別委員会のメンバーがそろいまして、東京都建設局道路建設局企画課に参ったのであります。高幡踏切の早期立体化促進のお願いに参上したわけでございますが、そこで初めて示されたものは、昭和四十七年六月四日に東京都議会議長、春日井秀雄、それと東京都知事美濃部亮吉あてに、当時日野市長でございました古谷　栄氏が都道百五十四号線と京王電鉄が交差する百草十二号踏み切り、いわゆる高幡踏み切りでございますけれども、立体化促進についての陳情がされておったわけでございます。その陳情の結果が、昭和四十七年十月三十一日、古谷市長あてに採択の通知が戻っておったわけでございます。その通知がこれでございます。

私ども特別委員会のメンバーに見せられた書面は、昭和四十八年、私の記憶ですと六月だったと思うんですが、東京都建設局企画課としては、いわゆる陳情の問題について、早期立体化を図りたいが道路拡幅計画を伴った工事であるために、地域開発とあわせてこの事業計画を進めたい、このような文書を見せ

られたのであります。当然日野市にその文書は返されておったわけでございますが、私ども特別委員会のメンバーは驚いたわけであります。これらを受けて、昭和五十六年の六月十七日、早速高幡踏切対策特別委員会を開催いたしました。そのときの私、委員長であったもんですから、要点筆記を全部とっております。この要点筆記の中に、各委員の質疑をちょっと申し上げてみますと、市当局は、これまで一体何をしておったのか。あるいは、担当部局はこれらの返書を知っていたのかどうか。陳情の提出されていたことを知っていたか。あるいは、早急に絵を書いて東京都に要望すべきである。地域住民、権利者の理解を市は努力して取りつけるべきである。今後の見通しはどうなのか。この期間、一体市は何をしておったか。こういういわゆる厳しい指摘があったわけであります。これらの質疑の中で部長は　いわゆるいまの部長であります。前川部長のころ、「この問題について近隣住民との話し合いは全くしていない。今後高幡駅周辺南北の調査費を計上してAB調査をし、今後これに基づいて市の構想をまとめ、都と折衝する予定である。それから説明会を開いて協力と理解を深めていく。建設省にもこれらに基づいて理解を得、精力的に進めていく」と部長は答弁しているのでございます。以上が私の筆記の要点のあらましでございますけれども、特別委員会におきまして指摘されておりますように、市当局は陳情の返書を十年近く内密に保管し、その間、何らこの計画案、あるいはたたき台も作成しないで、住民の理解を得るための対話、説明会すら行わないで、いきなり市独自の計画案を市民に提起したために、このような混乱に立ち至ったと申さざるを得ないのであります。

区画整理法は、御存じのように協定法であります。民主主義を基本理念として、戦後幾つかの法律が生まれておりますけれども、その中でもきわめてめずらしい強権法律であります。したがって、これらの法律を適用する行政事業については、よほど慎重を期さねばならぬは当然でございます。両者、いわゆる行政当局と住民との十分過ぎるほどの話し合いの上にコンセンサスを得て、初めて執行しなければならないと信ずるものであります。それでこそ、これらのような遠大な計画は達成できるものと信ずるわけであります。

現在、市の計画案は第一回通達、二回目の通達――三回ぐらい出されておりますけれども、いわゆる余りにもこの通達自体が事務的と申しますか、官僚的というんでしょうか、私どもが読んでもアレルギー反応、拒否反応を起こすような通達なんです。これは、実際私が受け取った通達でございますけれども、説明会資料の送付、並びに測量調査に伴う立ち入り等について通知というのが来て、それで森田市長まできたんですが、最後のところに「なお、この通知は土地区画整理法第七十二条二項の規定により通知します」いわゆるこれは測量をしますよとい

う法律じゃないかと思うんですが、これ、一般の市民に土地区画整理法第七十二条二項の規定により通知します、受けた者はびっくりしますよ、これ。（「当然だよ、それは」「腰抜かしちゃうよ」と呼ぶ者あり）ええ。いや、そればっかりじゃないんです。その前の説明だって、もっと私はびっくりした、「高幡不動駅周辺地区都市計画決定に伴う説明会のお知らせ」都市計画決定に伴う説明会のお知らせ、よく判断してみれば確かに計画決定前の説明会だというのは理解できるんですが、まず普通の人が読んだら計画決定がもうされちゃうんではないかと誤解するような文書であったわけです。これは私は多くの市民からも、この文書については指摘されております。本来、これらの通達を出す過程に、いわゆる土譲づくりが皆無であったこと、いきなりA調査、B調査を示された反応は、いわゆる日野市議会に現在三つの反対の請願が出されておる実態を見ましても、よくおわかりになっていただけるだろうと思うわけでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

日野市において、過去幾つかの区画整理事業は遂行をされてまいりました。また、現在なお万願寺の区画整理事業が着工されたばかりでございますけれども、これらはいわゆる密集した地域はほとんどなかったわけであります。区画整理の必要性は、いわゆる地価の上昇によるメリットが十分あるというわけでありますが、今回のように、計画地域はほとんど家屋が林立し、多少の変則はあったと仮定しても、いわゆる一般的な町並みを形成しておりまして、生活するには何ら不便を感じないような地域でございます。そこに今回の区画整理事業の計画のむずかしさが秘められておると、私は推定するわけでございますが、昨今の経済情勢等からこれらを、区画整理をもし強行するとするならば、事態はさらに大きく市民の反響を呼ぶでしょうし、また、（「強行はできない」と呼ぶ者あり）メリットもそれほど伴わないのではないか。どうか、周到な計画と綿密な対話が望まれるわけでございますけれども、市当局は過去の他地域の区画整理事業と同一視したところに、この甘さが露呈したんではなかろうかと思うわけであります。

私は市の計画について、まだ議員になって五年ばかりですから多くのことはわかりませんけれども、先般、高幡の保育園の建て直しの件、あるいはいま事業認可をとって工事というか、測量に入ろうとしておる終末処理場の経過等を踏まえてみましても、一体どうであったか。高幡保育園については大幅な計画変更を余儀せざるを得ない、また、終末処理場については買収はおろか測量すらも手をつけられないという実態であります。そういうことにおいても、どうか今回のこの区画整理案について慎重を期していただきたい、こういう観点に立ちまして、これから質問をしてまいりたい、かように思います。前置きがちょっと長かったんですが。

A調査、B調査の質問の中で、一次案、二次案の線引きの一部に変更があったわけであります。私は直ちに区画整理課にまいりましてその件をただしたところ、当初計画面積が三十九ヘクタールで、東京都との打ち合わせの中で、いわゆる四十ヘクタール以上は区画整理事業については、都条例に基づく環境影響評価を義務づけられる、これが当てはめられると事業計画が大幅に遅延するので、二次案で一部地域変更の見直しを図り、現在の三十八ヘクタールにしたとの返事だったわけでございます。私は、計画決定がされてないんですから、正当な理由があるならばその変更も結構でございますけれども、最近、聞くところによるとその地域の反対、いわゆる圧力があったので除外したんだという話を聞いたわけであります。もし、それが真実とするならば、仮定いたしますと、この計画案により以上の不信感が増すわけでありまして、この点については明快なる御答弁をお願いいたします。

二点目であります。都市整備部長は以前から、できることならばと前置きした上でございますが、本年の六月ごろに都市計画決定に持っていきたいと話しておられました。（「とてもできない」と呼ぶ者あり）平行線をたどる現状の中で、とうてい都計審に、いわゆる市計審、諮られる状況ではないと思います。また一方で、先ほど申し上げた東京都としては、多摩連関のモノレール構想の調査費が計上されておる。あるいは都予算にも計上されておるわけですが、東京都自身そういつまでも高幡地域の区画整理というものを計画決定が遅延するということに、高幡踏切の立体化、拡幅、モノレール構想等から連想いたしまして、東京都自体いつまでも傍観しておるとは思われないわけであります。日野市の計画決定が望めないとみるならば、東京都としても当然単独事業へと変更を余儀せざるを得ないと推定するわけでありますが、日野市のまず計画決定の見通しはいつごろなのか。事実六月ごろなのか、九月ごろなのか、あるいは見合わせるのか、その点について御答弁をお願いいたします。

三問目の質問であります。この計画図を見まして（図示）、これでございますけれども、都営住宅と市営住宅及び福祉センター用地がみごとに除外されております。そもそもこの区画整理事業の発端は、高幡踏切の立体化と二・二・十一の拡幅計画、そしてさらに先般発表された多摩連関モノレール構想によって、この都市計画道路は十六メートルから二十二メーターへと拡大され、それによって地域に及ぼす影響は一層大きくなったわけであります。また、日野市においても保有地の確保が不十分の中で事業執行、いわゆる主要義務者の東京都及び日野市が痛みを受けずして、住民のみに痛みを押しつけて住民の協力を得ようとしても得られるはずはないのは当然でございます。もし、本計画を本気で遂行しようとするならば、東京都は都営住宅を、市当局は市営住宅を抱含し、さらに市の保有地の確保を図って

からでなければ、住民の不信はぬぐい去ることはできないと思うのであります。この線引き見直しの件をどうとらえるか、お考えをお聞きしたい。

四点目であります。この計画案によりますと旧市街地、いわゆる高幡不動駅の西側区域が外された計画図となっております。そもそも本事業計画の目的は、高幡踏切の立体化と下水道計画に伴う道路整備、それらの計画の中で商店会の交通混雑の解消等が基本ではなかったかと思っております。いま指摘しております商店会は、御存じのように日野市内でも最も古い商店会でございまして、区画整理あるいは再開発等を本来望んでいたのは、むしろこの地域ではなかったかと思うわけでございます。

先般、東京都新百景にみごとに一位に当選されまして、高幡不動尊を背景に、参拝客がおかげさまで日ごとにふえるこのごろでございますが、その中央線と銀座商店会の道路は引っきりなしのバス往来、ハイヤー、一般車、通勤、通学、あるいはショッピングのお客さん等で市内はいつも激しい人車一体の生活道路となっておるのでございます。一歩その道路の裏手を行きますと、先般、ようやく放置自転車は解消していただいたわけでございますけれども、いわゆるあの付近一体は近隣商業地域、あるいは商業地域と線引きはされておるのでございますけれども、これらの地域はいわゆる名ばかり、人と人がすれ違うのが精いっぱい、自転車と自転車がすれ違うことができないような、いわゆる旧町の形態をなくしているわけでございまして、これらの地域に対する日野市の将来計画をお聞かせいただきたい。

それから五点目でございます。東京のいわゆる都市計画道路二・二・十一は多摩ニュータウンと立川を結ぶ唯一の道路でありまして、東京都の重要道路として位置づけられております。加えて今回の、先ほど申した多摩連関モノレール構想が追加されたわけでありますから、東京都としても計画をいつまでも日野市のために引き伸ばすということは、困難ではなかろうかと想定するわけであります。現実問題として、日野市としてもすぐ結論を出すという状態では、とても現状ではないわけでございますので、この際、日野市としても高幡踏切の立体化、二・二・十一の拡幅、モノレール事業は東京都にお任せして、東京都単独事業として遂行するようお願いした方が、私はむしろ高度な政治判断であると思うわけでございますが、この点については市長、部長、両方のお答えをいただきたい。

六点目、この事業の地域内の住民の減歩、あるいは清算金をもって環境整備を図ろうとしているわけですが、いわゆる区画整理は当然減歩を前提といたしますので、必然的にどこかにしわ寄せを生じるケースが発生しやすいわけであります。これらを少しでもカバーするものの中に、市有地の確保が要求されるのであります。ところが、現在この地域に市が確保している面積は、対象面積が三十ヘクタールに対して三千五百平米、約一

千坪であります。交渉中のものが二千四百平米、合計で五千九百平米、約一千七百坪でございます。ちなみに、隣接の万願寺区画整理地域は百二十七ヘクタールの対象面積に対して四万七千平米、一万五千坪以上であります。単純対比でも三分の一の市のいわゆる確保地であるわけでありますから、一万六千平米の用地の確保が必要と思うわけであります。ところが、現時点の交渉の用地を含めても五千九百平米でありますから、一層住民負担を強いることになります。その点、納得できないのでございますが、理事者はこれらの取り組みにどのように今後、事業を遂行しようとしているのか、この点の見解を示していただきたい、かように思います。

七点目であります。同地域の区画整理事業には、先ほど申しましたが何点かの目的を持っております。その中の大きなポイントの一つに、高幡駅前広場の確保という課題があるわけであります。五十六年の十一月の平日のデータでございますけれども、一日の乗降客が三万五千七百八十七名、タクシーが四十五台から五十台、バスの発着が六系統で二百九十五台、踏切の閉鎖時間が朝七時から夜七時までで六時間二十九分、現在の狭い構内の中で人、車、電車がそれぞれ活動して、さらに一般車、あるいはショッピングの人たちが加算されるのでありますから、一層の混雑が増幅されるのは当たり前でございますが、これらを緩和するための目的の一つであるならば、当然、京王電鉄も協力を惜しんではならないと思うわけでありますが、実態はこの計画に余り乗り気でない、二次案の線引きに対して反対の意向を示されたようでございます。かつ、その上に二・二・十一都市計画線の高幡保健所南側用水路に沿った農道の拡幅道路の入り口に、最近進入を阻止するポールを立てて、一般車の通行の妨げをしておる。これらは京王電鉄のこの事業に対する拒否反応と見る住民が多数いるわけでございます。

しかし、何はともあれ冒頭申し上げたこの地域の中心的存在を促す電鉄が、非協力という立場を打ち出したわけでございますが、今後の事業計画遂行は私どもが見ると絶望的と見られるのでございますけれども、その点、どのようにお考えか。電鉄さんの反対される理由については、まずあの地域には操車場、検車区、あるいは保線区等がございまして、一般の他の駅とは地域的に環境が異なる、これはよく理解できるわけです。駅前広場の確保という大義名分とはいえ、減歩に伴う機能の低下、あるいは将来計画に支障を来すと想像するものでございますが、一体市当局はこれらについてのお考えをお示しいただきたい。

八点目でございます。今回の計画案が前のこの地域の地主指導による組合施行の計画は、かなり具体的に進行しつつあったと聞いております。その後の組合施行の経過が、現在どのような動きをして経過をたどっておるか、わかる範囲で結構ですので、お答えいただきたい。

最後に、九点目でございます。言おうとしている趣旨は、区画整理のメリットが私は昔ほどないんだということを申し上げたいんです。本来、区画整理事業は何もない場所を将来計画に沿って遂行するのが理想的といえると思います。特に今回の当該地域は一定の町並みの条件を備えて、一般社会生活を営むのにさほどの支障を来すようなことはないわけであります。それでも過去のような、高度経済成長時代のように、一夜明けたらまた値が上がるというような時代ならいざ知らず、値上がりどころか不況の中で各家庭の清算金の支出もまた大変な気苦労だと思うのであります。今回の反対請願者の多くは退職金であるとか、あるいは長期住宅ローンで購入された、いわゆる百坪以下の方々が大部分でございます。やっと手に入れた高価な宝石にも似たこれらの家屋敷を、区画整理事業とはいえ削り取られるということは、恐らく身をも削られる思いでこの計画の遂行をうらめしく見守っておるものと想像するのでありますが、市当局はそれに引きかえて私がいま申し上げたような最新の心遣いと、温かい思いやりある精神を持って、この計画の遂行に当たったかどうか疑問に思わざるを得ないのであります。A、B調査のこの計画図をごらんになっていただくとわかるんですけれども、小さな家屋敷のあるところを無残にも集中的に切ってあるわけであります。恐らくこの図面をごらんになった関係者は、身の総毛立つ思いで見ずにはいられなかったんではなかろうかと思うわけでございます。先ほど申し上げた区画整理のメリット、これらについての以上九点の御答弁をいただきたい、かように思います。また、再質問させていただきます。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　私から、現在の御質問の九点につきまして御説明申し上げます。

まず、第一点でございますけれども、一次案と二次案が面積的にも変更になっているという御質問でございますが、これには一部圧力がかかって滅にしたということはないのだろうか、また、アセスメント条例、いわゆる環境影響評価条例の四十ヘクタールに合わせて、この区域をまたさらに縮小していったといったことが述べられたわけでございますけれども、まず、一次案と二次案につきましては、そこに変更が多少あったわけでございますけれども、これについての他から圧力というものでこれを変更したという、全くそういう経緯はございません。この辺につきましては、地域の住民の方々からも話し合いの中で御指摘があったわけでございますけれども、この点は私ども明確に申し上げてございます。何ら圧力によって変更したものではございません。（「なぜ変更した」と呼ぶ者あり）

一般的に一次案といわれております現在のA調査の資料に、これは一次案といいますのは、現在A調査の資料に基づくもので現況調査、あるいは現地踏査を行ってつくったものではございません。B調査をその後、行いまして現況測量、あるいは事業計画案ができる時点で都市の機能性、あるいは事業の効果を考えた上で、A調査の時点の内容を見直したものでございます。（「何とも言えないな」と呼ぶ者あり）この過程におきましては、当然都の担当部局の指導を仰ぎながら、また現地踏査も行っていただきまして、現在の二次案というものが一応市街化予想図という一つの案、たたき台としての案を作成いたしたものでございます。そういうことで、変更した部分は一応四十ヘクタール以内で抑えてございますけれども、確かに御指摘のようにアセスメント条例にはこの地域というものをできるだけかけないような方法で、できるだけ早く整備をしたいという意向から、一応四十ヘクタール以内で抑えたといった点はございます。

それから、三番目の問題とちょっとここで前後するわけでございますけれども、さきに三点目の都営住宅、あるいは市営住宅を計画の地域からどうして外したのかといった点でございます。これを先に申し上げますけれども、先ほど申し上げましたようにこの都営住宅、あるいは市営住宅等市有地を外しましたのは、まず都営住宅につきましては現在完全な整備がされております。これをさらに区画整理の区域内に入れても、さほどのメリットもない、また、これを入れることによって区域の中の公共施設、たとえば公園等を大きく取らなきゃならないといった問題がございます。

したがいまして、都営住宅、あるいは市営住宅も同様でございません。B調査をその後、行いまして現況測量、あるいは事業計画案ができる時点で都市の機能性、あるいは事業の効果を考えた上で、A調査の時点の内容を見直したものでございます。

それと、二点目に戻りますけれども、計画決定の時期がいつかという御質問でございますが、確かに御指摘のように私個人の考えとしては、五十八年の大体六月の都計審を一つの目標として、検討を進めてきております。できればこの時期に都市計画案としてかけたいというふうに考えておりましたけれども、現在の地域の反対されている方々との話し合いも、当然重ねていかなけりゃならない、また、地域住民の方々の意向もこの計画には十分組み入れていかなければならないというふうに考えております関係上、現在の案をもちまして直ちに都市計画決定にかけていくということは、考えておりません。したがいまして、時期としては今後の住民の方々との話し合いの中でこの計画、さらに変わっていくことが予想されますけれども、計画が固まった時点で皆様にもそのときにははっきり明言申し上げますけれども、時期というものを設定していきたいというふうに考えております。したがいまして、いまのところは、まだいつかけるかといったことについては未定でございます。

次に、四番目の旧市街地、いわゆる高幡参道商店街の付近の、商店街を含めました住宅地を外した理由でございます。ここの

地域は非常に各家密集しておるということで、必ずしも区画整理の手法では無理がございます。したがいまして、私も過去三回ばかりこの商店街の方々とお話し合いを夜、持ったわけでございますが、今後のこの地域の整備につきましては、どのようにするかということは皆さん方と十分検討をしていこう、一つの方法としては再開発しようということが考えられるわけでございますけれども、必ずしも再開発が皆さん方としては望ましいというふうには考えておらない現時点でございます。したがいまして、開発の手法等につきましても、商店街の方々と十分話し合っていきたいというふうに考えております。

それから、五点目の二・二・十一、あるいは高幡踏切、モノレール、こういったものを都単独事業で施行できないか、そのように働きかけていったらどうかといった点の御質問でございますけれども、いままでの東京都、あるいは日野市との間の話し合いの中では、できることなら二・二・十一、あるいは高幡の立体化、こういったものにつきましては、周辺の面的開発の中で同時に施行することが望ましいということで、区画整理事業の中に包含しましてこれらの事業を同時に着手したいというふうに考えを持っておったわけでございます。しかし、現在の状況を考えますと、二・二・十一、あるいは高幡踏切というものにつきましての東京都の今年度、現在実地調査を実施しておりますが、今年度いっぱいで一応の調査が東京都では完了いたします。これは公道等も含めて、一つの方向が決定されることになろうかと思いますが、その時点で単独施行で実施するか、あるいは区画整理事業の中に包含してやるかといったことを、具体的に東京都とも詰めていきたいというふうに考えております。単独事業として施行する場合にも、また、いろいろの問題点があるわけでございますが、そういった点についても都の担当部局とも十分検討を行っていきたいというふうに考えるものでございます。

六点目の、市保有地が地域には非常に確保は少ないではないかという、具体的な数字も挙げられまして御質問でございますけれども、確かに現在では交渉中、あるいはすでに確保したものが五千、約六千平米弱でございます。しかし、これですべてではございませんで、私どもいま地域の中の一団体がお持ちになっている土地等につきましても、交渉に入っております。また、地域の中で特に譲っていただける方がありました段階では、私どもとしてもどしどし買っていくことに予定を立てております。また、新都市建設公社におきましても、市の予算上、買えない部分が出てまいりました段階では、新都市建設公社の方は市にかわりまして、事業用地として買収を行っていただくということで、両者の間で確認をすでにいたしておる段階でございます。

それから、七点目の区画整理と京王電鉄との関係でございます。この点につきましては、確かに京王側とすれば現在の段階で、この区画整理事業について反対するというふうな意向で、要望書が昨年の九月に出されております。内容は、京王用地はすべて施工区域から除外されたい、あるいはバスの運行は事業中及び完了後も支障がないようにされたい、あるいは京王の関連商業施設の営業に支障のないようにしていただきたい、このような内容になっておるわけでございます。

これに対しまして、市の方で京王側にいま回答を行いました。これも正式に行ったわけでございますけれども、高幡地域の都市基盤の整備というのは、どうしても必要である、したがってこの計画は住民の理解を得ながら進めていかなければならない、したがって京王側といたしても十分協力をしてほしいということで回答をいたすとともに、その後も担当部長、あるいはその下の組織との間での話し合いを行ってきております。今後、十分お互いに詰めましょうという方向は、お互いに出しておる段階でございます。

次が組合施行との関係、いわゆる組合施行のその後の経過、現状でございます。組合といたしましては、五十七年の二月に組合施行で実施をしたい旨の準備会の届け出があったわけでございますけれども、組合が予定しております地域は、一応市が現在三十八ヘクタールの中で検討を行っている地域でございます。したがいまして、組合施行というよりも地域全体を同時に整備をしていかなきゃならない、部分的にやっても必ずしもいい地域の開発にはならないということから、その辺を十分御説明いたしまして、代表者の方々との話し合いに現在も入っている段階でございます。三月十二日の土曜日にも役員の方々が数名見えられまして、今後、十分話し合いをしていこう、できれば月に一回、二回の回数を重ねながら、できるだけ早く区画整理事業が施行できるよう、また、これは組合施行、または市施行でもどちらでも構わないが、できるだけ早く施行してほしいということで、今後の話し合いを持つことになっております。

それから、九点目の区画整理のメリットであるわけでございますが、確かに区画整理をやることにつきましては、いろいろのメリットが出てくるわけでございます。都市施設の整備、あるいは改善をすることによって地域の環境をよくし、住環境として望ましい地域をつくるということは、大きなメリットとして考えられているわけでございます。しかし、このまま区画整理事業をやらないで、現状のままの状態でミニ開発と申しますか、小住宅の開発を進めていった場合に、必ずしもいい町というものの形態ができないのではなかろうか、むしろ都市としてのデメリットが出てくるのではなかろうかというふうに、私どもは考えているわけでございます。

したがいまして、現在の農地等を利用しながらできるだけ小宅地の住民の方々には減歩等もできるだけかからないような措

置として、市側でも検討いたしてまいりますし、また、清算の段階でも考慮はしていきたいというふうにも考えておるわけでございます。それで今後、反対の同盟の方々とも十分こういったものについても話し合いを重ねながら御理解を賜りまして、できるだけ早く（「進んでないでしょう、話し合いが」と呼ぶ者あり）執行ができるように、今後も努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。（「市長は早速、乗り出す。話は進んでないじゃないか」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　答弁漏れありませんか。市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま高幡区画整理のことにつきまして、地元議員として市川議員がいろいろなこれまでの経過の不信について御質問があり、それから担当部長がお答えを一応いたしたわけであります。

高幡の区画整理のことは、さかのぼりますと、私の知っている限りではやはり有山市長のときにその片りんが考えられていたという記憶がございます。それから古谷　栄市長が、いわゆる京王線との立体化という関係で都に陳情され、都もそのことを地元の問題、あるいは都自身の交通行政の問題として、いつも検討されてきた、これは私ども行くたびに話もいたしました。その当時は、区画整理ということは余り意識されていなかったんですが、地元の、ここにもおいでのもう一人の議員さん、高橋さんですが、あの地域の試案をもって区画整理組合ないしは市施行でやっていこうではないかというお話もあったと思っております。

ただ、地元に対します打ち出す方として本当に拙劣であった、唐突であった、このうらみはまさにわれわれとしても深く感じたところでありますし、地元の方に対してもまことに御迷惑をかけておる、このように思っております。ただ、高幡をあの状態にしておいていいかどうかという、本当は意識調査から入るのが順序だったというようにも思っております。

したがいまして、現在の取り組みといたしましては、いま部長が答えましたとおり、決してなにか行政のために行うなんていうやり方ではなくて、行政が市民の事務局となって取り組んでいく、市民生活を守るために行っている。（「言ってることと、やってることが違う」と呼ぶ者あり）大きい意味での通過道路の関係もございますし、また、細かい市民生活道路、あるいは下水、それらの細かい町づくりにも当然あのままでは済まないというふうに私どもは認識いたしております。

したがって、今後の手続に十分手を尽くしまして、そうしていま御指摘のあったようなことを十分また心いたしまして、そうして御相談をしながらやっていこう、こういう考えでございます。（「白紙に戻す気持ちで」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　市長、私、最後に市長のお考えは聞く予定でおりますけれども、いま私が市長にお答えいただきたいといったのは、質問の五点目に東京都の単独事業にお任せした方が、あの立体化は早くできるし、モノレール構想とも関連するんではないか、高度な政治判断が必要ではないかということで答弁を求めているんです。この点についての……。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　失礼いたしました。いま考えますと、なぜ京王線が高幡に例の操車場をつくったときに、市として主張すべきことを、なぜ主張しなかっただろうかというらみを思い出しております。（「二十年も先のこと言ったって、しょうがないじゃないか」と呼ぶ者あり）いや、ほんの数年前のことでありますが……。

それはそれといたしまして、なかなか区画整理という手法が相当期間を要することは、おのずからわれわれも承知しております。万願寺の場合は事前に十年間の期間を持ったこと、豊田の南でも五年間でようやく組織的な反対という形は、まだ出てまいっておりません。（「豊田も出ているよ」と呼ぶ者あり）受け入れられる下地がだんだんできつつある、こう思っております。

それから、高幡にはやはりそれぐらいな事前の期間が必要だろう、こう思います。そうなりますと、東京都の当局との事業の整合性のこともございますから、別の、つまり二・二・十一につきまして協議もしなきゃならない、このことも感じております。要するに立体化ということは、やはりなるべく急ぎたい、この考え方には変更はございません。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　市長、もう一度確認しますが、私のお聞きしたのは、都の単独事業にこの際お任せして、あの地域の区画整理事業はむしろ切り離して、やるかやらないかの白紙に戻して、原点に戻して、それからやってもいいんじゃないか、市長の考えはどうかと聞いているんで、切り離す気持ちは……。

○副議長（大柄　保君）　市長、よく聞いておいてください。市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでの、つまり立体化の行きつ戻りつの、何といいましょうか、これはなぜ決まらなかったかという理由があります。つまり、特別な駅前に近い地域でもありますから、たとえばバス運行等を含めてそういう接近ができるかどうか、これにかかっておると思っております。

したがいまして、協議をし、可能であるということならばむしろ早い方をとるのが得策だ、このこともわれわれの市としては言えると思っております。

きょうの午前中の御質問に答えたごとく、何にイエスを言い、

何にノーを言うかという分かれ道は、これは市民の立場から考えていくべき問題だ、このように申し上げたいわけであります。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　はっきりわからないなあ。もう一回、それじゃ再質問して、順次行きます。

いわゆる第一問の一次案と二次案の相違については、私は最初は三十九ヘクタールのところが環境アセスメント条例にかかるので、三十八にしたんですと、部長のさっき言ったときに聞いたわけです。ところが、こちらから圧力があってあすこは除外された、それはますますこういった状態のときに不信感を住民につのらせるばかりではないか、はっきりした明快な答えをしてくれといっても、いまやはり部長は、ほかからの圧力はない、アセスメント条例にかからないようにしたんだというわけなんです。

一回、図面を発表するということは、これはこういう、いわゆる私有財産にかかわる行政というものは、よほど慎重にしなければ私はならないと思うんです。そんな一カ月前に出した案と、二回目のときの案がバッと違っていたら、一体どういう気持ちになりますか。もし、近隣の住んでる方々が、では私たちも圧力かけましょうよ、そんなような、いかに図面といえども。いいんですよ、私が言ったのは、図面を変更してはいけないとは言わないんです。いわゆる住民の目の前で、この線はこれこれこういう理由で線を引き直してみたいと思うんですけれども、いかがでしょうか、こういった形の中で引くんでしたら、私は計画区域も事業決定もしているわけじゃないんですから、結構ですよ。そういうこともしないで、一次案と二次案がパッと変わったところに、不信があるところに、そういう最近になってうわさが現実に出てきておるというところに、やはりこの反対請願にもますます拍車をかけた一因にもなってるんではなかろうかな、こう思うわけです。この辺のところは、今後計画を中止するのか、白紙に戻すのか、あるいは続行するのか、これからまた質問の中で聞いておきますけれども、しっかりとした考えを持って行ってもらいたい。

それから、計画決定の時期については、部長は現在は住民との話し合いの中で決めたい、計画決定を持ってないというふうに私は判断いたしました。未定だとおっしゃってるわけです。ならば、それは先ほど部長の答弁ですと、五番目の単独事業にしたらいかがですか、東京都の単独事業にしたらいかがですかと質問したときに、今年度じゅうに調査が完了する、その時点で単独かどうかを決めるということの答弁とかみ合うわけなんですが、そうすると今年度というのは五十八年度、五十七年度、どちらでしょう。ちょっとそれを言っていただけますか。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　五十七年度でございます。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　そうしますと、五十七年度というともう、あと幾日ですか、半月ですよ。半月のうちに、これ、計画決定の時期を、そうでしょう、（「もう検討しなきゃならない時期なんだよ」と呼ぶ者あり）うーん、ちょっとそんな無茶な話は幾ら何でもないでしょう。部長、はっきりそのことしてください。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　御説明申し上げます。ただいま五十七年度と申しましたのは、東京都の現在行っております調査が完了する時期が、五十七年度で一応完了するということでございます。

したがいまして、この段階では構造、いわゆる立体化の構造部分がある程度煮詰まったものが出てまいりますので、その上で都と単独事業、いわゆる高幡踏切と、あるいは二・二・十一号路線を含めまして、都の単独施行にするかどうかといったことについての具体的な折衝を行う、その上で合意を得た場合には決定はされているというふうに考えているわけでございます。舌足らずで、まことに申しわけございません。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　すると、いまの調査が完了するのが今年度いっぱい、それには構造、いわゆる立体化を図るための調査等で、それによって単独か、あるいは地域開発かということを決めるということだと、私はいま解釈するんですけれども、（「四月から取り組めるんだな」と呼ぶ者あり）部長、もう一回そこを聞きたいんですけれどね。ここがちょっとポイントだと思うんです。

六月以降、いわゆる東京都の見解は、モノレール構想は六月いっぱいまで待つのが限度である、それで日野市が意思決定がなければ単独事業にしたいということも発表しているわけです。発表ということは、私どもは東京都へ行ってるんですよ、もうはっきり言うけれど、この件で聞きに。それで、日野市からのお答えですと、六月まで待っていただきたい、それまでに何とか計画決定を取りつけたいということを、部長はおっしゃっておったということを聞いたんで、いま聞いているわけですけれども、とうていいまの時点で六月までに結論が出る状態でないことは、周知の事実です。だとすると、東京都は先ほども申したように、多摩連関モノレール構想との関連から、どうしても単独事業に都独自で踏み切らざるを得ないんじゃないか、こういうふうに思うわけです。そういう観点から、部長、ちょっと答弁してくださいよ。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

モノレールとの関係で、六月いっぱいまでに決定をしなきゃならないということではないかと思います。私どもの方で、一応六月を想定いたしまして、都市計画決定ということを想定いたしましたのは、万願寺事業の関連があったわけでございます。万願寺事業の中で二・二・十一号線の路線を、現在の十六メーターの計画から二十二メーターに変更しなければならない。しかし、一方、万願寺の区画整理事業としては換地処分ということも八月を仮換地の縦覧を予定しております。この関係で、できれば六月いっぱいまでに高幡の二・二・十一号線の路線についても、あわせて決定をとりたい。また、これについては国側がそのような要望をしておるということで、一応想定を行ったわけでございます。

しかし、現在の区画整理事業との関係で、区画整理事業に含めてこの決定をとるということは、非常に困難でございます。したがいまして、単独で二・二・十一号線、あるいは立体化について都の単独事業として施行するかどうかということについても、当然、東京都の方と検討をさらに行っていかなきゃならないわけでございます。それで、東京都の考え方としては、できることなら地域の開発と一緒に施行をしていただくことが望ましいんだという考え方は、現在でも持っているわけでございます。

したがいまして、その辺を十分都の方と詰めた上で二・二・十一号、あるいは高幡の立体化については、都単独事業として区画整理事業に先行して進めるかどうかという点も含めて結論を出していきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　どうも、なかなかかみ合わないですが、では、先ほどの質問に対して再質問をさらに続けていきます。

いわゆる三問目の、都営住宅と市営住宅の計画地域からなぜ外したかということに対して、整備済みであるというふうにおっしゃられたわけです。確かに都営住宅に関しても私はそういうことは申されると思うんですけれども、市営住宅に関して整備済みであるとは、とうてい私には考えられないことなんです。あなた、行って見てきてるだろうと思うんですけれども、とても、あの程度で整備済みならばあの地域一帯にはまだかなり整備済みの地域もあるわけでありますから。

むしろ私は、あの都営住宅、市営住宅をこの際、犠牲にしなさい、こういう意味で言ってるんですよ。減歩とか何かの対象じゃなくて、ある意味では都営住宅が半分になってもしょうがない、市営住宅がなくなってもしょうがない、そのためにはあの地域の立体化、いわゆる施設をつくるためにやむを得ないんではなかろうか、それが市の事業であり、東京都の事業なんだ

から。市民はそれほど望んでないんだといってるわけですよ。そういう意味で私は申し上げたんですよ。そういうふうな発想の転換はないのかなということをお聞きしたわけです。ちょっと答えがあればいただきたい、簡単でいいよ。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。市営住宅につきましては、計画の中に含めるということでの今後検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　都営住宅も入るということは、あり得ないんですね。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都営住宅につきましては、やはり東京都の方とも十分検討しなきゃならない点もございます。いま、この計画の中に入れるということは、ちょっとできないわけでございますけれども、考え方によりましては都営住宅も含めてということで考えられるわけでございますけれども、ただ、入れてメリットがあるかどうかということは、十分検討しなきゃならないと思います。入れたことによって、地域の中の公園の面積を多く取らなきゃならないということになると、かえって減歩にはね返っていくという面がございます。

したがいまして、そういう面では私どもの方の検討の中ではメリットがないので、すでに開発されておるあれ以上いじることはないと考えられる都営住宅については、外すということに決定したわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　もう結構です、それは。私の言ってることと全然意味が違うんですから。また、いつかそれはやります。

旧市街地を計画地域から外した理由については、区画整理では無理なので、今後、地域の住民と話し合った上で検討を進めていく、再開発とかそういう意味だろうと思うんですが、それは今回のこういう二の舞を踏まないように、いわゆる図面などへやたらうっかり書くようなことをしないで、まずどういうことなのか、協力するのか、望んでいるのか望んでいないか。望むんならどういう形態ならば協力してもらえるのかどうか、そういったところから入っていかなかったら、もう無理なんですよ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

そもそも最近の区画整理法は変わって、いわゆるA、B調査というものは昔はなかったんですというけれども、いわゆる昔の区画整理というのは、四年も五年も区画整理の根回しというものをとことんやっているわけですね。これ、いきそうだなと打ってから初めて出てくるんですよ。そういうことを全然、新

しい区画整理法に基づいてなんていったって、A、B調査、絵図面を書いただけで住民が知らない間に、起きてみたらできていたというようなこととは、全く意味が違うんだよ。それと、やはり区画整理法が余りにも強権法と個人の私有財産を削るということで、問題が全国的に多過ぎるということで変わらざるを得なかったということになっていたわけです。いわゆる施行者と権利者とは相反する、ある意味においては利害関係を持つ事業であるから、これはやむを得ないわけだと思うんです。

それはそれとして、先ほど市長の答弁の中で私の聞き違いかどうかわからないんですけれど、もっと早くやらなかった、十年も前にやっておけばよかったっていうようなことをちょっとおっしゃられたんですけれども、私そういうふうに解釈していいかどうかわかりませんけれど、もしそういうふうに答えたとしたら、立体化の問題ですね、ちょっと見当違いじゃなかろうかな、まずそういう兆候は有山市長当時に出てたというようなことなんですけれども、いわゆる古谷　栄市長が十年も前に立体化促進の陳情を図っておきながら、それを四十八年に日野市に、現実は四十七年に文書としては戻っておるんですが、四十八年に企画課からこちらへ戻っているわけです。それは地域開発とあわせてやっていただきたい、やりたいからこちらを協力してくれということを言って、特別委員会で東京都へ行って、初めて見せられて、その文書を持ってあわててA、B調査の図面をつくったわけでありますから、十年間むしろ眠っておったのは、何もやらなかったのは、森田市長ではございませんか。それを他へ転嫁するふうに私はとれたんですけれども、もし違ってましたら、後ほど市長にも発言の場を私は要求しますので、その点でお話ししていただきたい、かように思います。

それと、市保有地が僅少であるということに関しては、新都市建設公社で今後買ってもらうということであります。これについてもまだまだ聞きたいんですが、それはそれとして時間があれば、またさらに後で聞きますが、区画整理と京王電鉄の件についてちょっと触れておきたいと思います。

ここに高橋通夫議員もいらっしゃるんですけれども、確かに京王電鉄はかの区画整理事業をまともにかかりますと操車場の将来計画、あるいは保線区、あるいは検車区等に支障の来すことも理解できるんです。しかし、私はあの地域を見ておりまして、いわゆる現在京王ストアが建っているところも地主との売買のときには営利を目的としない、あくまでも事業遂行のために売るんだという一札を入れて理解しておる。それがいつの間にか京王ストア、いわゆる営利を目的とする建物にすりかえられておる。そして駅についても、あの駅の中にはつくった時点からお店が何点か入ってみたり、あるいは最近はパン屋が入ってみたり、花屋が前の方へできてみたり、本当に利益を追求する私鉄ですからある程度はやむを得ないとは思いますけれども、

近隣住民にしてみればはなはだ本当に将来、何ていうんですかね、電鉄であって営利を目的とする、いわゆる小売商のような事業に手をどんどん広げていること、それ自体は認めたとしても、こういった区画整理事業に協力できないという反対の要望が、五十七年の九月に寄せられているということになりますと、私は本当に四千五百平米でしたか、南口に関しては、——四千五百平米の構内用地をほとんど無条件のような形で確保できる京王電鉄のメリットといったら、今回のこの区画整理において京王電鉄ほどメリットを受ける者はないわけであります。それがこの区画整理事業に対して反対要望をするようでは、私はもうしょせん、この区画整理事業は先が見えたと断定せざるを得ないわけです。（「京王の作戦勝ちだ」と呼ぶ者あり）

それと、区画整理のメリットについても、いい町の形態がいままのままではできないということでございます。恐らく部長は、いい町の形態ができないということは、道路もあるでしょうが、恐らく下水道計画等も念頭に置いての御答弁だろうとは思うんですけれども、それも理解できることは理解できます。しかし、私は先ほど市長にも質問した、十年間あの東京都の建設局の企画課からこちらに寄せられた文書を寝かしておいて、放っておいて、そして議会で指摘されたからこういう計画案をあわててつくって、そしてつくった絵図面に対してはいい町並みが区画整理をもってしなければできないというようなことをおっしゃられるんですけれども、それならばなぜ、区画整理をやる意思があるんならば、私はボールをもっと早いうちに、これは単独事業で東京都さんお願いしますよと返しておかなかったかどうか。そして、もしボールを返さないんだったら、いまのような状態でくるんだったら、当然下水道計画に伴うことの区画整理事業というものを銘打って、市民にも絶えず知らせてこの十年間歩んできたならば、こんな混乱も至らずに済むことができたんではなかろうかと思うわけです。どうでしょうか、この点について部長、何かあったらちょっと答弁してください。なければいいよ。（「返す言葉がないんでしょう」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。京王との問題点につきましては、今後も京王側とも十分話し合っていこうということで、双方で確認をしております。これは向こうの責任者と私との間の確認でございますので、必ずこれは実行をしてまいりまして、何らかの解決策というものを両者の間で見出していくことをお約束いたします。

それから、区画整理のメリットでございますけれども、当然この区画整理を施行することによりまして、下水道等も並行的に進めていくということも考えております。したがいまして、現在では、この状態で放置しておった場合に、今後、空いている土地に恐らく小さい開発事業がどんどん進行していくという

ことが想定されるわけでございます。これらについてのやはり事前に手を打つということで、区画整理事業しか現在の時点ではポイントでないんでなかろうかというふうに考えておるわけでございます。したがいまして、今後も十分計画については原点に立ち返りまして、住民の方々と十分煮詰めてまいりまして、お互いに合意を得られる考え方で整備を行っていこうというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　先般、二月二十三日に、これは毎日新聞でございますけれども、朝日新聞にも載っておりました。府中の駅の再開発についての記事が載っておったんです。再開発に暗雲、暗い雲がただようということで、これは地権者組合解散、不況下で先行き不安というようなタイトルで載っておった。私、たまたま高幡駅の区画整理のことが頭についてたんで、切り取っておいたんですけれども、京王線の内容というものは京王線の高架化に伴う六十一年三月府中までの完成だそうでございますけれども、あわせての事業で、四十四年に府中市が策定して、長期総合計画の中で提案したものだと、新聞には大体、大まかにはそう書かれてあるわけです。「もともと組合員の間に関心は薄く盛り上がりに欠けていたのに、市が準備組合の結成を急いだ上、都市計画決定告示と急ピッチに事を進めたために不満が一気に噴き出した」とあるわけです。昭和四十四年ですから、もう十四年近く経過しておるわけですけれども、長期間の年月をかけてなおコンセンサスを得られないということの、いわゆる再開発、あるいは区画整理事業というものは、いかに事業のむずかしさ、個人の私有財産にかかわるだけに困難があるのかということを物語るよい例ではなかろうかと見たわけです。

そして、立川の区画整理についても、昭和三十九年に事業区域の計画決定をしているんですけれども、この計画をずっと見ますと、四十一年に事業認可をとって、そのときに反対連盟が結成されてずっと以来、来て、一時ほとんど中断されたような形の中で、ようやくいま軌道へ乗って、まだまだ当分終わりそうもない。昭和三十九年にスタートした事業が、まだ延々と続いておるわけです。これらの立川地域の方々にお会いするたびに、どうしてこう進まないんだということを聞くと、やはり家がいっぱい建ってて市がそれほど土地を確保できてなかったということが、一番大きな原因ではなかろうかというようなことをおっしゃってられたんですが、やはり私は高幡地域に関してみましても、いわゆる神明上の区画整理事業であるとか、多摩平の区画整理事業、平山台の区画整理事業、また、あるいは万願寺区画整理事業と根本的に違うのは、私はやはり高幡の場合、余りにも家が林立し過ぎているということを感じたわけで、立川の区画整理事業によく似ている、市有地も本当に少ないですし、さらにもって根回し、あるいは住民との対話等が不十分の中で、こういう悲劇の一つの私は例だと思うんです。こういった二の舞をどうか踏むようなことは、間違ってもしないようにということをつけ加えたくて、このデータをいま読み上げたわけでございます。時間も大分刻々と迫ってきておりますけれども……。

区画整理は、いわゆる住民側にとりますと土地のただ取り、無償収用だと考えることが多いわけであります。減歩は私有財産権の不可侵制を定めた、いわゆる憲法二十九条に違反するものであると主張する者すらあるわけでありまして、一方、行政側にとりましては土地価格の上昇、道路、公園、街路の整備等、その損失補償は十分補えると、見解の相対する主張でありますだけに、一層この事業が困難を伴うものだと思うわけであります。個人の私有財産権の権利に及ぶ事業でありますから、私は一にも二にも根底に信頼関係がなければ、とうていこれらの大きな事業遂行は成り立つものではないと信ずるものであります。この計画を振り出しに戻して、白紙に戻して、まずこの事業計画をやるかやらないかというところから出発する、再出発する、それが民主行政の原点だと思うわけであります。地方の時代と口先では言っておりますわりに、本来の地方の時代とは、私は市民の声を政治の上に反映することが本来の地方の時代であると信ずるのでございますけれども、時間が差し迫ってますが、市長、すべてのそれらの見解に対して、もし何かお答えする点がありましたら答弁願いたい、かように思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、質問の形をもっていろいろ御意見を述べられた中には、多分にわれわれも共感を覚え、また教訓として承ることも数多いわけであります。

高幡の区画整理は、将来の時代に恨みを残さない形で当然取り組まなければならない今日の時代的課題である、このようにも思っております。特に鉄道立体化につきましては、これは相当時間が経過したわけでありますけれど、やはり設計上の問題、あるいは周辺との整合性の問題、こういう問題が結論を出なかったというところに理由があると思っております。

この間の御質問にもお答えしましたように、地元に十分な信頼を得る努力をしなければなりません。また、あわせて施行者と地権者が利害対立するなんていう、そういう考え方があるようでは、事業に成り立ちません。したがいまして、何のために施行するか、これは市民、それから商店、関係機関、いろいろな意味に容易に貢献をするという結論が出ればこそ、事業になり得るわけであります。

それから京王電鉄の、何か少し思い違い、これらについては十分お話ができると思っております。特に東京都と日野市、あるいは京王電鉄と日野市でも同様でありますが、これは、公共

機関としての立場からの十分な意思の疎通がなければなりません。東京都とも十分御協議を申し上げ、また公共輸送を取り扱う、また市民生活に本来奉仕すべき施設といえども、十分みずからの狭い意味での利益にのみ固執しないように、公共のための利益に十分奉仕する中で事業も成り立つ、こういう原理を打ち立てる、これが大変重要だと思っております。そのために時間をかけながら、ある程度の元に話を戻すようなつもりで再構築をしていきたい、このように考えております。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　御答弁ありがとうございました。

最後に、いずれにしましても、高幡踏切立体化ということは全市民のある意味の悲願であります。と同時に、あの近隣に住む人たちにとりましても、やはり交通の混雑の緩和、それともっと高度な面では人命の救急車の往来、あるいは火災発生時の消防車の往来等、幾多のネックになっているわけであります。どうかそれらを図りながら、この緊急の問題、市が真剣に、市民に迷惑をかけないようにいかにできるか、取り組んでいただくことを心からお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（大柄　保君）　これをもって十四の一、高幡地域区画整理事業について問うに関する質問を終わります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　過日の議運におきまして、今回の一般質問の日程を四日間と定めまして、四日間のうちで一日五人ずつ消化をすれば、最終日四人を残して完全に終わる、こういうことで今日まで順調に消化をしてきたわけでございますが、御承知のとおり初日は五人で九件、二日目が五人で十三件、三日目が本日、きょうは四人で八件、消化してまいりました。いま一人を残しましても、最終日あした五人で六件残っておりますが、したがいまして、きょうもかなり時間を超過しておりますので、できればあしたの方に回してということで、本日はこの程度にとどめて終わらせたいわけでございますが、よろしくお願いいたします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　ただいま黒川重憲君の方から議事進行の発言がありまして、本日はここで閉会という御提案がありましたんですけれど、どういたしたらよろしいでございましょうか。（「議事進行と呼ぶ者あり）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　いま、黒川議員の発言でありますけれども、私は当初議運で確認したとおり、遅くなって大変だとは思いますけれども、決められたとおりやるべきだと思います。

本日、石坂議長が来ておりませんけれども、石坂議長の強い考えでもあったと思いますので、ぜひ確認どおりやっていただきたいと私は思います。

○副議長（大柄　保君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　私は、あすが五人残っていれば、きょうは五人当然消化しなければ、あしたは無理だろうと判断をしておったわけですが、一日五人必ずしもやらなきゃならないということは、議運では了解をしておりません。五人ずつやっていけば、最終日四人を残して終わるだろう、こういう了解のもとにやっているわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　再度繰り返すことになりますけれども、あしたは一般質問四人に加えて議案の上程も組まれております、さらに百条委員会、特別調査委員会ですか、これも予定されているようですので、ぜひ続行していただきたいと思いますし、まあ、長くやりましたんで、ここで短時間休憩したらどうかと思います。

○副議長（大柄　保君）　ただいま休憩の御意見がありましたのでお諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午後六時四分休憩

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　先ほど申し上げましたように、すでに議運で確認されていることでもありますし、一日五人ということで、ぜひ進めていただきたいと、私はいまでも思っております。きょう五番目の議員として、夏井議員が発言されるわけでありますけれども、夏井議員のすばらしい質問を目指して傍聴に大ぜいの人が来るかもしれない状況にあるわけです。また、あしたの一番目の質問は鈴木美奈子議員でありますけれども、この一般質問を聞きたいと十時に駆けつける市民もあるかもしれません。

そういう状況で、すでに今後のことも含めて、私は決められたことをやるということで確認されると思いますので、ぜひそのとおり実行していただきたいと思うのでありますけれども、聞くところによりますと、ほとんどの議員がきょうはこれで終わりたいということでありますので、きょうは例外としてこれで打ち切る、こういうことで、今後はこの例を残さず、議運で確認されたことは実行する、一般質問はその日はだれからだれまでやる、何番から何番までやるということを確認して、そのとおり実行していただきたいことを強く希望しておきたいと思います。きょうは、これで打ち切っていいと思います。

午後六時三十分再開

三月十五日　火曜日　（第六日）

○副議長（大柄　保君）　本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時三十二分散会

日野市議会会議録

第八号

昭和五十八年
第一回定例会

三月十五日　火曜日　（第六日）

出席議員（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	加藤一郎	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	伊藤正吉	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	坂本金雄	君
清掃部長	大貫松雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	栗原莞次	君
書記	萩生田富司	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子　君

都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	高橋隆	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	佐藤智春	君
教育長	長沢三郎	君
教育次長	小山哲夫	君
書記	平川省雅	君
書記	串谷弘和	君
書記	田野三	君

議事日程

一　一般質問
（請願上程）
二　請願第五八―三号　百草園自治会内道路舗装に関する請願
三　請願第五八―四号　七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願
四　請願第五八―五号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願
五　請願第五八―六号　優生保護法「改正」に反対する請願

本日の会議に付した事件
日程第一から第五まで

昭和五十八年三月十五日（火）
午前十時開議

午前十時十一分開議

○議長（石坂勝雄君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。

一般質問に入ります。

十五の一、行政サービスの基盤整備を問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。（「がんばれ」「ひやかすな」と呼ぶ者あり）

〔十六番議員登壇〕

○十六番（夏井明男君）　私の一般質問は行政サービスの基盤整備ということですが、限定をいたしましてごくきわめて簡単な側面からの質問にさせていただきます。（「遠慮するな」と呼ぶ者あり）

公共団体――地方公共団体の目的は言うまでもなく行政サービスが目的でございますけれども、この行動主体の中心が専門職の行政官であることも当然でございます。この主体者の側面から、それも研修制度に限定しまして研修制度の現状と課題を明らかにしていただく意味で、このことを中心に御質問させていただきます。

当然、日野市の行政組織も組織体として個有の歴史を持ち、また生きた活動体でございますので数点の文献をもとに批判し提言するということははなはだ妥当を欠くということを十分私

も認識しておりますが、ここでは市側の到達している認識点を知る上で昭和五十六年度の職員研修実績の資料を中心に質問をさせていただきます。言うまでもなく地方公共団体における能率的な行政運営を確保するためにはその行政に携わる職員が高度な職務遂行能力を発揮するとともに公務員としての確固たる倫理観と責任感を持ってこれに当たることが不可決であると言われております。さらに最近における行政改革の論議の中でも明らかなように、国民の行政を環視する目を一層厳しくなりつつあり、これにこたえて国民から信頼される行政を実現するために公務の遂行に当たってより一層の倫理性と効率性が要求されている時代に入ったと言われております。このような要請にこたえる一つの方法として公務員研修の一層の充実、強化を図る必要がある。この場合、研修は研修所のみで、すなわち委託研修でございますが、研修所のみでのものではなくて市組織を挙げて取り組まなければならないものであるという認識が最近強まっているわけでございますが、この点、どのように考えておられるか、市長の御見解を賜りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま御質問をいただきました組織体での、組織体としての自治体職員、その能力並び

に、いま言われました倫理観、責任感、このことの今日特に市民から、あるいは自治体自身において組織の責任感として大変重要な課題であり、また、その研修が研修の手段が非常に重要であるということの認識になっておりますことは申すまでもない、このように思っているところであります。本来、職員が公務員として採用される場合、もちろんその自覚と認識に立ちまして、そうして一定の公務員としての誓約を行い、その誓約の精神に立って全体の奉仕者としての任務に励むということがもちろんでございます。

しかしながら、やっぱりそれは日常的に絶えずその自覚の度合いを高め、能力の発揮の訓練をし、一日の研さん努力が必要でありますし、自主的な努力にあわせてまた組織としてのそういう研修の機会、また庁内を挙げてのそういう雰囲気の醸成、そのためのまた幹部職員の大きなリーダーシップ、これらが特に重要だと考えます。おおむねその趣旨に沿って努力をしているつもりではございますけれど、まだまだ期待すべき到達点に至ってないという面もあるに違いありません。

今後一層自己献身、それから特に強調されますところの倫理性、また能率性、それから、それらにつきまして同じ気持ちに立って組織のいずこを問わず全力を挙げてその精神に燃える状況をつくらなければならない、このように私自身も自覚をし、そのためのまた努力もやっておるつもりでございます。なお、今後とも一層そのための努力が必要である、そのことも痛感いたしております。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　いまのお話ですと、職員研修の一般的な意義についてのお話であったかと思います。しかしながら、私はここで特にお聞きいたしていますのは、この職員研修の実績の資料の中にもありますとおり、多摩自治問題協議会の主催で、地方の時代と自治体職員のあり方ということで五十六年の五月から六月にかけて日野市からも計十二名の方が参加をされ研修を受けているわけであります。一般的な研修の意義ではありませんで、現在のさまざまな状況、すなわち行政の需要というものが多様化になっている。さらには市民の要望も踏まえて、それがさらに複雑にもなっているという状況があるやに認識しております。すなわち行政運営に当たる方の職員の資質の問題、創造力の問題、解決能力の問題等々かなり高度な能力が要求される時代に入っているというふうに最近の研究の中で多く指摘されているわけなんですが、その中でそのような新しい状況に入ったという認識のもとでこの研修制度を取り組まられていられるかどうかということを特にお聞きしたいわけです。その点いかがでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は職員に、特に日野市の

職員に規律、これはごくあたりまえのことなんですが、規律を正しく身につけること。それから協力のし合える、そういう気風をつくり出すこと。そして、その上に能率を高めるということ。なお、それらをもっと細かく申し上げますと幹部には当然企画能力、それから見識としての指導能力、また組織を運営をする人格という、それらがきわめて必要である。そういう意味におきまして職場職場で新しい気風をつくり立てて、そうして努力をしようということも呼びかけております。

それから御質問に直接のお答えにならないかもしれませんが、やはり公務員たるものは、何といいましても窓口的な、あるいは相談役的な役割りがしばしばあるわけでございますので、その際に十分説明をできる、親切に説明をできる能力、あるいは何といいましても人から信頼をされるにはみずからが清潔、これはもう心身ともに清潔であるということも重要であります。その清潔がとりもなおさず倫理観ということにもつながるわけであります。親切、それから清潔、それから能率、このようなことを強調いたしております。もちろん何といいますか、時代に沿う新しい常に発想ができる、そうして時代のニードになるべく早く的確にこたえられる、このような頭脳もきわめて必要だ、このようにも思っております。

いま御質問のこの研修という行事の中に、あるいは事業の組み立ての中にそれらが的確に入っているかどうか、ちょっと私の知識の不十分な点もございますが、考え方といたしましてはそのようなことを常に心がけ、管理職は管理職なりに、また一般職は一般職なりに、現場職は現場職なりにみんなが全体の奉仕者となって、そうして努力をしよう、こういう気風に進みつつあることは間違いのない、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　それでは、個々の研修の問題について質問させていただきます。

当然、研修でございますからその主体、目的、内容、受講対象者等々の区別があると思います。この中で一応の体制が整備されているようでございますけれども、その中の全般的な問題としてどのようにお考えになっているか、どのような過程を経て研修が実施されているか、その内容等に入らせていただきたいと思います。

日野市の独自に行っております、いわゆる独自研修の内容についてでございますけれども、この研修の内容のどのような過程を経てこの内容が決定され、対象者が決まり、その成果が具体的に発表されていくのかということをお聞きしたいと思います。

二番目に、この決定によって行われる研修が職員の方のニーズに十分こたえている体制にあるのかどうか、その辺の認識をお聞かせ願いたいと思います。

さらに、この職員の方のニーズを高める十分把握していくということで何か考えられる機構があるのかどうか。聞くところによりますと庁内関係機関による協議会の設置等設けて具体的な把握に努められている体制もあるやに聞いております。

三番目に、先ほどと関連するんですが、研修計画の策定に当たって特に受講者対象者等の方の業務関係との対応ではどうであるか。すなわち業務多忙等の理由で現在の継続的な研修実施内容が困難になっている状況があるのかどうか。この資料によりますとグループ研修ということで、かなり短期間にわたって二十二名ぐらいの方が三グループに分かれて――三カ月ですか、週一回、三カ月間ぐらい二十二名の職員の方が三つのグループに分かれて精力的に研究グループをされているわけですが、このような全職種から選抜といいますか、職員の方の募って研修が実際行われているわけですけれども、それと業務との一致、抜けた後の職場の体制といいますか、そういう点で問題が起きてはいないかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

さらに研修の実際の実行に当たる中で特に研修の目的としては職員の方の相互理解。とかく縦割り行政的な部分の保完的な要素、さらに他市間の――他市業種間の理解度、そのような点がかなり大きな比重を研修の目的と占めていると言われておりますけれども、それの横の連絡関係の対応が現在どういう状況にあるのか、スムーズにいっているのか。さらに、考える余地の段階にきているのか、その辺の認識を賜りたいと思います。

さらに研修の成果に関する評価。さらに、その成果の職務への反映の問題について、日野市では先ほど申し上げました行政実務グループ研究ということで、このことについてはレポートがまとめられ、普通ですとこの研修の成果については受けた方の、研修を受けた方のアンケート調査でありますとか、メモ程度のレポートで終わっているわけですが、日野市の場合におきましては一歩進んだ形でこれが研究の成果として一つの、ここに見本があるわけですが、このようなものとして発表されているわけですが、その辺で一歩進んでいるのではないかと思いますけれども、さらに、この成果についてのほかにも研修があるわけですが、たとえば自己啓発の問題ですとか、さらには東京都市町村職員研修所で行われる研修の成果でありますとか、そのような成果が具体的に日野市の中でどのように、研修を受けなかった方にもどのような形でその成果が還元されているか。その辺についての現在の状況をお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは項目を追いましてお答えしてまいりたいと思います。

まず第一に研修の背景、内容等の問題でございますが、これにつきましては地公法の三十九条には職員には、その勤務能率

の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならない。前項の研修は任命権者が行うものとする。こういうような項文を受けまして日野市では日野市職員研修規定を四十四年に設けてございます。そういう意味で研修の重要性につきましては職員が市民全体の奉仕者にふさわしい品位と社会的な識見を備え、民主的、科学的、良心的な市行政の確立とその円滑な運営に期することを基本の習得としてございます。

それから二点目の研修のニーズ、職員のニーズの問題でございますが、これにつきましては職員の規定にございまして、第四条には研修の内容がございます。これが三種類の十項目にわたりまして規定してございます。これらにつきましては一応研修の結果を一々報告していただくわけでございますが、その中で研修に関する感想、あるいは、これからこういう研修について必要であるとか、こういうような意見欄も踏まえましてそれを担当課の方で受け入れて、次の研修計画の資料に当てている、こういうことでございます。

それから三点目のグループ研修の件でございますが、これにつきましては所属長から推薦をしていただきます。それで各部二名ないし三名程度の推薦をしていただきましてそれぞれの集まった形の中で係長から普通の一般職までを踏まえまして、これが五十六年度には二十二名。こういうことでその中で三グループなりに分けましてそれぞれそのグループの中で研修項目を決めてそれを一々討議する。そういう中でその研修の項目につきましてはそれぞれ主管部課の方に伺って現状とか、そういうものについて一応それらを踏まえていろいろ研修の結果を話し合って、結果をいわゆるレポート方式にまとめまして報告をされている内容でございます。これらにつきましては研修の過程で非常にいろいろ活発な論議がされているようでございます。これらにつきましてその結果が関係部の方に報告されるわけでございますが、これらについて一々一〇〇%、この研修の結果が反映されることは非常に望ましいわけでございますけれども、中にはそれぞれの部課のいままでのいきさつ、そういったものの対応がございまして必ずしも一〇〇%生かされてない面もあるわけでございます。これらについてはそのグループ研修の本意を配しましてそれらを関係部課で一つの考え方として持ってこれからの行政の指針に対応していこう、こういう一つの受けとめ方をしております。

それから自己啓発研修の成果が還元されているか、こういうことでございますが、先般――先ほど申し上げました形でいろいろな研修に行った場合に私の方では研修の報告をさせているわけでございます。それらにつきまして一応報告を受けましてこれからの、次の年度の研修の一つのテーマとして考えていく、こういうことで絶えず研修のニーズにこたえていくような方法をとっているわけでございますが、これらについてもやはり非

常に高学歴の進む中で一応の一〇〇％ということの意見が反映されている、こういうことは言い切れないわけでございますが、これらにつきましても研修担当課の方といたしましては職員が担当している、一人の主事が担当しているわけでございますが、これらが自分の職場に帰りましていろいろ職員等の情報も得まして、それらの次の年度の研修テーマにする、こういうことのプロセスを踏みまして、それで研修を実施している、こういう内容でございます。

以上、項目的には全体を網羅したような形で御回答申し上げましたけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　研修の中で成果の発表についてはかなり内容が充実をし、体制が充実をした段階の後で出てくる問題だと思うんですが、いまの部長のお話ですと職員課の研修係の担当の方が随時いままでの過去の研修を実施してきた中でさまざまに出てくる意見、さらには、個々に職場の中での随時の意見を取り上げて調整をして、さらに委託研修の研修内容も踏まえて決定するようにお聞きしていますけれども、当然研修内容が、内容について、さらに研修制度そのものについて意欲的な力が入ってきますとさまざまな意見が出てくるのは当然だと思うわけです。

私は、ここで一般質問として取り上げてますのは、この研修制度についてはかなりこれから力を注いでいかなければならないのではないかという認識を持っているわけです。いままでの研修制度のあり方の回転の中でまだ十分対応し切れるという認識をお持ちなのか、そうではなくて研修制度のいわゆる長期計画ではありませんけれども、これからのいろいろに状況の変わってくる中でどのように積極的に対応していくかということを踏まえますと、やはり研修制度の従来のあり方でよいのかという、その辺をお聞きしたいわけですが、先ほど申し上げましたけれども、そういう意味で一つは研修の計画の策定に当たっては協議会等、何も協議会をつくるのが一つのすべてではないと思いますけれども、その辺十分に対応し切れているかどうか。さらに改善する余地はないかどうか。その辺の認識をお伺いしたいわけですが……。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方から基本的な事項につきましてお答え申し上げたいと思います。

市制を施行しましてからもう二十年も経過するわけでございます。年々の努力の中で資質の高い職員の確保という点については年々その実を上げてきていると考えておるわけでございます。

研修制度でございますけれども、東京都の研修所によるところの研修と、それから、いま御論議いただいておりますところの日野市独自の研修、あるいは多摩自治問題協議会の中での研修、このような区分けの中で年間多数の研修が実施されておるわけでございますけれども、いま御論議いただいてます日野市独自の研修でございます。これにつきましては御指摘のように職員の要するに希望――ニーズというもの等も踏まえますと同時に研修の基本でございますところのやる気というものを中心に考えておるわけでございます。過去の例で申し上げますと東京オリンピックで金メダルをいただいた遠藤選手、こういう方を呼びまして、東京都の研修におきましては知識とか技術とか、そういう中心的なものが研修の内容でございます。独自研修におきましてはやる気ということも基本に考えておるわけでございます。ですから、その道の人間のやる気というものを中心にやっているのが一つでございます。

それからグループ研修、これは各職種とか、あるいは年齢差とか、あるいは係長等も入れますしそういう差等も統合しましていろいろな職場からいろいろな年齢差の人、それから職階の中での違いもございます。そういう違った人たちを一つのグループにしまして、四グループ。それぞれのテーマでいま御論議いただいたような研修をしていただいている。非常によその市でも市民参加――職員参加、職員の市政の参加ということを中心にねらった一つの研修でございます。

市町村の職員でございますけれども、管理識においては市政に参加できた、要するに下界へ出て御答弁申し上げる、あるいは企画に参加する、そういうところで年齢の高い者は市政に参加したという一つの意欲、あるいは満足感というものがあるわけですけれども、下の職員にはそういう参加意識というのがない、そういう点から燃えないんだという指摘等もございます。そういうふうなものの解消のためにいかにテーマを設定し、そのテーマをいかに実現に向かって、市民サービスに向かって決定していくかということを討議させる。約四カ月ぐらいの期間の間に研修してもらう。これは自分たちの仕事の関係がございますので夜大分討議するようでございます。それから実際に先進地を見ていただく等の研修の内容等も踏まえておるわけでございます。そういうふうな形の中で職員のニーズだとか、あるいは職員が持っている不満の解消、あるいは市政への参加という満足感を与えていく。その中から職員としての仕事に対する意欲を守り立てていく。それから各グループにおけるところの研修によってさっき申し上げたようなことの（「了解」と呼ぶ者あり）発展を図っていく。そういうふうなことを中心にしまして、基本としてはやる気を中心にして独自研修の方はやっておる。そういうふうな考え方でございます。（「市長もぜひ参加をしてやる気を起こしてください」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　それでは少し観点が変わると思いますが、この研修の目的が、主たる目的が参加者の相互啓発等が中心であるということだそうですが、さらに、この職員研修は住民福祉の向上のために市が達成すべき目標に合うものである。合致するものである。合致しなければいけないということが言われておりますが、ここではその合致するものとしてこのグループ研修の研修の成果が出ておりますのでこの項目を見させていただきました。この中にはかなり現在の問題がとらえているわけですが、この三グループの中で一グループは日野市の老人問題について研究をしております。さらに清流を取り戻す一方策として土壌浄化法についての研究がございます。さらに、ごみ置き場の問題をめぐってということで研修が行われております。

　このごみ置き場の問題につきましては前年度の昭和五十四年の十二月にやはりグループ研修で混合ごみ収集の方法についてということでまとめがあります。さらにいま申し上げました五十五年度においても、ごみ置き場の問題をめぐってということでレポートが出ているわけです。で、後半のごみ置き場の問題をめぐってというグループ研究の中身を見ますと、ここでは住民の方の利用されている方のアンケートが実はアンケート用紙をお配りして実際に調査をされているわけです。で、これ思い起こしますと去年の春にダストボックスの廃止の問題でかなり市民の方の反対がありまして、いわゆる、その妥協性を図って現在の苦心の策の試作品ができてきつつあるわけですけれども、この中で特に最後の結論の部分ですが、ダストボックスの廃止の、利用している方のアンケート調査によりますと八四・一％の方がダストボックスはそのままにしておいてほしいという意見であったという指摘が実はここにすでに出ているわけです。で、その前の混合ごみ収集の方法のところでも実はその指摘があるわけです。これを十分に市民の方に理解いただくためにはダストボックスの損得、袋収集の損得についてかなり詳しい研究をされた上での結論なのですが、市はやはりダストボックスを廃止した方がいいんではないかというグループ研修の結論なんですが、それについては市民の方の十分な理解を求める必要があるんではないかということを羽村町の事例を出して指摘しているわけです。で、この研修の目的が住民福祉の向上のための沿うテーマを選んでほしいということから踏まえますとかなりつぼを得たといいますか、そういう研究があるわけです。

　で、前回の馬場弘融議員のお話ですと一つの施策を実行するに当たっては広報ひの等でもその中で具体的に理解を求めていく、さらには意見を反映していくことがやはり大事ではないかという指摘があったわけですが、私は率直にこの資料を見ましてダストボックスをそのまま廃止をすることが非常に問題があるということを十分市の方も認識をされた上であの過程に入っていったと思うわけです。

　現在、この問題をあえてここで取り上げますのは研修のこの成果が余り生かされていなかった（「そのとおり」と呼ぶ者あり）のではないかなという認識を持つわけなんですが、（「全くいいかげんだ」と呼ぶ者あり）その辺、五十六年の六月の二十五日の午前十時から十二時まで二時間、本庁で市長のもとにこの三つのグループの研究の成果をお聞きになっているわけですけれども、その辺の成果の取り上げ方といいましょうか、（「黙殺」と呼ぶ者あり）その辺の認識をお聞きしたいと思うわけです。（「いい質問だ」「苦しいな、これは」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　グループ研修という自発的な参加意識を基準といたしましていろいろな職場の、また年齢も違い経験も違う職員に一つのテーマをみずからつくって行政マンとしての政策を研究する、勉強する、こういう近ごろ新しい研修方法も取り入れてまいっております。それぞれ先ほど助役がやる気と、こう申しておりますが、要するに意欲を高める。そういう政策の結論よりも行政に対する認識というその意欲を引き出す。こういうことが大きい目標になっておるわけでありまして、その研究テーマによりましてまだまだ今後の研究にまつべきもの、あるいは日野市民の意識調査等も加えてかなり具体性のあるもの、いろいろとその内容はあるわけであります。私も職員の少なくもすべての職員はどこにいようと市全体の一応の組織のこと、あるいは行政が取り組んでおるそれぞれのサービス事業のこと、これらについて全く場所は違うから門外漢であってはいけない。市民以上にどの分野でも一定の知識を持つべきである。こういうことの期待もあわせまして勉強させましたり、指導の機会をつくったりやっておるわけでありまして、その、たとえば先ほど言われました清流を取り戻すための土壌改良法――土壌浄化法、これなども一つの新しい取り組みであり、アイデアであるということは評価いたしております。そして日野市でも（「ごみ収集のことを聞いているのに」と呼ぶ者あり）実験をしてみよう、こういうこともやらせておるわけであります。

　ごみの収集の場合も同様でありまして、ごみ減量のことから、つまりごみ戦争からスタートいたしました。ごみ戦争といいますとわれわれの場合は羽村のかつて乱雑に産業ごみも一般ごみも業者を通じて行き先不明というような形で投棄してきた時代に提起された大きなごみ行政のショックとも言うべき、また大きな転換を求めたきっかけになった出来事であります。その当事から一方には経済成長に伴う消費は美徳なりというふうな誤った生産側の、宣伝、あるいは供給側の消費者を少し誤らせるようなそういう経過もあったわけであります。そのような反省

がだんだん固まってまいりまして（「消費者はそんなに愚かじゃない」と呼ぶ者あり）だんだん高まってまいりまして、そうしてごみ減量をしなければならないという高い意識が生まれてまいった大きなきっかけにもなりました。（「……はどうしたの」と呼ぶ者あり）それらと伴いまして一つには消費者運動という運動が展開をされ、また、ごみに対する意識が非常に高まってまいりました。そういう意味での取り組みであったと思っております。そうして、ごみ減量研究会からスタートいたしまして、一般的に言いますとなるべくごみ作業、これはサービス側の分野と、それから行政サービス側の分野、それから住民自治としてのごみに対する正確な認識を持っていただく。この接点が集積場であり、あるいは一時保管をする容器のこともあるということに到達をいたしまして、少しわれわれの低下した意識が何といいましょうか、この配慮不十分であったということも確かにあったと思っております。そういう、しかし、共通認識においてはもう総論においては皆さん同じでありまして、ごみは減らさなければならない。将来の法外のもとにしてはならない。そうして、なるべくごみを大量につくるという生産と消費の関係は決して正常ではない、こういうことで勉強した、そういうふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　私はここで現在柔軟な対応で住民の、市民の方の要望を十分取り入れた形でかなり柔軟な対応をされているなというふうに私はこのごみ問題については評価しております。さらに仲田地区公園におきましても体育関係の方の意見を取り入れてトラックの問題についても配慮されているということでかなりやはり柔軟な対応をする姿勢があるというふうに私も一定の評価を満たしております。（「秦議員だ」と呼ぶ者あり）したがいまして、ここで私は過去のことを暴露的にこうだ、ああだということを言っているんでありませんで、やはり、この研究の成果を十分取り入れて成果を出していっていただきたいというふうに思うわけであります。

　次に委託研修、さらに派遣研修の問題があるわけですが、現在、事務の中でもかなり革命的な状況、すなわちいろいろな機械ですね、ワープロとかいろいろあるそうですが、電算の問題ですとか、かなり急速な変化を遂げているわけですけれども、そういうことを踏まえますと委託研修、さらには派遣研修の中で民間の組織体との交流関係を充実していく必要性がこれから出てくるのではないかと思うわけですが、その点をお聞きしたいと思います。

　さらに先ほど助役の答弁の中でもあったわけですが、この研修の基本は自己啓発が中心であるというふうな御答弁だったと思いますが、この自己啓発もこの項目の中で具体的に載っているわけです。で、その中には、市によってはこの自己啓発を中

心に考えるといいますか、一番基本としてかなり助成的な制度も考えているようであります。日野市におきましても、この自己啓発について教材の一部負担ですとかということで助成的な処置がとられているわけですが、この辺のバックアップといいますか、その辺の対応はどうなっているか。現在の状態で当分いいだろうというふうに認識を持たれているかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

　で、さらに、これは別の問題になりますが、行政サービスの基盤整備といいましても職員の方が健康でなければ十分能力も発揮できないということは当然なわけですけれども、現在、中央公園がございましてこの健康の問題につきましても個人の自覚の問題であると言えばその分がかなり比重を占めるわけですが、将来やはりこの周辺の中で職員の方の健康的な施設も必要になってくる時代が来るかとも考えられるんですが、その辺、（「了解」と呼ぶ者あり）（笑声）将来の考慮としてどうかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、簡明にやってください、答弁はね。助役。

○助役（赤松行雄君）　第一点の指摘でございます。これから職場がだんだん変わってくるというような御指摘は当然の趨勢としまして事務機器の開発によりまして窓口にワードプロセッサーとか、あるいはオフィス・オートメーションだとか、そういうものが導入されてまいりますとだんだん年寄りが対応できなくなる。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）あるいは若い新しい機能性を持った職員でないと対応できないとか、いろいろな問題が起きてこようかと思います。こういう段階に入ってまいりますので現在五十八年の当初予算の中には予算としてはのっておりませんけれども、五十八年の中ごろになりましてお願い申し上げることになろうかと思います。現在、電算の検討委員会の中で基本的なこと、それから現段階としましては各職場のそれぞれの状態の実態調査を行っておるわけでございます。まず第一段階としましては住民情報が課税とか、あるいは資産税だとか市民税、あるいは資産税だとか、それから戸籍住民、国民年金とか国民健康保険だとか、それぞれ全部ばらばらでございます。これを統一化していきたい。こういう問題が第一段階の作業になるわけでございます。そうしますと支所との問題等ももっと簡略なものになる。それで仰せのようにオフィス・オートメーションがその中に入ってくるという問題等も現実の問題として日野の中では大きく問題になっておるわけでございます。これにつきましては仰せのとおりの対応を早急にしなきゃならん。要するに職員の技術の習得だとか知識の開発だとか、これは早急にやらなければ私は間に合わないんじゃないか。仰せに従って遅まきながら早速にでも対応していきたいと思います。

それから自己啓発でございます。いろいろな費用をおぜん立てし舞台をおぜん立てしなければ自己啓発というものがなされないという基本は私はそうは考えていないです。何もなくても自己啓発というのは自分でやるんだ、市役所の職員として十分な知識を自分自身の費用で自分自身の努力で自分自身の時間でやるのが自己啓発なんだという考え方は持っておるわけなんですけれども、それだけでは世の中いきません。皆さんがそのとおりにやっていただくためには日野市の研修制度だけではなしにすべての制度を使わなければ目的は到達しない。そのように考えております。給与制度から、それから管理制度からすべてを使って、要するに資質の高い職員を求めていく、つくり上げていくということだろうと思います、自己啓発というのは。そういうようなことで現状の中では通信研修ということでいろいろな受講料の一部負担だとか、あるいは海外研修についての要するに融資制度だとか等がやられております。これで十分であるかどうか。そう十分なほどのあれじゃございませんので（「わかった」と呼ぶ者あり）検討してみたい。各部署と比較して不足するものがございましたらば（「日野自動車に派遣すりゃいいんだよ」と呼ぶ者あり）充足していきたい、このように考えております。

で、職員の心構えという点で私いろいろと助役としてやっているわけなんですけれども、企業職員の取り組みの生きがい、違いとですね、普通地方公共団体の職員の仕事に対する取り組みの違いというのは統計的な形で皆さんにはよく理解してもらうような試みはやっておるわけでございます。いろいろ違いがあるようでございます。私はそれを埋めていきたい、このように考えておるわけでございます。ですから何でもおぜん立てしなきゃしないということじゃ私はいけないんじゃないかと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）何がなくったって自分でやるんだというのが基本だと思っています。（「それは助役ぐらいだ」と呼ぶ者あり）いや、ですけれども、やはり足らないものは補足していきたい、こう思っております。

健康についてはよくわからないんですけれども、各市ですね、共済組合の総合的な施設でいろいろやっております。それから運動施設が日野には足らないと思います。これはいつにかかって市民の皆さんにも大分御迷惑かけておりますので、市民の施設を充実していくという中で、職員はその施設を利用するという形で充実するのが現在の日野としては一番近道じゃないか、こう考えております。市民の施設を充実し、それを利用させていただく、そういう形で充実していきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　では最後に要望いたしまして終わります。

研修制度につきましてはさまざまな問題がありまして非常に困難なものがあるということは十分認識しておりますが、ぜひ、この研修の制度についてはこれからも力を注いでこの制度の効果的な運用を図っていただきたいことを要望しまして、私の一般質問を終わります。以上です（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十五の一、行政サービスの基盤整備を問うに関する質問を終わります。

十六の一、旭が丘の文化、福祉ゾーンについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　旭が丘の文化、福祉ゾーンについて質問をいたします。

旭が丘の通称六、四ブロック、これは一万四千平米あるこの土地です。区画整理の保留地として当初計画されておりました目的を変更させ、現在、市民の施設としてすでに市営住宅、また市民への水の供給等希望の家の身障者施設、旭が丘保育園、第四中学校などがあります。市はここを文化、福祉ゾーンとして位置づけ市民の要望を盛り込んだ施設計画をすでに持っており五十八年度の当初予算の中にもこれらのものが組まれているわけです。（「何か減ったでしょう」と呼ぶ者あり）市民参加のもとで計画の段階からそれぞれの施設に関係する人々をこの中に入れてこの文化、福祉ゾーンをつくっていくべきであると私は考えます。そして幼児教育センターが諸般の事情から延期され、新たな幼稚園建設へと移行しておりますが、改めてこれからつくるこれらの施設についてはいまから住民参加貫けば必ず文化、福祉ゾーンの目的が達せられると私は考えます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

この質問を行いますに当たり私はたくさんの方々の御意見を伺い、この質問を行うわけですけれども、福祉センターの一日も早い建設を願う共同作業所に働く所員、そして職員、さらには各分野の障害者団体の皆さん。私は先般七十歳を超えたお父さんが暗やみの中で手探りをして毎日歩いている。このような気持ちを訴えられました。わが子の行く末を思うと寝ても寝られない。子供は共同作業所に働いてその作業所の中に溶け込んで毎日満足して暮らしているけれども、一日も早く福祉センターがつくられることを心から望んでいます。このように語られました。この胸を打つような話には私も胸が熱くなる思いがしたわけです。老人憩いの家も十二年前に一円玉貯金、このことがきっかけとなって、いま、このような老人の憩いの家という、こういう施設ができるわけでございますが、この開設についてもお年寄りの皆さんが一日も早く建ててほしいという、そういう声も寄せられております。また大変残念なことですけれども、旭が丘の幼児教育センター、これについても一時延期され、この地域には幼稚園が建てられるというふうに聞いておりますが、

この幼稚園の建設も十年前に請願が出され採択されております。もう、この子供たちも大きくなり次の時代の子供にと引き継がれているわけでございますが、多摩平幼稚園まで通う、そういう中ではぜひ一日も早く幼稚園を建ててほしいというお母さんの声も寄せられております。児童館につきましてももう七、八年前になると思いますが、これもすでに請願が出され採択されております。これらの市民の熱い期待の中でいま文化、福祉ゾーンが日野市の手によってつくられるわけでございますが、十分多くの人々の意見をとり、そして手続をとって対策を立て建てていただきたいと思うわけです。

まず最初に文化、福祉ゾーンの全体構想についてお聞きし、次の質問に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは第一点目の御質問にお答えいたします。

通称六、四ブロックにつきましてはあいている部分の利用につきましては五十五年ごろよりいろいろとその利用方法について検討を重ねてまいりました。そして、その部分を文化、福祉ゾーンという、いわゆるローリング決定と申しますか、そういうふうに位置づけたい。そういうふうに構想を固めたわけでございます。（「うらやましいな、旭が丘は」と呼ぶ者あり）その中で結局そうしますとそのローリングの中に何をセットするかということでございますが、老人憩いの家、児童館、あるいは幼児施設、身障者のための寮、こういう四施設をその当時予定しているわけでございます。あとの空き地部分につきましてはいわゆる散策公園的要素を盛り込む、そのようなプランニングになっております。それらのプランニングに従いまして福祉施設につきましては福祉部の方へその建設計画の推進をゆだねている、そういうのが現状でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは担当の方にお尋ねいたしますが、この福祉ゾーンにつくられる施設の内容です。そのことについてお聞かせをください。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　私の方からは身障福祉センターと、それから老人憩いの家、それから児童館についてお答えをしたいと思います。

まず旭が丘の文化、福祉ゾーンの一部に私どもといたしましては身体障害者の福祉センターを予定しております。これにつきましては昭和五十七年度で身障福祉施設の基本設計を現在行っておるところでございます。この設計費といたしましては一千平米を対象にしまして設計費一千百十四万九千円を計上しております。この三月末に設計の基本設計が完了いたしますので詳

細はその後になるというぐあいに考えております。基本設計の主な内容は、一階に身体障害者の福祉センターのB型を建設し、その内訳といたしましては相談室、日常生活訓練室、研修室、集会室、作業室、図書室、事務室、便所、その他ということになっております。二階には精神薄弱者の自産施設ということで作業指導室、調理室、食堂、事務室、倉庫、エレベーター、更衣室、静養室、その他ということになっております。総面積は約一千平米を予定しております。運営については現在委託ということで考えております。

二番目に老人憩いの家についてでございますが、老人の教養の向上、レクリエーション等のためにその場を提供するということで主として老人の宿泊の施設として老人の心身の健康の増進を図る目的で五十八年度に建設を計画しております。場所は福祉ゾーンの一部でございまして敷地面積としては約二千七十平方メーター、床延べ面積は五百三十から五百四十平米を予定しております。構造は鉄筋コンクリートの平家建てでございまして、その中には八畳間を約六室現在考えております。現在、これにつきましての基本設計を急いでおりまして、基本設計ができ次第、また市民の方との御相談をしたいというぐあいに考えております。費用については建設予定額を一億二千五百万円予定しております。現在、基本設計の委託先は大成建設設計事務所でございまして二百三十六万三千円を予定しております。

（「だめだよ」「業者の名前を言うことないんだよ」と呼ぶ者あり）

三番目には児童館のことでございますが、現在、市といたしましては三沢に児童館を建設中でございますが、これが四館目でございます。五館目といたしまして将来は児童館を建設をしたいということで旭が丘の福祉ゾーンにつくっていきたいということでございます。児童館は中学校区域一児童館ということで、それが建設としては望ましいというぐあいに私どもは考えておりますので旭が丘地区にも何とか必要であるというぐあいに考えておりまして、建設に向けて努力をしております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　公立幼稚園関係についてお答え申し上げます。

旭が丘地区は鈴木議員さんの方から御指摘のとおり、あの地区に公立、市立の幼稚園がございませんで早くからあの地区にぜひ幼稚園を建設してほしい、こういう父母の強い要求があることは事実でございます。ただ、最近の幼児数の出生率の減少、この問題で非常に新しい幼稚園を建てる場合のネックになっておりまして、特に私立幼稚園協会、これの経営問題とも絡んでまいる要素を多分に持っているということで、私たちの方では、ただ、現在、多摩平地区には幼児教室というのがございまして

七十数名の四歳児の方を幼児教室の方でめんどうを見ていただいている。さらに多摩平地区全体では百五十名近い四歳児の方が、幼児教室も含めてですが、第一幼稚園の五歳に入園するのを待機しているというような状況でございます。多摩平の幼児教室の方では公立の幼稚園で四歳児を募集していただける状況があれば幼児教室そのものは発展的な形の解消をしていい。こういうお話も幼児教室の方からは伺ってる次第です。

で、問題は、幼児数の減少問題とあわせまして今後私立幼稚園協会等とも十分連絡を取りながら対応していきたい。こう考えているわけでございますけれど、考え方の基本としては公立幼稚園の園児数の総定数、これを抑えて、現在、公立幼稚園二十一学級八百四十名という定数の枠があるわけですけれど、その八百四十名を抑えた上でそれ以上公立の幼稚園の園児をどんどんどんふやしていくという形は勢い私立の幼稚園にいろいろな形での影響を与えてまいりますので幼児教育という問題そのものが公市立の協力の中で現在まで守り立ててきているという経過等も踏まえながら私立幼稚園協会との話し合いを十分とった上で対応していきたい。いずれにいたしましてもあの地区に幼稚園をつくっていただきたいという以前からの強い地域の父母の方たちの願いを解決していく、市民要求にこたえていくように手だてをとりたい、こういうように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは再質問いたします。

福祉部長の方から答弁がございましたが、この建てられる建物の設備及び運営についてということはこの法律の中にあります身体障害者福祉センターの設備及び運営についての中のB型ということからとったものだというふうに考えますが、このB型の施設の中を見ますと法律の中では浴室は義務づけられておりませんが、いろいろと働いていらっしゃる方々の要望を聞きますと、この中にぜひ浴室をつけていただきたい。あるいは浴室がもしだめだったらシャワーでもいいからつけていただきたいということですが、それが可能かどうか、お尋ねします。

それからトイレの件でございますが、職員と所員と分けるのではなくて全部同じトイレを使う。こういうことで、これから管理運営されますと職員がここに配置されると思いますが、トイレも同じものを使うという、こういうことでやっていただきたいと思いますが、それはいかがでしょうか。

それから、この身体障害者福祉センターB型においてはおおむね次に掲げる事業を行い、または、そのために必要な便宜を供給するものとするということで三つ載せられております。在宅障害者Dサービス事業の実施、身体障害者関係の福祉団体に対する便宜の供与、その他身体障害者の福祉の増進を図るため必要に応じボランティア要請等のための事業を行うとともに身体障害者または地域住民に対する啓蒙等の事業を行う。こういうふうに三つが義務づけられておりますが、これを行っていくかどうか。

それから運営についてでございますが、委託を考えているということですけれども、いま、どういう事業に委託するのか、その辺。

それから建設の段階、いま設計が委託されているわけですけれども、日野共同作業所ができてもうことしで八年になります。地域の特に日野台四丁目という、こういう地域の中で障害者も健常者も一緒にあの中に溶け込んだ毎日を送っているわけです。そしてまたこれからの新しい施設をつくるにはそこで働いている人たちの声が生かされた施設もまた必要であるかというふうに思います。そういう中でこれから設計をやっていく中でいろいろな障害者団体の方たちも入ってこれをどうするかということが話されると思いますが、そのときには日野共同作業所の代表の方もぜひこの中に入れて設計の段階から検討を加えていただきたいと思いますが、その点をお聞かせください。

それから、いま日野台に通っていらっしゃる方は南平、それから程久保、旭が丘、石田、北原、多摩平、新町、七生地域、かなり広範な地域から通っておりますが、これからもっと大きな施設ができますと在宅の方たちもこの働く場に通うことになるかと思います。そういう場合にはぜひとも私は車が必要だというふうに考えます。現在でも、この日野の共同作業所に通うために所員の方々の努力によって一カ所に集まって、そこから車で日野共同作業所まで通うという、こういう中では特に旭が丘という地域に遠くなりますとなおのこと、ここに通うためにはいろいろな地域からの方がもっともっと行くと思いますので、こういう点については車をぜひ回し、老人憩いの家に通うお年寄りの皆さん、また、ここの障害者施設に通う人々と一緒の、こういうこともできるのではないかと考えますので、その点をまず質問して、また再質問いたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま具体的なことをいろいろ御質問いただいているわけでありますが、文化、福祉ゾーンという、そういう地域。市の持っていますところの全体の土地を活用していこうという考え方は早くから議会にも御報告をしてまいっておりますし、その考え方を今後とも生かしていきたい、このようには思っております。しかしながら、どのような機能をその要素の中に含めるかということにおきまして、一応、昨年はたまたま国際障害者年ということもありまして、その国際障害者年協議会、こういう協議会を設け諮問をいたしました。その共同作業施設の必要であるという提案はいただいておりますす。しかし、まだその基本構想の段階でございまして余り細かい具体的なことはまだ検討段階にこれから入ろうという状況でございます。

いま、はっきりいたしておりますのは幼児教育センター施設というのは今後に譲ることにして具体的には老人憩いの家がすでに設計をされておる、これはそのとおりであります。それから児童館というのはいままたまた旭が丘小学校のための学童クラブがございますから将来それの用途を含めてという先行きの構想には成り立つと思っておりますけど、具体的な考え方をいま直ちにということでもございません。ただ、西の方にこれまで幼稚園が足りませんので、幼稚園はこの間御報告の中にも申し上げましたとおり定数枠をふやさない形で第一幼稚園を分括するような意味で施設をしたらどうだろうか。このような考え方を持ち、その幼稚園と保育園のでき上がりをまって、そうして、あわせて幼児教育研究関係の事業もおろしていける。このような条件づくりをしよう、こういう順序は考えられるわけであります。

老人憩いの家のことにつきましては五十八年度予算に計上しておりますわけですが、他のことはまだ必ずしも細かく御報告のできる段階にまで進んでおりません。特に障害者施設につきましては障害者協議会の方々に諮問をし、かなり意見は伺っておるわけでありますけど、その当時考えておりました規模に対して不十分である。こういう判断といいましょうか、御意見を伺っております。したがって、不十分を補うにはどうすればよいかということをこれからの課題にも考えていこう、こういう状況でございます。したがいまして、いま前向きに相当具体的なことを質問として答えを求められましても現在のところは余り的確には申し上げられない、こういうことでございますのでそのように御理解をいただき順序を追って今後の課題にさせていただきたい。このように思っております。（「がんばれ」「おかしいじゃない」「決まってないもの何で発表するんだ」「休憩だ、これは」「意見の統一をしてくれ、各大臣の」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（石坂勝雄君）　ちょっと御静粛に願います。

（「意見統一」「休憩」と呼ぶ者あり）

議長といたしましても、ちょっと、いま福祉部長と市長との答弁が余りにも何というか、議事録に残っていった場合どういう判断をするんだということになるんではなかろうか。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）こういうことで理事者側の意見統一をしていただきたい、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）こういうように考えます。（「休憩」「どっちが正しいんだよ」と呼ぶ者あり、発言する者多し）いいですか、休憩してよろしいですか。（「いえ休憩しないで」と呼ぶ者あり）いいですか。

（「続けます」と呼ぶ者あり）じゃあ、続行します。鈴木美奈子さんの方で先問われますか。（「はい」と呼ぶ者あり）鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　いま、いろいろと議場の中からお話し出ておりますけれども、私は通告質問やっておりますし、市長から、じゃあ、これからお話聞かせていただきたいと思います。（「それがいい」と呼ぶ者あり）

私は一日も早くこの建設を望んでるわけですけれども、この施設ができた場合には日野台にあります施設が要らなくなるわけです。その場合にはぜひこの施設をそのまま残すか、あるいは建て直しをして二階建てのいい障害者の施設につくるべきだというふうに考えます。これはなぜこのようなことを話をするかといいますと日野台四丁目という、この地域の中にもう八年間の歴史を持ってここで働く人々が地域の中に溶け込んでるから私はぜひこの施設をさらにこの地域の中で根づかせていく、このことが必要であるかというふうに考えるわけです。ですから、この点を一点。

それから、いま市内の各地域から障害者の働く施設ということで南平の方から出された請願も採択されておりますし、一カ所大きいものをつくったからもうそれでいいというのではなくて（「そうだ」と呼ぶ者あり）日野市内の各地域にこうした障害者の働く場をつくるべきだというふうに考えます。そういうことで、そういう計画があるかどうか。（「市長、つくってやれ」と呼ぶ者あり）

さらには、私は、この施設をつくるに当たり、いま三多摩の各地域で、特に調布では市と住民との裁判まで行われて反対運動が起こされました。武蔵村山、東大和でもこうしたことが起きておりますし、障害者の施設を建てますとどうしても回りから意思の統一がされないためにトラブルが起きているわけです。いまから私はぜひともこの地域の方々との話し合いを早急にやる。基本設計、実施設計ができた段階での話し合いでは私は遅いと思うわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）こうした意味でこの地域の方々との話し合いをぜひやっていただきたいと思いますが、それについてお尋ねいたします。（「そうだ」「共産党の言うとおりだ」「みんな共産党になれ」と呼ぶ者あり）

（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　福祉、文化ゾーンの中の障害者施設というのは、いわゆる制度化されている中のB型を用いるということが適当であろうというふうにはなっておりますが、もちろんこの周辺、あるいは当事者、関係者、その方々の御意見も聞きながら一番有効なものをつくっていくということが当然大切なことでございます。そのためにもまた時間もある程度必要でもございますからして今後そのような配慮を十分持ちつつ当事者たちにはもちろんのこと、地域からも、いわゆる福祉施設として迎えられ、また他の福祉、文化ゾーンのそれぞれの機能の相互性と申しましょうか、老人と子供、あるいは子供と障害者、特に希望の家もございますからして、そういう意

味で福祉、文化ゾーンたり得る資格が整備される、この目標を立てつつ、手順よくと申しましょうか、十分な御意見を聞き、参加の中、いわゆる市民参加の中でりっぱな機能が果たせるようなそういう手順をとっていきたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　答弁漏れなんですけれども、日野台のいまあります施設の今後の運営、お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まだ福祉部との十分協議を終えておりませんが、日野台は日野台として私は活用できるのではなかろうか、このように思っております。したがいまして南にもという御意見もございますし、そういう意味ではセンターとなるもの、あるいは地域性になるもの、そういうことも将来考えられることではなかろうか、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、このつくられます身体障害者福祉センターの中に生活寮をつくってほしいという、こういう声もあります。親のところから毎日ここに通って日常の生活を送る。毎日の生活の訓練をする。こういうことや、また緊急一時保護がいま市立病院の中につくられることになっておりますが、この緊急一時保護が身体障害者のみであって、心身障害児は受け入れられないということを聞いておりますが、このことについて身体障害者も心身障害者も一緒にこの市立病院の中で緊急一時保護をやっていけるのかどうか。

　それからまたこれからつくられます身体障害者福祉センターの中に緊急一時保護をつくっていくことは、この中に毎日通っている子供たちや青年や婦人は非常になれて親しんでいるわけです。そういう意味では全然違和感もないので、お母さんの中にはこの中に緊急一時保護もやっていただきたいという、こういう願いもあるわけですが、これについてお答えをお願いいたします。

　すべて市長にお願いいたします。（「そのとおり」「間違いない」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　障害者緊急一時保護につきましては先般病院事務長からお話をいたしたいと思っておりますが、いわゆる精神薄弱の人、あるいは肢体不自由の人、これらも共通に緊急一時保護が受け入れてもらえる、このように病院と契約をする考えでございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、いま市長の方からそういうお話でございますので安心したわけですけれども、とかくいろいろと市民の方から福祉事務所でいろいろと障害者

に関する情報の把握が非常に弱い。そして、それが障害を持っていらっしゃる方々のお母さんやお父さん、また本人たちにそのPRがいかないということを聞きます。私は先般も、御主人が弱視で、奥様が肢体不自由で車いすにふだんは乗っていて、車を改造して手で運転する、こういう御夫婦がいらっしゃるわけですけれども、この方がやはり施設のことで福祉事務所に来てもその資料がないということなんです。それで、お二人で御主人が横に座って奥さんが車の運転をしてそういう資料をとりにいく、こういうことも聞いておりますし、また、お母さんたちがつくった施設ができてもその情報がなかなか福祉事務所を通じて障害を持つ家族に知らされない、こういうことを私はかなりのところで聞くわけです。ですから、ぜひ、こういう点では障害者団体の皆さんと福祉事務所、また福祉部長との定期的な懇談、意見交流、こういうことが必要であるかというふうに思いますが、その点をお尋ねいたします。部長、いかがでしょうか。市長がいいか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政組織の責任部署で十分これまでも御相談に乗り、対応もできておるというふうに理解をいたしておりますけれど、欠けるものがあればもちろん補わなければなりませんし、その努力の必要がある、このように承ったところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　まだ次の三つが残っておりますので、私は、この障害者の問題ではまだまだ言い足りないのもありますし、市長と部長との意見一致の不一致の点もあるようにも思いますので、要望をこの点だけについて要望申し述べておきたいと思いますが、日野共同作業所で働いていらっしゃる所員並びにまた職員、いま三人いらっしゃいますが、こういう方たちの身分の保証がいま全くない。そういう中ではやっと一人だからこそ生活できる、こういう状況ではないかというふうに私は考えます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういう意味ではこれから新しくできます身体障害者の福祉センターの中でどういうふうな職員配置をなさるか知りませんけれども、やはり経験のある、こういう方たち、またボランティアの方たちもこの運営に参加する。こういうことが望ましいというふうに考えます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

　ですから職員の身分の問題、さらには仕事の問題です。いまでも数少ない、そしてまた賃金の安い仕事。ここにあさやけ作業所のつくるときから現在までの本がございますけれども、このあさやけ作業所も本当に苦労して今日まで来ているわけですけれども、日野の共同作業所、この方たちも本当に、いまのこの八年間、小さな一つのおうちを開放して、そこから作業所ができ、そしてまた国際障害者年ということで市内のいろいろな

障害を持つお父さんやお母さん、そしてまた家族の方々の協力を得てようやくスポットが当たったけれども、もう三年たつとなかなか光が当たらなくなってきております。そういう中でこれから始まります身体障害者の福祉センターは非常に待たれている施設であり、また仕事もこれだけのものをつくる以上は私は市できちっとしたものをつくる。そして仕事を確保する。このことが必要であるかというふうに考えます。

私は、働いていらっしゃる方々、賃金一カ月働いて一万円にも満たない。そういう中で何を買いますかと一人一人に声をかけました。女の方はハンドバック、靴ということでやっぱり私たちと同じ欲しい——私などもやっぱり同じですけれども、（「当然だよ」と呼ぶ者あり）同じようなみんな一緒に私たちが働いたそれで靴や洋服を買う。こういうことで本当にうれしく思ったわけですけれども、もっともっと賃金がたくさん、この方たちに働いただけ見合うもの。こういうことが必要であるかというふうに考えます。

そういう点で、ぜひ今後生活寮の問題、緊急一時保護の問題、仕事の確保の問題、職員の問題など、ぜひ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは次の老人憩いの家の問題に移ります。

老人憩いの家の問題では市の方が委託いたしまして日野市社会福祉協議会の方にどういう施設をつくったらいいかということで答申をし、五十六年の十二月二十三日に出されております。この中で一番最後のところに付記として立地条件については国が定めております老人憩いの家の設置運営、これにのっとってこの施設もつくられるわけですけれども、老人の分布状況等の地理的条件、または利用状況によっては高齢化社会を考慮し、同種施設をさらに増加する必要があると思考する。このように述べられております。ここでもやはり旭が丘という地域から今度は南平、百草、そうした地域へと憩いの家の必要もあるかというふうに考えますが、この憩いの家の計画、そのほかにもしこれから検討するところがありましたらお知らせください。

それから憩いの家の運営についてはどういう運営をしていくのか。静かな一人、二人の全くお年寄りの方たちが静かに一日を過ごす。こういう憩いの家であるのか。あるいは老人クラブの団体の方がグループで行ってお話をしたり歌ったりという、こういうことを考えているのか。その辺についてお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の予算案の提案の中に老人憩いの家の建設経費が計上されておりますので、予算特別委員会で当然御審議をいただくことになると思います。しかし、いま一般質問としての質問でございますからしてごく大まかに考え方を申し述べておきたいと思います。

いわゆる憩いの家という考え方、つまりその源は一円貯金から始まりまして、そうしてみんなの力で老人ホームをつくろう、そういう概念でございました。しかし、老人ホームは、じゃあ、どういうものを思考されるかということをいろいろと探ってみますと決してそのホームに住みつくという意味のホームではなくて、一日、二日家庭から離れて、そうして気分転換を図り友人との交流等もできれば、こういうふうに集約をできるというふうに見定めました。これは日野市社会福祉協議会の老人部会の方々にいろいろと世論調査もしていただき、また、この施設の設計についても諮問をして答申をいただき、大体それを基準にしておる、こういうものであります。したがって、憩いが主体でありまして舞台を設けて云々というふうではなく、むしろ団らん的なそういう雰囲気の場に設計を求めた、こういう経過がございます。員数は一日二十名程度収容できることになります。

今後の経営管理につきましてはこれからの検討課題にさせていただきたい。これまで日社協に委託をするというふうな考え方を申しておりますが、日社協自身で受託される決定はまだございませんので言明はいますべきじゃない、このように思っております。今後の御審議の中で図面をお示しをして、そして御審議いただくことになる、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　多摩地域でもということについてはいかがでしょうか、向こうに、旭が丘以外にもっとあちらこちらにつくるという……（「南平」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　マスタープランを持って今回設計したということではなくて福祉、文化ゾーンという、そういう用地の使用の中でこれまでの市民、長い十年間の経過のある住民要求をとにかく実現しよう、これがいまスタートでございます。今後のマスタープランの中でもしその機能がよく時代にマッチし、求められるということが高いならばこれはまた地域によって複数化することが適当だろう、このように思います。（「それもそうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、この点については、これから高齢化社会というふうに言われておりますし旭が丘だけで老人憩いの家が事足りるということはないと思いますので、これもぜひ各地域に大ぜいでなくて、いま言われた二十人くらいのそういう施設で結構でございますので、ぜひつくっていただきたい。このことを要望しておきます。

次に幼稚園の問題について質問をいたします。

幼稚園の問題では幼稚園——私立幼稚園協会との話し合いがされているかどうか。（「されてない」と呼ぶ者あり）旭が丘

に幼稚園を建てる場合には私はどうしても私立幼稚園とのお話し合いがなければこれはなかなか進まない計画だというふうに考えます。その点で先ほどはまだ具体的にその話がなかったわけですけれども、ぜひ話し合いをしていただきたいわけですが、それを一点と、さらには幼・保一元化の研究が先ほどの答弁では幼稚園、保育園ができた段階でそこでやるということですけれども、そういたしますと旭が丘保育園と旭が丘の幼稚園、そこで研究をするのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会の初めの日に行政報告といたしまして幼児教育研究センターの建物の延期ということに伴い若干そのことには触れて御報告をいたしました。（「了解」と呼ぶ者あり）幼児教育の関係のこれまで重松先生を中心とするグループ委託は多摩平の第一幼稚園、それから多摩平保育園、ここをごく当初の対象として、つまり協力校として――協力園としてやっていこう、このことを申し上げております。（「……言ったでしょう、九月議会で」と呼ぶ者あり）

それから続きましてもちろん公立の園を旭が丘につくります場合にも幼稚園協会には十分御相談をいたします。もう十年も前から西の方に幼稚園が必要であるということは住民要求として請願の採択等もあるわけでありますが、いままで子供の数の状況も変わりました。したがって、公立幼稚園の定員枠をふやさない範囲でというふうに考えております。それらを含めてこれから十分御理解をいただき、いつも申しますようにいい仕事はよきスタートによって始めよう、こういうことでございます。（「りっぱ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　これからの研究する場所をどこかということの質問に対してお答えがないので、お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう幼児教育の、つまり対象といたします保育園、幼稚園、これらが整った環境の中でまた研究がより条件が整えられる、このように考えております次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　公立の幼稚園の多摩平第一幼稚園ではまだこうした具体的な実情を全然つかんでいないということで、ここにもまた行政の側の縦割りといいますか、そういう点で幼稚園が旭が丘に建てられる、このこともまだ知らないということでございますし、私はこういう段階では私立幼稚園との話し合いを十分にやっていけば私は必ず理解していただけるというふうに思います。そういう点ではぜひその定数の枠という、こういう中ではぜひ請願も採択されて十年にもなります。こういう意味ではぜひこの地域に公立の幼稚園を定数の枠という、そのことを最大限の条件にしてやっていただきたいというふうに思います。（「幼稚園はいいんだよ」と呼ぶ者あり）

次に児童館のことについて質問いたします。

この旭が丘の児童館についても私どもの調査のアンケートでも二八・五％の方がこの地域には児童館が欲しいという、こういう要望が出されております。特に児童館に一回でも通わせたお母さんたちは児童館活動が子供たちの育成にとって非常にいいものを持っている、こういうことでぜひ児童館を欲しいという、こういうことはしばしば言われております。こういう中で文化、福祉ゾーンの中に児童館が建てられるという、こういう絵だけでございますけれども、これが具体的にいつ建てられるのか。

そしてまた中学校区ごとぐらいには一つずつ、本当は小学校区ごとに欲しいわけですけれども、それが無理であるならば中学校区ごとに一つの児童館、こういうことではまだ三つないわけです。そういう意味で質問をいたしますが、いつ建てられるのか。こういう点についてお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　立て続けに余り先のことまで（笑声）なかなか――申し上げたいわけですが、（「がんばれ」と呼ぶ者あり）マスタープランをつくるというのは、そういう意味があると思っております。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

したがいまして、先ほど触れましたとおり旭が丘小学校の学童クラブがある場所ですからしていずれは児童館という施設の中に学童クラブは吸収されるべきものである、あるいは組織化されるべきものだ、こういうふうに申し上げておるわけであります。

なお、まだ地域には中学校の用地が中学校の運動部分も欲しい。また地域としてのある程度の広さも欲しい、こういうこともございますので十分用地の活用を考えながら、いわゆる福祉、文化ゾーンとしての日野市の全市民におこたえのできるいい環境をつくるということが眼目でございます。

それから他の児童館のことですが、今回一園百草にもうすでにできました。それからもっと大きな話をしますならば、いわゆる桑園跡保留地――留保地に体育館、あるいは児童文化センターということが考えられるということもちょっと触れさせていただいたところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは要望を申し上げたいと思います。

やはり市長の方からもいろいろ言われましたけれども、まだ

先のことだというわけですけれども、私は先のことだからこそいまから問題提起をして（「そうだ」と呼ぶ者あり）そこで十分理解を、市長ももちろんそうです、私どももそうです、市民もそうです。そういう中で本当に理解を得た中でいろいろな建設を進めていかないと住民参加を貫いていかないとせっかくいい企画もだめになってしまうという、こういう残念な経過があるわけです。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）特に文化、福祉ゾーンの中では（「未熟な革新市政だ」と呼ぶ者あり）本当に早くからこうしたことをぜひ肝に銘じてこの文化施設の中にいいものができるように望む意味で私は今回質問したわけです。（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）

いま、この文化施設を利用する方は特にこの施設の中ではお年寄りや障害者や子供たちです。この方たちにこそ、いまのこの時代、特に中曽根内閣のもとでは（笑声）革新市政がかち取らなければならないときです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ことしのこの予算、（「自民党、しっかりしろ」と呼ぶ者あり）国の予算、（「中曽根がみんな悪い」「国が悪いんだ、中曽根が悪い」「ひどい、ひどい」と呼ぶ者あり）（笑声）五十八年度の国の予算を見ても、ことしの日野市の最初のときには軍事費は大突出してないという、こういうことをおっしゃった方もいらっしゃいますけれども、本当にことしのこの国の予算を見ても障害者や高齢者対策が（「よかったことはないの、いまで」と呼ぶ者あり）打ち切られていく。特にお年寄りの医療費は有料になる。また障害者の方たちのいろいろな助成も経費が打ち切られる。共同作業所への助成も厚生省の要求を削減しているわけです。こういう中で本当に理解を得た中でいろいろな建設を進めていかないと住民参加を貫いていかないとせっかくいい企画もだめになってしまうという、こういう残念な経過があるわけです。（「そうだ

この身体障害者福祉センターの実施設計、これが盛られておるわけでございます。要するに五十七年度は基本設計というのはたたき台でございました。で、ことし実施設計の予算が組まれておるわけでございます。こういう事情でございますので説明が長かったという点と（笑声）五十八年の実施設計という、これから御審議をいただく、あるいは肉をつけていただく、方向づけしていただくという段階としては非常に誤解を招く詳細な説明であった、こういうふうに考えるわけでございます。ですから、これはたたき台としての単なる参考として承っていただきたい、このように考えるわけでございます。

二点目でございますけれども、二点目は老人憩いの家でございます。これにつきましても五十七年度の基本設計というものが組まれまして、その内容につきまして敷地面積がどうだとか延べ床面積が五百三十平米から五百四十平米でございますと、それから構造は鉄筋コンクリートの平家建てでございます。こういう説明でございます。内容については簡略でございますので、これで先ほどの身体障害者福祉センターと違いまして簡略でございますので問題なく御了解賜りたいと思いますけれども、これにつきましても五十八年度の予算に組み込まれておりまして、これから御審議をしていただく、方向づけをしていただく、こういうものでございますので、その上に立った説明であるべきであるということで、簡略でございますので御理解賜りたいと思います。

ただ最後に基本設計の委託先の事務所名等を申し上げておるわけでございます。これは五十七年度の基本設計の委託先でございますので間違いでも何でもございませんけれども、議会の席上でいままでこういう設計事務所の名前、固有名詞等を申し上げる慣例にはなっておりませんので、ここについても部長に私の方から注意をした次第でございますので御理解を賜りたいと思います。

市長と部長の間に基本的な考え方にそぐうはございませんけれども、部長の説明の中に新年度予算を踏まえての慎重な答弁が望ましかったという点で、大変誤解を招く御説明を申し上げまして申しわけなく存ずる次第でございます。助役、かわりまして議員皆さんの御理解を賜りたく陳謝申し上げる次第でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）御理解を賜りたいと思います。（「部長、陳謝」「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　一般質問に入ります。

十七の一、（「部長が手を挙げている」と呼ぶ者あり）市立（「福祉部長が手を挙げているよ」と呼ぶ者あり）福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　先ほど助役から申し上げたとおりでございます。まことに申しわけなく思っております。（「懇切丁寧でいいよ」と呼ぶ者あり）大変議場をお騒がせして申しわけないと思っております。おわび申し上げます。

（「懇切丁寧でいいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　十七の一、市立幼児教育研究センターの建設についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔三十番議員登壇〕

○三十番（高橋通夫君）　市立幼児教育研究センターの建設のことについて質問いたします。

この問題に直接入る前に幼稚園と保育所の生い立ちについてちょっと述べさせていただきたいと思うんですが、最初、この幼稚園が日本につくられたということは明治九年十一月十六日、東京御茶の水の東京女子師範学校附属幼稚園として開園されたのでございますが、当園は本年で満百七年の歴史を持つことになっておりますが、昭和五十一年十一月十六日、この文部省主催の幼稚園教育百年記念式典が国立教育会館で開催されまして当園はたびたび天皇皇后皇太后の行幸、行啓を仰いで皇室の保護奨励によって発展してきたのでありますが、当時は上層階級の子弟のみのものとして発足したわけですが、その後、明治二十五年には簡易幼稚園として設置を見ております。同園は当時の主任保母は松野クララ氏といってドイツ人でドイツの保母学校の卒業生でありまして、なお当時当園の規則によりますと満三歳から満六歳以下の幼児が入園できる。保育料は一カ月二十五銭ということでございました。明治十年の同園の規則により

ますと幼稚園開設の趣旨には学齢未満の小児をして天賦の知思等を開達し固有の心思を啓発し身体の健全を滋保し交際の情誼を暁知し善良の言行を慣熟せしむるに在り、というむずかしいことでございますが、（笑声）それで昭和十二年の三月には東京府私立の幼稚園連盟というのができまして、これはいまの私立幼稚園協会でございました。その後、全国的に公立、私立の幼稚園が設立されまして昭和五十年五月一日現在の統計を見ますと東京都内に国立が二つ、公立が二百六十九、私立が千七十八で計千三百四十九。これを全国的に見ますと国立が四十七、公立が五千二百六十三、私立が七千七百九十八、計一万三千百八の幼稚園ができていったわけです。

次に保育所について申し上げますと日本で最初にできた保育所はどこかと申しますと、これは明治二十三年六月、新潟市の東港町にあった専修学校の中に赤沢鐘美、奥さんの伸子夫妻によって設立されたのがこの初めでございます。その後、明治三十九年、八王子に八王子保育所が建てられております。その後、全国的に設置されまして、先ほどと同じように昭和五十年五月一日現在では東京都で保育所が公立が七百三十四、私立が四百七十六、計千二百十となっています。全国的には公立が一万一千四百四十、私立が六千六百四十、合計一万八千八十の保育所ができているわけでございます。

幼稚園は昭和二十二年三月一日、学校教育法の適用を受けて

文部省の所管に属することになったわけですが、保育所は昭和二十二年十二月十二日、児童福祉法の適用を受けて厚生省の所管になったわけでございますが、この児童福祉法第二十四条には、市町村長は保護者の労働、または疾病等の理由によりその監護すべき乳児、幼児、または第三十九条二項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときはそれらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない。ただし付近に保育所がない等やむを得ない事情があるときはその他の適切な保護を加えなければならないと市町村長にそうした義務が義務づけられております。（「むずかしい」と呼ぶ者あり）さっきの三十九条というのはどういうものかと申しますと、第三十九条には保育所は日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児、または幼児を保育することを目的とする施設である。第二項には、保育所は前項の規定にかかわらず特に必要があるときは日々保護者の委託を受けて保育に欠ける者、その他の児童を保育することができるとなっております。それから、前にも申し上げましたように、わが国の幼児教育行政は、幼稚園は文部省の管轄に属し、保育園は厚生省の管轄に属していることは御承知のとおりでございますが、したがって、市町村においてもその取り扱いは、幼稚園の方は学校教育課、保育所の方は厚生、または福祉課の扱いとなっております。幼稚園にしても保育所にしてもそれぞれ長い歴史の上に立ってそれぞれの目的と使命を果たしてわが国の幼児教育に貢献した成果はまことにりっぱなものがございます。この幼稚園教育にしても保育園教育にしても出発時点における趣旨は違っていても実際の幼児教育そのものについては共通している部分も多分にあるわけでございますが、同じような教育であるが、これを――あるからこれを一本化して行うということは多くの人たちの望むところであり、まことに結構なことではありますが、これにはいろいろな問題があってなかなかむずかしい至難のわざでございます。

幼稚園と保育園は一元化ということはできるかどうか、これを研究することがこの幼稚園の教育センターの目的であると私は思うんでありますが、この日野市においては昭和五十七年度に計上された幼稚園研究センターの建設予算が一応減額補正ということになって実際なくなったわけですが、先日の市長の説明におきましては旭が丘に日野市立幼稚園を建設してこの中に研究室を設けてその研究の成果を見て市内に施設を拡大していくというように私は聞いたんですが、最初は（「なし崩し」と呼ぶ者あり）目立たないようにやってだんだんに大きくしてなし崩し的に認めさせるんではないかというようなことを大分さやかれているわけでございますが、そこで私は質問いたします。

旭が丘に建てる市立幼稚園の工事に取りかかる前に、先ほども鈴木議員からも質問があったんですが、その建てる前に幼稚園協会の代表とよく会ってその内容、それから今後の計画、そういうことをよく説明して協会側の了解を得ることが第一条件と思われますが、市長はどう考えておりますか。

次に研究室をつくるというんだけれども、幾つつくるかどうか。

それからそこに、三番目としてそこに勤務する研究者の人はどういう方であるか。予定人員は何名ぐらいになっているか。また、そういう人の身分はどういうふうに扱われるのか。

それから、その他の人件費とか需用費、そういうことについて。

それから五番目に、この幼稚園だけの施設で保育園の教育研究ができるかどうか。最初は幼稚園を建てるということで許可を得てその規格に合ったものを建てると思うんですが、そういうことができるかどうか。

そうしたりまた六番目には幼稚園の子供を保育園の扱いにしてそうした幼稚園教育に支障があるかないか。

それから七番目として幼児が試験台にされたり研究の材料にされて父兄から異議が持ち込まれて何かトラブルの起こるようなことがないかどうか。そういう心配はないかということです。

それから研究の成果は何年ぐらいを言越してこの成果が出るというふうに思っているか。市長が建てるけれど、その成果が何年たってもわからないというんじゃいろいろなまた問題があるわけですが、そうして建設を延期したということは、また時期が来たら建てるということにもとれるわけですが、そうした場合どこに建てるのか、また予算は前のを復活してそのくらいの予算でやるかどうか。そういう点について質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　この幼児研究センター構想、このことの日野市とのかかわり、経過につきましては御承知のとおりだと思っております。得がたい人材であります先生を機縁といたしましてぜひ日野市に先生が縦来理念として掲げております幼児教育の具体的な実践を小規模に日野市でやっていただきそれを日野市の育つ子供たちの幼児の時期から指導理念をつくっていただく。このような発想で取り組んでまいったわけでありますが、私の方の打ち出し方のまずさ、あるいは関係の方々に対する了解のむずかしさ、こういうことで議会でも論議をされ十分その意を体して一応の態度決定をしたところでございます。すなわち重松先生、あるいは重松グループと言っていいかと思いますが、法人格を持った財団を結成をしてそこで研究を委託する。こういう発想で進めてきましたところ、時節柄なかなかその財団結成が期待どおりには済まない。こういう事態に遭遇いたしましたので順序をかえまして研究所の建物は将

来にしばらく置きまして、そうしてなお日野市でできる範囲の、かつて提言もいただいております幼稚園、あるいは――多摩平の幼稚園、あるいは保育園、こういうところをやっぱり協力園にして、そうして静かな発進をすることがその当初の計画を補う意味で有効だろう、こういう考え方に変えさせていただいたわけであります。（「去年言ったでしょ、この間の予算委員会で。言ったとおりじゃないですか」と呼ぶ者あり）

それで、いまいろいろと御質問をいただき、これまでの幼稚園、保育園の行政上の今日に至る経過をお伺いをして、まさにそのとおりであります。大変歴史のあるそれぞれの事業の実績でありますからして中央を制度として変更することはなかなかむずかしい。総理府等においても審議会が設けられ十分検討はされたわけでありますけど、固定化している制度の現行制度の中ではなかなかむずかしいということでまだまだ結論になっておりません。しかしながら、現場の実践においては不可能ではございませんので現場の実践の中で制度のたてまえを尊重しながら相方の距離の近い中で人とのかかわり、あるいは保母さん方の交流、子供たちの交流、こういうことによって具体的には実現は可能だという考え方でございます。すでによそでもやりかけているところも先例としてはあるわけであります。

御心配をかけましたり、あるいはわれわれの手際の不手際という点で多くの御迷惑をかけましたことに十分反省をし、今後はより現実的で、そうして市民によくわかる形、そしてまた市民に直接幼児教育としてのサービスや理解ができる形、こういうことで再構築をしていきたい、このように考えております。

したがいまして、幼稚園、保育園を公設の範囲で取り組むことになりますが、研究施設はやはりその機能上法人格を持つことが適切だろうというふうに考えております。したがいまして、まず、そういう公立の園の条件整備をする。たまたま、この件の御審議の中でも多摩平の公立の園で実験的にやることもできるだろうという、そういう適切な御指摘もいただいておりますし、そのようなまた具体性を持ちながら進むことが議会の協賛をいただくことはもちろんのこと市民にもより理解をしていただけることだろうというふうに思っておるわけであります。そういう観点からこの研究所の性格はすでにこれまでにも予算の御審議をいただく際に教授クラス、助教授クラス、助手クラス、そういうようなことで八名ぐらいなすぐれた人材を必要とする、こういう構想はございます。そのためにまた相当額の公金を支出するということについての御意見も承っておるところでございます。なるべく規模を大きくしない中で、しかも実際的な成果の上がるという、私どもとして先生に話している言葉は寺小屋的な発想、取り組みでお願いをしたい。このように申し上げております。また先生の方もその気になって引き受けよう、こういう状況もございます。

一方の市民の御理解、それから特に幼稚園なり保育園なりを経営をされている方々に対します今後の理解もきわめて重要でありますし、今後の施策の中に、つまり幼児施策の中に格差のない形で打ち出してまいらなければなりません。そのようなことを十分御協議を申し上げまして御理解の中で安定のある発足をさせていただきたい、このように願っております。

研究の成果というのは、これは期して待つものがあることは間違いないわけでございますので、どなたが仮にその当時の役割りを持たれましても私は全市民――全市民といいましょうか、市内の子供たち、育ち行く子供たち、それから、ひいてはその影響が広く活用される、これがまた大きな文化の事業の源、あるいは趣旨でなければならない、このように考えております。

質問のことにつきまして理念的なもの、あるいは具体的なもの、また、そこまで構想の至ってないもの、こういうことがありましたが、そのような、このような回答をもって大まかに御理解をいただけるかと、このように思う次第でございます。以上のようにお答えいたします。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　市長の御説明で大体のことはわかったんですが、そうした先生グループを頼まれるというふうに理解しているわけですが、そうした人たちに対して嘱託というようなことでやるんだが、そういう身分はどういうことになりますか。

そうしたり、その人件費ですね、報酬とか、そういうことはどういうふうに考えるわけですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市のまだ決定的に結論が出ているわけではありませんが、条例を定めて、いわゆる公設の形で直轄するということも、これはたとえば病院等のように設置条例をつくれば不可能ではないわけでありますけど、そういう方法ではなくて法人に委託をし責任ある先生方は市の嘱託になっていただく、兼務をしていただく、こういうことがあるいは可能ではなかろうかというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　教育長に質問しますが、この幼稚園で保育園のような何ですね、教育ができるかどうか。

そうしたりまた父兄から問題が起こるかどうか、そういう点について。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

これは昭和三十八年に文部省の初等中等教育課長、それから厚生省の児童局長の共同通達が出されておりまして、保育園におけるところの教育、これは幼稚園の教育要綱に準じた形で取り扱うのがしかるべきだ、こういう線の共同通達が出されて以

来、現在でも保育園ですね、ほぼその幼稚園に準じたような形での教育内容での保育は行われている、そういうように受け取っています。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　それから前にも申し述べましたとおり幼稚園と保育園はそれぞれ長い歴史と伝統を持って日本の幼児教育にりっぱな成果を上げてきたことは多くの人の評価するところでありますが、しかし、二つのものが同じ幼児の教育でありがなら長い間平行線をたどってきたのは皆さんの御承知のとおりですが、幾何学的に言えば平行線というのは幾ら延ばしていっても交わらないわけで、また未来永劫に交わらないというのが平行線ですが、しかし、そうした平行線であるかどうかですけれど、しかし、平行線にたとえればこの幼児教育と何ですね、幼稚園と保育園がどっちかでこう中へ入らなければ交わらないわけで、片方へ、何ですね、だけを譲れといっても譲らないし両方で歩み寄らなければならないと思うんだけれど、そういうことをやるにも非常に時間がかかるわけでございますが、これはいままでの、先ほど市長からもお話がありましたようにお互いにこれは縄張りがあってなかなかこれが歩み寄るということができるかどうか。そういうことに一つの第一の壁があると思うんです。それから仮に一本化されたといってもこれを文部省の管轄に置くか厚生省の管轄に付すか、そこにおいてもまた一つの大きな問題があって、これが第二の壁であると思うんですね。それでは新しく省をつくったらどうかなんて、あるいは児童省というものをつくったらどうかなんていう意見も出ておりますが、しかし、現在行政改革でもって行政機構の廃止等が叫ばれているこの時代に新しくまたつくるという、また、ここにも大きな問題があると思うんですが、それから仮に第三の壁が、何ですね、通ったとしても次にまた国会でこれを法律を新しい法律をつくってまたそれを議決をしなければならないわけですが、ここでまた国会でまた大きな問題となると思うんですが、これが第四の壁となっています。次に今度末端の幼稚園、保育園で経営する現場の者にとってどういう影響があるかと考えますと、幼稚園ではいままでの幼稚園で保育園の施設をしたり、また、いままでの保育園で幼稚園の施設とか備品を足りない物を入れたり、そういうするところにまたいろいろな、また教員を入れたり、あるいは保母を追加したり、あるいは看護婦を入れたり、医者の関係とか、いろいろそこにまた経営していく上において大きな問題があると思うんですが、これが第五の壁ではないかと思うんですが、次に、仮に幼稚園、保育園が一本化がされた場合、今度はそれで経営が始まるということになると園同士で幼児の奪い合いというか、争奪戦というか、そういうことが出て、そういう中に父兄が巻き込まれたり幼児も巻き込まれて大きなこれは社会問題を引き起こすようなおそれが考えられるわけですが、これが第六の壁であると私は思うんですが、一つの壁を破ることにさえなかなかこれは非常に大きな問題でございますが、大ざっぱに分けて六つの壁が前途に横たわっているわけですが、この六つの問題を解決するには非常に何年かかるかわからないわけでございますが、そうした大問題を取り組むということは市の段階では私は非常に無理だろうと思うんです。これはむしろ都道府県で取り上げるべき問題であると思うんですが、何年かかって解決するかわからない問題を一つの市が莫大な市民の税金を投入して果たして市のためになるかどうか。そのようなお金があればほかにまだまだ投資すべき事業がたくさん残っているはずでございますが、

（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういう方面に税金を投入した方が賢明な策ではないかと考えるわけでございますが、そこで質問いたしますが、児童教育研究センターの建設は国や都の段階でやるべきと思うんですが、市長は市でやるというふうに言われたんだけれど、その点、どうですかね。国や都の段階でやるべきと私は思うんですが、市長はどうお考えになっているか。

（「市民のためにはならないが、市長のためにはなるんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　同じ対象の用例の子供、制度が伝統的に成り立ってきておりますために子供に対する教育上の接遇に格差があるということを改めるということの必要はこれは指揮者のどなたも認めておられるところであります。しかし、審議会等に諮問をされてもなかなか従来の伝統、あるいは行政の縄張り、要するに一本化とか一元化とかということが非常に困難な事情があるわけであります。

それで、（「よそでやったら……」と呼ぶ者あり）制度そのものは十分尊重しながら、これは、現在の保育はまさに措置に欠けている子供を対象とする措置という手段の行政でありますし、それから幼稚園はこれは自由な選択の中で、いわゆる幼児期の就学前の基本的な、いわゆる幼児教育に携わる立場であります。それの趣旨もそれぞれまたりっぱに社会の必要にこたえておるわけでありますが、子供という立場から見ますと、つまり当事者であります幼児という立場から見ますとそういう制度の差でありますとか、あるいは措置の差でありますとか、ということはより超越をして同じ子供として教育的な処遇を受けるということについては当然新しい社会であればこそまともに取り組んでいくべき問題だ、このように言えるかと思います。

しかしながら、それは国もなかなかできない、都道府県でもむずかしいということではありますが、実際に現場の仕事としてやっております市町村自治体ではこれこそ対象にする目の前に子供たちがあるわけでありますからして工夫によって、方法によって決して不可能ではない。制度は尊重しながらその制度

の運用の中で共通することを取り計らっていくということは現実に可能であります。特にまたわれわれが期待します研究の専門家に期待しますものはその一番人間の人格形成の初期である二、三歳児、特に昔から言われます三つ子の魂百までと言われる、このことがきわめて重要だということも再認識されております。そういう分野で日野市という範囲でありましても育つ子供たちにできるだけの教育的機会を施していく。これは私は大きな仕事だというふうに思っておりますし、そう、そのまた莫大な金をかけなくても現実の中で実践できる。こういうふうに思いますものですから、なかなか説明下手で御理解が得られにくいという面はございますけど、今後、努力によって実践的な成果によって御理解を得る努力をいよいよつないでいこう、このように考えておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　それでは第二番目の質問をしますが、この研究の結果は一つの市だけで利用するものでなく、全国的にこれは利用されるものであるから私は一つの市が多額の費用と長い年月をかける必要はないと思うわけです。もし市長がどうしてもやりたいということならば私はこういうことを提言したいと思いますが、市長は全国市長会に提案して、これは全国市長会でやってくれというようなことを言って、もし、これができなければ、何ですね、関東市長会とか、あるいはそれができなければ三多摩の二十六市の市長会でやるというようなことであれば私はこれはできるんじゃないかと思うんですが、そうして各市の財政能力に応じてその建設費とか、あるいは、この維持管理費を負担（「競輪の金を使っちゃえ」と呼ぶ者あり）してもらうということですね。これは私は一つの方法ではないかと思いますが、市長はどんなふうに……。（「自由意思」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっとお取り上げ方の、次元といいましょうか、考え方が違うような感じがいたします。

一部事務組合をつくって共同でという事業は、たとえばごみの問題でありますとか広域行政ということであり得るわけでありますが、教育は一人一人を相手にすることでありまして一人一人を導きということとともに、もちろんまたそれに伴う原則的に成り立つ理論もあろうかと思いますし、また運用上の共通性の可能な面も引き出されると思っております。そういうものは広くもちろん普及し高揚されるでありましょうし一人一人の能力の引き出し、特に記録の積み上げというふうなことはむしろ小範囲でやった方が可能である。また、その方が有効である、このように言えるかと思っております。

ただ私ども残念なことにまだいろいろな質問、疑問に対してのお答えをできるだけの、また教育的幼児教育に対する力量もてやるべきと思うわけでございます。

そうして重ねて申し上げますが、こうした新しく幼稚園を建てるにしても、また特にこの教育研究所をつくるにしても前にもたびたび申し上げているんですが、私立の幼稚園協会とよく話し合って同意を得た上でなければ工事に着手しないというようなことを要望しまして、この質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十七の一、市立幼児教育研究センターの建設に関する質問を終わります。

十八の一、青少年非行化対策についての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

〔十四番議員登壇〕

○十四番（川嶋　博君）　青少年の非行対策についての一般質問を行いたいと思います。

さきに谷議員より小中学校の校内暴力についての質問がありましたが、（「格調が高いですね」と呼ぶ者あり）重ならないようにしたいと思います。現在における科学技術の進歩は社会、経済に大きな影響を与え物質的豊かさを初め都市化の進行、高学歴社会、消費生活の向上、核家族化などのいろいろ条件が重なり合って、社会構造は急速に変化しつつ、現代の大人さえ人間らしく社会に適応していくことがむずかしくなっております。私たちが育ったころには鉄道に乗る場合でもどこどこまで切符を下さい。お菓子を買う場合でも何々を下さい。人と人の自然

（「内容もない」と呼ぶ者あり）ございませんので、専門家に委託するというのはそういう意味であります。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　幼、保一元化の件については数多くの問題があって、国においても市町村においても幼稚園、保育園の経営者にとっても幼児を持つ両親の間においてもいろいろ問題があるわけでございまして、また、社会の混乱に陥るようなこともあるわけでございまして、むしろ、これは幼稚園、保育園がそれぞれ従来どおり古い伝統と高い法の上に立っていままで歩んできた道を今後歩く方が安全ではないかということも言われるわけです。しかし、世の中は日に日に進んでとどまるところを知らぬわけですが、前途にいかなる困難な問題が横たわっていようが学者グループの先生によって長い間専攻的、専門的な経験を基礎にして時代の要求にこたえてうんちくを傾けるということがまた一つの道ではないかと思われるわけですが、そうして、この私立幼稚園経営者ともが喜んで公市立の経営者がともに手を携えていけるような新しい幼児教育の道が開かれるならば、これは日野市にとっても日本の国にとっても喜ばしいことと思われるんですが、しかし、これは前にも述べたように多額の費用と長い年月がかかるわけですから、私としてはあくまで一つの市でやるということについては私は賛成できないわけですが、やはり、これはほかの市とも話し合っ

に心の触れ合いが生まれる時代でもありました。今日ではスーパーマーケットへ行けば一言も話をしなくても品物は手に入るほど時代が変わり、物質文明の中で育てられ、都市化により自然の中で十分に遊ぶことの少ない青少年、さらに核家族化が進む中で過保護に育てられ元気さが見られないのが現状であります。

この社会の変化の中で、現在では競争の世の中でもあります。それが学校教育まで持ち込まれ受験競争と結びついて試験の点のよい者、よい学校に入学できる者、よく勉強する者はよい生徒であるなどと言って、協調よりも競争を、他人よりも自分を、家庭においても真剣になってすぐれた成績を上げることのできる子供にこだわっているのではないでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）進学塾や学校の中で偏差値中心的な進学基準で判断をしておりますが、いわゆる偏差値というものはほかにもありますが、元来はアメリカで開始され、クオリティーコントロール、いま日本語で訳しますと品質管理と呼ばれておりますが、戦争中には軍事工場などにも用いられ（「高射砲から始まっているんだよ」と呼ぶ者あり）戦後は一定の高品質を目的で日本科学技術連盟が導入し産業発展の基礎をなし遂げたことは御承知のことと思います。第一人者ではドトオール・エドワード・デミングという方で品物の特徴を測定し、物を統計的に平均値を出し何％の不良率であるか、シグマ、シグマというのは偏差値としてあらわし、そういうことで呼んでおります。いつしかコンピューターを駆使し学校の試験成績にも用いられるようになっております。これでは生徒を一つの品物と考えているのではないでしょうか。形に入れた見方こそ自然を大切にする美しい心、思いやりのある心を持った生徒を見出すことができるでしょうか。私は疑問に思います。

ここで質問に入ります。

核家族や過保護に育てられた子供は一番大切な社会的協調性が乏しいと言われるが、父兄に対する学校からの指導はどのように行われているか。

二番目にテレビ、漫画、雑誌など空想性が高く現実性が低く、創造する能力が育ちにくいのではないかと思うが、社会の現況をどうとらえているか、答弁をお願いいたします。

また青少年を取り巻く社会環境には非行化の問題構造の重要な要因があるが、教育委員会として先生に対する指導はどのように行っているか、答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

いま川嶋議員さんの方から指摘されましたように、これは五十八年一月、ことしの一月に教育委員会で調査した結果から言っても小学生で五二％、中学の場合は五〇％というような子供

たちが学習塾に通っている。中学の方はもう少し高いんじゃないかと思ったんですが、小学校時代からもうその塾に行って勉強する、そういうような風潮が日野市の子供たちの中にもたくさん見受けられるわけです。そういう状況の中では当然学歴偏重と申しますか、偏差値を追い求めるような形の教育が行われていくと学校が終わって仲間と一緒に遊ぶ時間というものを子供たち自体が失っている。そういう中で子供が子供らしい成長といいますか、そういう発達段階に応じたような形での状況から隔離されている。学校ではこれらの問題に対しまして父母会、あるいは地区の懇談会、学級通信等を通しながら父母の方々に対しましても啓蒙とその協力のお願い、これはやっているわけでございますけれど、具体的には特に小学校関係では清掃活動等も縦割り清掃、たとえば四年生と一年生が共同して清掃に当たるとか、六年生と四年生が共同しながらやるというような縦割り清掃等行ったり、あるいは遠足なども最近、学校によっては縦割りの遠足ですね、たとえば高尾山に上がっていくのに一年生から六年生までそれぞれ体力の差は一応想定に置きながらも一緒に行動をとるような計画を立てたり、あるいは児童会活動等を通しながらできるだけ現在の子供たちが失われている子供たち同士の場というものの回復に努めております。

それから中学校でも生徒会活動、あるいはクラブ活動、こういうものをできるだけ充実させていくような方向でいま子供たちに失われているところの仲間との協調、こういうものについてできるだけの手だてをとり、また父兄の方に協力、お願いしているというのが現状でございます。

それから次にテレビ、漫画、雑誌等の問題でございますけれど、これらの問題につきましては確かに最近の子供たちの状況というのが、いわゆる直感的思考と申しますか、テレビの場合も漫画の場合もそうですが、読書というような一つの理論的な形での理論性というものから離れてもう絵を見てそれが直感的に反応していく、そういうような形の性格の場にならされているということで学校では読書活動、特に学校図書館等通しながら読書活動に相当の力を注いでいる、こういうような状況でございます。

それから三番目に青少年を取り巻く社会環境、これらの問題の中で教育委員会として先生方にどんな指導を行っているのか。御指摘のとおり最近の社会環境というもの、これにつきましては子供たちが非行化に走る温床というものをたくさん持っております。で、できるだけ子供たちをそういう中から守るために毎月定例的に行われております校長会、教頭会、当然のことながら生活指導主任の先生方を通しましてそれぞれの学校で出ております事例研究と申しますか、それらのものを通しながらできるだけ指導方法というものについても研究、研修を積むような計画、それから小学校の中学校との連携と申しますか、これ

に重点を置いたような取り組み、こういうものを通しながら先生方にもいまの子供たちを取り巻いている社会環境、こういうものの中から現に子供たちを健全に育成していくためのできるだけの手だてをやっている。これは後ほど五十八年度の予算の中でまた審議していただくことでございますけれど、教育委員会といたしましても五十八年度の重点施策の一つとしてこの青少年、児童生徒の健全育成にかかわる内容というものにつきまして新しく予算を計上していただいて子供たちのいま当面している問題に対して、できるだけの手だてを講じていきたい、こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　現在、中学生全体で六千八百名在学する中で春休み、夏休みなど長期休学で特に中学生は受け入れる場所がないので何もできない。小学生や中学生に生き生きとした活躍できる場所や施設をつくる必要があるが、社会教育の面から施設の長期計画、どのような考えでいるか、答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

現在の教育というのが生涯教育というような一面も持っておりまして、前回も本会議の席上で御質問がございましたけれど、公民館活動、これがいまのような状態で果たしていいのか。ただ貸館のホールみたいにホールをお貸しするというだけで実際問題公民館活動の機能というものがやはり公民館に配置されている職員がもう少し具体的な形で対応し、それが児童生徒並びに青少年の要望にこたえられるような対応、これは何としても必要な教育時点の問題だと思います。

それから、いま日野市では大成荘という非常に自然に恵まれた中で青少年が自然と親しむ形でのいい場所を持っているわけですけれど、確かに大成荘が日野一中の特別教室の一応解体に伴う資材をもとにつくられたということで大変年月が経過している並びにいま中学校教育等を通しますとぜひ中学の子供たちにあいう場で先生と一緒に学年単位寝起きをともにして活躍できる場というものが大切である。こういうことも中学校の先生方から非常に強く言われておりますし、できれば、これは将来にわたる問題でございますけれど、大成荘の建てかえ等通しながらもう少し規模が大きく子供たちを収容できるような場がつくられれば幸いだ、こんなことも考えております。

さらに先ほど市長の方からも話がございましたけれど、現在の桑園の留保地、あそこに将来体育館、あるいは児童センターと申しますか、児童会館的なものが設けられ、子供たちがそういう場を自由に使って行動できる、あるいは活躍できる、そんなようなものが将来の社会教育の分野に立っての施設を整備していく中で重点的に努力していきたい、こんなぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　青少年の非行化は学校教育だけの問題ではないと思います。さらには家庭教育、社会教育の充実こそ青少年の非行化防止につながる重要な課題であると思います。最近、発生した青少年の非行化暴力事件は人口の急増地域で地域社会全体が持っている教育指導の力が弱まった地域に青少年の非行化が発生する要因があるのではないかと思われます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）また重要な社会教育の一つとしてボーイスカウト、青少年の野球、いろいろな団体子供会など、よき指導者のもとで心身ともに豊かさに活動している青少年には非行化は発生していません。行政としても指導育成にさらに充実する必要があると思われるが、森田市長として考えがありましたら答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の趣旨のとおりだと思っております。今日、いわゆる偏差値を中心とする入学競争、この現実が教育をいろいろな意味で荒廃をさせ、一面に落ちこぼれができて、それが非行化の傾向をたどる。原理はほぼわかってきたような、また社会もそのように把握をしたというふうに思います。そこで、やっぱり対応できますのはやっぱりもともと子供というのはそう大人が手を取りしなくても自分の自立

おります。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　青少年の非行化は学校教育だけの問題ではないと思います。さらには家庭教育、社会教育の充実こそ青少年の非行化防止につながる重要な課題であると思います。最近、発生した青少年の非行化暴力事件は人口の急増地域で地域社会全体が持っている教育指導の力が弱まった地域に青少年の非行化が発生する要因があるのではないかと思われます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）また重要な社会教育の一つとしてボーイスカウト、青少年の野球、いろいろな団体子供会など、よき指導者のもとで心身ともに豊かさに活動している青少年には非行化は発生していません。行政としても指導育成にさらに充実する必要があると思われるが、森田市長として考えがありましたら答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の趣旨のとおりだと思っております。今日、いわゆる偏差値を中心とする入学競争、この現実が教育をいろいろな意味で荒廃をさせ、一面に落ちこぼれができて、それが非行化の傾向をたどる。原理はほぼわかってきたような、また社会もそのように把握をしたというふうに思います。そこで、やっぱり対応できますのはやっぱりもともと子供というのはそう大人が手を取りしなくても自分の自立能力によって発展させる、そういう教育条件、教育効果を期待すべきものではないかと思うわけであります。したがって、学校教育もいわゆる重要であることはもちろんでございますけれど、青少年の日常生活、また家庭の外の地域社会での受け入れ体制、そうして触れ合う機会、また、ともに友人として友情を深める機会、こういうことをより一層高めるべきである、このように考えております。社会教育と言われる分野は大体そういうことに該当し、また対象とする分野でありますので一層スポーツ施設　あるいは児童文化施設の充実とともにあわせてそういうような機能を高めることに行政として大きく取り込む必要がある、このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　先生を見ると日教組だ、そういうように見る方が多いですが、私はそうでないと思います。先生の多くは授業が終わっても夜遅くまで教育目標に向かって努力している先生は数多くいらっしゃる。（「そうだ」「悪いのは日教組だけだ」と呼ぶ者あり）

過日二月十八日、黒沢保夫校長のもとで潤徳小学校において教育研究発表会がありました。そのときに出席された方は高橋議員と市川議員がおりました。（「偉い」と呼ぶ者あり）一年から六年生の国語の授業を通し授業研究を全教職員の協力によって行い指導法の改善と基礎学力の充実について力を入れ心身

ともに豊かな教育の指導に研究発表会が行われておりました。これで日野市の学校教育は健全である、そのように私も潤徳小学校のすばらしい研究発表会を参加し帰ってまいりました。

今週末三月の十八日、十九日には中学校二千二百五十名の生徒の卒業式が行われます。そこにはすばらしい心を打つものが生まれます。三年間生徒を見つめ教育活動に力を入れてこられた担任の先生、卒業生一人一人、澄んだひとみの裏には、先生、ありがとう。先生からは一人一人の生徒に向かってがんばってくれ――言葉は交わさなくても（「美しい」と呼ぶ者あり）教師と生徒の間には心の通う温かいものがあります。（「りっぱ」と呼ぶ者あり）この触れ合いを大切にしていきたいと思います。（「笑うな」「すばらしい」と呼ぶ者あり）

これをもって青少年非行対策についての川嶋　博の質問を終わります。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十八の一、青少年非行化対策に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後二時三十五分休憩

午後三時十一分再開

議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十九の一、浸水対策についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

十番（簇野行雄君）　今定例会最終の通告質問者でございます。通告に従いまして議長から御紹介いただきましたように、まず浸水対策についてということで質問いたしたいと思います。

昨年は非常に台風の多い年でございました。まず八月一日に台風十号ですが、早々と来襲いたしました。続いて九月に入って台風十八号がいずれも日野市を直撃して相当な被害を残していきました。まず第一に人命の事故にはつながりませんでしたが、あちこちでがけ崩れが見られたわけでございます。次に浅川の堤防の決壊ですか、決壊と言わないまでも被害があったわけでございます。滝合橋のすぐ上流と長沼橋のすぐ下と、この二カ所でございました。いずれも私の住んでいる所のすぐそばでございましたので、発見された市民の方から連絡がございましたので私も現地に行って状況を確認をして、それからすぐ建設省と市役所に通報したわけでございます。それで現場で待っておりますと、まず土木の現業の方ではないかと思うんですが、

幾人か見えられました。しかし、どうもどうしていいかわからない。早速責任者をよこしてくれということで私は現地に待っていたわけなんですが、なかなかこれも到着しない。どうも、こういうときはまず的確に情勢を判断できて、どういうふうに対応したらいいか、こういうふうなことができるような職員がまず最初に出動すべきじゃないか、私はそのときにこういうように思いました。それから応急工事に入ったわけですが、消防署とか自治消防の方とか、もちろん市の職員、それから土木関係の業者の方ですとか皆さん一生懸命やっていただいたわけでございます。そこにおられる公明党の馬場議員も地元でございますので私は一緒に一日じゅう作業を手伝ったわけでございますけれども、何か非常に連絡も徹底してない。指揮関係もどうも不徹底で歯がゆいような感じを受けたわけでございます。このことはせんだっての議会でいろいろ論議されましたのでこれ以上、私、申し上げないつもりですが、幸い、このときには予想されたよりも雨が早く上がったということで大事には至らなかったんですが、いつ災害なんていうのは起こるのかわからない。どこで起こるかわからない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ふだんから万全のこういう事態に備えて対策準備をしておいてもらいたい、こう思うわけでございます。

先日、助役さんが、たしか竹ノ上議員の一般質問に対する答弁のときだったと思いますが、堤防のことで建設省との連絡の会議があった。ここで、まず多摩川については危険はない。浅川では何カ所か危険個所があるんだというようなことを報告しておられました。その後、それについてどんな対応、その後で何かそのことについて市ではどんなふうに対応しているのか。このことからまずお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　いいですね。簇野行雄君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　お答え申し上げたいと思います。

浅川の河川でございますけれども、この間お答えしたのと重複するわけでございますけれども、多摩川につきましてはずっと国の管理河川でございました。浅川につきましては昭和四十五年まで、四十六年から国の管理河川になったわけでございますけれども、それ以前は東京都の要するに管理下にございました。それで大丸の所長のお話ですと大変に資材の乏しい戦後でございましたので東京都と大変な苦労をしながら管理をしてきたわけでございますけれども、長沼橋の下の石積み、これが空洞の状態であったというふうな状況につきましては洗掘もあったわけでございますけれども、長い間ということもあろうし、資材の乏しい時代での補強というふうなこと等で危険な個所が浅川の場合には河川対策協議会の中で建設省の明らかにしましたデータによりますと浅川につきましては二十五カ所ぐらいのはっきりした危険個所、応急的に対応すべき個所がある。多摩

川につきましては三ヵ所程度でございます。そういうふうな調査結果をわれわれは建設省の方からいただいておるわけでございます。

これにつきましては大丸へ管理課長と出かけまして当面の滝合橋の上流、それから長沼橋のすぐつけ根の下流でございます。これにつきましては八月初旬の台風によりまして洗掘されまして滝合橋の場合には上流、相当長い距離にわたって洗掘されまして応急手当したばかりでございます。本復旧をやってくれということをお願いしたと同時に浅川全般についての応急につきましては大丸所長の方には文書でそういう経過の中で二十五カ所という問題点があるということでございますので早急なる浅川の河川対策というものをお願いしておるわけでございますし、国それ自体も浅川の現状ということはよく踏まえておりますので、そういう形の中で対応してまいりますということに相なっておるわけでございます。

主に現状の報告が主体でございますけれども、そういう経過の中で――はい、はい――そういうことで対応し、河川管理当局にお願いしてきている。これは管理日野課長と一緒に参りまして十分管理当局として御承知のことでございますので重ねてお願いしたい。これから多摩、それから稲城も一緒に前後してお願いにいっているという状況でございます。はい。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　私がお聞きしたいのは実はこういうことなんです。堤防が決壊して、これは浅川にしても多摩川にしても一級河川ですから直接は確かに建設省の所管であり責任があるわけですけれども、決壊した場合に被害を受けるのは日野市の市民であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ですから、そういう建設省からこういう危険個所があるんだというような指摘がありましたら直接助役さんなり何なりでもいいですからそこの確認の上、こういう危険個所があったんだからぜひ早く直してくれと建設省に要請方をしてもらいたい、こういうことなんです。よくその辺心得ておいてもらいたいと思うんです。

こういうことを言うのは、私、私事にわたって恐縮なんですけれども、私も実は平山にまだ護岸が済んでいない個所があったわけです。それで先輩議員が長年この復旧について尽力してきていただいたんが、どうもうまくいかなかった。昨年、議員を交代しまして、どうもこれだけは引き継ぎ事項だよ、やってくださいということでございましたので、私、関係者を連れて何度も建設省の京浜事務所ですか、あそこにも要請に行ったわけです。また、そのときに建設省から言われまして、ひとつ行政のルートを通して（「そうだ」と呼ぶ者あり）陳情してくれないかというようなことでございましたので市長さんにも要請書を書いていただいて、これもお届けしたわけです。ところが、

どうも建設省の対応が十分でない、見通しが立たないということで、はて、どうしたものだろうかということを考えましたんですが、事は国の問題であり、建設省の問題でありますのでひとつ代議士にでもお願いしてみたらどうか、こう――いや、冗談じゃないんです。そういうことなんです。それで、ある代議士にお願いしましたところ早速会っていただきましてその場で京浜事務所長に連絡いただいたわけです。それで、その後いろいろの経過はあったわけですが、ようやくここで補正予算をつけていただいていま工事中でやがて完成ということになってまいりました。何か、行政の筋としてそういうことはおかしいんじゃないかという見方もあると思いますけれども、いまの現実の政治としてそういうようなこともあらなければならないと私は思うんです。役人も役所の人間も人間である以上、熱意を持って要請すればどうしてもその方へ早く予算を持っていく、これがどうもしようがないことではないか、私は思うんです。

（「熱意」と呼ぶ者あり）

そこで私は関連して今度は市長さんにお尋ねしたいんですけれども、私自身市会議員としてこれはもちろん市政全般について責任を持ってやらなければならないと同時に地域の代表だとも思っているわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）国の問題についても国会議員も恐らく同じようなお考えを持っているんではないかと思うわけです。（「そう」と呼ぶ者あり）国政全般について責任を持つと同時に、これ、十一区の代表でもあると私は思います。りっぱな方がたしか四人おられるわけです。（「三人じゃない」と呼ぶ者あり）いや、四人です。（笑声）そういうことで党派が、もしお願いにいって党派が違うからなんていうけちな考えのことは言わないと思うんです。ぜひ、これから市長さん、幼児教育センターとか、あるいは緑化基金とかという、こう、単独事業でできることなら何も国の力を借りなくてもできることですから何も要請も必要ないでしょうが、これからいろいろ問題があるわけでございます。社会資本の充実といいますか、下水道という大きな問題も目の前にあるわけです。また道路にしてもいろいろなことで補助事業としてやっていかれなければならないわけなんです。事業を推進するにはどうしてもこういうような国政に発言権のある議員さんの先生方のお力を借りなければならないことが多くなってくると思うんです。どうか、こういうふうなことで代議士の先生とか、あるいは都に関係することは都議会議員の先生もおられるわけですからそういう方と連携をとって、ひとつ市政を推進していただきたい、こう思うわけですが、現実に市長さんはどんなふうにこういうことに対応していかれるのか。その辺をまずお伺いしたいと思うわけです。

○議長（石坂勝雄君）　市長、助役。

○助役（赤松行雄君）　事務的なことだけを先に私の方

から御報告させていただきたいと思います。

それで昨年は大変な豪雨、浸水、洗掘というふうな災害が繰り返されたわけでございます。その中での対応でございますけれども、私たちが各市と共同で対策を講じましたのは大蔵省、それから建設省にも参りました。関東地方建設局、それから京浜工事事務所、それから、さっき言いました大丸の出張所、こういうところに大蔵省、建設省には二回ほど参りました。で、関東地方建設局というのは何度も参ったわけでございますけれども、これにつきましては有力な地元議員さんも御一緒に協力をいただきまして対応策をお願い、応急対策、それから恒久対策、これをお願いしてきているところでございます。

事務的な対応を市長答弁に先駆けまして、私の方からお答えさせていただいた次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長の責任といたしまして地域住民の安全を守る、あるいは安全施策としてのこの国の事業、あるいは都の事業に対してお願いをしていくということの立場は全く超党派といいましょうか、そういう気持ちでやっておるわけであります。

いま御指摘の平山の、つまり浅川左岸、浅川右岸、ここには多年この水害の要因になり得る状況がありましたが、たまたまあそこの場所には民地も介在いたしましてその方の処理をやってこいということも御指導の中で言われてきました。ちょうど昨年そのような多摩川、浅川に洪水というきっかけがございまして、そして建設省としても補正予算を組んで早急に取り組もう、こういう応急対応策がとられました。その際に、いま御指摘の所もその対象になり得たというふうな経過でございました。

私も東京都市長会の建設部会長を承っておりましてよく都、あるいは建設省、関東地建、それらにお互いの部会の市長さん方と陳情に参ったり、あるいは都議会の関係先生、国会の先生にもお願いをいたしております。三多摩を守るためにはもちろん共同して特に河川といういい条件と、一方にはまた水害という、あるいは洪水という、そういう状況も伴うわけでございまして、御指摘のとおりの努力を責任を持ってやっていかなければならない、このように責任を感じておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　こういうことを私、本来言いたくないんですけれども、実は昨年だったと思いますが、十一区選出の石川要三という代議士がおられるわけです。その方のお話を伺ったときに都下に二十六市あるんだけれども、私のところへ一回もお話になりにきたことのない市長さんというのは日野の市長さんだけだ。日野では何も国から補助をもらうとか、そういう事業は全然必要がないんじゃないだろうか、ないのかなと、こういうお話があったわけでございます。（「そのとおり」「日野の恥だ」と呼ぶ者あり）うそを言っているわけではないと私は思います。どうか、いろいろこれから、さっき申し上げましたように国関連の事業が多くなるわけでございます。その辺の対応をしっかり市民のためにやっていただきたい、このことをお願いしておきます。――結構です。

大分横道にそれましたが、これから本論の浸水対策ということで質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど申し上げました台風の被害ですが、三つ目に家屋の浸水の被害があるわけです。これはあちこちに台風時になると堤防が決壊して大きな浸水事故を起こした。こういうことは違うわけです。どういうことかといいますと浅川が決壊した、あるいは多摩川が決壊しての浸水事故ではないわけであります。いわば構造的、恒常的な浸水と言えると思うんです。ほうっておけば毎年毎年同じ浸水事故が繰り返されることになると思います。天災じゃあなくて人災じゃないか、私は思うんです。行政が責任がある排水対策を怠っているからこういうことになるんだと思うんです。そうじゃないでしょうか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）まず、このことを強調しておきたいと思います。

私、いろいろ調べてみたわけです。昨年の浸水の被害はどのぐらいあるんだろうか。まず公害課へ行って調べてみました。百五十戸という数字が出てたわけですが、実際は恐らくこんなものじゃないと思うんです。はるかにこれを上回る被害があったんではないかと思います。続いて統計ひのですか、あれに当たってみました。それで最近の水害――浸水による被害状況を調べてみたわけですが、毎年毎年、年によって違いますけれども、二百戸内外の浸水被害が報告されております。昨年出ました緑のマスタープランですか、それにも被害調査があるわけです。それでも調べてみたんですが、昭和五十三年ですか、このときに三百八十九という大きな被害がありました。こう報告されております。ところが、広報ひのを見てみますと五十三年の被害はゼロという数字になっているわけです。どうも小さい点ですが、これはどっちか間違っているわけです。私たちはこういう通告質問をするについていろいろ調査をするについてもこういう報告書なり資料をもとにして質問するより以外はないわけであります。ぜひ、この辺はひとつ間違いのないようにしていただきたいと思います。

そこで被害個所がどうなっているかと見てみますと多摩平の六丁目ですか、これは別にしましていずれも昔の水田地帯、当然平地で低地である。こういうところに集中しているわけです。こういうところは元来用水路があって排水には困らないわけなんですが、宅地化されるに従いまして農地も山林もなくなってきて宅地になってしまう、あるいは道路もすっかり舗装されてしまって降った水が全部一遍にこういう排水路に流れ込む、そうして浸水被害を起こす、こういうことだと思うんです。確か

にある程度こういう個所はぼつぼつ宅地化されているうちは浸水についてもそんなに心配する必要はないわけですけれども、ある程度の規模を超えて宅地化されるといろいろな条件がかえってマイナス要因に働くことになるんだと私は解釈しています。

第一に、本来用水路というものは水を田に引くためにあるわけでありますので曲がり、あっちへ曲がりこっちへ曲がり曲がりくねっております。したがって水が通りにくい。二つ目は、用水路ですから下流に行くほど狭くなっております。排水路と逆なんです。そして水田というところは平らなところです、勾配がないわけであります。したがって水はけが悪い、それが三つ目。いま一つは昔はあちこちまだ埋め立てしない水田が残っていた、そういう時代にはそういうところがダムないし遊水的な機能を果たしていたということですが、それがなくなってしまった。こういうことで浸水の条件でそろっているというのがそういうところの現状ではないかと思います。浅川の南部地区では南平とか、あるいは高幡、三沢、百草の一帯がそうであります。北側ではオリエント周辺の中井とか宮地区でしょうか、それから万願寺とか、新井地区ですね、こういう所がそういう被害が多いわけです。

そこで、私はそれじゃあどういう対策がとられているんであろうか、下水道課へ行って調べてみました。そうしたらこういう書類をくれたわけです。これが日野市公共下水道基本計画概要書ですね、これがそれについている排水路の図面なんです。どういうことが書いてあるかというと、これは公共下水路の基本計画ですから当然汚水管についても書かれております。私が、いま問題にしているのは都市下水路、つまり雨水排水の問題です。これにこういうことが書いてあります。

第一に軽流水量ですね、これは何ミリぐらい雨が降ったらどのぐらいここへ流れるんだ、どのくらいの径の排水管が必要であるか、こういうことが書いてあるわけです。第二に排水区に触れております。幸い日野市には多摩川とか浅川、谷地川、程久保川、それから大栗川ですか、こういう一級河川を持ってい て、それを皆一応都市下水路につなげば一応の機能はするわけであります。排水区が、見てみますと三十一カ所分括しているわけです。次は事業費とか、いろいろあるわけですが、それで、いままでどれだけ果たしてこういう計画が実行されているんだろうか。これは下水道課長に教えてもらってでき上がったところだけ赤線を引いてもらったわけです。そうしたらば、この排水区のうち、まず、ほぼ完成してその機能を果たしているというところは栄町排水区、それから旭が丘排水区、これは平山台の区画整理事業に伴って建設された問題です。それから西平山の排水区ですね。平山はここで二・二・六の事業に伴ってある程度埋設されております。一応機能は果たしているわけです。それから黒川、いま事業中の東豊田排水区の黒川都市下水路、

これは市長さん、ことしはどうしても完成して施政方針演説で浸水被害はなくなるんだ、こういうふうに申しておられますので、まず、これができ上がると勘定しましても一、二、三、四、五カ所ですか。では工事中のはどこかと、これも見てもらったわけです。そうしたらば工事中ないし一部着工しているところですね、これが南平の排水区の北側の部分、これは一応七生中の近くまで確かに排水管は引かれております。それから百草排水区、これは大栗川へ流れる排水管ですが、ほんの下流の一部分だけできております。それから神明上の都市下水路ですね、これは御承知のとおり部分的にできている、それから落川の東排水区ですね、これも南多摩処理区の関係がありまして一部着工している。わずかこれだけなんです。

古谷先生は、ことしは下水道元年だというようなお話だったんですが、都市下水路につきましては五つだけは完成しておりますので、まず下水道五年ぐらいといってもいいわけでしょうか。しかし、はるかまだ道のりは遠いわけです。完成まではあと幾年かかるかわからないような現状だと思うわけです。

（「排水管は進行中だよ、そんなに大変じゃないから、公共下水道は大変だ」と呼ぶ者あり）

以上申し上げたようなのがいまの都市下水路、排水、雨水排水路についての現実なんです。こういうことでまだ非常に排水計画は、排水事業は立ちおくれているわけでございます。市長さん、これからの方針としてどうされるおつもりですか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　われわれが一番心配しているいい質問をいただいた、こう思っております。（笑声）

人口は山を開き、たんぼを埋めして急増したわけですが、排水計画というものはほとんどなかったというのも、これもまた過去の残念な事実であります。それに計画をつくり、着々とまでは言えませんけど、とにかく軌道に乗せて今日進めておるというのがいわゆる都市下水計画であります。

いまの質問の中に一つ大変重要な根川という準用河川を設けて、そうして日野用水の流末を全部引き受けて今日大きな東部の浸水になりかねない状況が一応の解決とまではいかないにしても近い状態にあるということも御承知のとおりであります。日野市は幸いにして人口、宅地化のために、いわゆる雨水排水、いわゆる浸水係数、本来ならば浸水係数が八〇%ぐらいあったものが逆に逆転をしている、こういう状況が言えるわけであります。治山治水ということはきわめて国土を守る意味でも、あるいは地域都市を守る意味でも重要であります。それに真正面から取り組んでおるというのが現在の治水計画である。このように御理解いただければ幸いです。

治水には双葉ありまして、その一つは雨水であります。そう

してまたそのもう一つは汚水であります。汚水がいわゆる下水道計画、これが事業化してこれから大きく取り組もうということはすでに議員各位もよく御承知のとおりであります。それに先立って特にまた汚水処理を、汚水計画を実施する意味でも雨水計画を先行させなければならない。これがまた治水工事上の当然の理であります。いま雨水計画はかなり解決をして進行しつつあります。今後、この計画を実現することができますならば、また、地域地域で御協力いただけますならばりっぱに進行できる、このように御理解いただくことが私は日野市の現状である、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　　簗野行雄君。

○十番（簗野行雄君）　　市長さんは答弁の中で雨水排水計画は着々と実現されているんだというんですが、私はそうは思いません。非常におくれているんじゃないか。まだ将来計画もできていないんじゃないか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これは解釈の相違でありますので、私、これ以上は発言いたしません。

　ことしの施政方針演説を先日市長はされました。その中で予算編成の方針として都市基盤の整備とともに市民の健康と福祉の充実に最も意を注いだ、こう書かれておるわけです。また流域下水道事業に着手するんだ、それから公共下水道事業の認可申請をことしはするんだ、こう述べられているわけです。そこで、ひとつどんなふうにして公共、流域下水道にことしは実際に着手するのか、あるいは公共下水路をどこを認可申請する方針なのか、ひとつ教えてもらいたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは私からお答え申し上げます。

　まず流域下水道についてどのように事業化を図っていくのかという点でございますけれども、流域下水道は御承知のとおり東京都の事業として東京都が施行することになっておるわけでございます。現在、浅川処理区におきましては浅川処理場の用地の買収ということをまず第一に行うことになっております。五十七年度は処理場の中の公共用地と民間の持っている土地の間の境界の確定を行いました。それと同時に周辺、周囲の境界等の測量等を行いまして確定を行っております。これに基づきまして来年度は処理場の単価というものを買収の単価というものを出しまして個々の地主さん方といろいろな折衝に入っていく段階までやっとこぎつけてございます。で、一つ問題がございますのは処理場の中に三つの企業がございます。この企業の移転先というものを東京都においても現在約二十カ所の候補地を選定いたしましてこの中で企業側とその移転問題につきましてこれまでも話し合ってきたわけでございますけれども、現段階でもまだ移転先というものが確定しておらない状況でございます。この方の移転先の土地の確保ということを並行して東京都では五十八年度に実施をしていくということになるわけでございます。それに基づきまして処理場の用地等を確保していく、あわせまして流域下水道の幹線の施工に一部着手をしたいというのが東京都の来年度の計画になっておるわけでございます。あわせまして南多摩処理区におきましては大栗川幹線の延伸、それと秋川処理区につきましては市長から御報告がございましたように事業の認可というのが秋川処理場についてとれたわけでございます。あわせまして幹線のルート等についても認可が行われたわけでございます。したがいまして秋川につきましても来年度から築堤、多摩川の一部築堤とあわせまして用地交渉等も来年度から入っていくことになっております。

　それと公共下水道の認可、これを来年度どこをとるのかということでございますけれども、日野市は実施をいたします公共下水道につきましてはすでに五十七年度に落川十一ヘクタールにつきましては認可をとって五十七年度に事業を実施しておるところでございますが、南多摩の処理区におきましては五十八年度に全域を事業の認可をとりまして事業の実施、管渠の埋設を行うことにしております。一遍にはできませんので徐々に下流の方から実施を行っていくということになっております。それから浅川排水区におきましては現在万願寺の区画整理事業が推進してございます。これの区域並びに高幡、落川、三沢という地域をまず第一期の予定を立てましてこの地域の事業の認可をとってまいる予定にしております。以上でございます。

　ちょっと追加申し上げますが、浅川の下を流域幹線が横断することになりますが、これは東京都施行として流域下水道の幹線の施工の一部の実施をすることになっております。ただ、来年度実施するかということにつきましてはまだ正確なことにつきましては聞いておりませんが、いずれ下流の方から実施をするということでございますので浅川の横断部分につきましても東京都施行で幹線の実施が行われることになっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　簗野行雄君。

○十番（簗野行雄君）　　いまのは流域下水道ないし汚水下水道の説明だと思うんですが、都市下水路、つまり雨水排水路についてはどのような計画があるわけでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　雨水排水を主といたします都市下水路につきましては、黒川都市下水路につきましては五十八年度をもって一応事業の終了ということで現在も工事を進めておるところでございます。来年度予算にも一応残った部分の施工を完了するように予算の要望をさせていただいている段階でございます。

　それと神明上の都市下水路でございますが、ここの部分につ

きましては一応ことし、今年度いっぱいの工事で二・二・十号線の用地の所まで一応完了いたします。で、今後の予定といたしましては二・二・十号線の用地買収とあわせまして用地のあいた所から神明上都市下水路の下流部分を実施していきたいというふうに考えておるわけでございます。

それ以外に南多摩処理区の雨水排水管、現在行っております管のさらに延長ということも来年度の予算としてお願いしている段階でございます。

これ以外にも緊急に整備をしなきゃならない個所というものが御指摘のように何カ所かあるわけでございますが、そういったところにつきましては雨水管の先行を、先行という形で事業の実施を進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　一応説明は了承したわけなんですが、流域下水道と違いましてこの雨水排水については各排水区が定められておるわけでございます。その中に幹線、計画に従ってこの幹線水路を抜けばそこだけでもうすでに俗な言葉で言えば用が足りてしまう。雨水排水については一応問題のない施設はできるわけであります。そんなことで地区ごとに非常に浸水に苦労をされているところが多いわけです。福祉の充実も結構ですし緑と文化の市民都市ですか、このスローガンも非常に結構なことなんですが、行政の一番最優先の課題は市民の命と暮らしを守る、これが最優先すべき事項ではないかと私は思うんです。そういうこともまず最優先にひとつ市の事業として、社会保障の――社会資本の充実といいますか、そういうことも一層意を注いでいただきたい、私は要望しておきます。

一つ、つけ加えて関連のことで質問していきたいんですけれども、ここに五十八年度の施政方針があります。これもそうですし、昨日、福島議員が取り上げた基本構想と基本計画との関連ですが、何か企画財政部長の説明では基本計画はまだ当分先でなければできないんだ。現状認識の作業があるし、なかなか大変な事業だからもっと先へいくんだというお話だったんです。私は話がおかしいと思うんです。これは東京都の長期計画ですか、マイタウン東京二十一世紀を目指して、こういうパンフレットなんです。これがもう縮刷されたものですが、これにはどういうことがあるか。一応基本構想なるものが載っております。そして、その裏づけとなる基本計画というものも同時に作成されておるわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）私が考えますのは、基本構想というのは基本計画を文章化したものに過ぎない、こう思うんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）同時につくられなければならない性質のものだと思うわけです。基本構想なんていうものは極端に言えばあちこちの基本構想を借りてきて継ぎはぎすればできるんです。そうじゃないでしょうか。（「そのとおり」「選挙の公約」と呼ぶ者あり）私にだってできると思うんですよ。（「やってみなさい」と呼ぶ者あり）そんなことで、ぜひ（「裏づけがない」と呼ぶ者あり）裏づけのない基本構想では困るんです。単なる作文では困るわけです。ぜひ早くこの基本計画なるものを作成してもらいたい。冗談じゃないんです、これを見てください。ちゃんと都のマイタウン構想にはちゃんと裏づけがあるわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）十年間の終始計画、それまでちゃんと載っているわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）どこへ十年間に福祉なら（「赤旗をよく読んでもらいたい」と呼ぶ者あり）施設をつくるかということまでちゃんと出ているわけなんです。これが本当の市政だと思うんですよ。（「がんばれ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）そのことは時間がありませんから指摘しておくだけにとどめて、答弁は結構です。（「自治省のいいわけにつくったんでよ」と呼ぶ者あり）それは日野市のことでしょう。（「そう」「マイタウン」と呼ぶ者あり）

一つ、この質問で今度具体的に質問させていただきたいと思うんです。

九月議会だったでしょうか、米沢議員が南平の駅の南側の排水問題について一般質問を行われたわけです。それで、そのときに建設部長の答弁もありました。私もその答弁なり質問条件を読んでみましたし、現在どうなっているか現地もよく確認してきました。いま上流でさっき言ったような工事を行って水が用水に入っていないので大分汚くなっています。ごみも散乱してあちこちにつっかかっているし、浄化槽のかすでしょうか、こんなに積もっているわけです。臭くてしようがない。（「暮らしが守れてない」と呼ぶ者あり）雑排水の下水道としての十分機能していないわけです。まして雨水排水なんていうことは全然問題にならないわけです。上流から来ればもろにそこへ浸水してしまうという状況であります。ここは、この概要書ですか、これにある図面を見ますと南平排水区、こういうふうになっているわけです。北側にはずっと七生中学の南側までは一応一メーターの排水管が埋まっております。一応この都市下水路としては機能しているわけです。ところが、京王線の南側の地帯においては一本確かに予定線はあるわけです。ところが、これは全然まだできてないわけなんです。（「けしからん」と呼ぶ者あり）ですから、この一帯は毎年毎年集中豪雨があると浸水に悩まされているんです。雨期が来るとまた浸水等があるんじゃないか、住民がいつも心配しなければならない、そういう実情なんです。何とか、ひとつ、この住民の不安を救っていただきたい。この幹線水路を一本抜けばこの不安は解消するわけです。できないことじゃないんです。下水道課長に大体この幹線水路、これはどのぐらいの予算立てたらできるんだろう、聞いてみました。そうしたら約三億円ぐらいだろう、こういうこ

となんです。三億円でたしか都の――国の補助ですね、これが約三分の一だと一億ですね、あとは全額一〇〇％起債が認められるんだ、こういうことなんです。ぜひ一応雨水排水事業は着々と排水の事業は着々と進行しているんだと言われるならこれをひとつやっていただきたい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）私はそう思うんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）どうでしょうか。（「旭が丘ばかりやってちゃだめだよ、南平も重点的に」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私からお答え申し上げます。

ただいま御指摘の南平の周辺ということでございますが、こちらの地域につきましてはただいま御指摘のございましたように公共下水道の雨水排水区域といたしましては南平排水区、それからもう一つ南平西排水区というものがあるわけでございます。

御質問の駅の南側ということになりますと南平排水区ということになってございまして高幡の樋管で浅川へ放流する計画が立案されているわけでございます。浸水対策の抜本策といたしましては当該排水区の雨水幹線が南平用水となっておりますので下流の部分から工事は施工してきてはございます。昭和五十二年から五十四年で高幡樋管と、それから南平用水の改修は約三百三十メートル下流部分は完成をしているわけでございます。これに引き継ぎまして上流部分末端まで参りますと二千百メーターを要するわけでございますが、水路の改修工事を実施することによりまして浸水の問題の解決を図ることが施行されるわけでございます。そこで昭和五十八年度で実施設計を行いまして事業の年次計画を緊急に立てまして実施をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。予算といたしましては当初予算には計上されておりませんが、五十八年度の補正予算で計上いたしまして実施をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

それから先ほど国の方の補助金から起債の問題が御指摘がございました。起債の方につきましては一応臨時河川債という起債を地方債を対象といたしますので、これにつきましては一〇〇％の起債が認められるわけでございます。ただ、補助金といたしましては準用河川ということで指定をこの水路は受けますと準用河川改修費補助という形で補助対象事業も三分の一が、（「取り消せばいいんだよ」と呼ぶ者あり）補助ということになるわけでございます。したがって準用河川の適用を受けられるかどうかということが補助金を受けることができるかできないかという問題にかかってくるかと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　いずれにしても、この事業を早く実施していただきたい。ことしの当初予算にはもうこれはのってないわけですから、九月になりますと補正予算でやって調査研究費を設計費をつけていただくというならそれで結構です。ぜひ市長さんにもその辺はよろしくお願いしたいと思います。

市長が行政の最高責任者であり日野市民の命と暮らしを守らなければならない責任があるわけです。われわれも選挙で市民に信任されてここへ出てきているわけです。市民が毎日毎日こういう浸水に悩まされている。これを横目で見ているわけにはいかないんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それほど私は面の皮が厚くないんです。（笑声）私を選んだ選挙民に申しわけないわけです。それから多分請願に出てくると思います。ぜひ、よろしく処理をお願いしたいと思います。

以上で第一の浸水対策についてという質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十九の一、浸水対策に関する質問を終わります。

十九の二、区画整理についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

○十番（旗野行雄君）　大分時間が経過してしまいまして残された時間が四十二分ですからあと三十何分でしょうか、ちょっと申しわけないんですが、予定した質問を全部やるわけにはいかないので適当に飛ばしてやりますから、ひとつ前後がちょっとつながりが悪いところがあるかもしれませんが、（笑声）御了解願いたいと思います。（「時間を延ばしてあげようよ」「がんばれ」と呼ぶ者あり）

私が最初この議会へ出てきまして三月の議会で地域の問題として西平山の区画整理の問題を取り上げました。それから一年たっております。また一昨年の秋、市と公団で公式な関係者に対する説明会が行われたわけですから、それからも　すでに一年半経過しているわけです。古くをたどればたしか古谷議員が都会議員をされている時分だったでしょうか。都営住宅の建設を中心として区画整理の準備がなされたわけです。しかし、そのときには美濃部の放漫財政のあおりを食って（「そうだ」と呼ぶ者あり）これは御破算になってしまった。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）せっかく測量までしたのがむだになってしまったわけです。（発言する者多し）

私はこれまでこれが事業がどんなふうに進行しているんだろうかとたびたびしょっちゅう担当課へ行って聞いているわけです。ところが、調査中だ、公団と折衝中だということで一向要領の得た答えが返ってこない。市長さんにも私は関係地主と何回もお願いなり説明を聞きにいっているわけです。どうもはかばかしくいかない。先日も何かある程度話が進んだから今度はまた話し合いを持とうではないかという市長さんのお話もあっ

たわけでございますけれども、どうも、よく担当部課へ行って聞いてみると要領を得ないような実情にあるようです。だんだんあそこも一時ほどではないにしても宅地化は進行しているわけです。宅地がふえれば区画整理はむずかしくなるのはこれは皆さんおわかりのとおりです。そして区画整理というものはそんな簡単な事業じゃないんです。大きく言えば地域百年の計を立てる事業だ。いままでにもこんな事業はこの地域ではなかったでしょうし、これからもないんじゃないかというような大きな事業なんです。だから多少時間がかかるのはやむを得ないにしても何にもしないで毎日毎日がたっていくというのは、これは困るんです。私たち関係者の間では何とかひとつこの地域は乱開発によって浸水に困るとか、あるいは道も狭くてどうにもならないというようなことのないようにしようではないか、こういうふうなことが意見が圧倒的に多いんです。何とか、ひとつ結論を出していただきたい。そして行動に移せばこれは必ず道は開けるんじゃないかと私は思うんです。まず強くこのことを要請しておきたいと思います。

それで昨日市川議員が一般質問でやはり区画整理について高幡地区のことを具体的に取り上げて質問されておられました。その中で区画整理法は強制法でけしからん、こういうようなことを言われておられました。法律というのは元来これは守らなければならないんで、守っても守らなくてもいいんだというこ

とではないんでありまして、強制、法律というのはすべて強制的なものだと言えば言えるんですが、市川議員が言われたことは私は身にしみてわかるんです。どういうことかというと区画整理というのは本質的に住民にある面では犠牲を強いることによって成り立つという面があると思うんです。そういうことで、きょうは基本的に区画整理がどんなふうなものかというようなことから問題を取り上げてみたいと思うんです。

よく区画整理は都市計画の母だ、こういう言葉があります。それほど都市計画事業、あるいは都市整備について区画整理というのは重要な根幹をなす事業であるわけです。いろいろ都市計画のやり方にもあるわけですが、簡単に言いますと一つは建築基準法とか、あるいは宅地造成規制法とか、いろいろあって規制の網をかぶせて乱開発なりを防ぐ方法、乱雑な市街化を防ぐ方法。いま一つは街路事業とか公園事業とか下水道事業もそうですが、ひとつ、点的、あるいは線的に整備をするやり方、こういう方法と、いま一つはこの区画整理ですね、ある区域を区切って全面的に一挙に都市整備をする、こういう方法であるわけです。いずれにしろ、第一はとにかく規制ですからこれは法律をつくればできるわけです。第二のことはなかなか問題が多い。また土地買収にしてもこれは最終的には土地収用法の手続を経なければならないということで非常にむずかしい事業でありますが、この第三の事業は非常に手っ取り早いわけです。

ただし住民の理解が必要ですけれども、一挙に都市施設もできるということで日本においても外国においてもあるいはそうだと思いますが、さっき言ったように都市計画の根幹となっているわけです。

じゃあ、いま日野市で都市計画が——都市計画じゃない、区画整理がどんな現状なのか、これ、ちょっと触れてみたいと思うんですが、平山台とか、四谷下、神明上、豊田、これは多摩平ですが、吹上、それから京王の個人施行の七生台、これを合計してみますと約四百八十八ヘクタールです。これに、区画整理ではありませんが、南部の丘陵地帯を大体中心にして住宅公団とか、あるいは民間に開発された所が約二百ヘクタールだそうです。ですからすでに市街地の開発の済んだ所が六百九十ヘクタール、こういう計算になります。これに区画整理中か、あるいは計画決定している所が、工事中の所といいましょうか、万願寺地区が第一、第二次を合わせて二百五十六ヘクタール、平山、下耕地が十一・六ヘクタール、金田地区が四・四ヘクタール、計二百七十三ヘクタールあるわけです。さらに将来、市川議員が触れられた高幡地区の区画整理、これがA調査では百二十四ヘクタールが調査区域になっておりますが、いま当面四十ヘクタールだということです。それから豊田が約九十ヘクタールですか。私が冒頭申し上げました西平山地区が約五十四ヘクタールでございます。一切を合計しますと千百四十七ヘクター

ルということであります。日野の行政区域が約二千七百七十一ヘクタールです。そのうち河川が三百五十ヘクタール、これを含んで調整区域が四百九十ヘクタールあるわけです。市街化区域が残りでありまして、これが、ここは安い数字で二千二百二十二ヘクタールですか。実に市街化区域二千二百二十二ヘクタールのうち千百四十七ヘクタール——五〇%以上が区画整理に関係している土地であります。まさに日野市でも区画整理は都市計画ないしは都市整備の根幹をなすものだ、こう言えると思うんです。これに下水道計画とか、いろいろなものがありますけれども、将来も続いて都市計画の母と言えるんではないかと思うんです。

次に区画整理がどんな法律であるかということを理解するために区画整理法に関係する法律をざっと調べてみました。

（「憲法違反だということ」と呼ぶ者あり）最初に、これは都市計画、区画整理なんてない時分に農地の耕地整理があったわけです。これは耕地整理法ですね、これ、大体減歩一割程度で実施してたわけです。最初に都市計画、区画整理に関する法律ができたのが大正八年です。都市計画法という法律ができました。その中で約、これで規定はどうなっているかというと、この十二条に前項の土地区画整理については本法に別段の定めのあるほかは耕地整理法を適用する——適用じゃない、準用ですね、準用する。こういう規定があるわけです。ということは一

割までは減歩する、あとはいまと違って補償しなければならないということなんです。これが明文化されまして、これは震災後、震災復興を目的として旧特別都市計画法というものができました。その中でこれを明文して、第五条ですか、土地区画整理の施行により施行区域内における宅地の総面積が施行前の宅地の総面積より一割以上減歩が生じたときにはその一割を超える部分に対し、勅令の定めるところに補償金を交付することを要す。つまり一割以上についてはたとえ仮に一割以上減歩するような必要があったときにはその分については完全に補償しなければいけない、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）こういう規定であります。これが引き続いて戦後も生きておりまして戦災後、同じような特別都市計画法というのが昭和二十一年にできたわけです。これには、これ、一割という数字が一五％――一割五分ですね、一割五分と改められたわけです。つまり減歩がきつくなったわけです。

これに対して、昭和二十四年だったと思いますが、これは憲法違反じゃないか。憲法二十九条、財産権に関する規定があるわけです。この中に、財産権は、これを侵してはならない。第二項が、財産権の内容は、法律の規定によってこれを定めるということ。それから第三項が、私有財産については、これを公共の用に供するときには正当な補償をしなければならない。こういう条文があるわけです。そういうことについての違反ではないかという声が出てきまして、やっていることは同じなんですけれども、いまの土地の区画整理――土地区画整理の基本になっている土地区画整理法というのが昭和二十九年成立、三十年施行ということであるわけですが、それにもそっくり生かされて、これはたしか百九条、原価補償の規定というところにあるわけですが、それは土地区画整理施行区域内における施行後の宅地価格の総額に比し減少したときはその減少した価格について土地所有者及びその関係者に対して補償金を交付する。こういうふうに話は前後しますが、最初の新都市計画法の補償条項が改められてこれとそっくり同じ条文がいまの都市整備法の百九条となっているわけなんです。どういうことかというと従前には面積で施行前、施行後の面積を計算して一割五分まではいいんだ、それ以上は補償するんだ、こういうことだったんです。ところが、今度は価格の比較になってきたわけです。ですからインフレで土地が上昇する、施行前に比べて当然施行後の価格は上がってくるわけです。それですから幾ら減歩したって補償する必要はない。減歩に歯どめがなくなってきてしまったというのがいまの土地区画整理法ということなんです。（「そうだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）区画整理というのは一言に言えば区域内の権利者に土地を提供してもらって道路とか公園とか、いろいろの都市施設にその土地を充てる、これがいわゆる公共減歩ですね。いま一つは保留地減歩というのがあって

その工事費も地主に提供してもらって保留地処分で売って工事費に充てるんだ、こういうようなことをやっているわけです。さっき言ったように極論すれば、これは憲法二十九条の三項違反ではないか、そういうふうにもとれるわけです。ですから非常に無理のある法律だ、こういうことが言えると思います。ですから、やる以上はもう一〇〇％住民に理解してもらって（「そうだ」と呼ぶ者あり）やらなければいけない。それじゃあなけりゃあできないんです。そう私は思うんです。まして豊田とか高幡とか、ああいうふうにもう相当宅地化されている所では非常に問題が多いと思うんです。住民がいろいろ解釈があるわけですが、どうもちょっとこの辺は時間がありませんから少し飛ばします。申しわけありませんけれども……。

それで一方、土地収用法というのがあるわけです。この土地収用法の九十条ですか、これにどういうことがあるかといいますと、これは起業利益との相殺禁止という規定なんです。それは平たく言えば土地収用して、収用した土地が、収用した土地、そこへ道路を仮につくるとしますと道路ができたから、できたからその一部分その残った土地に対しての価格が上がるから補償は少しまけてくれよ。こういうことはけしからん、認めない。こういう規定なんです。いかにも土地区画整理のやり方と、この土地収用法の規定とは矛盾することになるわけです。どうも法律が一方ではこういうことを言っている、一方ではこういうことを言っている。整合性がないわけなんです。

時間がないので質問の時間がなくなりますので申し上げますけれども、神明上の工事費が約七十九億だそうです。そのうちの保留地処分によるものが二十四億、市の負担金が二十七億――約三五％となっているわけです。万願寺についてはどういうふうになっているかというと一応の当初の予算は百六十億ですか、保留地が約七十四億、保留地処分――保留地が七十四億を見込んでおります。これは総面積の面積にすれば約六％ということで市の負担金は十八億円です。約、工事費の一一％に当たるわけです。こういうことになっておりますが、基本的に市の負担金、こういうものはどんな計算で出しているんであろうか。神明上では三五％であり、それから万願寺では一一％だ、どうもちぐはぐな感じがしてならないわけであります。

いま一つ問題にしたいのは組合施行に対して日野市では全然助成がなされていない、こういうことなんです。他市の例を調べてみますと相当助成が出ている、現実には出ているわけです。これはどういうことか。どうも行政の不公平ではないか、こう私は思うんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）このことを二番目に質問しておきたいと思います。

それから精算金、いわゆる過小宅地に減免措置というものは確かに日野市ではあるわけです。減歩緩和基準ですか、それから評価緩和基準というものがあって相当確かに減歩は過小宅地

については緩和されております。しかし、こういう小さい宅地を持っておられる方は、これは売るのが目的で持っているわけじゃないんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）目標は、経済学で言う交換価値じゃないんですよ、使用価値なんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）使用価値というのは、これは憲法に言う財産権に当たるわけです。私法上の、何か調べてみましたら民法の第一条に、私権ハ公共ノ福祉に遵フ、こういう文句があるわけです。ですから、これ、私法上の権利が確かに公共の福祉に従って滅歩したっていいんじゃないかということが言えるわけですが、これは対象は使用価値なんですね。宅地が三十坪なり四十坪以上に滅ってしまうとその宅地としての機能がなくなるわけなんです。そういうことですから、ひとつ精算金ですね、これは確かに日野市でもかなりめんどうは見ているに違いないが、三百平米以上は過小滅歩宅地として取り扱わないというような規定もあるようですが、ぜひ精算金ぐらいは全部市でめんどうを見てくれたらどうか。どういうふうに考えていたのか。福祉なんていうのは本質は弱者救済ということなんですよ。こういう弱い者いじめしてまで公共施設をつくる必要はない、おかしいじゃないか。こういうことなんです。

以上三点を、時間がないから早くひとつ……。（笑声）（「簡明に」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から三点についてお答え申し上げます。

まず第一点の区画整理事業におきます市の負担金でございます。これにつきましては全体の事業の経費の中から保留地、あるいは国庫補助金等の価格を差し引いた残りというものを市の負担といたしておるわけでございます。それには事業の中の市の関係部分につきましては施設等勘案しましてこういった負担金を持っているわけでございます。

それから組合の施行する区画整理事業につきまして市が負担金を持っておらないのはなぜかということでございます。本来、区画整理事業は組合施行で行います場合には組合が独自で資金調達等行っていくわけでございます。この中で市に関連する施設等がございました場合には下耕地もそうでございますけれども、負担金を一部出しておるものもございます。

それから精算金につきまして、小宅地についてはできるだけ緩和をということでございますが、現在、私どもの方で緩和の措置を行っております小宅地の面積は一応全面免除という形で百二十から百三十平米というものが日野市の住みよい町づくりの指導要綱に基づきまして一応面積が設定してございます。それに合わせまして一応百三十平米というものを一応の基準として置いているわけでございます。以上、以下三百平米までは暫

時滅歩を行っておるわけでございますけれども、できるだけ私どもにとっては区画整理事業を円滑に進めるためには小宅地の方々に対しての援助ということが非常に重要であるということも感じておりますので、精算金の徴収、また交付の段階でもそういう考え方を十分取り入れながら精算金の徴収の猶予というものも調整審議会の中で諮りまして決定をしているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　市長は何かこの点について御意見がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　区画整理法の法体系の復習をさせていただいたようで、（「復習」と呼ぶ者あり）（笑声）ただ論の置き方が少しどうかなという部分もあるわけでありまして、御趣旨は十分尊重しながら現実の事業になるべく御理解を得られるように努力してまいりたい、このように思っております。（「いい答弁だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　市長は平山台の区画整理のときに居住者同盟ですか、代表されておって、この点については十分なる知識があるんだろうと私は一応は予想しておったわけですが、（「悪用しちゃいかんよ」と呼ぶ者あり）私の意見が私はいまでも間違っているとは思っていないわけです。（「それはそうだ」と呼ぶ者あり）ただ憲法違反の疑いがあるということじゃないんです。それなら私はあそこの西平山の区画整理なんかやれとは言わないわけです。言いたいことはそういう趣旨にのっとったなるべく助成金をふやしてもらいたい。清算金にしても弱い者いじめをしないようになるべく市でめんどうを見てやるべきではないか、こういうことなんです。その辺誤解のないようにお願いいたします。（「終わり」と呼ぶ者あり）

あと五分ぐらいありますから、（笑声）（「がんばれ、がんばれ」と呼ぶ者あり）私が長々と申し上げたばかりなんですけれども、高幡にしろ豊田にしろ、あるいは西平山もそうですが、基本的には住民の理解があればどうしてもやった方がいいんじゃないか、それだけのまた市に対応があればやった方がいいんじゃないか、こういうふうには理解しております。しかし、ああいうふうに宅地化が進んでいるとむずかしい問題がいっぱい出てくると思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）こう、市で、こう、案をつくりまして、これでどうかなんていうことでは住民は納得しないわけなんです。（「そうだよ、そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）案をつくるまでは慎重の上にもひとつ慎重に対応してもらいたい。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そして関係者との理解を何としても取りつけてもらいたい、私は、こう思うんです。（「おれも思う」と呼ぶ者あり）

いろいろこれからいままでみたいに地価も上昇してこないと思います。事によると先ほど申し上げましたように百九条の原価補償というような問題まで出てくる懸念もあるわけです。

どうか、これから担当者の精いっぱいの努力をお願いしまして、一応、この質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（「御苦労さま」「よく勉強されている」「さすが横浜国立大学だ」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十九の二、区画整理に関する質問を終わります。

これをもって一般質問は終わりました。

請願の付託をいたします。

請願第五八ー三号、百草園自治会内道路舗装に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五八ー三号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第五八ー四号、七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五八ー四号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

請願第五八ー五号、高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五八ー五号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第五八ー六号、優生保護法「改正」に反対する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に（「なし」と呼ぶ者あり）配付いたしておりませんが、（笑声）請願第五八ー六号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十分散会

三月三十日　水曜（第七日）

日野市議会会議録

第九号

昭和五十八年
第一回定例会

三月三十日　水曜日　（第七日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（一名）

五番　谷長一君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	都市整備部長	結城邦夫君
助役	赤松行雄君	建設部長	中村亮助君
収入役	加藤一郎君	福祉部長	高野隆君
企画財政部長	生野清君	水道部長	土方武彦君
総務部長	伊藤正吉君	病院事務長	佐藤智春君
市民部長	加藤一男君	教育長	長沢三郎君
生活環境部長	坂本金雄君	教育次長	小山哲夫君
清掃部長	大貫松雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	岩沢代吉君	書記	谷野省三君
書記	栗原莞次君	書記	串田平和君
書記	萩生田富次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　浜田文子君

議事日程

昭和五十八年三月三十日（水）
午前十時開議

（議案審査報告）

一　議案　第　四号
二　議案　第　五号
三　議案　第　六号
四　議案　第三七号
五　議案　第三八号

（総務委員会）

日野市環境緑化基金条例の制定について
日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日野市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の制定について
土地の交換について
日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事（その二）請負契約の締結について

（文教委員会）

六　議案　第三九号

日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

七　議案　第　七号
八　議案　第　九号
九　議案　第一〇号
一〇　議案　第一一号
一一　議案　第一二号
一二　議案　第一四号
一三　議案　第一五号
一四　議案　第一六号

墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について
日野市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日野市立地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について

（建設委員会）

一五　議案　第　八号
一六　議案　第一三号
一七　議案　第三二号
一八　議案　第三三号

日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定について
準用河川の指定について
市道路線の一部廃止について

一九　議案　第三四号　市道路線の認定について
二〇　議案　第三五号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
二一　議案　第二四号　昭和五十八年度日野市一般会計予算について（一般会計予算特別委員会）
二二　議案　第二五号　昭和五十八年度日野市国民健康保険特別会計予算について（特別会計予算特別委員会）
二三　議案　第二六号　昭和五十八年度日野市都市計画事業特別会計予算について
二四　議案　第二七号　昭和五十八年度日野市下水道事業特別会計予算について
二五　議案　第二八号　昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算について
二六　議案　第二九号　昭和五十八年度日野市受託水道事業特別会計予算について
二七　議案　第三〇号　昭和五十八年度日野市農業共済事業特別会計予算について
二八　議案　第三一号　昭和五十八年度日野市老人保健特別会計予算について（建設委員会）
（請願取り下げ）
二九　請願第五七ー　四八号　街路灯設置に関する請願
（請願審査報告）
三〇　請願第五八ー　三号　百草園自治会内道路舗装に関する請願（文教委員会）
三一　請願第五七ー　六号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願
三二　請願第五七ー　七号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願
三三　請願第五七ー　五六号　図書館の夜間開館に関する陳情
三四　請願第五七ー　六四号　中学校通学区域変更に関する陳情
三五　請願第五七ー　六五号　高幡台団地運動公園内テニスコート設置に反対の請願
三六　請願第五八ー　四号　七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願（厚生委員会）
三七　請願第五七ー　五三号　下水道化に伴う代替業務の提供及び補償についての陳情
三八　請願第五七ー　五八号　優生保護法「改正」に反対する陳情
三九　請願第五七ー　六三号　優生保護法一部「改正」反対に関する陳情
四〇　請願第五七ー　六七号　優生保護法「改正」に反対する請願
四一　請願第五八ー　二号　高山地区センター建設に関する請願
四二　請願第五八ー　六号　優生保護法「改正」に反対する請願（建設委員会）
四三　請願第五七ー　二七号　水害等対策に関する請願
四四　請願第五七ー　三一号　私道舗装に関する請願
四五　請願第五七ー　三七号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願
四六　請願第五七ー　三八号　住宅環境保全に関する請願
四七　請願第五七ー　四六号　下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願
四八　請願第五七ー　五一号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願
四九　請願第五七ー　五四号　日野市日野本町四丁目六番地、同七番地、同八番地、同十八番地の市街地整備促進についての請願
五〇　請願第五七ー　五五号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願
五一　請願第五七ー　五九号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願
五二　請願第五七ー　六〇号　一・三・一バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願
五三　請願第五七ー　六二号　程久保六六二番地地域山林緑地保存に関する請願
五四　請願第五八ー　一号　日野市程久保六〇四ー一、他の土地の宅地造成反対の陳情
五五　請願第五八ー　五号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願

（継続審査議決）
五六　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五七　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五八　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五九　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六〇　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（選　挙）
六一　東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について
（請願上程）
六二　請願第五八一　八号　滝合学童クラブ増築に関する陳情
（特別委員会審査報告）
六三　日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会審査報告
（議案上程）
六四　議員提出議案第一二号　日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る関係人の告発について
六五　議員提出議案第　三号　都立高校の新設促進に関する決議
六六　議員提出議案第　四号　大幅所得税減税の実施、景気回復、雇用安定を求める意見書
六七　議員提出議案第　五号　中小企業の経営危機打開に関する意見書
六八　議員提出議案第　六号　景気対策に関する意見書
六九　議員提出議案第　七号　物価調整減税の実施に関する意見書
七〇　議員提出議案第　八号　政治倫理の確立に関する決議
七一　議員提出議案第　九号　中小企業事業承継税制の創設に関する意見書
七二　議員提出議案第一〇号　被爆者援護法早期法制化に関する意見書
七三　議員提出議案第一一号　電電公社改革に関する意見書

追加日程
一　会期の延長

本日の会議に付した事件
日程第一から第二八及び追加日程第一まで

午後四時二十九分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名であります。

審査報告に入ります前に時間延長をいたしたいと思います。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより議案第四号、日野市環境緑化基金条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第四号、日野市環境緑化基金条例の制定について総務委員会の報告をいたします。

この条例は緑潤う町づくりを目指し、緑化の推進と緑化の保存を目的とし、基金条例を定めるものでございます。委員会の中で市内の選ぶ場所、あるいは買収の仕方と、いわゆる計画の順位はどこからするのか、あるいは第六条の処分の方法、目的に沿った場合に限り処分することができる旨の答弁もされております。また、第四条の基金の収益の質疑、あるいは緑を守る民間団体に刺激されて設けたんではないか。このような質疑も出されました。あるいは第六条に関連をいたしまして、処分の言葉の使い方について等の質疑が出されましたが、慎重審議の結果、全会一致可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四号、日野市環境緑化基金条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第五号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について総務委員会の御報告を申し上げます。

この条例は、市長の補助職員七百四十七名を七百八十六名そ

の中には、学童クラブの正職化二十一名を含んでおります。また、病院部門の職員を百七十三名から八名増の百八十一名に、教育委員会の職員を三百四十一名から三百四十八名に合計一千三百四十七名を一千四百一名に改正するものでございます。委員会におきましては、慎重審議いたしました。増数分は、いわゆる市職員の増数分は年度当初から予算計上をしているかどうか、あるいは他市との比較はどうか、部、課によっての人員配置の見直しを図るべきである、あるいは学童クラブの職員の試験、すなわち選考試験か、あるいは競争試験か、また職員定数の改正には慎重な配慮、検討が必要ではないか、このような意見、またあるいは質疑がなされました。採決の結果、賛成多数をもちまして可決と決しました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第五号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六号、日野市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　続きまして、議案第六号、日野市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の制定について総務委員会の御報告を申し上げます。

この条例は、九の第一条にございます毎年度職員給料総額の一千分の三以上一千分の三十以内に相当する金額を積み立てるものとする。この部分を基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める、このように改めるものでございます。市長よりも近い将来退職金の見直しを図っていかなければならない。あるいは助役からも二十六市統一案にのっとってこの退職金の見直しも図っていく、このような答弁もなされております。なお、現在の積立金は六億三千七百万、六十年の定年制の実施に対しまして、十億三千万しか預金ができない、基金が積み立てられない。こういった状況から条文を改正いたしまして、六十年度十三億円の予定で積み立てるものでございます。全会一致可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三七号、土地の交換の件は、原案のとおり可決されました。

議案第三八号、日野市衛生衛理場し尿三次処理施設建設工事（その二）請負契約締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第三八号、日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事（その二）の請負契約の締結について総務委員会の審査報告を申し上げます。

契約金額一億二千九百万で日本鋼管が落札をしたものでございます。委員会の中で、何点かの質疑がなされました。落札金額に差があり過ぎる、二倍も違うこの落札金額に業者の今後の制裁はどうか。これだけの安い金額で引き渡し後の工事が果たしてきちんとできるのか、業者の責任はどうか、こういった質疑もなされました。また、意見といたしましては、この二億を超しておる三菱重工業、富士電機、荏原実業については、今後指名に参加させるべきではない。こういう意見もございました。

全会一致可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三八号、日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事（その二）請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

文教委員会関係の審査の三九号に入る前に理事者より発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　議案第三九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案書の一部に訂正個所がございますので、大変恐縮でございますけれども、御訂正を賜りたいと思います。

去る三月九日議案上程の際に、議案第三九号の別表にございます、日野市立仲田小学校の位置を日野市日野本町六丁目一番地の一〇と定めることをお願いいたしました。その後三月十四日付で国と日野市との間で仮称二十小の国有地の財産の売買契約を締結したわけでございますけれども、国の方は、仮称二十小の地番を日野市日野本町六丁目一番地の七四で登記をしてございます。売買書の契約書の所在地につきましても、日野市日野本町六丁目一番地の七四という形で定めております。したがいまして、原案にございます日野市日野本町六丁目一番地の一〇とありますものを日野市日野本町六丁目一番地の七四というふうに御訂正をお願いしたいと思います。謹んでおわびを申し上げまして、よろしく御訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより議案第三九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。

議案第三九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は、三月十六日開催して理事者より、本件に対する

提案理由並びに議案の内容等につき、詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。本件の内容は、昨年この地域町名地番の変更を行い、仮称二十小用地は、日野市日野本町六丁目一番地の一〇でございましたが、農林水産省の方で、この地域にある国有地内に三十七筆がありまして、これを合筆し、さらに仮称二十小用地として分筆したところを七四と枝番をしたわけでございます。したがって、今回より日野市日野本町六丁目一番地の七四と訂正するものであります。採決の結果、本件は全員異議なく原案どおり可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第九号、日野市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定、議案第一〇号、日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定、議案第一一号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二号、日野市立地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第一四号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第一五号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第一六号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　厚生委員会に付託されました八つの議案は、日程で決められた十七日に加え二十六日にも厚生委員会を開催し、審議いたしました。八つの議案はいずれも条例の一部改正であります。議案第七号、九号、十号は、条例を横書きにするのを機にこの際改めた方がよい、実態に合わせたいなどで改正したいというものであります。

議案第七号は、墓地使用条例の一部改正であります。従来の

条例が当然備えていなければならない目的などの条文がなく、条例としての体をなしていないものでありました。これを改めるものであります。従来のものの前に一条として目的、二条として設置、三条として名称及び位置が加えられました。日野市営墓地は、日野市東豊田二丁目にあるということが初めて条例に明示されたものであります。委員会で審議した結果、全会一致の可決であります。

議案第九号は、消防委員会条例の改正であります。従来の消防署と消防団を実態に合わせて防災機関と消防団、それに防災行政というように対象を広げたものであります。防災機関は消防署のほかに建設協和会、医師会、東京ガス、東京電力、電電公社などであることが説明されました。委員会の対象をふやしたのだから、そこからも消防委員を選出するようにすべきだという意見も出ました。また、防災会議との関連で、消防委員会の権威を高めていくためにも、対象範囲は従来どおりでいいのではないか、との発言もありましたが、審議の結果、全会一致可決といたしました。

議案第一〇号は、日野市防災会議条例の一部改正であります。市長が任命とあるのを委嘱に、指名を任命に改めたことが主なもので、適切な用語にそして実態にあわせた改正であります。これに加えて新たに委員として、市内防災協力団体の役員のうちから市長が委嘱するものを含めた改正であります。防災会議の委員の中に市議会議員を入れるべきだという意見がありましたが、これは災害対策基本法に指示されているとおりの委員としていて議員は入っていない旨の答弁がありました。審議の結果、全会一致可決と決しました。

次に、議案第一一号は、日野市立地区センター条例の一部改正であります。新たに設立された百草三九〇番地の一の百草地区センターを別表一に加えるものであります。審議の結果、地区センターにおける管理委託要綱の運営については、時間など弾力的にするよう検討していただきたい、という付帯意見を付して、全会一致可決といたしました。

議案第一二号は、日野市立地区広場設置条例の一部改正であります。昨年この条例が制定されたときの市立さわがわ地区広場に加えて南平八丁目のくまんどう地区広場と日野二九八〇番地のなかい地区広場を別表に加えるというものであります。地区広場とは何ぞや、公園や遊び場との関係はなどの質疑を経て、地区広場についてのわかりやすくした統一的な見解を出すよう強い要望が集約され、全会一致可決といたしました。

議案第一四号は、日野市立福祉センター条例の一部改正であります。高幡福祉センターの設置場所を高幡六九六番地の一から高幡八六四番地の四に変更するものであります。高幡不動の境内から潤徳小近くの全農の土地への変更のものであります。質問に対し本格的な福祉センターは、高幡区画整理の中で考えて

ていくという答えがなされています。審議の結果、全会一致可決と決定いたしました。

議案第一五号は、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部改正であります。貸し付けの条件として、借りる本人が、この貸し付けの他の保証人になっていないことを加え、保証人は市内居住者だったものを都内居住者でいいとし、さらに、保証人の区市町村民税を前年度完納している条件を納期の経過している税を完納している点に改める。区市町村民税に都民税をも加えたものです。生活つなぎ資金貸し付けの運営状況についての質問があった後、全会一致可決と決定いたしました。

議案第一六号は、日野市立総合病院使用条例の一部改正であります。分娩介助料が日野市内居住者一胎三万五千円を四万五千円に、市外居住者四万円を五万五千円にするものであります。三多摩公立病院と著しく差があり、市内の医院からも指摘があっての改正であります。審議の結果、全会一致可決と決しました。

以上が八つの厚生委員会に付託された議案の審査報告であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○十九番（市川資信君）　ただいま委員長からの報告の中で、議案第一四号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についての説明の中で、もと高幡不動境内にあったものが潤徳小学校近くの全農連のところに建てたという報告があったんですが、あの用地は私有地であって、全農連の土地でないので一応議事録に記載されていると思いますので、きちっとしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　委員長として、そういうふうに話されたというふうに解釈して報告いたしましたけれども、理事者の方から確かめて答弁させていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　新しく移転する場所につきましては、全農連の北側の私有地でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　そういうことで謹んで委員長報告を訂正させていただきます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本八件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本八件について採決いたします。本八件に対する委

員長報告は原案可決であります。

本八件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七号、墓地使用条例の一部を改正する条例の制定、議案第九号、日野市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定、議案第一〇号、日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定、議案第一一号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二号、日野市立地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第一四号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第一五号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第一六号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第八号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定についての建設委員会の審査報告を申し上げます。

本条例の改正は、昨年の十月に可決された左横書き等整備に伴う特例措置に関する条例の制定にあわせて字句の整理と簡素化を行うものでございます。当委員会では審査の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一三号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第一三号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定についての建設委員会の審査報告を申し上げます。

本条例については、公共の場所等における自転車等の駐車秩

序を確保することにより、市民の良好な生活環境の維持と安全を図ることを目的とするものでございます。委員会では、新規の条例でもあり、審査の方法といたしまして、逐条ごとに審議をいたしました。なお、本件については、長時間にわたりまして審査をいたしましたので、質疑の主なものを報告をさせていただきます。

第二条関連では、大規模店舗等と小規模店舗等の定義に関しての質疑に対して、大規模店舗のとらえ方は地域によって多少なりと違いますが、本市の現在の状況では、三百平方メートルが妥当との答弁でありました。放置の定義に対して、道路交通法の駐車定義の字句の引用との答弁がございました。また、十二条関連では、二カ月後には廃棄処分することの問題点に対しては、廃棄物処理法の立場でとらえているので、違法性はないとの答弁でございます。また、十四条から十八条に規定してあります有料に対しての答弁でございます。現在の状況では有料化を当てはめる施設はないが、パーキングポストですか、この問題については、五年後には例の高幡駅周辺のですね、市に移管される可能性もあるという予測をできるものを規定したいということでございます。また、駐車場は、各駅の至近距離に設置していきたいが、至近距離の場合は、有料もやむを得ないと考えているとのことでございます。二十一条関連では、民営駐車場の育成に対する税金の補助額はどのくらいかの質疑に対して、固定資産税、都市計画税をあわせた額のおよそ二倍との答弁がございました。なお、意見、要望といたしまして、現在の無料駐車場を継続してほしい。有料化になった場合は、利用者とのトラブルのないようにしてほしい。また、市営駐車場の看板は見やすいものをつくってほしいなどがありました。採決の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一三号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第三二号、準用河川の指定、議案第三三号、市道路線の一部廃止、議案第三四号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第三二号、準用河川の指定について建設委員会の審査報告を申し上げます。

本議案については、管理体制確立のため日野七七五番地先から日野一二番地先までの五百七十メートルを指定するものであります。委員会では現地調査を実施いたしました。質疑の主なものは準用河川指定のメリットに対し、国庫補助の対象になるとの答弁がございました。また、できるだけ準用河川をふやすようにとの要望がありましたが採決の結果、全会一致原案可決と決定いたしました。

引き続きまして、議案第三三号、市道路線の一部廃止についての審査報告でございます。

本議案については、宮子一号線、多摩平四十五号線――これは場所はもとの豊田駅前の都営のところでございます。その場所の南北の道路を廃止するものでありまして、委員会といたしまして現地調査を実施し、審議の結果、全員一致原案可決と決定いたしました。

次に議案第三四号でございます。市道路線の認定について審査報告を申し上げます。

本議案については、日野本町一号線は二十小新設に伴う周辺の道路整備でございます。また、日野八十八号線外五路線については、道路の移管を受けるためのものでございまして、委員会では現地調査を実施し、審議の結果、全員一致原案可決と決定いたしました。

以上三議案、審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三二号、準用河川の指定、議案第三三号、市道路線の一部廃止、議案第三四号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第三五号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第三五号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価についての建設委員会の審査報告を申し上げます。

本条例については昭和五十八年度に共済事業を運営するために必要とする事務費を加入者から賦課徴収するための条例でございます。当委員会におきましては、慎重審議を行い全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三五号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件は、原案のとおり可決されました。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長登壇〕

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　一般会計予算特別委員会の審査報告を行います。

委員会に付託された議案第二四号、昭和五十八年度一般会計予算は、歳入合計歳出合計ともに二百四十六億七千二百三十万六千円であります。この予算案を議会運営委員会で決定された日程二十三、二十四、二十五日に加え昨日二十九日も午後九時近くまで行い、各委員が熱心に審議いたしました。（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）この予算についての意見は各会派の代表によって、この本会議で発言することにいたしました。質疑の主なものを挙げますと、歳入では、一般児童館と児童センターの違い、前倒しという言葉の意味、地方道路譲与税対象道路の延長と面積、地方交付税の説明、高圧線下の補償、国、都の負担補助の今回の状況、法人市疑税の見直し、市民プールの利用など歳出との関連を含めて数多くの質疑が行われました。

歳出の総務費では、市庁舎連絡便と市内循環バス、投票場の車いす対策、○・一平米運動など緑化対策について、電算化について、環境緑化基金について、七生公会堂の市外の人の利用について、臨時職員の雇い上げについて、市役所の応対の悪い点について、モノレール計画について、表彰制度の不備な点の指摘など、多くの質疑がありました。教育費については、教育長より主な点について説明があった後、学校区の変更検討について、学校長と給食作業員の給料の比較、中学校の給食につい

て、言語訓練士の対策について、三中問題の展望、埋蔵文化財、特に万願寺区画整理の中のものについて、南平体育館駐車場へ行くための道路の新設、青少年健全育成について、図書館の分館、児童館について、学校警備の機械化について、課外クラブ活動、非行化防止など多くの質疑がありました。民生費では手話通訳、手がき電話について、障害者の共同作業所、判例の出た戦没者追悼式について、老人理美容券の今後について、老人憩いの家の建設について、地区センターと自治会館の関係、自治会への補助、老人農園、婦人センターの運営、高齢者対策協議会のメンバー、学童保育指導員の正職化に関連して、ふとんの乾燥は日光干しをやるべきだという主張、不良化防止のための児童委員の活動と指導についてなどを中心に多くの発言がなされております。衛生費については、公営の斎場について多くの発言があり検討していきたいという市長の答弁が得られています。あわせて市営火葬場についての多くの質疑がありました。このほか航空機騒音の調査、高速道周辺の騒音対策、各種健康診断、し尿委託料の下がったことなどの質疑が行われております。農業費の中では、土曜市、サンザシなど農業振興についての質疑がありました。土木費については、清流フィルター、稚魚の放流、豊田南再開発について、程久保の町名地番整理の見通し、自転車置き場について、堤防兼用道路専用図面作成について、床上浸水対策などについての質疑がありました。このほか労働費、商工費、消防費などについても若干の質疑がなされております。

最後に行いました総括質疑の中で、職員や行政委員への女性の登用に関しての質疑、職員定数、人件費について、学童クラブ指導員正職化のメリット、土木事業の抜本的な施策について、バス路線、電算化、渡し船、東光寺河川敷グラウンド、職員の議会への対応の向上について、予算書作成に関してなど貴重な質問がなされています。

以上の質疑を経て採決に入りました。その結果、二四号議案、昭和五十八年度一般会計予算は、全会一致可決と決定いたしました。以上簡単ですが報告といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　四点質問をいたします。

もし議題になっていなかったり、あるいは委員長でお答えにくいというような場合には、担当者にお答えをいただきたいというふうに思います。

第一点は、日野市の職員の給与のラスパイレス指数は、現在どのくらいであるかということ。恐らく相変わらず百十五を超えていると思うんですが、当然国の方からこれを低くするためにいろいろな方策といいますか、指導を受けているんではないかと思うんですけれども、どのような具体的な指示を受けているかということが第一点。

第二点は、総務管理費百七ページですね。市役所連絡便ですけれども、いまちょっと、この問題についても審議がなされましたというふうなことでございましたけれども、七百九十万からの予算が計上されていると、昨年は七百六十万でしたから、約三十万円のアップであるわけですけれども、実は、このことにつきまして、連絡バスがなくなり、京王路線バスに変わりますというふうなパンフレットといいますか、これが配られているわけですね。この配られたパンフレットとこの予算案との関連といいますか。この辺がどういうふうになっているのかということ、これが第二点です。

それから、第三点は、やはり総務費ですけれども、この特に広報広聴費、あるいは統計調査費の中をよく見たんですが、市民の意識調査といいますか、そういうものをするというふうな項目が全然見られないですね。どうしてかと申しますと、昨年基本構想がつくられました。これに基づいて当然直ちに長期計画、あるいは基本計画というものをつくらなければならないと思うわけでありますが、それについては、当然市民の声を聞くというふうなことが必要ではなかろうかと思うので、恐らく当初予算にこれが盛られるであろうというふうに私は判断をしたわけでありますが、それが見られない、この辺についてはどのようなお考えであるのかということ。

第四点は、都市計画費三百五十五ページですか、十五の工事請負費、仲田緑地の整備として五百九十八万円計上されております。これは多分農林省跡地の払い下げ前の一時使用といいますか、そのための予算だと思うんですけれども、これはどの程度の広さをどのように整備をするのか。いつごろから工事に取りかかり、いつごろから使用できるのか。その管理方法等はどのようになっているのかということ。以上の四点をお尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　馬場議員の四点の質問でありますけれども、二点目の市役所連絡便についての質疑は多くありましたけれども、予算書との関連では、質疑はたしかなかったと思っております。加えて一点目のラスパイレス指数についても、三点目の広報広聴に関する市の意識調査についても、さらに四点目の仲田緑地についても予算委員会における質疑・答弁はなかったと記憶してますので、執行部側でお答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　第一点のラスパイレス指数についてお答え申し上げたいと思います。

現在のところわかっておりますのは、五十六年度のラスでご

ざいます。百十六・四かと思いますけれども、そういう状況の中で、国よりも十六・四ほど高いという状況の中での努力を今後重ねていくということになっておるわけでございますけれども、昨年の夏以来、東京都、もちろんその背後といいますか、もともとは自治省等の指導が東京都を経てまいっておるという状況でございます。三年間、五十八、五十九、六十という三年間におきまして、東京都並みにしてまいる、こういうふうな各市、各市といいますのは、指導を受けましたのは、十二市ほどでございます。日野市もその十二市の中に入っておるわけでございますけれども、三年以内に東京都並みのラスに順次近づけていくという努力をしてまいる、こういうふうな計画というものを立てまして、それに沿いましてラスの改善というものを図っていくということになっておるわけでございます。そういう指導がございました。第一点は以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　第二点目の市役所連絡便の七百九十五万九千円の件でございますが、これにつきましては、議員の皆様方に連絡バスがなくなり、京王バス路線に変わりますとこういうことで御案内を差し上げてございます。この便につきましては、連絡バスは日曜日本庁舎から旧庁舎まで運行します。日曜日以外の月曜日から土曜日については、市役所の方で随時使用目的によって使う。こういう措置でございます。これは今年度限りとこういうことでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　三点目の基本構想と意識調査の関連についてお答えいたします。

いわゆる市民の一人一人の意識調査という形ではなくて、各種百人委員会とか、いろいろ委員会を構想しております。その委員会の中での御意見等を聞き、その上で意識調査にかかるということです。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。

第四点目でございますけれども、仲田緑地の整地工事でございますけれども、面積といたしましては一ヘクタール、ちょうど百メートルの真四角の面を予想しております。それと工事でございますけれども、工事はまず、工事を行います前に、大蔵省の方からこの土地を買収するまで一応暫定的に借りるということになっております。それで現在大蔵省の方と借りることにつきまして、交渉をいたしております。したがいまして、この交渉は、でき次第工事に入っていくということになろうかと思います。工事の内容はブルドーザーで面を整地する程度にとどめるということでございます。運動をしても危なくない程度の整地を行うということで予定をいたしております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　失礼いたしました。管理方法でございますけれども、管理方法につきましては、特に市が管理をするということではなくて、ここをお使いになる方々、特に地域の自治会の方々に主体として管理をしていただくというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　第二点目の市役所連絡便のことが、よく私了解できなかったんですが、このパンフレットによるところの四月三十日をもって連絡バスを廃止するというのは、具体的には廃止ということではないわけですか。そして、京王バスとはいままであった連絡バスとが一緒に日曜日は片方のバスが走り、ウイークデーには、京王バスが走るとか、たとえばそういうふうな形でやるんでしょうか。もう一度その辺のお答えをいただきたいということ。それから、とりあえずそれだけじゃお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　それではお答えします。

○総務部長（伊藤正吉君）　一応市役所の京王バスの路線が変わりますという印刷物がお手元に届いておりますけれども、四月三十日までは路線バスとそれから市役所の連絡バスが動くわけでございます。五月から一応連絡バス一本やりになると、それで、連絡バスはこちらの別表に書かれてございます点線と破線がウイークデーの場合には、この両方向で運行されるわけですね。日曜日になりますと、この点線の運行だけしかないわけです。そういたしますと、旧庁舎から新庁舎へ来るバス路線はございませんので、その間をこの連絡バスを使う。それ以外の連絡バスの使用は、月曜日から土曜日は普通の市役所で一般のバスの貸し出しに応じまして貸し出しをするとそういう内容でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　ということは、このパンフレットによりますと、無料バス券を発行いたしますというふうなことが書いてあるんですね。当初予算に掲げてある七百九十万ですか、この金額というのは、この辺も含めた金額であるのか、あるいはまた、さらに補正予算等を組んでこの無料バスのためのお金を出さなければいけないのか、その辺がどうなっているかということですね。それとこの無料の券ですね、この券は言い方は悪いかもしれませんけれども、悪用をされますと、役所に全然関係ない、役所には用事はないけれども、私役所へ行くんですというような形でどんどんもらっていってしまって、本来お金を払ってバスを乗るところを無料で行ってしまうというようなことが十分考えられると思うんですね。その辺の対策は、どのようにお考えになっているか。以上お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　市役所連絡便のこれにつきましては、この範囲で委託契約を京王帝都と結んでございます。それで、すでに半年分のあれにつきましては、先般の議会で補正予算で議決をいただきましたので、その中で、買い求めてございます。それから、回数券の不正使用とこういう形は私どもの方も頭が痛いわけでございますけれども、これらにつきましても、本人がそれぞれの場所に行きまして、一応申告をしてノートならノートに記帳していただいて、その使用目的そういうものを書いていただいて券をお渡しするとこういう形になりますので、あと市民の皆さんの良識に待つしかないんじゃないかとかように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　その点は結構です。第四点目の仲田緑地の件ですが、これから大蔵省の方と交渉してお借りをするんだというふうなことですけれども、大体目安としてはいつごろから借りられるといいますか、できそうな目安があるかどうかということこれをお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　これからということではなくてもうすでに交渉に入っております。したがいまして、交渉が成立次第ということになるわけでございますけれども、現在の段階では、まだ大蔵省の方からいつから貸すと、対応するというふうなことは返事をいただいておらない段階でございます。引き続きまして交渉を重ねていきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　秋ごろまでには何とかなりそうですか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　できるだけそのように努力していきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　歳入についてお聞きしたいんですけれど、市長の施政方針によれば来年度はなかなか苦しいだろうから、横ばい歳入といいますか、市税等はそういうふうなことでそう伸びを見なかったというようなお話だったんですが、この中で、ところが、法人税がことしの三月末の補正予算によれば、この議会三十八億七千七百二十八万四千円の歳入見込みになっておる。ところが、五十八年の予算では三十四億二〇％というか約四億ですね、三十四億八千三百十七万五千円、約四億円も低く見積ってある。過少見積もりになっている、これに対して横ばいと言うならば、五十七年度の税収と同じ程度見込むのが当然ではなかろうか、こう思うわけです。その点の審議がどのようにされたか、第一点。

　第二点は、国庫支出金であります。五十七年の国庫支出金は

二十三億六千七百万三千円であります。ところが今度は十九億七千九十七万七千円、これも大変な歳入の減であります。本来国庫支出金が大幅に減るということは、横ばいですから考えられない。よほど何か事業でもしないとか、義務的経費すら減っている。交付金すら減っている。この減額理由というのは何であるか。国の方の自治省の歳出の報告によれば、自治省は約四兆六千億円も地方の市町村や自治体に支出すると、交付するということを明らかに発表しております。ですから、人口割りからいっても日野は、どんなに少なくても六十億円程度は国庫支出金が入っていいわけですが、たった十九億円去年よりも二〇％も歳入の減が行われている、この理由はどういうところからきているか、実に情けない質問ですが。

　第三点の道路譲与税、自動車重量税等いわゆる道路関係に使うべき歳入が四億六千万ある、これに対して歳出の方はほとんどこれに見合う人件費、土木課の課長だとか係長とか、清流の職員の給料も入れても恐らくこれに追いつかないんじゃないか、こんな気がするわけで、これは交付金ですから、補助金ではありませんから、これらの歳入、この歳入はふえております。これは当然なんです、国民が自動車を余分に買えば必ず税金を納めますからふえるんですけれど、この国庫支出金が大幅に減った法人税は去年よりも四億円も減額で、過少歳入の見積もりが出ている、この点はどういうふうにしてそのようにしたのか、審議をされたかを教えていただきたい。以上歳入についてであります。歳出についてはちょっとまた幾つか、三点か四点申し上げたいと思いますが、お答え願います。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　古谷議員の一点目の法人税、二点目の国庫支出金、三点目の道路譲与税について若干の質疑はあったと思いますけれども、いま古谷議員が言われたような内容についての審議は行われなかったので、執行部側からお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　ただいまの御質問の第一点の予算書では十ページでございますが、市税のうちの二目の法人税、御指摘のとおり数値におきましては間違いございません。本年度三十四億八千三百万円の計上をいたし、昨年度と比較しますと、この予算書におきましては、三億六千五百万円増と相なっておりますけれども、御質問ございましたように五十七年度の最終予算は、三十八億七千七百万円でございます。確かに最終予算から比較いたしますと、ここに計上しておりますところの法人税の収入は減額と相なっておるわけでございます。どういうわけかという御質問でございます。この法人税の算出につきましては、いろいろむずかしゅうございまして、私どもの担当といたしましても頭を痛める点でございます。なぜならば

まだ決算期が到来しない数値をにらむわけでございますので、非常にむずかしゅうございます。私も市内のいわゆる大手と称します会社にお邪魔いたしまして、法人税の状況等をお聞きいたしました。担当といたしましてもお聞きをいたしておるわけでございますが、なかなか企業の方では正確にお答えがなかなかちょうだいできません。しかしながら、いわゆる目標といいますか、つかみ方の指針といいましょうか、大ざっぱにこんな程度になりますというような情報は提供をしていただけるわけでございますが、なかなか正確なものはつかめません。そこで、会社側の言い分、それから、産経新聞などいろいろな情報をつかんで計上いたすわけでございますが、市内の大手の会社で若干その五十七年度よりダウンする予想が立ちましてそこで、ここに減額の計上をいたしたわけでございます。十月決算につきましては、すでに決定をいたしておりますが、本年の三月並びに四月の決算期で確定するわけでございますが、そういう状況から、五十七年度の歳出予算よりも四億の減を計上いたしたという理由でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　二点目の国庫支出金と三点目の交付金についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり国庫支出金総額におきましては、減でございます。パーセントにいたしまして、一三・九％減少しているわけです。（「当初予算ですね」と呼ぶ者あり）はい、それで、その減の主たる理由と申しますのは、提案のときにもちょっと御説明申し上げたと思うんですけれども、老人福祉負担金が、いわゆる老健法の改善によりまして、一般会計から引き抜かれまして特別会計の方へいったためにここの項だけで五七・九％の減になっております。でありますから、総体的な感触といたしましては、この減による影響が大きいというふうに私どもは理解しておるわけでございます。

それから、三点目の交付金でございます。確かにこれも御指摘のとおり四億数千万の交付金が入るわけでございますが、予算書の五百二十三ページの当初予算比較等を見ますと、土木費につきましては、前年対比で三八・五％増、要求額財政サイドから申しますと、主管課の要求額ほとんど満たしている計上をしておるわけでございます。その中で、確かに財源としては、まだ余裕があるわけでございますので、今後の対応の中で考えていきたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　加藤部長は非常にかたい性格ですから、この税金というのは間違いなく入るものですから、四億円少なく計上しておいて、後でどうですと、よかったでしょうと言えるだろうということで恐らく計上されたと思うんです。これはいいと思うんですが、国庫支出金、これはもう本当に幾

らでももらえる、これは四兆六千億円以上政府は市町村に支出金を補助金で出すわけです。地方交付税とは全く関係ない。正直いいますと、十兆円、十兆円出している、このうちの半分を都道府県の方へ回すとすれば、市町村に半分くる、五兆円はくるわけです。それからいけば六十億以上当然全国平均とすれば入っていいわけで、努力が足りな過ぎる。こういう点は強く私どもは予算委員会で指摘しなきゃいけないと思うんです。とかく予算審議のときに歳出ばかり目を見る人もおります。これは間違いで、月給が入ってこそ生活がある。収入が入ってこそ市の市政がある。収入という問題を抜きにして論議するのはおかしいので、まず歳入の問題をお聞きしたわけですが、第二点として大体歳出の場合は市民が何を要望しているかということで、歳出の審議をしなきゃいけないと思うんです。個々のものを何とかかんとかということも大事かもしれない。もう一つはこの基本方針だろうと思うんですが、今回とにかく老人憩いの家とか市民会館これは全く遅いんです。十五万もある都市でないところなんか全国にないでしょう。五年から十年おくれた。でもいいでしょう。今度つくるから、十年おくれましたとわびりゃいいんですけれども、まず第一にお聞きしたいのは、市営住宅について何も予算に出てない建設費、つくる意思がない。これは、実は昭和五十年、森田さんが市長になられたときには四百二十四戸あった、日野市の市営住宅が、四百二十四戸、そのうち斉野さんがおつくりになったのもあるし、古谷　栄、有山さんがおつくりになったのもあります。私は三百六十戸つくった。用地も買い建物もつくった。ところが、いま四百二十戸減っちゃった。減っちゃったんですよ、これ。だから、この辺でいま財政が豊かになったんだから、少しは市営住宅なんかに回さなきゃおかしい、だけど全く出してない。本人が、住宅の方は自分がお持ちですから、別に必要ないと十年間ほっておいたと思いますけれども、この辺でつくるのが当然だと思うので、予算委員会で当然審議されべきだと思うんですが、その点をまず聞く、第一点。

第二点、ここに緑と文化都市と書いてある。第二点は、去年私はお願いしておいて、市長も考えます、考慮しますと言っておったんですが、すぐ清流というわけにもいかないんだろうから、二百万ばかりでいま検査してます、汚水の汚染度を、日野じゅうを流れている用水の川、ところが、いま日野用水しかやってない。豊田用水もやってない、向こうの平山の方の用水も高幡の用水もどこもやってない。たった二百万ぐらいなんだから一応各用水ごとに検査をしたらいいだろうと言ったところが、ひとつもことしは予算がふえてない。この点は一体どのように審議されたか、理事者と委員長に聞きたいんですが、第二点ですが。第三点の問題は、予算で東京都知事の鈴木さんは大変に教育に熱心であります。そこで、特に私立学校の幼稚園対策と

して、ことしはとにかく二千五百円一人当たりの補助金を出す、こういうふうにしたわけです。当然市町村はそれに同じ額プラスするということになっております。ですから、五千円になるのがあたりまえですが、三歳児について鈴木さんは千五百円出しましょう、補助金を。だから、市町村もひとつやってくれと、いままで全然やってなかった三歳児に日野は。実におかしなこと、子供の教育に不熱心きわまりない予算を組んで、それに賛成する人もいたんです。ところが、これはおかしなことで、千五百円東京都が補助金くれるんです、三千円にしなきゃおかしいんです。こういうところはどのようにして逃げたのか、私なんか常識に考えて、だれ考えたって東京都が半額出しますから、市も半額出してくださいと言えば千五百円ですから、三歳児は三千円になるわけです。なぜしなかったのか。その点もひとつお聞かせ願いたい。特に日野の町でみんなが要求しているのは住宅もそうですけれども、生活道路なんです。生活排水。これについての予算がほとんど出てないので、基本計画というのは、去年に出してくださったわけですから、これ、ひとつもこれはもとに書いてあるんです。一番最初に。「緑と文化の市民都市」これはいい標語ですよ。だけども標語だけじゃ困るので、その点の審議はどのようになされたか。この点をひとつ余りたくさん言いますと忘れっぽく、われわれも忘れっぽいし、答える方もお忘れになる場合がありますから、一応これだけ聞いておきます。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　市営住宅については、川原付住宅について若干の質疑がありましたけれども、新しく建設せよという方向での審議は行われませんでした。

それから、二点目の清流の調査でありますけれども、それについての要望は、委員の中からあったと思います。要望に対しては、前向きで検討するという程度の答えで具体的なものはなかったと思います。

三歳児補助は千五百円、これに対して市でも千五百円出せというような意見も質疑も確かになかったと考えます。

生活道路、排水については、具体的に幾つかの要望が出されております。委員会としては、その程度でありますので、これ以上の答弁については、執行部側よりお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般会計予算特別委員会においての御審議の指摘事項につきましては、先ほど委員長から報告がございました。私も審議期間中、終始質疑あるいは御意見を十分承っております。

それで、最初の市営住宅につきましては、かねて議会でも申し上げておりますとおり、建てかえによって数をふやしたい。

現実にありましたのは、宮の木造平家住宅を鉄筋化四階建てにいたしまして、そして、もう一棟あと区画整理後、つまり建ぺい率指定が直った時点で、もう一棟建てる。それから、自来引き続いて向川原の市営住宅の建てかえをしたいということに取り組んでおります。一団地開発という必要がございますので、進入路整備並びに共同処理場の整備とか当然必要であります。いまその進入路がないということが、事業の進捗し得ない一番の隘路となっておりますので、用地買収を行って進入路の整備をするということを取り組んでおるところでございます。私も事務当局を督励いたしまして、市営住宅は引き続き改築によって数を倍増すべきである。しかもとぎれないように続けたいわけでありますが、都市計画上のあるいは建築指導上の特に進入路、それから共同処理場、これが都市計画決定をまた経なければできない一面もございまして、多少手間取っておりますが、事態は市営住宅をふやして、そして市民要求にこたえる、大変重要な課題だと思っております。市営住宅につきましては、つまり住宅建設につきましては、国の手当ても大変厚いわけでございますし、市営住宅を建てようという意欲を持っているのも日野市としては、一つの特徴だとこのように考えまして、今後一層の努力をいたします。

それから、この用水等の水質検査、これは用水というのは時期によりまして、また、場所によりまして非常に不安定でございますから、多摩川、それからつまりそれぞれの本流になります浅川、多摩川の調査をいたしまして、そして、とにかく基準値に対し、その汚染度がなるべく減少するように努力をする。これは土木費の内容の特に下水道並びに都市下水、それから用水の改修、これらすべてそれにかかわる予算であります。

それから、この私学援助という意味で幼稚園の父母負担の軽減を行っております。東京都も大変配慮厚く、ことしは四歳児、五歳児それぞれ千五百円、五百円のアップになります。私どももそれに伴って、それぞれ五百円のアップをいたしました。この日野市の水準になってるのは、四歳、五歳につきましては、都下最高だというふうに自負をいたしております。それから、三歳児につきましては、これまでどちらかといいますと、日野市の場合は公立幼稚園を持っておりますために、公私の格差という形でいろいろな市民要求を受けております。したがって、四歳、五歳つまり一般的な就学に近い年齢におきまして手厚くした、こういう考え方でございまして、三歳は、ことし初めていままで対象にしていなかったのを三歳も事業として始めた、開始したとこういうことでございます。そのようにひとつ御理解をお願いをいたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から第四点目の生活道路、あるいは生活排水路に対する予算の関係につき

まして、お答え申し上げたいと思いますけれども、ただいま市長の方からの答弁の中で、若干お答えがなされておりますけれども、御指摘のように、昨年の決算委員会のときにも強い御指摘がございまして、私どもも地域の生活道路の拡幅改良、あるいはまた下水道完備までの生活排水路の整備、これらにつきましては、現在の状況の中でできるだけの努力はしておるわけでございまして、総括的に申し上げまして、五十八年度の予算の中で、道路新設改良費につきましては、三億四千万ほど予算をお願いしておるところでございまして、数値的に比較いたしますと、この道路新設改良費そのものが、昨年度比で七四・五%ほどの伸びになっております。それからまた、河川の関係の新設改良費、これは主として水路改修などでございますけれども、浸水などに対する老朽新設改良個所、これなども含めまして、総括的に申し上げますと、五十八年度のお願いしております額が三億五千四百万ほどでございます。それに対しまして、昨年度当初予算でお願いいたしましたのが、二億九千万ほどでございますので、これらにつきましても、二一%ほど計上額としては伸びております。しかし、いろいろな形の中で、道路、あるいは水路の改修、特にまた下水路のない現状の中で、清い用水路そのものが排水路化しておるわけでございまして、そういうものの対策等につきましては、できるだけの手当てをしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひとも御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いまの市長の御意見ですがね。市長さんが市長になってから一年か二年そんなもんなそういうお若い市長さんなら私もいまの御答弁でなるほどなあと思うんですが、もう十何年もやっている人ですが情けない御回答をなさるので、ちょっと本当に申しわけないんだけれど、もう一回申し上げますよ。市長に当選されたとき四百二十四戸の市営住宅があったんです、もうすでに。ところが、きょう現在は四百二十戸しかないんです。これは事実なんです。減っちゃったということなんです。それで道路をつくりますからといって、十年間も前から道路がなきゃうちができないのはわかっている。そんなこと、初めからわかっている。共産党はよく詭弁を使いますがね。市長は余り使わない方がいいと思うんです。特にいまの私学の問題なんかもそうなんです。いま幼児教育は、日野市は私学に大変お世話になっておる。しかも、この補助金を出してすらまだ父兄負担は年に七万円も余分に公立幼稚園よりは多くかかっているわけなんです。負担しているわけです。こういう現実を踏まえれば公私格差で三歳児は千五百円出すのをよして五百円でがまんしてもらいましたというのは、私はどうも答弁としてはおかしいと思うんです。詭弁だと思うんです。それから、先ほどの汚水にしてもこれはやはり、日野用水、各用水

だきたいというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いまの市長の御意見ですがね。市長さんが市長になってから一年か二年そんなもんなそういうお若い市長さんなら私もいまの御答弁でなるほどなあと思うんですが、もう十何年もやっている人ですが情けない御回答をなさるので、ちょっと本当に申しわけないんだけれど、もう一回申し上げますよ。市長に当選されたとき四百二十四戸の市営住宅があったんです、もうすでに。ところが、きょう現在は四百二十戸しかないんです。これは事実なんです。減っちゃったということなんです。それで道路をつくりますからといって、十年間も前から道路がなきゃうちができないのはわかっている。そんなこと、初めからわかっている。共産党はよく詭弁を使いますがね。市長は余り使わない方がいいと思うんです。特にいまの私学の問題なんかもそうなんです。いま幼児教育は、日野市は私学に大変お世話になっておる。しかも、この補助金を出してすらまだ父兄負担は年に七万円も余分に公立幼稚園よりは多くかかっているわけなんです。負担しているわけです。こういう現実を踏まえれば公私格差で三歳児は千五百円出すのをよして五百円でがまんしてもらいましたというのは、私はどうも答弁としてはおかしいと思うんです。詭弁だと思うんです。それから、先ほどの汚水にしてもこれはやはり、日野用水、各用水の汚染度というのは見なきゃいけない。市長も御承知だと思うんですが、南平の体育館に私はこの前お伺いしました。あの体育館の前の川は臭いですよ、あれ、せっかく運動するような場所の前を臭くしておく、どうも体育館が泣くなと思って見ておりました。これは昔はちっとも臭くなかった。とってもきれいなところだったです、あそこは。こういうふうなときにやっぱり水質検査をしなきゃ、臭いものにはふただけしてればいいんじゃなくて、検査をして、みんな努力して、いまことしは三〇PPMだったと。来年の六月は二〇PPMにやろうというこういう努力を積み重ねなきゃいけないんです。一円もふやしてないんです、汚水の検査を。やっぱり検査しなきゃどこが一番悪いかわからない。どこから改良していっていいかわからない、こういうふうなやはり去年御指摘申し上げたのに入れてない。しかも予算委員会で慎重に審議されたんだろうと思ったんですが、委員長さんは、きっとお忘れになったんだと思うんですが、大して審議しません、なんていうようなことで、大変残念に思うわけです。余り長くなるとあれですから、あとは意見のときに申し上げたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　今回の一般会計予算案で、三中の過密解消に関する予算面での対応が非常におくれているようでありますが、過日私が一般質問した際、公団の用地の移管を受けて三中の過密解消対策として、この用地を活用せよ、という提言と質問をしたわけですが、その際の市長の答弁が事実と大きく反する答弁でございますので、その点をただし、さらに私の提言を生かして三中の過密解消の対策を予算面で積極的に対応していただきたいと思いますので、その点を委員長の御了解をいただければ、市長に質問したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　いま小山議員の質問でありますけれども、特に委員会での審査の報告として申し上げるよりも市長から答弁をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　それでは、市長に質問いたしますけれども、先般の私の提言に対する市長の答弁でありますが、公団との交渉、東京都の都市計画上の折衝、国に対するこれらの交渉を東京都を通じて行った経過があるということが一点答弁しております。さらに、昨年の五月か六月ごろ、このことについて十分当局に打診し、不可能であるという結論を明白にいただいている、こういう答弁もいただいております。そして、さらにいまの指摘は、われわれがすでに十分検討し、交渉済みであるので、いまさらそれを持ち出す回答はできかねます。こういう答弁もされております。そして、いろいろ調査をしてい

ただくのも結構でございますけれども、やっぱり行政の責任はわれわれが担当いたすことでありますし、助言をいただくのは結構でありますけれど、無理なことをいろいろ言われても困るわけであります。このように答弁されております。こういう答弁でありますが、私は、私自身も一応この件に関しては調査をし、確認したので、市が一生懸命とにかくやってない、取り組んでない、という前提で一般質問で取り上げたわけでありますが、市長がこのように自信満々にすでに交渉済みで明白に不可能であるという回答をいただいているという答弁をされたので、一応市長の答弁を尊重しまして、それ以上の追求というか質問をしなかったわけでありますけれども、その後、東京都に対し確認しましたところ、市長の答弁とは大きく違っているということを私は確認をとりました。したがって、先ほどのような答弁をされますと、私がむちゃなことを、無理なことをですね、見当違いの提言をしているというふうな、この議事録を読めばどの市民もそのように受けとめるわけであります。これは、私自身の名誉にもかかわることでありますし、この点を明白にしたいと思いますので、この確認したことは、東京都がこのように言っております。確かに話はありました。話はありましたけれども、それを具体的に検討するまで至らなかった。最終的にはうやむやになって、そして、あのテニスコートの用地だけで結構でございます。こういう形で終わっております。このように東京都では答弁しているんです。どこに市長の答弁の中にあるように東京都を通じて交渉を行ったとか、それから、不可能であるという結論を明白にいただいた明白にいただいたということは、かなり強い意味があるわけでありますけれども、その辺のところ、何を根拠に市長はそういう答弁をされたのか、ちょっとその辺のところをただしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　去る本会議の発言の中で、現在の第三中学に隣する相当面積の緑地を造成して、そしてそこに増築をすることはできないかと、そのことについて、いわゆる緑地問題をみずから都、あるいは住宅公団に調査をしたという、そして、その可能性のあり得るということを指摘をされました。私は、それに対するお答えとして、私どももそのことには一つの発想を持ちまして、当たるべきところには当たった結果、不可能であるということの確認をいたしました。食い違いの点があるとすれば、その点を調査はもう一遍やってみたいと思います。というふうにお答えをした記憶があります。その結果、私どもの一応の後追いをしましたところでは、新自由クラブの国会議員の方が確かにそのような問い合わせがあった、その前提には、一般的な緑地指定という範囲の緑地の利用のことであって、高幡、あるいは百草、いわゆる住宅公団の一団地開発の中の、しかもその緑地であるということについての二重三重の指

定である、ということの基本的なところが一つはずれておったということとらしいということがわかりました。したがって、私が申し上げたことにそうそごはなかったと。それから、調査をしていただいたそのお気持ちは尊重いたしますが、やっぱり不可能だ、という結論は現在でも同じであります。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　新自由クラブの国会議員が云々という件は、これはまあ建設省に対してのことだと思いますけれども、私は東京都に対しては、私自身がやっております。それで、私がいまここで問題にしているのは、可能であるか、不可能であるか云々を議論するんじゃなくて、私がこの神聖な議場で一般質問で取り上げたその答弁が事実に反するということを明白にしたいということで、私はいま取り上げているわけです。市長が明白にその不可能であるという回答をいただいたとか、そういったことを言うならば、いつ何どきどういう形でそういうふうなあれしたのか、それをはっきりしていただきたい。その事実を口先だけでいろいろ当たったとか、交渉したという形で答弁が済まされるんであれば、だれでも市長が勤まるわけです。また、そういう事実に反する答弁をされては困るわけでありますから、具体的に熱心にその件についてあなたが答弁されたような形で行ったというんであるならば、それは具体的な事実として、いつ何どきどこの東京都なら東京都のどの局にどういう形で折衝したのか、その結果はどういう形で不可能であるという結論に達したのか、その辺のところを明白に示していただきたい。それがなければ私としては、この答弁には納得するわけにいかないのであります。その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろとこの調査をしていただいて、そして可能性の打開をやっていただくということはありがたいことでございますが、私どもも日野市役所という組織を、それぞれの専門の部局を使いまして、そしてまたそれぞれの専門の部局に当局の専門局と折衝をしたとこういうことでございますけれども、あなたの調査を否定したとか、恥ずかしめたとかいう名誉を失墜したとか、そんなふうにはお答えをしたというふうには思ってないわけであります。いつ幾日というふうなことのお答えはできかねますけれど、結論といたしましては、そういうことでございますということで、御了解をいただきたいと思います。また、後日そういう機会をつくってもう一遍御理解をいただきたい、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　くどいようで恐縮ですけれども、市のりっぱな行政機関が、機関同士で交渉したというんであるならば、なおさらのことその交渉事実を明白にできるはずであ

ります。それで、いつ幾日したかということは答弁しかねますということは、一体どういうことなんですか。私は、今後の市長の姿勢にもかかわることなので、われわれが熱心に質問することに対して、事実に反するような答弁をされたんでは困るので、今後のこともありますので、そういう姿勢を改めていただきたいから、私はあえてしつこく追求するわけであります。市のそれぞれの関係部局を通じて交渉されたというなら明白にしたらいかがですか。何月にやったかということ、東京都は私に対して、やってないということを明白に言っているんです。違うというんであるならば、私と一緒に東京都へ行きましょうか。熱心に取り組んでないことをやってますなんていうことは、ほかの面にもたくさんあるわけであります。そういうふうな姿勢で、態度で市政の執行に当たってもらっては困るわけで、それをただしたいから、私はあえてきょうこのことを持ち出したわけであります。ですから、あの一般質問の時点では、もうすでに十分に検討し、交渉し、しかも、不可能であるという明白な事実をいただいております。いろいろ無理なことを言われても困ります、というこの答弁を市長は訂正していただけないでしょうか。その訂正できなければ、いつ具体的にそういったような不可能であるという明白な回答をいただいたのか、それを具体的に明らかにしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えが不徹底といいましょうか。そういうことで御理解がいただけないということだと思いますが、私どもの願望を持って調査をしたということもこれも事実でございますから、もし、あなたの調査とそごがあって、私の申し上げていることに不十分、あるいはあなたの調査に対し当たってなかったという部分があったらこれは訂正することにやぶさかではございませんが、いまその結論はちょっと出しかねます。したがって後日と言ったのはそういう意味でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　私の言っていることが正しかったかどうだかということではなくて、あなたはこの答弁のとおりにしているならば、何も後日の調査も何も要らないわけですよ。いままでの経過の事実だけを申し上げていただければ結構なんです。後で調べてどうとか、そういうことじゃなくて、市長自身が、関係部局を通じても結構ですが、正式に東京都に対し、この問題の可能性について交渉し、いろいろ検討して十分に検討した、ということを答弁しているわけです。その上で明白に不可能であるという結論をいただいた、ということですから、それがそうじゃないならば、そうじゃない。それはいまの時点で答弁できるはずであります。何かはっきりできない理由があ

るんでしょうか。私が言っていることと食い違うとか、違わないとかは別の問題として、市側がやってきた事実について明白に答えていただきたい、こういうことであります。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　調査をした結論は、私どもの偽らざる気持ちとして申し上げたような結果でございました。それに対しまして、あなたの調査の経路においては、まだ私の申し上げたこととそごがある、とこういう御指摘でございますから、私どもの方の至らない点があれば、これは訂正申し上げます、とこう言っているわけでありますし、そのことの結論は後日にお願いをします、とこう申し上げておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　そうしますと、十分に検討したというのは、いわゆる日野市内での調査といいますか、その上での結論がまた不可能であるというふうに受けとめられるわけであります。東京都の方は、まだ検討すらしてないんだからというふうな話がありました。ですから、私はそれで提案したわけでありますから、庁内だけで、いろいろ都市計画法とか、緑地保全の関係で不可能であるというのは、これは一応机上の考え方として、当然そういう結論になろうかと思うんですが、実際の法律の運用ということになれば、いろいろな可能性も出てくるわけであります。東京都はそれを示唆しているわけでありま

すから、私としては、今回この三中に関する過密の解消の対策に対する予算なんていうのも本当になっていない。もっと抜本的な形で取り組んでいただきたい。予算面でも十分に生かしていただきたい、このように思いますので、これ以上議論しても何かかみ合わないような気もしますが、私自身が、きょうの市長とのやりとりでは、十分に検討して調査したというのは、市庁舎内だけの問題であって、東京都に対してやってなかった、というふうに私は一応認識します。それに市長が反論しなければ、私はこの点について質問を終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　反論とまでは申しませんけれど、いままで言ったことでかなり尽きていると思っております。したがって、あと個人的にいろいろとまだ腑に落ちないことがあれば、これはお話ができる、とこう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　かたくなその姿勢ですね、それをぜひ改めていただきたい。だれが聞いたっていつ何どきどうしました、という明確なことが市長が答弁されてないでしょう。後の方で一生懸命やっているなんていう援護射撃するやじもありますけれども、私は決してそう思わない。一生懸命やっているなら堂々と私どもはいつ何どきこうした、こういう交渉した、こういう経過がある、堂々とはっきりとわれわれに示すことが

できるわけであります。それができないということは何を意味しているか、賢明な市民はよくわかります。今後そういったような姿勢で答弁に当たってもらっては困る。事実に対する、事実に基づいて誠意のある答弁を今後市長に求めたいと思います。そのことを強く強調して私の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　去る三月二十五日の一般会計予算委員会の開会中に、共産党の竹ノ上議員が委員会を欠席いたしまして、小学校の卒業式に参加をしておった。こういう話を私も聞きまして、委員会が一時中断をした。この辺の事情を、委員長からいま少し詳しく御説明を願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　いまの黒川議員の質問でありますけれども、その事実は竹ノ上議員も認めました。三月二十五日、たしか百草台小学校の卒業式に行かれて、わずかの時間ですけれども遅刻してきた。私の聞いている範囲では、議員として行ったのではなく、お嬢さんが卒業するということで、父兄の立場として行った、というふうに聞いていますけれども、それ以上についてはお答えできません。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　委員長として、欠席をするということはあらかじめ本人から相談があったのでございましょうか。それで、いま一つ議長にもお尋ねしますが、議長にそのことも相談があったでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　相談ということはなかったと思っております。ただ、あしたは少し遅刻しますよ、というようなことで言われていたことはあります。それで、そのときに父母として、どうしても卒業式に行かなければならないんだ、ということも言ったようなそれを聞いたような記憶があります。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　去る三月の三日に代表者会議での席上、また、翌日の議運での席上で、本会議中なので、小中学校への卒業式には議員は参加できない。事務局が一括して電報を打つように全会一致で確認をされているわけでございます。そのことは、委員長も当然代表者であり、議運のメンバーですから、私は当然知っていることでございますので、そのことが話があったときに当然私はとめるべきではなかったかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　いま黒川議員が言われたように、代表者会議及び議運でそういう話があったということは、私も記憶しております。一括して事務局

で祝電を打つということだったと思います。ただ、議員は絶対に行ってはいけないというような確認は記憶しておりません。ただしかし、私としては、行くことは望ましくないことだとは考え、あのとき竹ノ上議員にそれを制止しなかった、ということは反省しております。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　何か委員長に釈明を求めるような形になってしまって大変私も申しわけなく思っておるわけでございますが、いま、はからずも委員長の口からすべきじゃなかったという御意見でありました。先ほど申しましたとおり、代表者会議の席上で、あるいは議運での席上で、全会一致で確認をされ、意見統一がされている。このことが予算委員会の委員であるメンバーでありながら、守られなかった、こういう行為を一人だけ行ったということは、同じ議会人として非常に私は遺憾であり、重大な問題ではなかろうかと思うわけでございます。したがって、この議場において、当然本人からその間の釈明なり陳謝があってしかるべきだと思いますが、議長において取り計らいを御配慮をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　ただいま黒川議員の発言がございました。そういうことで、議長といたしましても、即決でこうしろと、こういうふうなことはしかねます。そういうことで、暫時議事を休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後六時二十五分休憩
午後八時四十五分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に黒川重憲君の発言によりました件は、代表者会議、当事者である議員と十分議長が御相談を申し上げまして、今会期中に結論を出すというか、善処したい、とこういうことでよろしゅうございますか。黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　ただいま議長からの御判断にお任せをしたいと思います。今会期中に決着がつくよう御判断をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　それでは一般会計予算特別委員長の登壇を求めます。

〔一般会計予算特別委員長登壇〕

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　先ほどから大分大ぜいの市民の傍聴者が見えておりますけれども、議会事務局でその傍聴者である市民に対して、爆弾を持っていないかと、こんなような発言があって大分憤慨をしております。そういう発言が議会事務局でされたのかどうか、確認をしておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　事務局長をしてお答え申し上げさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　お答えをいたします。

ただいまの発言いろいろありましたけれども、事務局でそういったようなことを申し上げた経過は一切ございません。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　私もまた聞きですから、議会事務局長から、そういった発言はないというふうに言われれば、そうじゃないんじゃないか、というまた私もその場にいたわけじゃありませんから、反論はできませんけれども、しかし、そういった不満の声が実際に傍聴者の中から出ていた、ということだけここで言っておきたいと思います。もし、そういうことが冗談としても、問題だと私は思うんです。やはり、市議会でもあるいは広報でも、市民の議会への傍聴はむしろ呼びかけているわけですから、そういう点では、日野市議会が、もっと市民に対して開かれた議会として、そういう意味での民主化を図っていくべきだ、こういうふうに思います。一言言っておきます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　質疑を続行いたします。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　議長、私の質問も、先ほどの黒川議員と同じことにわたる問題を取り上げて委員長にお聞きしたいと思っておりましたんですけれど、いかがしたらよろしいでしょうか。

私に指名がありましたので、じゃあ申し上げます。

先ほど黒川議員の質問で、日本共産党の竹ノ上武俊議員が、予算の審議を抜け出して卒業式に出たと、これは議運の申し合わせ及び代表者会議の申し合わせに反する行為である。委員としての職責を放棄した、また、議員として務めなければならない職務をも放棄した行為である、ということを私申し上げたかったわけであります。それで、先ほど委員長から竹ノ上議員は、子供さんですか、いて、その父親として出たということでありましたが、私は教育委員会に一つお尋ねをしたいと思うんですが、父親として行ったのであれば、当然父兄の席に座ったはずであります。公職者、つまり議員として出席したのであれば、来賓席に座ったのであろうと思います。どちらの席に竹ノ上武俊議員は座っていたのか、それを教えていただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

一般的に議員の方が卒業式、または入学式等に参列される場合には、学校長の方で、ほとんど来賓席の方に御案内する、こういうのが常識になっております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　竹ノ上議員は、来賓として、つまり来賓というのは議員として行ったから来賓になったのであって、その資格で卒業式に出たんだということがはっきりしましたので、先ほど委員長のおっしゃった子供さんが通学をしているからという父親としての立場ではなかった、ということですから、その点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

先ほど議長から、この問題は、この会期中にということであったんですが、私も先ほど代表者会議から私どもの会派の代表者が戻ってまいりまして、そういうふうに決まったんだ、ということを聞きましたんですけれど、すぐに会議が始まったものですから、私は私の意見を申し上げる時間がありませんでしたので、ここでいま言わせていただいておりますので、その点をお許しをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君にお尋ね申し上げますが、竹ノ上武俊君の云々ということにわたるんですか。

○十八番（古賀俊昭君）　ええそうです。

○議長（石坂勝雄君）　それだとすれば、議長としては、黒川議員と同一な扱いになる、といわゆる御理解いただきたい。こう思うんです。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　じゃあ一ノ瀬委員長に私は一つ聞きます。

委員長は事前に相談を受けたということを先ほどちょっとおっしゃったんですが、私は、委員長の性格からしまして、そのようなことはなかったのではないかと思うんです。というのは、一ノ瀬議員は非常に細かな囲碁をたしなまれる、一手一手先を読みながら慎重に物事を進めていく性格の方です。前回、大柄副議長が議長として一般質問を行っておられたときに、黒川議員の方から時間が長時間に及んでいたので、きょうはこの程度にして、みんな疲れているから終わってもらいたいと、明日に延期してもらいたい、ということを言われたときに、一ノ瀬議員はわざわざ委員会で決まったこと、つまり代表者会議、議運で決まったことはそのとおり行わなければならない、ということをあえてわざわざ発言を求めておっしゃいました。かように一ノ瀬議員という方は、物事の取り決め、決まりということをきちんと守する方であります。ですから、竹ノ上委員から申し合わせを破るような申し出があった場合、それを許すということは、私には考えられないわけです。真相はどうであったのか。ここで、一ノ瀬委員長が発言することは記録に残ります。日野市議会史上にいわゆる汚点を残さないようにはっきりした答弁をしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　先ほど黒川議員の質問にお答えしたとおりであります。繰り返しますが、私は竹ノ上議員からこのことについて相談を受けたことはございません。ただ、竹ノ上議員が、「あしたは少し遅刻する、

子供が卒業式なので、そっちに出る」というような話はしていたことは記憶しております。それに対して、私はどうこう言っておりません。先ほど申し上げませんでしたけれども、一般会計予算特別委員会の席上、竹ノ上議員が来ていなかったことは認めておりました。しかし、前日のそのことは全く相談したことでない、ということからかもしれませんけれども、全く忘れていました。竹ノ上さんは、どうして遅刻するんだろう、というようなことを考えて全く忘れていましたので、その点について委員の皆様方にも何のお話、報告もしなかった、ということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私の言わんとするところは、やはり先ほど黒川議員の発言の内容と同じでありますので、これは後に譲りたいと思います。一般会計の予算についてお聞きをします。

五十八年度の一般会計予算には、日野市に幾つかございます基金の運用状況というものが、記載をされておりません。これは別に基金運用状況というものは出ておりますが、当初予算に印刷をして付することは不可能であるのか。もし、その理由があれば教えていただきたい。

それから、もう一点、日野市の基金の運用の仕方なんですが、五十八年度は、この基金をいかなる形で運用して、どのくらいの額の利子を予測しているのか、その辺の数字をわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

基金運用状況につきましては、予算書を調整する規則の中に基金運用状況の付表をつけよというふうな規則はないわけでございます。基金の運用状況につきましては、通常、決算報告の中でお知らせするのが、普通の手続になっております。

それから、二点目の運用の様態でございます。基金の運用の実態におきましては、収入役室の方で、一、あるいは一年定期、あるいは半年定期、いろいろの基金の流れの中で、操作して運用していくわけでございます。それらにつきましては、利息につきましても、つまるところは決算の中で、平均利息どのくらいというような形で算出される形以外は、いまのところ表示する方法がないというのが現状でございます。ただし、三カ月ごとの議会ごとには収入役室の方から、いわゆる行政報告の中に、その運用状況等が報告される場合もあり得るわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　やはり年度当初の予算書に基金の額というものが載っていた方が、予算審議の場合に非常に私

はわかりやすいんじゃないかと思うんです。日野市にいまどれだけの貯金があるのか、三菱銀行にはどれくらい預けてあるのか、いろいろそれをもとに予算審議というものも私はやった方がいいじゃないかと思いますので、可能ならばぜひ来年度はつけていただきたいと思いますので、要望します。

それから、五十八年度金利が幾らになるかというのは、全く予想つかないんですか。基金の総額はおおむねわかっているわけですから、金利が大体どのくらいになるかというのは当然つかんでおられてしかるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

予算書の最終ページの方ですね。失礼いたしました。財産管理の部分にいろいろ基金の利子が挙がっておりますけれども、それらはいわゆる実績に応じて前年実績を踏襲して計上するわけです。ですから、なぜ利息がはっきりしないかといいますと、いろいろな利率のものに運用いたしますので、トータルとしての中でしか平均金利しか出てこないということですね。そういう事情がございます。

それから、もう一点の先ほどの予算審議の中で、いわゆる現在高があった方がという御指摘でございますけれども、今予算の審議の中におきましても、そのような質問がございまして、答弁いたしております。それらから利息につきましても、答弁いたしております。たまたま御質問なさった委員の方が議長さんであったんですけれど、そのような御質問がありまして、答弁いたしております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私が申し上げたいのは、つまりお金の運用の問題なんです。より有利な形でこの多額のお金を運用することによって、多くの金利が得られる、ということをやはり真剣に考えていただきたいと思うんです。ここ数年、自治省の指導によりまして、証券会社等の、ただ銀行に預けるだけじゃなくて、その現先というんですか、その運用によってどんどんお金を有効に獲得する道を自治体もさぐりなさい、ということを勧めておりますので、そのような手だてを現在考えておられるかどうか、検討しておられるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　ただいまの御質問でございます。収入役といたしましても、安全で有利な方法こういった中で、資金の運用を図っていくということでございまして、その金利の問題につきましても、ただいま現先ということもございました。それから、CTという一つの譲渡性の預金、こういったものにつきましても、大変金利がよろしいわけでございます。そ

ういうことにつきましても、五十七年度におきまして、すでにそういう方法を一部分実施しております。これは先輩の方がそういう方法をもって一つの方法で行ってきているわけで、私どもといたしましても、五十八年度につきましても、そういう方法を用いましてさらに努力していきたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　さっき古谷議員からも質問があったんですが、私が昭和五十七年の第三回の一般質問で、赤線の道路は、狭い道路は買い上げるようにということを一般質問でやったところ、細い道は十三万メートルもあるというわけですが、それで、市長はそのとき前向きに検討しますということですが、今回のこれを見ますと、道路施設改良費というのは、三億四千何万か出てますけれども、この公共財産購入費という、これは道路の用地を買うなんですね、それを見ますというと、五百七十二平米ということになってますね。これは坪数に直すと百七十三坪ばかりになるんだけれど、そうすると一間ずつ延ばして百七十三間ですね、これを二間幅にやると八十六間ぐらいしか拡幅ができないわけですけれど、こういうことでは……。それで市長はそのとき、区画整理のかかるところは区画整理でやるし、そうでないところはやりますというんだけれども、区画整理でないところが相当あるわけです。それを七十三間やそこらではとうていいつになっているかわからないわけですが、こういう方法をもって一つの方法で行ってきているわけで、私どもといたしましても、五十八年度につきましても、そういう方法を用いましてさらに努力していきたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　さっき古谷議員からも質問があったんですが、私が昭和五十七年の第三回の一般質問で、赤線の道路は、狭い道路は買い上げるようにということを一般質問でやったところ、細い道は十三万メートルもあるというわけですが、それで、市長はそのとき前向きに検討しますということですが、今回のこれを見ますと、道路施設改良費というのは、三億四千何万か出てますけれども、この公共財産購入費という、これは道路の用地を買うなんですね、それを見ますというと、五百七十二平米ということになってますね。これは坪数に直すと百七十三坪ばかりになるんだけれど、そうすると一間ずつ延ばして百七十三間ですね、これを二間幅にやると八十六間ぐらいしか拡幅ができないわけですけれど、こういうことでは……。それで市長はそのとき、区画整理のかかるところは区画整理でやるし、そうでないところはやりますというんだけれども、区画整理でないところが相当あるわけです。それを七十三間やそこらではとうていいつになっているかわからないわけですが、こういう方法をもって一つの方法で行ってきているわけで、私どもといたしましても、五十八年度につきましても、そういう方法を用いましてさらに努力していきたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　さっき古谷議員からも質問があったんですが、私が昭和五十七年の第三回の一般質問で、赤線の道路は、狭い道路は買い上げるようにということを一般質問でやったところ、細い道は十三万メートルもあるというわけですが、それで、市長はそのとき前向きに検討しますということですが、今回のこれを見ますと、道路施設改良費というのは、三億四千何万か出てますけれども、この公共財産購入費という、これは道路の用地を買うなんですね、それを見ますというと、五百七十二平米ということになってますね。これは坪数に直すと百七十三坪ばかりになるんだけれど、そうすると一間ずつ延ばして百七十三間ですね、これを二間幅にやると八十六間ぐらいしか拡幅ができないわけですけれど、こういうことでは……。それで市長はそのとき、区画整理のかかるところは区画整理でやるし、そうでないところはやりますというんだけれども、区画整理でないところが相当あるわけです。それを七十三間やそこらではとうていいつになっているかわからないわけですが、こういう方法をもって一つの方法で行ってきているわけで、私どもといたしましても、五十八年度につきましても、そういう方法を用いましてさらに努力していきたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　さっき古谷議員からも質問があったんですが、私が昭和五十七年の第三回の一般質問で、赤線の道路は、狭い道路は買い上げるようにということを一般質問でやったところ、細い道は十三万メートルもあるというわけですが、それで、市長はそのとき前向きに検討しますということですが、今回のこれを見ますと、道路施設改良費というのは、三億四千何万か出てますけれども、この公共財産購入費という、これは道路の用地を買うなんですね、それを見ますというと、五百七十二平米ということになってますね。これは坪数に直すと百七十三坪ばかりになるんだけれど、そうすると一間ずつ延ばして百七十三間ですね、これを二間幅にやると八十六間ぐらいしか拡幅ができないわけですけれど、こういうことでは……。それで市長はそのとき、区画整理のかかるところは区画整理でやるし、そうでないところはやりますというんだけれども、区

画整理でないところが相当あるわけです。それを七十三間やそこらではとうていいつになっているかわからないわけですが、こういう方法をもって一つの方法で行ってきているわけで、私どもといたしましても、五十八年度につきましても、そういう方法を用いましてさらに努力していきたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　さっき古谷議員からも質問があったんですが、私が昭和五十七年の第三回の一般質問で、赤線の道路は、狭い道路は買い上げるようにということを一般質問でやったところ、細い道は十三万メートルもあるというわけですが、それで、市長はそのとき前向きに検討しますということですが、今回のこれを見ますと、道路施設改良費というのは、三億四千何万か出てますけれども、この公共財産購入費という、これは道路の用地を買うなんですね、それを見ますというと、五百七十二平米ということになってますね。これは坪数に直すと百七十三坪ばかりになるんだけれど、そうすると一間ずつ延ばして百七十三間ですね、これを二間幅にやると八十六間ぐらいしか拡幅ができないわけですけれど、こういうことでは……。それで市長はそのとき、区画整理のかかるところは区画整理でやるし、そうでないところはやりますというんだけれども、区画整理でないところが相当あるわけです。それを七十三間やそこらではとうていいつになっているかわからないわけですが、こういう方法をもって一つの方法で行ってきているわけで、私どもといたしましても、五十八年度につきましても、そういう方法を用いましてさらに努力していきたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　さっき古谷議員からも質問があったんですが、私が昭和五十七年の第三回の一般質問で、赤線の道路は、狭い道路は買い上げるようにということを一般質問でやったところ、細い道は十三万メートルもあるというわけですが、それで、市長はそのとき前向きに検討しますということですが、今回のこれを見ますと、道路施設改良費というのは、三億四千何万か出てますけれども、この公共財産購入費という、これは道路の用地を買うなんですね、それを見ますというと、五百七十二平米ということになってますね。これは坪数に直すと百七十三坪ばかりになるんだけれど、そうすると一間ずつ延ばして百七十三間ですね、これを二間幅にやると八十六間ぐらいしか拡幅ができないわけですけれど、こういうことでは……。それで市長はそのとき、区画整理のかかるところは区画整理でやるし、そうでないところはやりますというんだけれども、区

画整理でないところが相当あるわけです。それを七十三間やそこらではとうていいつになっているかわからないわけですが、こういう方法をもって一つの方法で行ってきているわけで、私どもといたしましても、五十八年度につきましても、そういう方法を用いましてさらに努力していきたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　さっき古谷議員からも質問があったんですが、私が昭和五十七年の第三回の一般質問で、赤線の道路は、狭い道路は買い上げるようにということを一般質問でやったところ、細い道は十三万メートルもあるというわけですが、それで、市長はそのとき前向きに検討しますということですが、今回のこれを見ますと、道路施設改良費というのは、三億四千何万か出てますけれども、この公共財産購入費という、これは道路の用地を買うなんですね、それを見ますというと、五百七十二平米ということになってますね。これは坪数に直すと百七十三坪ばかりになるんだけれど、そうすると一間ずつ延ばして百七十三間ですね、これを二間幅にやると八十六間ぐらいしか拡幅ができないわけですけれど、こういうことでは……。それで市長はそのとき、区画整理のかかるところは区画整理でやるし、そうでないところはやりますというんだけれども、区

○市長（森田喜美男君）　委員会で明らかにその質疑がありお答えをいたしました。その考え方といたしましては、狭い道の赤線も含むわけですが、幅員の四メーターが一応道路規模の原則になっております。したがって、区画整理を行う予定のある地域そういうところにおきましては、これは直ちに金銭で買収というわけにはまいりませんが、その他の地域には買収という要素も考慮の中に入れて可能な拡幅はしてまいりたい。このようにお答えをいたしました。そういうことでございますから、かつ、過去に答えたことと全く同じでございますし、今後もその考え方で具体的な事例に応じて処理をしていきたい、このように思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　委員長にさらに質問しますけれど、市長は委員会にそう答えたと言うんですけれど、委員長は答えがなかったと言うんですけれど、それは後にしまして、それで、十三万メートルの狭い道が、たとえば区画整理に入らないところが二割としても、二万六千メートルばかりあるけれど、それを百七十三間だとか、そういうことでやって何年かかるんだか。それだからもっと市長は予算を取るべきだと思いますけれど、補正予算でもそういうことをやる予定があるかどうか。そういうことは委員会で審議されたかどうかその点。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　先ほどの市長のお答えで、委員会で答弁しているというお話でしたけれども、委員長としては、聞き漏らしたかもしれませんけれど、記憶していないので、そう答えざるを得なかったのであります。二点目の質問についても、高橋議員の質問と同じようなものは記憶してませんので、市長ないし部長からお答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではお答え申し上げます。

つまり道路の拡幅につきましては、いま市長の方からもお答えがございましたように、従来の赤道、農道ですけれども、そういうものが確かに市内にはたくさんございます。そういう中で、区画整理が予定されてない地域もございますし、今後、具体的に区画整理が予定されるというふうなところもございますけれども、一度に全部短期間のうちに改修していくということは、これは確かに不可能でございます。したがって、用地買収の可能な見通しがあるものについては、積極的に取り組んでいきたい、というふうに私どもも考えております。そういう意味で、今後補正があるかというお尋ねでもございますけれども、十分見通しがあるものについては、当然、今後補正措置もお願いしながら、前向きで拡幅には取り組んでいきたい、というふうに考えております。そういう点で、ひとつぜひ御理解をいただきたいと思います。なかなか用地そのものの取得が困難な状況がございますので、その辺の見通しを確実に立てないと、やはり予算化もできない。また、当然買収後に工事費そのものも必要になってくるわけですから、そういう点の関係もあわせまして、今後やはり道路の拡幅等については、いま私ども持っております土木課の精力を結集しまして、取り組みたいという覚悟だけは申し上げておきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　買収ならば応じるという人が相当いるので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。高橋徳次君。

〔九番議員登壇〕

○九番（高橋徳次君）　ただいま議長からお許しがありましたので、新政会を代表して、五十八年度一般会計予算案について意見を申し述べさせていただきます。

まず一般会計予算委員会において、その取り組む理事者側の基本的な姿勢を正していただきたい、ということです。これは先ほど黒川議員、古賀議員からも発言がございましたように、昨年においても同一問題が指摘され、本年もまた同様に、委員会中に市長が所用のためとはいえ、委員会の途中で退席したことは、委員会軽視であり、当初予算委員会の日程は三日間を決めておりました。それがいたずらに一日延長せざるを得なかった。これはまた当委員会のメンバーの一員である竹ノ上議員は、議会運営委員会の中の申し合わせ事項を破り、たとえわが子の卒業式とはいえ委員会に遅刻したことは、まことに重大問題であり、今後はかかることのないよう新政会として強く指摘しておくものであります。

さて、五十八年度の一般会計予算ですが、二百四十六億七千二百三十万六千円の歳入中、市税が六九・八％の予算編成の中で、歳出面で民生費が二二・一％、教育費が二〇・五％、総務費が一五・二％、土木費が一四・四％、衛生費が一〇・八％、公債費が一〇・一％、その他六・九％という五十八年度予算を見るに消費的経費主導型で、投資的経費の予算が非常に少ない。わが新政会では、この投資的経費がこの予算に生かされていない点を指摘しておきたい。日野市のような富裕団体では、市税が百七十二億円規模の都市においては、少なくとも積極的な社会資本投資に向けて予算を組み、少なくとも二百七十ないし八十、ないしは三百億の予算編成が可能であると思います。

近年三多摩二十六市において、人口沈静化の中で各市とも積極的に社会資本投資に取り組む中で、ただ日野市しみが、消費的経費に主体をおき市民の要望に答えていないと思います。たとえばその主たるものに土木費がある、本年は一九％と多少の伸びを見たが現在の職員数では予算増額の計上のみでは対応し切れない、少なくとも市民要望にこたえるのには発想の転換を図って事務事業の民間委託等をもって対応すれば充分に現職員で積極的に都市整備ができるはずである。私道の補助等も一〇〇％補助でやるべきであり、狭隘な道路の拡幅等も寄付のみを待ったのではなかなかこれは道を広げることは不可能である。これは市が買収に積極的に乗り出すべきである。それをしない限り、在来地域の道路、側溝等の整備はとても無理であると思います。また、緊急対策事業、たとえば水害浸水等の継続事業を単年度事業に切りかえるべきである。そしてまた学童クラブ

の運営に後退するようなことは許されない。また、町名地番の整理は今後とも積極的に進めてもらいたい。また、胃がん及び子宮がん検診等の市民要求にも充分こたえられる予算の編成に努めてもらいたい。

昭和四十八年十一月に第一種住居専用地域に用途変更したために現在の手狭で改修すら思うにまかせぬ火葬場になり、再建不可能である。これはとりもなおさず、この二十年間の行政の怠慢と言わざるを得ない。いわゆる都市計画法に基づく都市計画法決定の手続――近隣住民の同意のことをいいますけれど、十年間も放置し、何ら対策を講じ得なかったことも行政のミスとして指摘せざるを得ません。また、教育費の一般会計に占める比率も二〇・五％はきわめて僅少であるが、三中の新設校並びにその施設拡充と三沢中の来年度対策として、一般会計予算委員会において、緊急に臨時議会を開催して、その対応を図るとの教育長の答弁であるが、責任をもって学童及び父兄並びに教師に迷惑にならないよう万全の処置を講じられたい。

次に、市内循環バスの運行について市長の取り組みの姿勢に疑問を抱かざるを得ない。なぜならば、運行権を持つ京王バスとの折衝においても、非常に消極的で、陸運局等にその実現を今後要請するというが、本来バス事業は、採算性に見合ったものと、市民要望の中で、政治性をもつバス運行を図るものと二通りある。当然、日野市内循環バスは後者に属する、しからば、革新系の首長としてそれのみで京王電鉄首脳と直接交渉にそのようなハンディがあるにもかかわらず、一担当部課長にその責任を任せ、みずから労をとらないような姿勢で、このような重大な事業計画が達成できるはずがない。このような政治力を必要とする事業計画は、超党派で、われわれ保守系の議員を包含した中で、大きな政治力をもって交渉をもたなければ、実現はできるものではない。この点において市長は充分反省せられ、今後に向かって具体的に努力されたい。せっかくの市民会館、老人憩いの家等もろもろの施設をつくっても、そこへ行く足がないのでは、その建設の意義も半減する。個人市民税の伸び脳む今日、法人税の大きな収入増の中で、きわめて財政状況が恵まれる今年度予算ではあるが、財政力指数、あるいは経常収支の中で、刻々と忍び寄る財政収支に厳しい状況が今年度予算にも散見される。このような中で、今後行財政の運用に当たっては厳しくその姿勢を正し、行政改革に向かって健全な行財政運用を図ることをわが新政会は強く要望して、昭和五十八年度一般会計予算に対する意見とするものであります。以上。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

〔三番議員登壇〕

○三番（小俣昭光君）　私は、日本共産党日野市議団を代表いたしまして、昭和五十八年度一般会計予算案に対して、原案に賛成する立場から一言意見を述べます。

五十八年度の歳入面では、国の所得減税など六年間据え置かれていることもあるが、個人の市民税が歳入の三〇・七%を占めています。都支出金もことしは去年に比べて減額はされていないが、五十四年から五十七年まで補助金などの削減が積み重なって、保育園運営費、ホームヘルパー、教育補助金など四億九千九百五十三万六千円も減らされているので、理事者は、教育、福祉などの補助金増額を都などに積極的に働きかけていく必要があります。

次に、歳出面に入ります。福祉については、老人や障害者など弱い立場の市民への施策として、老人憩いの家の建設を初め、老人農園の増設、中央福祉センターの冷暖房の施設の実現、障害者福祉の充実のために市立病院内に障害者緊急一時保護の実施、重度障害者入浴輸送事業、手がき電話の設置など、児童福祉については、私立無認可保育園児の父母への補助金の増額、福祉法人施設改造費補助の限度額の引き上げ、学童クラブについては、指導員の正職化を喜ぶとともに、育成内容をさらに高めるために父母等への話し合いを進め、積極的に施策を行うこと。教育については、第二十小学校建設を初め、第一中学校給食室と食堂の建設など、また、言語訓練士派遣、教師用図書費、公私格差を少なくするために、私立幼稚園児父母に補助金の増額、三歳児についても新たに市の助成が始まりました。市民から待たれている市民会館と日野では初めての本格的スポーツのグラウンド施設として、仲田スポーツ公園も建設が始まるなど、教育、文化、スポーツなどにも積極面が見られます。町づくりの施策では、北川原公園用地、仲田緑地買収、緑の基金条例など市民の憩いや自然を守る施策、根川の改修も八年間継続事業として完了させ、用水路の整備と清流対策など前進が見られる。三億四千万円かけ、生活道路の新設・改良在来道路の拡幅、道路側溝の改修をすること、コミュニティー施策として地区センターの設置、地区広場の整備、自治会補助金の増額、市民参加の施策など、福祉、教育、町づくりの問題など、市民生活にかかわる施策は、どれも高く評価できます。さらに、一層施策を前進させるために、次の点を指摘いたします。

何といっても老人医療費一部有料化が制度化されたが、無料化の復活を国、都に強く要望する。多くの市民要望にこたえて市独自の対応施策も実現されたい。老人憩いの家、身体障害者福祉センターなど福祉施設建設については、住民参加で進めること、人口急増都市補助の削減に対し、国に復活するよう取り組むこと。また、三中、三沢中学校の当面緊急の条件整備に速やかに取り組むこと。非行対策には市の総力を挙げて万全を期することを要望します。ごみ行政や区画整理事業などこれらには徹底した市民参加での解決を望みます。

以上問題点も指摘しましたが、五十八年度予算案は、自民党政府の臨調路線締めつけの中で、住民要求を積極的に取り入れた予算案となっていることを高く評価して賛成いたします。

○議長（石坂勝雄君）　次に夏井明男君。

〔十六番議員登壇〕

○十六番（夏井明男君）　五十八年度予算案賛成の立場から、公明党を代表しまして、意見、要望を述べたいと思います。

一般会計の総額は、二百四十六億七千万円で、対前年度比五・五%の伸びとなっております。この中の本年度の新規事業として、福祉施策としては、老人憩いの家の建設、老人農園の増設、中央福祉センターの冷暖房設置等が進められ、また、児童福祉事業としては、私立無認可保育園の保護者補助及び市加算補助の引き上げ、さらには障害者福祉の充実、きめ細かい充実がかなり図られてきているわけですが、身体障害者、精神薄弱者への総合施設として、障害者福祉施設の基本設計、さらには障害児の緊急一時保護が前進しております。

また、学校関係の予算につきましては、第一中学校の給食室と食堂増築、七生中学校の給食室、さらに食堂の新設設計の予算計上が認められております。また、私立幼稚園の公私格差に対する助成には、東京都の施策に伴って四歳児、五歳児に対し、月額五千円に引き上げるような施策がとられております。

また、スポーツ関係予算におきましては、農林省跡地の交渉が関係部局の努力によりまして、仲田スポーツ公園を市民広場に開放する段階に至ったわけであります。さらに、市民に関心の高いところの駅前放置自転車対策におきましても、新たに条例の制定をし、その辺の周辺整備を進めているわけであります。

また、緑化推進施策としましては、残り少ない市内の樹林地を保護して、緑地の確保を図るための新たな基金制度を設けて、その中で、充実した施策を進めてまいる、という制度が新たに設けられております。さらにまた細かいこととしましては、商工会費補助の引き上げ等に見られますように、各種の団体の一層の充実を図っている点、さらにはまた地区広場の整備も着々と進んでいる、この点の評価はできるわけであります。

また、市民の大きな関心であります市民会館の建設につきましても、長年、公明党が主張し続けてまいったわけでありますが、紆余曲折はありましたけれども、着工に至る段階に入っておるわけであります。さらに青少年の非行対策におきましては、市の施策の一層の充実に配慮しているところは、予算書からも伺われるところでありますが、

特に中学校の校内暴力等につきましては、予算面の配慮もさることながら、学校長を中心とした先生の結束の重要性も指摘されるところでありますので、この点、関係者の御努力を願うものであります。

ところで、予算委員会においても、各委員の方から、強く指摘された点でありますけれども、いわゆる都市基盤整備の立ちおくれの状況の問題がございます。すなわち下水道、さらには

道路整備、終末処理場の建設の問題、区画整理事業等々の問題であります。これらは将来の日野市の都市像を形成する骨格的な仕事であります。予算書を見ますと、これらに対する対策も進められているやに見えますけれども、この日野市の立ちおくれを取り戻し、積極的な対応策を展開しているかという観点から見ますと、はなはだ疑問な点が多いわけであります。この問題は、将来の日野の都市像を形成する難事業であり、さらには担当部局の苦労の多い報われない部分の多い部門でありますが、これを推進する部局の体制を充実させることが重要課題であろうと考えております。その点、専門職スタッフの人的な層の厚み、さらに障害に関係する諸予算の弾力的な配慮と格段の見直しの時期に入っていると思うわけでございます。その意味で、東光寺の河川敷のスポーツグラウドの推進もそのような充実した体制の中でこそ、早期の実現が可能になると考えるわけであります。ところで予算の執行に当たりましては、適切な運用を図っていただき、当初の目的を達成するよう最大の努力を願うわけでございますが、さらには財政の効率的な運用を図るためにも縦割り行政の弊害を最小限に抑え、各部局間の調整を綿密に図りながら、この点の対応を特に要望するものであります。さらに各種の研修制度の充実に努めながら、いわゆる職員の適正配置に一層の努力を傾注し、厳正かつ公正な庁内人事を進め、さらには各部局間の職員の応援体制の確立を一歩進めていただきたいことを要望するわけであります。

最後に、財政の硬直化の問題であります。予算書の中には、財政の硬直化傾向の具体的な兆しが見られるわけでございますが、いわゆるこの財政の硬直化を高めないような将来の施策のために、関係各市長並びに部局のなお一層の努力を重ねて要望するものであります。以上をもちまして、意見、要望を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　次に、中山基昭君。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（中山基昭君）　市民クラブを代表いたしまして、昭和五十八年度一般会計予算に対し、特別委員会における審議の経過を踏まえまして、原案に賛成の立場から次の意見と希望を付言してまいりたい、というふうに思います。

不透明、不確実の時代と言われますように、経済の動向は依然として低迷を続け、毎日の市民生活に多くの不安や心配を投げかけてきております。あわせて今日までの急激な都市化の進行に伴う土地利用の広まり、行政ニーズの多様化が言われる中で、身近な行政における施策や事業に大きな責任と期待が寄せられてきておるときでございます。こうした観点から、今年度の予算編成に当たりましても、生活環境施設の整備、教育文化施策の充実、福祉施策の重点指向、勤労者高齢者対策の推進、産業経済の安定と振興など、市長への事前の申し入れを初め、

委員会でも審議を通し、限られた財源の効果的かつ計画的な運用の必要性を指摘をしてまいったところでございます。その対応は、必ずしも十分な評価と満足をされるものではありませんが、市長の施政方針を骨格にする市民生活の健康と文化の充実、さらには参加と連帯の町づくりへ向けての熱意と、財源状況に見合う堅実な運営に努力をされていることに、一定の評価とさらには理解を寄せるところでございます。

本年度の一般会計の規模は、二百四十六億七千二百三十万円でございます。対前年比では五・五%の増加になりますが、国の一・四%、さらには東京都の三・九%をはるかに上回り、中でも地方財政の根幹でもあります市税の構成におきましては、全国的にも異例とまでも言われるふうに六九・八%を占める大変好条件の中に推移をしております。この恵まれた財政と市民一人一人の努力、協力にこたえるためにも、大胆かつ有効的な活用、運営について、さらに特段に努力を改めて要請をしてまいりたいというふうに思います。

次に、これからの幾つかの課題について、重点的に三つにわたりまして、指摘をしてまいりたいと思います。

一つは、高齢者施策の充実と促進についてであります。急速な高齢化社会の到来が言われ、高齢者高年者が健康を保持し、さらには心配のない生活を送るために、全国民、全市民の最も大事な課題として、いまこそ新しい道を切り開き、つくり出さなくてはならないときであると思います。そのためには、高齢者施策を、今日までの単なる弱者としての福祉的な観点からでなく、当然の社会的な現象として受けとめ、認識をする中で、保健、あるいは余暇、就労、住宅など、幅広い地域的なニーズ、こういうふうなものについて特に身近な行政として、積極的な対応とその技術促進が必要なときであると思います。

さらに二点目でございますけれども、次の青少年の健全な育成についてでございます。次の時代を担う大切な青少年が、広い視野を持ち、豊かな情操を養い、心身ともに健やかに成長することは、地域社会の役割りでもあり、市民みんなの願いでもあります。しかし、青少年の非行化、暴力など問題行動が大変深刻な社会的にも共通の課題になってきております。こうした観点からも、学校教育、家庭生活、地域社会が信頼と連帯に結ばれるように、学校教育はもちろんのこと、特に放課後の生活や交流活動について、その充実への努力をさらに要請をしておきたいというふうに思います。

最後になりますが、基本構想の実践と活用についてでございます。市長は施政方針の中で、おおむね第一次の基本構想、計画の趣旨に沿って生活環境の整備、あるいは教育条件の向上に努力をされてきたと言われております。しかし、また多くの切実な課題も残されております。これは人口の急増、都市化の急激な進行など、大変困難な面もありますが、やはり社会や経済

の動向、こうしたものに適応してのローリング、見直し、こういうような観点への甘さや不足があったのではないか、というふうに反省もしなければならないというふうに思います。これからの指針、指標として、りっぱな第二次の基本構想が確立をされました。この構想の実現、実践に向けて行財政の運営を、基本構想、長期計画、あるいは短期計画、実施計画それぞれが連動するような活発な施策の充実発展を期待してまいりたいというふうに思います。

最後になりますが、時代の要請ともいえる身近な行政の果たす役割りに、強い責任と期待が寄せられてきていることに、新たに理解と認識を深め合い、さらに市政推進に全力を傾注されることを申し添えまして、終わりといたします。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

（二番議員登壇）

○二番（福島敏雄君）　それでは、昭和五十八年度一般会計予算原案に賛成する立場で、革新クラブを代表して意見を申し上げます。

予算総額は二百四十六億七千二百三万六千円でございます。五十七年度に比べまして、五・五%の伸びでございます。経済成長率が三ないし四%と予測される中で、五・五%の増率で予算が組めること、特に市税の伸びが七・八%増が見込めるこの情勢について、まず恵まれた環境であることを認識をいたしたいと思います。こうした市民の血税を、市民サービスの向上、市民要望の解決のために、そして効率的に使用していくために理事者、職員、議会が真剣に対応してくれることを市民は注視し、期待をしているわけであります。そうした観点に立って、昭和五十八年度予算案の歳出を見てまいりますと、市民要望の積み残しはあるものの、昭和五十七年度までの経過、あるいは財源の制約、国及び都、あるいは用地との関係、制約、こういった中において、最大限住民要望に沿った予算であると考えます。加えまして、昭和五十七年度中におきます市民あるいは議員の前向きな提言を、できるだけ織り込んだ予算であることを評価をいたしたいと思います。しかしながら、市民は重税感を背景に、市政に対する要望を持っております。この市民要望には、終点はないのかもしれません。だからといって、終点がないからといって、市政を担当する者は、一歩でも二歩でも前進をさせるために努力すべき任務を課せられている、と考えるわけであります。そこで、予算執行に当たって、あるいはさらには来年度以降の政策確立に向けて、幾つか意見要望を申し上げたいと思います。

まず要望の第一点目は、住民要望に対応する役所内の組織機能の強化と、任務と責任の明確化を図っていただきたい、ということでございます。いま、市民が改善してほしいと望んでいるものの代表的なものは、まず大きな項目の一番といたしまして、都市基盤の整備だと思います。この中には、公共下水道、あるいは排水対策の推進、道路交通網の整備、この中でも市内循環バスの早期開通、あるいは緑と清流の保護と公害のない町づくり、これらが第一点に含まれるものだと思います。

二点目には、何といいましても、福祉の充実だと思います。この中では、市民意識調査の中でも、最も要望の強い医療制度の充実であろう、と思います。加えまして、高齢化の中におきます老人福祉対策の充実、そして、障害者福祉の充実等がこの福祉の充実の中に欠かせない内容だと思います。

三番目は、やはり教育及び教育施設の充実だと思います。その中では、将来を展望した小中学校の建設と学区の再編成、あるいは幼稚園、保育園の充実、そして社会教育、生涯教育のための公共施設の建設など、教育施設の中でも、これから考えていく課題は数多くあると思います。

大きな四番目が、文化施設、体育施設の充実等であります。五十八年度の予算からは、待望の市民会館が建設をされるわけでございますけれども、やはり各地域におきますこれらの充実等は、市民が多く望んでいるところでございます。このような状況に立って、昭和五十八年度予算も、市の皆さん方もこれらの現状の課題を認識して、この方向に沿って施策が展開され、できるだけの予算がつけられているわけでありますけれども、もっと早く、そして計画的に進めてほしい、というのが市民の声なのであります。これらを解決するには、まず役所内の組織の機能を高めることと、それぞれの部署の任務、役割りを明確にしていく必要があると考えます。加えまして、各部署相互の連携を強化していくことだと思います。具体的には、適正な人員配置を考慮していただきたいということと、先ほど申し上げました市民要望を解決するためには、そのネックが用地確保に大きな比重があると考えられますので、この辺での強化もぜひお願いをしたいと思います。

続いて、政策立案に当たって、考慮していただきたい基本的な内容を申し上げたいと思います。

その一点目は、格差の是正を政策の基本にしていただきたいということでございます。市民の要望の多くが市内におきます格差の是正をしてほしいという面から、出ていることに注目していただきたいと思うわけであります。スポーツ施設、文化施設などの公共施設につきましては、特にそうだと思います。市民が不公平感を持っているのなら、それは何なのかを洗い出し、分析をし、市民への恩恵が片寄らない対策をぜひ進めていただきたいと思うわけであります。

二点目は、市民サービスの向上に努めてほしいということでございます。いま、市民はどんなことに不便を感じているのか。また職員と市民の間で、たとえば役所の中で、トラブルがあるとするならば、それは何なのか、どうすればそういったトラブ

ルが解消するのか、これまた徹底的に洗い出して、その対策を立ててほしい、と思うわけでございます。そうした対策が市民サービスの向上に必ずやつながると信じるものでございます。本庁と支所とのオンライン化、ファックスの導入など、できるものから着実に進めていただきたいと思います。

三番目は、将来を展望した町づくりと政策立案を進めてほしい、ということでございます。経済の低成長、本格的な高齢化社会の到来など、いまこそ長期的視野に立った政策立案が必要なときはないと思います。老人福祉一つをとりましても、医療の無料化、老人理美容券への対応など、将来を展望した上での、政策決定が必要になってきております。第二次基本構想に基づく長期計画の策定も、昭和五十八年に作業が行われることになっております。まことにいい機会であります。いまこそ問題点のすべてを洗い出し、解決のための道しるべをぜひ確立していただきたい、と要望いたします。

四番目は、シビルミニマムの考え方を政策に反映していただきたい、ということでございます。昭和五十八年の保育園の措置結果をお聞きをいたしますと、指数十のものが入園できない地域と指数七でも入園できる地域があることが説明をされております。指数十というのは一番預かってやるためのその点数が高いということになります。こういう状況がありますので、保育園に対する市民要望が出てくるのだと思います。指数幾つ以上のものは、どんな方法をとっても措置する、預かるこういった最低基準の作成が必要ではないかと思うわけであります。これらの考え方は、保育園の措置に限らず、他部門の政策決定にも生かされるのではないかと思います。したがいまして、シビルミニマムの考え方、行政における最低基準の設定こういうものをぜひ行政を進める上で、組み入れてほしいというふうに要望をいたしたいと思います。

以上大綱五項目の要望を行い、昭和五十八年度一般会計予算原案に賛成する立場での革新クラブの意見といたします。

○議長（石坂勝雄君）　次に、古谷太郎君。

〔六番議員登壇〕

○六番（古谷太郎君）　無所属で登壇させていただきまして、まことにありがとうございます。

私は、今回の予算案に反対する立場で申し上げたいと思います。

まず第一に歳入であります。日野は日本一のお金持ちとなっております。去年もおととしも、その上に今回大幅な増税を行っている。固定資産税、都市計画税、思い切った大増税を実施いたしました。なぜこんなに税金が入っている日野市で、大増税をしなければならないのか。しかも、税金を取らなくてもいい、取ってない市の方が多い。都市計画税という税金を、十何億円も何で取らなきゃならないのか、私は、まずこういう市民

収奪の、税金ばかり取り上げる、税金ばかり高くするこのやり方に対して、賛成できないのであります。国では、今年度も十兆三千九百七十二億円という大変なお金を、国民一人当たり十万円というお金を地方の自治体に補助金として、あるいは交付金として出しているのであります。しからば、わが日野市は、少なくとも十四万八千人の人口がおりますから、百四十八億円の国庫支出金をもらってもよろしいのであります。これを半分と見たって、七十四億円の国からのお金が来るわけであります。これが平均であります、全国の。平均だけ国からの補助金をもらい交付金をもらうならば、税金はこんなに高くする必要は全くないのであります。こんなに日本一も豊かになった原因は、われわれの祖先、たくさんの祖先の方々のお力がまずもとにあるわけです。次に勤労者の方々の絶え間ない働きが今日の膨大な税収になっているわけであります。少なくとも、私は減税を叫び続けているのであります。全国どこに百七十二億円も税金が入るところがありますか、一体。市民一人当たり十二万円、そんなに税金を取っておいて国の方でくださるというお金は、たった十九億しかもらってこない。市民からの収奪は激しくし、自分は怠けている。国へ取りに行く、東京都へ補助金をもらいに行く、交付金をもらいに行けば、国や東京都は喜んで出してくれる。それも取りに行かない。一例を挙げれば、市民会館。四億円も五億円ものお金を用意して待っててくれているのに、取りに行かない。私どもは、十四万八千人もある大きな町で、こんなに高い税金を取っている市を全国で見たことがないのであります。幾ら取れば気が済むんですか。私は、本当にそう思うのであります。少なくとも、いま市民は毎年毎年上がっている固定資産税、都市計画税、そして市民税の収奪に悩んでいることは事実なんです。少しでも少なくしよう、ということが当然のことであります。しかも、そのように日本一お金持ちの日野市が、日本一高い税率をかけている日野市が、市民へのサービスといったら何でしょう。各停車場へ自転車で行く、自転車の置き場もない。かわいそうじゃありませんか、納税者の人に。健康センター一つない。生活道路——先ほども意見が出ました。十三万メートルあるのにことしは四メートルしか直せない。考えてみたら四百年も五百年もかかるわけだ、こんな三尺道を直すのに。哀れなんじゃありませんか。歳出についても全く私どもどうしようもない。しかし、特に申し上げておきますのは、税金だけは、ひとつ収奪だけはやめてほしい。以上をもって減税を要求して反対討論といたします。

○議長（石坂勝雄君）　次に、小山良悟君。

〔四番議員登壇〕

○四番（小山良悟君）　無会派新自由クラブの立場から一言意見を述べさせていただきます。

日野市は、歳入における構成比が地方交付税がゼロ、市税が

約七〇%、という非常に恵まれた財政であるということは、先ほど来から意見を述べられている、いろいろの議員から指摘があったわけでございますが、その恵まれた財政を十分に生かし切ってない、というところをいろいろ指摘したいわけでありますが、その件につきましては、先ほど新政会の高橋議員が、その他の私が言いたいこともいろいろ意を尽して述べられましたので、その意見を私の意見とさせていただきますが、一言つけ加えるならば、市長に対する義務教育の責任や、義務を果たされてない今回の本予算は、重大な欠陥予算であるということを強く指摘しておきたいのであります。あえて予算案には反対いたしませんけれども、このことが大いに不満である、ということを強調して、私の意見とさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第二四号、昭和五十八年度日野市一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二五号、昭和五十八年度日野市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長登壇〕

○特別会計予算特別委員長（古賀俊昭君）　昭和五十八年度特別会計予算案は、ことしから老人保健法特別会計が加わり、昨年より一件多い七件を審議をいたしました。委員十四名で、途中抜け出す人もなく、三月二十八日、午前十時から午後六時過ぎまで審査を行ったのであります。現在の日野市政を憂うる立場からの熱心な質疑、意見が多く出されました。その件数は、およそ八十件でありました。まず昭和五十八年度国民健康保険特別会計予算についての審査を報告いたします。

歳入歳出とも二十九億三千六百六万六千円で、昨年より一〇・六二%のアップであります。歳入合計の五五%と大きな割合を占める国庫支出金は、療養給付費がアップされたことに伴い、一億八千九百十二万七千円増額となっており、また次に二七%の割合を占める被保険者の支払う保険税税率のアップが市長から先般提案されたのでありますが、議会のわれわれの力でこれはみごと増税をゼトップしたものであります。

このことによりまして、見送りに税率はなったのでありますが、被保険者、それから世帯数の増加によりまして、七千八十六万五千円の増となっております。毎年指摘されているところ

であります、一般会計予算からの繰入金は、昨年より一億二百四十七万七千円ふえて歳入合計の一二%を占めています。これについて国保と関係のない市民が支払った税金が使われているが、受益者負担と福祉的側面をいかにとらえるかとの質問があり、市長は、国保は社会保障の一つの制度としながらも、五十九年度から税率のアップ、つまり増税をまた考えているという考え方を示したのであります。

それから、これに対して病気にかからないようにする。つまり保健センター等をつくって予防医療の施策が充実すれば、保険税はおのずから下げられる、下げることができる、との反論も委員から出されました。現に石垣市では、一人当たり保険料一万四千九百七十八円でやっており、日野市の約二万五千円は高いのではないかという意見も出されました。それから、昨年度国保特別会計の審議の中でも、要望が出された市の職員が受ける程度の健康管理、健康診断等の予算を組めないか、と再度指摘があったのであります。歳出については、ほとんど療養給付費、これがほとんどでありまして、歳出全体の九六・七%を占めております。

委員会でこれらの点について活発な審議を行いまして、全会一致原案を可決いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二五号、昭和五十八年度日野市国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二六号、昭和五十八年度日野市都市計画事業特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算委員長登壇〕

○特別会計予算委員長（古賀俊昭君）　昭和五十八年度都市計画事業特別会計予算についての審議の内容を御報告申し上げます。

歳入歳出ともそれぞれ六億四千八百二十四万六千円であります。歳入は昨年より三五%、三億四千三百八十万円減となっております。歳出の主なものは万願寺区画整理事業が大きく、総務費四千二百九十六万八千円、事業費が新都市建設公社への委託料と工事請負費及び補償などで四億五千三百四十三万円とな

っております。次に、高幡地区区画整理業務、豊田南地区区画整理業務、西平山地区区画整理業務にそれぞれあわせて六千七百十八万八千円が計上されております。

質疑、意見ともに非常に活発に行われました。その幾つかを御紹介申し上げますと、ことしは神明上区画整理事業が終了したことでもあり、このことが原因で予算が減少しているが、日野市の財政事情は現在大変よい時期にあるので、もっと事業を新たに興すべきだとの意見が出されました。この予算書を見ていると、都市計画事業特別会計予算となっておりますが、区画整理事業だけの予算だけが組まれており、もっと都市計画らしい中身をほかに盛られないのか、区画整理だけでなく、都市計画事業全体を見通しての事業を組んでもらいたい。都市計画事業の中で、区画整理事業だけに頼るのは、昭和三十年代に盛んに行われたもので、この予算は時代おくれの予算であるとの指摘もありました。西平山の区画整理事業に対しては、市が土地を買収してアプローチをするべきであるが、これを行われていない。このままでは、日野市は他市からも取り残されてしまうという意見も強く出されたのであります。採決の結果、賛成多数で原案を可決いたしました。ちなみに賛成八名、反対五名でありました。以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。馬場弘融君。

〔八番議員登壇〕

○八番（馬場弘融君）　新政会を代表いたしまして、昭和五十八年度都市計画事業特別会計予算案に反対をする立場から意見を申し上げます。

市長は、昨年の施政方針表明におきまして、日野市の都市基盤整備のおくれを認めております。さらに、それを受けまして、今年度の施政方針の中でも次のように言っておられます。都市基盤の整備として、まず既成市街地と駅周辺の環境整備と防災化及び地域中小商業の振興を図る目的をもって土地区画整理事業の促進に取り組みます。こう言われている。繰り返しますが、区画整理事業の促進という表現を使っているのであります。さらに、昨年の十二月に制定をされました第二次基本構想、この中におきましても、自然と調和する安全快適な町、こういった項目の中で、道路、公園、上下水道などの都市施設による都市機能の配置は、土地区画整理事業、市街地再開発など、多様な手法を用い、適切効率的に行う、このように書かれているのであります。基本構想、あるいは昨年、ことしの施政方針を伺っておりまして、日野市の都市計画は、多様な手法によっていよいよ促進をされるんだなこういう感じを持っていたのであります。ところが、本年度の予算を見て、その総額を見てびっくりしたのであります。総額は六億四千八百万円で、前年度の当初予算に比べますと、何と三四％もの大幅な減額であります。さらに一般会計からの繰入金を見てみましても、前年度に比べて、やはり二四％減の五億六千六百万円となっており、これは一昨年昭和五十六年度の繰入額よりも低い金額であります。こんなに減額をしてしまって、基本構想や施政方針に言われているような多様な手法による区画整理の促進が、可能なんでしょうか。私は、はなはだ疑問に思うのであります。委員会の席上で受けた市長の答弁によりますと、先ほど委員長からも報告がありましたけれども、神明上土地区画整理事業が終了をしたために、今年度は特別に大幅減額になってしまった、こういった御説明がありました。しかし、行政を運営する立場にいれば、一つの事業がそろそろ終了するな、こういうことは、一、二年前に十分わかるはずであります。ですから、神明上が終わったら次はどこをやろう、こういった計画は当然立っていなければならない。きちっとした計画をもってステップを踏んで行政を進めていれば、そのような大幅減額というような事態は避けられたと思うのであります。

さらに申し上げたいことは、前年度当初予算に計上されておりました豊田南口及び高幡地区の区画整理業務委託料のうち、二千二百万円もの額が先日の最終補正で、カットをされてしまっている。こういうことであります。このように都市計画特別会計に関しては、全く目を覆いたくなるほどの減額のオンパレードであります。余りにひどい。そこで、過去四年間ほどをさかのぼって、この予算額を調べてみました。もっと驚くべき数字が示されております。一般会計につきましては、昭和五十四年以来総額で申しますと、百七十九億、二百一億、二百四億、二百三十三億、こうなっており、本年は二百四十六億円、この間ずっと伸びを示しており、昭和五十四年以来の伸び率は三七％を超えているのであります。ところが、都市計画会計の方は、昭和五十四年が七億一千万円であった。これが昨年の九億九千万円までは、何とか年々増加をされておりましたから、ともかくとして、本年になって突如大幅に減らされて、六億四千万円になってしまった。ですから、こちらの方は昭和五十四年対比で見ますと、伸びるどころか逆に七％のダウンであります。もう都市計画事業は必要ないのか、と言いたくなるような状況であります。

次に、都市計画税、目的税であります都市計画税との関連を調べてみますと、この辺の対比がさらにはっきりしてくるのであります。もちろん目的税とは申しましても、都市計画税のすべてが、都市計画特別会計に繰り入れられるものではありませんが、しかし、かなりのウエイトを占めていることは事実であります。その意味からも都市計画税の額が、この特別会計予算額の一つの目安になろうかと思います。そこで、やはり昭和五

十四年以来の都市計画税額でありますが、五十五年、五十六年、五十七年とたどってみますと、先ほど申し上げた特別会計予算額とほぼ同額になっているのであります。つまり、昨年までは、都市計画税を納めていただいている市民の方々に、あなた方からいただいた税金は、都市計画に使われているんですよ、こういう説明をすることができました。ところが、本年度はどうか。本年の都市計画税、税金は十億一千万円であります。実に十億円を超えております。税額はこんなに伸びている、ところが、この特別会計の総額は何と先ほど来申し上げているように六億四千万円、これでは目的税である都市計画税を納めていただいた市民に対して、その使途を全く説明できないと思うのであります。

最後に、市税収入の観点から申し上げます。いま日野市の市税収入は、先ほど来るお話がありましたように、かなり豊かであります。年々伸びてきている、しかし、来年あたりからはわかりません。長期化する不況の波を受け、市内の大企業からの市民税収入を中心にして、ダウンをしてくるかもしれません。そこで、日野市行政調査研究会報告書、この中でも指摘をされておりますように、都市基盤整備とか、都市施設整備、こういった大きな事業が財政状況の豊かな時期にスタートをさせるべきだ、こう言っているのであります。時期を失しますと、後に大変なツケが回る、こういうことが十分起こり得るのでありますす。以上申し上げましたように、行政としての長期計画をもたず着実なるステップを踏まなかったために、その豊かな市民税収入と巨額の都市計画税収入を有効に使って次なる新しい事業を始められなかった。それゆえこのような少額の予算しか組むことができなかった。これは、市長に長としての行政手腕がなかったからである。こう言わざるを得ないのであります。このことを強く指摘申し上げ、私の反対意見といたします。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。米沢照男君。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（米沢照男君）　議案第二六号、昭和五十八年度日野市都市計画事業特別会計予算案に対して、日本共産党を代表して賛成する立場から一言意見を述べたいと思います。

これまでの審議の中で、日野市の都市計画事業に対して、る意見が述べられてきました。しかし、都市計画、町づくりというのは、御承知のように百年の計に立って長期的な展望をもって、市民参加のもとで計画を進めていく、こういう遠大な計画であります。もちろん福祉行政やあるいは教育行政、環境整備等々行政として行うべきさまざまな施策を市民の要求に沿って積極的に進めながら、そして長期計画に基づいて町づくりを進める、こういうことであります。ここで一つ私が申し上げた

いのは、日野市の町づくり、都市計画はこれまでどうであったか、ということを振り返ってみたいと思いますけれども、私は残念ながら、日野市の都市計画、町づくり計画は逆さまであった、と言わざるを得ません。なぜなら高い所から開発が進められた、こういう中で、低地に多くの水害等の被害がこれまでもたらされてきております。堤防工事にたとえれば、常識的には下流から工事が進められなければなりません。しかし、日野市の町づくりは、高いところから、つまり川にたとえれば上流からその開発が進められたところに大きな問題があります。最初にボタンをかけ間違えた。革新市政になってそのボタンをかけかえる作業からスタートしているのが現実であります。したがって、流域下水道計画は、革新市政になって、その事業が具体化されつつあります。まさに町づくりはこれからの課題であります。今度の五十八年度都市計画事業予算案には、万願寺を初め、高幡、豊田の南口、西平山等々、将来計画が示されております。しかし、都市計画は住民の暮らしにとって、また環境にとって大きなかかわりをもつ問題であるだけに、住民の意思を無視して行政側が一方的に進めるわけにはまいりません。ましてや市民参加を標榜する革新市政ですから、あくまでも市民の意見を尊重し、市民参加に基づいて民主的に進めていこう、これが革新市政がこれから進めようとしている町づくりの方向であります。御承知のように、革新日野市政のもとで緑と清流を取り戻そうというスローガンのもとで、着々とその計画が進められつつあるのが今日の現状でありますし、五十八年度都市計画事業予算は、まさにその方向に沿って積極的にこれから進めようという予算の内容になっております。私はここで、これまでも申し上げてきましたけれども、これからの道路行政、都市計画、あるいは流域下水道計画等々市民の要求に基づいて企画立案をし、市民参加のもとで、運動を背景にしながら、町づくりを進めていくこのことをあくまでも基本にしながら、これからも積極的にこの事業を進めていっていただきたい、とこのことを最後に強く要望しまして、共産党を代表しての賛成の意見といたします。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第二六号、昭和五十八年度日野市都市計画事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二七号、昭和五十八年度日野市下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長登壇〕

○特別会計予算特別委員長（古賀俊昭君）　昭和五十八年度日野市下水道事業特別会計予算の審議について御報告申し上げます。歳入歳出それぞれ同額で十七億二千八百十三万六千円であります。本予算についても、都市計画特別会計予算と同様活発な熱のこもった議論、意見が取り交わされました。

その意見を申し上げますと、予算総額は昨年度に比べて数字上では三一・三%四億一千百六十三万六千円ふえているが、昨年度工事をやらなくて本年度へ繰り越した四億六千万円、それにことしからは秋川処理区の予算が新たに組み込まれており、実質的には、減額予算となっているとの指摘がありました。また、金田区画整理地区内の下水管の工事費が計上されていない。万願寺区画整理地内の埋設工事が、同じく計上されていない。道路が舗装される前に単独事業で管の埋設をどんどん進めていくべきだ、という意見が出されたのであります。さらに浅川処理場の用地の取得のおくれについては、現地の企業三者の移転先など、これらの移転先を日野市で探す努力が足りないのではないか。現に八王子の秋川処理場をめぐっては、反対運動が現にあったわけでありますが、理事者側、つまり後藤市長の熱心な説得運動によって、これらの反対運動がおさまっている。都に任せっ放しにするのではなく、市が換地を用意をして大いに努力をしていくべきだとの指摘でございました。市側からは、金田については、五十八年度で認可を取るための書類を出すということ、また、浅川処理区内の事業のうち、万願寺の区画整理地内については、五十八年度中に認可を取って東京都とも打ち合わせの上、補正を組んで工事をやりたい、との答弁がありました。

以上の意見が出たわけでございますが、審査の後採決に入り、賛成多数で原案を可決をいたしました。ちなみに賛否を申し上げますと、賛成八名、反対五名でありました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。簇野行雄君。

〔十番議員登壇〕

○十番（簇野行雄君）　私は新政会を代表いたしまして、下水道昭和五十八年度下水道事業特別会計予算につきまして、反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

まず最初申し上げたいんですが、ただいま米沢議員が都市計画について発言されました。確かに都市計画事業というものは、百年の計に立ってやらなければならない、このことは私同感であります。しかし、果たして米沢議員の言われたように都市計画事業は、革新市政になって着々と実現されておるか、こういうことは私はどうもそうは思いません。そういうことならば私は、この下水道事業特別会計についても反対しないわけであります。私は冷静に数字に基づいて、事実に基づいて、これから反対意見を申し上げたいと思います。

公共下水道事業というのは、汚水下水の事業、あるいは都市下水路事業があるわけでありますが、まず汚水下水について申し上げますと、いま日野市の現状はどうであるか、こういうことでございますが、御承知のとおり、多摩平ができて昭和三十七年から、あの地区では汚水下水路の事業が始まったとこういうことでございます。受益面積が百三十二ヘクタール、現在では日野の人口の約一一・二%が受益者だそうであります。また、面積を申し上げますと、面積はたしか市街化区域の面積が二千二百二十二ヘクタールでありますから、その六%ということになります。それで、三多摩の他市の状況はどうか、これを申し上げてみたいと思います。多少数字が古いので、御容赦願いたいと思いますが、昭和五十一年の数字でございます。武蔵野市が普及率が九二%、三鷹が九九%、府中が四五%、調布で二七%、国分寺が六二%、国立が二七%、狛江が八四%となっております。この時点で、平均がどうだったかといいますと、これが三一%だそうであります。現在は、それは五十七年現在ですが、五一%となっております。他市においては、この数字よりもはるかに上回わっていると思っていいわけであります。日野市ではどうかというと、昭和はよく下水道元年ということを言われますが、三十七年以来供用されている下水管は一メートルも伸びていない、こういうことであります。それで、革新市政で、果たして着々この事業が伸びていったといえるでしょうか。いま一つの都市下水路つまり雨水下水路でありますけれども、これは先日私が一般質問で触れたわけでありますけれども、完成されているのは平山台区画整理事業に伴って完成された旭が丘排水路、それから西平山、栄町、平山、こういうのもまあまあだそうでありますが、そのほかに私の質問のときに、根川があるじゃないかとこういう市長からの指摘がありましたが、確かに私今度建設委員会に所属がえになりまして、先日、現地調査に行ってまいりましたが、確かに根川もりっぱにできております。これは追加しておきます。こういうことで、三十一排水区があるわけでございますが、現在何とか使用に耐えるのは、この以上の幾つかに過ぎないわけであります。そのほかは全然都市下水路というのは実現していないわけであります。毎年浸水に悩まされている、これは現実であります。計画としては、これは昭和五十一年の九月に出ているわけでありますが、日野市下水道事業のあり方と方向について、という答申が出ております。また、昭和五十四年三月ですか、日野市公共下水道基本計画というのがあるわけです。これによりますと、この最初の答申ですか、答申では一応既成市街地については、汚水管を昭

和六十年、いまから三年後、この辺までにひとつ設置すべきである、というような答申でありました。また常襲浸水地帯については早く雨水管を設置しろと同じ時期にですね、こういう答申が出ているわけであります。しかし、全然実現されていないというのが事実であろうと思います。そして、汚水下水路については、この下水道基本計画によりますと、計画の目標年次が昭和七十年となっております。果たしていまのような進行状況で、昭和七十年にこれが実現できるかどうかということになりますと、私は非常に無理だろう、とこう思っております。下水道事業の進行ペースが非常に遅過ぎるわけであります。もっとピッチを上げてもらいたい、と私はそう思うわけであります。五十八年度の予算規模が十七億二千八百万という数字であります。どうもこれでは小さ過ぎると、これがこの予算案に対する反対の基本的な理由であるわけであります。

詳しく分析してみますと、この十七億二千八百万のうち、昨年の工事の繰越分が四億六千万あるわけです。差し引きますと、十二億六千六百万ですか。これは昨年の十三億一千万よりも実際は減額の数字ではないか、と私はこう思うわけです。（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）いや、事実そうなんです。それで、一般の状況を考えてみますと、高度成長期には日野市においても非常に人口の増加率が高かった。そこで、学校建設とか、教育施設の充実に追われて、ほかの仕事にはなかなか手を出しかねた、という実情は確かにあるようであります。しかし、現在はどうかといいますと、五十五年以降は人口の伸び率は毎年一％台であります。基本構想で、十年後の人口が約十六万ないし十七万であろうというような見通しを立てておりますが、まさにそのとおりだと思うんです。多少財政に余裕ができた、このようなときに、余力を挙げてこの下水道にしてもそうですが、いろいろの都市計画事業の充実にひとつ全力を挙げてもらいたい、こういうことだと思うんです。

つけ加えますと、昨年の当初予算が約十三・一億でございました。そして三月補正の数字はどうなっているかと約これが八億五千万です。四億六千万ばかりどっかへ行っちゃったというわけです。これはどういうことかいうと、予算は立てたけれども、行政努力が足りなくて執行できなかったということか、あるいはこの予算の立て方がでたらめであったとこう言うより仕方がないと思うわけであります。

ところで、五十八年度の予算の十七億二千八百万ですか、これをざっと目を通してみますと、なるほど昨年比数字的には三〇％の伸びとなっております。内容で目を引きますのは、南多摩処理区の実施設計ですか、それと秋川処理区の認可設計これが約五千万、あるいは南多摩処理区の工事費が三億三千万、浅川処理区の処理場予定地の用地買収費ですね、これの負担金が二億七千万、このようなものが主なものであります。都市下水

路については、黒川関係で四億七千万という数字が出ております。考えてみまして、この程度の数字で、都市計画の目標年次の昭和七十年に果たして完成できるのか、ということは、大いに私は疑問に思うわけであります。これが基本的な反対の理由でありますが、いま少し申し上げてみたいと思いますけれども、下水道事業がどうも少し無計画ではないか、と思うわけです。たとえば、区画整理事業との連携が全然とれていない。これは特別委員会でも古谷議員が強く指摘されている点であります。金田地区においてもそうです。あるいは万願寺地区でもそうであります。ことし万願寺地区では、約十六億の工事費で二千百八メータの道路予算を立てております。六メーターから十メーターの道路幅であるそうであります。しかし、下水道では、これに対して対応するような措置は全然とられていないわけであります。ちなみにこの答申にいいことが書いてありますので、ちょっと読んでみたいと思いますけれども、管渠計画と区画整理事業とこういう項目があるわけでございます。短い文章ですから読ませていただきます。一般的に言って下水道計画と区画整理事業計画とは同一時期に確定し、同事業が互いに補完し合いながら実施されるのが望ましい、とこういうことです。下水道管渠の敷設に当たっては、区画整理事業が協力し、また、区画整理区域内のよりよい生活環境の保全のために下水道事業がこれに協力するような相互協調の関係を具体化する方途を講ずる必要がある。日野市における区画整理事業は、神明上など区画整理事業として多くの業績を上げ、現在も実施中であるが、市全体から見た場合、下水道事業における排水計画、または区画整理事業区域外の既設排水施設との関連の調整などにおいて、問題を惹起する結果になっている。今後区画整理事業が実施される地区にあっては、両事業の整合性を図り、実施することが事業経費の節減となり、また、生活環境の早期実現ともなるため、相互の計画と実施を調整するよう努力しなければならない。このためにも下水道計画を早く立案し、事業認可を受けて実施に踏み切ることが望ましい、とこういうことであります。まさにそのとおりだと思うわけであります。（「了解」と呼ぶ者あり）どうもありがとう。いずれにしても都市計画事業ですね、区画整理もそうですし、道路、公園、下水道いずれもそうなんですが、土地に関係してくる事業であります。権利者との折衝も必要になってきます。福祉事業のように市役所の中に座っていて用が足りる事業ではございません。場合によっては、市民に犠牲を強いるようなケースも出てくるわけであります。どうか理事者ではその辺も考慮されて積極的に対応をしてもらいたい。私はこの反対も、反対のための反対を言っているわけではないんです。どうか日野市の市民のために、市のためにももっと積極的に事業を推進してもらいたい。そして、後世に悔いを残すようなことのないようにしていただきたい、こう思うわけ

です。森田市長もあと残任期間は二年となってきたわけです。後で森田市長はあのときに何もしなかったんではないか、と言われないようひとつやってもらいたい。このことを要望しまして、私の反対意見といたします。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、昭和五十八年度下水道事業特別会計予算の原案に賛成の立場で意見を申し上げます。

ことしの予算を見ますと、多摩平六丁目の浸水対策で、黒川都市下水路が五十八年度最終年度を迎えます。この黒川都市下水路の問題では、多摩平の地域の開発、また、降雨量の見通しの甘さから、二十年近く多くの市民がこの場所では、浸水のために住宅の中に水が入る。営業にも大きな影響を与える。こういうことがあったわけでございます。そして、また多摩平の社会教育センターの前でも水が上がる、こういう中では、黒川の都市下水路がことしようやく完成することは、多くの市民の中から、生活環境がこれで整備されるということで、期待されているわけでございます。また今回のこの予算の中でも秋川処理区認可設計や南多摩処理区実施設計並びに公共下水道、管渠埋設工事、さらには東豊田の保全緑地植栽、高幡、東豊田、樋管

蛇かご設置など、市民生活に大きな影響ある、また下水道事業の予算が組まれておるわけでございます。こういう中で、国がどうかといいますと、国の五十八年度予算を見ますと、一般会計では、下水道整備や事業費などの予算が削られ、そのために第五次下水道整備五ヵ年計画が三年目に入っているにもかかわらず、補助対象事業費総額の四四・八％しか執行されてない。こういう状況が、いまあらわれているわけでございます。また、東京都でも下水道事業費に占める都の補助金の割合も五十三年度、これは革新都政のときでございますが、一九・二％、それが現在鈴木都政の五十四年度には、四・六％となり下水道対策はおくれ、そのために三多摩の格差が生れているわけでございます。多くの自治体が下水道のこの対策では、非常に苦労しているのが国と東京都の中にこうした補助金の問題では、多くの自治体で苦労しているわけでございます。また、委員会の中では、先ほども言われましたけれども、下水道の進行ペースがおくれている。また、浸水に悩まされている、あるいは公共施設基金がたくさんあるから、もっと下水道の事業に使え、というこういう意見もいまもまた委員会の中でもありましたけれども、いままでのこういう中では、保守市政のもとでの後始末をいまの森田革新市政が行っていることは確かでございます。こういう中では、公共施設資金がもっと市民のために私は使うべきだ、というふうに考えます。教育や文化、福祉、町づくり、市民全

体が潤うような、こういうところにこそ予算を使うべきであり、下水道事業だけにお金をもっとつぎ込めということは、私はいけないことだ、というふうに考えております。毎年着実に前進しております日野市の下水道事業が、さらに発展するよう期待いたしまして、原案に賛成の意見を申し上げまして、これで終わりといたします。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第二七号、昭和五十八年度日野市下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第二八号、昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算の審査報告に入る前に、理事者から発言したい旨、申し出がありますので、これを許します。病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　恐縮でございますけれども、病院会計予算に関する説明書の中で、訂正がございますのでお願いをいたします。百二十六ページでございます。中段の初任給の状況の中で、五十八年一月一日現在の欄高校卒のところで、看護婦、それから一つ飛びまして事務員、その隣の技能労務員、このところがそれぞれ十万二千八百円となっておりますけれども、これはいずれも十万二千百円の誤りでございます。それから、五十七年一月一日現在の欄も同様に十万二千八百円とございますけれども、これを十万二千百円とお改めいただきたいと存じます。全部で六ヵ所の訂正でございます。委員会では、訂正をさせていただきまして、御審議をいただきましたが、改めて御訂正をお願い申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより議案第二八号、昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長登壇〕

○特別会計予算特別委員長（古賀俊昭君）　昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算についての委員会の審議の報告をいたします。

本年度の収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ十九億九千九百二十四万一千円で、昨年五十七年度より一六・六％の増を見ております。ベット数は昨年と同様でありますが、入院、それから外来の患者数の増が見込まれるため、また単価のアップ等も行われるわけで、入院収益と外来収益が大きな伸びを示

しております。

さまざまな意見が出されましたが主なものを御紹介しますと、五十八年度購入の医療機器は約二千万円で、五十七年度の約一億五千万に比べて大幅に少なくなっており、本年度病院側が希望した、たとえば通常レントゲン三千五百万、これが削られるなど、資本的投資が少ないとの指摘がございました。また、こ数年毎回予算審議等で話が出ておりますが、いわゆる断層撮影等のやることのできるCT、この設置についても、できるだけ早急に市立病院に備えてもらいたい。強い意見が出されたわけでございます。

それから、五十八年度は、病院窓口のうち薬局の窓口を増設をする。また正面西口玄関を改修をするということが報告されました。この西口玄関の改修は、入院患者のためにひさしを少し出して、ドアを自動ドアにする、という内容だそうであります。また、保育所の建てかえも計画されているとのことでございます。全体的に見ると、起債の申請時に病院経営のよしあしが問題になるために、職員の経営内容の健全化の努力は高く評価するが、新しい投資的な経費が抑えられており、目新しいものがなく、市長のいわゆる命を守るという姿勢が、積極的な姿勢がこの病院会計には見られないとの意見が出されました。慎重、積極的な審議の後、採決を行い、賛成多数で原案を可決をいたしました。参考までに申し上げますと、賛成十一、反対二でございました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

〔六番議員登壇〕

○六番（古谷太郎君）　この病院というのは、大変大事な事業であります。命を守る、健康を守るという大変な仕事をしなければならないわけです。私は、この病院の会計予算について論ずる場合に、まず思い出さなければいけないのは、昭和三十三年のいまから二十五年前の二月であります。二月一日に日野町と七生村が合併しました。これは一つの大きい事業であります。もう一つの事業があります。豊田地区区画整理事業であります。これも町の仕事として大きい仕事であります。もう一つは、多摩平団地の建設であります。この大きい仕事を私が受けて推進しなければならない立場に日野町長として当選したわけであります。このとき一番思いましたのは、七生村とは、非常に健康管理を重大視しておりました。朝倉村長さんというりっぱな方がおられまして、日野町にはいなかったんですが、保健婦さんをたくさん村役場に採用され、自宅を巡回して、お年寄りや病人の方々を、いわゆるいまでいくとホームヘルパーといいますか、看病をされておられました。また、国民保険の直営診療所まで持っていたのであります。たった人口六千人の村

の医療対策、健康対策としては、まことにりっぱでございます。日野町の場合には、残念ながらそのようなことはございませんでしたが、しかし、市民の健康ということは、非常に大事なことです。

いま、米沢君が言ったんですけれど、上の方から開発したから間違っているんです。そうなんです。これは共産党の公認候補でありますところの斉野次郎町長が始めたのであります。このような、共産党が始めたものが逆さまだったわけです。この逆さまのことを私が引き受けちゃったわけです。ですから大変でございました。ただ私が少なくとも在任中は、またいまの市長さんになるまでは多摩平の浸水などということはないんです。あるわけがない。ところが、昭和四十年以降どうしてできたか。それはやっぱり森田市長さんが神明上区画整理というのを推進し始めたんです。そうするとその神明上いわゆるいまの多摩平は六丁目しかないんです。今度は七丁目までしちゃった、その七丁目の水が余分に入ってきちゃったんですよ、多摩平の下水道へ。だからあふれちゃったんです。この森田市長が下水道をつくらないからしようがないから、多摩平の方があふれちゃった。（「病院と関係ない」と呼ぶ者あり）これは非常に病院とも関係があることなんです。汚水の流し場がなければ病人が多くなる、これは非常に不衛生であります。だからこそ私どもは病院の予算については、十分考えなきゃならない。実は、あのいまある病院の場所は、私のじいさんが日野町に寄付した場所です。火葬場もそうなんです。だから、私は愛着をもってこの予算に反対しているわけではないんです。私が言いたいのは、市民の健康を守るのにはどうしたらいいか。森田市長がどのような熱意をもって考えているかということ、私はこの意味で昭和五十五年の八月のことを思い出しているんです。昭和五十五年は、ちょうど市立病院が開かれてから二十年になるわけです。二十年のお祝いになる。もうそろそろ機械も古くなっちゃっているんです。建物も悪くなっている。二十年も使えば悪くなるに決まっているんです。しかし、病院に対しては、何にも対策を立てようとしない。機械の更新もしようとしない。どうするんだろうと私は思っておったんです、そうしましたら、昭和五十五年の七月の終わりごろか、八月です。病院の院長さんや何かが頼みに来られたんです。どういうことを頼みに来たかわかりますか。何とか病院を直していただけないでしょうかと、私に頼みに来られた。私は当時一百姓であります。都会議員でも市会議員でもありません。それは君、市長さんに頼みなさい、と言ったんです。そしたら、市長さんは、お金ができればつくってもいいし、機械を買ってもいいと。ところが、お金を出してくれないんだ。一体、幾ら要るんだと聞きましたらば、約四億円から四億五千万円、五億円欲しいんだ、こういうことです。それはね——言ったんです、病院の人に。それは市長さんに厚

生省へお願いに行って、お金を、補助金なり、あるいはお金を貸してくれるところもあるから、国のお金を借りなさい。あるいは東京都の総務局行政部に行って、よく頼みなさい。そしたら、一月ばかりたって八月ですね、また来たんですよ、九月の初めごろ。市長は行ってくれないんです。頼みに行かなきゃ出してくれません、国や東京都も。それは気の毒だなあと、私は気の毒に思ったのは、市民なんです。市民のために頭を下げて、古い機械を新しく買いかえる。建物を増築する。あるいは看護婦さんの宿舎をよくしてあげる、このお金を借りてきてあげなきゃいけないんです。市長さんは、お金ができればやっていいと言っているけれども、お金を借りに行ってくれない。頼みに行ってくれない。一回も行ってません。そこで、私は私の友人何人かにお願いいたしました。市立病院の機械器具がみんな古くなってきちゃった、建物も悪くなってきた。どうしても五億円の金を用意してもらえないか、と頼みました。特に日野にお住いになっております内山鉄男さんが政府では局長の要職にございました。自治省の局長であります。鉄男さんにもお願いした。やっとのことで、とにかく四億一千六百万円のお金を出してもらえることになったんです。ですから、十分なことはできませんでした。しかし、看護婦さんの宿舎は改築されました。病院のベッドも二十ふえたんです。病院の増築もできました。病院建設二十周年記念事業として、そして、古い機械の入れかえのお金として七千万円を厚生省は出してくれたんです。古い機械の入れかえは大体終わりました。これから新しい機械を入れなきゃいけないんです。市立病院というのは、開業医のお持ちにならないような機械を率先して求めて入れて開業医さんにできないことをやってあげなきゃいけないんです。市民が入院しても機械がない。そのために命を落とす方々が多いんです。いまとてもいい機械が多いんです。お金さえあれば、あと一億あれば、確かに病院の院長さんや何かは五億円とおっしゃったのは、そのせいもあったんです。そうでしょうみなさんどこへ行ったって核磁気共鳴CT、体じゅう全部できるんです。注射一本打っただけで全部わかる。心臓がどうなっている、内臓がどうなっている。すべて頭の中がどうなっている。全部わかる。三十分でわかっちゃう。それから、超音波診断装置、これなんかは肝臓だとか、すい臓だとか、そういう内臓の中の状態をぱっと把握できるんです。こういうふうな機械はやはり一億円、あるいは一億五千万とかするんです。こういう機械を日野市のように、日本一のお金持ちで貯金が五十二億円もいまあるんですよ、積立金が。お金を銀行へ置いておくよりは、その一部を取って、そして病院に健康診断ができるような機械を入れなきゃいけないんです。ところがどうでしょう。去年は私の努力で友人が努力してくれまして、七千万円以上一億円の機械を入れることができました。ことしは一円も予算がないんです。ことしの予算には機械を購入できる予算がほとんどありません。わずかに古い機械を取りかえる程度しかありません。日野には健康管理センターもありません。立川にもどこにもあるんです。稲城のような小さな町でもCTキャノンのような機械を持っています。機械がなしでもって、いま健康診断ができないんです。丈夫であるか、病気なのか。こういうふうな、貯金だけたくさん持って、お年を取ると貯金を持つのがお楽しみでしょうけれど、五十二億円もあればもういいじゃないですか、五十億円も貯金しておけば。積立金があるんですから。私は、この予算を見まして、日野市には健康センターもない。おっしゃいましたように、下水道も十年間一メートルもつくらない。家庭の雑排水をどこへ出していいかわからない。病気にかかる可能性の多い市の形態であります。このような中で、せめて市立病院ぐらいは市民の健康を守らなきゃいけないんです。あなたは一回でもそのために外へ行って道を開いてあげなきゃいけない。市長というのは、そういうことなんです。市長は、市民のために外部へ行って頭を下げるんです。補助金をもらうんです。市民のためなんです。それが市長の仕事なんです。ルートをつけて、それから、職員の人に事務的なことをやってもらえばいいんです。ルートをつけないで金が入ればやってあげましょう、じゃ困るんです。日本一高い税金を取っておいて、それでそういうことじゃまことに遺憾であります。私は、市民の健康を守るために全く努力が示されていないこの市立病院予算には、賛成できないのであります。以上であります。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　ただいまの古谷太郎議員の発言の中に、全く事実と違った点があるので、訂正いただきたいと思います。緑豊かな、非常に快適な町である多摩平に住んだ人は、この土地を離れたくないと言って、いつまでも住んでいます。この多摩平を誘致したのは、日本社会党の斉野次郎町長であります。選挙のときに、あるいは革新無所属で出たことはあったかもしれませんけれども、先ほどの共産党公認というのは、全く事実無根であり、真っ赤なうそであります。御訂正をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いま、社会党の一ノ瀬さんから強いおしかりを受けましたが、私の記憶では、社共両党の公認候補と知っておりましたけれど、いまのお話で、社共の推薦を受けている無所属候補というふうに訂正いたします。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　共産党とは全く関係なかったというふうに私は記憶しております。

○議長（石坂勝雄君）　意見ですか。鈴木美奈子君。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、昭和五十八年度市立総合病院事業会計予算の原案に賛成の立場で意見を申し上げます。

市立総合病院は、昨年度は施設の増改築を行い、ベッド数をふやし、障害者、児の歯科診療を新しく開設し、一日平均患者本年度では入院百三十六人、外来五百十人と見込み、市民病院としての大きな役割りを果たしていることでございます。

これをさらに充実させるために今年度の予算では、施設の改善面では、救急病院としての役割りとして、救急車の入りやすい玄関の改築、会計窓口の改善、また患者さんがお待ちになる待合室の改善、さらには、看護婦さんが本当に生き生きと働く場を保障する保育所の新築、障害児のまた障害者の緊急一時保護の施設も病院内で実施する。また、長期入院の児童のためのさやか学級の存続など、さらには、新しい機械器具の購入が予算化されております。さらに市民のための医療センターとして、市民の多くの皆さんの要望にこたえるためには、大きな機械を入れるための、そしてまた高度な医療を充実させていくためにも、いま用地買収にも取り組んでいるところでございます。

国は、ことしの二月から老人保健法を成立させ、老人医療費の有料化を実施いたしました。そのために、お年寄りが病院から締め出される、こういう状況もいま生れているわけでございます。そして、健診医療の受益者負担や、医療費窓口全額払い方式の検討、国民健保の定率定額補助の見直しなど、医療保険制度の抜本的な改悪が国のもとで進められようとしております。こういう中では、市立総合病院が市民の命と暮らしを守る、そして、健康を守る病院として、本年度の五十八年度の予算は、十分こたえているというふうに私は評価できると思います。共産党市議団は、さらに患者や市民の要望にこたえられる病院として、また働きやすい職場として、内容をさらに充実させていかれることを要望いたしまして、原案に賛成とし、この討論を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第二八号、昭和五十八年度日野市立総合病院事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二九号、昭和五十八年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第三〇号、昭和五十八年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第三一号、昭和五十八年度日野市老人保健特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長登壇〕

○特別会計予算特別委員長（古賀俊昭君）　簡略にやれとのいろいろの声が出ておりますので、御期待に沿うようにやります。

昭和五十八年度受託水道事業特別会計についての報告をいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ十二億百六十四万円でございます。七・三%の増となっております。日野市の水道は、昭和四十九年に東京都に一元化されたのでありますが、以来、都の委託を受けて行っている事業でありますので、当予算も、都との協議を経て編成をされたものであります。したがって、本予算の歳入は、都の水道事業委託金と、市からの下水道使用料徴収事務委託金で賄われているところでございます。それから、給水人口普及率、一日配水量、年間配水量等、理事者側からの報告も受けました。また、委員からは、小作系の水の方が利根川水系よりもうまいというような意見も出まして、水系のこれから切りかえに関する意見も強く出されたところであります。

慎重審議の結果、全会一致原案を可決をいたしました。

続きまして、農業共済事業特別会計予算についての報告をいたします。

本会計は、農業災害補償法に基づく会計で、農家が一定の掛金を掛け、農業災害が生じた場合に、農業共済本会計より一定の損害を受けた場合、共済金を受け取るというものであります。事業の予定量は、発生主義をとっているため、昭和五十七年度の実績をもとに決められております。収益的収入及び支出の予算額は、それぞれ農作物共済勘定が二百十九万五千円、家畜共済勘定が四百七十九万三千円、園芸施設共済勘定百三十五万六千円、運営に用する業務勘定が千四百五十四万九千円、総合で二千二百八十九万三千円となっております。本件も採決の結果、全会一致で原案を可決をいたしました。

最後に、老人保健特別会計予算につきまして、報告をいたします。

本会計は、国保から分かれたものでありましたので、順序を二番目に持ってきまして、七件の特別会計のうち二番目に審査を行いました。今年二月から施行されました、老人保健法より分かれた本特別会計は、歳入歳出ともに同額で二十七億八百九十二万二千円でございます。主な審議の内容を申し上げますと、これは何と申しましても、老人医療制度の継続無料化の件でございました。議会では、六十五歳以上のお年寄りの医療無料化

の実施を、市側に強く求めておりますが、この予算案には、そのための項目が見当たらない。やる気が本当に市側にあるのか、市長にその気があるのか、との質問があり、市長からは、現在考慮中で日野市独自のものを考えている、との答弁がありました。また、お年寄りが医療機関にかかる場合、特に旅行先などの場合は、医療費の支給を受けるまでの手続等について、新しい制度だけに多くの突っ込んだ質問がなされたわけでございます。老人医療費の個人負担については、できるだけ早く無料化の措置を市が講じるようにとの意見、それから、もう一つは、お年寄りが他府県で入院をした場合、医療費を立てかえて支払ったとき、市の窓口でお金を受け取るまで二カ月以上かかると思われますので、その分については、老人が医療を継続していけるように市が一時立てかえ払いをするように検討してもらいたい。以上二件の意見を付しまして、全会一致原案を可決したところでございます。以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二九号、昭和五十八年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第三〇号、昭和五十八年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第三一号、昭和五十八年度日野市老人保健特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後十一時　二十　分休憩

午後十一時四十三分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。会期の延長の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　議会運営委員会の報告をいたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしましたところ、会期は、本日三十日までと決定しておりましたが、議事の都合により、

明三十一日まで延長したいと思います。決定いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　議会運営委員長の報告のとおり会期を一日延長し、三月三十一日までとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期を一日延長し、三月三十一日までといたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後十一時四十五分休憩

午後十一時五十七分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。三月三十一日の会議は、議事の都合により、特に午前零時十分に繰り上げて開きたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって三月三十一日の開議時間は、午前零時十分に繰り上げることに決定いたしました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後十一時五十八分延会

三月三十一日　木曜日　（第八日）

日野市議会会議録

第十号

昭和五十八年
第一回定例会

三月三十一日　木曜日　（第八日）

出席議員（二十八名）

一番	橋本文子君	十六番	夏井明男君
二番	福島敏雄君	十七番	黒川重憲君
三番	小俣昭光君	十八番	古賀俊昭君
四番	小山良悟君	十九番	市川資信君
五番	谷長一君	二十番	藤林理一郎君
六番	古谷太郎君	二十一番	名古屋史郎君
七番	馬場繁夫君	二十二番	竹ノ内武俊君
九番	高橋徳次君	二十三番	米沢照男君
十番	旗野行雄君	二十四番	中山基昭君
十一番	一ノ瀬隆君	二十五番	大柄保君
十二番	板垣正男君	二十七番	奥住芳雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	石坂勝雄君
十四番	川嶋博君	二十九番	滝瀬敏朗君
十五番	飯山茂君	三十番	高橋通夫君

欠席議員（二名）

八番	馬場弘融君	二十六番	秦正一君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	加藤一郎	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	伊藤正吉	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	坂本金雄	君
清掃部長	大貫松雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	栗原莞次	君
書記	萩生田富司	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子　君

都市整備部長	結城邦夫	君	
建設部長	中村亮助	君	
福祉部長	高野隆	君	
水道部長	土方武彦	君	
病院事務長	佐藤智春	君	
教育長	長沢三郎	君	
教育次長	小山哲夫	君	
書記	平川雅省	君	
書記	串田弘和	君	
書記	平谷三	君	

議事日程

本日の会議に付した事件
一　会期の延長

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和五十八年三月三十一日（木）
午前零時十分開議

午後三時十四分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

お諮りいたします。会期の延長の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　先ほど来議会運営委員会を開催いたしまして、日程について審議をいたしました。その結果、会期を明四月一日まで延長することに決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　議会運営委員長の報告のとおり一日間延長し、四月一日までとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議会運営委員長の報告のとおり会期を一日間延長し、四月一日までと決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩をいたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時十六分休憩

後、再開に至らず散会

四月一日　金曜日（第九日）

日野市議会会議録

昭和五十八年第一回定例会

第十一号

四月一日　金曜日（第九日）

出席議員（二十九名）

一番　橋本文子君
二番　福島敏雄君
三番　小俣昭光君
五番　谷長一君
六番　古谷太郎君
七番　馬場繁夫君
八番　馬場弘融君
九番　高橋徳次君
十番　旗野行雄君
十一番　一ノ瀬隆君
十二番　板垣正男君
十三番　鈴木美奈子君
十四番　川嶋博君
十五番　飯山茂君
十六番　夏井明男君
十七番　黒川重憲君
十八番　古賀俊昭君
十九番　市川資信君
二十番　藤林理一郎君
二十一番　名古屋史郎君
二十二番　竹ノ上武俊君
二十三番　米沢照男君
二十四番　中山基昭君
二十五番　大柄保君
二十六番　秦正一君
二十七番　奥住芳雄君
二十八番　石坂勝雄君
二十九番　滝瀬敏朗君
三十番　高橋通夫君

欠席議員（一名）

四番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君	
助役	赤松行雄	君	
収入役	加藤一郎	君	
企画財政部長	生野清	君	
総務部長	伊藤正吉	君	
市民部長	加藤一男	君	
生活環境部長	坂本金雄	君	
清掃部長	大貫松雄	君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君	
次長	岩沢代吉	君	
書記	栗原莞次	君	
書記	萩生田富次	君	

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　柿崎洋子　君

都市整備部長	結城邦夫	君	
建設部長	中村亮助	君	
福祉部長	高野隆	君	
水道部長	土方武彦	君	
病院事務長	佐藤智春	君	
教育長	長沢三郎	君	
教育次長	小山哲夫	君	
職員課長	長谷川暢男	君	
書記	平川雅弘	君	
書記	谷野省三	君	
書記	串田平和	君	

議事日程

昭和五十八年四月一日（金）

午前十時開議

（緊急質問）

一　「市職員組合の半日違法スト（二月十八日）参加者に対する給与支払にかかわる公金の違法支出の疑義について」

（請願取り下げ）

二　請願第五七―四八号　（建設委員会）　街路灯設置に関する請願

（請願審査報告）

三　請願第五八―三号　（文教委員会）　百草園自治会内道路舗装に関する請願

四　請願第五七―六号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願

五　請願第五七―七号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願

六　請願第五七―五六号　図書館の夜間開館に関する陳情

七　請願第五七―六四号　中学校通学区域変更に関する陳情

八　請願第五七―六五号　高幡台団地運動公園内テニスコート設置に反対の請願

九　請願第五八―四号　七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願

（厚生委員会）

一〇　請願第五七―五三号　下水道化に伴う代替業務の提供及び補償についての陳情

一一　請願第五七―五八号　優生保護法「改正」に反対する陳情

一二　請願第五七―六三号　優生保護法一部「改正」反対に関する陳情

一三　請願第五七―六四号　優生保護法「改正」に反対する請願

一四　請願第五八ー　二号
一五　請願第五八ー　六号
一六　請願第五七ー二七号
一七　請願第五七ー三一号
一八　請願第五七ー三七号
一九　請願第五七ー三八号
二〇　請願第五七ー四六号
二一　請願第五七ー五一号
二二　請願第五七ー五四号
二三　請願第五七ー五五号
二四　請願第五七ー五九号
二五　請願第五七ー六〇号
二六　請願第五七ー六二号
二七　請願第五八ー　一号
二八　請願第五八ー　五号
（継続審査議決）
二九
三〇
三一
三二
三三
高山地区センター建設に関する請願
優生保護法「改正」に反対する請願
（建　設　委　員　会）
水害等対策に関する請願
私道舗装に関する請願
高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願
住宅環境保全に関する請願
下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願
高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願
日野市日野本町四丁目六番地、同七番地、同八番地、同十八番地の市街地整備促進についての請願
高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願
土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願
一・三・一バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願
程久保六六二番地地域山林緑地保存に関する請願
日野市程久保六〇四ー一、他の土地の宅地造成反対の陳情
高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（選　　挙）
三四
（請　願　上　程）
三五　請願第五八ー　八号
（特別委員会審査報告）
三六
（議　案　上　程）
三七　議員提出議案第二号
三八　議員提出議案第　三号
三九　議員提出議案第　四号
四〇　議員提出議案第　五号
四一　議員提出議案第　六号
四二　議員提出議案第　七号
四三　議員提出議案第一〇号
四四　議員提出議案第一一号
東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について
滝合学童クラブ増築に関する陳情
（百条調査特別委員会）
日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会審査報告
日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る関係人の告発について
日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る関係人の告発について
都立高校の新設促進に関する決議
大幅所得税減税の実施、景気回復、雇用安定を求める意見書
中小企業の経営危機打開に関する意見書
景気対策に関する意見書
物価調整減税の実施に関する意見書
被爆者援護法早期法制化に関する意見書
電々公社改革に関する意見書

追加日程
一　会期の延長

本日の会議に付した事件
日程第一から第三六及び追加日程第一まで

午後三時四十三分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

これより日程第一、市職員組合の半日違法スト（二月十八日）参加者に対する給与支払にかかわる公金の違法支出の疑義についての緊急質問の件を議題といたします。

この緊急質問は、古賀俊昭議員外三名の賛成者があります。

それでは提出者の発言を許します。　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　緊急質問をいたします。

去る二月十八日に、自治労の指令に基づきまして、日野市の職員組合が人事院勧告の完全実施という要求を掲げて半日の違法なストライキをやったわけであります。これに対して私は一般質問でも取り上げましたが、当然、働かなかった、勤務につかなかった午前中の時間については賃金が支払うことができないわけですから、その措置が三月分の給与で当然とられることだと思っておりましたが、どうもそうではないようであります。

そこで、担当者に、市長でも結構です、伺いますが、ほとんどの職員が午前中の職務を放棄して十二時までストライキに参加したんですが、この間の賃金カットは具体的にどのように三月分給与で行われたか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、お答え申し上げます。

二月の十八日につきましては、古賀議員から、先般の三月十四日ですか、一般質問でそれについてのお答えを申し上げているわけでございます。それらの背景を踏まえまして二月の十八日、八時半からストライキに入ったわけでございます。これは統一ストと、こういう形で指令がなされております。十時五十九分、スト解除の指令が出されたわけでございます。そういたしますと、八時半から十時五十九分と、こういうことになるわけでございます。この分につきましては二十九分以下は切り捨てと、こういう形で、二時間のスト、こういうことで、二時間分の賃金カットをしたわけでございます。その後職場集会に切りかえられまして、職場集会が行われまして、その分については賃金カットはしない、こういう形でございます。

これらにつきましては、一応各市とも統一ストと、こういう形で都下の各市ともこの対応についてはいろいろ担当の方で処理をしているわけでございますが、各市の状況等も踏まえまして、一応二時間の賃金カット。内容につきましては、早出の場合は三時間、普通は二時間、それから遅出の場合が一時間、こういう内容で八百八十五名分に対します賃金カットを行ったわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ということは、それぞれ職場

の管理者から、職場を離れた時間について、管理者から職員課の方へ報告が出されておるはずでありますので、その時間を見れば何時間相当分について賃金をカットしなければならないかということは明白になるはずです。

ところが、いまの総務部長のお話ですと、一時間の人もいれば二時間の人もいる。早出の人については三時間のカットということなんですが、具体的に職場の管理者から出された報告書によれば、職場を離れた時間はそれぞれ、いろいろ見てみますと、三時間以上やった方も職員でいるわけです。三時間四十一分、三時間半、四時間五分、三時間五十五分、四時間二十分、三時間半、三時間二十分、いろいろ報告が出てきております。つまり働かなかった時間は、多い人では四時間以上、また少ない人でも、いろいろありますけれども、二時間、三時間、たくさんおられるわけです。つまり、四時間職場を離れた人についても上限が三時間というお話ですので、あとの一時間以上については賃金がカットされていないということになると思います。

では、この根拠は何かということを私はお伺いしたいんですが、多分日野市の一般職の職員の給与に関する条例施行規則によって行われていると思いますが、この規則どおりに賃金のカットが行われたかどうか、その点いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げたいと思います。

いま議員さんの御質問でございます、その基本につきましては、ノーワーク・ノーペイという原則でやりなさいと、こういうふうな御主張で、われわれもそういう基本的な主張には立脚しておるわけでございます。

それで、一時間カットしましたのは十名でございます。これは遅出の人間でございます。それから二時間カットというのは八時三十分から勤務した人間で、七百二十五名。それから三時間といいますのは、病院の給食、これは朝早く出まして給食の用意をする、あるいは保育園で長時間保育を保持するという当番に当たっている職員、これは三時間カット、七時半から勤務いたしますので三時間カットということでございます。それでこれが百五十名でございます。いずれにつきましてもカットしましたのは十時半までの時限でございます。十時半から十時五十九分までの二十九分、これにつきましては、おっしゃるとおり、条例の第五条に基づくところの一ケ月のうち三十分未満のノーワークの時間については切り捨てるという、遅刻とか早退の取り扱いと同じ五条の規定がございます。これに基づきまして十時半まではカットしておりますけれども、十時半以降の、要するに中止指令がきました十時五十九分までの二十九分につきましては、いま申し上げたような理由でカットの対象から除外しておるわけでございますけれども、十一時以降もストというふうな状態の中での職場集会が続行されております。

これにつきましては、われわれの方としましても抵抗もございましたし、市長にも相談申し上げまして、ちょっと認めがたいと、こういうふうな考え方に当初立脚しておりました。まあ、民間の労組におきましても、団体交渉の最後とか、あるいはスト収拾の最終時点におきましては、収拾のための、要するに労働慣行としての多少の時間は報告集会的なものを認めているのが一つの労働慣行でございます。われわれもそれを知っております。それから、各市の中にはながら条例というものがございます。ながらというのは、賃金を受けながら多少の労働組合運動ができる、こういうふうな条例を設けているところもございます。給与を受けながら組合運動ができる。要するにその中で準備的な行為、準備的な行為で労働組合運動の準備的な行為ができるというような処置を設けているところもあるわけでございます。まあ、そういうふうな労働慣行等もございますけれども、御指摘のように、（「規則どおりカットしたかと聞いているんです」と呼ぶ者あり）いや、十一時からの一時間近くの時間というのがノーカットになっております。初め市長とも、私自身の考え方としましても、市長の考え方としても、ちょっとむずかしいというふうなことで、組合等の中では話が成立しなかったわけでございますけれども、その後、各市二十五市が、それぞれ、日野よりも長い時間帯ストをやったところ等も、要するに職場集会というか、スト収拾のための報告集会としてカットから除くというふうな処置を各市がとってきたものでございますので、本当のところ、そういう状態の中での後追いの中で、日野市におきましてもカットに含めない、というふうな処置を講じた経過になっておるわけでございまして、そういう経過を含めまして御理解いただきたいと思います。ノーワーク・ノーペイの原則ということについては、御主張のとおり、われわれも同一の考え方に立ち、同一の原則に立つべきだという考え方には十分理解しておるわけでございますけれども、そういう経過の中でそういう処置になりました。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　おおよそ十一時から十二時までの職務をしなかった分について、職務放棄がなかったかのごとき措置が今回とられたわけです。つまり、先日福島議員は予算に対する意見のときに、「われわれの市民の血税」という言葉を遣いました。血税、税金でこの賃金は支払われているわけです。それを、職場を放棄して働かなかった時間についても、さも労働についた、つまり勤務についたかのごとき判断をなぜしなければならないかということです。規則に照らしても、十分御承知だと思いますが、「職員は、特に承認がなくて勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算する

ものとする」、つまり賃金カットのことがきちんと、勤務しなかった時間についてやりなさい、やらなければならないということが決まっているんです。なぜ規則を無視するんですか。よそとのバランスとか慣例というのは、これはいいことであれば当然見習ってもいいかもわかりませんが、日野市はそういうこと見習う必要はない。ですから、規則どおりの賃金カットがなぜできないのか、その点を、市長からでも結構です。なぜやらないのか、何のための規則か、それをひとつ聞かしていただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　まあ、答弁申し上げる余地があるというふうには考えておりません。抗弁申し上げるわけではございませんけれども、要するに、仕事についたというふうなはっきりした観念に立っておるわけじゃございません。仕事、職場を離れているという観念には立っておるわけでございますけれども、運動の収拾という形の中での職場報告というふうな時間帯でとらえておるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、職場集会の報告という形をとるにしてはちょっと長いんだということで、当初、私も市長も協議しましたけれども、ちょっと承認しがたいというふうな状態の、要するに組合との話の時点があったわけでございますけれども、その後、各市の中で、それを、自治労都本からの十時五十九分に中止指令が来たという事実、それからその後の処置につきましては一時間近くという長い時間でございまして、労働慣行としての職場報告という形にしてはちょっと長過ぎるという傾向はあったわけでございますけれども、各市の処置というのが、いま申し上げましたような形でございましたので、今回の要するに特別な処置として、やむを得ず各市にならい言動したということでございます。

今後につきましては、たとえ世間一般の労働慣行としましても、多少の時間ならともかくも、やはり認めがたいものは認めがたいものとしてはっきりしていきたいという、ノーワーク・ノーペイの考え方はきちんと持ち対処していきたいと思っておるわけでございます。そういう点を何分の御理解を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　これはくれぐれも、傍聴の方もいらっしゃるんで申し上げておきたいんですが、違法ストを行ったことに対する処分ではないんです。処分というのは、本来違法ストをやるわけですから、当然市長が法律に基づいていろいろ戒告、訓告等あります。辞職もあります。懲戒処分が決められているわけですからやらなくちゃいけない。それもやっていない。しかし、当然処分とは全く別、働かなかった人には賃金は払わない、当然のことですよ。それすらできていないということです。この規則を取り上げたらどうですか、廃止したら。市長、どうですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方公務員が服務規定に沿って規律に峻厳でなければならない、これは当然のことだというふうに思っております。したがいまして、去る二月十八日のいわゆる違法ストは、これは一般的には違法であるという市民の御指摘は否定できない、このように思っております。ただ、同情とか弁解とかする余地はないわけでありますが、その背景には、やはり人事院勧告が実施されないという、そういう、まあ行政側の違法的な弱みもあるいは考慮される余地があるかもしれません。そういうふうなことでわれわれ市長会は統一見解をつくったというふうな経過もございます。原則を変更するべきことではございませんが、今回の措置はそういうことであったというふうに御理解を賜りたいと思っております。（「規則の件はどうですか」と呼ぶ者あり）規則は改正するべきものではないと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　それじゃ規則どおりやらなくちゃだめなんですよ。勤務をしなかった時間数をきちんと賃金カットの対象とするということが規則に書いてあるわけです。人事の管理について全般にわたって市長は責任を持っているわけなんですよ。で、きちんと処分をしなければならないこともやらない。そればかりか、働かなかった時間についても給与を支払ったということになれば、恐らく市民のどなたが聞いても、そんなことがいままかり通るのかという疑問をお持ちになるはずです。それが市民感情だと思います。いま、たとえば新聞の求人広告に、「職場を離れても給与はお支払いします」ということで求人広告を出せば、恐らく、まさかそんなことが行われてるはずはないといって信じる人はないと思いますよ。ところがそのまさかが日野市で行われているんです。民間ではない、この日野市の市で、市自身でやってるわけです。こんなことは恐らく一般の方にはとても理解できないことだと思いますね。ですから常識に従ってきちんとやるべきことをやる、これが当然市長としての責任じゃないですか。やれなかったら規則を変えてしまえばいい。そしてきちんと現場の、職場の管理者から報告が上がってきています。勤務をしなかった時間、何時間何分というのがきちんと書かれています。三時間四十一分、四時間を超した者もあります。現場の職場管理者の報告をなぜ無視したんですか。市長、どうですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　規則につきましては、きちんとした形の守るべき方向に、当然守るべき方向に規則というものを運営すべきである、というふうに考えておりますので、きち

んと御注意があった諸点に注意しまして規則を運営していきたい、悪い方向に規則を改正すべきじゃない、こう思います。

それから、一般質問の中で御指摘を賜りました。それで、二十六市の中で処分につきましては協議してまいります、というお約束を私しておるわけでございます。それで、八王子の助役が助役会の会長をやっております。それから田無の助役が助役会のやはり副会長をやってるわけです。私の方から三度ほど電話をあげまして、各市そういう意向を持っているようでございます。それぞれ二十六市、あるいは第一ブロックとか、地区ごとにブロックがございます。第一ブロックは八つの市で構成されております。私の方としては、二十六市の助役会なりあるいは第一ブロックの八市なりで統一のやはり処分というものを早急に協議していきたいという申し入れを三度ほどしております。八王子からも田無の助役からも、早急に開こう、それで、それぞれのブロックで協議するという問題じゃない、全体の助役会を招集しようと、こういうことになっております。ただ、どこの市もいま三月議会中なんだということで、四月に入ったら早々に行う、こういうことになっておるわけでございまして、御指摘を受けました件について、なおざりに日を重ねておるわけじゃございませんので、御回答申し上げるべき私たちの方には義務がございますので、そういう点御理解賜りたいと思います。

それから現場から現認調書、御報告申し上げましたけれども、現認調書が上がってきておるわけでございます。十一時五十分、あるいは四十五分とか十二時までとかというのが大半でございます。御指摘のような十一時から一時間の、要するにノーワークの時間が現認調書の中に挙がっておるわけでございます。職場から上がりましたものについて、無視したわけではございません。それぞれの二十六市、あるいは民間の労働慣行というもの等をもしんしゃくしての上での労務管理上の考慮を払ったわけでございます。その点については、今回、特に長時間については理解しがたい面はさっきからあるというふうなことで、今回だけの処置として御理解賜りたいと、こう思うわけでございます。そういう考え方に立った労務管理上の処置でございます。よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　現場の管理者からきちんとした報告書を求めて出してもらってるわけですね。それはほとんどの人が三時間半以上です。つまり半日は完全に職場を放棄したということです。それを出さしておいて、それに基づいてちゃんと規則に照らして、働いてないんですから払わないというのはこれは当然だと思うんですよ。ところが払って、働いてない時間の給与も払われている。市民を欺く行為だと思うんですね。そんなために税金を納めているんじゃないんですよ。ちゃんと市政の中でその仕事をしていただく、そのために税金を

われわれは納めて給与もお支払いしているわけですから、働かなかった人にどうして給与払うんですか。そのために税金納めているんじゃありませんよ、市民は。どうですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　考え方の基本、おっしゃるとおりでございます。私たち組合とこの話をしましたときも、当初そういう話が組合から参りましたときも、とても認めがたいと。私、助役の立場としましてもはっきり認めがたいと。やりたいことを勝手にやっておいて、後の処理をどうのこうのというこについては認めがたいと。それで、大分あれでございますので市長にも申し上げました。市長からも、とんでもない、後々監査要求だとか、市民の方から当然契約義務——要するに労働をするという労働契約義務の不履行でございますので、少なくとも賃金カットというのは契約上の当然の処置として起こってくるんだということで、認めがたいということで、組合との間では全額カットというふうな状態のことになっておったわけでございますけれども、いつも二十六市の話を申し出しまして申しわけないわけなんですけれども、各市の状況がそういう形の中で、それぞれ今回だけの処置というふうなことになってきたものでございますので、さっきから申し上げているような状況の中で承認したといいますか、こういうふうな形なんです。後で必ず問題になるべき点というものが多々あるんだぞ、それで、そういう問題が起きたときの組合としては、最悪の場合については、やはりわれわれとしても承認しがたい場合があるんだぞ、というふうな話等もしておるわけでございますけれども、二十六市の状況が承認という形の中で、今回だけの時間に対する特別な計らいといいますか、市民サイドから、御主張のように見ると、非常に理解しがたいというお考え方、当然でございますけれども、今回だけというふうな二十六市の中の取り扱いを日野市も追認した形になっておるわけでございます。

いろいろと御指摘される点につきましては、十分理解しておるわけでございます。今後の組合との対応の中に厳しく生かしていきたい、こう思っておるわけでございますので、重ねて申し上げますけれども、今回だけの処置として御理解賜りたい、こう思うわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　つまりはっきり言えば、税金が、公金が違法に支出をされたということなんです。他市との問題をいまいろいろ言われているんですが、日野市が革新市政だといって胸を張るんだったら、悪いことは日野市から改めていったらいいじゃないですか。

また、先ほどの現場管理者からの報告、これもそうなんですが、管理職が何時間何分というきちんとした時間を出して職員

課に報告していながら、それが全くこれに基づいた減額が行われていない。これでは管理者だってまともに報告書出す気しませんよ、これから。現場で苦労している管理者、並びにストの参加についていろいろ疑問を持っている人もいるかもわかりません。明らかに地方公務員法の三十七条に違反した争議行為ですから。そういう市役所の中でまじめに働く職員のことを市長は考えたことありませんか。また、現場からの報告書、これをどうして無視するのか、市長から答弁をいただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私からのお答えは、先ほどの発言をもって気持ちは十分お伝えをしておるつもりでございます。きわめて遺憾である。

それから、現場から上がってきておるいわゆる証左資料、これは資料として十分尊重されるべきものである。このように思いながら、今回の異例な、統一とはいいながら、公務員に許されていない違法スト。その背景にはやはり人事院勧告が実施されないという、これまた国に対する一つの違法性も提訴されるべき側面があるはずであります。したがって違法は違法とし、また判断は判断としてこのような措置をとったということでございますので、その点をお答えをする次第であります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　やはり私は市役所の中にはまじめな職員の方がほとんどだと思いますし、このストについては疑問を持っている方が多いと思うんですね。しかし組合の運動の方針として、ストライキをやるということが決まれば、参加した人にはまともな、正しい規則に基づいた賃金のカットも行われない。そしてストに参加しなければ組合からいろんな働きかけを受けるかもわからない。まあ、いやがらせとはいかないまでも、ストを参加しないことによってその人は職場の中で気まずくなるかもわからないと思うんです。そうすれば、心の中ではストに疑問を持っていても、内心いやだと思っても、参加しても参加しなくても一緒なんですから、士気も低下してきますよ。

また、職員組合の規定によれば、第四条で、「カット分は組合が補う」となっております。つまり賃金カットを受けた分については組合がその分は負担しているわけです。組合費の規定の中では、本俸の百分の幾つかを毎月徴収して、また、場合によっては臨時組合費も徴収することができるということになっております。納入した組合費は一切戻さない、返さないという規定も組合規約の中にあります。つまり、ストに参加して若干のカットを受ける、そして組合から補ってもらった額というのは、本当は自分が納めた組合費なんですよ。だからきちんと地方公務員法にも違反した職員に対しては処分を、市長は任命権者ですからやる。そして働かなかった時間については規則に従

って給与を支払わない、ということをきちんと実行すれば、いいことをした、悪いことをしたという物事の善悪、白黒がはっきりするわけです。それがいま日野市の中では行われていないんです。この市役所の中で。

市長にお聞きしますが、追加をして、先ほどいろいろ助役も言っています、認めがたい今回の措置だと。それをお認めになるなら、追加してきちんとその辺措置をすべきじゃありませんか。いかがでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いままでお答えしたとおりでありますが、いずれにいたしましても、今後峻厳な態度で地方公務員としての責務、市民に仕える精神をよく指導していきたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は市長の決意表明を聞いているんじゃないんです。具体的に答えていただきたいんです。追加をして、本来支払うべきじゃない給与を支払ったんですから、組合に加盟している職員の方で、働かなかった時間については四月分の給与で、その後でも結構です。きちんと規則にのっとった減額の措置をとるということをお約束できませんか、どうでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　組合の組織、運動ということも、もちろん憲法の精神に沿って団結権、これは当然認められておることでありますし、またそのための服務についての規律がある。先ほども言っておりますとおり、違法は違法ということで、違法でないと私は言ってないわけであります。しかし、一つの状況判断、それから全体を見ての判断ということも、われわれの一応の権限に市民から一任されている面もあろうと思っております。今後、市民の御意見も十分聞いて十分参考にさせていただく、また一層、お答えをいたしましたとおり、職員に対する公務員としての資質の向上、それから規律の厳正、そういうことをやるということを答えておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は今回の二月十八日のストライキで、働かなかった分について市民の税金からお金が、税金が違法に支出されていますから、次の四月分、ないしはそれ以降の給与で、きちんと、私たちの税金が、公金が違法に支出されたと言われないように、追加をして減額の措置をとる気持ちがありますか、どうでしょうかと聞いているんですから、そのことにきちんと答えていただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えをしたとおりで、ほぼお答えには尽きておると思っておりますけれど、いずれにい

たしましても検討はいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　検討した結果どうなるのかわかりませんが、私は非常に心もとないんですね。といいますのは、これまで争議行為のことに関して私は何度か質問しておりますが、一度だって市長は毅然たる態度で臨まれたことがない。だからいまの言葉は私は信用できないんです。はっきりどうしていま言えないんですか。（「税金だから勝手に払っていいという理屈がどこにある、自分の金なら払わないだろう」「答弁の必要なし」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（石坂勝雄君）　答弁ございませんか。市長。

○市長（森田喜美男君）　以上のようなお答えで御不満かもしれませんが、検討すると申し上げておる点で、ひとつ御承認をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ですから、検討の結果がいままでの市長の実績、いままでのいろんな対応に照らしてみると、私は規則に照らしてきちんとした措置がとられるとは思えないから、ここではっきりしてもらいたいと言ってるわけですよ。私たちの税金から払われているんですよ。どのような方向で検討しますか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　以上のようなお答えで御不満かもしれませんが御了承くださいと、こういうふうにお答えしておるんでありますから、これで私の答えは御理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　これは非常にはっきりしていることなんですよ。恐らく民間企業なんかでは考えられないでしょうし、先ほど言いましたように、そんなことが本当に行われているんだろうかと思いますよ、普通の人は。一時間以上も職場を離れた分について支払われたんですよ、給与が。（「ますます職員組合になめられるよ、管理者は」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）まあ、当然監査の、違法な支出ですから、請求が私は出ても当然だと、この件については思っておりますので、市長にその気持ちが、検討ということですが、なければ、住民の側は監査を請求して、きちんとこの件については決着をつけなければならないと思います。

そこで、私は非常に不満ですが、市長は、先ほど私言いました三十七条、地方公務員法、に基づいてこのストライキが行われたわけです。処分の件についてはどうなっているんですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　古賀議員さんから一般質問という形の中で御指摘、御注意を受けた点につきましては、その時点で、さっきちょっと触れたと思いますけれども、統一ストライキというふうなことで、統一的なことで理事者側の方も対処していく。一騎打ちの時代じゃなくなってきて、二十六市力を挙げて自治労そのものと当たっているという状況の中におきましては、処分のあり方につきましても、二十六市の中での協議によって結論を生み出し対処申し上げたい、そういうふうに申し上げてきておるわけでございます。それにつけ加えまして、助役会の会長、副会長に私の方から、早急に会議をし結論を生む督促をし、四月に入って早々に持つというふうな経過になっているということを先ほど申し上げました。そういうふうな経過になっておるわけでございます。暫時結論をお待ち願いたい、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　何度も繰り返しになるんですが、いままでその処分が行われたことが一度もないわけですね。きちんと法律に書かれているわけですよ。あおったり企てた人は刑事罰もあるんですね。それ以外の参加者についてはきちんといろんな処分が付記されています。つまり任命権者である市長はそれができるわけです。任されているんですよ、人事管理を、法律によってきちんと。今度はやる方向で検討しているんですか。結論はいつごろ出ますか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　先ほどから申し上げております

ように、御指摘という点につきましては先ほどからお答え申し上げているように、御指摘そのものが無理な御指摘だとか、あるいは市民の、要するに立場からかけ離れた御主張というふうな形にはとっておりません。当然われわれが管理者としましてとるべき御注意というふうに受け取っておるわけでございますし、いろいろと今後の管理の中に、現状の改革をやっていくべきだ、というふうにとらえておりますので、助役は助役としての努力の中で努力を果たしていきたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長の考え方をお聞かせいただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えした気持ちは十分お伝えできている、こう思っておりますが、われわれ地方公務員たるもの、市民に奉仕する立場でみずからを厳しく保っていく、そういう規定にも峻厳な、遵守すべきそういう反省も今後行っていこう、こういうふうにお答えをしたつもりでございますし、また、そういうつもりを今後明らかにしていこう、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私が組合主導の市政の運営だと言ったのは、ほかにもいろいろあるわけです。いま世の中が非常に厳しい状況にある。公務員に対するいろんな批判も高いわけです。その中でこんなことが白昼堂々と日野市では行われているわけです。給与の違法な支払い、公金の違法支出ですよ。それからまた、いま地方公務員をできるだけ数も減らしましょうという一つの国民的な合意のもとに行政改革も行われています。ところが日野市は今回五十四名の増を条例で出してきました。臨時行政調査会の答申でも、行革の大きな柱として積極的に地方公務員の数を検討して計画的に削減をしていきなさい、ということがきちんと書かれております。それに逆行することを今回日野市はやってるわけです。何から何まで市民の感情を逆なでするようなことなんです。本当に市民のために、行政サービスを向上させるためにやるんであれば、私はそれは部門によっては認めなくちゃいけないのもわかります。

　ひとつ念のためにお聞きするんですが、この間助役は、まあ総務部長もそうですが、学童クラブの長期臨時職員の正職員化について、私どもに対しては十七名、いわゆる学童クラブの一園について一名、プラスいろいろ休暇を取って休まれる人のために四名、合計二十一名を正職化いたしますと、この議会で、これは古谷太郎議員の質問のときに、たしか上程のときに答えております。ところが、組合から出されました市職ニュースによれば、学童指導員三十二名、いま長期の臨時職員のお勤めの

方いらっしゃるそうですが、そのうちの二十七名が今回正職として採用されるんだとなっております。これもちょっとおかしいんじゃないんですか。（「直接質問と関係ないぞ」「あるんだ、こういうだらしがないことやってるから変なことが起きるんだ」と呼ぶ者あり）この数はどうなんですか。（「学童保育は関係ない」「関係ある」と呼ぶ者あり）答弁の内容と、それから実際にこの市職ニュースの中で書かれていることと違うんですね。しかもこれにはきちんと「当局と折衝を重ねてきた結果合意に達したもの」と書かれています。組合の言ってることが間違いですか、助役の答えが間違っていたんですか、どうなんです、これは。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　学童指導員を児童厚生員という形で定数増をお願い申し上げましたのは、十七名のクラブに一人ずつの要するに責任ある正職を置く、それからいろいろと年休、いろんな休暇、病欠、それらのフリーというのは保育園でも採っていますけれども、そういう態勢に四名という、二十一名の、定数増は二十一名お願いしておるわけでございます。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ですから私どもは、いま三十二名いらっしゃるそうですが、その方のうちの二十一名の方が今回正職として日野市に四月からお入りになるのかなと思ったんですよ。ところが違うんですね。それをお聞きしているんです。どうなんです。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　どうも。定数増との関係ではございませんけれども、旧来の児童館の方へ児童厚生員ではなく保母という形で四名が児童館の方へ身分がえになる。それから定数増とは関係ございませんけれども、学童の中から四名が保母という形で従来の定数の中へ入っていく、それが四名でございます。そういう形で、旧来の定数の中へ四名、新しい定数に二十一名、そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　じゃあ、二十一名学童指導員として採用される、そして児童館へ各一名ですから四人ですね。それに他の職場へ回る方が二名、そう書いてありますよ。合計二十七名の人が今回パートのいわゆる臨時長期職員として、学童クラブにいらっしゃる方から二十七名の方が正式に職員として採用になる、こう書いてあるんです。助役はこんなことは一言もおっしゃらなかったんですよ、この議会で。

　それから、これは市長にもお聞きしたいんですが、全国のいわゆる六百幾つかありますが、この自治体の中で、職員を、確かに少しふえているんです。平均しますと〇・四％。日野の今

回の五十四人増。十倍ですよ。四%。十倍サービスが向上しますか、これで。

それと、先ほどおっしゃった数の問題ですね。助役のおっしゃった数とはちょっと、非常に、手品じゃないんですけれども、私たちわからないんです。一体何をおっしゃってるのかよくわからない。三十二名のうち二十七名を今回きちんと市の正式の職員として採用いたしますということなんですね。そして残りの五名の人については来年正式に採用いたします、ですから現在の三十二名のパートの職員の方はことしと来年で全員正職化しますということなんでしょう。そう書いてありますけれど、違うんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　お答え申し上げます。

定数増によりまして二十一名でございます。それから従来の定数の中へ児童館の要するに保母としてまいりますのが四名でございます。合計二十五名でございます。三十二名おりますので、七名については試験をした結果、要するに採用に至らなかったものでございまして、これにつきましては組合の方でいろいろ書いておるようでございますけれども、要するに試験の結果によるものでございまして、われわれの方としては来年どうのこうのという約束は全くしておりません。組合の方からはいろいろと主張はございます。ああしてほしいという主張はございますけれども、はっきり申し上げられますのは、三十二名のうち、先ほど申し上げました定数増でお願いしました十七名、プラス、フリーの四名の二十一名、それから旧来の定数、いままでの定数の中に児童館の保母という形の中でまいります四名、合わせまして二十五名でございます。

いろいろと説明の際に行き違いがあったようでございまして、まことに恐縮しておるわけでございます。その点につきましては説明不足、舌足らずというふうなことで陳謝申し上げたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　ただいま古賀議員が緊急質問を行っているわけですけれども、古賀議員から提出された緊急質問書によりますと、件名はこう書かれております。「市職員組合の半日違法スト（二月十八日）参加者に対する給与支払いにかかわる公金の違法支出の疑義について」。そして要旨として、「職場放棄して職務を果たしていなかった時間帯の賃金の減額が三月分給与で正しく行われていない」と、こういう緊急質問の要旨になっている。いまのやりとりを聞いていますと、だれでもわかるように、全く緊急質問の要旨から離れたやりとりになっていると思います。ひとつ議長がよろしく整理をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　議長から古賀俊昭君に申し上げます。

緊急質問の要旨に沿っていわゆる質疑を続行してください。

古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は、私どもが納めた税金が正しく市のために使われているかどうかということをもとにお話をしているわけです。ですから、正しく使われていないんじゃないかということで、いまの、当然話に及ぶことはあたりまえだと私は思いますよ。特に給与の支払いがこれにはかかわってくるわけです。人件費というのは非常に大きなウエートを占めておりますので、できるだけむだな支出がないように考える場合、増員に関しては慎重でなければならないという立場はこれは当然だと思います。ですから、重要なかかわりがありますのでお聞きしているわけです。

一点だけお伺いします。いま数の問題なんですけれど、「組合との折衝の結果合意に達した」と書いてあるんです。何か文書が私は取り交わされていると思いますよ。助役が御存じなくても市長が何か取り交わしたかもわかりません。どうなんですか。このビラ間違っていますか。そしていま助役がおっしゃった二十一名、これは十七学童クラブにプラス四名は、お休みになる方がいらっしゃるから、欠員が出た場合にそれを補うために四名でしょう。ですから十七足す四で二十一名ですよ。ところがこの二十一名にプラスして、いまの学童クラブのパートをなさっている臨時の方の中から児童館に各一名を張りつけるということですから、これをプラス四すれば二十五、そしてそのまたプラス二名を他の職種に回すと書いてありますから、二十七になるんですよ。（「そんな説明は受けなかったよ」と呼ぶ者あり）二十七名で残り五名については来年度きちんと正式採用しますと、合意に達したと書いてあるんですよ。だから助役の説明とは全く違うんですね。本当のことをそのままお話しになったらどうなんですか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　私は過日総務委員長としてこの定数条例に賛成という委員会の報告をいたしまして、私ももちろん会派としては賛成をいたしております。しかし、いまの質疑の中で、市側のいわゆる答弁は、総務委員会との説明と全く違っておる。ちょっとこの点を調整をしていただきたい。したがって休憩をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長、特に休憩に入る前に何かあるようなら発言を許します。市長。

○市長（森田喜美男君）　助役ないし総務部長がお答えをしているのが、これが行政側の正しい御報告でございます。したがって、組合の資料というものを私はよく見ておりませんが、別段そごがあるはずもありませんし、お答えをしているこ

とに手違いはないというふうに私は思っております。したがって疑義の余地をいただくことはない、このように申し上げたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　時間延長をいたしたいと思います。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時四十二分休憩

午後八時　十四分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の黒川重憲君の質問に対しての理事者から明快な答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　総務委員会、それから第五号の定数条例の上程の際に、助役、私の方から内容につきましての、定数につきましての内容説明を行ったわけでございますけれども、改正定数の、お願いしました定数のすべてについて、説明を、全体にわたって説明申し上げればよかったわけでございますけれども、数が合わないぞというふうな御指摘があるとおり、拾い読みの、補足説明ということで、拾い読みの説明を申し上げた結果、問題点として申し上げますと、学童クラブの正職化については二十一名と申し上げまして、学童クラブの中から児童館に四名、フリーとして正職化する、その四名の説明を、拾い読みという形の中で欠如した、落ちた、こういう点につきまして、委員会審議、あるいは本会議審議におきまして誤解を生むような説明を申し上げまして、説明をいたしておるわけでございます。この点につきまして手落ちがありました点につきまして重々の陳謝を申し上げ、御理解をいただきたいと思います。二十一名と説明申し上げましたけれども、さらに四名の、児童館へ四名の職員を正職化という形で振り向ける、合計二十五名の正職化をこの五号の定数化の中でお願いしているわけでございます。

説明の際、そういう欠落がございました点につきまして、深く陳謝申し上げ、御理解を賜りたいと存ずる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。（「臨時をふやすのか」と呼ぶ者あり）二十五名には変わりございません。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　それでは、先ほど私が質問したことに関しまして総務委員長の方からも確認の先ほど発言がありまして、いま助役に答えていただいたんですが、そうしますと、この市職員組合が出しました市職ニュースの内容については、明らかな市職側の間違いということになりますが、それは助役の方で確認なさいますか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げたいと思います。

ただいま御説明申し上げました二十五名の学童指導員からの正職化への切りかえは、二十五名でございます。それ以外につきましては、組合との中で組合からの要望はございましたけれども、組合との間に二十五名以外の者につきましてどうのこうのという約束はいたしておりません。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　それではこの中に書いてあります来年、残りの五名の学童指導員は四月一日――来年ですよ、正職化するという内容は、これは間違いになりますね。それが一つ。

それから、私がこれ重ねてお聞きするのはなぜかといいますと、市職のニュースというのは、市と職員組合が、いわゆる当事者の一方が出したものだからなんです。市職側でもない、市側でもない、全く第三者の人が何かこのようなものを出したというのであれば、これは間違いもあるかもわかりません。しかし当事者、つまり交渉なさった一方の方が合意をこのようにしたんだということで出しているわけですから、私はそう間違ったものを堂々と配布することはないんじゃなかろうかと思うんです。ですから、この、二名については他職種へ配置がえをする、それから残り五名の学童指導員は来年四月一日に正職化するということは間違いですね。その点をはっきり答えてください。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　先ほど申し上げましたように、第五号の定数条例でお願い申し上げておりますところの学童指導員からの正職化というのは、二十五名という形で、組合との中で話はできておるわけでございます。それを議会にお願い申し上げた次第でございます。

それ以外につきましては、組合の方から、やはり総務部長あるいは職員課長の段階で、交渉段階でいろいろそれ以外につきましても、学童指導員三十二名おるわけでございますから、それらの処遇につきましてもいろいろ要望はあったようでございますけれども、その要望は組合側からの市側に対する要望という形の中でございまして、要望以外に約束という形での一つ

の結実というものにはなっておりません。市側としてはそれについてそういう約束はいたしておりません。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は約束をしてないと助役がおっしゃるんですから、それを信じたいんです。ところが四月の一日、また違うビラが出ているんですよ。これにも、全員の正職化をかち取ったと書いてあるんです。これ一枚じゃないんですよ。もう一枚同じような内容のものが出ているんですよ。そんなにでたらめな内容のものを職員組合の人たちが私は出されるとは思えないんですよ。やはり交渉の当事者、一方の当事者がきちんとこういうものを出すんですから、何かの合意があったというのは間違いないと私は思うんです。この残り七名の人は、じゃあ正職化されることはないわけですね、ことしも来年も。市長、どうですか。ないかあるか、どちらか答えてください。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先向き、大幅な欠員等がある場合には考えられるということであります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いまの市長の発言ですと、助役は先ほど約束はないとおっしゃった。市長は含みのある発言ですね。あるということですよ、いまの答弁は。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　約束として行っていることはございません。ただ、将来のことは余り断定することもできない面もありますが、約束はありません。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　明らかにいまのは政治的な答弁ですね。含みが完全に残されておりますよ。ですから、合意があったというこのビラの内容は正しいことになります。助役のお話と違いますね。私は何が何でも定数をふやしちゃいけないと言っているんじゃないんですよ。説明があったことと事実が違うから、その点をはっきりしてくださいということを言っているんです。この残り七名の方は正職化には今度ならないわけでしょう。来年もならないんですね、どうなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。（発言する者あり）

○助役（赤松行雄君）　その点について（発言する者あり）――私の方の答弁もお聞きいただきたいと思いますけれども、問題の所在を申し上げたいと思います。

　そういう密約も約束もいたしておりません。これははっきり申し上げられると思います。ただこの問題は、組合からの圧力というふうな提起の中でこういう問題の処理がなされたわけではございませんで、市の職員の学童クラブの職員の雇用の状態というのが、普通の臨時職員でしたら半年ごとの契約の更新と

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　はっきり密約も約束もなかったということは申し上げておりますし、それからそれに対して、今後の対処として、問題点はあります。問題の所在点はございますという点を申し上げておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　試験を行って採用を決めたというお話です。この三十二人の方について採用のための試験をやったということですね。試験をおやりになったんでしょう。ところが、市の職員、特に行政職の一般職員を採用する場合には、たとえば広報で募集のちゃんと広告を出されます。恐らくこれは出されてないと思うんです。地方公務員法の第十九条、御存じだと思うんですが、試験を行う場合は「受験の資格を有するすべての国民に対して平等の条件で公開されなければならない」とあります。すべての国民、市民は法のもとに平等なんです。これは憲法にもうたわれています。憲法に基づいてこの地方公務員法、定められております。平等なんですよ、市民は皆。ですから、もし募集をされるなら、すべての市民を対象に募集を行って、応募をしてきた人たちに対して公平な試験が行われなければならない。憲法に反する行為でしょう。日本国憲法に反しますでしょう、この行為は。地方公務員法に反しているでしょう。（「任用できんだよ」と呼ぶ者あり）昇任試験は

という形の中で雇用しておけばよかったわけでございますけれども、人手が足りない、なかなかいないというふうな時代がございまして、そういう時代に、そういう更新を踏まずに長期臨時という形を踏んだものですから、要するに長期臨時、要するに労働基準法上の正職化への一つの糸口というふうな、端的に言えばほころびが生じたという問題点が流れの中にあるわけでございます。そこが今後の問題点として所在するんだと、こういうことで市長のああいう発言になるわけでございますので、その点は御考慮いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は組合のこのビラの内容、正しいと思います。明らかに内容が間違っているということは一切おっしゃらないんですよ。合意がなかったともおっしゃらないんですよ。確かに密約とかいろんな言葉をいま言われましたけれども、そういう約束事、表ざたになるようなことはなかったでしょう。しかし何らかの取りきめがあったということは私は事実じゃないかと思うんです。職員組合の名において出すものに、二種類もきちんと書いてあるんです。約束がちゃんと交渉の中でき上がったから出したんじゃないんですか。だからはっきりと、残りの七名の人はことしも来年も採用はありませんということは言えないじゃないですか。言えるんですか、どうなんです。

別ですよ。しかし、新たに職員を応募する場合は地方公務員法十九条、受験資格のところにはっきり書いてあります。平等に、機会均等に公開されなければならないんですよ、試験をやりますというのは。できるという根拠があるならば示してください。どうですか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　ただいまの御質問につきましてお答え申し上げたいと思います。

確かに地方公務員法の第十八条には競争試験及び選考、こういうことで項目が書いてございます。それと十九条については受験資格、こういう形で条文が成文化されております。ただ学童指導員の問題につきましては、臨時の職員を採用する場合に公募を行っているわけでございます。そういう前提がございますので、それを引き続き受けたと、こういうことで選考試験を行ったと、こういう判断をしております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ですから、新たに職員を募集する場合は、すべての市民に対して公平にその機会を与えなければならないんですよ。憲法のもとに示されたこの地方公務員法、すべての人が平等なんですから、今度保母さんを募集します、御希望の方は応募してください、というのを広報に出すべきじゃないですか。それが憲法の精神なんですよ。助役、間違っているでしょう、このやり方は。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　さっき総務部長からお答えした内容の解釈をしておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ところが、保母さんが、日野市で資格持った方が働きたいという方は、すでに合格している人が日野市にはいるはずです。（「そうだ、それが問題だ」と呼ぶ者あり）保母の採用試験に合格して、定数、いわゆるやめていく方があったらそれを補うわけですから、それを待ってる人がいるはずです。何人かいるでしょう。数をおっしゃってください。（「外れてるじゃないの、質問から」「昔はこんなことをやったんだよ、昭和二十八年までは。だから法律改正が行われた、憲法違反だから」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）

もう一度言います。おわかりにならなければもう一度質問いたします。今回保母さんを募集されたんですよね。しかしその募集の範囲は限られていた。臨時の長期の方、いわゆる学童保育で働いておられる方から、その方々に限定してお採りになった。しかし日野市で保母さんとして働きたいという方は、日野市の採用試験を受けて待機中の方がおられたはずです。その方々は今回採用されなかったわけです。だから、何人かおられたはずですよ。どうしてその人たちが頭越しに飛ばされたんですか。何人かおられたはずですから、その数とその理由を教えてくださいということを私は質問しているんです。

○議長（石坂勝雄君）　職員課長。

○職員課長（長谷川暢男君）　私の方からお答えさしていただきます。

四月一日で登載した方二名いらっしゃいます。以上です。

（「なぜ採用されないんだ」「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　続いて答弁ありますか。職員課長。

○職員課長（長谷川暢男君）　四月一日の登載者が二名というふうにお答えしているわけでございます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　先ほども指摘しましたけれども、古賀議員の質問は、くどいようですけれども、質問要旨と全くかけ離れた問題でやってるんですね。議長はきちっとその辺は整理してくださいよ。きちっと、やはりルールに基づいて議会を民主的に運営してくださいよ。要求します。

○議長（石坂勝雄君）　古賀議員に申し上げます。簡潔にひとつ御努力願いたいと思います。　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は、ですから、この採用試験がすべての市民が平等に試験を受ける機会が与えられなければならないにもかかわらず、特定の人に限ってしかその機会は与えられなかった。そういうことで、地方公務員法十九条にも違反しているということは、はっきりしています。つまり憲法違反なんですよ。法のもとの平等に反している。憲法の原則に反しているということをはっきり指摘しておきます。

それから、先ほどの私がる質問をいたしました給与の減額のことなんですが、二十六市のことを助役は盛んに言われるんですが、午前中このストライキをやったのは日野市と青梅だけなんですよ。稲城はやっていませんよ。二十六市で逃げちゃだめです。日野と二市しかないんですよ、日野を含めて。よそがどうだとか二十六市がどうというのは関係ないんですよ。これだけ半日職場を離れて、職務につかなかった方がいたのは日野市と青梅市だけなんですよ。そこをはっきり確認してください。二十六市関係ありませんよ。日野市がどうかという問題です。御存じでしょう、どうですか。

○議長（石坂勝雄君）　答弁ありますか。助役。

○助役（赤松行雄君）　詳細な調査をする必要があろうかと思います。青梅と日野だけではないと思います。（「調査もしないで二十六市でやってますなんてどうして言えたんだ」と呼ぶ者あり）八王子も、日野を超える——公表はどうかしら

ぬけれども、やってるはずでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　つまり、自治労の中止指令が出た後も職場を離れて仕事をしてなかったのがはっきりもう確認されてるわけです。先ほど言いますように、現場の管理職の方から出された報告書でもはっきりしています。で、やらなかった市もある、二十六市の中には。そして、中止指令が来てやめたところもあるけれども、日野市はやめなかった。そういう中で、日野市は非常に突出しているんですよ。ですから、よその市がどうのこうのということでなくて、日野市がどう対応するか。病院に診察受けに行ったけれども受けられなかった人がストライキのためにあったわけでしょう。そういう事情をよく考えて、働かない人にどうして給料を払えますか。常識でしょう、こんなこと。ですから二十六市がどうのこうのというのは全く詭弁です。日野市は日野市として独自に、この減額について今後対応するという約束を最後に私はしていただければ結構なんですが、その約束をぜひお願いしたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどお答えいたしましたとおり、検討すると申し上げております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。（「同じことばかり聞きたくない」と呼ぶ者あり）

○十八番（古賀俊昭君）　まず地方公務員法に違反をして、もうこれはくどいんですよね。言うこともいやになるくらいです。規則にも違反している。照らして、明らかにこれは、検討じゃないんですよ、これを読めばすぐわかることなんです。ある程度含みのある発言をされる、答弁をされるというのは私もわからないじゃないです。しかし、このような方向で、こういうことを十分考えて、この内容をもって検討するという、何か具体的なものがないと、検討はしたけれども幾らでも逃げ道はありますよ。規則や法律が何も要らないんですよ、日野では。（「憲法もじゅうりんされてる、大変だよこれは」と呼ぶ者あり。その他発言する者あり）ストに参加しなかった人、参加した人が同じなんですよ。何かに区別がなくちゃいけないでしょう。その辺を少し確認を私したいと思います。どのような方向で検討しますか。税金を違法に支出してもらいたくないんです。これは市民の素朴な感情だと思います。検討する内容、その姿勢を具体的に聞かしてもらいたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いままで一応の処置についての考え方はお答えをしてまいりました。しかしそれではいけないと、こういう強い御指摘でありますから、したがいまして、その御意見を受けて検討いたしますと、こう申し上げているわけでありますから、そのようにお任せをいただきたい、こう思

います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　この件について質問は終わります。

議長にひとつ最後に申し上げたいんですが、私の休憩前の発言中、並びにいま発言しておりますときに、傍聴席からやじが飛んだり、それから私に対して、どういう意味があるのかわかりませんけれど、何かお話しになっているようなこともよく聞こえてくるんです。議場はやはり神聖な場でもありますし、私も市民から選ばれた代表としてこの問題を取り上げて、私のあくまで個人的な感情で言っているんじゃないんです。多くの市民の感情をもとにして、市民の方の考え方もあるんだと、このような考え方が。それを私は代弁して言ってるわけですから、いろんな考えを持つのは自由、それはあって当然です。しかし議場内の神聖、また静寂を破るような、また不規則発言をするような行為については、議長においてしかるべききちんとした対応を私はお願いをしておきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　傍聴者に対する秩序等に対しては、職員にも厳重にそういうふうに守っていただくように要請をします。

これをもって市職員組合の半日違法スト（二月十八日）参加者に対する給与支払にかかわる公金の違法支出の疑義についての緊急質問の件を終わります。

これより請願第五七ー四八号、街路灯設置に関する請願の件を議題といたします。

請願者より取り下げの申し出がありますので、建設委員長の報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　建設委員会の報告を申し上げます。

請願五七ー四八号でございます。街路灯設置に関する請願につきましては、請願代表者の方から三月の十五日付をもちまして取り下げ願いが提出されました。建設委員会では取り下げを承認いたしましたことをよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、取り下げることに決定いたしました。

これより請願第五八ー三号、百草園自治会内道路舗装に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　請願第五八ー三号の請願でございます。百草園自治会内の道路舗装に関する請願で

ございます。建設委員会の審査報告を申し上げます。

本請願については、三月十五日の定例会におきまして、本委員会に付託されましたものでございます。請願者は百草園自治会長、日野市落川一四〇番地の七五加藤布左子さん外二百五十八名の方から提出されたものでございます。

本委員会は現地調査の実施をいたしました。また、昨年市に移管が終わり、五十八年度より年次的に整備して行うとの市側の説明もございました。審査の結果、全員異議なく採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五八ー三号、百草園自治会内道路舗装に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五七ー六号、日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願、請願第五七ー七号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願、請願第五七ー五六号、図書館の夜間開館に関する陳情、請願第五七ー六四号、中学校通学区域変更に関する陳情、請願第五七ー六五号、高幡台団地運動公園内テニスコート設置に反対の請願、請願第五八ー四号、七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本六件については文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五七ー五三号、下水道化に伴う代替業務の提供及び補償についての陳情、請願第五七ー五八号、優生保護法「改正」に反対する陳情、請願第五七ー六三号、優生保護法一部「改正」反対に関する陳情、請願第五七ー六七号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第五八ー二号、高山地区セン

ター建設に関する請願、請願第五八ー六号、優生保護法「改正」に反対する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本六件については厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五七ー二七号、水害等対策に関する請願、請願第五七ー三一号、私道舗装に関する請願、請願第五七ー三七号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第五七ー三八号、住宅環境保全に関する請願、請願第五七ー四六号、下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願、請願第五七ー五一号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願、請願第五七ー五四号、日野市日野本町四丁目六番地、同七番地、同八番地、同十八番地の市街地整備促進についての請願、請願第五七ー五五号、高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願、請願第五七ー五九号、土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願、請願第五七ー六〇号、一・三・一バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願、請願第五七ー六二号、程久保六六二番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第五八ー一号、日野市程久保六〇四ー一、他の土地の宅地造成反対の陳情、請願第五八ー五号、高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本十三件については建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第二九、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関する事件の調査

研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第三〇、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第三一、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第三二、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より、廃棄物対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第三三、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設対策に関す

る事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第三四、東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。（「議長」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十三番（米沢照雄君）　大事な問題について議事進行上確認しておきたいことが一点ありますので、発言をさせて

ます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました石坂勝雄を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました石坂勝雄が東京都市交通災害共済組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました石坂勝雄に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

請願第五八ー八号、滝合学童クラブ増築に関する陳情が提出されました。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第五八ー八号の常任委員会への付記は、会議規則第百十二条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第五八ー八号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

東京都市交通災害共済組合議会議員に石坂勝雄を指名いたし

いただきます。

先日、黒川議員、古賀議員から竹ノ上議員に対する陳謝要求の発言がありました。そして、それは御承知のように、その扱いについて議長預かりということで経過をしております。大事な点を確認したい。その点は、代表者会議、それから議会運営委員会で決定したかのような言い方でいわゆる陳謝要求がされたわけですけれども、議員によってはそういう確認はなかったと言ってる議員もおります。ですからあえてこの場で確認したいわけですが、果たして代表者会議、議会運営委員会で確認されたといっているその内容は、どういう確認なのか、この点を議会事務局長から答弁を求め、そして確認したいと思います。

（「おかしいぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）そうでないと黒川議員、古賀議員の発言は全く根拠のない発言だと、こういうことになりますので、はっきりとこの場で議事録に残す形で確認をしておきたい。（発言する者あり）

○議長（石坂勝雄君）　お答えいたします。ただいまの米沢議員の議事進行の発言は、この件は代表者会議で、いわゆる休憩をとって協議をして、本会議に諮るなり決めていくなり、そういう方法については代表者会議に諮っていく、ということだけをお答え申し上げます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　大変大事なことなんですね。つまり代表者会議、議会運営委員会で、会期中だから小中学校の卒業式には議員は出席しない、したがって議会事務局から祝電を打つ、こういうことを確認したんだ、決定したんだということが言われております。もしそういうことであるなら、あるいは反省の余地も陳謝の余地もあろうかと思いますが、（「さぼっといて何言うんだ」と呼ぶ者あり）その点が実際に確認されていたのかどうかをこの場ではっきりさせておきたい。

○議長（石坂勝雄君）　お答えいたします。この問題に対して、議長がここで答える筋ではないと思いますので、休憩をとりまして代表者会議なりあわせて議会運営委員会をとって、いろんな点を確認していきたい、こう思います。

議事を続行します。

日程第三六、日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会審査報告の件を議題といたします。

委員長より報告を求めます。

〔日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員長　登壇〕

○日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員長（奥住芳雄君）

御指名でございますので日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る百条調査特別委員会の報告をいたします。

日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会調査報告書

本委員会は、昭和五十七年九月十三日の市議会において、議員　高橋通夫君外六名による提出の緊急動議により次のとおり設置された。

記

一、名　　称　日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会

二、委員会の設置並びにその権限　地方自治法第百十条及び日野市議会委員会条例第五条および地方自治法第九十八条第一項、第二項および同法第百条第一項による。

三、調査事項　日野市遺跡調査会に対する昭和五十一年から昭和五十四年度までの委託事務の内容ならびに同調査会に支出された委託料等の経費。

四、委員会の組織　委員は十名とし、議長指名による。委員長一名。副委員長一名。

五、閉会中の調査　議会閉会中も継続調査するものとする。

六、調査に要する経費　百五十万円以内

2.　委員および役員

議長は、昭和五十七年九月二十二日次のとおり委員を指名した。

日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会

特別委員会

委員長　奥住芳雄

日野市議会議長

石坂勝雄　殿

一、本委員会の設置および調査経過

1.　設置経過

小山良悟君　馬場弘融君　一ノ瀬　隆君
板垣正男君　夏井明男君　黒川重憲君
古賀俊昭君　竹ノ上武俊君　中山基昭君
奥住芳雄君

昭和五十七年九月二十二日開かれた委員会において、次のとおり委員長、副委員長が互選された。

委員長　奥住芳雄君
副委員長　中山基昭君

3. 委員会の会議経過と調査項目

委員会は、次のとおり十一回開かれた。

第一回　昭和五十七年九月二十二日（於　市議会六〇一応接室）
第二回　昭和五十七年九月二十四日（於　市議会六〇一応接室）
第三回　昭和五十七年十月　二　日（於　市議会第二委員会室）
第四回　昭和五十七年十月　十八日（於　市議会全員協議会室）
第五回　昭和五十七年十一月十一日（於　市議会全員協議会室）
第六回　昭和五十七年十一月三十日（於　市議会全員協議会室）
第七回　昭和五十七年十二月二十日（於　市議会全員協議会室）
第八回　昭和五十八年　一月二十日（於　市議会全員協議会室）
第九回　昭和五十八年一月三十一日（於　市議会全員協議会室）
第十回　昭和五十八年　二月十四日（於　市議会全員協議会室）
第十一回　昭和五十八年三月二十二日（於　市議会全員協議会室）

○第一回、九月二十二日は議長招集により、委員長及び副委員長が選任された。

○第二回、九月二十四日は調査特別委員会の運営方針および昭和五十一年度から昭和五十四年度までの、遺跡調査会委託事務ならびに委託料に係る記録及び資料を、委員長名で議長あて要請、同日議長名で市長あて要求した。

第一回要求資料

一、予算、決算書（事業計画及び調査報告書）
二、収入、支出伝票、金銭出納簿
三、銀行預金通帳
四、調査日誌
五、備品台帳

六、アルバイト出勤台帳
七、アルバイト賃金支払関係書類
八、原因者契約書
九、備品及び各種購入品、見積書、領収書
十、土木関係者の雇上げ関係書類
十一、市職員の勤務者名簿と勤務状況
十二、日野市遺跡調査会規約、役員名（新・旧）及び日野市遺跡調査団名簿
十三、国、都の補助金に係る契約書及び決算報告書

4. 調査項目

昭和五十一年から昭和五十四年が対象であるが、遺跡調査会が発足した、昭和四十八年当時から昭和五十四年までの遺跡調査会の経緯

○第三回、九月二十五日委員長名で遺跡調査会発足以来の遺跡調査会事務局長等を説明員として、出席要請ならびに遺跡調査会関係記録及び資料の第二回目を要請、同日議長名で市長あて要求し、第三回の十月二日の委員会において、各担当期間の経緯について調査がおこなわれた。

(イ) 出席説明員

教育長　長沢三郎君
元社会教育課長兼事務局長　坂本金雄君
〃　〃　小山哲夫君

(ロ) 第二回要求資料

一、庁内の調査会による調査報告書
二、イ　年度別各経費の収支総額及び区分
　ロ　年度別決算額内訳書
三、原因者別（民間）契約書及び実積報告
四、調査団からの報告書印刷代要求ピンク色紙メモ
五、預金通帳の写
六、アルバイトの重複した典型的なもの

○第四回、十月四日委員長名で元社会教育課長兼遺跡調査会事務局長を説明員として出席を求めるとともに、すでに退職した元社会教育課長兼遺跡調査会事務局長を証人として要請同日議長名で市長及び証人あて要求、第四回の十月十八日の委員会において、調査がおこなわれた。

(イ) 出席説明員

元社会教育課長兼事務局長　小山哲夫君
教育委員会主幹　佐久間義信君

(ロ) 証人の職氏名

元社会教育課長兼事務局長　柳下　章君

(ハ) 証言を求めた事項

昭和五十一年四月二十日より昭和五十四年十月二十日までの担当期間に係る経緯。

教育委員会主幹　佐久間義信君

○第五回、十一月一日委員長名で第三回目の資料及び元社会教育課長兼遺跡調査会事務局長を証人として要請、同日議長名で市長及び証人あて要求第五回の十一月十一日の委員会において調査がおこなわれた。

(イ) 第三回要求資料

一、柳下　章元事務局長の経過報告書

二、原因者別（民間）実積業務報告書

(ロ) 証人の職氏名

元社会教育課長兼事務局長　柳下　章君

(ハ) 証言を求めた事項

(1) 経理事務に係る調査団との関係及び契約ならびに決算報告

(2) 団長就任及び退任のいきさつ及び遺跡調査団と経理事務

○第七回、十二月三日委員長名で証人出頭及び第五回目の資料及び証人出頭を要請、同日議長名で市長及び証人あて要求、第七回の十二月二十日の委員会において調査がおこなわれた。

(イ) 第五回要求資料

一、昭和五十四年度原因者別の精算書及び領収書全部の写

二、小山哲夫氏名儀の五百万円預金通帳の写

(ロ) 証人の職氏名

教育委員会主幹　佐久間　義信君

四、日野市遺跡調査会規約に係る、監査制度の設置に伴う改正決裁書類

(ロ) 証人の職氏名

元社会教育課長兼事務局長　坂本金雄君

〃　〃　柳下　章君

教育委員会主幹　佐久間　義信君

元遺跡調査団団長　坂詰秀一君

(ハ) 証言を求めた事項

(1) 経理事務に係る調査団との関係及び契約ならびに決算報告

(2) 団長就任及び退任のいきさつ及び遺跡調査団と経理事務

○第七回、十二月三日委員長名で証人出頭及び第五回目の資料及び証人出頭を要請、同日議長名で市長及び証人あて要求、第七回の十二月二十日の委員会において調査がおこなわれた。

(イ) 第五回要求資料

一、昭和五十四年度原因者別の精算書及び領収書全部の写

二、小山哲夫氏名儀の五百万円預金通帳の写

(ロ) 証人の職氏名

教育委員会主幹　佐久間　義信君

前教育長倉又秀作君

(ハ) 証言を求めた事項

(1) 預金されている五百余万円の出どころ、及びその支出

(2) 遺跡調査の国庫補助に対する決算

(3) 調査会の組織とその分担

○第八回、十二月二十三日委員長名で証人出頭及び第六回目の資料を要請、同日議長名で市長及び証人あて要求、第八回の一月二十日の委員会において調査がおこなわれた。

(イ) 証人の職氏名

元教育委員会事務職員　池上　悟君

㈱文明堂印刷所関係　好延君

元教育委員会臨時職員　大沢須美子君

元遺跡調査団副団長　持田友宏君

前助役　野呂章君

現助役　赤松行雄君

教育委員会庶務課長兼遺跡調査会々長代行

〃　社会教育課長兼遺跡調査会事務局長

下田昌久君

谷正幸君

(ロ) 証言を求めた事項

(1) 遺跡調査発掘年報の印刷代

(2) 会計事務に伴う支出命令書の取扱

(3) 年報の増刷

(4) 不明金の発覚等によっての決算書の作成

(5) 損害賠償と退職金

(6) 五百万円通帳の取扱いと、返済した補助金の内容

(イ) 第六回要求資料

昭和五十一年から昭和五十四年までの調査地点ごとの原因者支出と、補助事業別明細一覧表

○第九回、一月二十五日委員長名で証人出頭を要請、同日議長名で市長及び証人あて要求、第九回の一月三十一日の委員会において調査がおこなわれた。

(イ) 証人の職氏名

元遺跡調査団長　坂詰秀一君

元社会教育課長兼遺跡調査会事務局長

柳下　章君

教育委員会事務職員　池上　悟君

教育委員会主幹　佐久間義信君

元教育委員会事務職員　池上　悟君

日野市監査委員　高崎克好君

〃　監査事務局長　高野　隆君

日野市長　森田喜美男君

(ロ) 証言を求めた事項

(1) アルバイト賃金の重複請求に伴う調査団との関係

(2) 遺跡調査会年報の増刷
(3) 満蔵院関係に対する七百万円の内容とメモ
(4) 原因者（民間）に対する精算
(5) 五百万円の解約とピンク色紙メモ
(6) メモの受け渡しは、誰が仲介したか
(7) 調査会と調査団との契約
(8) 特別監査報告書の内容
(9) 五五〇万円の関係
(10) 研修旅行等の請求
(11) 遺跡調査会の整理についての指示と責任
(12) 不明金の解明
(13) 事件発覚時における規約の改正による役員の無効性
(14) 職員の補充と勧奨退職の扱い
(15) 調査特別委員会について、どのように思っているのか。
(16) 職員からの信用性

(ハ) 第七回要求資料

一、発掘に伴う国庫補助金実績報告書
二、　五百万円の個々の返還理由と説明書
三、大沢須美子氏が持参した期日及び説明資料
四、監査事務局へ文明堂印刷所からの受注明細一覧の写

○第十回、二月一日委員長名で証人出頭要請、同日議長名で市長及び証人あて要求、第十回の二月十四日の委員会において、調査がおこなわれた。

(イ) 証人の職氏名

日　野　市　長　森　田　喜美男君
元遺跡調査団長　坂　詰　秀　一君
元遺跡調査団副団長　持　田　友　宏君
元遺跡調査会事務局長　柳　下　　章君
元教育委員会主幹　佐久間　義　信君
元教育委員会臨時職員　大　沢　須美子君

(ロ) 証言を求めた事項

(1) 遺跡調査会の体質改善
(2) 遺跡調査会規約の改正
(3) 特別監査報告による、不明金に係る会長の責任
(4) 賃金支給明細書の扱いと、受領者の署名
(5) ピンク色紙メモの指示者と人件費の重複

○第十一回、三月二十二日調査特別委員会調査の終結をはかり、元遺跡調査会事務局長（社会教育課長）柳下　章氏を偽証により告発することとした。

二、調査結果

遺跡調査会は、原因者、アルバイト雇用関係書類の事務整理、及び賃金ならびに委託料の記録が、市の規則、規程の準用に欠けていることが、関係者十七名の証言で明らかとなった。

本委員会は、遺跡調査会事務局長（社会教育課長）であった、柳下　章氏を証人として五回にわたり、尋問したなかで次のように区分される。

(イ) 委託先である調査会から、業務内容は市に対し毎年度報告されるべきもので、完了後の精算及び報告書の提出がない、又支出命令書の決裁も、大部分は局長段階で処理されている。

(ロ) 市会計事務規則及び文書管理規程並決裁規程等が、長年遵守されず、事務が執行され予算的な裏付のないことを理由に、アルバイト賃金の二重、三重の支給や領収書の改ざん等がある。

(ハ) 文明堂印刷所に報告書代として、五十四年十月二十七日普通預金より百五十万円支払ったことになって領収書もあるが、すでに五十三年四月八日より同年十二月二十七日の間に、四回にわたり当座勘定より支払済となっている、この百五十万円は、当座勘定に返済したとしているが、そのうちの四十六万円は、使途不明金となっている。

(ニ) 五十三年、平山九次の都道建設関係で、五十四年四月報告書代三九〇万円支払ったとしているが、領収書がなく使途不明金となっている。

(ホ) 普通預金から四百万円を、五十四年七月十日付引出し、その内土木会社へ支払った、六十一万四千円は五十五年五月三十一日付で、当座預金から、立替金三九八万六七五〇円の返済金に、含まれていることであるが、当座預金からは立替えはしていない。

したがって、六十一万四千円は、重複計上で不明金である。

このような方法により使途不明金の総額は、一、六八二万四四八三円と、特別監査報告のなかでも明らかにされている。

(ヘ) 右の不正支出や不明金に対し、柳下　章氏は、虚偽の証言をしたものと判断をした。

三、結　論

本委員会は、昭和五十七年九月以降、委員会十一回、打合せ予備会五回にわたり調査してきた。

(一) この不正事件は、柳下　章　元遺跡調査会事務局長が、法にもとづき、地方公務員であることの、自覚があったならば発生しなかったであろう。

会発足当初から監査制度を、規約上設置しておくべきであったが、しかし、監査制度がなかったからといって、公職の立場を逸脱し市民がとうてい想像することもできない不正な行為は許せない。今回の不正事件の中心は、柳下

章　元事務局長が、経理の責任者の立場を利用して、出納を独断運用して、遺跡調査会及び市に、大きな損害をあたえたところにある。

なお、当委員会は、柳下　章氏が偽証したとの判断をし、告発すべきとの結論を得た。

㈡　森田喜美男市長は、遺跡調査会長であった、昭和五十一年度より昭和五十四年度にわたる在職中、会への市職員の適正配置、規約の改正など適切に行わなかった。又遺跡調査会に不明金の疑いが生じていた段階での、柳下　章氏の退職を認めた時期、その後の会長辞任、積み立金の原因者への返還手続きなど、適切さを欠くものと言える。

以上指摘した通り総括責任者としての責任は重大である。

㈢　遺跡調査会副会長であった、倉又秀作前教育長は、元遺跡調査会事務局長（元社会教育課長）柳下　章氏への信頼は深かったとして、不正経理をその当時発見できなかったと発言している。直接の上司としての指導、監督をいちじるしく欠いたと考えざるを得ず、当然その責任を負うべきである。更に不正発覚後、市長に指示されているにもかかわらず、解明にも積極的に対応しなかったことは、重ねて重大な責任といえる。

㈣　調査団側は、具体的に発掘業務にたずさわっているため、経理面については、現場担当のため、一切関与していないと発言はしているものの、佐久間義信氏、倉又秀作氏及び小山哲夫氏等は、調査団側から相当な圧力があったように発言している。例えば、研修費、食糧費などの経費捻出は、暗黙のうちに、行なわれていたようである。これは、発掘調査への悪影響をさけるための、処置であったと思われ、ある面では今回の不正発生への誘因の一つと言える。

四、改善点

調査会の事務及び経理内容を調査していくなかで、書類の不備などからして、地方公務員として守るべき規範は厳守し、職場の規律を確立するとともに、綱紀の粛正をはかることが必要である。事務の執行にあたっては、決裁規程及び市会計事務規則等を準用し、複数の職員によるチェック及び人事的配慮が必要である。調査会と市との委託業務については明確にし、契約書は事業毎に、その内容を明記し、完了による精算及び報告書の提出は厳守しなければならない。

なお、遺跡発掘調査は、これからも続行しなければならないので、遺跡調査会の事務、予算配分の明確化を進めるとともに、行政と調査会との連携を充分とり、住民の信頼を早期に回復すべく、努力しなければならない。

五、告　発

当委員会は、柳下　章氏の証言は偽証と判断したので、市議会は告発すべきものとした。（別添告発書）

以上報告を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって審査報告を終わります。

議長提出議案第一二号、日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る関係人の告発の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住芳雄君。

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（奥住芳雄君）　提案理由の御説明を申し上げます。

お手元に配付されている書類がございます。日野市議会議長石坂勝雄名儀で、警視庁日野警察署長　小野輝雄殿に告発するものでございます。

告　発　書

告発人　日野市神明一丁目一二番地の一
日野市議会議長　石　坂　勝　雄

被告発人　日野市南平六丁目五番
元　日野市役所職員　柳　下　　章

日野市議会は、議決により日野市遺跡調査会に対する委託事務並びに委託料の疑義に係る調査のため、被告発人を関係人として、昭和五十七年十月十八日より五回にわたり当市議会調査特別委員会で発掘調査経費の超過分の精算及び使途不明金に係る証言を求めたところ、虚偽の陳述をしたものと認めるから、別紙証拠書類を添え、地方自治法第百条第九項の規定により告発します。

次に被疑事実を申し上げます。

被告発人は、昭和五十一年四月二十日から昭和五十四年十月二十日まで、日野市遺跡調査会事務局長（社会教育課長）在任の間、遺跡発掘に伴う委託事務並びに委託料の疑義に直接関係する職にあった者である。本議会は委託事務並びに委託料の疑義の直相究明のため、被告発人を含む関係者より証言を求め、遺跡調査会の運営経緯等を明らかにしようと努めたのであるが、被告発人の証言中、左記の諸点は偽証と判断ぜざるを得ない。

記

一、被告発人は、原因者に対する委託料の精算及び報告は全部完了している旨証言している。関係記録及び資料並びに一連の証言をあわせ判断するとき、在任中の原因者でも未精算者がいる。

二、遺跡発掘のためアルバイト雇用で賃金の重複支給は認めた

ものの、不正使用したことはないと証言しているが、関係記録書類及び他の関係者からの証言をあわせ見ると、何ら証明する資料がない。

三、被告発人は、提出した資料で解明できるとしたが、監査結果、当議会の調査結果、市提出資料、関係者証言等により解明されるに至らなかった。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑討論を省略し、直ちに本件を採決いたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　日程三六、三七に関しまして委員各位が非常に御苦労なさったことは心から敬意を表しますが、私としては本件に対しての賛否、及び意見を留保いたしたいので、退席いたす時間をお許し願います。

〔六番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る関係人の告発の件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　九時三十二分休憩

午後十一時五十八分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。会期の延長の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期の延長の件を議題といたします。

会期を十二日間延長し、四月十三日までとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は十二日間延長し、四月十三日までと決定いたしました。よって明日より十二日まで休会といたします。次回の本会議は十三日の午前十時といたします。長期の間大変御苦労さまでございました。

本日の会議はこれにて散会いたします。

午後十一時五十九分延会

四月十三日　水曜（第十日）

日野市議会会議録

第十二号

昭和五十八年
第一回定例会

四月十三日　水曜日　（第十日）

出席議員（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	加藤一郎	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	伊藤正吉	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	坂本金雄	君
清掃部長	大貫松雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	栗原莞次	君
書記	萩生田富司	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子　君

都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	高野隆	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	小沢三郎	君
教育次長	小山哲夫	君
書記	平川雅弘	君
書記	串田省三	君
書記	平谷和君	君

議事日程

昭和五十八年四月十三日（水）
午前十時開議

（議案上程）

一　議員提出議案第三号　都立高校の新設促進に関する決議
二　議員提出議案第四号　大幅所得税減税の実施、景気回復、雇用安定を求める意見書
三　議員提出議案第五号　中小企業の経営危機打開に関する意見書
四　議員提出議案第六号　景気対策に関する意見書
五　議員提出議案第七号　物価調整減税の実施に関する意見書
六　議員提出議案第一〇号　被爆者援護法早期法制化に関する意見書
七　議員提出議案第一一号　電電公社改革に関する意見書

本日の会議に付した事件
日程第一から第七まで

午前十一時五十分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員三十名であります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　過日、四月一日の本会議の席上で、共産党の米沢議員から、黒川、古賀議員から竹ノ上議員に対する陳謝要求の発言がありましたと、こういうことで議事進行の発言があったわけでございますが、「大事な点を確認したい、その点は代表者会議、それから議会運営委員会で決定したかのような言い方で、いわゆる陳謝要求がされたわけですけれども、議員によっては、そういう確認はなかったと言っている議員もおります」、このように米沢議員が言っているわけです。そして、「あえてこの場で確認したいわけですが」と言いまして、「もしそうでないと、黒川議員、古賀議員の発言は全く根拠のない発言だと、こういうことになります」と、このような発言を本会議場でしているわけですが、私はこの経緯からいたしまして、過日、この前に、いわゆる竹ノ上議員のことに関しましての陳謝要求をいたしました。そのことは三月のたしか三日だったと思いますが、代表者会議の席上でこのような話が確認をされました。そしてその翌の三月のたしか四日だと思いますが、議会運営委員会の席上でも、この確認をされた上で私は発言をしたわけです。

その確認は、私は、代表者会議のメンバー、正副議長、それから高橋代表、飯山代表、それからオブザーバーとして出席しております小山代表にも確認をいたしました。八人のうち六人の方の確認を私はいたしました。また、翌日の議会運営委員会では、奥住委員長を初めとして正副議長、市川委員、中山委員、同じくオブザーバーとして出席しております小山議員の了解を得まして、確認を得まして私はこの発言をしたわけでございます。残りの二名は革新クラブの一ノ瀬代表と、それから共産党の方でございますが、本日、一ノ瀬代表にも確認をいたしました。一ノ瀬代表は、そのようなつもりでいた、このような発言をしておるわけでございますが、いわゆるこの代表者会議では八名のうち七名、それから議運においては九名のうち八名の方に私は確認を得て、この本会議場で発言をいたしました。したがって、この米沢議員が、「全く根拠のない発言だ」と、こう言われることは全く遺憾であります、私にとっては。したがって、議員によって、そういう確認はなかったと言っている議員がおりますというんですが、これは一体どういうことなのか、この点をまず言っていただきたいことと、もしこういうことがありますと、代表者会議、あるいは議運での私どものいわゆる申し合わせ、確認というものが、全くこれからほごになってしまう、一体どのような議会運営をしていったらいいのか、私、非常に心配するわけでございますので、その点を確認をしてお

きたい、かように思います。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの黒川重憲君の議事進行に対して、お答えを申し上げます。

議長といたしましては、いま黒川重憲君が申し上げたことがそのとおりだと、私は議長としても考えております。しかし、事が本会議場で米沢議員の発言もなさったことなので、後日、会議録等を調べまして、議会運営委員会、代表者会議等で確認をしてお答えしたい、かように思っております。黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　そうしますと、この意見書等の議案が終了後、そういう確認作業に入る、このように理解してよろしゅうございましょうか。

○議長（石坂勝雄君）　本日そういうことまで準備というか、そういう調べの作業ができるかどうかわかりませんが、鋭意努力したい、こういうように思っております。

日程に入ります。

議員提出議案第三号、都立高校の新設促進に関する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　都立高校の新設促進に関する決議でございますが、お手元に御配付してございますように、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三号、都立高校の新設促進に関する決議の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第四号、大幅所得税減税の実施、景気回復、雇用安定を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　大幅所得税減税の実施、景気回復、雇用安定を求める意見書でございます。

案文はお手元に配付のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四号、大幅所得税減税の実施、景気回復、雇用安定を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第五号、中小企業の経営危機打開に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　中小企業の経営危機打開に関する意見書でございます。お手元に配付をいたしました案文のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五号、中小企業の経営危機打開に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第六号、景気対策に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　景気対策に関する意見書でありまして、お手元に配付されております案文のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六号、景気対策に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第七号、物価調整減税の実施に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　物価調整減税の実施に関する意見書であります。お手元に配付された案文のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第七号、物価調整減税の実施に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一〇号、被爆者援護法早期法制化に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　被爆者援護法早期法制化に関する意見書でありまして、これは厚生委員会に付託されました請願に沿っての意見書であります。案文はお手元に配付されたものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一〇号、被爆者援護法早期法制化に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一一号、電電公社改革に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　電電公社改革に関する意見書であります。お手元に配付されております案文のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第一一号、電電公社改革に関する意見書の件は否決されました。（「確認」と呼ぶ者あり）

御静粛に願います。

議員提出議案の意見書、決議は終わりましたが、なお、代表者会議等で調整中のものがありますので、休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　ただいまの議案第一一号、電電公社改革に関する意見書については、挙手多数、多いと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（石坂勝雄君）　お答えいたします。挙手採決でございますので、事務局長が確認いたしましたところ、挙手をされた人は少数でありました。（「もう一度確認してください」と呼ぶ者あり）

御静粛に願います。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後　零　時三分休憩

後、再開に至らず閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十八年　三　月　　日

日野市議会議長　石坂勝雄

日野市議会副議長　大柄　保

署名議員　黒川重憲

署名議員　古賀俊昭

1418373

日野市立図書館
☎81－7354
14 18 373